春山育次郎著

平野國臣傳

東京 平凡社版

平野國臣銅像
大正四年十月建設福岡市西公園荒津山の頂上にあり

誕生地の記念碑
福岡市地行下町にあり文政十一年三月二十九日此地に生る家屋は今巳に解かれて跡なく産湯の井纔に隣壁濱地氏の邸中に存す
（大正四年平野國臣先生顯彰會建設）

産湯の井
井は現時の所有者近年ポンプ式に改めたるを以て往昔の模樣を失ひ風趣なし

平野國臣銅像
大正四年十月建設福岡市西公園荒津山の邱上にあり

誕生地の記念碑
福岡市地行下町にあり文政十一年三月二十九日此地に生る家屋は今巳に解かれて跡なく産湯の井纔に隣壁濱地氏の邸中に存す
（大正四年平野國臣先生顯彰會建設）

産湯の井
井は現時の所有者近年ポンプ式に改めたるを以て往昔の模樣を失ひ風趣なし

故住宅　福岡市地行三番町にあり九歳の時より一家と共に住居して成長せり内部は稍變更したれども外觀は粗ぼ舊形を存す

佩刀横笛及び一絃琴の絲爪並にコマ

佩刀は同志眞木泉州の贈る所後之を竹馬の友小田部龍右衛門爲雄に贈る

横笛は國臣の手製

一絃琴の絲爪並にコマは福岡の獄中自ら玩びて無聊を遣る所後獄吏に沒收せらる

（福岡　小田部龍太郎氏所藏）

文久三年八月十三日京都に於て大和行幸攘夷親征の詔を拜したる時の歌

（福岡　許斐友次郎氏所藏）

福岡の獄中筆墨の禁あり紙捻字を以て詩歌を錄したる
囹圄消光の一節
（福岡　平岡浩氏所藏）

福岡の獄中筆墨の禁あり紙捻字を以て詩歌を錄したる
囹圄消光の一節
（福岡　平野國臣氏遺族所藏）

（東京内田良平氏所藏）

福岡の獄中筆墨の禁あり紙捻字を以て經歴を叙したる盡忠録の一節

（福岡 平野氏遺族所藏）

安政五年肥筑の遊渉日記久留米に高山彦九郎の墓を弔ひたる一節

（福岡 平岡浩氏所藏）

文久三年十月朔日防州三田尻より郷國の同志鷹取月形江上等の諸人に贈りたる訣別狀

（福岡 平野氏遺族所藏）

平野國臣傳序

嘉永安政以降尊攘の論天下に行はれ、憂國の志士競ひ起り、君國の爲に力を致し身を棄てゝ難に殉じたる者、一々列擧すべからず。就中事蹟最も顯著にして聲譽汎く流播するは、蓋し平野二郎國臣を冠とす。國臣は筑前の人、予の家と鄕閭を同じくし、近く住むの故を以て夙に交誼あり。因て想ふ、文久三年の春、國臣許されて福岡の獄を出づるや、一日粗服平裝飄然として來り訪ふ。適ゝ家人方に朝餐を食す、先考乃ち箸を擱きて懇談す。予童幼傍に侍して之を見聞せり。國臣顏色蒼白頭髮蓬々として風采甚だ揚らず、語つて曰く、異國人は他の眼に物の形を微小に映ぜしむる切支丹の秘方を知ると耳にせり、例へば刀身を見ること恰も此箸の如しと、座傍の箸を把つて擬し、且つ今より長崎に赴き秘方を傳習せんと欲する意を言へり。是れ實に六十七年前、聲容恍として猶ほ目睫の間にあり。國臣辭し去りたる後、先考は家人に向つて、平野は近日ふたゝび藩を脫せむ、念ふに其目的と蹤跡とを晦まさんが爲に殊更斯かる言を爲したる歟と語れり。遙に當年を回想して感懷の情轉ゝ禁じ難きを覺ゆ。

春山育次郎君筑前に寄托すること多年。好みて先哲前賢の事蹟を考覈し、貝原益軒平野國臣野村望

東等の閲歴言行に於て最も通曉するを以て知らる。近ごろ平素蒐集する所の資料を編次し、平野國臣傳の一卷を著はし、將に印行して世に問はむとす。從來國臣の傳記の刊せられて坊間に存する者頗る多し、然れども概ね正確を失ひ、粗雜に過ぎて、完備を得たるは尠し、此書事實の討究忠實にして詳細を悉くし、且つ批判の穩當公平なるに至つては、蓋し希れに觀る所なり。故に予欣然として序を作り世に薦む。

顧ふに、王政維新の史實は、我國未曾有の一大事業にして、近來國運の振興發展主として之より生ず。是れ世の人勉めて此間の消息を領會せむと欲し、交渉ある志士の事蹟を考覈して餘力を遺さゞる所以にして、著者述作の勤勞、亦斯界の研究者に寄與するの多大なるは固より言を待たず。今や時勢著しく移り、氣運漸く更まり、社會の變遷人心動搖の情況、自ら人をして深憂を抱かしむるものあり、是時に方り此書の成るを告げて刊行せらる、庶幾くは以て勤王殉國の精神を振作し、世道人心を裨補するに足らん。これ豈獨り國臣と因緣ある我等筑前人の喜のみならむや。

昭和四年五月　　子爵　金子堅太郎

平野國臣傳序

德川幕府の末造、外交の案、勤王の論紛々として起り、天下多故を告ぐるに及び、諸方の志士爭ひ出でゝ力を君國の事に致し、鞠躬盡瘁して維新中興の氣運を啓き、餘勳遺功赫として永く後昆を光被し、萬人を感發せしむ。而して平二野郞國臣は、斯かる志士中の最も錚々たるものなり。素と海西の微賤に生れ、胥徒の末設より起り、早く卓然として王政恢復の大志を抱き、出でゝ安政戊午の難に遭ひ、勤王僧月照を扶けて薩摩に入り、投海の悲劇に參したるを始めとし、爾來十年に垂々んとするの間、絕えず東奔西走して義徒を募り、同志を求め、數ば窮途を踐み危地に臨めども、未だ嘗て屈せず撓まず、終始一貫して勁節を守り、或は櫻田門外の義擧に於て、或は伏見寺田屋の奇變に於て、或は筑前勤王黨の興起に於て、また或は大和但馬の擧兵に於て、當時の志士の專ら努力苦心したる回天の運動、一として直接間接多少の交涉を存せざるはなく、元治甲子の事變、英雄未死の魂を留めて、京師の獄に身を致し志を全うせり。その精忠義烈、倫を絕ち群を拔き、夙に第一流の勤王家として盛に名を稱せられ、芳譽弘く流播するもの、豈故なしと云はむや。たゞ浪人の志士を以て徒手空拳事に從ひ、且つ藩吏の追究を避け、幕府の物色を逃るゝに忙はしく、潛伏微行して闇黑の裡に形跡を沒する

を常としたれば、此間の眞相概ね晦蒙に歸して傳はらず。その纔に人に知らるゝものも、誤謬を混じ確實を缺く所多きは、頗る遺憾とせざるを得ざるなり。

友人春山育次郎君、久しく力を維新史の攻究に用ひ、自ら一家の見解あり。國臣の事蹟闡明ならざるを哀み、深く意を玆に致し、閲歷行實を捜討して餘力を遺さず、頃ろ平生の知る所を述べて平野國臣傳を作り、厖然として一雄卷を成し、今や刊行して世に示さむとす。志士終生の閲歷言行、微を窮め細を穿ち、述べて盡くさゞるなく、說いて到らざるなく、久しく晦蒙して人に知らるゝことなかりしもの、此書を待つて始めて鮮明となりたる所極めて多し、寔に近來獲易からざるの好傳記と云ふべし。況や敍する所獨り國臣一人の事蹟のみに止らず、此志士の行動と交渉ある時勢の消息をも併せて說き、此志士を繞れる内外周圍の事情に及びたれば、その補益を一般維新史の研究者に與ふるもの、また固より尠少ならず、是れ即ち此書の顯著なる特色にして、著者の勞最も多とすべし。人若し就て之を閲せば、庶幾くは以て我說に首肯せられむ歟、蓋し必ずしも自ら好む所に偏するの私言にあらざるなり。乃ち聊か見る所を述べて序と爲す。

昭和四年五月

維新史料編纂官　**勝田孫彌**

凡　例

一、平野國臣の事蹟は、從來の文書記錄、之を述べたものもあれば、著者も幾たびか筆に上せまして、大概のことは分つてゐますが、善く吟味してみると、随分それは錯誤も多く脫漏も尠くないので、平素專ら意を用ひて蒐集した資料を取り、今こゝに重ねて此編を作りました。

一、國臣は微賤の一浪人より身を起し、絕えず闇黑秘密の間を潜伏微行して君國の事に勤勞しましたから、その行實は、概ね晦蒙に歸し、鮮明を失ふてをるので、此編は勉めて輪廓の時勢を描き周圍の人物を寫し、相對照して中心の眞相を究めむと志ざしました。是れ叙述の頗る繁密に涉るを免れざる所以であります。

一、家系の概略、父母の素生、幼時の情況は、主として國臣の同胞朋友鄕黨の故老に就て、親しく叩いた所で、此等の人々は、近年に及んで殆んど都べて世を去られました。その存生中、自ら聞き質すことを得たのを、著者は最も幸とします。

一、月照と同行して薩摩へ入り、入水の最後までも参じたのは、國臣の名を天下の人に知らるゝの始で、感興の多い話も種々ありますが、これは去年の秋、別に月照物語の一編を作つて刋行しましだので、月照の閲歷と入薩の始末とは、重複を厭はず、大概月照物語を移して此編に載せました。

一、大正五年の秋、平野國臣先生顯彰會より刋行せられた平野國臣傳は、著者の提供した資料を底本として編纂せられたもので、內容に於て此編と相類似する所極めて著しく、福岡の獄但馬の義擧及び最後の一節に於て殊に然

うであります。同一の著者の手に成つたことを諒とせられむことを望みます。

一、國臣は平生好みて歌を咏み、且つ往々詩をも作りました。勤王の事蹟と直接の關係の尠いものは、此編には概ね省略しまして、間々多少の興味を感ずるもの一部分を取りました。武家故實の著述、福岡獄中の論策、尊攘英斷錄、藎志錄、肥後遊記、囹圄消光等と共に、平野國臣先生顯彰會の刊行本に收めてあります。全豹を見たいと思はるゝ人は、併せて參考せられむことを望みます。

一、編中に收めた國臣の書牘は、勉めて自筆の原書に據り、且つ、著者の知れる限りは都べて取りましたが、中には傳寫本を用ひたものも多々あります。また河內の富田林より洛外の山口薫次郎に贈つた書として、野史臺の維新史料に載せてある長編のものは、世間の人の善く引證する所ですけれども、これは肥後の松田重助の通信で、平野國臣の氏名は、後の人の改筆ですから、著者は棄てゝ取りませぬでした。

一、此編の著作に於て參考した文書記錄は力の及ぶ限りは勉めて涉獵したので、甚だ多數に上りまして、今一々列擧し兼ねますが、重要なるものは、往々編中に記して示しました。

一、此編の著作に於て、或は見聞の事實を語り、或は所藏の材料を出して、援助を與へられた人、また極めて多數に涉つて、一々擧示する暇のないのを遺憾とします。唯これも重要なるものは往々編中に記して示しました。旁々今こゝに事の由を記して、聊か謝意を表します。

昭和三年の春　　著者

平野國臣傳目次

（目次終）

平野國臣傳

序説　一

王政の復古成り、維新の改革行はれ、開國進取の鴻謨こゝに定つてから、時勢は幾たびか紆餘曲折し、經營施設方に六十年。國運隆然として振ひ、文化蔚乎として興り、記憶猶ほ鮮かな日清日露の役に全勝を收め、近くは歐洲の大戰に參加し、威名維れ揚り、勢力維れ張り、東洋の雄邦として明治大正の盛世を鳴らし、今や世界五大國の一と稱せられ、或は三強國の一と唱へられて昭和の聖代を迎へ、曆數は還つて戊辰の干支となりました。

凡そ曆數立ち回り干支改まる時の如く、總べての人をして遠き過去を想起し、回顧の情を油然たらしむる機會はありませぬ。古雅な新年の儀式に於て、跡古りたる上代の面影をしのぶは、必ずしも國學者や歌人には限りますまい。されば此昭和三年の春を以て、筆を着けた我平軒國臣傳に一瞥を與ふる人も、恐くは著者と同く、先づ暫く頭を回らして祖國の歷史に想到さるを禁じ得ないでありませう。

神武英達を仰がれ給ふ橿原宮の大帝が、かしこくも西の方日向の邊陲に興らせ給ひ、親しく戈を執つて皇孫の國を經營せられ、やがて天壤無窮の鴻業を紹成ましまして建國の基を定められた即位紀元辛酉の歲に遡ると、今は疾や二千五百八十年を重ねました。寔に遙遠な年所であります。さて此遙遠な年所の間に幾たびか消長した國運の盛衰泰否は、固より一々列擧さるに暇ない程のことで、それは世につれ時に隨ふて樣々の變遷を閱しました。或は潰裂分崩して幾むど

國家の形を成さなかつたやうな時代もありました。シカシ大體の上より云ふと、始終克く儼として東海の表に嶋帝國の獨立を保ち、上は萬世一系の天皇を以て、下は萬人一種の國民を以て、二千五百八十年猶ほ一日の如く、連綿として明治大正の御代に及びました。これ實に我祖國の歴史の世界に冠絶する所以であります。

我祖國の歴史は、斯の如く遙遠の年所を積み、且つ無比の光華を包める特殊の大歴史ではありますが、併しながら我々の今まのあたりに遭遇してをるやうな國運の隆昌を極めた時代は未た曾て一たびも有りませぬでした。今日の國家の如く威名維れ振ひ勢力維れ張つたことは、未た曾て一たびも有りませぬでした。過ぐる五六十年の間に於て、經營せられ施設せられた所の開國進取の一大事業が、我々國民の祖先の夢にだも見たことの無い空前のものであるのは、また別に委しく說明を費すにも及びませぬ。

然らば、我々國民が今方に遭遇しつゝある國運と時勢、即ち斯の如く遙遠の年所を積み無比の光華を包む祖國二千五百餘年の歴史にも類例のない明治大正の御代は如何にして現出しました歟。歐洲の批評家は、此二十世紀の劈頭に於ける我國民の勃興を稱して、世界の歴史に於ても未曾有の事實であると云ひ、往々評して一の大奇蹟だと申します。是れ果して神の成せる奇蹟でありませう歟、斯の如き國運と時勢とを現出したことに就て、仔細の觀察を下すと、それは由來も深く源因も多い。元來二千餘年の間に蓄積せられ涵養せられた實力より成つたもので、今にして一概に之を論斷さることは頗る困難ですが、その最も著しくして且つ近きものを言へば、それは即ち明治中興の鴻謨で、王政の復古成り維新の改革行はれ、開國進取の國是こゝに定まり、爾後五六十年、上下君臣志を一つにし力を戮はせ、知識を宇內に求めて、銳意熱心面もふらず進んで來た故でした。

王政の復古、維新の改革、これが先づ已に我祖國の歴史には、類例のない空前の一大事實で、幾萬年の限り知られぬ

遠き未來のことは分りませぬから、固より絶後の偉業と云ふことは出來ないとしても、併し二百年三百年のうちに數ば繰り反へさるゝやうな輕易の事實とは全く違ひます。たゞ此極めて重要な事實は我々國民が今方に遭遇しつゝある現代の發端で、今日の時勢と直接に交渉し、歷史としては猶ほ甚だ新らしく、之を觀察し之を批評する人の議論見解の裡には、種々の事情や好惡の念などを混同し、動もすれば穩當公平の判斷を誤りまして、此事實の極めて重要なる割合にはその歷史上空前の大事實たることは、未だ十分に認識せられてをらぬ樣な感も生じます。若し今から千年二千年を經た後世に於て、遙に時代を隔てゝ此事實を望むならば、王政の復古、維新の改革、これは必ず我祖國の歷史の上に屹然として高く峙ち、劃時代的の偉觀を成すに相違なく、此王政復古の時勢を促し、此維新改革の氣運を助けて多大の力を致した勤王の志士の如きは、今日よりも猶ほ幾層の重き地位を我祖國の歷史の上に占むるのは必然と思はれます。

平野二郎國臣は、斯の如く我祖國の歷史の上に劃時代的の事實を成すに方つて最も功勞の多かつた人でありました。その勤王の志士として、鞠躬盡瘁斃れて後ち已める事蹟は、彼の世に有りふれた普通の忠臣義士の行實が、單に風敎を裨補し名節を資益するに止つた樣なものとは、頗る趣を異にし、これ直に一の大なる經世の事業でありました。

序說 二

元和偃武の後、文敎競ひ起るの時勢となつて、一方には大義名分を講究する宋學普く行はれ、一方には祖國の歷史典例を闡明する國學盛に行はれ、その當然の歸結として、我國民の間には、皇室の衰微を慨嘆し、覇者の專權に慷慨たる感情、漸を追ひ欝勃として生しつゝあつた所に、適々嘉永安政の頃に及び、歐米の勢力東漸し來りて通交互市を迫り、

鎖港攘夷の問題こゝに起り、議論紛々の天下となり、斯くて皇室親政の下に、國内の人心を統合し、擧國一致して外來の壓迫に對抗せねばならぬと云ふ時務上の必要からして、我國民の尊王心は、愈々鮮明となり熾烈となつて、勤王の志士なるもの、到る處に群かり出で、頻に力を國事に致し、志を朝廷に寄せ、國民活動の先驅となり中心となり、やがて王政の復古を成し維新の改革を行ふ原動力となりました。

德川幕府の末葉は、殆んど二百年を超ゆる太平無事の打續いた後ですから、嘗て雨に浴し風に櫛りて攻城野戰の功を立て、自ら封侯を取つた大小名の子孫は、概ね皆深窓婦人の手に人と成り、菽麥を分つことだも叶はざる馬鹿殿樣となつて了つて、特別なる或る少數の人を除く外は、何の役にも立ちませぬでした。大小名以下の武家でも、豐祿高秩のものは、また同樣のありさまであつて、專ら力を國事に致し志を朝廷に寄せた勤王の志士は、大抵文武二道の訓練を愛用するに堪へた所の中等武士の階級から出ました。中には商賈の群から算盤を棄てゝ起つた人もあれば、農夫の間より鍬を擲つて來た人もありました。足のうらにヒツツク飯粒のやうな微祿小俸に衣食する足輕の身分より出てたものは最も多い。平野二郎國臣も同じく足輕の浪人に身を挺んで、赤手空拳を揮ふて勤王の大志士となつた人でした。

勤王の志士の間でも、仕籍をもつたものと浪人とは、志士としての立場も運動の方法も、自ら趣を異にして、仕籍をもつたものは、内に多少の同志もあれば、往々にして已れの仕ふる藩國若くは主家の名に依頼する便宜もありました。薩長土及び水戶の志士、京都の縉紳の家臣より出た志士などは即ち是で、平野の如きに至ては、終始浪人の身分を以て廣く同志を四方に求め、已の藩國主家の外に孤立獨行して運動したのでした。また志士の多數は、大概先輩や長者の感化薫陶に依つて奮起しましたが、獨り平野は文王を待たずして猶ほ自ら興つた豪傑の士でありました。筑前にも夙に加藤虞山だの吉富杏村だのと云ふやうな人物もあつて、天保嘉永の前に於て、早く已に尊王の思想を湛へて居つたのは事

實です。或は多少の交渉の存するかは知れませぬが、併し加藤虞山や吉富杏村あたりの思想は、詩人歌客には珍らしからざる皇室を尊び朝廷を慕ふ尋常普通の感情に過ぎなかつたやうで、平野國臣の奮起して勤王の志士となつた徑路に於て何等かの關係のあつたことは、猶ほ未だ容易に認められませぬ。

提封五十餘萬石の大藩筑前は、その勤王の志士を明治中興の史上に寄與した名譽に於て、足輕の浪人に負ふ所は頗る多い。而かも足輕の浪人は此提封五十餘萬石の大藩に負ふ所は、幾むど全く何も無かつたのでした。否、この大藩は數ば自ら汝の萬里長城を壞つの愚を爲して、頻に足輕の浪人を苦めました。さうして安政の末萬延の頃に於ける筑前の大藩は、却て平野二郎國臣の名譽を借りて、纔に二十四郡一人の義士なきの歎を免れたのでありました。

井伊大老の首、忽ち櫻田の門外に飛んで、德川幕府の鼎の重さが漸く量り知られ、それより時勢の急轉直下した萬延文久の後には、筑前にも勤王の志士は追々起りましたが、その前に於ては、幾んど全く平野國臣一人でした。天下一般の上から見ますと國臣は最も夙く起つた勤王の志士とは申されませぬ。併し此は藤田東湖だとか西鄉南洲だとか吉田松蔭だとか梁川星巖だとか梅田雲濱だとか云ふやうな、嘉永の末安政の初より已に力を國事に致した一粒撰の人々に對しての話で、萬延文久の頃より追々に出て來た志士に比ぶれば、最も夙く起つた志士の一人、單に筑前の上より云ふならば勿論それは首唱第一の人でありました。

國臣が安政戊午の大獄將に起らむとする當時、蹶然として志を立て、孤劍を提げて京都に出で、次で回つて西鄉月照の投海の悲劇に參加してより、萬延文久の間、諸方を奔走して幾多の艱苦を嘗め、元治元年の秋、六角の獄に斃るゝまでの七八年を通じ、勤王運動の歷史中、重要なる事件には直接間接一として平野二郎の名を見ないことはありませぬ。此間それは浪人の志士として最も望を天下の人に囑せられまして、絕えず勤王運動の樞軸となつてゐた所の薩長の

志士などからも善く承認せられました。足輕のやうな極めて微賤の身分より志を立て身を起し、背後には何の負ふ所の勢力もなく、唯これ赤手空拳の浪人を以て猶ほ能く斯の如くなりしことを領會するものは、蓋し何人でも驚嘆推服の情を抱いて、その平生の人物風采を想見するでありませう。

序說 三

國臣が維新前に於ける第一流の勤王家であつたことは、今や小學校に通ふ童男童女も猶ほ且つ善く知つてをります。それは夫の星の如く雨の如く競ひ起つて、王事の爲に心思を傾け身命を擲つて勤勞した當時の幾多の志士のうちに於ても、最も傑出してゐたからで、その精忠義烈は遍く世にも著はれた通りのことです。併しながら單に慷慨死を視ること歸するが如しとか、俠勇難を聞いて直に趨くと云ふが如き小規模の志士でもなければ、又謂ふ所の燕趙悲歌の士のやうな風格を帶びた勤王家とも異つてゐます。

從來の傳記者は、往々此人を評して倜儻にして大志ありと申しました。これも強ちに誤つた評ではないでせう。唯著者は更に附け加へて沈毅にして膽略ありと言ひたい。殉國奉公の志氣さながら燃ゆるが如く、皇室の復興の爲に鞠躬盡瘁斃れて後ち已める苦節は、國臣の國臣たる所以の本領で、固より事新らしく說くまでもないのです。猶ほ相應の學問を具へ、衆に勝れた見識をも湛へた人で、且つ大事に處するの器局もあれば、細事を理するの才幹もありました。久しく東西の獄に囚はれてゐた時のありさまなどを見ると、逆境に立つて綽々として餘裕のあつたことや、死地に臨むで從容として迫らなかつたことも自ら分ります。蓋し古烈士と英雄との風格を兼ね備へた所の卓偉な人物でありました。

元來維新前の勤王の志士、殊に浪人の志士は、急激粗豪のものが多く、隨分それは亂暴のこともしました。動もすれば人を斬ること豚の如く、自分達の氣に入らぬ人に對しては、好んで天誅を加へ快哉を呼んだものでした。ところが國臣は嘗て一たびも斯かる行動をしませぬ。頻に諸方を奔走し種々の經營を試みた間は、幾たびか危險の場を踐んで死生の境を出入したに拘はらず、その人を斬つたと云ふ事實は、全く一ツも認めませぬ。また姦物を斬つて除かばならぬとか反對者を殺すべしと云ふ議論などは、當時の志士は盛に言つたものですけれども、如何なる場合に於ても、國臣が斯かる說を唱へたと云ふことは、曾て一たびも無いのであります。また國臣は最も早く赤裸々の討幕論を唱へた人で、之を實行することに就ては極めて熱心で、終始全力を擧げて計畫しました。然うして之を實行する方法は、正々堂々としたものでした。幕府の爲に最後まで忠節を抽んでた會津人すら國臣の王室に培ひ幕府を覆すの說を贊美したと云ふのも、幾分は此邊から生じたわけであらうと思ひます。

討幕の論は、德川幕府の中世以後、山縣大貳だの竹內式部だのと云ふ人々、先づ已に之を考へついた痕跡も殘つてをるし、此他にも斯かる說を抱いた人も、絕えて無かつたには限らないやうですが、孰れも疑似曖昧の裡に埋沒して了つて、確かとは分りませぬ。それに嘉永安政以後の天下に行はれた討幕論は、由來や系統も自ら別で、直接の交涉は全く無いやうです。然うして嘉永安政以後の天下に於て、最も早く赤裸々の討幕論を唱へた志士は蓋し國臣でした。少くとも國臣は最も早く此論を唱へた一人でした。

國臣が王政復古の大事業の爲に鞠躬盡瘁した光彩の多い事蹟のうちでも、その最も早く討幕論を唱へたと云ふこと、唯この一事乃ち能く此人の名をして明治中興史の上に不朽ならしむるを値さる所以、特に深く注意せねはならぬ點ですそれは猶ほ後に委しく說くの機會がありませう。

色彩ある事蹟

勤王家の名を維新中興の史上に遺した幾多の志士は、人物事業にこそ大小の別や輕重の差はありましても、その忠精壯烈の言行に乏しからざるは孰れも同様で、五六十年後の今日、人をして餘風を聞いて感奮興起せしむるもの、固より尠しとしませぬ。然かも國臣の如く悲壯にして華麗を兼ね、色彩の多い事蹟を留めたものは甚だ稀れで、此點から見ると確かに天下一品の志士と稱して差支ない程の人でありました。

安政四年三十歳の時、養家の小金丸氏を去つて平野二郎國臣と名乘り、やがて京都に出てゝ戊午の大獄に關係した天下の人物と交り、こゝに始めて實際の勤王運動に與つてより、幾多の間關流離と種々の艱難辛苦とを閲歴し、元治元年三十七歳の時、回天の大志を齎らして六角の獄に斃るゝまで、前後凡そ七八年の間の事蹟は、幾むど皆總べてか戯曲的傳奇的のものばかりで、終始ひたすらに王政興復の大事を謀つて、常に諸方を奔走し、數ば危難に遭遇し、苦心經營日も猶ほ足らなかつた精忠高節、一種陸離の光輝を放つて維新中興の歴史を飾ざることは、事新らしく申す迄もありませぬが、その間に於て自ら爲した行動や自ら臨んだ境遇が、如何にも花やかに趣が多くて面白いのです。今之を詳にすると寸毫の粉飾を加へない正無垢のまゝの事實でも、恰も演劇の時代物を觀るの感興を發し、さながら傳奇物語を讀むの趣味を生じます。國臣の勤王家としての光輝燦爛たる壯烈の事蹟は、寔に色彩の多い華麗の事蹟でありました。

有りふれた演劇で演ずる平野二郎子別れの段は、全く例の狂言作者の作り話に相違ないとしても、已の所信を行ふの自由を得んが爲に、忍び難きを忍んで恩愛の契深き三人の子と、飽きも飽かれもせぬ妻とを棄てゝ、十七年も住み馴れ

た養家を去るが如きは、國臣の勤王の烈士を以てするも、猶ほ且つ多少の涙なき能はざる所で、それから烏帽子直垂に箒鞘の太刀を佩いて月下に笛を吹いたりして歩いたなども頗る珍らしい。それが滑稽か好奇の沙汰なら、別に不思議もないとして、これは王朝の風俗を慕ひ、王朝の衣冠を尙ぶの餘りに起つた眞面目至極のわざですから、事は愈〻珍らしい。五十餘萬石の殿様が大勢の供衆を具し、嚴かめしく威儀を整へて通られる晴れの行列を遮ぎつて駕籠訴を試みるの一事をもやりました劈頭の數節、早く已に劇的であります、詩的であります。

天下の志士として、勤王の運動に與つてより後のことは、大概世間の人にも知られてをる通りで、撫付髮の山伏胎岳院雲外坊と姿をかへ、西郷と月照との投海の名悲劇に參加して、重要の一役をつとめたのは、先づ最も著しく、眞木和泉守と琴の緒の歌を贈答して、肝膽相照らすの交態を生じたことや、薩摩人がモルヒネの壜の口のやうに嚴びしく守つてをる關所に幾たびか忍び入つて、書を上り歌を寄せて討幕の論を唱へた時のこと、孰れも風色の多い事柄ばかりで、京都の春の曉に吉田玄蕃の門を叩いて、彼の名高き回天三策の密奏を賴み、或は大阪の薩摩屋敷に海賀宮門の話を聞き、言下に蹶起して播州の大藏谷に馳せつけ、忽ち藩主黑田美濃守の東上を遮ぎり止めたことや、福岡の獄中に於ける一年間の動靜等、一として後人の感懷を深からしめぬものは有りませぬ。王政復興の事捗々しからざるを慷慨し、三田尻の招賢閣に澤三位を盜み出して義を生野に擧げむとし、事破れて京都の獄に囚はれ、やがて儈手の刄の下に三十七年の生涯を終はつた一節は、光景最も悲壯で、死を待つの鐵窓、纔に半枝の梅花を乞ひ得て、猶ほ是れ皇都の春に逢へるを喜び或は神皇正統記を講じて同囚の人に大義名分を說けるが如きは、實に勤王の志士の最後たるを空くせざる大掉尾の言行でありました。

著者の平野國臣傳は、即ち斯の如く最も色彩に富める七八年の間の事蹟を說くを主眼として筆を執りますが、シカシ

評傳の體裁として、叙述の順序として、家系の由來や、又母の素生、幼時の情況、それから自ら奮ひ起つて勤王の志士となるまでの閱歴に就て、先づ暫く說く所がなければなりませぬ。

家系

國臣は往々自ら儼かめしく大中臣の姓を稱してゐましたが、元來武士としての氏素生は先づ無いと言つて可い程の寒微の家系を享けて生れました。謂はゞ猛志健行われと獨り自ら奮ふて草萊の裡より崛起し、竟に能く千秋不朽の名を維新中興の史上に留めた人でありました。

實系の祖父三苫儀助宣茂は、舊と志摩郡の唐津街道周船寺の近傍田尻村の農家より出て、福岡蔦町の町人鐘崎半四郎の女婿となり、別に一家を立て商業を營み、米屋吉右衛門と稱しました。吉右衛門の出でた田尻村の實家は、村では由緒のある家として知られ、苗字を三苫と申しました。

筑前の地方就中志摩怡土兩郡の間には、今でも三苫の苗字を稱する家は頗る多いやうですが、本宗は仲哀天皇を祭る官幣大社香椎神宮の祠職を勤めて世々相承けた名家三苫氏でした。傳ふる所によれば、聖武天皇の神龜元年、大中臣朝臣重春と云ふ人、始めて香椎神宮の祠職となり、糟屋郡三苫鄕を領し、子孫相次いで職を承け、香椎の大宮司として著はれ、また自ら三苫大領と稱しました。苗裔繁衍して國中に及び、各〻三苫を苗字としました。田尻村の三苫も其一ツであります。

田尻村の三苫は中世久しく高祖の城主原田氏に仕へ弓馬の家でした。天正の末原田氏亡びて封を失ひ、部屬離散した

時、田里に留つて農となり、黑田氏來つて筑前を領するに及び、世々大庄屋の職を奉じました。寛保の頃、三苫九郎右衞門久宣と云ふもの、一たび老を告げて職を子市郎右衞門に讓つた後、適々市郎右衞門伊勢參宮の歸途船玄界洋を過ぎ宗像郡大崎の近海で風浪の難に遭ひ溺歿しましたから、九郎右衞門ふたゝび出でゝ事を執り、次で職を近村元岡の女婿濱地なにがしに讓つたので、大庄屋は永く他家に移り、市郎右衞門の子孫は下てつ尋常の農民となりましたが、猶ほ昔より一家の氏神として大中臣の姓に緣由の深い神を祀り、紋所も久しく三苫氏の定紋三菊を用ひ來まして、祀つた神は天降神社と唱へ、今も村に殘つてゐます。天降神社には、九郎右衞門が資を獻して社殿を改造した古い棟板も殘つてをれば、村の長福寺といふ禪宗の寺には、九郎右衞門が溺歿を遂げた我が子の冥福の爲に、單獨の寄捨を以て全部の堂宇を改修した記錄もあつて、九郎右衞門の時までは、資財も裕かに名望を負ひ、一鄕一村の著姓として暮してゐたことは自ら分ります。

一田尻村でも段々時代の移るにつれ、九郎右衞門の時の事蹟も全く忘れられて了つて、その一人の力で資財を寄附し、長福寺の堂宇や天降神社の祠殿を總べて改修したことも全く泯滅してゐました。然るに近年になつて、天降神社は朽腐したので、七十年ぶりに祠殿を改修する所に、著者は國臣の祖先の跡を探る爲め、偶然參り合はせまして、天井の上より取出された改修のたび每の棟板を見て、九郎右衞門の時、一たび資財を寄進して功を竣つたことを知りました。それから同時に長福寺の舊い記錄を調べまして、此寺も九郎右衞門の力に依つて、一たび總べての堂宇の改修せられたのを知りました。村の人もヤハリ然うかと、始めて分つたと云ふ有樣でした。

國臣も嘗て田尻村に參つて祖先の事蹟を吟味しましたけれども、格別の獲る所はなかつたと申します。著者は國臣の弟の三郎能得に、長福寺の舊い記錄や、天降神社の棟板の話をしますと、三郎能得は深く滿足の意を表し、それは兄等

も定めて泉下で喜ぶであらうと言ふてをられました。

國臣の平野の苗字は、父親吉郎右衛門が黒田家の足輕の嗣子となつて、新に相續した家の苗字で、固より三苫とは全く別であります。足輕のやうな微賤の人は、氏素生の分らぬもの多く、その邊のことは如何定めても可かつたので、實系の祖父三苫儀助宣茂の姓を取つて、自ら大中臣を稱したのであります。兄の都甲宣和が大中臣の姓を稱したのも、弟の平山能忍が、大中臣の姓を稱したのも、由來は同様でした。

これは國臣の朝廷を尊び覇者を嫌ふた感情思想の上には、尠からぬ關係をもつてをります。その國臣即ち國の臣を以て自ら居り、封建諸侯の陪隷たるを甘んじなかつたのも、幾分は此間より起つたのでありませう。

田尻村の三苫は、家祖の九郎右衛門久宣より數世を經て、家道漸く衰へ子孫甚だ振はず、天明寛政の頃、儀助宣茂の時、福岡の市中に出でゝ町人となり、萬町の商家鐘崎屋半四郎の女を娶り、別に一家を立てゝ商業を營み、米屋吉右衛門と稱しました。即ち國臣を生んだ吉郎右衛門能榮の親で、國臣の祖父に當ります。

福岡萬町の鐘崎屋半四郎は、苗字を安武と稱し、家祖を九郎右衛門と云ひました。世々粕屋郡の名嶋に住し、運漕貿易の業を營める巨商でしたが、筑前の藩祖黒田長政公、關原の戰後、始めて此國を領し、福岡の城市を築いて名嶋より移られる當時、石材運搬の御用を擔當して功勞を積み、特別の眷顧を受け隨ふて福岡に移つた萬町草分の舊家でした。爾來世々相傳へて魚問屋の業を營み、歴代の藩主からも相當の禮遇を與へらるゝ家柄で、萬町の濱には蛭子の小祠があります。これは往時は鐘崎屋のお惠美須様と唱へ、家の由緒と共に市中の人も善く知つてをるものでした。半四郎は家祖九郎右衛門の五代の孫で、此時家道は已に全く衰へてゐましたけれども、萬町草分の舊家として猶ほ町内より尊敬せられてをりました、田尻村の貧しい農家の子に女を配したのでも、その純然たる土百姓でもなく、述べたやうな氏素生

をもつた人だからでせう。

半四郎の女即ち國臣の祖母の人と爲りは、何の傳ふる所もないのですか、若い時に早く夫を喪ふて寡居し、家道困難のうちに處して善く兒女を養育し、後各〻分相應の成立を遂げしめた所をみると、また自ら多少の操行のあつた女性かとも思ひます。

國臣の祖父米屋吉右衛門は、鐘崎半四郎の女との間に、男女三人の子を生みました。長男久右衛門は父の後を承けて商業を營み、次の女楓は黑田家の重臣隅田淸右衛門の家人加幡善太夫の妻になりました。季は男即ち平野吉郎右衛門能榮、これ實に國臣の父親であります。

父と母 一

國臣の父親吉郎右衛門能榮は、米屋吉右衛門の末の子として生れ、乳名を慶之助と申しました。甫めて二歳の時、不幸にして父吉右衛門を喪ひ、それより母親の手一ツで育てられ、然して十一の歳に、黑田家の足輕平野なにがしと云ふ人が二十五歳の若き身を以て、猶ほ妻子もなくして世を去つた遺跡を相續することになつて、始めて平野の苗字を名乘りました。此れは幼年ながらも自ら武藝の樣なことを好み、商人となるのを痛たく嫌ふた故でありました。

母親の生れた鐘崎屋は、萬町草分の舊家として、町内の尊敬を受けてゐても、家道は已に衰微してをつたし、父の吉右衛門は早く死んで生計の困難な所からして、母親は慶之助にコンニヤクか何かを持たして僩賣に出しますと、慶之助は厭がつて商賣をしませぬ。動もすれば武藝のやうなことを好み、市中の道場などでは窓の外から覗き込んで歸るを忘

るゝと云ふ風ですから、母親などは强ひて町人とするの不得策なるを知り、一家親族とも相談して足輕の家を相續させたのでした。

足輕の家は、大概一人前の働きをする相當の年輩の主人があつて勤めなければ、何人扶持何石の俸米は貰はれぬ慣例のやうで、十一歳の時に平野の家を相續したと云ふのは稍ゝ疑はしく、或は二十一歳の時の間違でなからうかと思ひましたが、猶ほ久しく生きてゐた故老の說によると、ヤハリ十一歳の時でした。

筑前の藩制で足輕と云ふものは、當時の他の諸藩とは幾分の違ふ所もあつて、俸祿の輕微な割合には、政廳の取扱も隨分に好く、本人の勤めぶり技倆次第では、追々立身出世の道も開けてゐたもので、從つて有用有力の人物も、多く此階級から起りましたけれども、その家は粗ぼ他の諸藩と同じく內實は賣買讓與も出來て一種の株のやうに爲つてをりました。十一歳の時に一人の家族もない他の遺跡を相續したとすれば、それは或は母親はじめ一家親族が、子供の行末を考へ、相當の工面心配を費して、養子相續の名義を以て、平野の足輕の株を買ふて與へたのでありませう。饅頭や飴を買つて貰つたのとは大違ひで、專ら武藝の業を好んだ童兒慶之助の當時の喜びは推して知られます。子を思ふ母親はじめ一家親族の情は果して空からず、慶之助は身分に必要な藝術に力を入れ、一生懸命の勉强をして後々は名を藩中に顯はし、同じ階級の師範役を勤むる人となりました。然うして勤王の志士平野二郎國臣の父親となりました。他の數人の子も、親の身分には過ぐる程に、揃ふて皆相應の人柄となりました。

慶之助は成人の後吉藏能榮と稱し、平野の苗字を帶びながら、都甲周助と云ふ人の義子となり、入つて周助の次女に配し、男女六人の子を育だてました。

長男宣和、通稱始は鐵太郞、次で保、次で小仲太、晩に乙、一時は和宮內親王の宮號を避けて實名を宣麿と稱しまし

た。外祖父の家を承けて都甲氏を繼ぎ、郡宰の下僚より起り段々に用ひられて能吏の名を得、維新の後も續いて地方の民政土木の事等に與り、遠賀郡の郡長をも勤め、一たびは宮崎縣の縣令か參事かにも推選せられ、自ら辭退して就かなかつたと云ふやうな閲歴もあります。弟國臣に對して友于の情極めて厚く、その君國の爲に勤勞する心事を諒とし、密に奔走の費用などを給し、常に補助を與へた話も殘つてゐます。これは明治三十七年の秋、八十歳を以て故人となりました。次は卽ち二郎國臣、次は三男平山の苗字を稱した宇八郎能忍、始は能謙と名のりました。乳名慶之助、次て恰、次て慶藏、次て宇八郎、平山卯八の養子となつて後を承けました。側筒組の階級より出て、詮議方徒罪方町廻役等に歷仕し、これも才幹を稱せられ、君國を憂ふる志もあつて、政廳に對し國防上の建白をもしました。維新の後は職を司法省に奉し、熊本の地方裁判所長を最終として閑地に就き、明治三十八年の春、七十三歳を以て世を去りました。次は女、名は幸、吉村藤藏に嫁しました。吉村は維新後は中村五平と稱し、名を理財の事に知られた人でした。幸女は明治二十八年の夏を以て世を去りました。次は四男平野三郎能得、始は通稱鹿三郎、他家を繼いで津野氏を名のつて、後ち平野に復しました。父吉郎右衞門の職を繼き、江戸立歸定役となつて飛脚の御用を勤め、維新の初は轉じて兵事に携はり、また早く退隱して力を勸業の事に致し、閭里の民政を掌り、大正の半ばに及び、七十九歳を以て終はりました。季は女、名は槌、藩主黑田家の御用具足師田中源工に嫁し、同胞の六人中、最も久しく世にをり、近く大正十二年の春、八十一歳を以て歿しました。

吉郎右衞門能榮の生んだ四人の男子中、二郎國臣が勤王の志士として名を一世に知られた外には、汎く天下に聞ゆる程の人物は無かつたとしても、併し孰れも相應の成立を遂げて、各々善く一人前の人間となつたので、夙に福岡の老記錄家にして重んぜられた故長野芳齋の著書平野國臣傳には、同胞四人のことを稱して皆興望ありと言はれました。嵩が

子を育だてあげた此父と此母とは、また自ら我々評傳者の回顧を値ひする人でありました。

鷹を生んだ譬へは然ることながら、如何うしても茄子の枝に瓜は生らぬとするならば、勤王の大志士を交へての四人の

父と母　二

國臣の父親のことは長野芳齋も『父吉三能榮氣節あり、使杖縄縛の術及び拳法を精究し、福岡藩先鋒隊の敎師たり』と云ふてをられます。幼年の時分より自ら商人となるを嫌ひ、別に志を立てて善く成立したのに徴しても、その平生の人と爲りは幾分か分りますが、鄙職微俸の身には珍らしく如何にも氣慨精神にも富んで、且つ思慮も乏しからぬ心掛の好い人であつたと申します。

幼年の時分より專ら武藝のことを好んだのは前にも述べた通りで、神道夢想流の使杖の術と一角流の捕手の法と、それから一達流の捕縄の法とには別けて心力を致して研究し、最も精妙を極めました。黑田家の沙汰により、江戸立歸定役を以て男業指南役を兼ね、數十年の間同じ階級の敎授を掌り、前後入門の禮を執る後進子弟都べて一千餘人、免許を得る者凡そ二十餘人、目錄を得る者凡そ百數十人に及びました。

これは劍道柔術などに次いで武藝の一科を成したもので、足輕階級の身分に附隨した刑事上の職務を執るに必要の技術ですから、當時は男業と唱へ、政廳でも特に意を用ひて練習を奬勵しました。長野芳齋の謂ふ所の先鋒隊は、足輕の一隊は鐵砲を以て先鋒に進むのが、我國古來の戰法であつたので、斯くは謂はれたのです。

吉郎右衞門の晩年は江戸立歸定役を罷め、專ら男業指南役の職を執つてゐまして、政廳は多年の精勤門弟の引立方宜

しく技能の進歩も著しく、また大勢の家内睦ましく暮らすことを賞し、永代直禮の待遇を與へ、陛せて士籍と爲し、城代組に編入せられました。

吉郎右衛門は斯の如く男業の達人として最も名を著はしましたが、江戸立歸定役の職務を帶び、百數十度も江戸に來往して飛脚の御用を勤め、また數ば大阪長崎のあたりにも行役したので、世故に練達して善く用を爲し、また自然世間の事情にも通曉してゐました。固より格別の學問のあつた筈はないのですが、多少の文筆には堪へまして、同役や知人などに賴まれ、願書屆書の代筆をしてやる樣なことは每度ありました。それから江戸幕府の諸造營の宏大で壯麗なのに較べ、京都の禁裡御所の粗末を極むる模樣などは、折々話をしてゐたさうです。國臣が始め普請方の小吏を以て職掌に似合はしからざる讀書文事を好むが如きは、必ずしも父親の嫌ふたこと〻は思はれませぬ。その勤王の志士となつたのには、勿論鼓舞奬勵したと云ふ程の深い關係はなかつたとしても、少くとも妨碍せなかつたことは、時々多少の資財を贈つて補助を與ふるを厭はなかつた模樣を見ても分ります。

母親の都甲氏また吉郎右衛門の妻としては、善き妻でありました。國臣の母としては賢い母でありました。國臣と關係の淺からぬ緣者知音の噂を聞いても、吉郎右衛門を父祖とする一家子孫の話ぶりに依るも、此母親は頗る優れた婦人で、寒微貧困の家から起つて、思ひ〳〵に一人前の人間になつた諸子の成立には最も與つて力が多かつたやうです。元來は至極柔和な優さしい人で、子女皆その德に懷いて一家も至極穩かに治りましてその子を育だて婦を待つの宜しきを得たことを想ふに足る逸話なども殘つてゐます。此間また勤王の志士の母親たるに應はしき凛然たる氣性もありました。

安政五年の冬、國臣が月照を送つて薩摩へ往つた當時は、父の吉郎右衛門も三人の兄弟も悉く行役して留守であつた所に、組頭が母親を呼寄せて段々と詮議を遂げ、有のま〻に事實を言はぬければ引ツ捕へて連れ行くやうな威勢を見せ

て嚇かしました。然うすると母親は斯かる女性の身にして二郎の代はりになるならば、少しも苦しくないと言つて泰然として動きませぬでした。それから月照入水の後、國臣は京都に赴くの途次、一夜密に我家に忍び歸つた時、具に月照の人物志操などを語り、爲に後世を弔はむことを頼んで去りました。そこで母親は近所の金龍寺の塔頭松風庵の隱居和尙に、然り氣なく頼んで位牌をこしらへて貰つて懇に香火を手向け供養しました、戒行の正しい淸僧であつたことを聞いて居つたので、俗家の飮食動もすれば腥膻の氣を帶ぶるを慮り、已の存生中は常に菓子のやうなものを捧げて供養しました。その位牌は今も猶ほ殘つてゐます。

此母親は國臣が福岡の獄に囚はれてをる時、急に世を去つて、君の爲め國の爲めならでは容易に涙を流さじと思ひ定めた勤王の志士國臣をして、限りなき悲嘆に沈ましめましたが、必ずしも普通に有りふれた母子恩愛の情のみではなかつたかと思ひます。

國臣は文久三年の冬、事を生野に擧ぐる前、三田尻より書を父親に寄せて永訣を告げた時にも、我儘不孝の罪をわびました。併し父親にしても、先づ世を去つた母親にしても、我子が國の爲め君の爲め千辛萬苦して一命をさゝぐるを以て、馬鹿者か半狂人のわざのやうに思ふてをる人で無かつたことは、平素の模樣からして自ら解ります、此事は國臣の一生の事業と人物との由つて來る所を考ふるには、相當の注意を加ふる必要がありませう。

出生と時勢

福岡の市街を西へ西へと行つて黑門橋を渡り、唐人町より南へ些し折れて、簗橋を渡り、やがて烏飼八幡宮の前にか

ゝらうとすると、北側に國臣の生れた屋敷の跡が殘つてゐて、今は一基の記念碑を建てゝあります。

屋敷の跡といふと、何だか相應に潤い一構への地面のやうに聞えますが、最と狹くて馬の五六匹も滿足には繋がれぬ程の區域です。元來此邊ば舊藩の時、足輕階級の人の多く住んだ所で、間口三間奧行十間の家作に、如何いふわけ歟、梅の木一本は必らず植付けて下さるのが古來の慣例、國臣の生れた家も勿論その一ツでした。

今は北の方に電車の往來する大道が開けて偏路となりましたが、昔は姪濱今宿を經て肥前の唐津地方へ行く官道西町の通りのうちで、地行の下町と申しました。福岡の城市では郭外の場末でありました。

著者が始めて屋敷跡を尋ねて參つた頃までは、濱地なにがしと云ふ女髮結の所有地の一部で、女髮結の住宅から直ぐ續いた東の方に、それらしき跡があつて蔬菜を作る畠となり、奧の方は蕭疎な籔でした。

國臣の生れたのは、仁孝天皇の文政十一年戊子の三月二十九日、今の大陽暦に換算すると、五月の二日に當ります。

父親吉郎右衞門は猶ほ平野の苗字を名乘つてをつても、實際は都甲周助の義子となつて、周助の次女に配した身で、長男の先取權は都甲家のものでした。父母は次男として國臣が生れたので、始めて平野家の相續者の出來たのを喜んで、その三人扶持六石と、貧しい暮しながらも、五月の幟の一本か二本位は樹てて行末を祝ふたでありませう。併し我子が勤王の志士として不朽の名を維新中興の歷史に留むる人となることは、固より忖り知るよしはなく、當時何千石何百石の知行を取つて威勢の好い藩中幾多の人々は、地行下町の足輕の妻が、一人の男の子を產んだと云ふ事實に就て、何等の與り聞くことの無かつたのは、猶ほ已の持山の藪の蔭に、一頭の兎の兒の生れたのと同樣でした。然るに我々評傳者は、人物の勃焉として起り、人才の卒然として出るは、實に人間尋常の意匠の外にあるの甚しきを感ぜずにはをられませぬ。首を回らして我國の近世史を點檢し、國臣の生れた時勢を考へて見ると、此感は別けて深いのであります。

國臣の始めて母親の胎内に宿つた文政十年は、德川第十一代の文恭院家齊公が征夷大將軍の現任のまゝ、太政大臣の宣下を仰せ蒙られ、一身に文武の極官を兼帶し、鎌倉の幕府このかた未だ曾て例のない程の顯達をせられた年で、武家の繁榮覇者の隆盛こゝに極ると稱せられた年でした。天下の人は、ひたすら二百餘年の昇平無事を歡樂し、德川の御代を謳歌するに忙はしい頃でした。中にも筑前は二代までも德川家より藩主を迎へた後で、前代の藩主は家齊將軍の實の弟、當代の藩主は家齊將軍の實の甥でした。三十餘年の後、勤王の大志士となり、討幕論の急先鋒となつた平野二郎國臣が、斯かる年に於て、斯かる國に於て、最も微賤な足輕の次男として生るべく、始めて母親の胎内に宿つたのは、天の攝理、或は意あるが如く、或は意なきが如く、事頗る奇でした。

久しく他人の髮を結ふて生計を立つるやうな市井の一女性の所有となつてゐた三四十坪ばかりの渺たる屋敷跡も、斯の如くにして觀し來るならば、蓋し何人でも多少の俯仰低徊の情を催うすでありませう。

幼時の情況 一

國生が生れた當時、始めて名を已之吉と命ぜられ、間もなく乙吉とあらため、十一歲にして大音權左衛門重信の家僮となるまでは、此名を以て通りました。

生れて間もなく風邪の氣味か何かで、聊か勝れぬので、母親は抱いて近所の醫師の所に連れて參つて診察して貰ひますと、醫師は藥を與へむとして子供の名を問ひます、已之吉と答へますと、それは若殿樣の御名前に差間へると申します。後の藩主長溥公は當時は猶ほ世子で美濃守と稱して居られた故であります。母親も成程と始めて心付まして、然らば

何とか好い名をつけて下さいと頼みますと、醫師は乙吉といふ名を見立て、藥袋に記して與へました。そこで母親は藥と名とを貰ふて歸りました。改名の簡易なことは恰も犬の子か猫の子に名をつける樣で、當時の寒素を極めた生活の程度も推して知られますが、これは國臣が乙吉と申した始で、子供の時分には、人は皆呼んでヲツサンと云ひました。

乙吉をヲツサンと呼ぶのは、蓋し筑前地方の風習で、東京あたりでヲトサンとかヲトチヤンとか云ふのに當ります。

長野芳齋は國臣のヲツサン時分のことを稱して、『幼にして穎悟、その兒戯するや常に己れ長となりて群童を指揮せり』と記してをられます。幼少の頃から物事に聰く智慧のある子供で、また常に餓鬼大將をして嶄然として頭角を群童の間に露はしてゐたのは、大概先づ分ります。獨り國臣に限つたことではなく、總べての著名な人物の幼時に就ては、物數奇な後の人の構造や潤色に成つた物語が多く、國臣に關した逸話のうちにも、斯かゝるものは決して尠くありませぬ。併し長野芳齋は國臣の母方の親族で、年輩もズツト上の人で、自ら親しく國臣の幼時を知るに及んだ耆宿、それに元來歷史記傳の造詣も淺からぬ福岡藩の學者の一人ですから、此人の說は、概ね皆耳を傾くるに足る理由があります。

乙吉の前に巳之吉といふ幼名をもつてゐたことを知らぬ親族緣者の故老も多かつたのですが、耳を傾くるに足る理由のある人の明白に記された所ですから、著者は特に採りました。

國臣は長野の言はれたやうに、幼少の時より理解のはやい智慧のあつた子供で、物覺もよく、百人一首の歌などは、每夜寢床の裡で母親から授けられ、五歲の頃は相應に暗記してゐました。また常に餓鬼大將をやる位ですから、腕白は勿論で、己より年下のものや、女の子供をいぢめる樣なことはなくても、惡戲は隨分それは働きまして、年齡の格別違はぬ兄弟二三人のうちでも、折々近所隣よりお尻を持ち込んで來られて親達を困らしたのは、重にヲツサンでありました。

筑前にはネンコギとかカナコギとかいふ男の子供に限つた一種の遊戯があつて、昔は盛に行はれました。ネンコギは木の先端を尖らかして、交々地に打込んで勝負を爭ひ、カネコギは舟の形にこしらへた鐵の斷片を以て、同しく互に打合はして勝負を爭ふ。東京あたりの子供の好んでやつたメンコと同樣の性質の遊戯で、メンコに較ぶれば、たゞ勝負を爭ふ物が異つて危險の多い所からして、今は餘り行はれぬと云ふことです。ヲツサンは此遊戯にかけては、最も熟練を鳴らした達人で、且つ若し間違つて敗北し已れの物でも取られやうものなら、それは大變の意氣込で、幾たびも戰鬪を挑み、思ふまゝに回復して凱歌を揚げざる限りは、決して退却しませぬでした。獨樂遊にも名譽はありました。國臣のヲツサン時分のことを種々語つて聞かされた故老の話のうちに、十分に聞分け兼ねて、カナコギ、ネンコギに就てのこと歟、また獨樂遊に就てのこと歟、それは善く領會せないで了ひましたが、何でも枕町の高い所から投げるとか如何とかすると、中の往還まで達くとか何とか言はれて、ヲツサンの大名隆々として群童を壓してゐたやうな話も聞きました。枕町も中の往還も、當時子供の遊び場所とした地行の通りの字でした。

また最も奇拔なのは、馬の股ぐらを潛り拔ける早業の名人であつて、近所隣の人達から、今ヲツサンが馬の股ぐらを潛つたとか、潛らうとするとか云ふ警報を告げて來て、母親に心配をさした話は珍らしくなかつたと云ふことです。然うしてみると、木上りなども定めて名人の筈と思ひますが、爾んな話は別に聞きませぬでした。

幼時の情況　二

國臣の幼少の時には、斯う云ふ面白い事實もありました。

己の家より近い鳥飼の田畝に出て、他の子供と一緒に紙鳶を揚げて遊んでをりました。ところが絲を手繰るのに夢中となつて傍のことを忘れ、忽ち糞尿を蓄へた肥壺に落つこちて腰から下は糞尿に塗れて了ひました。子供には大きい肥壺ですから、自分ひとりで這上ることは叶はず、他の子供も如何することも出來ませぬ。勿論司馬溫公の故智を學ぶべき場合とは場合が違つてゐるので、他の子供は母親の許へ駈けつけて往つて、ヲツサンの肥壺に落つこちた次第を注進に及びました。

これには母親も驚いて着替の衣物を持つて急いで往つて見られると、ヲツサンは異臭紛々たる糞尿の裡に腰から下を沒しながら、猶ほ中天に揚がつてをる紙鳶の絲を放さないで、悠然自若として助船の來るのを待つて御座つた。それを母親は引上げて連れて歸りました。これは今猶ほ殘つてをるヲツサン時分の逸話のうちでも、頗る出色のものでした。

此逸話に就ては、別に斯う云ふ餘談もあります。

母親が着替の衣物を持ち、鳥飼の田畝を指して急いで行く途中で、豫ねて父親吉郎右衞門の懇意に交る友達の一人に出會ひました。急いで何處へ行くの歟と尋ねますから、此れ〳〵のわけでと話すと、然うかと首肯いたまゝ、何事も言はないで行違に去つて了ひました。やがて母親は子供を連れて我家に還つて見ると、何の用意もしてなかつた路地の釜には、チヤンと湯が沸いてをります。途中で行逢つた父親の友達は、此場合湯が一番必要だと思つて、明け放しの留守宅に入つて、自ら火を焚きつけ湯を沸かして置いて呉れたので、母親は汚れた子供の始末に此上もない便宜を得ました。

この沈着いて氣の利いた父親の友達は、今の金子子爵のお祖父さんで彌平と云ふ人でした。

この一節の餘談によつて考ふると、母親が家を明け放して急いで飛出して往つた模樣や、湯を沸かす留守人も無いやうな寒素の生活の情況、さては輕微な俸祿に衣食した同輩の友達仲間の交際ぶりなども善く判つて、國臣の成長した家

庭の內外の光景、おのづから歷然としてをります。最も想はるゝのは、沈着いて氣が利いて、咄嗟の間に事の緩急を知り、湯を沸かして置いて吳れた父親の友達の人柄です。金子子爵は素と國臣と同じ階級の微賤から起つた人で、その父祖以來の家庭の勞苦は、積んで子爵の立身の基を爲したものと嘗て聞きましたが、その近き先世には、斯う云ふ風の人物もありました。『羅馬は一日にして成らぬ』これは眞理で、人の家に俊髦を生ずるは、一日にして生じないものと思ひます。

金子子爵は今日の筑前の故老中、纔に國臣の風貌を知つてをる一人で、國臣が福岡の獄を放たれて地行の家に歸つた頃、一日飄然として金子の父親を訪づれて參つて、彼是と話をした中に、異國人は槍でも刀でも箸のやうに小さく見せる奇法を知つてをるさうだ、己も折を得たら長崎へ往つて傳授を受けたいと思ふと言つたことなどの記憶もあります。

國臣の幼時に就ては、述べたやうな種々の逸話も殘つてゐますが、文學上の敎育のことは、幾んど全く何等の傳ふる所を聞きませぬ。ヲツサンと呼ばれた頃は殊に然うで、母親が寢床の裡で百人一首の歌を授けた話の外には何もないのです。已に寢床の裡で百人一首の歌を授けたと云ふのですから、年頃相應の讀書習字を課した位の學修はさせたにしても、時勢は時勢で身分は身分だ、微祿小俸の家に子供は多かつたので、先づ格別のことは無かつたと見るのが穩當でありませう。

幼時の情況　三

父親の吉郎右衞門は立歸定役が本職で、江戶へ百數十回も往復した人ではあり、兼帶した男業指南役も門人が多く致

授繁忙でしたから、家庭の事務や兒女の敎育などは、主として母親都甲氏の掌る所でした。

ヲツサン時分の國臣が、何か惡戯をして近所隣の人から苦情を持ち込んで來られたやうな場合に、母親はソレ〳〵相應の挨拶をして自ら詫びて歸しますが、即時に聲をあらげて我子を叱つたり、急に呼びつけて折檻を加ふることは決してありませぬでした。大概その日は先づ棄てゝ置いて、翌けの朝、父親吉郎右衛門やお祖母さんなどの揃ふて座はつてをられる所に、ヲツサンを連れて出て昨日あつた事實を仔細に報告し、然うして審判を求めます。それから犯した過失の大小輕重に應じて、或は穩かに訓諭を與ふるに止め、或は嚴びしく懲戒を加へました。その懲戒の方法としては、チヤント座はつてヲツサンの膝を撚るを通例としました。如何かすると、却々に强情を張つて容易に過失を謝することをしませぬと、然う云ふ場合には、物靜かに併し嚴かに、力を極めて撚ること愈々烈げしく、ヲツサンの素直に服從して謝罪するまでは決して赦さなかつたと云ふ話です。これは勿論一人の子供に限つた敎戒法ではないでせうが、ヲツサン時分の國臣を育てた模樣は、先づ斯んな風で、口汚く罵つたり聲を荒らげて叱つたりすることは曾てありませんでした。それで近所隣の人々も、常に此噂をして敬服してゐたと申します。

また斯う云ふ話もあります。或る時父親吉郎右衛門は、他へ往つて醉ふて歸へる途中、チリン〳〵と音をさして觸賣をして步く蕎麥屋を連れて來て、子供などに振舞ひました。母親も機嫌好く相伴をしました。吉郎右衛門は天下泰平家內安全と思つたもの歟、或る夜また蕎麥屋と歸りました。その夜も子供達の喜びとなつて無事に終はり、阿爺も上機嫌で寢ましたが、翌けの朝になると、事件を生じました。それは母親から前夜のことに就て、抗議を申出でたのであります。

母親は席を正うして吉郎右衛門に向ひ、昨夜の如きことの數ば繰り反さるゝは、果して子供の爲に可いか惡いかと云

ふ問題を以て、先づ吉郎右衞門の熟考を求め、已の意見としては、子供も追々成長せむとし、別けて小仲太は已に相應の年頃ともなつた家の内に於て、此事最も然るべからずと思ふよしを述べました。小仲太は長男の名であります。

父親大に恐れ入つてギウ〳〵言ふた歟如何う歟、それは知りませぬが、兎も角も頗る閉口して頭を掻いて以後を愼んだと云ふことです。妻としては好い妻、母としては賢い母、その善く兒女を育だて一家を治めた平素の模樣は、此零碎の話に依つても、自ら想ひ遣られます。

父親の吉郎右衞門は、寛弘溫和の人物で諸子を愛撫したと云ふ外、訓戒などの噂は格別殘つてゐませぬが、それでも或は常に忍耐の必要なことを敎へたとか、塙保己一のことを說いて聞かせたやうな話は多少あります。その數限りもない古來の模範人物のうちに於て、彼の年少の時から、幾多の艱難辛苦を嘗め盡し、努力勉强の功を積んで、盲目の身ながら、學者としての大名を一世に知られた群書類從の編纂者を特に擧げて、敎訓の資とした話を殘してをるのは、我が養子が力を讀書講學に用ふるを餘り好まなかつた形跡の掩ふべからざる小金丸彥六とは違つて、また自ら國臣の父親としては、頗る適當した好い父親であつた面影を想ふことができます。

大音家の侍童

國臣は天保九年十一歲の時に、父母の膝下を離れて、黑田家の大組の士大音權左衞門重信の侍童となり、此時から乙吉の名は、凛々しく改つて雄となりました。

侍童は之を小坊主と云ひ慣はして、近く主人の座右にあつて使役せられ、お客の席に出て給仕を勤めたり、取次の用

などをしたもので、祿高の多い家では、どこでも大概使役してをりました。やはり一種の稚兒小性でありませう。幾分は禮儀作法の見習にもなる所からして、微祿小俸の家の子弟は、一たびは斯う云ふ勤務をさするのが當時の慣例で、國臣の同胞三人も、幼い折には皆それ〴〵の家に仕へたのだと申します。

大音權左衛門は夙に黑田家の門閥として知られた重臣大音家の支族で、世々千石ばかりの知行を取つた人で、此頃は鐵砲大頭を勤むる一人でした。鐵砲大頭は即ち足輕全體を管理する職掌ですから、父親の吉郎右衛門はじめ、同じ階級の人は、總べて大頭役所の支配を受けてゐました。

國臣は十四歲の時まで大音の家に勤めました。此三四年の間には、別に此はと思ふ程のことも聞きませぬが、たゞ一ツ斯う云ふ話があります。それは主人の入魂にする人の中に、これも七八百石ばかりの知行を取つてをる志摩家の隱居といふのがあつて、一日訪ひ來られて他の客と棋を打たれた折、國臣が傍から見て何か解るやうな素振でもあつたものか、隨分物に臆せぬ小供ですから、或はチヨツト助言でもしました歟、志摩の隱居は顧みて、お前も棋をうつかと尋ねられました。別に打つと云ふ程には知らぬけれども、少しは打つよしを答へました。然らば一局やらうと云ふことになつて、御相手をしました。ところが此小坊主は、殿樣の御相手をしては勝つてはならぬ三太夫の道は未だ分らなかつたので、遠慮なく打込んで到頭負かして了ひました。いつの間に覺えたの歟、志摩の隱居よりも上手でした。これは相手が餘ツ程のヘボ棋だから勝つたに相違ないとしても、併し小供の時分より斯う云ふ道にかけても理解のはやかつた模樣は分ります。

筑前では國學者または歌人として名を稱せられた末永茂世と云ふは、國臣の養家小金丸にも多少の親族關係もあれば、大音家にも緣故のあつた人で、國臣の侍童として勤めてゐた頃の樣子を記臆して話してをられました。

それから小金丸彥六が望んで國臣を養子に貰ひ受けたのは、大音家に勤めてをる時分の樣子を見、行末を賴もしく思つたからだと云ふことで、長野芳齋も同じやうなことを述べてをられます。小金丸彥六と父親吉郞右衞門とは、久しく懇意の交をして近所に住む間柄で、强ちに大音家での勤めぶりを見て始めて國臣の行末を賴もしく思つたわけでもありますまいが、大音家に侍童として勤めた時分より、愈々此れをと云ふ心を定めたのかも知れませぬ。吉郞右衞門は足輕の階級の師範役、彥六は大頭役所の付役で、且つ鐵砲頭と云つて、同じ階級のうちに於て、幾人かの小頭をして、孰れも權左衞門を官長の一人として絕えず出入したのですから、此官長の口添をも蒙つて、養子の相談の成立つたと云ふのは、或は事實でありませう。

國臣の侍童として大音家に勤めた三四年の間、格別に此はと思ふ程のことの無つたのは述べた通りですが、その勤めぶりが善く、頗る他の眼に着いたのや、主人の心に適ふてゐたのは、此等の些しばりの話でも分ります。たゞ權左衞門は三四年も斯かる行末賴もしき子供を座右に置きながら、後日の成立に裨補を與へた痕跡の毫も遺つてをらぬ所をみると、國臣の爲には知己の主では無かつたと申して宜しい。我が支配する人の子として生れた俊髦をして、その養父としては頗る不適當な小金丸彥六の家に、十七年の長き月日を送るを餘儀なくせしめる口添をしたのは、我々評傳者から考へると多少の遺憾を感じます。

また二十餘年の後、國臣が福岡の獄に囚はれてをる時、古來の法規を株守して筆墨の使用を禁じたり、消閑の手工品を沒收して、寂寞無聊の情を甚だしからしめた藩吏の總裁は、晩年の大音權左衞門で、當時は大目付か何かの重職を奉じ、名を主鈴と稱してをられました。

小金丸彦六の養子

國臣は生れて嬌瞳始めて世界を認めた地行下町にヲツサン時分の九年を過ごしました。併し住宅は此間に幾たびも變はつて轉々し、直下の弟は阿兄の生れた家の東隣の別屋敷に生れた人で、それは舊の家が暴風に吹倒されて住はれない様になつたか何かの爲だと云はれ、また一時は表の通を隔たてた南側に住んでゐた形跡もあります。

それから一家に從ふて下町を去り、同じ地行東町の三番町に移つたのは天保七年九歳の時で、大音權左衛門重信の家に仕へて侍童となつたのは、それより三年の後、小金丸彦六種一の養子に貰はれ、愈々その家に入つたのは十四歳の時で天保十二年に當ります。雄と改めて雄助種言と名乘り、次で種言を種德にあらためました。

實父の吉郎右衛門と養父の小金丸彦六とは、前にも申した通、住居も近く親交ある間柄で、猶ほ國臣が友人の吉田太郎兄弟の父親だの、木村軍次の父親だのと云ふやうな同閭同輩の人々、孰れも朝夕に來往して親しく語らうてをりました。それに吉郎左衛門は四人の男の子をもつて、彦六は三人の女の子ばかりですから、此緣組は自然兩家の間に起つて、他の友達仲間も皆慫慂したと云ふことで、大音權左衛門の口添なども、實に表面上一通りの話に過ぎませぬでした。平生がそんな間柄であつたので、今後若し何等かの事情を以て離緣となるやうな場合が到來しても、兩家の交際は舊に依つて親密なるべしと云ふ奇異な條件付で取結ばれまして、半田忠藏と稱する人を表向の媒介とし、二三の友人も干與して首尾好く緣組は成り立ちましたが、不幸にして當時の條件付の約定は用を爲し、十七八年の後に至て實行せられたの

は、事愈々奇異でした。

養父の彦六は平素の心掛も勤めぶりも、相應に世間の評判も好く、いくらかの才幹もあつて、數多の儕輩を超えて追々大頭役所にも用ひられまして、後には破格の沙汰を以て本來の身分より一級上の禮遇を與へられ士籍に陞つた人で、成程數の多い椀白兒の群から特に國臣を見込んで養子に貰ひ受けたのは、或は凡眼ではなかつたとも云はれませうが、たゞ我家の職掌に相應した御奉公をするだけの人物にしたい考のみで、到底子供の時分から早く已に常鱗凡介の品棄でない養子國臣の眞價を知るの人ではありませぬでした。力の及ぶ限り文武の教育でも受けさして天ツ晴れ一廉の人物に仕上げやうと云ふ心掛は全く無かつたのでした。國臣が二十年の後、勤王の大志士となるが如きは勿論そのころの時勢では神ならぬ身の人間に忖り知らるゝ道理はないにもせよ、此俊髦は勤王の志士となるの前に於て猶は先づ一廉の人物となるの運命を荷ふて生れた人で、安政萬延以後の天下に飛び出すを待たぬでも、少くとも一藩一鄕に重んぜらるゝ知名の人才として、自ら成立するの資質はありました。然かも三十歳の壯強に及ぶまで、碌々として何の爲す所もなかつたのは、主として養家の事情より起りました。

國臣が夙から講學讀書を好む青年であつたことを認めらる痕跡は最も多く、十六七歳の頃は、折々歌などを咏んだ事實はありましても、二十歳の前に於て、文武の修業に志を寄せ力を用ひた摸樣は餘り殘つてゐませぬ。その龜井暘州とか富永漸齋とか青柳種春とかを師として、多少の學ぶ所のあつたのは、孰れも二十歳を越へ妻子も出來て、養子の身ながら、幾分か自己の自由の利くやうになつてからで、讀書講學の時期にして最も適當した未婚の前とは違ひます。他の刀槍弓馬の武藝なども、多くは同しく二十歳以後に講習を積んだもので、未婚の前に於ては專ら使杖の術とか捕手の法とかを父親の吉郎右衛門に學び、熱心に鍛練した位のものでした。此れは同じ階級の青年は大概然うであつたさうです

が、國臣の如き人は猶ほ更に多く文武の道に望みをかけて居つた筈です。實家の父母は頗る尋常人に異つて勤王の運動に鞠躬盡瘁する心事を諒とする程の人ですから、此場合に於て、或は我子の爲に猶ほ善く處したかと思ひます。夙から讀書講學の志を抱いてゐた我青年をして、斯の如くならしめたのは、蓋し養子としての身分に伴ふて起つた事情でせう。

それで十四歳にして小金丸の養子となつてより、二十歳を過ぐる頃までは、國臣の一生中、最も價値の乏しく興味の少い年月でありました。

普請方の小吏並に第一の江戸行　一

國臣が始めて黑田家の普請方手附といふ土木營繕の小吏となり、出でゝ太宰府天滿宮樓門の修理に當つたのは、弘化二年十八歳の春で、此年の冬は江戸に行役しました。

その頃の慣例では、國臣と同じ身分の青年は、大概斯かる職務に就く前を以て、必ずそれ〴〵の役所に出て使丁や給仕のやうなことを勤めたもので、國臣も大音家を去つてから三四年間は同じく然うであつたらうと云ふ話も聞きましたが、確と分りませぬ。小役人の數に入つたのは、普請方の手附が始めで、此年の春出でゝ太宰府へ行役したのは、自ら記したものに徵憑もあります。同じ身分の青年は、十八九歳の頃より此職に就き、一二年を經て江戸の藩邸に行役さるのを慣例としました。

國臣の第一の江戸行は、自然同じ年輩の同行者などもあつて、始めての旅路に面白いことも多かつた筈ですけれども、今は何の話も殘つてゐませぬ。弘化二年の冬始めて東遊した事實さへ、親族故舊の間には不明であつたのを、當時

同閭の友人小田部正之助に寄せた書牘を見出し、それより段々と考證を遂げて始めて分りました。その書牘は國臣の二十歳前後の人物風貌を窺ふに足りますから、今こゝに全文を收めます。結末のところに『先者御くやみ旁々如此御坐候』と言つたのを見ると、猶ほ別に文言も添ふてゐたやうに思はれますが、現に存するのは此篇ばかりであります。

定而御安康可ㇾ被ㇾ成ニ御暮一珍重目出度候。立前は色々御世話に相成、何と御禮申上て宜敷候哉、幾重にも忝奉ㇾ存候。私も三十日餘り跡の足を先になし〳〵、去月二十四日江戸てふ所に參り申候が、御國元とは違ひ、人間と家ばかりにて、何も手に付候所にては無ニ御坐一候。手に付ものは阿か計にて、故郷こひしく打過申候。先日より御用にて御門外仕候處、ほし店に而小柄壹本見あたり相求、目利者に相見せ候處、金壹分位は有ㇾ之と申候。九六錢六百文に相求甚仕合に御坐候。山吹さへ有なら望之品はいくらでも、古本等もしたゝか御坐候。御望之品も候はゞ、何によらず可ㇾ被ニ仰越一候。あまり高買は仕間敷高慢ながら奉ㇾ存候。此比脇方に二尺三寸之刀身關の兼貞と申事にて、少々きず御坐候に付、一兩一歩二朱に賣拂之由、疵なしならば七兩物と目利者も申候。中々◎是れがなくてはかなひ不ㇾ申のどがかはきてたまり不ㇾ申候。また貸本や日々に參り、軍書雜書道書奇書色々のぞみ次第には候得共、當時繁用にて心外千萬御察可ㇾ被ㇾ下候。兼而御約束之通書翰袋差出申候間、何事によらず反具にても御贈奉ㇾ願候。

一、御餞別之歌は共内御贈奉ㇾ待候。

そふこうとしもくもくさんしたれども
鐘がなくてはならぬ世の中

先は右御くやみ旁々如ㇾ此御坐候。恐惶頓首。

十二月三日認置　　　　　　　　　　　　　　小金丸雄助（華押）

小田部正之助様　人々御中

尙以御母公様並秀さん上り口猫太郎へも宜敷御傳聲奉レ願候。

正之助は後の小田部龍右衞門爲雄の初名、これは國臣と同しく地行に成長した竹馬の友の一人で、俱に勤王の事を謀つた深い關係はなくても、自然多少の消息の通ずる所はあつて、終始渝はらざる深密の交を爲し、文久三年の夏、國臣が福岡の獄を出で、次で藩命を奉じ上洛する頃には、執政の老職立花山城の內旨を受け、國臣と同行し三田尻の邊まで參つたこともありました。この書牘を見ても、その交情の程は自ら思はれます。

斯う云ふ話もあります。兩人は近所のことで常に親しく來往してをる折しも、或る夜國臣は小田部の家を辭して出でむとし、小田部の母親の深く愛してをられた猫の椀を踏み割つて了ひました。何とも言はないで、先づ筆と紙とを請ひ、その場に思ひついた狂歌を一首しるしてお詫びの辭に代へました。

かゝさんの秘藏にされる猫の椀

闇隅でつい踏割にけり

これも二十歲前のことゝ聞えてゐます。書牘の副啓に、『御母公様並秀さん上り口の猫太郎へも宜敷』と書いた上り口の猫太郎は、蓋し闇すみで踏み割られた椀の主でありませう。

國臣が普請方手附の職を帶び始めて江戸の藩邸に行役した頃の時勢は、後の歴史家の眼より見ると、昇平無事久しく打續いた餘弊を承け、德川の世も漸〻末となつてはゐましたが、音に聞えた文化文政の大御所の盛時も、未だ遠くは隔だりませぬ。アメリカの黑船が來て浦賀の門戶を叩いた時分からは、猶ほ七八年の前で、天下の士庶は穩かな泰平の夢を貪ぼつて覇者の政治を謳歌する頃です。福岡より始めて出て來た普請方の小吏が、家多く人群がる大江戶の繁昌に驚いたのは、これは定めて然うでありませう。懷乏うして刀劍の欲しさに喉がかはき、職忙うして書史の讀まれぬのを心外に思つたのは尋常一樣の小役人としては、頗る珍らしい平素の心掛もわかつて、國臣が此頃の嗜癖や趣味、また自ら想はれます。

屋敷の勤務は凡そ二年、二十幾月の定例で、歲は三年に跨りました。折々は相應の閑暇も出來て、故鄕の養家では動もすれば我が意思の自由に任かせなかつた文武の修業に心を寄せ、職務の傍はら、邸内の學問所に通ふたり又武藝の師範を他に求めたりして、頗る勉めた摸樣で、五六年を經て再び屋敷に行役した時、先きに參つてゐた年下の同僚を說き勸め、自ら連れて往つて紹介者となり、藩外の人の門に入つて修業せしめたやうな話もあります。旁〻此時の第一の行役中、敎を請ふた師範家なども多少はあつた筈ですが、平生は屋敷の長屋に起臥して、絕えず上役の監督を受けたと云ふし、元來が年少の小役人で給與せらるゝ手當も知れたもので、勿論それは格別のことは無かつたわけです。たゞ折々は市中に醉を買ふて浩然の氣を養ふ位の機會を得たと見えまして、久しく黑田家の眼科醫として江戶に勤め屋敷の外に

住んでゐた田原養全の家で、酔後何か多少の狂態を演じまして、適ゝ飛脚の御用を以て東役して來た實父の吉郎右衛門は、殊の外心配したことゝもありました。

要するに、國臣の第一の江戸行は、別に是ぞと云ふ程の事蹟はなかつたにしても、頗る見聞を弘め志氣を加へ、是より後の成立に尠からざる補益を與へまして、第一の江戸行を終はつて歸つてより、平素の模様も著しく變つて、愈ゝ文武の修業に骨を折り力を用ひ、その尋常の俗吏と異つた風貌は、漸々現はれて來ました。

國臣は嘉永元年二十一歳の冬、江戸の任期滿ち、三年に跨つた初旅を終はつて、福岡の家に歸へりまして、間もなく養父彦六の第三女と婚し、若い婿さんとなりました。第三女、名は菊、時に歳十六でした。我勤王の志士も色を好むの英雄、女にかけてはお多めて若い阿爺さんとなつたのは、翌嘉永二年二十二歳の時でした。それより羆熊夢に入り、始分に洩れず種々の噂を殘してゐますが、此時も江戸より歸ると間もなく婚約のある小娘の腹に申分を生じまして、親遠は狼狽えて合衾の式を擧げ、親族縁者の間では、内々の噂をしたものださうです。

此時呱々の聲を擧げたのは、首尾好く成人を遂げ、明治の初、小金丸氏の籍を出てゝ國臣の家を立てた六平太で、後には名を種二と稱し、地方の區裁判所に判事の職を奉じ、老を告げて退隱し、大正の朝に及んで故人となりました。筆を國臣の評傳に執るもの、是に到ると自ら無量の感懷を催うすを禁じ得ませぬ。維新中興の歴史に不朽の名を留むる勤王の志士も、當時に於ては碌々として數ふるの價なき普請方の小役人でした。

斯くて、國臣は二十一歳にして夫となり、二十二歳にして父となり、追々一家の計を立てゝ米鹽の世話をせねばならぬ人となりましたけれども、朝夕の風色は却て新しくなつて、或は書を讀み文を修め、或は劍を習ひ武を練り、また亀井暘洲や富永漸齋などの門に出入したのも、概ね皆是より後のことでした。

それから嘉永四年二十四歳の春には、職務を以て宗像郡の大嶋に遊び、一人の好師友を得まして、國臣の人物志氣の上には、著しき變化を生じ、後年勤王の志士として活動し、名聲を天下に馳するの端緒、こゝに始めて發けました。

宗像郡大島の出役

嘉永四年の春、國臣は普請方の手附の職務を帶びて宗像郡の大嶋に至り、神社營繕の事を掌り久しく駐勤しました。大島は福岡を距ること凡十五里、宗像郡の陸地より三里を隔つた島で、神代史に著名な宗像の三女神の一柱を祀つてある所、上古に謂ふ中瀛は此嶋だと云ふことで、ズツト遠く離れて北海の間に沖嶋があります。明治三十八年の夏、日本海の大海戰の行はれた洋中で、當時の一戰利艦に名づけられた沖嶋は即ち之に取つたものです。宗像三女神の一柱の鎭まり座ます嶋で、元來神聖秘密の靈域と稱せらるゝ絕海の無人島、一には不レ言の嶋と稱せられました。神職も平素は大嶋に住んで時々の祭祀を掌り、折々の造營修繕なども、大槪は大嶋で準備を整へたと申します。國臣の沖島のことを咏んだ歌から見ると、或はチヨツト渡つたかも知れませぬが、勿論それは主として大嶋に駐勤したものと思ひます。

官幣大社宗像神宮には、國臣が當時その先進の國學者靑柳種信の警備卒の一人として沖嶋に渡航した折の紀行『防人日記』を手寫し、小金丸種德の名を以て奉納したものを、今猶ほ保存してをられます。卷尾には國臣が沖島に於て咏んだかと思はるゝ歌を一首添へてあります。

貝鐘の音も聞えず皇神の
　　くにのふりにし沖つ嶋かな

寫本には小金丸種德と記してをりますから、此時は早く已に種言を改めて種德と稱したことも分れば、職務の傍はら、青柳の紀行を手寫して奉納した心掛の勝れた面影もしのばれます。宗像神宮の社務所では、國臣もヤハリ警備卒の一人として沖嶋に渡航したやうな說を聞きましたが、これには徵憑もないし、普請方の小役人を勤めてをる頃のことで、神社營繕の用を以て大嶋に駐勤したのが事實でありませう。

國臣に大嶋に於て神職の河野若狹之進などとも交際しました。島番役野田勘之丞と云ふ人が藩主長溥公より、特別の内旨を蒙り、嶋に庇つて保護してをる薩摩の志士北條右門とは、別けて深い交をしました。

島番役の野田勘之丞は、年輩は國臣よりもズツト上で、且つ學問才能もあつて、相應の人物として聞えてをる人でした。北條は島津家の嚴びしい詮議を逃れて入國し、藩主長溥公の庇蔭を受けて潜匿してをる四名の志士の一人で、野田も始は國臣に然る事情を語らず、可い加減の話をしてゐましたが、此頃琉球の貢物を積んで大阪まで參つた薩摩の藩船が、歸航の途次大嶋の近海で難風に逢ひまして、大嶋に入つて來て暫く留りますと、船中に北條の知合の人か何か乘つてをる由が分つて、北條は是非とも會ひたいと云ふし、實際また會はうとする樣子も見ゆるので、野田は然うさせまいと頻に心配しますけれども、他に相當の加勢をする役人も無い島のことで、どうも力に及びませぬ。そこで始めて事情を語つて、國臣に北條の附添を賴みました。それより國臣は北條と相識るの機會を得まして、別けて深い交をする間柄となりました。

北條は安政戊午の大獄の前後より文久元治慶應の頃には、京攝薩筑の間を奔走しまして、力を國事に致し、名を當時に知られた人で、此大嶋で始めて相識つてより深く國臣を器重して信じ且つ愛し、久しく渝はらぬ交をした師友でした。安政戊午の大獄將に起らうとする時、國臣の志を立てゝ京都に出てたのは、主として北條を便つて往つたので、當時國

臣が西郷や伊地知や吉井や海江田などの薩摩の志士と相識つたのも、稅所普門院といふ修驗僧いことなどに關する事を以て、薩摩の志士の依賴を受け、月照の一行に先だつて筑前に歸つたのも、次で月照主從を送つて薩摩に入つたのも、始は皆北條との交態より起りました。

それで國臣の立志の由來、並に勤王の事蹟を詳にしやうとすれば、北條右門の人物閱歷と、兩人の關係とは、猶ほ些しく仔細を述べて置かねばなりませぬ。

北條右門の閱歷と人物

是より先、國臣が二十二歲始めて父となつた嘉永二年の冬より、翌三年の春夏にかけ、藩主黑田長溥公は、その實家の島津氏に起つた家督騷動の藩難に關係のある四人の志士が、政廳の檢擧を逃れて國境を脫し、前後相次いで來り投じたのを憐み、深き保護を加へて領內に潜伏せしめられました。

最も先に逃げて來たのは、鹿兒嶋の城下諏訪神社の神職井上出雲守、筑前では工藤左門と名乘り、後は京都で藤井良節と稱し、久しく近衞家に仕へた人。次に來たのは小性組の士、無役の木村仲之丞、筑前では北條右門と名乘り、維新の後は村山松根と申しました。國臣の先輩師友として最も親交したのは此人。猶ほ他の二人は、孰れも島津氏の分家大隅國加治木の領主島津兵庫の家臣で、一人は岩崎千吉、筑前では洋中藻萍と稱し、後には相良藤次と申しました。一人は竹內伴右衞門、筑前では竹內五百都と稱し、後には葛城彥一と申しました。此二人は工藤北條よりは人物も身分も聊か下級の人で、家督騷動についての關係も、自ら淺深の別はありましたが、孰れも同じく長溥公の庇護を蒙りまして

十年餘りも筑前に居つて、月照の入筑した折には、四人で各々相應の盡力をしました。

島津氏の家督騒動と云ふのは、彼の後に賢諸侯の名天下に隱れなく、率先して力を國事に致され、また西郷を微賤の裡から拔いて無二の眷遇をせられた贈正一位權中納言齊彬公に係はることで、それは世子として江戸の屋敷に居られまして人物才幹の譽れも高く年齒も四十を超えらるるのに、父君の左右に權臣寵幸があつて、種々の妨げを爲し、久しく家督の沙汰もないと云ふ所からして、高崎五郎右衞門山田一郎左衞門近藤隆左衞門などの人々が主となつて同志の士と相謀り、心を戮はせ力を協せ、齊彬公を早く世に出さうと企はだてた所が、中途に事破れて、重立つたものは悉く自刄を命ぜられ、以下流謫禁錮失職と云ふやうに、それぞれの刑罰を加へられ、一網に打盡せられて了ひました。

これが島津氏の家督騒動のあらましで、工藤左門は事破れて露はれたのを知ると同時に、家を飛出して筑前へと走り、北條右門は禁錮中の檻窓を破つて國境を逃れ、長溥公は齊彬公の大叔父に當らるゝ親族で、且つ平素最も交せらるゝ間柄ですから、來り投じて狀を訴へました。續いて洋中竹内の二人も同じく逃れて參りました。薩摩の方では工藤北條などの逃げ出して筑前に投じたのを痛たく惡み、また藩の內情の他に洩るゝのを恐れ、數多の捕手を遣つて追跡し、黑田家へも頻に掛合をして取戻さうとしましたけれども、長溥公は飽くまでも庇護を與へ、領內の處々に潛伏せしめられ、北條は暫く大嶋に置かれました。そこで國臣と相識つて深く交るの機會を生じました。

北條の錄した月照の小傳中、國臣の事蹟を併せて述べた冒頭の一節に、斯う云ふことを記してをります。

因に言、平野次郎國臣は筑前福岡の人、步卒にして始は小金丸勇助と稱し、普請方の小吏たり。二十二三歳の頃、宗像郡中津宮修繕のことを奉じて同郡の大嶋に在勤す。此時北條右門は黑田家の保護により、薩の姦吏の追捕を避けて大嶋に在り。於是小金丸と交誼深く相惟ひ、日夜國事を論じ、古學及詞を談ず。國臣是れより慨然として憤起し

藩の小吏たるを屑とせず。總髮と爲り古製の大刀を佩き小袴を着して常に慷慨の談を爲す。敢て俗吏の態に非ざるを以て妻子親戚も誹笑するに至れり。勇助こゝに於て斷然養父の家を出で、實家平野氏に還り平野次郎と稱し、意を肆にして同志と交遊す。國人此輩を目して御太刀組と呼ぶに至れり。

これは國臣が二十四五歳の時より憤を發し志を立てた情況を窺ふに足る好資料で、久しく存生した同胞や故舊あたりを叩いて見ても、事實の符合する話は幾らもありました。始めて相識つて兩三年の後、北條等の身の上も、然までは世間の耳目を憚らぬでも差支のない事情となつて、北條も福岡の近在中村に住宅を構ふる時分には愈々親しく交つて絶えず來往をして、國臣が小金丸を出でゝ實家に歸つた頃、北條の折ふしに訪ねて來て酣談深夜に及び、家人の困ることの毎々あつたのは、近年世を去つた末の妹も話してをられました。

北條は薩摩より逃げて來て寄托してをる四人の同志のうちでは、多少の文學もあれば氣慨もあつて、西郷などからも先輩として見られた人物でした。文久の末頃より專ら島津久光公の節度を奉じて公武合體の論を唱へ、西郷大久保の一派とは頗る異色があり、又國臣とも方面を別にしまして、晩節振はざるの狀を爲し、維新の後も不遇にして」を終はりましたが、嘉永安政の當時は、申分のない志士の一人でした。その島津氏の家督騒動に關係して苦節を守めた閱歷や、平生の談論は、身を微賤な普請方の小吏より起し、行く〳〵は名を天下に知らるゝ勤王の志士とならうとする國臣その人を如何に多く動かしたでありませう。

勤王思想の發現

國臣が嘉永二年より普請奉行を勤めてをる國吉新兵衛の手に附いて、ふたゝび江戸の藩邸に行役したのは、嘉永六年

二十六歳の時、アメリカの水師提督ペルリが三隻より成る艦隊を率ゐ來つて浦賀の門戸を叩き、兵威を示して通商互市を求め、天下の人は日本晴れの青天に霹靂を聞くの思を爲した歳でありました。

その着發の月日勤務の期間は確かと分りませぬ。弟の三郎能得が十七歳の時で、箱崎のあたりまで見送つた記憶もあると云ふので、安政元年かと考へましたが、當時同じく江戸の屋敷に勤務した木村軍次だの上田勇太郎だのと云ふ故老の話によると、一年早い嘉永六年で、勤務の期間はやはり約滿二個年で、歳は三年に跨りました。

江戸に赴く途中、伏見の驛より京都に入つて、一天萬乘の天子ましします禁闕を拜し、一首の歌を咏んで、皇室を懷ひ朝廷を慕ふの志を述べました。

大内の山の御かまき樵りてだに
　仕へま欲しゝ大君の邊に

歌は自ら萬葉の時代の風調を帶び、意は奈良朝の國民の感情を含んでをります。東照大權現の子孫が積世の餘威、猶ほ赫々として天下を壓した頃には、極めて珍らしいことです。寛政のむかし、草莽の臣高山なにがしが、三條の大橋の上より泣いて皇城を拜し奉りし例を、後の人は類なう褒めたゞへて世にも稀な志士と語り傳へきした、そのころに較べては時勢は頗る進んでゐたとしても、猶ほ嘉永の六年、ペルリの始めて來航した歟せぬと云ふ時であります。大内山の木を樵り草を刈るわざをしてなりとも、猶ほ天皇に仕へて朝廷の民たらむことを望む志は、此一首の歌を見ても善く分ります。國臣が國の臣たらま欲しく思ふ心は、此頃より明かに現はれました。これは黑田美濃守の家來の數に入るか入らぬかの微賤の身分を以て、普請方の小役人として江戸の屋敷に赴く途中でした。

斯かる人が、江戸の寛永寺增上寺の宏麗を極めた造營を見て、憤悶の情を發したのは當然のことで、多く怪むに足り

ませぬ。將軍家の菩提所として知らるゝ兩大刹の宏麗を極めたのは、今猶ほ世の人も判つてをる通りで、海外から觀光に來た人などは必ず遺模を見物して行く程であります。舊藩の頃、寛永寺には養樹院、增上寺には常行院といふ脇寺が、黑田家の裝束寺と定つてゐまして、藩主の參詣の折には必ず立寄らるゝ例で、時々の造營修繕も黑田家で受持つて爲らるゝ所からして、普請方の役人は別けて緣故があつて、兩大刹の內部の模樣を窺ふことも出來ました。旁々國臣自ら斯かる感を發するの機會も多かつたものと見えます。

當時國臣がペルリ來航の警を聞いて深く時艱を慷慨したのは、長野芳齋も記された通りの事實です、たゞ同じく江戶の屋敷に勤務してゐた木村軍次だの上田勇太郎だのと云ふ故老の人々の間には、國臣が時勢のことや朝廷のことに就て語つた話は、殆んど全く無いのですが、兩大刹の宏麗を極め京都の禁闕に過ぐるのを言ふたことは、故老とも猶ほ善く記憶してをられました。これは當時國臣が熱心に斯かる話をした故でありませう。

第二の江戶行

國臣が嘉永六年を以て、ふたゝび江戶に行役して二年ばかり勤務した時は、鄕黨の木村軍次だの上田勇太郎だのと云ふ年下の連中の來てをるのを說き勸めて、力を文武の修業に致さしめ、或は誘ふて屋敷の學問所に通はせたり、館林藩の犬上なにがしと稱する柔術の名家の許に連れて行つて入門をさせたり、小野派一刀流の劍法を以て聞えた藩の定府の士幾岡平太郎の所に連れて行つたと云ふ話もあります。天文のことを吟味し星の物語をした話もあります。また此頃は已に刀槍弓馬の故實を硏究して頗る意を用ひた痕跡も殘つてをります。

第一の江戸の行役は、十八歳の冬より二十歳までの間で、見聞を弘め志氣を養ふたと云つても、その程度も推して知られますが、第二の江戸の行役は、自ら奮つて憤を發し志を立て、文武の修業に心掛けた後で、また北條右門のやうな人の談論を聞いて、見識も氣慨も段々進んで行く最中で、その多大の交渉を國臣の人物志操の上に生じたのは自ら察せられます。兄の都甲なども、弟の氣風言論の著しく變はつたのは、二度目の江戸行の頃からだと常に申してゐたさうであります。

國臣は夙に音律を好み、自ら笛を吹いて娯んでゐました、江戸でも閑暇あれば常に玩びました。また當時の人の携帶するを例とした燧袋を市中の袋物屋に頼み、己の意匠を告げて作らしめました。その意匠が面白いので、袋物屋では、別に同じ品を作ると、善く賣れまして、段々注文もある所からして、國臣を德とし、その通行するのを認めて引留め、請じ入れて酒饌を饗し、謝意を表した話も殘つてゐます。

また國臣は親譲りの好酒家で、若い頃より隨分盛に飲んで、それが爲め相應の不出來などもあつたので、第二の江戸行の時は、父親の戒も受くれば、自らも戒めて、如何なことにしても三杯から上は飲まぬと定めてゐましたが、併し杯の數は定めても、杯の大小は定めないと云つて、必要の場合には、大きいもので三杯やりました。隨分都合の好い便利な定めでした。世の節酒黨の諸公は、此勤王の志士の故智を學ぶも一妙策でありませう。

普請方の職掌を帶びた身分とは云つても、萬事寛濶簡疎を常とした當時の勤務ではあるし、二度目の行役で物にも慣れて、相應の自由も利く所からして、此二年の間には、斯かる種々の話の種をも後に留めたわけですが、恰もペルリ提督の始めて來航した頃で、攘夷鎖港の論は漸く起り、天下の形勢將に變ぜむとする時で、國臣も大に奮發する所があつたと見えまして、嘉永五年には自ら蠹志録に記し、壬子讀二新論一有レ感、自耻レ非、絕二喫煙一練レ武と稱し、また翌六年

には、維時仕レ官在二江府邸一、始知二幕府諸侯難一レ憑、更練二武技一勉讀二兵書一と稱してをります。實際に於て、諸方の志士と臂を把つて時務を談じたやうなことは無かつたにしても、ペルリの來航より起つた國事と世論との變遷が多く筑前の普請方の耳に入つて容易ならぬ感慨を生ぜしめたのは、自ら分ります。就レ中江戸に赴くの途中、京都の皇城を拜して戀闕の歌を作り、江戸に於て、寛永寺增上寺の金碧煌燿たるを見て幕府の驕傲を惡み、顧みて皇室の式微を慨げくの情を深うしたのは、勸王の志士の閱歷としては、頗る興味を覺えます。

それから逢阪山を過ぎ、皇居の建築用材の牛溲馬勃に塗るゝを目して憤慨したのは、安政元年の秋、江戸より筑前を指して歸へる途次でありました。

歸西の道中

國臣は安政元年の秋、三年に跨つた江戸の行役を終はり、同僚吉川新吉と打連れ、筑前を指して歸りました。義經袴を着け箒鞘の太刀を佩き、行々笛を吹いて東海道の五十三程を上りました。今から話を聞いても、風流氣に富んだ面白い旅路であります。

國臣の親しく交る郷黨の朋友のうちに、日高四郎とか藤四郎とか、後にお太刀組と云はれて一風も二風も變はつた連中があつて、江戸に出る前より、互に心がけて武具の故實を吟味し、古制のものを調へて自ら用ひたいことを語り合ふてをりました。それで江戸の勤務中、日高や藤より愈々太刀をこしらへたと云ふ報知を得たので、國臣も江戸に於て鹿皮の鞘尻を裝ふた一口の太刀をこしらへ、また別に古制の袴を調へました、俗に義經袴とも唱ふるものです。

どう云ふわけで義經袴と唱ふるの歟、そんな難かしい來歴は分りませぬけれども、畫に描いた牛若丸が五條の橋で、武藏坊辨慶と鬪つた時に着けてゐたやうな袴と思ふたら、先づ當らずと雖遠からざる位のところで、格別に甚だしい間違はありますまい。

斯う云ふ次第で、箒鞘の太刀も袴も出來てをる所からして、之を用ひて江戸の大通を大將すまし込んで出立するつもりでしたが、上の役人より、普請方の然んな異樣の風をして出立した例はないと云ふ苦情があつて、差止められました。是非に及ばず、江戸の市中だけは當り前にして、品川の驛より用ひました。

ところが打つ先羽織を行李の中に詰め込んで了つたので、餘儀なく尋常の羽織の上に太刀を佩きましたから、箒鞘の後は羽織の裾より出て、工合がどうも威儀儼然とした大將のやうでなうて、人間に化けた狐の尻ツ尾の如く、見送つて行つた同僚などは噴き出さざるにはをられませぬでした。併し大將はチツトモ驚かず、機嫌好く悠々然として出發したと云ふ話もあります、何だか滑稽劇の一幕を思はしますけれども、是は故實を尙ぶの熱心より起つて、至極眞面目のことだから別けて面白い。

此時同行した吉川新吉は、國臣の父親吉郎右衞門を師とし、杖棒等の術を修めて精妙を究め、後に吉郎右衞門の後を承けて師範役となり、和多留と稱した人で、此時は同じく普請方の手附を勤めてゐました。國臣は深き訓陶の恩を蒙つた鄉黨の先輩富永漸齋に就て文學を修むる傍はら、音律の傳授をも受けまして、前にも申した通、好んで笛を吹きました。江戸の屋敷に於ては、時々合奏でもして娛を偕にする人がないので、新吉に勸めて音律を學ばしめました。新吉その勸に從ひ、黑田家の裝束寺である增上寺の脇寺常行院の住持を師として篳篥を習ひ、此頃は頗る出來るやうになりました。

そこで道中では、或は思々に吹き調べ、或は合奏をしたりして、行々娛んで歸りました。箱根山を越えて西へ下つた

所の邊だと云ひますから、沼津か興津でありませう。また月明の夜にでも會つたの歟、宿に着いて後、また海邊の松原に出で、夜深くるまで合奏して打興じた話も殘つてゐます。それから或る時は交代して先へ行き宿を定めて待つてをると、後れた方は笛なり篳篥なりを吹いて市中を通る。それを二階から聞付けてオイ〳〵と聲を掛けて呼び入れます。或は家の內で吹きすさぶ音を聞き、此處だなと覺つて尋ねて行きます。すべて斯んな風の道中をして歸りました。江戸に往く誰やらが、箱根山のあたりで二人の牛に乘つてをるのに行逢ふた話などもあります。

朝に東京を出でゝ夕方は京都へ着く汽車の旅に馴れた今日より考へると、寔に虛談のやうなことですが、斯かる風の道中をして五十三程を上つて歸つたのは全く事實でした。

それから此頃は、新に燒失した京都の皇居の造營最中で、逢阪山を過ぐる時に、江州の地方より建築の木材を運んで來るのを見ました。江戸で將軍家の御用材とあれば、白き布片で卷くとか何とかして極めて鄭重の取扱をするに拘はらず、此方は尋常一樣の商品のやうに、牛溲馬勃の汚れた中を曳いて行くので、その禮を失ひ道を誤ることを言ひまして、國臣は頻に憤慨しました。

斯くて、國臣の勤王の志は、追々熾烈となりました。

長崎の行役

國臣は江戸から風情の多い道中をして歸ると間もなく、同僚と話の合はぬ次第もあれば、時勢に感ずる所もあつて、普請方の職を罷め、專ら力を文武の修業に用ひたいと思立ちましたが、久しく身を委ねた勤務で種々の事情も起つて實

行し兼ねてゐますと、翌安政二年二十八歳の夏には、長崎諸用聞次定役岡部簇の屬吏となつて長崎へ行役をしました。

嘉永六年の夏、黒船渡來の警聞一たび傳はつてからは、多少の志をもつた人が、時勢の容易ならぬことを知りまして、思々に奮起して諸般の改革を企はだてたのは、各藩いづれも同樣でした。何分にも二百數十年の久きに渉つた昇平無事の積弊を蒙ること甚だしく、賄賂請託の惡風などは、因襲俗を成して却々に改りませぬでした。筑前また固より同一の情態で、普請方は出入の諸商人と近接する機會が多いので、別けて弊習多く、役人は大概私を謀つて我腹を肥すことばかりを思ふてゐました。國臣は之を慨嘆し、何とかして匡正しやうとするので、勿論同僚とは話が合ひませぬ。長野芳齋の『時に普請方の屬吏、皆弊風に安んじて各〻私を營む、國臣是を匡正せんとして同僚と合はず、終に職を辭す』と記されたのは、即ち是であります。併し國臣の江戸より歸つたのは、安政元年の秋で、翌二年の春は、自ら予レ時有ニ辭レ任遊學志ニ有レ故未レ遂と稱し、夏には長崎へ行役したので、此間時日が乏しいから、これは一旦普請方を辭したのではなく、直に移つて長崎諸用聞次定役の屬吏となつたのかも分りませぬ。

元來黒田家と肥前の鍋島家とは、寛永の末頃より徳川幕府の命を蒙つて長崎の警備に當り、兩藩交代して士卒を派遣してをりました。それで長崎には黒田家の建てた屯營も二個所ありました。長崎諸用聞次定役は此衛戍の經理を掌る職務で、都合四人の同役があつて、少くとも一人は絶えず長崎に駐勤するを例としました。

安政二年の夏、岡部簇が諸用聞次定役の一人となり長崎に往つたのは、屯營の冗費を省き士卒の弊習を革むる目込を齎らして往つたので、國臣は上役を助け改革を行ふ志もあつて、豫ねて親しく語らふ戸田六郎吉田太郎などと同く簇の手に附いて行役しました。方にペルリが浦賀に來航した後で、長崎は別けて外國の船が多く寄泊する特別の地ですから、斯ゝる詮議も起つたものと見えます。

戸田も吉田も始は國臣と提携して王事に勤勞すると云ふ程の深い關係はなかつたのですが、後には孰れも時勢を慷慨する志士となつた人で、此頃は國臣の最も親しく語らふ同志の連中でした。岡部は當時の筑前の藩士中では、相應に才幹も氣慨もあつて、後には黑田家の財務を掌りました。此時の長崎の行役を始として、善く國臣とも相識り、常に消息相通してゐました。九年の後、國臣か福岡の獄を放たれた頃、野村望東尼と交を締して情誼深厚の間柄となつたも、始は岡部の紹介する所でした。元來身分は國臣等より一級上班の馬廻の士で、足輕頭を勤め國臣と志を同うする一派の連中とは、自ら緣故の淺からぬ人でした。偶〻意見も相合ふ所からして、斯くは打連れて行役したのでありませう。

國臣は二百日の任期を長崎に勤めました。此間支藩秋月の阪田九郎右衞門諸遠が、有職故實の學を以て、勘定奉行の屬吏として來てをるのに會ひまして、暇を得る每には就て敎を受け、また此頃江戶の屋敷に行役してをる上田勇太郎に寄せた書牘によると、長崎に來てゐた大村藩の家中の人々と數ば技を鬪はしたと云ふことも見えて、職務の傍、文武の講習に勉めた痕跡は著しく殘つてをります。されば時勢に顧み時務を知りまして、男子いたづらに安逸を事とするの秋ならぬのを思ふたのでありませう。

國臣の行役中、ペルリに續いて來航したイギリスの軍艦やフランスの軍艦が長崎に入港し、江戶から幕府の役人が下つて來て應接をしました。國臣は幕府の役人が動もすれば外國の無禮を甘んじて受ける實狀を面のあたりに見て憤悶し、任期の滿つると共に、深く慷慨の情を抱いて歸りました。

元治元年の春、但馬から檻送の人となり、京都六角の獄に囚はれた初、國臣の町奉行に提出した具情書にも、長崎に於て外國人の跋扈を見て、始めて國事を憂ふるに至つたことを記してあつたさうです。當時の京都守護職松平肥後守の家臣として活動した會津の故老柴太一郎は、嘗て然う云ふ話をせられました。

長崎に於ける屯營の改革の成就した歟、如何歟、それは別に聞きませぬ、多分は格別の結果もなかつたかと思ひます。上役の岡部も藩に歸ると、他の職に轉じて了ひました。

長崎の行役中及び歸國の途次に詠んだと云ふ歌が、二三首殘つてゐます。筆の序でに記して置きます。

うたげの座より辭し歸らむとする舟の上にて

衞の身には限あり　飽かぬに舟はこぎ出てゝ

なほ通ひ來る笛のねを　あはれ隔つる梶の音

また

絲竹のあかぬわかれを舟出して

波殘てふ名はいまぞ知りぬる

途すがら嬉野を過ぎ貴船社に詣でゝ

貴船の宮に詣つれば　御手洗川も廣前も

い垣の紅葉散りしきて　折からふり來る一時雨

長崎より歸つて、江戸行役中の上田勇太郎に贈つた書があります。

例文略レ之

先達而は御念書到來在崎中にて御返翰延引仕候。不ニ相替ニ武藝御勵之由奉ニ感入ニ候。在崎中大村之藩中と度々戰合申候、尙御出精可レ被レ成候、切角御歸國相樂み居候。扨又其節甲冑御製造被レ成度存念之趣粗御懸合御寄特之御事ニ御坐候。小生等存立之甲冑其他兵器、寸度全備不レ仕候ニ付、近來日高辰次郎と兩人發起ニ而、兵器講存立中候

間、兼而御志之義ニ付、松村氏問合申候處、御懸續之見込ハ相立居申候間、御手元御承知ニ候ハバ、差加呉候樣被二合申一候ニ付、無二異儀一御加へ申候。松村ニハ御手元より序ニ御懸合可レ被レ成候。壹分貳朱懸四季盛拾兩取留、則六具一通成就、尤甲冑好無レ之人江ハ刀槍弓砲に而も、勝手次第御仕立被レ下候而も宜敷候。冬内一座盛候見込ニ而折角連中申合居候。不備。

十一月十九日　　源　藏（花押）

勇太郎樣

尙々松村氏エ御懸合之節、一寸否短文にて御申越奉レ待候。若御不同意ニ候ハヾ。無二御遠慮一被二仰越一べく候、代人と引替申候。

此頃は雄助の通稱を改め源藏と名乘つてをりました。

お太刀組の首領

國臣は勤王の志士として天下に著はるゝの前、お太刀組の首領として、先づ藩中に知られました。先づ知られたと云ふよりも、先づ笑はれたとするのが、寧ろ適切でありませう。

藩中の人が、國臣の親しく語らふ同志の一團を稱してお太刀組と云つたのは、筑前では故老の話もないのですけれども、當時國臣の親交した北條右門の明かに然う見えてをるので、これは事實と思はれます。勿論その古制の太刀を佩いて步くのが、最も人の目に着いたからの評判で、日高四郎や藤四郎吉田太郎などは皆此組の連中でした。長崎の行役を

終はつて歸つた頃、江戸の屋敷に勤務して居る上田勇太郎に寄せた書中に、『日高辰次郎と兩人發起にて兵器講存立中候』と云ふてをる兵器講も、ヤハリお太刀組の連中を主としたもので、相應の人數はあつたと見えます。日高四郎その頃は猶ほ辰次郎と稱しました。國臣の就て敎を受けてをる富永漸齋も、老人ながら猶ほ太刀を佩いてゐたと申します。また實際は日高や藤の方が國臣の方よりも早く太刀を調えてをるので、國臣を指して首領と云ふのは、或は當らないかも知れませぬ。併かし故實に熱心な程度より申しても、全體の人物の上より考へても、どうも首領のやうな感があります。それに國臣は單に義經袴を着け太刀を佩いたばかりでなく、長崎で秋月の阪田九郎右衛門より、故實の學を修むる時、特に傳授を受け、烏帽子直垂を調へて齎らし歸り、折々それを着け笛を吹いて街上を徘徊します。道を行く人は眼を張つて驚き怪むも、已は平然として頓着しませぬでした。長野芳齋が「知らざる者は狂人と思へり」と記されたのは即ち是で、北條右門が「妻子親族も誹笑するに至れり」と稱したのも事實を得てゐませう。寛弘溫和を以て聞えた實家の父母や同胞は兎も角もとして、養家の苦情は推して知られます。

前にも述べた通り養父の小金丸彥六は、相應に黑田家の用をも爲したもので、事理の解らぬ人ではありませぬでした。實父の吉郎右衛門とも別けて親密の交をして、始終情誼を全うした間柄でした。併し我が養子の心事を知るに適當した親ではなかつたのです。養母も隨分中分のあつた女性で、晩年は心疾を患へたやうな噂も聞えました。國臣の妻のことは別に話もないのですが、國臣と別れて後三人の兒女を抱えながら、更に夫を迎へ子を育だてた所をみると、內情は孰れとしても、國臣ほどの人の妻としては、餘り好ましい妻とは言はれませぬ。勿論それは劇で演ずるやうな賢明貞淑の婦人ではなかつたのであります。

お太刀組の首領が、思切つて小金丸の養家を去つたのは、寔に已むを得ぬ形行でした。その理由は義經袴と太刀と笛

とばかりではなく、烏帽子と直垂とのみでもありませぬでした。國臣は養家を去る頃のことを自ら稱して、聚二武家故實書一廢レ樂學レ射售レ書估レ甲と言ふてゐます。

何時のことかは分りませぬが、次のやうな話もあります。

國臣嘗て糞尿を肩にし菜園に灌いてをるのを、木村軍次が珍らしい事に思ひまして、然う言つて褒めたら、これは家內安全の祈禱の爲だと申しました。平生の內情は先づ此れで分ります。微祿小俸の家道、固より金錢の餘裕はなく、家財を賣つて武具を買ふの窮境もありました。時には若き細君の衣帶を典するの苦策もありました。これでは少しの祈禱やまじない位で、却々に家內の安全は保たれませぬ。天下の泰平、これは黑船の押寄せて來てより、志士の眼には破れて了つて、疾や幾年を閱してをります。

斯くて、小金丸源藏種德は養家を去つて平野二郎國臣となりました。

離縁と復籍

國臣も養家の小金丸氏を去るには、それは隨分苦心を費して、策また甚だ窮しました。安政二年の冬、長崎の行役を終はつて歸つた時は、自ら冬歸レ國、漸決二辭任一、而有二義父母及妻一男二女在一、愛情難レ忍、族亦不レ肯、猶豫期年と稱してをります。斯くて失意悶々の間に一年を暮らしまして、翌安政三年の冬に及び、始めて意を決し、飄然として小金丸の家を出でました。自ら稱して冬十二月至二西府聖廟一謁、脊レ書出レ家、心決、生別有二斷腸悲一、拂レ涙數里、三日食減、有二異姓錄一、未レ可レ離レ國、漫遊二東西一已十餘日、謁二宵神廟一、浴二武藏溫泉一、兩友追出、頻促二歸福一、相伴遂復二實家一、稱レ疾閑

居、義族以レ人屢說ニ復嫁一以ニ狂病一辭、と記してゐます。

國臣は斯の如く暮の十二月に、太宰府の天滿宮に參詣をすると稱して家を出たまゝ、三日たつても四日たつても歸つて來ず。七日を過ぎ八日を過ぎても歸つて來ず、杳として何の消息もありませぬ。當時は猶ほ長崎諸用聞次定役の手附の職を帶びて、出勤すべき役所もあつたのを顧みないで、無屆缺勤の他行ですから、その方の首尾も惡い、旁ゝ養家實家は勿論、親族緣者も種々心配をして、先づ役所を不都合の無いやうに取繕ふて置いて、家を出でゝより十日ばかりになる時、戸田六郎だの吉田太郎だの福本泰平だの木村軍次だのと云ふ同輩の連中、それに多少の親族緣者も加はつて、諸方に手分をして捜索にかゝりました。

ところが國臣は志摩郡へ廻はつて馬場村に殘つてをる古の犬追物の馬場の跡を觀たり、那珂郡の志賀嶋へ渡つて嶋人の昔より傳へたと云ふ射術のことを尋ねたりして、それより宗像郡の大嶋あたりまでも經巡つて、昨今福岡から程遠からぬ所に歸つて來まして、武藏の溫泉場に居つたので、それと直に分りました。それを見付け出したのは、吉田太郎と木村軍次とでありました。

吉田木村の兩人は、先づ第一に中村の北條右門の家を尋ねると、昨日北條の留守宅を訪づれ、それから太宰府の方へ往つたと云ふ蹤跡を得ました、例の異樣な裝束をしるべに、段々と捜がし廻はつて武藏の溫泉場に至り、此處に隱棲してをる福岡の士人長岡なにがしの家を志ざすと、家の內には雅樂を合奏する聲がして、笛のあるじは國臣と知れました。そこで會ふて事情を語り、即夜打連れて福岡に歸りました。國臣は途中別に委はしい話はしませぬが、唯もう小金丸の家には歸ランバイと一言申したさうです。果して再びと歸りませぬでした。

國臣の養家を去るに就ては、雙方の親族や知人など、立ち代はり入り代はり訪ふて來て、理由を問ひ復歸を勸めまし

た。多少の不都合や氣に入らぬ事情はあるとしても、それは大概の家の內には、例も多いことで、二十年近くも無事に暮した家を去り、二三人の兒女を强ひて棄つる程の理由としては十分でありませぬ。それでも斯ゝる決心をした胸中の秘奥は、固より容易に語られるわけでもなく、語つても尋常の人の理解することでもないので、復歸の勸を辭るには、國臣も甚だ困つたと云ふ話です、これは事實いかにも然うでありませう。

實家の父兄は、國臣が世の常に異つた我儘の振舞をすること已に久しいのに、今また公の職務を疎略にし、無屆の欽勤をして他行する樣なことさへ出來てみると、此上如何なる累を養家にかけむも測り難いからと云ふ理由を述べて、養父彥六にも善く相談を遂げ、結局國臣の希望の通、愈ゝ離緣復籍の話は纏つて、こゝに始めて全く小金丸の籍を脫し、實父の家に歸へり、小金丸源藏種德を更めて平野二郎能明となり、次で能明を國臣と更めました。

國臣は斯く離緣復籍しまして、兩家は十七年前養子となる時の約定もありますから、旁ゝ舊に依つて親密の交をしやうと云ふ相談をして、これは永く實行せられました。それで國臣も後には小金丸には全く出入を絕つたわけでもなく、文久三年の夏、獄より放たれた折も、一たびは音づれたと云ふことであります。

國臣は小金丸の家に於て、長男六平太の外、次男一人及び女子二人、都合四人の兒女を生みました。次男は母親の猶ほ產褥に臥してをる頃夭折し、長女たきは十二歲の時に早世をしまして、長男と季女とは成人を遂げました。季女ちよは今猶ほ存命してゐます。それで國臣の養家を去る時は、九歲の長男を頭として三人の兒女を棄てゝ去りました。妻の菊女は時に二十五歲でした。世に行はるゝ國臣の傳記中、此間に於ける妻子別離の情緖を述ぶるものの多い所以であらうと思ひます。

或る月明の夜、國臣が笛を吹いて西町を通ると、一人の小兒が後より馳せて來て腰に取り附き阿爺と呼んだので、國

臣は抱き寄せて涙にくれまして、斷腸の思をしたと云ふ話もあれば、夜陰ひそかに小金丸の垣根の外より我子供の様子を窺ふこと幾たびに及んだと云ふ話も殘つてゐます。養家實家元來極めて近接した隣保ですから、これは勿論事實でありませう。折々垣根の外より我子供の様子を窺ふたやうなことは、實家では誰れも見もせねば知りもせぬが、然んな話は他の人より往々聞いたと、國臣の同胞なども言ふてをられました。

國臣の自ら咏んだのに、斯く云ふ數首の歌もあります。

我心岩木と人や思ふらむ
　　世のため捨てしあたら妻子を

世の爲に棄ては棄てしが年經ても
　　忘れぬものは我子なりけり

いと愛しみ悲む餘り棄てし子の
　　聲立ちきゝし夜もありけり

自活の苦境

國臣は愈々小金丸を去つて實家に歸へり、當時の戸籍では、父親吉郎右衛門の厄介分と云ふものになりました。役所の方へも病氣を名として退職を願出でゝ聞屆けられまして、今は全く無職無祿の浪人となりました。

さりながら分別ざかり働きざかりの三十男は、勿論太つてもゐない小身微祿の父親の脛をしやぶるわけにはなりませ

ぬ。不凡不群の志はあつても、腹が減つては如何することも叶ひませぬ。たゞ遊んでゐて暮されないのは、米の廉かつた昔も今も同じ事情です。國臣が實家に歸へり且つ職を退いた後、先づ第一に起つた苦境は、自ら衣食を支ふるの道で、手習師匠の渡世を思ひつきました。

當時中村梅太郎と桂なにがしと云ふ人とが、國臣の郷黨より出て、郡方役所の小役人をして雜餉隈の邊に居つたのに、書を寄せて盡力を頼みました。中村梅太郎は後に名を敬二と稱した人であります。

尙々りきみは仕不ㇾ申候に付、御氣遣被ㇾ成間敷候。

一筆啓上仕候。頃日餘寒再發仕り候處、愈々御清榮被ㇾ成ニ御坐一奉ニ欣然一候。陳者先日は御留守にて殘念不ㇾ過ㇾ之候。翌朝桂氏迄罷出候處、御歸鄕後にて何之御相談も不ニ相成一、是又殘念至極に御坐候。幸皿屋出福にて明朝歸郡のよし承申候間、乍ニ略儀一書中を以て內々御賴申上候。其仔細は私儀御承知之通膳かぶりにて罷在候間、何方へ成とも引籠、一渡世相始度存念に御坐候得ども、御案內之通無器用者にて、外に取付候儀も無ニ御坐一候に付、若屋形原中尾若久近邊に手習師匠など入候義も御坐候はゞ、何卒御世話可ㇾ被ニ成下一候。勿論屋形原は人家も不ニ餘分一候へば、子供少かるべく相見込候得ども、其段は聊構ひ不ㇾ申、古家一軒さへ見付出し候へば、外に細工も仕候存念に御坐候へば、其片手業位之事にて宜御坐候。不景氣成に茂中尾屋形原邊にても、若御世話出來仕候へば、甚都合も宜敷御坐候。何卒桂氏被ニ仰合一宜御世話奉ニ願上一候。倘又近日罷出委細可ㇾ奉ㇾ承候。右御願迄早々如ㇾ斯御坐候頓首。

二月十七日　　次郎種德

梅太郎様

山里に落葉かくべき身ひとつを
いるゝばかりの隱れ家もがな

國臣の離緣復籍の愈ゝ決したのは、安政四年三十歳の春と云ふばかりで、月日は確かに分り兼ねてゐますが、此書は離緣復籍の後格別の間もない時分に成つたものと讀まれます。愈ゝ養家を去る相談の纏つたのは、正月の内か二月の初頃であつたことが分ります。手習師匠の外、細工も仕候存念と書いた細工は、別に相當の工夫考案をすると云ふわけではなく、ヤハリ何か本當の細工物をして渡世の助とする意味らしく思ひます。自分は『御案内之通無器用者』と稱してゐますけれども、元來頗る手の器用な人で、細工物などに長じたことは、その世に傳はる自作の遺物を見ても知らるゝ通です。何か相當の見込を立てゝ居つたに相違ありませぬ。手習の師匠を必要とする人里の無かつたの歟、或は他に何等かの理由を生じたの歟、これは先づ此れだけの話のみで終はりました。養家を去つた當時は、斯う云ふ手内職をして、自ら衣食の道を經營し、旁々何事か爲すの志を抱いてをつたものと見えます。

中村なにがしに手習師匠の世話を賴んだ翌けの月、即ち三月の十四日を以て、江戸の藩邸に勤務してをる上田勇太郎へ寄せた書中には、弓箭圖式とか鞍鐙圖式とか云ふ書籍の註文をして、當時專ら武家故實の研究に力を用ひた模樣を示してゐます。然うして書中には、『扨小生も病氣に而退身いたし實家へ引取申候』といふ文言もあります。

無二御滯一御着府早速預二御念書一從レ是ハ御無音仕候。扨小生も病氣に而退身いたし實家へ引取申候。

一、兼而御咄申上置候品、旁々相片付居申候哉宜敷奉二願上一候。左之二本急に入用に御座候間、右品引當ニテ近便御指下可レ被レ下候。

○弓箭圖式　栗原孫之丞著述何れも横
○鞍鐙圖式　トヂノ小本ニテ御座候

三月十四日　次郎（華押）

勇太郎様

述懐

世の中は道こそ多けれ一すじに
おもふも猶まよひなるらん

然うすると、離縁復籍も退職も、表向はヤハリ病氣を名義としたものです。併かし通常の醫者では、如何なる名家でも診定の叶はぬ病氣で、述懐の歌一首位では、妻子を棄てゝ實家に引取り、且つ職務を抛つて無祿の浪人となつた理由の見當は着き兼ねます。

當時江戸の屋敷に居つて此書を受領した人は、定めて首を捻ねくつて判斷に苦んだでありませう。

福岡城中の直訴

國臣は近在の田舍に引籠り、手習の師匠でもして暫く自活の道を立てたいと心掛け、また武家故實の研究に力を用ひてゐましたが、如何いふ考より起つたもの歟、忽ち福岡の城中に、藩主長溥公の駕を遮ぎつて直訴を試みました。

五月二十四日は、定つた式日か何かで、藩主長溥公は世子長知公と共に、本式の行列を備へて居館を出で、當時は同

じ城内の御本丸に藩祖如水長政の兩公を祀り、兩公社と唱へてゐた神社に參詣せられ、やがて拜禮を終はつて行列を回へし歸館せらるゝ折しも、今は步兵第二十四聯隊の射的場の此方になつてをる下がり松の邊より、一人ツト出て來て、竹の先きに何か書付のやうなものを挿み、長溥公の駕籠の方に指し出しました。すると行列中のお簾番といふ役を勤め、駕籠の側近く附いてゐた小姓頭取齋藤杢右衛門が立寄つて、直訴の次第を聞取り長溥公に申上げました。直訴は勿論違法不敬の事ですから、身柄は直に掛りの役人へ引渡され、訴狀も相當の役向を經て進達さるやうにとの沙汰で、その場は一通りの吟味で歸館せられました。後に兩公社が光雲神社と改稱せられ、西の公園地に移つてより久しく社司の職を執つてゐた故老眞藤利明は、當時世子長知公の行列中の一人で、他ながら事實を目擊せられた記憶がありました。

父子兩公行列を連られねての社參でお供の人數は多い、それに遠い所より見ては、何の事やら少しも分りませぬから、一時は皆驚き怪み、密々囁き合ふて、隨分の騷ぎでした。やがて國臣であつたことも明白になり、直訴の趣意も洩れ聞へました。それは犬追物復興の意見を申述べたものと知れました。

直訴の趣意が犬追物復興の意見であつたと云ふのも、當時の外間の噂のみで、訴狀は傳はらないから、委細の次第は今以て分りませぬ。長野芳齋は『生父の家に還り、平野次郎國臣と改め獨醒軒と號し、額髮を存して剃らず、力を弓馬の故實に專にして、最も犬追物に心を寄せ、其書三卷を著はす、同年五月、邦君黑田少將の出行を窺ひ、駕前に上書せしかば、咎められて幽閉せしめられしかども、其身を顧みず、志意を告げしこと殊勝也とて、不敬の罪を免されけり』と記し、國臣は自ら夏上ニ書駕前一、蟄居、其說不レ容、劍銃流行と云ふてをります。

提督ペルリの來航以來、武備充實の議頻に起り、幕府はじめ西洋の兵式を採り劍付鐵砲の使用を練習する者多く、筑前は藩主長溥公最も海外文物の優秀を認識し、殊に兵式の改良を獎勵せられたので、此風盛に行はれました。國臣は此

間に意見もあつて不服の情を抱いてゐたし、今や熱心に武家弓馬の故實を研究し、特に意を犬追物に傾けたのは、爭はれぬ事實であつたので、斯くは上書をして此技術の復興を說いたものと見えます。唯それだけなら强に駕前を遮つて直訴する程の事柄でもなく、さりとは合點の出來兼ねる所もあります。或は他に多少の趣意を含んでゐたかも知れませぬ。

國臣は斯ゝる直訴をした不敬を咎められまして、幽屛の命を受け、暫く家に蟄居してゐましたが、自分一身の不爲を顧みないで所存を申出でた志は奇特だと云ふ沙汰で、程なく幽屛を免されて自由の人となりました。此時の事實は同胞や故舊も熟く記臆して居らぬ位ですから、幽屛も或はホンの表面ばかりで日數も定めて短かつたのでありませう。併かしながら何と云つても行列を遮ぎつて直訴をするのは、當時では容易ならざる不敬で、本來なら處分は猶ほ重いわけで、一朝一夕の間に起つた考とも思はれませぬ。或は義理ある養家に累を及ぼすを慮りまして、旁ゝ强ひて離緣復籍をしたのでは無いかとも感ぜられます。

たゞ此時の直訴は、泰山崩れて鼷鼠一匹飛出した奇觀に終はりました。或は藩中の人はお太刀組の首領の云爲愈ゝ出て愈ゝ面白いのを語り噺し、或は藩主長溥公父子が、足輕の浪人平野なにがしの名を始めて知られた位に過ぎませぬでした。

蟄居謹愼の間は、剃刀を用ひぬのが恒例となつてゐたので、國臣の額髮は漸く生じて長くなりました。當時遍く行はれてをる奴髮は、皇國の古風でないと云ふ所からして、恩赦の命を得た後も再び剃らず、長くなるに任かせて蓄へました。筑前の人の善く語る平野二郎の惣髮は、即ち此時より始りました。

故實上の著書

安政三年より翌四年の頃、京都江戸のあたりでは、外國條約の案件頻に急を告げ、且つ家定將軍の繼嗣の問題も方に起つて、朝野を通じて議論紛々の狀で、天下漸く多事となりましたけれども、併かし西國の浪人を蹶起せしむるには、時勢猶ほ聊か早く、國臣の境を越えて走るの機會は未だ熟しませぬでした。それで一年餘りの間は、徒に奇志を抱いて草莽に伏してゐました。

是より先、養家を去つて實父の許に歸えり、且つ職を辭した後は、自ら獨醒軒と號し、日夜矻々として文武の講習を事とし、例の小袴や太刀や、烏帽子直垂の外、已に申した通り、頭髮の前部を剃り除くる時様を棄て、特に額の毛を蓄へて惣髮となりました。

弟の三郎能得は、兄の直訴に就ては、確かとした記臆はなく、當時の蟄居幽屛は、無屆の欽勤をして他行をしたのを政廳より咎められたので、此蟄居幽屛の頃より惣髮となつたと云ふことで、惣髮も猶ほ政廳の允可を必要としたと云ふ話でした。そは孰れにしても、國臣は蟄居幽屛の頃より惣髮となり、且つ同時に晝夜孜々として史書を閲し、最も力を故實の硏究に致し、恩赦を蒙つて進退自由となつてからも、依然として讀書講學を事とし、傍ら好みて古の犬追物の儀式を學び、弓を習ひ馬を馳せて自ら故實畫裡の人と爲つてゐました。

『弓馬古意』三卷の成つたのは、蓋し福岡の城中に直訴を試みた前後で、『杖棒故實』卷の成つたのは、翌安政五年京都に出る前のことでした。此等の著書は固より數年の硏究を積んだ成蹟で、一朝一夕の事業ではないにしても、その脫稿

したのは、孰れも離緣復籍の後一年ばかりの間でした。

『弓馬古意』は今已に完全の定本が無くなつてをるので、十分の批評することは叶ひませぬが、『杖棒故實』は手寫の正本もあります。實父吉郎右衛門の傳授を受け、已れも自ら講習した杖棒の技術の故實を述べたもので、考證も善く行屆いて體裁も整ふた好參考書で、一卷の小冊子ながら、その著作上の經營意匠や、平生の學問文才の程度なども粗ぼ窺ひ知ることが出來ます。然うして此書に比すれば、更に多大の心力を傾注した『弓馬古意』三卷の價値に富むのは申す迄も無いのであります。

國臣が故實の研究に於て、或は重臣加藤司書の藏書を借らうとして遂げなかつたとか、或は荒戸の佐谷なにがしの藏本を借りたとか云ふやうなことは勿論、遠く江戸の屋敷に居る友人に賴んで參考書を取寄せたり、或は同じ頃江戸に行役した弟の三郎能得をして桑名屋敷の人を訪ひ、樂翁公の遺著を問はしめたりして、資料の收拾に勉めた模樣も多く、その研究の態度と著述の內容とは、頗る專門學者の事業の趣があつて、素人の物數奇にチョット試みた著書の類とは、全く違ふてをります。

國臣が勤王の運動をして諸方に潜伏する時分などは、書史を讀み名流と交はる機會に富みまして、その間から得來つた學問知識の多かつたことは察せられますが、境を越え國を出るの前、早く已に相應の力を蓄へてゐたのは、一二の故實上の著書をみても、自ら分ります。

國臣は曾て自ら我大君の御代にして泰平無事ならば、身は花守となりて終はらんものをと云ふ意を述べました。若し時勢が勤王の志士として之を迎へて拉れて行かなかつたら、或は却て一種の國學者、それは別けて武家の故實に精はしい國學者として名を知られた人でありませう。

安政四年の正月には、江戸の屋敷に勤めてをる待井安内に書を寄せて文事上の消息を談じました。

改年之御慶際限不レ可レ有ニ御座一候。益々御安泰被レ成ニ御超歳一奉ニ大悦一候。次ニ小子又々越年仕候、御一笑被レ遣可レ被レ下候。舊年は尊書被ニ下置一御道の記拜見仕候樣被ニ仰付一忝奉レ存候。早速天神町へ申上候處、漸く春に相成、御廻しに相成、不ニ取敢一寫取申候。宮川尙古平井重信之外、關東紀行は是迄聞及不レ申、御國之三書と奉レ存候。御風流は土佐日記十六夜日記も物かはと存申候。近世沙汰よき紀行伊加香日記御覽被レ成候哉。たけ女の紀行は清水濱臣之筆意表に顯れ申候。北條氏政之むさしの遊草、道與準后の廻國雜記等、其世の有樣見るが如く、いにしへゆかしく奉レ存候。扨溜池聖廟へ御奉納歌可レ被レ爲レ在候よし、御勸進によつて一首差出申候。右は心に應し不レ申候得共、或人のすゝめにて差出申候。本體は述懷ぬるからうちにわすれし物を今日も又うき世にかへす曉のかね、此歌大望に御座候處、古歌殊に非人の歌に先吟御座候由、猶更大慶に候得共、頻に御意見之御方御座候、相止殘念奉レ存候。扨二額面四十首は、博多にて私取集候處に治定仕居候處、追々福岡の御方に御出詠過半相止引せ申候。右に付殘り之面々不レ歸レ帖困り入申候、御一笑可レ被ニ成下一候。殊に寄候はゞ、又々一額相願候樣にも相成可レ申候間、其節は何卒御鶴聲に而、川越樣へ御賴被ニ仰付一可レ被レ下候、此段奉レ願候。早春之御歌ちと御もらし奉レ願候。

立のぼる初日も君が大宮の
　うちにと今朝は影いそくらん

若水

先うれし今日しも清き若水に
　人のまことをくみてしる哉

若菜

百かつら粧ひつれて少女子は
　おのか門田の若菜をそつむ

鶯

春風もかよはぬ園のくれ竹に
　初聲なひく今朝の鶯

梅紅白

いろかへて匂ふをみれば梅さへも
　春の心はおのかさま〴〵

御一笑被レ遊、御意見之尊答奉レ願候。先者年頭御祝儀爲レ可ニ申上一如レ此御座候、猶奉レ期ニ永陽之時一候。恐惶謹言。

正月廿八日　　　平野次郎

待安内様參人々御中

尙々時候御自愛被レ爲レ在候様奉レ祈候。以上。

待井安内は文久元治の頃、次郎兵衛と稱し、政廳に用ひられて機務を掌り、勤王黨の爲に疾惡せられましたが、維新の後は、氏名を更めて吉田稽と申した。若き時より文藝の志篤く、筑前では著名の歌人でありました。

郡村の放浪

國臣は書史を閲し著述に勉むる傍、時としては一管の笛を携へ、心の適くまゝに郡村の間を放浪しました、斯う云ふ話もあります。

怡土郡の末永と云ふ所に、西光寺と稱する眞宗寺があつて、當時の住持を水月僧澄と云ひました。今の福岡市で筑紫高等女學校の校長を勤めてをる水月哲英の先代に當ります。此住持元來多少の文學もあれば、又風雅の趣味をもつた人で、別けて音律を嗜み、富水漸齋などの家にも出入し、自ら好んで蕭を弄びました。

或る日、稀な大雪が降り積つて、人の通行も絶え果てたところに、ゆかしき笛の音が聞えます。此雪に然りとは如何な人のすさびぞと出てみると、國臣でありました。さらでだに降り込められて友ほしやと思ふ折しも、同好の客ですから、急いで請じ入れ、終日合奏して清興を借にしました。それから前夜あたりに住持の妻は女子を分娩して未だ名も附けてないと云ふので、國臣は頼まれて名付親となり、折からの雪を取つて雪野と名をつけてやりました。

これも住持が勤王の志士を偲ぶ話の種となつて殘つてゐますが、文久三年に國臣が放たれて福岡の獄を出でた頃、住持は途中で國臣に出逢ますと、國臣は久濶の情を述べ、さてまた近いうちに上洛する筈だと申して携へてをる風呂敷の中より、獄中でこしらへた紙撚字の歌を取出し、形見のしるしだと云つて贈つたさうです。

雪の日に西光寺を音づれたのは、安政三年の冬か翌四年の春のことのやうですが、折々は斯ゝる風趣の多い遊をして郡村を放浪したものと見えます。幾たびか往つて七隈原の菊池寂阿の墓を弔ひ、笛を吹いて徜徉し、懷古の情を遣つた

と云ふ詩的の話もあります。

七隈原の菊池寂阿の墓は、天保の初、筑前に於ける尊王論の先進として知らるゝ吉富杏村などか、菊池氏の苗裔と稱する城武平を慫慂して主とし、同志を語らひ資財を募つて碑表を立て、五百五十年の祭典を擧げてより、追々世の人にも知られまして、憑弔低徊する人も生じましたが、福岡城の南方馬場頭の地にも、寂阿の墓と唱ふるものがあつて、孰れを眞とするかと云ふことは、種々の說も起つて決し兼ねまして、國臣も頗る力を用ひて研究してをりました。

適々平田篤胤の國學を信仰する人々が鈴木重胤や北條右門などの說に聽き、大宰府の天滿宮の境內に菅公遺誡の語を取つて和魂漢才の碑を建つることを企だて、計畫も漸く成熟した所からして寂阿の墓畔にも同じく碑を建て文を刻せねばならぬと云ふ議を生じ、碑文は藩の老儒井土鋸溪の手に依つて成りましたけれども、湊川の楠公の碑は水戶義公の建てらるゝ所で、碑文は朱舜水の撰である。菊池氏四世の忠烈は楠氏と相比して遜色はないから、寂阿の碑文も更に相當の人を擇んで囑するが宜しいと主張する人も起りました。

翌安政五年の秋、國臣は密に內勅の水戶へ下るを聞き、慨然として蹶起し京都を指して上りました時、表面の理由は、同志を代表して寂阿の碑文を撰する縉紳家を求め、また七隈原と馬場頭と、孰れの墓を正しとする歟、上國で考證して歸ると云ふのでありました。

國臣は養家小金丸氏を去り、且つ職をも辭して進退自由の身となり、その勤王の志士として力を致す時期は、愈々近づいて來ましたが、此間の一年餘りに於て、猶ほ幾多の事蹟を鄉國に留めてをります。

安政三年の十二月、國臣が愈々小金丸を去るの意を決し、飄然として家を出てた頃に、京都の梅田源次郎は、事を以て西遊防州の地に入り、翌安政四年正月の初、國臣が實家に歸つて離緣復籍の相談最中に、梅田は海峡を越えて筑前に

來り、北條右門を訪ねました。薩摩の家督騷動に關係深き領袖の一人として知らるゝ山田一郎左衞門は、曾て京都屋敷の留守居役たりし時、梅田の父百助は久しく山田の家に仕へ、梅田また從ふて出入し、山田が職を轉して歸國した折は家族を送つて薩摩に入つたこともありました。北條は山田を師として歌道を問ひ、また齊彬公擁立の志を同うした人、自然因緣をもつてゐたから、梅田は來つて北條を訪ひました。

梅田は博多に留ること數日、北條は入定寺の一閑室を借り、醫原三信原田梅洞町人高橋平右衞門帶屋治平等を會し、一小雅宴を設けて梅田を饗しました。國臣また與つて談論を交換しました。これ國臣が天下の志士と相交つた始めで、一年半の後、北條の後を追ふて上洛した時は、首として梅田の家を叩きました。

國臣福岡城中の直訴を試みて蟄居幽屛を命ぜられ、次で恩赦を蒙ると間もなく、八月になつて、師富永漸齋急に病みて世を去り、國臣甚だしく哀慟しました。年少の時より藩の諸名家にも出入し、道を問ひ教を受けて從遊した人は、二三には止りませぬけれども、最も久しく且深く師事して補益を得たのは富永でした。今や養家を去り職務もなく、將に全力を擧げて硏究を事とせんとするに方り、忽ち此不幸を生じたので大に困りましたが、やがて父母の同情を蒙りまして、翌九月には同閭の士今村彌次右衞門と相伴ふて支藩の秋月に到り、阪田九郎右衞門に入門の禮を執りました。

秋月の遊學

安政四年三十歲の秋九月、國臣は支藩秋月の城下に到り、嘗て長崎の行役中、交を結び教を受けた阪田九郎右衞門諸遠の門に入り、暫く遊學の人となりました。

纔に七八里ばかりを隔つた秋月に遊學すると云ふのは、交通の善く開けた今日の人の耳には、頗る異樣の感を生じますが、當時國臣は自ら遊學と稱してをります。

一筆奉ニ啓上一候。益御機嫌克被レ遊ニ御座一奉ニ恐悅一候。爰元不ニ相替一寫本のみ仕居申候。先月二十三四日頃より、痢病に而、頃日は五十余度通ひに相成、中に血下り大に疲勞に相成申候得共、病症は宜敷ゆへ、大根之氣遣ひは無レ之由江藤氏申分に御座候。着之日より看病半分に而、思は敷寫本も出來兼申候得共、透に餘程出來仕申候。富永大人に而手ごりの末、甚心配仕居申候

一、夜具は取寄せ申候、當所は至而冷强く、二十七日より大霜に御座候。

一、唐人町より本町迄荷物持出賃遣候樣、兄樣より被ニ申付置一候處、一向失念仕居申候間、御間合御渡置可レ被レ下候。

一、今村氏へ又々手紙御達奉ニ願上一候、外に相替候儀無ニ御座一候。恐惶謹言。

十月朔日　平野次郞（華押）

御親父樣

益々御機嫌克被レ遊ニ御座一奉ニ恐悅一候。爰元先生追々快方に而、最早枕元に而咄旁々寫本等仕居申候。下痢は平癒程に御座候へども、鮮血下り候ゆへか、躰の疲れ強く急に床上之期も相見え不レ申候得共、日に增快方に御座候。最早命に氣遣は無ニ御座一安心仕候。私も當月中中戻仕積に御座候得ども看病彼是先當月は見合申候、來月初頃には自然は罷歸候樣可レ仕候。御在右迄早々如レ此御座候。恐惶謹言。

十月十五日

御親父樣尊下

平野次郎

阪田九郎右衞門諸遠は、素と長崎の產で花房權六と云ふ人でした。若い時に叔父の醫を使つて筑前に來まして、秋月の阪田氏の養子となり、久しく江戶の屋敷にあつて勤務の傍、師を求めて修業に勉め、和學所の塙次郎はじめ、諸名家の門に遊んで刻苦を積み、有職故實の學を究め、秋月では諸士禮法の師範役を勤めてゐまして、維新の後も猶久しく世に在つた人でした。自ら勤王の事に與つて運動したやうな閱歷はないと云つても、元來が一種の國學者ですから、自然尊王の志はあつて、月照の筑前より薩摩へ落ち行く當時などは、偶然の遭逢ながら、多少の關係もしました。一時勘定奉行の屬吏となつて長崎に行役してをる折、國臣は交を締し教を受けたので、此度は無職閑散の身となり、且つ師の富永漸齋を失ひましたから、特に入門の禮を執つたものと見えます。始めて入門した時の束修には、一袋の甘茶を持つて來たので、異な束修かなと思ふ人も多かつたと云ふことです。

同じく秋月の故老で晚年は福岡市に住み、書肆の業を營んでゐた江藤正純は、阪田から學問禮法の傳授を受け、後には師の職務を襲いで師範役を勤めた入室の弟子で、當時は日々阪田の門に出入し國臣とも親しく交はつたので、その頃の國臣のことは、晚年も猶ほ善く記憶して語られました。

國臣は凡そ一年ばかりも阪田の門に居つて讀書と寫本とを事とし、傍はら西川藏主と云ふ人に長沼流の軍學を修め、また誰やらに就て月山流の薙刀をも習ひました。此間絕えず福岡と秋月との間を來往してゐましたが、また秋月近傍の諸地方にも數ば出遊しまして、中にも四三嶋の岡部森右衞門の家には、隨分久しく滯在して騎射の稽古などを試みた形

跡もあります。

四三島の岡部森右衛門は、その頃年々酒の千八百石も釀すと云はれた豪家で、且つ慈恵施與の善行を以て著はれ、家には乘馬の幾頭も飼ふて、馬術を好む子弟もありました。旁々滯在して騎射の稽古を試みたもの丶樣です。

馬も弓も國臣の好んだ藝術で、武家の故實を研究し、犬追物の復興を思立つてからは、騎射の稽古に心を寄せました。寒微な身分で乘る馬を持たぬので、機會を得れば出入する諸家の持馬を借りて乘せて貰ひました。鳥飼の畑で百姓の肥取馬を請ふて乘つて、他に笑はれた話も殘つてゐます。また斯う云ふこともありました。

博多の近郊臼井に住んでをる工藤左門から、一頭の小馬を贈られ、大に喜んで連れ歸へり、藤四郎と共同して飼ひ、馬小屋は無いので、藤の住居に壁一重を隔だて丶繫ぎ、殆んど全く人馬雜居の體でゐますと、藤の父親が腹を立て丶痛たく極めつけたので、餘儀なく曳出して地行の濱の露天の下に繫いで數日を送りましたが、何時までも然うしては置かれず、日々の給養にも困つて、旁々心を苦めてをりますと、豫ねて出入をして眷顧を蒙る黑田家の重臣矢野梅庵、これが一種の風格を具へて面白い異はつた人で、事情を聞いて、我家には空いた厩もあるから連れて來るが好いと申して引受けて吳れたので、是れ幸と曳いて行つて賴んだと云ふことです。此の持て餘された小馬の形行の結局は聞洩しましたけれども、一時矢野の屋敷に引受けて飼ふた始末は、梅庵の弟の尋六郎と云ふ人が嘗て著者に語られました。當時地行あたりの人は、濱邊に馬のゐなくなつたのを見て、國臣などは馬を干殺したと噂をしたさうです。斯かる次第で、當時國臣は好んで乘馬を試み、絕えず騎射の稽古をしてゐましたので、秋月でも數ば四三嶋の岡部の方へ出掛けたのでありませう。

それから國臣の人物と志操とを深く敬重し、爲に多く力を盡した馬市の岡部諶助は、素と四三嶋に生れた人で、四三

嶋よりは半里ばかりを隔つる所に住んでをります。また一農家の子弟より身を起して國臣と志を同うし、文久三年の大和の義擧に加はり、事破れて捕虜となり、國臣と共に京都六角の獄に斬られた吉田重藏の家は、四三嶋より一里ばかりを隔てゝをります。孰れも此頃より相識つて交つたものと察します。

秋月の海賀宮門と戸原卯橘、この二人の志士も、數年の後には、國臣と深い關係を生じて事を倶にしました。秋月の遊學中、果して如何いふ交態歟、それは委はしく分つてゐませぬが、年輩は共に國臣より劣つた少壯者で、且つ海賀は柔道の家より起り、戸原は醫業の家に出で、孰れも國臣と接觸する機會は、他の一般士人よりも多いのでした。それに當時國臣が海賀戸原とも消息相通ずる阪田の師弟を相手として熾烈な勤王論を唱へ、然かも早く已に赤裸々の討幕の說をさへ立てた事實は、別に存してゐますから、海賀戸原が勤王の志士となるに就て、國臣の遊學中に於ける激勵刺衝の與つてをることは、蓋し幾んど全く疑を容るゝ餘地はありませぬ。

國臣の自ら謂ふ所の秋月遊學は、單に武家故實の研究を旨とし、或は郡村を放浪して幾人の交遊を生じたに止り、自身も固より他に深い考のあつた模様はないですが、併しながら今から見ると、勤王論の傳道に行つて、到る處に多少の信者を得たやうな想が起ります。『豫言者は故鄕に信ぜられず』、福岡の士人の間には、己の周圍を近く繞つた二三の少數者の外、熱烈な勤王の志士を生ぜしむる力はありませぬでした。その代はり、一步踏み出すと、國臣の言論と志氣とは、殷々人を動がして感奮興起せしめました。その一生の閱歷を點檢すれば、これは最も著しい事實です。何故に然うであつた歟、それは筑前人全體の勤王の事業とも相交涉し、おのづから特別の解說を必要としますから、今は暫く諸を擱かねばなりませぬ。

國臣の秋月に遊學したのは、安政四年三十歲の秋より、我國の近世史の上に重要の關節を成す翌安政五年の秋までの

約一年の間で、その愈々京都に出てゝ天下の名士と相交り、始めて實際の勤王運動に參する人となつたのは、此歳の秋でありました。

それから月照主從と同行して薩摩へ入り、投海の悲劇に加はつて一役を演じたのは、此歳の冬でありました。

雲上の御製と草莽の志士

諸君若し福岡の千代松原の公園に遊び、衣冠儼として立たせ給ふ龜山天皇の御銅像を拜し奉らるゝならば、定めて歩を停めて低徊俯仰し、此六百年前の天子が蒙古人の入寇に深く宸襟を惱まされ、畏くも一天萬乘の尊き身を捧げて、自ら國難に代はらむと祈らせ給ふた御聖德を想ひ出さるゝでありませう。

斯かる故事に似た例は、今から七十年ばかり前の嘉永安政の頃にも生じました。我々國民が維新中興の大帝と仰ぎ奉る明治天皇の御父皇の知ろしめす御代にも、斯かる例はありました。

夙に英明の天子として稱せられ給ふた孝明天皇は、嘉永の末、ペルリ提督の來航して此方、切に外交の難を憂へさせられ、一日も聖慮を安んじ給ふことはましませぬ。安政四年の夏、彼の賢宰相の名を得た筆頭の老中安部伊勢守の世を去つた頃よりは、幕府の爲す所動もすれば宜きを失ひ、內外の形勢愈々容易ならざる情態となつたので、別けて宸襟を惱まされ、御憂慮の餘り、忝くも一首の御製を遊ばされました。

澄の江の水に我身は沈むとも

濁しはせじな四方の國民

王權紐を解いて覇者國を偸むこと七百年。皇運方に否塞した時勢とは云つても、また自ら皇室を尊び朝廷を慕ふ人はあつて、國家萬民の上安かれと思召す聖慮を斯くと洩れ承はり、此上もなう難レ有事に語り傳へました。やがて西國の田舍にも告げ知らすものはあつて、我が草莽の志士の耳にも入りました。

國臣は此御製を拜讀して感激の情に堪へず、自ら寫し取つて朝夕の諷誦にそなへ、且つ一首の歌を咏んで己の懷を述べました。

斯くばかり惱める君の御心を

休めまつれや四方の國民

五年の前、江戸に行役する途すがら、京都を過ぎり禁闕を拜しては、大内山の木を樵り柴を刈りてでも、猶ほ仕へまゐ欲しと言つた國臣が、宸襟方に斯くの如しと承はつて此懷を述べたのは、固より不思議とはしませぬ。併しながら唯これは安政四年のことです。大義名分の敎を貪ぼり王覇正潤の說に飽いた學者士大夫の間にも、斯かる心掛をもつた人は甚だ尠い。況して邊鄙の草野に生れた足輕の浪人のやうな微賤の身分にして、此殊勝の志を湛へたもの、當時の天下果して幾人ありませう。

福岡の故老は、嘗て斯う云ふ話をしました。確とした年月は分りませぬが、國臣の養家を去り職を辭した頃、一日、江戸から歸つて來た早川鐵次郎と、地行下町の福本泰平の家に相會し、三人膝を交えて久しく何か込み入つた話をして、その日より國臣は樣子が著しく變はつて、慷慨の情は更に一層深くなりました。

會談の內容は不明ですけれども二三の故老を通じて齊しく言はるゝ所で、斯る事實はあつた歟と思ひます。早川は元來江戸定府の人と聞きますから、或は御製のやうなものを寫して持つて下つたのかも知れませぬ。併かし御製の新報告

を齎らして來たのは、或は福本泰平ではないかと思はるゝ情況もあります。

福本泰平は勤王の志士と稱せらるゝ程の閲歴もなく、明治の朝に及んで世を終はつた人ですが、當時は朝廷尊崇の義を辨し、國臣とも親交した間柄で、國臣の嘗て無屆欽勤の他行をした折には、他の朋友親族とも相談じて捜索に勉めた一人でした。多少の文學も志氣もあつて、聊か平田派の國學に心掛け、職務を以て數ば江戸へ行役する度毎には、平田鐵胤の門を訪ひ、時事と交渉する種々の新說を聞き、諸侯士大夫の建白書意見書の類を寫しては、齎らし歸つて諸同志に報告するを例としました。鐵胤は篤胤以來の聲望重く、門下には諸種諸樣の人も多く集つて、新しき見聞を得るの便利に富んでゐた故でありました。

明治の朝に文藝の才を以て知られ、近年世を去つた福本日南は、即ち泰平の子で、幼少の頃より筆を弄ぶ嗜好をもつてゐたと見えまして、國臣が獄を放たれた頃、自ら描いた武者繪などを持つて來て國臣に見せたことを、田中源工の妻となつた妹は語つてをられました。

要するに、國臣の京都に出てゝ天下の人と交り、やがて勤王の志士として力を國事に致したのは、安政五年の秋、戊午の大獄の起る少し前からですが、幕府の專權を憤ほり王政の恢復を念ふ感情思想は熟すること已に久しく、秋月の遊學の頃は、疾や赤裸々の討幕論を唱へてゐた痕跡をすら留めてをります。

討幕論の首唱 一

討幕論の首唱者、これは維新中興史の上に於ける國臣の地位をして九鼎大呂より重からしむる所以で、最も特筆大書

せねばなりませぬ。

國臣は安政戊午の大獄の起る以前、その身猶ほ未だ筑前を出でざる頃から早く已に江戸の覇者を討つて仆すの志を抱いてをりました。寔に駭心張目を價する事實であります。

徳川氏の中世このかた、尊王斥覇の感情、漸を追ふて國民の間に浸潤する時勢となつては、討幕論は必らず容易に起りさうなものですが、實際に於ては、却々然うでなく、天下一般の人は、悉く皆夫の兵馬金穀の政を專にし、二百餘年の威を積む大覇府を望みて唯ひたすらに慴伏するのみで、熟々仰ぎ視ることも出來ない情態でしたから、嘉永の末安政の初より、漸く起つた尊王論が、移つて文久元治の頃の討幕論となるには、極めて迂餘曲折の多い徑路を過ぎました。維新中興の鴻謨を翼賛して討幕の一擧を斷行した薩摩人や長州人でも、安政戊午の大獄の起る以前に於て幕府を討つて仆さうと云ふやうな意見を抱いてゐたものは、幾むど全く一人もなく、此兩藩の中に於て、少數の一派ながらも、討幕の論を唱ふる人の出たのは、それは井伊大老の首が櫻田門外に飛んで、幕府の鼎の重さが段々知れて來て時勢の急轉直下した後のことでした。文久元年の冬、國臣が尊攘英斷錄を提げて、薩摩の在上者に入說を試みた當時、その歸路を追ひかけて川內の驛に會見した錚々の志士が、朝廷に培ふて幕府を覆へさねばならぬと云ふ國臣の說を傾聽して、深く感服したと傳ふる話によるも、此間の消息は幾分か分ります。

安政戊午の秋、薩摩の藩主島津齊彬公は、井伊大老の幼主を挾んで威權を振ひ、將に脈迫を朝廷に加へむとするを見、名を琉球人入朝の儀衞に托し、多數の士卒を率ゐて京都に出るの策を立てられたのが、世の人は往々誤つて討幕の企のやうに言ひますが、それは單に實力を以て皇室を擁護し、朝旨を申し下して幕府の改革を促すの趣意でした。

井伊大老京都に出でゝ孝明天皇を彥根城に幽し奉るの風說頻に行はれた當時、梁川星巖を首領とした梅田源次郞賴三

樹八郎の徒が、鳳輦の御遷幸を謀り、西國の諸侯に頼らむとしたのは事實です。併かし此は一時已むを得ざるに起つた受動的の畫策で、始より討幕の意見を抱いてゐたものとは、全く事情が違ひます。それから吉田松蔭の局面打破論なども、隨分それは著明なものですが、猶ほ一種の改革論で、固より純乎たる討幕論とは、自ら別でありました。

此他戊午の大獄に關係した志士や、平生主として國史皇典を講究する學者士大夫の間には、深く朝廷の式微を慨嘆し武門の專横に慊焉たる人は、固より尠しとはしませぬ。併かし直に江戸の幕府を討つて根底から覆さうと云ふやうな急激の說を唱へるものは、蓋し一人も無かつたのです。尊王斥覇の感情、漸を追ふて國民の間に浸潤した時勢、別けては嘉永の末安政の初以後の時勢となつては、六十餘州の廣い天下、いづれの邊にか、當時早く已に討幕の論を抱いてをる人のあつたかは分らぬにしても、今日では猶ほ斯ゝる人の存在を立證する事實は一ツも無いのです。少くとも著者の知れる限りに於ては、然う云ふ事實は全くありますせぬ。それで安政戊午の大獄の起る以前に於て、早く已に明白の討幕論を唱へたのは、滿天下たゞ纔に一人の國臣のみでした。即ち國臣は討幕論の首唱者でありました。

また國臣の此論を唱ふるに至つたのは、自家獨得の見解より出てたことを考ふるに足る情況もあつて、他の誘導指示を受けた痕跡の毫も無い所からして、縱令それは別に早く討幕論を唱へた志士を發見するにしても、國臣は猶ほ能く相伍して首唱の一人たるを失ひませせぬ。

國臣のやうな素生閱歷の人にして、戊午の大獄の起るの以前、その身未だ筑前を出でざる當時、早く已に斯かゝ說を抱き且つ唱へたとすれば、寔に駭心張目を價する事實でありませう。

國臣は何歳の頃から討幕の論を抱いてゐた歟、或はそれが安政五年三十一歳の時よりは、猶ほ少しく早からうと思はるゝ情況はあつても、確と徵考する資料が無いので、以前のことは何とも申されませぬ。その秋月に遊學してをる頃、早く已に此論を唱へてゐた事實は、當時同じく坂田九郎右衛門を師とした江藤正澄にも、鮮かな記憶がありました。

坂田九郎右衛門は、前にも聊か述べた通り、元來一種の國學者で、國史國體を知つてをる人であつたので、及門の子弟共に朝廷尊崇の志は頗る篤く、江藤の如きも、當時『山彥』とか『學びの礎』とか云ふ小著作をして、皇室や國體に關する所見を述べたやうなことで、幕府の役人が、本願寺に使用した石の餘材を以て、泉涌寺の御陵の手洗鉢を調進したよしを、羽倉簡堂が聞いて浩歎した話や、幕府の諸典醫は、忠々に公物の朝鮮人參を持ち歸つて私用に供するを例としながら、朝廷より此藥を召された折、無いと稱して獻上を怠つた噂などもあつて、皇室の武徵を慨げき幕府の專橫を憤ふるの說は、坂田の家でも毎々起りました。旁々國臣も他の尋常の人へはメツタに語られぬ討幕の論を持出して伏臟なく唱へたものと見えます。併かしながら討幕の論には、坂田の師弟も隨分それは驚いて、過激の暴論と認め、一向感服しなかつたさうです。時勢が時勢で、猶ほ甚だ早いから、それは已むを得ませぬでした。

此頃江藤は秋月から博多へ出て參つて、藏本町にある秋月藩の藏屋敷に役人をしてをる品川平藏と云ふ人の家に、數日滯在をした折、國臣は江藤を伴ふて近所の大濱に北條右門を訪ひ、それから矢倉門と云ふ所に、仙田市郎を訪ひ、兩家を歷訪した席上でも、同じく討幕論を唱へたさうで、江藤は此時北條が「春曉月」と題する歌をかいて與へた短冊を

晩年までも所藏してをられました。

北條は薩摩の家督騷動に干與した志士の一人より起つて、後には力を國事に致したことは曾て略ぼ述べた通りで、國臣との關係の最も深かつた師友で、夙に國臣の人物志操を推して筑前第一の人と稱し、他に紹介した程の好知己でしたが、始より終まで急激の討幕論には同意をしませぬでした。文久二年の夏、國臣が彼の高名な回天三策と稱する討幕論を朝廷に密奏した後も、北條は別途の方向を取つて公武合體の事に力を致し、慶應の末、薩長人が聯合して討幕の一擧を斷行した間際にも、猶ほ久邇宮や近衞公などの謀議に參し、此等の貴紳をして最も大切の場合に方向を誤らしめたと云ふ嫌疑をも蒙りました。それで安政五年の頃の時勢に於て、國臣の唱ふる討幕論に感服して耳を傾くる筈はありませぬが、たゞ國臣の人物志操を深く推稱し、戊午の大獄將に起らむとする當時、京都に於ては、己の後を追ふて來たのを迎へて同宿し、薩摩の志士にも紹介して機密の事を委ね、次で月照を送つて薩摩に赴かしむる折は、特に國臣を擇んで主從の保護を托しました。當時國臣の唱ふる議論が、必ずしも他から狂暴危激の人として思はるゝやうな粗暴の說でもなく、少くとも皇室を懷ふの至情、王事を憂ふるの熱誠、深く人を感動するに足るものゝあつたことは自ら分ります。

仙田市郎それは四人扶持二石といふ微祿の身分より出で、夙に勤王の志を抱き、月照の入筑した當時は、工藤北條の議に參して多少の力を盡しました。後には筑前を脫して諸方を奔走し、國臣の斃れた元治元年の秋、大阪の獄中に死んだ人です。その弟淡三郎も國臣の同志藤四郎に從ふて筑前を出で、但馬の義擧に加はり、事破れて長州に走り、兄市郎よりも少し早く三田尻に於て病歿を遂げました。然うして明治の朝に及んで兄弟共に從五位を贈られました。此二人は直接に國臣の洗禮を受けた歟どう歟、そこまでの深きことは分り兼ねますが、やはり國臣の傳道系中の人とゝ思はるゝ痕跡は、特に著しいのであります。

萬延文久の後になつて、漸を追ふて筑前の藩士の間より起つた幾多の勤王家は、同じく勤王家とは云つても國臣とは頗る立志の由來を異にし、皇室や幕府に對する感情思想の上にも、隨分違つた所も多かつたので、國臣の討幕論を聞いて感激するやうな人の乏しかつたのは勿論、恐くは國臣が直接に討幕論を談じたものは無かつた歟と思はれます。

討幕論の首唱　三

國臣が秋月の江藤正澄を拉し、博多に北條右門を訪ひ、仙田市郎を訪ふて討幕論を唱へたのは、何月のこと歟、江藤には確とした記憶はありませぬでした。併かし北條の大濱に居つた時だと申しますから、孰れにしても安政五年の六月か七月ヽ頃のやうに見えます。此頃北條は博多の醫原三信の世話に依つて、近在の中村を去り大濱に移りました。それは薩摩の藩主島津齊彬公が、來る秋を期し、江戸參覲の途次、京都に入り朝旨を請ふて幕府の改革を促し、公武合體天下一致の實を擧げむとせらるゝ企圖の成熟したことを、西鄕が公の命を受けて筑前に來て告げたので、北條も公の意を體し、京都に出てヽ力を國事に致さうと思立ち、留守中の都合からして、博多へ移つたのでした。

堂々たる討幕論の首唱者國臣が、工藤左門より一頭の痩馬を貰ひ、喜んで連れ歸へり、地行の濱に繫いだ迄は先づ可かつたですが、自ら謂ふ所の親の臑かぢりの境遇、その飼料を得るに困つては、家人の苦情を畏れ、密に麥を取り出さうとし、不運にして妹に認められ、然かも妹の憐みを受け、纔に見逃がされたと云ふ滑稽の話を留めたのも、蓋し此頃のことであります。

西鄕は安政の初より江戸に出て齊彬公の鑑拔する所となつて眷遇を蒙り、此頃は力を幕府の改革に盡し、專ら將軍の

世子迎立の事に關係してをりました。然るに、家茂公紀州より西城に入り、井伊大老政權を握り、幕府の事情全く一變したので、斯かる形勢を報告し、親しく齊彬公の旨を請はむが爲め、急行して六月の七日藩に歸へり着き、公から極めて重大の機密を授げられ、また直に藩を出て、公の手書を齎らして先づ筑前に來り、二十五日を以て藩主黑田長溥公に謁しました。伊達宗城公の傳記資料藍山公遺事に見ゆる長溥公の手書に、『先月廿五日、薩州より內用向にて、同方家來西鄕吉兵衞直書持參、直に對面仕候處、書面に難レ認儀同人え含一々承候、薩州心配之件小生事も申遣置候、右は餘之儀に無レ之京都と江戶之御都合、且又西城之御都合に御座候』とあるは即ち是で、西鄕は此時を以て北條及び工藤左門にも會ひ、密に事情を語り、二人も京都へ出て國事に周旋せむことを促し、斯くて上國を指して去りました。

されば當時に於ては、勿論極めて機密で、尋常の士人などには、容易に窺ひ知られる事情ではなかつたのですけれども、北條工藤は國臣や仙田のやうな志篤き一二の人へは、打明けて話したらしく、仙田市郞の記錄には、西鄕の入筑した趣意を聊か述べてをります。

北條は西鄕の去つた後間もなく、七月朔日を以て博多を出てゝ、大阪を經て京都に入り、薩摩人の定宿柳馬場の鍵屋直助の家に投じ、西鄕伊地知等と同じく居つて國事の周旋に勤め、就中內勅を水戶の德川家はじめ志ある諸侯に賜ふて列藩の勤王を奬勵せらるゝ策を講じました。然うして書を工藤左門に寄せ、此間の事情を告げました。討幕論の首唱者國臣は工藤から北條より告げて來た仔細を傳へ聞いて、時勢の方に切迫したことを知り、慨然として意を決し、氏名を變して都甲栖彥と稱し、密に藩を脫出して北條の後を追ひ、京都を指して上りました。

國臣の京都に入つたのは、幕府の老中間部下總守が、井伊大老の旨を受けて上洛せむとし、戊午の大獄やがて起らうとする風聞も行はれ、物情騷然人心恟々たる時で、入京の始は北條の居所が分らなくて頗る困つた模樣ですが、幸にし

て都合好く尋ね當つて同宿し、こゝに始めて西郷や吉井幸助（後の伯爵友實）伊地知龍右衛門（後の伯爵正治）有村俊齋（後の子爵海江田信義）のやうな薩摩の重立つた志士とも相識るを得ました。

それから時に宿を出でゝは、梁川星巖梅田源次郎賴三樹八郎小林民部權大輔などを訪ひ、議論を聞き意見を述べました。長野芳齋は國臣が此等に會ふた時のことを稱し、『義擧の意を論説せしに、皆その志を感賞す』と言ふてをられます。唯單に義擧の意を稱するのみでは、その論說の內容は分りませぬが、義擧の語は、當時即ち文久元治の頃以後の文書に數ば見る所の語で、頗る勁烈の意があつて、多くは擧兵の義を含んゐます。これはヤハリ討幕の論を唱へたとするのは、或は穩當の解釋で、皆その志を感賞すと云ふのも、蓋し尋常一樣の勤王の志を感賞したのでないかと思ひます。顧ふに、國臣が田舍なまりの吃々たる辯を以て滿腹の心血を披瀝し、慨然また慨然として談じて討幕の論に到る時は、名を天下に知られた第一流の志士も、恐らくは危坐襟を正うして傾聽したでありませう。

立志の徑路 一

國臣の家系、父母の素生、幼時の情況、それから一士家の侍童となり、普請方の小吏となり、無職無祿の浪人となり、武家故實の硏究者となり、朝廷の尊崇者となり、討幕論の首唱者となるに至つた三十一歳までの閱歷行實は、已に略ば述べ終はりました。

著者は今始めて國臣が天下の志士として諸方を奔走し、國の爲め君の爲め、鞠躬盡瘁斃れて後ち已める七八年間の色彩あり光輝ある勤王の事蹟を述べます。

たゞ江戸の大覇府はさながら烈しい夏の日の如く、威權猶ほ赫灼として強かつた當時に於て、一諸侯の陪隷として西國の田舍に生れた微賤の身を以て、自ら奮ふて勤王の志を立てた由來、及び年月の加はると共に、愈々その志を深うした徑路に就ては、說いて未だ盡くさゞる所がありますから、此場合猶ほ微しく言ふて置かねばならぬと思ひます。

世の人動もすれば人物の起つたのを槪觀して、これを時勢の自ら生んだものに過ぎないと申します。併しながら他の一方から見ると、人間各自の活動する現象は卽ち時勢で、觀じ來れば、時勢畢竟また人間の生んだもの に外 なりませぬ。別けて多く勤王の志士を必要とした文久元治乃至慶應の時勢から言ふならば、天下に挺先して勤王の志を立て、討幕の論を唱へた國臣のやうな人は、勤王討幕の事實を生じた時勢の父とも稱して好いでせう。

それで國臣は尊王斥覇の感情漸を追ふて國民の間に浸潤した幕末の氣運に促されて生れた人物には相違ないとしましても、他の一方から見ると、その勤王の志は主として讀書講學の力に由來したもので、然かも大義名分を講じたり王覇正潤を辯じたりとする儒學よりも、寧ろ我國古來の歷史典例を明かにするを旨とする國學を根底としてをります。

當時一般の習俗として、儒敎儒學は普通に行はれまして、直接若くは間接に此方の感化を受けたのは當然で、これも絕對に然うでないとは言はれぬにしても、要するに、國臣の國學に負ふ所最も多きは、爭ふべからざる事實で、その尊王の感情思想が、最も鮮明にして特色を帶び、熾烈燃ゆるやうなのも、蓋し是が爲でありました。

國臣は蘐園派の古學を祖述した巨儒龜井昭陽の子暘洲にも敎を受けました。藩學修猷館の訓導正木昌陽は、竹馬の友で近傍に住んでゐたから、その生徒の爲に書を講ずる傍に座して聽くを例とし、講の終はるを待つて疑義を討論し、午夜に及ぶこと三年に涉つて猶ほ怠らなかつたと云ふ話も傳はつてゐます。嘗て携へて薩摩に入つた尊攘英斷錄や、蠹志錄のやうな漢文が、下手なりにも出來たのは不思議はないとしても、併しながら國學や國文から見ると、それは較べも

のになりませぬ。國學は著名な學者青柳種信の子種春にも就いて教を受けました。就中最も補益を與へたのは富永漸齋でした。それは富永の世を去つた時、その恩を顧念し、『世の中の人數らしく成ぬるは大人の教によりてなりけり』と言つたので分ります。また萬葉風の歌を咏んで一家を成した藤田高兼にも道を問ひました。

國臣の故實上の著述や、時務に關した論策などを點検すれば、その粗ぼ我國の歷史典例に通じ、また一通り國文を善くしたことは、自ら察せられます。斯の如く師を求め教を請ふた事實を詳かにすると、それは當然熾烈な勤王の志も此間より養ひ來つたのは勿論のことです。

猶ほ更に遡つて深く由來を究めますと、國臣の憤を發し志を立てた最初が、寧ろ却て通俗平易の物語の上に痕跡の存するのを認めらるゝのは、頗る興味の多い事實であります。

立志の徑路　二

門閥を以て出世を遮ぎり、階級を以て立身を限つたのは封建社會一般通有の習俗で、國臣の生れたやうな微賤の家庭の子弟は然まで學問の講習を必要としてをらぬ時勢に於て、國臣も幼少の頃は、纔に行々小役人となる資格を充たすだけの讀書や、筆算の稽古の外、殆んど全く學問の講習に力を致すの機會はありませぬでした。それにも拘はらず自ら好んで學を講じ書を讀みました。

弘化二年十八歲の冬、江戶から小田部正之助に寄せた書牘のうちに、職務の忙がしい爲め、日々貸本屋の持つて來る雜書を借りて讀むことの叶はぬのを、深く遺憾とする衷情を告げたのは、その反面には、閑暇さへ得れば、絕えず借り

て讀んだことを示してゐます。少くとも讀書癖に富んだ小役人であつたことを示してゐます。然うして此時分より狂歌のやうなものを撚ねくつた模様を見ると、天性文藝の道を嗜好した平素の風も自ら知れまして、此等の性癖が動機となつて、國臣をして追々學を講じ書を讀むの人とならしめたのは、多く奇とするに足らぬわけであります。

それから當時普通に行はれた儒學よりも、多く國學を講じたのは、富永漸齋のやうな人物の鄕黨に居つて誘導した故でもありませう。靑柳種信は已に故人でしたが、元來近所の鳥飼に住んだ同じ階級より起つた學者でしたから、此等の先輩の遺した感化を崇つたのも尠くはなからうと思ひます。二十三四歲の頃、宗像郡の大嶋に於て職務の餘暇を偷んで靑柳の防人日記を手寫したことなどは、自ら此間の消息が分ります。また當時北條右門と日夕古學詞文を談じたと云ふのでも、大概の模様は知れます。旁々國臣の皇室を崇び朝廷を重んずる感情思想、先づ第一に斯かる講學讀書の間より生じたのは、已に述べた通で、その勤王の志の最初を以て、太平記を讀むに起つたと云ふ傳說も、蓋し或は事實であらうと思ひます。

國臣が義經袴を着け古式の太刀を佩き或は烏帽子直垂を用ひたのは、王朝時代の歷史故實を硏究し、後三年頃の風俗が最も我心を得たからで、摸倣した服裝は直に古の武士たらむことを期した意氣精神の發現したものでした。近世の國民が漫に時勢の流行を追ひ、競ふて元祿模様を好み桃山式の風物を尙ぶのとは、頗る事情を異にします。自ら深い意義もあれば、強い主張もありました。お太刀組と稱せられた同志の連中が、各自ら太郎とか次郎とか四郎とか名乘つたのも、同じく古武士を慕ふの情より起りました。太平記を讀んで南朝の武士の忠烈を感賞し、その事蹟に見て自ら勤王の志を立てたと云ふのも、或は事實でありませう。國學の講習から皇室を崇び朝廷を重んずる感情思想を深うした人は、最初に於て勿論然うでなければなりませぬ。

嘉永安政このかた、前後相次いで出てた幾多の勤王の志士のうちでも、國臣の立志は斯かる由來をもつたもので、西國の田舍の微賤より起つた志士としては、割合に根底も深く自然の徑路もありました。

國臣の勤王の志が、時勢の推移と相伴ふて、愈々熾烈となり、愈々鮮明となり、斯くて討幕論の首唱者となり、急激勤王黨の大立者となつたわけも、自ら領會せられます。

安政五年の時勢

安政五年の秋八月、國臣は時勢の方に急なるを知り、慨然として弓馬故實の閑研究を擲ち、單身劔に仗り、上國を指して走りました。

此間の事情を說かうとすれば、先づ微しく當時の形勢を明かにした後でなければなりませぬ。

嘉永六年の夏、アメリカの水師提督ペルリの來航してより、他の諸外國の軍艦も、前後相次いで來航し、頻に通商互市を迫るので、和戰の論、開鎖の議、紛々擾々として起り、天下の人は二百餘年の泰平の夢を覺まし、憂國の志士は、齊しく手を額にして、幕政の一大改革を望むの時勢となりました。

此頃幕政改革の適任者として、世間の人の渇仰したのは、賢明の名夙に著はれた水戸の老君烈公齊昭で、藤田戸田の兩臣、その傍にあつて專ら輔弼してゐました。尾張の德川慶恕公、越前の松平春岳公、土佐の山内容堂公、伊豫の伊達宗城公、筑前の黑田長溥公、薩摩の島津齊彬公など、志を國事に存する諸侯は、孰れも烈公をして幕府の樞機に與らしめ、また公の實子一橋慶喜卿を推して家定將軍の世子とし、幕政の改革を實行して時局の急を救ひたいと云ふ考を抱か

れました。就中島津齊彬公と松平春岳とは、此念最も殷にして深く力を世子の問題に致されました。

齊彬公は外様の諸侯ではありましたが、四十餘歳の時まで、家督が出來ないで江戸の藩邸に居らるゝ頃、多く幕府の宗室親藩の諸侯や、旗下の士大夫に交られ、德川氏の休戚を思ふの情別けて切な人で、當時專ら幕府の政を行ふた首席の老中阿部伊勢守とは世子たりし時分より交誼最も親しく、やがて養女篤姫を納れて家定將軍の御臺所とし、姻戚の關係さへ出來た程のことで、德川氏の爲に賢明年長の世子を得るを第一の必要とせられ、一方ならざる心配をして、慶喜卿を迎ふることに勉められましたけれども、音に聞へた千代田城の大奥には、種々の事情があつて容易に行はれませぬ。そのうちに就封の期となつたので、無二の信任を置かれた愛臣西鄕をして事に當らしめ、安政四年の夏の初を以て歸藩せられました。

西鄕が春岳公の愛臣橋本左內と提携して盛に運動をしたのは、是頃のことで、一時は慶喜卿迎立の議、幾んど全く行はれむとしましたが、適ゝ老中阿部伊勢守病みて歿し、幕府の內情著しく變じたので形勢は段々險惡となりました。それで翌安政五年の春、老中堀田備中守が通商條約の勅許を請ふが爲め上洛したのを好機會とし、西鄕は家定將軍の御臺所より養父近衞忠凞公に寄せらるゝ秘書を帶びて先づ京都に入りました。僧月照や近衞家の老女村岡と相識つたのも、此時が始めで、次いで橋本左內も入京し來り、同心協力して事を謀りました。

光圀公このかた水戸の德川家が、尊王の志篤きことは、夙に朝廷の體認せらるゝ所で、別けて慶喜卿の母君は有栖川宮の女王といふ理由もあつて、旁ゝ京都に於ては、幕府の內廷と消息相通ずる關白九條尙忠公のやうな少數の大臣公卿の外は、幾んど滿廷一致のありさまを以て慶喜卿を世子とする議を賛せらた、同時に通商條約締結の勅許は下りませぬでした。そこで始は世子の問題に餘り重きを置いてゐなかつた堀田備中守なども、此時よりして西城に慶喜卿を迎ふる

の議を助けて力を致し、此間に通商條約締結の勅許を得むことを期して、一先づ江戸に歸りました。

然うすると、千代田城の大奥では、慶喜卿入城の議頓に勢力を生じ、事或は行はれむとする模樣あるを見て、痛たく驚き騷はぎ、侍女近臣の輩、頻に之を妨ぐるの謀議をめぐらし、種々の妄說を爲して、家定將軍の意思を動かし、四月二十四日には、井伊掃部頭直弼出でゝ大老職となり、老中堀田備中守の上席を占め、慶喜卿の入城は、全く絕望と爲つたので、此時江戸に居られた春岳公はじめ、慶恕公容堂公宗城公は、猶ほ彼是と力を盡くされましたけれども、大勢已に定つて復た動きませぬでした。

それから井伊大老は第一に先づ慶喜卿入城の議を贊助した幕末の名士川路左衞門尉や土岐丹波守などを排斥し、老中堀田備中守をも疎外し、追々强硬專斷の政を行はむとする景色歴然として現はれて來たので、西郷は一たび藩に就て齊彬公の旨を請はむと欲し、春岳公の直書を齎らし、五月十七日江戸を發して歸りました。

これは國臣が猶ほ阪田九郎右衞門の門に居つて、福岡秋月の間を來往し、密に討幕の論を唱へたと云ふ時でありました。

安政五年の時勢　二

水戸の德川烈公が、安政二年冬の大地震に兩田の好輔弼を喪はれ、旁々聲望漸く衰へた後に於て、尊王愛國の志を抱ける諸侯士大夫の重望を負ふた人は、葢し島津齊彬公でありました。

齊彬公は始より熱心に歐米の文物制度を崇尙した開國論者の一人で、内外の事情に通ぜざる京都の公卿や、天下の志

士が、漫に攘夷鎖港の說を唱ふるを深く不可とし、通商條約の締結の如きは、全く幕府の措置を以て至當とせられましたが、世子の時分から、尊王の情極めて篤く、夙に朝廷を重んぜられたので、去年の夏は歸國の途すがら、伏見の驛より微行し、雨中に跪坐して禁闕を拜せられ、それから近衞家に於て、三條前內大臣實萬中山中納言忠能の兩公など、孝明天皇の知遇を蒙り機密に與らるゝ人々と會談し、天皇の思召を承はられた次第もあつて、愈々勤王の志を固うせられ、一朝事あらむ時の準備にもとて、密に洛東岡崎の邊をトし、廣き屋敷の買入方を家臣に命ぜられ、斯くて歸國の後は、新式の軍備を整へ、自ら督して武を講じ兵を練り、さながら敵國外患の間近う迫つたやうな勢でした。

西鄉の江戶より歸へり着いて、井伊大老新に出でゝ幕政を執り、形勢甚だ險惡となつた事情を告げたのは、恰も此時でした。

齊彬公は當時の將軍の外戚で、終始德川氏の爲に忠實の心を抱き公武合體の見を守つた人ですから、世の史家の往々誤り傳へて言ふやうな討幕の何と云ふ志を發せられたわけは、勿論それは無かつたのですが、併かしながら天下の公論を無みし朝廷の趣旨を蔑にし、幼主を挾んで妄斷專橫の政を行ふが如きは、公の飽くまでも反抗せらるゝ所で、自ら士卒を率ゐて京都に出で、朝旨を奉じ實力を以て井伊大老を退け、幕府の改革を行ひ尊王の道を立てしめやうとせらるゝ決意は、斷乎として此時に定りました。

西鄉は六月七日を以て歸へり着きました。折しも齊彬公は磯の濱の別館に出で、此日は恰も館前の海に船を浮べ綸を垂れてをられたので、歸着すると我家へも立寄らず、旅中の裝束のまゝ參館した西鄉は、また直に小舟を馳せて海上へ參りました。公は西鄉の歸着のことを知られると、即時に釣をやめて別館に入り召見せられました。そこで具に上國の形勢を報告し、井伊大老の威權赫々として朝野を壓し、豫ねて志のあつた諸侯士大夫も、肅然として屏息し、手も足も

出ない實狀を述べました。

齊彬公は徐ろに聞き了つて、然らば如何にか處して可からうと先づ西鄕の所見を叩かれました。西鄕は江戶の事情已に斯くの如く、今は策を施す餘地もないので、暫く形勢を御覧ぜられ、その上然るべき機會を見計らひ、重ねて謀らる外、格別の名案も候ふまじと答へました。然うすと、公の意は案外でありました。公は別に一個の策を抱いてをられました。

齊彬公は時勢の將に變ぜむとするのを夙くから察し、斯ゝる切迫の場合の生ずるのも、豫ねて期せられまして、江戶の事情の好きにつけ惡きにつけ、成算の胸中に熟することは、已に久かつたのでした。そこで西鄕の答ふるよしを聞かれると、頭を打掉つて否と言はれ、余には猶ほ此間に處する策がある、悠々安閑として徒に形勢を觀望してをる時ではない。自ら士卒を率ゐて京都に出で、禁闕を守護して諸侯の嚮背を決し、天下の大事を定めばならぬ。此場合になつて、いかで手を束ねて井伊の爲す所を傍觀してをられやうと言つて、斷乎たる意色を示されました。

西鄕は公が嘗て松平春岳公に向つて、『私の家來は律儀正直の武邊者ばかりで役に立つ者は無い、唯西鄕一人は薩摩貴重の寶である』と語られたと云ふ程に、深く知遇を受け、君臣水魚の思を爲した間柄で、平素熟く公の心事を解してはゐましたが、さりとても斯くまでの斷乎たる決意と成算とのおはさうとは考へなかつたので、此時は驚喜望外に出で、抃舞雀躍の思をしたと云ふことです。

斯くて西鄕は、來る秋を以て發駕せらるゝ齊彬公に先だち、大阪京都を經て江戶に入り、豫め處せねばならぬと云ふ命を領し、公より同志の諸公に寄せらるゝ幾通の手書を齎らし、家に居ること纔に十日餘り、また直に薩摩を出でました。

途次福岡を過ぎり、六月二十五日を以て長溥公に謁し、また工藤左門と北條右門とに會ふて、密に事の由を告げたの

は即ち此時でした。

安政五年の時勢　三

此歳の五月、西郷が松平春岳公の直書を帯び、薩摩を指して歸へり去つた後、江戸の事情は愈ゝ全く變じ、時勢は急轉直下しました。

甲是乙非久しく議論紛々であつたアメリカとの通商條約は勅許のないまゝに締結せられまして、六月二十二日を以て發表せられました。當時多少の思慮をもつた人は、條約締結の已むを得ざるわけは、概ね認めてゐましたけれども、幕府は猶ほ勅許を蒙るの手續を十分に盡くさないで、擅に之を處置して了つた所から、飽くまでも公武合體天下一致の實を擧げて對外の國是を定めやうとした諸侯士大夫の憤激甚だしく、二十四日には、水戸の烈公、尾張の慶恕公、それから越前の春岳公など、齊しく千代田の城中に井伊大老を見て幕末の歷史に著名な大抗議を申立てられましたが、後の祭で何の詮もありませぬでした。戊午の大獄の主任者として、これも幕末の歷史に著名な間部下總守は此日新に出でゝ老中となり、翌二十五日には、家茂公紀州より入つて將軍の儲貳となられて、長い間の懸案であつた世子問題は、こゝに始めて解決を告げ、續いて七月五日には、家定將軍の薨去となり、家茂公は十三歲の幼主を以て德川第十四代の將軍職を繼がれ、井伊大老の威權獨り赫灼として天下を壓するの時勢となりました。

京都の朝廷では、勅許を待たないで擅に條約を締結し、剩さへ粗略な宿次奉書の手續を以て奏聞を遂げた無禮を、孝明天皇深　逆鱗ましたのは申すまでもありせぬ。滿廷の公卿、民間の志士、いづれも憤激甚だしく、やがて嚴重の勅命

を以て、宗室の三家か井伊大老の中一人、いそぎ上洛すべきよしの沙汰を仰せ下されました。

然うすると、幕府では斯ゝる御詮議をば、烈公や慶恕公や春岳公などが、消息密に相通じて起つたものと疑ひまして家定將軍の薨去せられた當日、命を傳へて烈公を駒込の別邸に幽屏し、慶恕公と春岳公とを隱居せしめ、一橋慶喜卿と水戶の當主慶篤公との登城を差止め、此他幾多の黜罸を行ひ、斷然とした强硬の處置を取り、飽くまでも朝野の異論を鎭壓せむとする景色を示しました。

筑前を過ぎつて東上した西鄕は、七月の七日、大阪に着いて暫く足を留むる間に、井伊大老愈ゝ宗室親藩の諸侯の處分を行ひ、猶ほ志士をも捕縛せむとし、已れも被嫌疑者の一人である事情を始めて知つたので、當時大阪の藩邸に勤めてゐた吉井幸助を伴ひ、伏見に於て江戶から上つて來た伊地知龍右衛門に會ひ、十四日三人打連れて京都へ入り、先づ三本木に梁川星巖の家を訪ふと、賴三樹八郎と長州の大樂源太郎とが參り合せてゐました。星巖は深く西鄕等の入京を喜び、井伊大老遠からずして上洛し、主上を要して彥根城に移し奉らむとする情報を得たよしを告げ、主上固より好ませ給はぬことだから、西國へ遷幸あるべき歟、將た一先づ吉野へ赴かせらるゝ歟、我々今方に評議の最中だと申して、それから諸共に井伊大老の上洛を迎へて處するの密議を凝しました、星巖は夙に聞えた日本第一流の詩人で、國臣の生れる七年前、漫遊して筑前に入つた折は、同行した細君紅蘭女史が年若くて着物が華美で、藝妓か女郞のやうだと云ふので、國臣の近所に住んでゐた西海の儒宗から冷笑せられた人ですが、長生の詮があつて老いて道德節操愈ゝ高く、此頃は七十歲の頹齡を以て勤王黨の牛耳を握り、賴だの梅田だのといふ志士は、皆星巖を中心として運動してゐました。

井伊大老上洛の情報は、老中間部下總守の上洛する間違でしたが、當時は斯ゝる風說頻に行はれ、孝明天皇を他へ移し奉るの噂があつたので、京都に集つてをる志士は斯ゝる心配をしたのでした。西鄕は星巖の說を聞いて、暫く江戶に

行くのを見合はせ、こゝに井伊大老と齊彬公との上洛を待つことにして、錦小路上る柳馬場の定宿鍵屋直助の家に足を留めました。

伊地知龍右衞門や有馬新七や吉井幸助、それから有村俊齋北條右門などの連中が、前後して寄り集つたのも同じく鍵屋で、國臣も筑前が出て來ると、北條の紹介を以て此家に投したのでありました。

安政五年秋の上洛

阪田九郎右衞門が自ら國臣から聞いた說によると、此歲の八月、國臣の筑前を出てゝ上洛したわけは、前にも微しく述べた通り、そのころ同志相謀つて七隈原の菊池寂阿の墓に碑を立つるの企があつて、誌銘は老儒井上錕溪の手に成つてゐましたが、菊池氏四世の忠節は楠氏と甲乙なく、大楠公と寂阿とは東西相對する人物だから、七隈原の方も撰文を水戶の光圀公に遜らぬやうな名門に賴むを必要とする、それは京都の御攝家の一人に請ふが宜しいと云ふ評議となりました。併し他人を介して賴んでゐては埒があかぬ、誰れか一人上洛する方が早道だと云ふ話合をして、國臣は幸に閑散の身で係累もない所からして、自ら引受けて上洛することに極りまして、その由を阪田に語りました。

阪田は法を犯して密に出るのは惡い、伊勢參宮の名義で藩の許を得て行く方が可からうと勸めますと、國臣は師の說尤だと納得して歸りましたけれども、如何いふわけであつた歟、藩には告げないで飛び出して了ひました。

國臣は京都へ出てゝ北條に逢ひ、堂上方へ碑文の執筆を請ふ相談をすると、それは月照が近衞家の護持僧で常に出入をするから、月照を賴む方が好からうと云つて紹介して吳れたので、清水寺を訪ふて賴みました。此時北條は今や斯うし

た時勢である、死んだ昔の勤王を慕ふて志を致すよりも、寧ろ自ら活きた勤王を謀るが宜しいと申して、力を目前の事に用ひて今上天皇に忠節を盡すやうにと勸めました。國臣も成程いかにも然うだと云つて、碑文のことなどは抛ち棄て是から始めて實際の勤王運動に勤勞する人となりました。

これは總べて阪田の說ですが、國臣から自ら直接に聞いた話だとしても、數十年の後に思出して言ふ所ですから、事實に多少の間違はあります。碑文を縉紳家に請ふを第一の目的として上洛したと云ふも、國臣の表面上の話のみを聞いた皮相の觀察で、實際の眞相を穿つてをりませぬ。これは長野芳齋の『安政五年攘夷の勅書を水戶中納言齊昭卿に賜ふと聞き、國臣欣然として志を遂るの時至れりと、都甲栯彥と改め、遊學に託して國を出づ』と記されたのが、寧ろ要領を得てゐます。北條右門の說は、自ら關係したことを自ら述べたのですから、最も事實を悉くしてをります。それは國臣は北條が西鄕と共に京都に於て國事を周旋するを聞いて、潛に藩を脫し京都に出てゝ北條の逆旅に寓居し、筑前侯に具申せねばならぬ機密の事があつて、北條や海江田信義伊地知正治などの委託を受け、九月の初旬に京都を立つて歸つたと云ふのです。

國臣が當時工藤北條と深交した模樣や、後に月照と同行して薩摩に入つた情況を考へると、北條の說は最も眞相を悉くしたもので、傍證も歷々としてあります。工藤左門より內勅を水戶の德川家に賜ふた秘消息を聞き、北條の後を追ふて京都へ出たのも、北條等より機密の事を託せられて京都を去つたのも、全く事實でした。當時國臣は表面上は菊池寂阿の碑文を縉紳家に請ふとか、遊學の爲だとか云ふ名義を用ひたものと思はれます。

たゞ京都では、梁川星巖に菊池氏の事を語り、紀州に菊池氏の苗裔と稱する豪家の存する話を聞きたることもあれば、七隈原の墓に緣故の存する鄕國の菊池九郎右衛門に書を寄せ、寂阿の墓は七隈原馬場頭の孰れか眞歟、京都でも考

諦する道なければ、神籤によつて決せられたいと告げたこともあるし、また筑前を出る時、菊池氏の子孫と稱する城武平や菊池九郎右衛門、大宰府の和魂漢才の碑の建設に最も盡力した楠屋宗五郎等が、各々多少の資を贈つて路用を助けた痕跡も殘つてゐます。或は碑文を紳縉家に請ふ趣意をも兼ねて上洛したので、滯在の間多少は力を此事にも致したのでありませう。

國臣は此時の上洛のことを自ら藎志錄に記し、若狹の醫生松井なにがしの家に寓すと稱してゐますが、これは國臣の勘違ひで、その松井なにがしの家に寓したのは此歳の冬、月照の滅後ふたゝび上洛した折のことでした。それには種々の徵憑もあります。

此時始めて京都に着いた砌は、北條の旅宿の所在を失ふて頗る困りましたが、日頃史書を好む人だから、書店に就て捜がし求めたら分るだらうと思つて、處々を尋ね廻はると、果して北條の旅宿も知れて出逢ひまして、鍵屋直助の家に同宿したと云ふことです。

その北條の紹介を以て月照を淸水寺に訪ふたと云ふ話は、阪田の記憶の誤で事實と齟齬してゐます。北條が古勤王今勤王の說を爲して國臣を激勵したのは、阪田の言ふ所も明確ですから、これは間違ではなからうと思ひます。國臣の勤王の閱歷のうちでも、頗る注意を價する事實とせねばなりませぬ。

著者が嘗て北條を評して、國臣の師友の一人と稱したのは、主として此間の關係に於て見る所がある故でした。

滯在中の動靜　一

國臣が足を京都に留めた間の動靜は、今善く分つてゐませぬが、多少の情況は窺ひ知られます。田舍から出て來たまゝの新參の志士で、名を天下に馳せた文久頃の國臣とは違ふので、當時までは盛に勤王の運動をすると云ふ程のことは、無かつたでせうけれども、伊地知有村等の薩摩人より、メツタな人には洩らされぬ機密の事を委託せられて京都を去つた模樣を見ると、此等の志士から相應の信賴を受け、自然勤王運動の內情を與り聞いたのは勿論で、それは北條の紹介の力の多かつたとしても、國臣の人物と志操とは、當時早く已に認識せられたことを示してゐます。

その北條と同宿した鍵屋には、西鄕伊地知有村なども居つて、絕えず縉紳家の門に出入し、他の志士とも來往し、こゝを根據として頻に事を謀つた所で、一の運動本部のやうな樣子もありますから、國臣は宿を出ないでも、當時の形勢や事情は善く知ることが出來た筈で、また梁川や賴梅田の如き第一流の志士と相見るの機會も多かつたわけです。その義擧の意を論說して志を感賞せられたと云ふのも、自ら此間より起つたのでありませう。

たゞ長野芳齋はじめ幾多の傳記者が、國臣の此時近衞中山大原の諸公卿に謁したよしを記したのは、確とした根據もない說で、大原卿はズツト官爵も低い人ですが、それでも然う云ふ痕跡はありませぬ。これはヤハリ文久頃のことを混同じた話のやうで、近衞公に謁したと云ふなどは、全く間違ふてをります。

橋本左內や西鄕あたりは、己れの身分は高くない藩士でも、大藩親藩の諸侯から、各々異數の信任を蒙り、主人の意思を體して運動してゐました。別けて西鄕は家定將軍の御臺所の秘書を齎らしたり、齊彬公の直書を持つたりする人でもあれば、內には老女村岡や月照のやうなものも居つて周旋したのですから、或は一度二度は近衞公に謁したかも分りかねましても、他の志士には斯ゝる例を聞きませぬ。況して足輕の浪人たる國臣に於ては、到底それは望まれないこと

です。月照は出家の身の上、且つ密に鍵屋にも來たのですが、國臣と會見したことはありませぬ。その相識つたのは、月照の筑前に落ちて參つた後、上座郡大庭村の竹内五百都の家に於て逢ふたのが始めでした。

梁川や梅田頼のやうな人は、汎く世に知られた名家で、當時第一流の志士だとは云ふても、元來帷を下して教授を業とする窮儒だし、小林民部權大輔の如きは、縉紳家の諸太夫ですから、親しく接見して國事を談じ王事を談ずるに何の不思議もありませぬ。旁々これらの人と種類を同くする志士には、猶ほ多少は相交はつたらうと思はれましても、徴考する資料が無いので何とも申されませぬ。たゞ此歳の冬、ふたゝび上洛して近畿の間を徘徊し、それから中國へ下つた頃、國臣の潛行と蟄伏とを援助した洛外川嶋村の豪農山口薰次郎及び中國の志士三宅定太郎と相識つたのも、此時の滯京中のことでした。

三宅定太郎は備中連嶋の名家で、國臣が翌安政六年の春、大阪より便つて往つた折は、暫く己の別宅に潛ませて一方ならぬ庇護を與へた人です。その維新の後國臣のことを書いた記録には、『余往昔梅田源二郎の家に在る時、始めて平野次郎に對面す、其時次郎は余を伴ひ己が旅宿に歸らむとす。其故は西鄕吉兵衞其旅宿に在れば、共に語らはむが爲なり、余其日源二郎に語らふべきこと有て果さゞりき』とあります。

西鄕は國臣の未だ筑前を出でざる時、一たび京都を去りて江戸に下り、八月二十四日を以て江戸を去り晦日を以て歸洛したのですから、三宅の始めて國臣と對面した頃、鍵屋に居たとすれば、恰も九月の初に當ります。

九月四日には、所司代酒井若狹守が老中間部下總守に先だつて着京し、着京後四日目の八日に先づ手を下して梅田源次郎を捕縛し、所謂戊午の大獄こゝに始めて起りました。然うして梁川星巖は急にコレラを病み、酒井若狹守の着京した當日を以て世を去り、累洩の辱を免れました。

國臣が星巖と相見たのは、蓋し此老詩人の世を去る數日前のことで、また梅田の捕縛せらるゝ數日前に京都を出て筑前を指して歸りました、三宅定太郎の記錄によると、國臣と別れて梅田の家に留つた當日、梅田は幕府の嫌疑深く、到底羅致の避くべからざるを告げ、懇に後事を囑し、酒を置いて訣別の意を表し、淺見安正の作だと云ふ謠曲に、楠公父子の櫻井驛の故事を述べた一節を朗吟して慷慨しました。

梅田の妻臥ニ病床一兒泣レ飢、此心偏欲レ拂ニ戎夷一、如今死別兼ニ生別一、只有ニ皇天后土知一の詩を留めて繫獄の身となつたは、即ち此頃の悲劇で、これは西鄉の江戶より歸京した間際に當り、國臣の梅田を訪ひ、始めて三宅と會ふたのは、梅田の捕縛せらるゝ數日前のことでした。

當時主客は或は妻病み兒泣くの傍に相對し、猶ほ慨然として國事を談じ王事を談じたのでありませう。

滯京中の動靜 二

所司代酒井若狹守が、浪人狩の皮切として、劈頭第一に梅田源次郎を捕縛した前後、西鄉はじめ同志の人は、頻に尊王の大義を解する諸藩を聯合し、朝廷の擁護、井伊大老を却くるの謀をめぐらし、前月八日を以て水戶の德川家に賜はつた內勅と同じ趣意を有力の諸侯に仰せ下さるゝ策を講じ、經營苦心の最中でした。それで梅田の捕縛せらるゝ前日に、江戶より上つて來た有馬新七は、越前土佐備前因州宇和嶋の諸藩主に賜ふ勅書を奉持し、梅田の捕縛せられてから三日目即ち十日の夜、また江戶の虎穴を指して先づ發し、西鄉は有村と俱に、翌十一日の曉に月照を伴ふて京都を出で、西鄉は伏見より引返へし、有村は大阪へ下り、月照の保護を吉井に托して置いて、同じく入京しました。

それから老中間部下總守の愈〻上洛するまでの間、大藩の臣籍をもつた志士には、幕府の偵吏も急いで手を下さうとする模様もないので、西郷は伊地知有村北條等と同じく鍵屋にあつて、洛中の形勢を窺ひ密に運動を繼續しました。

前月八日を以て水戸の德川家に賜ふた內勅と同じ趣意を有力の諸侯に仰せ下さることは、朝廷と志士との間に成つた計畫で、それ〴〵の手續を經て、已に降下せられた所もありましたが、斯かる重要の機密は、諸藩の內部に志を同じくする人が居つて、內外力を戮はせて謀らねば到底それは叶ひませぬ。因州の池田家と筑前の黑田家とは、當時の諸藩中、志士の最も望を屬した所ですけれども、黑田家は內部に志を同くし事を俱にする人がないので、勅諚降下の見込は、猶ほ立たずにをりました。當時の志士が因州の池田家と黑田家とに多く望を屬したのは、因州の池田家は藩主慶德公が水戸の老君烈公の實子で、一橋慶喜卿の同胞に當られる深い因緣からで、筑前は藩主の長溥公が島津家の出で、齊彬公と極めて親善の交をせられた同志の人だと云ふ事情より起りました。齊彬公の薨去に會ふて甚だしく落膽失望した薩摩人が、長溥公を擁して故君勤王の遺志を遂げやうと企圖した消息は、深く勅諚降下の議に參した有馬新七の都日記を見ても善く分ります。

井伊大老の櫻田門外に元を喪はれた後は、筑前でも勤王の論を唱ふる志士が起つて、文久の末元治の頃には、暫時なから頗る勢力を生じましたけれども、戊午の大獄の前後までは、當時の勤王黨と志を同うして力を國事に致す者は、幾んど全く一人もありませぬ。眼前に國臣はゐて志操は忠烈無比でも、名望の猶ほ乏しい微賤の足輕の浪人では、斯かる重要の機密を擔當して如何することも出來ないので、兎も角も急いで歸つて工藤左門と相談を遂げ、長溥公の耳に入れて同志を藩中にも求め、何とかして勅諚奉受の計をするが宜しいと云ふ所からして、國臣は鍵屋に居る薩摩人の意圖を體し、急いで九月の初に京都を立つて歸つたのでした。その歸るに就ては、猶ほ別に一ツの理由もありました。

薩摩の税所普門院といふ聖護院派の修驗僧は、代々島津家から小番家といふ中士の資格を與へられ、幾たびか上洛もして、近衞家の館入を許されてゐたものですが、人と爲り粗放簡豪にして大言を好む人でした。此歳の秋上洛をして、齊彬公の遺志を奉ずと稱して近衞忠凞公に謁し、公が幕府の暴横を憂へらるゝの情甚だ切なるを知り、密に策を獻じて筑前はじめ九州の諸藩に賜ふ忠凞公の教書を得ました。西鄕は江戶より歸洛し、事の次第を聞いて愕き、斯かる輕擧は却て大事を破る基だと心配をして、月照を經て忠凞公に具狀し、賜はつた教書は辭を設け取戾して返納し、また普門院を說いて歸國せしめました。さりながら普門院元來尋常の思慮では料り知り難い言行のある人物だから、歸國の途次筑前あたりに立寄つて如何なる擧動を爲すやも分らぬと云ふので、國臣は此間に處する薩摩人の意圖を領し、旁ゝ急いで歸つたのでした。

修驗僧税所普門院のことは、海江田の話はじめ從來の傳說では、申した通の次第で、普門院自ら齊彬公の遺旨を奉ずと稱し、策を忠凞公に獻じ、筑前以下の九州の諸藩に賜ふ教書を得たやうになつてゐまして、普門院は近衞公を誑かしたと云ふ說さへあります。シカシ善く當時の事情を究めて見ると、水戶の德川家に賜ふた內勅と一同の趣意を、他の有力の諸侯に仰せ下されるのは、幕府の暴横に對抗する唯一の措置として、志士の專ら計畫して朝廷を動かした所で、月照の京都を落ちて大阪に潜んで居る時も、月照自ら薩摩へ下る途次、有村と同行して九州の四藩に入說するが好からうと云ふ內議の生じたのは、月照の九月十六日を以て、大阪より西鄕に贈つて相談をした書中の文言を見ても分ります。されば是より先き、近衞公の税所普門院を用ひむとせられたのも、或は同一の事情から起つたもので、必ずしも普門院自ら策を獻じたわけでもなく、公を誑かしたと云ふやうな說は、全く逆ふて居らうかと思ひます。たゞ普門院の一たび賜はつた教書を返納して、全く此事に關係を絕つた所を考へると、國臣の歸國の理由の一ツが、此間に存すと云ふのも、

それは事實でないとは申されぬのであります。

北條は『爰に機密の件の筑侯に具申すべきことの有るに際し北條伊地知有村などの附託を受け、戊午の九月初旬に福岡に歸れり』と記し、國臣は自ら當時の歸國のことを有ニ急機事一歸レ國報ニ公用人一と稱してゐます。公用人は蓋し藩主長溥公の信任せらるゝ近臣吉永源八郎で、工藤左門や北條とは特別の關係もあつて交態極めて深密な人でした。當時の國臣は自ら吉永に就て、勅諚降下のやうな重要の機密を謀られる間柄でないので、先づ工藤左門に北條等諸同志の意圖を告げて相談をしても、筑前は斯かる勅諚を奉受せらるゝ形勢でもなく、又已れは法を犯して擅に藩を脱し、今は白日公然として運動もせられぬ身分ですから、旁〻また去つて筑後肥後の方へ出掛け、北條と海江田との月照を同行して下つたことをも全く知らないでゐました。

國臣の筑前に歸り着いた時日は、確かと分り兼ねますが、九月の十五日には、工藤左門の住んでをる臼井を立つて筑後の方へ參つてゐますし、初旬に京都を立つたのですから、その筑前に歸り着いたのは、大方十日を過ぎた頃であらうと思ひます。

歸國と筑前の藩狀

國臣は鍵屋直助の家に同宿した薩摩人の意圖を領し、急いで歸國しました。

されど、當時の筑前は特に擧げて言ふ程の志士は、猶ほ未だ一人も起つてをらず、此藩では最も早く志を立てたと稱せらるゝ中村圓太の藩を脫して江戸に出たのも翌安政六年の夏で、此頃までは國臣の歸國を迎へて志を同じくし事を共

にするやうな人物は、殆んど全くゐませぬ。それは間もなく月照の落ちて來た時の模樣を見ても分ります。別しては井伊大老新に出て威權を振ひ、幕府の政を議する不所存者は、片ツ端からビシ〳〵縛り上ぐる時勢となつて、他國の山伏が參つて法螺を吹いたからと云つて、却々動ぐやうな藩情ではありませぬでした。

たゞ藩主長溥公の側には、工藤北條と親密の交態のある吉永源八郎が、格式奥頭取の職を勤め、特別の信任を蒙つてゐたので、工藤を經て密に進言する道が無いとは限りませぬ。齊彬公は長溥公の最も深く交はられた人で、その生前の志は熟く知つてをられたし、西鄕にも去る夏の頃は、面謁を與へて聞かるゝ次第もありました。北條も現に筑侯に具申すべきことの有て歸藩したと云ふてをりますから、國臣も或は何とか手寄を求めて多少の進言をしたかも分り兼ねますが、孰れにしても顧みられなかつたのは勿論で、先づは法を犯して擅に境を越えた詮議の嚴びしくならぬのを勿怪の仕合とした位に止つて、或は白日の公行をも憚かつたとも思ひます。たゞ城武平や菊池九郎右衛門あたりと密に相見て、七隈原の碑文の話をするとか、仙田市郎や楠屋宗五郎を相手として、上國の形勢を語り藩人の因循を浩歎した位のことでありませう。

國臣は歸り着いて居ること纔に數日また直に筑前を出で、南の方肥後筑後の地方に漫遊を試み、武家の故實や史蹟を吟味して、平生の嗜癖を醫し、また多く熊本の士人と談論しました。これも筑前の藩情甚だ意に適せぬので、放浪して悶々の情を遣つたの歟、或は暫く人の耳目を避くる必要を生じた爲であらうと思ひます。

肥後筑後の諸藩も、當時は筑前と大同小異の內情で、諸藩聯合して井伊大老に對抗するの策々容るゝやうな餘地は絕えて無く、藩主に進言し藩論を鼓動して勤王の運動に加はる人物は全くゐませぬでした。併かし國臣の獪らし歸つた上國の消息を喜んで傾聽し、國臣が君國のために勤勞せむとする心事を諒とする多少の志士はありました。

萬延文久の頃、國臣が黑田家の物色を逃れて諸方に潜伏し、或は薩摩の關門を犯して入說する時、絕えず助力を與へた肥後人との交態も、始は此度の漫遊より起りました。然うして終始幕府に忠實なるを以て稱せられた此大藩の勤王家の事蹟には、國臣と交涉の尠からぬ痕跡を留めてをります。

筑後肥後の漫遊と高山彥九郎の墓前に於ける獻燈

國臣の京都より歸り着いて間もなく、また筑前を出でゝ筑後肥後の地方を漫遊した始末に就ては、自ら紀行を留めてゐますが、記す所は大槪南北朝頃の武家の什器文書に關した調査で、時勢と時事とを述べたものはなく、稍聊か感興を覺ふるのは、歸途久留米の遍照院に、上州の奇男子高山彥九郎の墓を拜し、自ら資を捐てゝ石燈籠を寄進した一事でありました。

九月の十五日、工藤左門の住んでをる博多の近郊席田郡の臼井を立つて筑後の境に入り、十六日は久留米の府中に至り、高山と因緣の深い權藤直の孫を訪れましたが、墓の在る所は通り過ぎてゐたので、參拜は歸途の事とし、翌日は肥後の境に入り、山鹿の溫泉場に至つて宿り、十八日は菊池氏の故城の隈府に遊び、今村に學者木下犀潭先生の家を訪ひ、留まること數日、或は古寺を弔ひ史跡を探り、或は文書什寶を觀て、二十二日熊本に出て、旅舍に投じ、藩士の小山一太郎山形典次郎津田山三郎臼杵享助等と面會を遂げ、就中山形とは最も親熟し、その家に二晩も留宿しました。歷史故實の談を主とした模樣ですけれども、津田や山形は、彼の世々細川家の老職を勤むる萬石以上の門閥に生れ、忠良誠實の人と爲りと、學問を好み見識に富むを以て著はれた長岡監物是容の一派として稱せられ、志氣精神もあつて藩中有數

の人々ですから、此等の人は專ら時勢を談じ時事を談じたものと察します。國臣の紀行には何の記す所はありませぬが、唯二十八日の條には、今夕小山氏に夜話に招かる、『雜談繁雜、末慷慨談』と見えてゐます。

國臣の熊本に始めて參つたのは、長岡監物の逝く前年のことでした。國臣は長岡と關係の深い津田山三郎の紹介を以て面謁を遂げ、互に時事を談じた所が、如何いふ理由でしたか歟、說大に合はずして衝突を生じ、長岡は國臣を叱して退けたと云ふ話を嘗て聞きました。シカシ國臣の紀行に何の痕跡の無いのみならず、他の種々の事情から考へても、全く間違ふた說と思はれます。長岡の嗣子に當る明治天皇の老侍從故米田虎雄男爵も、晩年それは父親が薩摩の堀次郎と井伊大老襲擊のことに就て甚だしく見を異にした誤りであらうと言ふてをられました。

肥後人の記錄文書の裡には、此時の國臣のことに言及したものは幾ど全く無いやうで、唯一つ武藤嚴男の著はされた肥後先哲遺蹟の木原盾臣の傳に左の一節があります。

一、平野次郎國臣熊本に遊びし時、山形氏（向臺寺町）に往來し、一日翁の居を訪ひしが、不在なりしかば、大に力を落せりと。弟狩野養長の翁に贈りし書翰に、

筑前人平野次郎國臣と申好古家參居申候。一兩日以前山形典次郎方へ參申候處、右の人見へ居ゆる／＼面會仕候處、袴は横すぢの小袴、例の義家朝臣の海老鞘卷に火打袋を付、太刀は俗體ながらも本太刀に御坐候。髮は總髮にて、年三十許にも可レ有ニ御坐一歟と見え申、尤古武器別而好く樣子に御坐候。當七月皇都より下り申候由、又々年内に上京い筈と申候。

始菊池に參候由に而、

皇の御楯となりて鬼だにも

とりひしぎけむ武士あはれ

と詠申候由。私方へも參候約束にて御坐候へ共、未來不レ申候、楯太樣の御留守に而力を落し申候と申候。猶後日可二申上一候。以上。

九月二十七日　　　　　　　　狩野藤太

楯太樣

其後平野は再び其居を訪ふて思ひを達し、共に皇運の挽回を祈つた。時に翁の詠んで贈りし歌、

さゝらがた錦のみはた靡くまで

たゞ世の中に身をまかせてむ

國臣の返し

草木だにやがて靡かんさゝらがた

錦の旗のもとに語らむ

談はヤハリ皇室や朝廷の事に及んだものと見えます。

菊池では猶ほ數首の歌を詠んでゐます。

人より矢筈岳にて獲たりとて梓の荒木弓を贈られければ

伐りしてふ所もうれし梓弓

矢筈が嶽にたてる一本

梓弓といひはいひしが知らざりき

まことの物をけふこそは得れ

菊池武時朝臣の節義を感じて

天皇の勅語畏み頓て先

節操をたてし人は此ひと

楠や名和とも人の云はゞ謂へ

先いさほしは菊池なるべき

矢筈嶽

菊池なる矢筈がたけはものゝふの

名ともろともに高くぞありける

國臣は、九月二十九日に熊本を去つて山鹿に宿り、晦日には山鹿を立つて筑後の境に入り、十月の朔日を以つて、久留米寺町の遍照院に至つて高山彥九郎の墓を拜し、金一分一朱を捐てゝ一基の石燈籠を註文し、油代を添へて寄進しました。

國臣の寄進した石燈籠は、極めて小形の質素なもので、今でも金の五六圓もかけたら調へられさうに思はれます。全く同じ形のものが、別に一基あつて、それは伊地知正治が安政二年の春江戶へ赴く途次に寄進したので、安政二卯三月十四日平朝臣伊地知龍右衛門季靖と刻してあります。また同年の冬十一月に、同じ薩摩の川井田市郞左衛門平正尊と志志目獻吉義濟と二人の名を以て水鉢一個を寄進し、後ち萬延元年の冬には、村田新八が玉垣を寄進しました。國臣は伊

地知の寄進した石燈籠を見て、己れも寄進して一對としたものでせう。

伊地知は前々月の末より前月の初まで京都の鍵屋直助の家に同宿しました。有馬新七は國臣が京都を去つてから江戸より上つて來たので、齟齬して會見しませぬでしたが、有馬は平素殊に深く高山を信仰し、同志の連中より今彦九郎と稱せらるゝ程の人でした。當時の薩摩人は然う云ふ風で、頻に高山の人物志操を欽慕して居る時分で、京都の鍵屋に於ても、高山の話は隨分あつた筈で、旁々國臣は筑前に歸ると、直に先づ遍照院の高山の墓を訪ひ、且つ石燈籠をも寄進したものと見えます。

此勤王の志士が、久留米の一貧寺に幽魂を埋めた上毛の奇男子の墓を弔ひ、且石燈籠を獻じて欽仰の意を表したことは、その後頗る人口に膾炙した話となつて、文久元年の冬、薩摩の伊牟田尙平と同行して鹿兒島の城下に忍び入り、書を藩主の實父島津久光公に上つて志を諒とせられ、大久保甲東を經て金十兩を賜はり、慰勞して歸された當時、その賜はつた金の內から調へて石燈籠を寄進したと云ふことも、普く語り傳へられ、長野芳齋はじめ幾多の傳記者も、概ね然う述べたのは誤りで、石燈籠の現物には明かに『安政戊午十月旦筑前浪士平野二郎國臣』と刻してもあれば、寄進の始末は自筆の紀行にも見えてをります。

それから此時には二首の歌を詠んで獻じました。

一筋におもひしみちはさりながら
　　まだき時よはせむすべもなし

よしやその時こそいたらねますらをの
　　すてし命は大君のため

次の一首は、その後國事に奔走する頃、また高山の墓に詣ふでゝ詠んだものだと申します。

こけの下なほ魂あらばおほみたま

盡す心につきてまもれよ

詞には調はぬふしも見え、歌としては拙く、語句のうちには、或は語り傳ふる人の間違を混じてをるやうでも、當時の國臣の感情は自ら分るでありませう。

國臣の紀行は、十月の朔日に、高山彦九郎の墓を拜し石燈籠を寄進したのを最終として筆を止め、翌二日は松崎の驛を立つて筑前の地に入つてをります。此時までは後に相親熟して事を倶にした眞木和泉守との交態も猶ほ無く、從つて久留米人との緣故もありませぬので、直に筑前を指して歸つたのでした。

京都では、國臣が西歸の途に上ると間もなく、戊午の大獄の始となりまして、梅田源次郎は先づ捕縛せられ、月照は大阪へ落ち下つて潛みました。續いて老中間部下總守の上洛と共に、勤王の志士の詮議愈〻嚴びしく、西鄕等も到底踏み留つて居られぬ勢となつたので、大阪より捕手の追跡を避け、月照を伴ひ九州を指して落ち下りました。

これは國臣の隈府や熊本の邊に滯在する頃のことで、その久留米に高山彦九郎の墓を拜し石燈籠を寄進したのは、月照が海路を取つて始めて長州の下關に着いた當日でありました。

國臣は二日に松崎の驛を立つて筑前の境に入り、馬市隈村のあたりを經巡つて、十餘日を送り、十七日を以て福岡に歸へり、北條に逢ふて始めて月照の九州に落ち下つた成行を聞き、且つ京都町奉行の派遣した捕手の搜索を逃れ、此日の曉天、南の方薩摩を指して途に上つたことを知りました。

斯くて、國臣は北條の委囑を受けて蹶起し、翌十八日は月照の後を追ひかけ、上座郡の大庭村に至つて會見を遂げ、

是より相伴ふて南行することになり、筑後川を下つて柳河領の小保浦に出で、それより海路を取り、幾多の難儀苦勞を重ねて薩摩に入りました。

月照主從を迯つて薩摩に入り、やがて投海の悲劇に關係したことは、國臣が勤王の志士として、名を天下に知らるゝの始で、その生涯に於て、最も顯著な事蹟でありますが、此間の消息を語らうとすれば、勢ひ先づ戊午の大獄と月照の京都を遁れて九州へ落ち下り、國臣と始めて相逢ふまでの始末とを言はねばなりませぬ。これに就ては、去年の秋、著者は別に月照物語の一卷を作つて發表してゐますから、梗概は重複を避けず、今こゝに移して述べます。

戊午の大獄

謂ふ所の戊午の大獄を以て、井伊大老が彼の鎖港攘夷の說を唱へて朝廷を動かし、頻に幕府の政を妨害する志士の横議を一掃し、天下の物論を鎭壓するに起つたとするのは、史家通有の觀察で、事實また然う云ふ傾きは見えましても、併し一網に打盡された志士平生の議論見解には種々の色別があつて、必ずしも一概には申されませぬ。

橋本左内や西鄕のやうに始より鎖港攘夷の說を抔せざる人々が、猶ほ此獄に連坐し、或は斬られ或は辛うじて免れたのは、主として一橋慶喜卿を迎へて西城に入れ家定將軍の繼嗣としやうとしたのを尤められたので、元來內外の事情を詳かにした諸侯や、第一流の志士は、鎖港攘夷の到底行はれぬことは飽くまでも知つてゐまして、それは幕府の當局者と格別に異つた意見はありませぬでした。唯對外の國是を定め當局の難を救ふには、先づ年長賢明の將軍を得て、尊王の道を明かにし、公武合體天下一致の實を擧げねばならぬと云ふ理由からして、一橋慶喜卿を迎へて西城に入れやうと

謀つたのを、家茂公代はつて家定將軍の繼嗣となられ、やがて井伊大老幼年の將軍を擁し威權を振ふの時勢となり、志ある宗室親藩は總べて排斥せれて了つたので、そこで井伊大老を郤け幕政を改め、王權伸張の道を立つるを當面の目的として運動したもので、鎖港攘夷の實行と否とは、强に志士全體の嚮背を決する問題ではありませぬでした。水戶に賜はつた內勅の趣旨も、猶ほ表面は鎖港攘夷の意を含んでゐますけれども、之に關係した志士のうちの或る者は、ヤハリ本能寺の敵を討つの志を以て、賜勅の奏請を周旋しました。戊午の大獄は、然う云ふ色別の種々な志士を總べて一網に打盡しました。

此歲の七月の初頃より京都では井伊大老自ら上洛して威壓を朝廷に加ふる噂が盛に行はれまして、中には天皇を彥根城に移し奉るの說もあつて、流言百出し人心恟々でした。折しも西鄕が薩摩より出て參つて、島津齊彬公の斷乎たる決心を以て朝廷を擁護し井伊大老に對抗せらるゝと云ふ內情も段々分つて、朝廷の公卿太夫も、民間の志士も、深い望を此大諸侯の上洛に繫け、その入京を待つてをると、齊彬公は急に病を獲て薨去せられ、訃音は七月二十四日を以て京都に達しました。

朝野の落膽失望は限り知られぬ程でしたが、君國の大事は斯くて已むべきわけでは無いので、如何しても有力の諸侯を賴み、幕政の改革を謀り井伊大老を退けねばならぬと云ふ所からして、先づ第一に勅諚を水戶の德川家に賜はり、續いで同一の趣旨を他の諸藩にも仰せ下さるゝ內議となりました。

此時、朝廷と志士との間を周旋して、最も力の多かつたのは、蓋し月照でありました。

洛東清水寺の勤王僧月照

洛東清水寺の勤王僧字は月照、名は忍向、その字を以て世に行はれてゐます。

父は讃岐國仲多度郡吉原村の農家に生れた人で、始は眞言宗の僧でした。後に還俗して玉井鼎齋と稱し、大阪の平野町に住んで醫を業とし、傍はら茶儀を好み、多少は名をも知られてゐました。月照は即ち鼎齋の長男で、同じく勤王の志を抱いて江戶傳馬町の獄に斃れた弟の信海は、即ち鼎齋の次男でありました。

月照はじめの名は宗久、清水寺の成就院の住持藏海は、父親鼎齋の實弟に當る緣故で、文政十年の春、叔父藏海の寺に入つて徒弟となる相談は纒まりましたが、成就院は元來寺格も重く、先例もあるので、一たび名を久丸と改め、園權中納言基茂卿の猶子となつて寺に入り、藏海を師として始めて薙髮得度の式を擧げ、名を忍鎧と改め、中將坊と稱しました。忍鎧また忍介とも書きます。これは十五歲の時のことで、更に忍向と改め、字を月照と稱したのは、中年の後でありました。

段々と修業を積んで、學德戒行の譽れも生じ、天保六年二十六歲の夏、叔父藏海の後を承けて成就院の住持となり、爾來職に在ること約二十年。此間數ば皇室に關係ある法會讀經などの事に參じ、また嘗て一たびは江戶へ下つて將軍に謁し、黃金時服の賜をも受けました。嘉永五年の秋には、寺內寳性院の住持を兼帶し、淸水寺一山の事務を總管しましたが、翌六年の夏には、アメリカの黑船が來て、邊海の警聞頻に起り、時勢漸く變ぜむとしたので、深く思ふ仔細もあつて、安政元年の春、住持の職を弟の信海に讓り、己は處々の閑寺に退いて幽寂の境を娛み、次で出でて東北の地方を

漫遊し、密に士氣民心の泰否を觀、翌二年の春になつて歸洛しました。此頃より靑蓮院尊融法親王（後の久邇宮朝彥親王）近衞左大臣忠凞公などに出入して眷顧を蒙り、また曾て天顏を拜するを許されました。然うして安政三四年の頃、尊王攘夷の論、漸く盛となつてからは、數ば朝廷の內旨を奉じて、祈禱祓除の法を修し、或は梅田源次郎や賴三樹八郎のやうな草莽の志士とも交つて倶に國事を謀り、水戶の鵜飼吉左衞門薩摩の西鄕などの人々と、孰れも來往して志を同くしたので、月照は常に心力を傾けて之を助け、當時專ら孝明天皇の機密に參せられた靑蓮院宮並に近衞公三條實萬公等の信任を蒙ることの深い所からして、朝廷と諸侯や志士の間を周旋して勤勞し、一橋慶喜卿を西城に迎ふるの畫策にも與れば、勅諚を志ある諸藩に賜ふて勤王を奬勵せらるゝ企圖には、最も力を盡しました。

井伊大老上洛して暴威を振ふの風聞の行はれた時は、西鄕と相謀り、近衞公の密旨を啣んで朝廷の內意を水戶尾張の二家に傳達せむとしたこともあれば、月照自ら島津家の重役鎌田出雲を伏見の旅館に訪ひ、近衞公の手書を渡して、朝廷警衞の手當を求めたこともありました。

幕府の方では、月照が諸侯や志士の間を周旋し、關係の最も多いのを知りまして、所司代酒井若狹守は、九月の初着京すると同時に、梁川星巖梅田源次郎等と同じく、眞ツ先に月照を物色しました。

月照は偵吏の迫るを察しまして、密に淸水寺を出で、先づ靑蓮院の宮をたよつて潛まうとしましたけれども、宮家の諸役人は、連累の禍を恐れて庇護することを好みませぬ。據なく去つて近衞家にかくれました。こゝでも諸役人は後日の難を慮つて月照を留むるのを嫌ひましたけれども、老女村岡は獨り之を助くるの說を唱へ、近衞公また固より庇護を與へらるゝ趣意であつたので、兎も角もして暫く此家に身を潛めてをりました。

ところが、町奉行所の詮議愈々嚴びしくなつて、到底いつまでも身を潛めて居られぬ形勢が見えるので、今は是非な

し、と考へまして、自ら名乘り出で幕吏の捕縛を受け、白洲の上に大義を說くの外はあるまいと決心をして、その由を近衞公に申出てました。

然うすると、近衞公は猶ほ自ら名乘り出でゝ捕縛を受くるのは、晴れの業でもないから、暫く都を立退いて身を潜めるが可からうと言はれましたので、月照も謹んでお請をしました。

たゞ警戒の嚴重な偵吏の眼を掠めて京都を逃れ出すことは、容易に出來ませぬ。そこで近衞公は密に西鄕を召寄せて月照の保護をたのまれ、西鄕は快然として言下に領諾しました。

これは後に國臣の深く關係した月照の九州落の始でありました。

月照の都落 一

安政五年九月十日は、梅田源次郎の捕縛せられてより、三日目に當ります。

此日の朝、月照は密に近衞家を出でゝ薩摩人の定宿鍵屋直助の家を訪ひまして、近衞公と三條前內大臣實萬公との內旨を傳へ、土佐越前因州宇和嶋の諸藩に賜ふ勅諚を、有馬新七をして賷らして江戶に下らしむる內議を定めて近衞家に立歸りました。

午時になつて、近衞公より急いで西鄕を召されました。往つてみると公の仰せに、月照も町奉行所の詮議愈々嚴びしく、とても此儘都には居られぬからとて、深く保護のことを賴まれ、且つ奈良には所緣もあれば、早く彼所に立退かして身を潜めしめるやうにと云ふ御沙汰でした。

西郷は命を領して鍵屋に歸へり、事の次第を同志に告げました。

此時、鍵屋には、三日前に江戸から上つて來た有馬新七はじめ、伊地知北條海江田もをりました。有馬は豫定の通此夜勅諚を齎らして程に上り、伊地知は跛を患ふる不具者ですから、北條と同じく宿に留つて猶ほ洛中の形勢を窺ふの任を引受け、西郷は海江田を伴い、月照を送つて奈良へ赴くことになつたので、一席の小宴を設けて別れを叙し、斯くて各々部署した通り事に當りました。

西郷は此夜の半ば頃、自ら近衞家に往つて闇黑に紛れて月照を連れ出し、御幸町三條上るところに住む月照の知音竹原好兵衞の家に一先づ立寄ると、やがて海江田も後を追ふて來ました。

そこで月照は試に汚い衣物を著け竹の笠を冠ぶつてみましたが、宛然芝居で演ずる落人のやうで趣向が甚だ拙い、寧ろ駕籠に乘つた方が好からうと云ふことになりました。時に海江田は偵吏四面に滿ち〳〵てをる今日、若しも途中で誰何められたら如何しやうと西郷に相談しますと、西郷は薩摩の出家だと云つたら好からうといふ。海江田は重ねて我々は薩摩の者だから、それでも通れやうが、直に師を誰可めたら、それは純乎たる都人の都言葉である如何して欺されるもの歟と申します。西郷は、師は幼少の時より京都に居つた人で斯う〳〵だと答へるばかりだと、落ち着き拂つて深く心配する風も見えませぬ。海江田は猶ほ不服を唱へまして、それは甚だ拙策である、梅田の捕縛せられた折には、四十人ばかりの捕手が立ちどころに寄り集つて來たと云ふではない歟、君の話のやうに押問答をしてをるうちに、多勢の捕手が寄り集つて來たら、如何に働いても詮はない。それで若し途中で誰何められたら是非に及ばぬ、直に斬り附け、斃れて後に已まうと言つて、猶ほ爭ひました。

然うすると、西郷は默れと一喝して、師は苟も近衞公から自分に賴まれた人である。君のやうな不所存者の助けを借

らぬでも可いのだ、自分一人で事に當るから早く立去れと罵りました。海江田は立去るわけは無いと申して、甚だ不滿でしたが、別に致方もありませぬので、餘儀なく服しました。此時月照は兩人の爭を聞きながら、一言も發せず、唯微笑してゐたさうです。西鄕は立去らぬなら、自分の言ふ通にせよ、若し然う云ふ現場になつたら、何とか臨機の策もあらうと云つて、月照を促して駕籠に乘せ竹原の家を出でました。時は已に天明でありました。

斯くて一行四人は竹原の家を出で洛中の市街を通ります。海江田は數十步先きに進んで、行々途上を警戒し、西鄕自ら駕籠の側に附き、月照の下男重助も多少の手荷物を持つて後に隨ひました。數ば偵吏らしいものには行逢ひましたが、唯眼をつけて視るばかりで、誰何もしませぬでした。

やがて洛中の市街を離れて竹田街道へ出で、一里餘り行くと、但ある茶店に數多の捕手らしいものが休んでゐました。西鄕は轎夫に命じて駕籠を衆客の傍に卸さしめ、海江田を顧みつゝ、君は時刻を誤つた、餘りに早過ぎたではないかと申します。海江田は然うであつた、併かし是から緩々往つたら可からうと答へました。それから西鄕は前夜の宿は甚い鹹いものを喰はしたものだ、渴きが未だ止まぬと云つて、茶を呼びました。海江田も同じく茶を呼びました。

こゝまでは都落の芝居も、先づ無難に却々好く出來ましたが、茶店の女は駕籠の側に茶を持つて往つて捧げました。月照の內より取らうとして出した手が、婦女のやうに白くやさしう見えたので、西鄕も海江田も、これには冷やりとしたと云ふことです。幸にして氣附いたものはありませむでした。

それから伏見へ着きました。

近衛公家での沙汰は一先づ奈良の方へ立退かしむるやうと云ふことでしたが、西郷は行々考へました。幕府の詮議斯くまでも嚴びしい今日、都近い奈良のあたりで潛伏を遂げむことは、所詮覺束ない、寧ろ遠く去つて薩摩の方へ落ち延びるが得策であらうと思ひました。併かし薩摩も齊彬公の薨去せられてからは、藩内の事情も自然變はつて、卒爾には連れて行かれないので、先づ相當の手續をして內部の都合を整へねばなりませぬ。それまでの間は、肥後の長岡監物を賴んで保護を求むる道もあらうと云ふ見込を立てまして、海江田にも相談をして、此由を月照に謀ると、それが可からうと早速同意をしたので、奈良の方へ立退くことは止めて、遠く薩摩へ落ち下る內議、こゝに始めて成り立ちました。

シカシ間部下總守が近々上洛をして朝廷を威壓すると云ふ間際で、京都の方最も大切で用が多く、西郷は月照の事ばかりに拘はつてをれませぬから、伏見よりは海江田一人で送つて先づ大阪へ下り、吉井と相談をして薩摩へ下ることにしまして、猶ほ海江田は肥後に行つて長岡監物に暫く月照の保護を賴み、海江田のみ先づ薩摩に歸つて內部の都合を整へ、然うして月照を迎へ入るゝ手筈をも委はしく話し合ふて、西郷は伏見から急いで京都に引返しました。

特別に船を借り切るのは、却て人の耳目に觸るゝ心配もあつて、ヤハリ乘合の船にしたところが、客を待合はすのに時間を費して、船は容易に出ない。海江田は憂心忡々として氣が急いて耐りませぬ。最早近いところに捕手の追跡して來るやうな心地もします。悶かしく堪え兼ねて、月照に向ひ、萬一こゝで捕手に追ひ附かれたら、自分は腕のつゞく限り闘ひ、隙をみて伏見奉行の館に斬り入り、腹を搔きさばいて死にます。おめ〳〵と手を束ねて縛に就くことは出來ま

せぬ。その場合になつたら師も死を決せられよと申しました。然うすると、月照は今になつて故らに死を決せよと云ふのは、それは道理が解らぬではない歟と答へて不承知の風を見せました。

此時海江田は月照ほどの人でも、實際斯かる危急の場合になると、武士のやうな覺悟は出來ぬものかと思つたさうですが、月照は徐に語を繼いで、我が死は平生已に決してをる、今の場合になつて何の故に死を決することがあらうと云つて、言談從容として幾微も危地にをるの樣子がないので、海江田も始めて深く敬服しました。

幸にして此處でも偵吏の眼を逃れ、午時になつて船は纜を解いて淀川を下り、大阪の八軒屋に着いたのは黄昏の頃でありました。

こゝは月照の父親が久しく住んで世を送つた土地で緣者知人も多い所からして、なにがしの家を音づれて先づ夕餉の支度でもしやうと云ふ話も出ました。海江田は緣者知人の家を便るのは、後日になつて偵吏の追跡を誘引する恐もあるから、衆客群集する家の方が却て可からうと申して、但ある店に入つてみると、都合よく閑靜の一間が空いてゐたので、座に着いて先づ此日の無難を祝し合ひました。

海江田は急いで一書をしたゝめ吉井を招きました。吉井は即ち後の明治朝の名臣伯爵友實で、此頃は幸助と稱し、藩の藏方の役人をして大阪の屋敷に勤めてをりました。最も夙から西鄕等と志を同うし事を共にした人で、此頃も京都、伏見の間を來往して、深く事情を知つてゐますので、急いで來ました。

今朝よりの形行を語りますと、吉井は自分の使ふてをる上仲仕の幸助と云ふものは、正直で氣性もしつかりとして頼むに足るから、それに相談をして取り敢えず師の宿をさせようと云つて、直に出でゝ行きました。間もなく歸つて來て相談すべて都合好く整ふたことを告げて案內をするので、乃ち相携えて大目橋の櫂屋町に住む上仲仕幸助の家に入りま

した。

吉井は月照の宿を上仲仕の幸助に相談する時、これは仔細あつて九州へ下向せらるゝ本願寺の貴い御人だから、奥の一間に暫くお留め申してくれと頼み、若し面會を求むる人があつても、決して引合はせてはならぬと言つたゞけで、深い話はしませぬでした。シカシ幸助元來負托に堪ふる人體のもので、善く事情をのみこみ、疎略なく意を用ひて取扱ふたので、月照も安心して十日餘りの間此家に潜んでをりました。

月照の大阪に於ける潜居

大阪は京都とは違ひまして、此時までは、世上の沙汰も偵吏の耳目も、猶ほ穏かで、一日も早く西國へ落ち下らねばならぬ程に切迫した事情もなかつたので、月照は暫く大阪に留つて形勢を窺ふことになり、海江田は月照主従のことを吉井に頼み、己れは一先づ引返へして京都に入りました。

頃はしも秋やう〳〵深けて肌寒く覺ゆるので、月照は海江田の歸阪の折に、衣替を持つて來てくれることを頼み、且つ一封の書を渡し、また此書中には四國の方へ行くよしを記してあるけれども、實は薩摩を指して下ることを口頭にて告げて貰いたいと申したので、海江田は先づ淸水寺の成就院を訪ふて執事の近藤正愼に會ひ、事の次第を話して着替の衣服を受取り、それから柳馬場の鍵屋に往つてみると、折しも西鄕は二階の一間にグウ〳〵と午睡をしてゐました。人の上がつて來る足音に夢を覺ませば、案外にも月照に附いてをらねばならぬ筈の海江田であつたので、例の巨眼をクワツト見開ひて師を如何した、師を如何したとどなりました。海江田は月照のことを吉井に委ね、己れは一先づ引返へし

て入京したわけを述べたので、西郷は始めて納得しました。

所司代酒井若狭守は、此月の四日に上洛してから、頻に偵吏を放つて志士の動靜を探索し、仕籍の無い梁川や梅田のやうな重立つた浪人には、早く手を著け、月照をも捜がし求めましたけれども、全體の大檢擧は、老中間部下總守の上洛を待つて決行する手筈で、藩籍をもつた志士の詮議などは、猶ほ未だ嚴びしくありませぬでした。それで西郷はじめ伊地知海江田も北條も、依然として鍵屋に居りました。

月照の都を去つてからは、朝廷の機密を與り聞くの道は甚だ不自由になつて了つたし、世間の耳目は稠げくなつて、運動も多く意に任かせぬでしたが、間部下總守の上洛も追々切迫して來れば、薩摩の老君島津齊興公の歸國の途次、伏見大阪を過ぎらるゝ期日ともなつたので、西郷は老君に議を獻じて朝廷警衛の士卒を出さるゝの計を立て、また勅諚を諸藩に賜ふの策をも講じ、奔走周旋最も勉め、十五日には大阪へ下り、月照とも會ふて即日京都へ引返へしました。

此時大阪では、九州の四藩に賜ふ勅諚を海江田が持つて行くに就ては、月照も同伴して遊說したら可からうと云ふ吉井の說もあつて、相談の爲め吉井は俄に上洛することになつた次第もあります。月照より十六日付を以て西郷へ寄せた書中にも見えてをります。

昨日は折返し御上京、御苦勞千萬不ㇾ容易ㇾ御忠誠のほど難ㇾ有事と存候。扨昨夜よし井氏被ㇾ參、一條の義種々談話仕候處、同氏被ㇾ申候には、今度西郷氏は在京に相成、九州筋の事は有村氏にても傳達致候樣に可ㇾ致など御申候に付ては、野衲義幸貴國へ下向可ㇾ致樣相成候はゞ、道筋之事故、彼四侯へ御寫の御封物、有村氏持參の節拙僧も同伴致、京都之事情等、委々細々及ㇾ演說ㇾ是非共に今度は憤發有ㇾ之候て、國家の御爲に精忠を被ㇾ盡候樣、有村ともども力を盡候はゞ、至極の都合にても候哉の旨御申談故、能々愚考致候に、ㇳ辯の野衲如何可ㇾ有哉と存候得共、忠誠

を以彼是當時窮迫の次第及ニ演說一候はゞ、先方の心肝に萬が一徹し可ㇾ申も難ㇾ計歟。何分此儀は貴君え御內談致、可ㇾ然との義に候得ば、如何樣とも粉掌可ㇾ致趣申答候。左候はゞ一日半日御早方可ㇾ然候間、吉井氏上京にて篤と談合致急に決定可ㇾ仕方專一とて、同氏俄に上京被ㇾ申候間、具に御聞取御賢考可ㇾ被ㇾ下候。餘はよし井氏より御聞可ㇾ被ㇾ下候、右要用迄申上候。草々布字。

九月十六日　　　　月照

止水雅君

尙々有村氏へは別段書狀さし出不ㇾ申候間宜御傳言可ㇾ被ㇾ下候。伊地知氏へも同樣希上候。早々。

止水は即ち當時の西鄕の別號であります。此書によると、西鄕は猶ほ京都に留つて事を謀り、有村は九州の諸侯四家に賜ふ勅諚を奉持して下る評議が起つて、吉井は月照も有村と同行して諸藩の遊說に力を致し、それから薩摩へ下るを得策とすると云ふ說を立て、その相談の爲に急いで上洛したことが分ります。有村は即ち海江田であります。

それから鵜飼吉左衞門は月照が大阪城代土屋采女正の公用人大久保要の家に潛んでをるものと聞違え、此月の十四日を以て書を月照と大久保とに寄せ、都合次第では、住吉の龜林寺といふ寺に逗留しては如何かと勸めた消息もあります。

謹て拜啓仕候。時下秋冷之候に御坐候得共、彌々御安靜被ㇾ成ニ御坐一奉ニ敬賀一候。扨不慮之儀にて御旅行、嘸々御心配之御儀奉ニ恐察一候。浪花へ御安着之旨、昨夜西鄕より承り安心仕候。扨又御噂御坐候列侯へ御寫、長州越前宇和嶋等への分は、一昨夜陽明樣より御下げ相成、直に其夜出立仕候。因州等への四通は、昨日河公より當方へ御渡に相成候に付、昨夜西鄕へ相渡申候間、御安心可ㇾ被ㇾ下候。陽明樣も一昨日は甚御弱り被ㇾ遊不ㇾ得ㇾ止事に候。間部上

京之上は、將軍宣下、願之通相濟し、萬事關東へ爲ニ御任一と申振に可レ致歟抔と被レ仰候由。然る處御指置之通悴を小林へ遣候處、至極都合宜敷、右にて右府公大御張込にて、一昨日之所にては、右府樣之御正論にて、先可レ成は御取留に相成候歟に御坐候。右に付又々一昨夜小林へ入說仕候處、先刻手紙到來一昨夜之談事夫々話に相成候、委細之議は今夕暮早く參り候樣にと申來候間、又相分り次第可ニ申上一候。扨又御住居之所住吉龜林寺と申は水戸表私菩提所之末寺に御坐候間、此方より申遣候得ば、如何樣にも相成候間、則大久保へも相談申遣候。御治定に相成候はば、大久保より家內へ御沙汰次第にて取計候樣申付置遣候。依て此段旁ゝ申上候。不備頓首。

九月十四日　　登母信拜

月照和尙玉机下

登母信は鵜飼の變名知信であります。

以ニ書付一啓上仕候　秋冷相募候處、御壯榮被レ成ニ御奉職一珍重御儀奉レ存候。昨日は御請旁ゝ安島帶刀爲ニ御指登一に相成候旨申上候處、同日朝に相成公邊より御指留之由にて出立不ニ相成一候由、若別人爲ニ御指登一相成事に哉、何分六日出には未だ相分不レ申由申來候。箇樣之事迄公邊之御世話と申は如何成事に御坐候哉。扨又國許よりも追々役方之者共登り下り有レ之、如何にも不レ穩模樣に御坐候。委敷申上度候得共、俄に用向出來家內指下候間草略仕候。不備。

九月十四日　　鵜飼吉左衛門

大久保要樣玉机下

尙々月照師貴家樣へ御逗留に相成候由、西鄕吉兵衛昨夜參り申聞候。右は薩州へ西鄕同行之趣申候處、住吉龜林寺

へ内々逗留にては如何御坐候哉、此段御相談申上候。若龜林寺にて宜敷候はゞ、家内へ一寸被二仰聞一可レ被レ下候。早速住吉之方掛合候様申付遣候間、右様御承知可レ被レ下候。頓首。

大久保要は、常陸土浦の藩士、嘉永の頃より大阪の城代を勤めて居る藩主土屋采女正の公用人で、夙に世を憂へ時を慨げき、隣境の水戶人と親密の交をして、維新の後には、生前の忠節を錄せられ贈從四位を賜ふた人、西郷とも識り合ふて居る間柄でした。旁〻鵜飼は西郷の話を聞誤り、月照を大久保の家に潛んでをるものと思ふたので、我妻の事を以て大阪へ下るのに附して此書を寄せたのでした。間もなく、その聞誤りを知り、粗忽を謝した十七日付の書も殘つてをります。その書には、左の一節があります。

去十四日仕出に而甚麁忽成手紙差上恐入候。實者十二日ニ月照と申出家を薩藩西郷吉兵衛送り下阪仕候處、十三日に歸京先づ大久保に諸（託か）申置罷歸候間安心に御坐候旨申聞候間、萬事御承知に相成猶更當地之振合も御直聞に相成候義與推考仕、麁忽千萬成事誠に赤面仕候。昨夜吉兵衛に承り候得者、薩之屋敷近邊に埋（誤寫カ）置候旨咄ニ御坐候。左候得者薩藩大久保某之事與相見申候、甚御手數に相成候段恐入奉レ存候。此月照と申出家、昨年來國家之御爲に寢食を忘、五十餘丁も有レ之候處、一日も欠事なく日々陽明家に參殿仕、左府樣に御力を奉レ添候人ニ而誠ニ感心なる人に御坐候。此度も當人者更に厭不レ申候得共、かゝる暴政之折柄に付甚致二心配一候間、是非一旦退候樣にと被レ仰候ニ付、當人者南都へ引退候旨申上候處、左候はゞ途中如何にも危候間、西郷に申付送ら勢可レ申との御事に而、西郷え被二仰付一候處、西郷之存寄ニ而者南都も又危し。夫よりは折を得候て薩え誘引可レ致、先夫迄は浪華之方へ潛居候樣にと申、浪華え致二同道一候趣に御坐候。此人へは貴君之御姓名も通置候間、若御閑暇も御坐候はゞ、

薩え御尋御逢に相成、當地之事情御直聞可レ被レ成候、是は筋より篤與心得居候。

鵜飼の此書を大久保要に贈つた九月十七日は、その捕縛せられて六角の獄に囚はるゝ前日でありました。

間部下總守の上洛と志士の檢擧

所司代酒井若狹守は、老中間部下總守に先だつて上洛し、梅田源次郎を捕縛し、また月照をも物色するので、據なく月照は京都を立退いて大阪に潜んで形勢を窺ひましたけれども、此間猶ほ勅諚を列侯に賜ふて勤王を奬勵せらるゝ計畫を進めてをりました。

西郷は江戸に居る時、老君齊興公が遠からず歸國せらるゝに就て、書を月照に寄せ打合はせた次第もあつて、月照は齊興公の伏見を通行せらるゝ折を待設け、近衞公の直書を以て朝廷警衛の士卒を出すべき由の沙汰を下されむことを申出で、十分に近衞公の納得を經ても居れば、また島津家の重臣鎌田出雲にも相談を遂げて置いたので、今は京都を立退きましたけれども、西郷は踏み留つて段々盡力をして、近衞公は島津家より奧醫師の名を以て附けてある原田才輔を内使として、密に沙汰を齊興公に下されました。また水戸の德川家に賜はつた勅諚と同一の趣意をも傳達せしめられました。

老君齊興公は幕府の指圖がなければ、士卒を出すことは出來ぬと一且は辭退せられまして、西郷も京都を引拂ふて歸國するやうにとのことでしたが、西郷は樣々と手を盡して必死の運動をしたので、齊興公もやう〳〵承知をせられまし

て、江戸から歸國の途中にある一組の士卒を、程なく參勤せらるゝ新藩主の扈從の用意と云ふ名義で、大阪の屋敷留め、密に朝廷警衛の御用を勤むることになりました。西郷が十五日を以て一たび大阪へ下り、月照にも逢ふて即日引返へしたのは、即ち此間の事を處するが爲めで、此時西郷は齊興公に隨行して居る老職の島津豐後を近衛公に謁せしめ、朝廷の爲に力を致す道を開かうと企だて、豐後も亦喜んで近衛公に謁することを納得しましたけれども、これは齊興公に差止められて行はれませぬでした。

故君齊彬公の遺志の通り、島津家をして全力を盡して飽くまでも朝廷の事に勤めしむる望は叶はぬまでも、兎も角も一組の士卒を大阪の屋敷に留め置かれる運びはついたので、西郷は大に力を得まして、間部下總守が上洛をして愈々暴威を振ひ朝廷に迫る様の事でも起つたら、直に義兵を擧げて對抗する覺悟でありました。それは江戸の同志日下部伊三次堀仲左衛門の二人に寄せた書を見ると善く分ります。

また鵜飼が水戸の安嶋帶刀に贈つた書中に、西郷の談を記した一節もあります。西郷の鵜飼を訪ふて談じたのは、九月十六の夜で、日下部堀の二人に書を寄せた前夜に當ります。

九月十六日夜、薩藩西郷吉兵衛參物語には、弊藩之人數大阪表へ明日明後日之內、貳百五十騎相備、大銃五百目大四挺引付置候。カンボウ（間部下總守）萬一暴政之模樣相見へ候得バ、伏見迄引上置、暴發に及候ハバ、早速起リ立御手當出來仕候。又土州も大阪迄人數爲ニ指登ㇾ候筈ニ付、暴發仕候得バ、カンボウ位は一時に打拂、直に澤山城（彥根城）へ押懸け一戰に踏潰可ㇾ申、當時赤鬼關東へ人數多分呼下し置候間、澤山城は空虛に付、一戰に落城に可ㇾ及との見込之由、尤澤山城に押寄候へば、尾州よりも人數差出可ㇾ申との物語に御座候。

大阪城代の土浦藩とか土佐藩とか尾州藩とかの士卒が、此時薩摩の兵と力を戮はせて幕府の老中に對抗し、若くは井伊大老の本城彦根を攻略すると云ふやうなことは、一部の志士の主張に依賴し過ぎた空想で、薩摩の兵とても、西鄕の心算の通り行動するのは覺束なかつたのですが　その已に幕府を呑んで居る膽氣と幕府の朝廷を犯すを憂へた心情とは、自ら分ります。

京都の形勢は間部下總守の上洛と共に、如何なる危難の朝廷に起らうも知れぬし、若し間部が暴威を振ふて朝廷を犯すなら、直に義兵を擧げやうと云ふ意氣込は方に斯の如くですから、自ら月照を伴ふて歸國する餘地はなかつた筈です。旁々西鄕は猶ほ京都に留り、月照と海江田と同行して九州へ下り、勅諚を四藩に傳達する相談とも爲ったのでありました。

然るに間部下總守は、西鄕が日下部堀の二人に書を寄せて義兵を擧ぐる計畫を告げ、鵜飼が同じく安嶋帶刀に書を寄せて西鄕の談を報じた十七日に上洛すると同時に、志士の檢擧から先づ手を著け、西鄕等もグヅ〳〵してをれば、徒に捕囚となるの外はない事情となつて、如何することも出來ないので、急に京都を去つて大阪へ下り、月照を伴ひ西を指して走りました。

是より先、所司代酒井若狹守は、此月の四日に上洛すると、直に町奉行小笠原長門守を指揮し、多く偵吏を放つて志士の行動を探索し、何處にも臣籍のない梁川や梅田のやうな重立つた浪人から、先づ手を著けまして、月照をも物色しましたけれども、諸藩や宮家や堂上方に臣籍をもつてをる志士の詮議は、暫く猶豫してあつたので、西鄕等も猶ほ無事を保つて鍵屋に滯在をして活動しましたが、やがて間部下總守は愈々十七日に上洛をして、翌十八日は西鄕月照の最も親交してをる水戸屋敷の鵜飼吉左衞門、鵜飼幸吉の父子を先づ拘留し、續いて二十二日には、鷹司家の小林民部權太夫

を拘留したのを始として、同じく鷹司家の高橋兵部權太夫、久我家の春日讃岐守、三條家の森寺若狹守以下、三國大學、伊丹藏人、富田織部などの人々、浪人の儒者賴三樹八郎、僧六物空萬、畫家浮田一蕙の輩まで、孰れも縲絏の身となり、江戸に於ては、水戸の安嶋帶刀、茅根伊豫之助、薩摩の日下部伊三次、越前の橋本左內等、また皆後先して拘留せられ、戊午の大獄は、是に始めて進展しました。

間部下總守の上洛した後は、京都も忽ち斯かる情態となつて、まだ急いで朝廷に迫る模樣は見えませぬが、諸藩や宮家や堂上方に仕へてをる人でも何でも、遠慮會釋なく捕縛すると云ふ形勢、最も關係の深い水戸屋敷の留守居役鵜飼吉左衞門の父子が、第一に囚はれとなつたとすると、西鄕等の身の上にも、危險は愈々迫つて來ました。薩摩屋敷の留守居役は、頻に早く歸國せよと促します。江戸より歸藩の途中、大阪の屋敷へ留め置かれる筈の一組の士卒は、猶ほ着いた眑着かぬ歟といふ折柄で、斯うして踏み留つて徒に捕縛を受くるも何の益はない、暫く避けて難を免れ、時機を見て重ねて事を謀るが好からうと評議をして、一先づ鍵屋直助の家を引拂ふて京都を立退きました。

月照の西走　一

西鄕等の同志一行、京都を去つて伏見に來ると、伊地知龍右衞門は自分は斯かる形勢を見ながら、皇城の地を後にして遠く立退くことは如何しても忍びぬから、獨り伏見に留つて猶ほ暫く潜伏すると言ひ出しました。西鄕はじめ一行の人は、伊地知の跛を患ふる不具の身を以て、斯かる危險の場所に踏み留まるは極めて得策でないことを說きますけれども、伊地知は頑として固く執つて聞入れませぬ。是非がないから、西鄕海江田北條三人のみ、大阪に下つて月照と出會

ひました。

西郷等の一行が、京都を立去ると間もなく、町奉行小笠原長門守は旅宿鍵屋の主人直助母子を呼出して嚴びしい詮議を遂げ、西郷等の已に全く京都を引拂ふて去つたことを知りまして、直に捕手を遣つて追跡し、伏見の定宿文珠四郎の家を詮議しましたが、こゝも已に立去つた後でした。獨り踏み留つた伊地知も厠にかくれて運好く免れました。

西郷等の一行が、淀川を下つて月照と出會ふたのは九月の二十二日、堂上家の諸太夫の多く拘留せられた當日で、月照が始めて大阪に下つてから十二日を閲する時でありました。

西郷等の一行大阪へ着くと、直に後より京都屋敷の留守居役伊集院太郎右衞門の急報が達しまして、鍵屋の主人母子は町奉行へ呼び出されて吟味を受け、西郷の詮議別して嚴びしくなつたことを告げ、一日も早く歸藩せよと申して來ました。伏見の文珠四郎の家からも、多數の偵吏捕手が一行を追跡して大阪へ下つたことを急報して來ました。

形勢斯く切迫しては致方がありませぬ。今は半日の猶豫もできない事情となつて、大阪には唯纔に一日一夜居つたゞけで、二十三日には、吉井の盡力を以て一艘の小倉船を下關まで雇入れ、夜を待つて土佐堀の薩摩屋敷の前から乘り込みました。一行合はせて五人、月照の主從と西郷と海江田と北條とでありました。

一行船に乘り込むと、ハヤ裁付袴を着けた怪しい風體のものが、近く寄つて來て小倉船は何處に居るかと尋ねます。吉井は此邊には小倉船はゐないと答へて、急いで出船を促します。船頭は一行の尋常の乘客でないことを感づいて恐怖したやうで、大阪の川は橋多くして夜中の出船は難かしいから、明日の天明に願ひたいと言ひ出しました。折しも偵吏らしいものは、船を距ること數十步、川端の樹の蔭に佇み、何かヒソ〱囁き合ひます。西郷は船の表に出で四面の様子を注視してをります。船の內に端座した月照は、海江田を顧みて模樣は如何かと尋ねました。海江田は陸上の人影の

尋常ならぬよしを告げ、これは多分捕手でありませう。船頭が愈々船を出さないで事破れたら、我々は引受けて腕の續く限り闘ひます。師は混雜に紛れて薩摩屋敷の裏門より忍び入り、留守居の平田伊兵衞をたのまれよ。たゞ我々は衆寡敵し難いので、ふたゝびお目にかゝることは覺束ないでせうと申しますと、月照それは言はれる通にもしやうが、シカシ皆さんの働きで無難に濟むことを望みますと言つたまゝ、泰然自若として形行に任かせてをりました。

吉井は事の愈々切迫したのを知りまして、大聲を發して叱咤し、他の船は往來するのに、此船ばかり出されぬわけはないと罵り、强ひて出船を促しまして、若し猶ほ彼是と言つて逡巡したら、一刀の下に斬つても棄て兼ねまじい氣色を示したので、船頭も初めて畏れ入り、唯々として纜を解き、流れに順ふて安治川を下りました。

吉井は猶ほ河岸に沿ふて見えつ隱れつ、一行の船を送つて天保山の邊まで至り、その帆を揚げ沖を指して走り出たのを眺めて始めて踵を旋しました。

月照の西走　二

月照西鄕の一行五人を乘せた船は、九月二十四日の天明くる頃、大阪の安治川口を離れて順風に帆を揚げ、西の方長州の下關を指して駛せ下りました。

航海中の消息は、二三の逸話の外、委はしいことは傳はつてをりませぬ。月照は朝每に夙く起き出で盥漱を終はれば、口に陀羅尼を誦し、舷頭に立つて遙に京都の方を伏し拜むを例とし、忠誠恭敬の情おのづから顏容に溢れ、坐ろに人をして感動せしむるものがありました。それから時々は一行の人を相手に佛法の話をしました。元來顯密二敎の研鑽にも

勤め、また觀法、他で謂ふ禪の修業をも積み戒行も至つて嚴正な人で、平生は極めて幽閑靜寂の境を愛し、顯榮名爵の門に近づくを好まなかつたのに、斯かる時勢となつて親王大臣の委信を蒙り、心力を傾けて君國の事に盡くすやうに爲つたのですから、その談論は頗る一行の人を敬服せしめました。

歌は格別上手でなくても、籍を近衛家の門下に列らね、好んで詠みました。一行中の北條右門は夙に桂園派の歌人山田清安八田知紀などの敎を受け斯道の心掛も深く、晩年は專ら歌人として知られた人ですから、兩人の間には、定めて相當の物語も交換せられた筈と思ひますけれども、別に殘つた話はありませぬ。仙田市郎の記錄によると、北條は嘗て此船中のことを語つて、三夜程は捕手に追はれる夢を見てをびえたと言ふてゐます。或は纔に危難を免れた餘悸、猶ほ已まずして歌の話どころでは無かつたのでありませう。一行中たゞ獨り文筆の才をもつてゐた北條が、近世史の上に顯著な此航海中の消息を記して傳へぬのは、頗る遺憾でした。

或る日、秋晴の天氣わけて好く、舟脚さながら箭の如く迅いので、一同皆快哉の情を催ふす折しも、月照は墨斗の筆を取り出し、懷紙に數首の歌をしるして示しました。

事ありて筑紫に下りける時浪華にて詠める

難波江や蘆のさわりは繁くとも
　　猶世のために身をつくしてん

同じ海路にて

追風に矢を射るごとく往く舟の
　　はやくも事をはたしてしかな

いかばかり憂きめみるとも行末に
　心つくしの甲斐もあらなん

一同相和して打吟じ、深い感慨を生じました。此時の月照は畫のやうな瀬戸海の江山の風景も、多く眼に入らないで、心は猶ほ纏綿として君國の上を繞つてゐたことが分ります。

船は航海に八晝夜を費し、一行恙なく下關に着いて、薩摩人の定宿阿彌陀寺町の三浦屋に上がつたのは、十月朔日の午後でありました。即ち國臣が肥後よりの歸途、久留米に高山彦九郎の墓を弔ひ、一基の石燈籠を寄進した日に當ります。

一行下關に着いて見ると、月照の大阪に潛んでをる時、陸路を取つて下國せられた薩摩の老君齊興公が、昨日こゝの海峽を越えて過ぎ去られたことを知りました。これは西鄕が特別の眷遇を蒙つた齊彬公の先代で、近ごろ齊彬公の後を承けて家督をせられた藩主茂久公のお祖父さんに當る人です。茂久公は猶ほ若手の殿樣ですから、隱居後の身ながらも、フタヽビ藩政を聽かるゝ爲め、湯治お暇の名義を以て幕府の許可を得て、今しも下國せらるゝのであります。

西鄕は老君齊興公よりも早く下關に着いて、此邊で待ち合はせ內謁を願ひまして、月照の事情を述べ庇護を請ふつもりで大阪を出ましたけれども、斯くは後れたので、急いで追ひ付かうと思ひまして、月照のことは北條と海江田とに任かせ、筑前に伴ひ行きて暫く潛伏させ、自分が藩內の都合を整へて報らすのを待つてをるやうに相談をして、己れは即日海峽を越へて老君の駕籠を追ひかけました。

三

西郷は下關に着いた當日、直に海峽を越へ、老君齊興公の後を追ひかけたので、殘つた一行は、明日の朝、こゝを立ち筑前を指して行くことになりました。

さりながら人の出入の多い宿屋は、假令一夜でも世間の耳目に觸れる虞があつて、宜しくない所からして、北條は竹崎の白石正一郎兄弟は、夙に國事を憂ふる志も淺からぬ人物で、自分も豫ねて親しく交つてをる間柄だから、今夜は白石の家を賴んで一宿し、明朝は彼處より筑前の方へ渡るがよからうと申すと、月照も海江田も同意をしました。北條は然らば自分だけ先づ白石を訪ふて相談を遂げ、舟を以て迎へに來るやう取計ふからと申して出て行きました。

竹崎も即今では下關市のうちになつてゐますが、當時は毛利家の支藩淸末の領分で、阿彌陀寺の三浦屋よりは一里ばかりも離れてをる所、白石は世々竹崎の町の大年寄役を勤むる富豪の舊家でありました。

北條の出て行つたあとで、月照は海江田に種々の話をして、過ぐる頃京都で近衞忠凞公と應酬した歌をかいて見せました。

不動明王にいのり給ひて

うごきなくあきらけき御代を一筋に
　今この時いぞ猶いのるなる

これは忠凞公の詠まれた歌で、題は勿論月照の加へたものです。月照も一首詠んで奉りました。

今この時ぞすてどころなる

徒に名爵の虚器を抱いて覇者の壓迫を受けた朝廷の大臣が、ひたすらに神佛の加護を求むる外なかつた時勢の有様、さては方外出家の身をさゝげて、君國のために力を盡した勤王僧の志の程もおのづから分ります。これから後に追々競ひ起つた志士は、斯かる吟咏を傳誦しては、感奮して愈〻勤王の情を深うしました。

月照は海江田と彼是の話をしてをるところに、高崎善兵衛といふ薩摩人が、海江田を訪ねて來ました。これは島津家で筈船役と唱ふる一種の商務官を勤め、下關に駐在してをる人でした。海江田は機密を打明くるに足る人柄とも思はぬので、月照の素性や何かは默つて聊かも言はなかつたのですが、高崎は四方山の話を持出して語りかけるので、月照も相手になつて應答しました。海江田は高崎が月照の如何なる人と云ふことも知らないで、つまらぬ話をするのを傍から聞いて、をかしくて耐らなかつたざうです。シカシ高崎は嘉永の頃一派の志士の首領として、齊彬公の家督騷動の難に殉じた高崎五郎右衛門の弟、また維新の後に岡山縣令や東京府知事等の職を奉じ、老地方官の名を知られた男爵高崎五六の親で、尋常の小吏には珍らしい志操もあつて、やがて白石兄弟並に國臣とも親交をして、君國の爲にも相應の心力を用ひた人ですけれども、此頃までは全く認められずにゐたので、斯く思はれたのも致方はありませんでした。

月照の如何なる人と云ふことの分らぬのは、下關ばかりでもなく、高崎ばかりでもなく、筑前あたりでもヤハリ同様でした。後になつては、始めから素性來歷の分つてゐたやうな話は多くても、それは皆事實を失ふてをります。京都の貰い出家が仔細あつて微行して下られたのだとか、歌行脚の坊さまだとか申したのが關の山で、京都町奉行所の捕手が遙々追跡して來て、嚴しい詮議をして捜がし廻つてから、大公儀のお尋者と云ふことも分つて、さては然ういふ人であ

つた歟と、始めて知つてビツクリしたのでした。

月照の西走　四

黄昏の頃になつて、白石の家から小舟をもつて迎へに來たので、月照主從と海江田とは、三浦屋を引拂ふて竹崎の方へ參りました。

此日北條は白石の家を訪ねると、主人の正一郞は折あしく薩摩へ往つてをる留守中でしたけれども、弟の廉作はじめ家の人々が、善く事情をのみこみ、快く承知をして迎への舟を出したのです。此夜は一同懇切の取扱を受け安心して宿りました。

長州の白石正一郞と云へば、其直の弟の白石廉作、季の弟の大庭傳七と共に、萬延文久の頃より、汎く名を知られた志士で、廉作は文久三年の冬、但馬の義擧に加はつて身を致しました。元來傳來の資產の裕かな上に、學問文字の素養もあれば、志操氣慨にも富んだ人で、絕えず同志の窮阨を庇護しまして、國臣も福岡の政廳の嫌疑を蒙つて嚴びしく追究せらるゝ頃は、數ば白石に寄托して危難を逃れ、野村望東尼も姬島の獄を脫した始は、暫く白石の家に蟄伏しました。その志と名とを天下に知られたのは、此時北條の依賴をうけて月照に一夜の宿を供したのが始まりでありました。

月照に一夜の宿を供した時の事に就ては、格別の話は殘つてゐませぬ。月照一行の立去つてから間もなく、主人の正一郞は薩摩より歸つて家に居りますと、遙々追跡して下つた京都の中座德藏甚助の二人は、月照に宿を供したのを口實として難題を申し掛けやうとするので、白石は二人を我家に招請して鄭重の饗應をなし、且つ例の袖の下をつかまして、

自家の無難を謀ると同時に、事の次第を北條に急報して注意を求めました。月照が筑前で捕縛を免れ薩摩まで落延びたのた、白石の急報を得て京都より中座の追跡して來たことを知り、一日早く福岡を逸して立去つた故であります。

京都で謂ふ中座は、檢擧捕縛の事を掌る下役で、先づ他の探偵目明と同じ種類のものです。

白石正一郎は温良恭謙の人物として聞えてゐますけれども、元來は膽氣もあれば雄心もあつて、久しく自家の商業を擴張し手腕を揮ふてみたいと思ふてをりますが、淸末は一萬石の小藩、固より驥足を伸ばすの餘地なく、宗藩にしても、他の諸支藩にしても、古來の慣習や事情が多く、新に割り込んで手を著けることは難かしい。適々薩摩の政廳が下關を中心として藩內の物產の販路を開拓する企圖をもつてをることを知りまして、已れ自ら島津家の御用達となつて事に當り、防長二州との間に物產交易の道を立てやうと云ふ計畫をして、去年より段々手を入れ力を盡してをりました。此頃薩摩人と深密の交態を生じたのも、斯かる事情から起つたもので、月照の宿を供した時、薩摩に參つてゐたのも、ヤハリ同じ理由からの旅行でした。

久しく筑前に寄託してをる工藤左門北條右門等の薩摩人と相識り深く交はるやうになつたのも、一半は同じ事情から起つたもので、北條は去年の春これもヤガテ月照と淺からぬ因緣を生じた福岡の町人楠屋宗五郎を伴ふて上洛する途次、始めて白石の家を訪ひ締交しました。西鄕も去年の冬筑前を經て東行する折には、工藤左門の紹介を以て白石の家を訪ひ、白石の人物と志操とを認識し、途中ながらも薩摩の政廳に勤めて居る妹婿の市來正之丞に書を寄せ、白石の希望を助成せむことを謀りました。

此頃の白石と薩摩人とは、斯かる間柄となつてゐたのですから、月照の一夜の宿を賴んだのも强ちに北條の思附ばかりより出たわけではなく、或は西鄕も下關の三浦屋を去る時、斯かる相談をして別れたのでありませう。

月照の入筑　一

竹崎の白石正一郎の留守宅に宿つた月照主従海江田北條の一行四人は、翌十月二日の朝早く一艘の漁舟を雇入れ、白石が家の水門より纜を解いて海峽を越え、小倉の地方を通らないで、直に筑前の領内を指し、遠賀郡の戸畑浦から上陸しました。

當時下關より九州へ行く旅客は、豐前の大里に渡るのを通例とし、直に筑前の領内へ入る人は、大概黑崎へ船を着けたと云ひますから、これもヤハリ世間の耳目を避けて、態と便利の惡い戸畑の浦から上がつたものと見えます。戸畑浦から博多までは、眞ツ直に本街道を西行したの歟、多少は迂路を取つて蹤跡を晦ましたの歟それは分りかねますが、此日は夜白兼行をして無理に急いだ模様で、靑柳驛の旅店大森甚兵衞と云ふ者の家に宿りました。翌日は夜を籠めて靑柳を出て、天の猶ほ明けないうちに、早く博多へ着いたので、或は宿つたと云ふよりも、暫く休んだのであつたかも知れませぬ。博多大濱の北條の家に着いたのは、三日の曉方でありました。

北條の近傍に住み親密の交をしてをる醫者の原三信は、此朝早く起き出て湯に行かうとして、手拭を提げて北條の家の前を通ると、入口の路地の左側に、見馴れぬ兩掛の置いてあるのがフト眼に着いたので、或は昨夜歸つて來たのではない歟と、立寄つてのぞいて見ると、入口の右側には、下男體の若者が、汚れたまゝの泥足を路地の方へ投げ出して、グウ〳〵鼾をかいて寢てをります。そこで內へ入つて尋ねると、けふの曉方に歸へり着いたと云ふことで、入口に寢てをる若者が僕重助であつたのは、後になつて分りました。泥足のまゝ入口に熟睡してゐたのでも、晝夜兼行で急いで來

て、随分難儀をした模様は想ひ遣られます。

當時の北條の住居は、大森利三郎と云ふ町人の持家を、原三信の世話で借受けたもので、二十年ばかり前までは、利三郎も猶ほ存命してゐまして、五十年の昔し、世にも名高き清水寺の月照上人が、數日の間、我家に潜んで居られたに實は、今日まで些も知らなかつたと云ふ話でした。後に利三郎より讓り受けて住まつてをる林と云ふ博多織屋の主人は、それは大方唐か天竺の物語でもあらう歟と云ひたいやうな風をして、取合つて吳れぬのには、著者も頗る困りました。

林の住居の奥の方には、離れた古い二階屋があつて、物置になつてゐましたが、昔は疊も敷付け小ザツパリとして、隨分人の寢泊りもできたものだと申しました。月照は蓋し此二階に潜んでゐたのでありませう。

海江田は博多に着いた翌日の朝、月照のことを北條にたのみ、已れは西鄕の後を追ひ、薩摩を指して歸りました。月照は主從二人となり、暫く北條の家にゐまして、それから太宰府の方へ參つて數日を送り、また回つて來て、福岡下名島町の町人高橋屋平右衛門の家に潜みました。

北條は當時の筑前では身自ら注意人物で、世間の耳目に觸れる心配は多いし、住居も狹ば苦しいので、旁ゝ月照は太宰府の天滿宮參詣を名として、一たび北條の家を去り、斯くて踪跡を晦まし、それから密に福岡へ立戻つて來て、高橋屋平右衛門の家に潜みました。北條の家に居つたのは二日か三日、多くても四日を越えたことはなからうと思ひます。

月照の薩摩を指して福岡を立つたのは、此月の十七日で、博多福岡の市中に足を留めたのは、都合十四日、此間太宰府にも參つて數日を送りました。

月照の入筑　二

太宰府では、松屋といふ旅館に數日宿つて、天滿宮の參詣もすれば、近傍の名所見物もして、一日は寶滿山にも登りました。

松屋の主人栗原孫兵衛は幾年の後、三條公始め五卿が太宰府に寄寓して居られる頃は、宿屋といふ營業の關係からして、多く諸方の志士に識られ、自然彼是と力を盡したので、後には黑田家の嫌疑を蒙り、牢獄の苦を嘗めた忠勤等もあつて、近年從五位を贈られました。當時五卿に隨從してゐて、善く孫兵衛の人と爲りや心掛を知られた故子爵淸岡公張は、明治十一年の秋、自ら周旋の勞を執つて孫兵衛に贈られた含英咀華帖の題言のうちに、『慷慨にして氣節あり、夙に勤王の志を抱き、廣く天下の志士と交る』と稱してをられます。

月照の宿をした頃、早く已に勤王といふやうな心掛をもつてゐた歟どう歟、それはチト覺束ないですが、北條とは豫ねて善く知り合ふてをる間柄、假令月照の素性來歷や、入筑の事情の委はしいことは、明からさまには聞かせぬまでも、相當の紹介はした筈で、孫兵衛は情と禮とをつくして取扱ひました。月照の書いて與へた短冊も、今猶ほ子孫の家に所藏してをります。

宰府の聖廟に詣でて

唯神の惠を仰ぐ外ぞなき
　心づくしに下りける身は

梨扇に奉らむとゝ

むめがゑに東風吹ころは千早ふる

神もむかしをおもひいづらん

別に尋常の紙に書いたものもあります。

ことの葉の花をあるじに旅寢して

この松蔭は千代も忘れじ

これは特に咏んで松屋の主人の好意を謝したものと見えます。言の葉の花をあるじに旅寢してと云つた所からして考へると、此時はヤハリ歌人の行脚と稱して宿つたのでありませう。

寶滿山には、主人の孫兵衞が次男の孫吉といふ十八歳の少年を連れ案內をして、天滿宮に奉仕する十鏡坊といふ僧侶も同行して登りました。十鏡坊は維新の後に還俗をして大城谷景樵と稱し、詩を作り畫を描いて世を終はつた人と聞きますから、此時もヤハリ風雅韻事の相手として同行したのでせう。寶滿山では座主の楞伽院にも會見して、潛伏の相談をしたけれども、都合好く調はなかつたやうな話も殘つてゐますが、座主に會見したのは事實としても、潛伏の相談をしたと云ふのは、前後の情況から考へて、勿論これは後の人の附會した說と思はれます。

此時の登山に就ては、折しも滿山の紅葉眞ツ盛で、月照も深く賞美したと云ふ外には、格別の物語もありませぬ。松屋孫兵衞は晩年折々嘗て自ら案內をして寶滿山に登つた話をして、月照の人品風釆の何となう人をして欽仰愛慕せしめたことを語り、氣高くて美しい女に對するやうな感を生じたと申してゐたさうです。

月照の弟子で後に成就院の住持となつた僧忍慶が、僕重助の記臆を叩いて錄した文書によると、太宰府の滯在中登つ

たのは、天拜山で寶滿山ではなかつた樣になつてゐますが、これは重助の記臆の誤か忍󠄁󠄁變の聞誤りで、山の名を間違へてをります。

月照は幾日松屋に足を留めたの歟、それはシカト分りませぬ。これも前後の情況と博多福岡の間に滯在した全日數とから見て、二晩か三晩宿つて福岡の方へ回つて行つたらうと思ひます。元來月照の太宰府へ參つたのは、博多の北條の家より直に福岡の方へ移つては、那珂川一ッを隔つるばかりの町續きで、踪跡を晦ます都合も惡いので、表向は全く博多を引拂ひ、餘所に行く風を裝ふて北條の家を出で、一たび太宰府へ參つて、また福岡の方へ回つて潜伏したのですから、松屋に宿つた日數は多くはない筈、先づ二晩か三晩でありませう。

間もなく福岡を逸して走り、薩摩を指して落ち行く時にも、また太宰府へ立寄つて、一夜松屋に宿りました。

和魂漢才の碑

月照は太宰府に於て、當時天滿宮の境内に建設する計畫の熟してゐた和魂漢才の碑の事を聞いて咏んだ歌もあります。

赤心報國の人々和魂漢才の碑を立つると聞て

しきしまや大和心の一すぢに
　いとかしこくも立つる石ふみ

お話は頗る岐路に入りますけれども、和魂漢才の碑の發起せられた由來や、建設せらるゝ當時の事情を聞くと、七十年前の時勢、さては筑前の藩狀も窺ひ知られますから、今こゝに月照の歌を擧げたのを機會として、此碑の事に就て聊か

述べます。和魂漢才の四字を冠せられてをるだけでも、此碑の尋常一樣の金石文でないことは、先づ自ら分ります。

これは皇典國學に志を寄せ、平田篤胤の學說を尊ぶ人々の發起したもので、薩摩から寄託してをる工藤左門北條右門竹內五百都等、先づ建碑の必要を唱へ、江戶の平田家の門流子弟とも遙に聲息を通じ、また鈴木重胤白石正一郎等と相謀つて計畫を進め、福岡の楠屋宗五郎と月照の宿をした松屋孫兵衞との二人が、表向の世話人となつて奔走周旋をして、筑前の士人中特に平田派の國學を好む河合茂山、戶川佐五右衞門、桑野左內、江上傳一郎江上英之進の兄弟、萬代安之進、神職浦志摩守、宮崎大門並に國臣の弟平山宇八郎、及び谷口大助等の人々がまた贊助者となつて、各〻多少の力を添へ、碑文は去年の春、北條右門が楠屋宗五郎を伴ふて上洛し、才田右兵衞大尉の秘藏する菅公遺戒の中より警語二則を採り、菅公の遠裔五條前權中納言爲定卿に揮毫を請ひ、此歲の秋になつて建設の準備は全く成るを告げた所が、筑前は元來專ら程朱の學術を宗として、他の說を容れぬ國柄、また發起人の人柄や身分に彼是の議論もあつて、藩學の諸先生はじめ一般の士人中には、此碑の建設を嫌ふ人多く、種々の故障の起つたのを取繕ひ、これも菅公の遠裔に當る天滿宮の別當職安樂寺の信全權大僧都の名を借りて建設の功を竣はりました。位置は往時とは異なつてゐましても、碑は今猶ほ太宰府神社の拜殿の傍に儼然として立つてをります。

凡國學所ㇾ要、雖下論二涉古今一究中天人上、其自ㇾ非二和魂漢才一、不ㇾ能ㇾ闚二其閫奧一矣、

凡神國一也、無窮之玄妙者、不ㇾ可二敢窺知一、雖ㇾ學二漢土三代周孔之聖經一、革命之國風、深可ㇾ加二思慮一也

これは即ち碑面の文字で、猶ほ側に有下欲ㇾ建二碑太宰府天滿宮一者上、應二其需一書ㇾ之、安政歲次戊午初秋、前權中納言菅原爲定と記し、また別に右二則我神之所二遺戒一也、後有ㇾ志者、其鑑焉哉、安樂寺正別當權大僧都信全と見えてをります。權大僧都信全は即ち今の太宰府神社の宮司男爵西高辻の先代に當ります。

才田右兵衛大尉の秘藏したと云ふ菅公遺戒なる者が、果して菅公の手に成つた歟どう歟は、由來種々の說も行はれまして、後世の僞作だと稱する學者はあるにしても、此碑に記された警語二則の、日本の國民として忘るべからざる必要の敎訓たるは、特に言ふまでもなく、支那より傳來した漢學や儒敎、普く行はれて國民一般の思想を管領し、天下を通じて國體國史の觀念が猶ほ微弱を極めた時勢に於て、此碑を建設した趣意と主張とは、自ら瞭然として明かで、必ずしも多言を費すを要しませぬ。月照の歌また聊か此間の消息を含んでをります。

五條爲定卿の揮毫せられた歲次戊午初秋は、月照の京都を出る三個月前であります。碑の建設は豫定の期日より餘程後れまして、月照の太宰府に參つた時までは、猶ほ竣功してゐなかつた模樣で、歌は遠からず建設せらるゝ話を聞いて詠んだものと見えます。

旅舍の主人松屋孫兵衛は、重立つた世話人二名のうちの一人で、專ら建設の事に力を致したので、自然それは仔細の話をしたのでありませう。

月照の入筑　三

日向延岡の勤王僧胤康の聞書に、月照の博多での歌として、

みがき得て國の寶となるものは
　　人の心の玉にぞありける

と云ふ一首の歌が見えてをるさうですけれども、何處で如何して詠んだの歟、それは分つてゐませぬ。箱崎の八幡宮に

參詣した時に咏んだのだと申して、別に二首の歌があつて、それに就ては、多少の話も殘つてをります。

白浪のよせし昔を今も猶
　　忘れはせじな箱崎の神

行末はいかになるらん不知火の
　　筑紫の海によする白浪

これは或る日箱崎の八幡宮に參詣し、懇ろに祈願を籠めて歸る途上、數名の蘭人の通行するのを見掛け、慨然として咏んだもので、見掛けた蘭人は、藩主黑田長溥公が招いて箱崎の濱で西洋式の練兵を演ぜしめられたのに行逢つたのだと申して、北條右門も仙田市郎も同じやうなことを記してゐます。

勉めて世間の耳目を避くる潛伏中の身とはいふても、此時までは偵吏捕手の追跡して捜がし廻はる程の危急の場合とはなつてをらぬし、近傍の神社佛閣に參詣する位のことは、終日奥の一間に閉ぢ籠つてをるよりも、寧ろ却て人の疑惑を少くする內情もないには限りませぬから、折をみて外出を試みたのも、箱崎の八幡宮に參詣して二首の歌を咏んだのも、或は事實でせうけれども、途上蘭人を見掛けたと云ふのは、間違つてをります。

月照の筑前に足を留めてをる頃、和蘭の政府から幕府に贈呈した二隻の軍艦が、博多灣に寄航しまして、藩主長溥公が箱崎のお茶屋に於て接見して饗應せられた乘組の船員中に、數名の蘭人の交つてゐたことは、成程それは事實でした。二隻の軍艦は日本最初の軍艦として著名な咸臨丸と觀光丸とで、幕末の歷史に隱れもない海軍奉行の木村攝津守や勝麟太郎などの人々が乘組んでゐまして、孰れも長溥公と會見しました。その內の蘭人數名は回航委員として來朝したまゝ、幕府のお雇となつてをる海軍教師でした。併しながら二隻の軍艦の始めて博多灣に投錨したのは、此月の十八日で、月

照の福岡を立去つた翌日に當ります。此日は月照が太宰府より南の方上座郡の大庭村を指して參る途中で、箱崎の八幡宮に參詣して蘭人の通行を見掛くるわけは無いのです。

二隻の軍艦は遠洋航海の練習の爲め長崎より參つたもので、寄航のことは前以て通知もあつて、世間には知れ渡つてゐた筈ですから、月照は近日のうちに和蘭より贈呈せられた汽船の博多灣に寄航する噂を聞いて、斯かる歌を咏んだのでありませう。

北條と仙田とは、當時月照に接近して、これらの事實を間違へる理由のない人でも、猶ほ斯かる誤を記してをります。一般の傳說をしるした文書記錄に事實の間違の多いのは、深く怪むに足りません。筑前は提封半百萬石の大藩、後には勤王の志士として名を稱せらるゝ人も追々起つたので、月照の入筑の折にも、心を用ひ力を盡して庇護したものゝ尠くなかつた樣な話はあつて、月照が野村望東尼の山莊に筑前の志士と相會し、密に王事を談じたと云ふことなどは、東久世通禧伯爵の名を以て撰せられた平尾山莊碑の文中にも、チョット見えてをりますが、孰れも後の人の附會したもので、全く痕跡の無い話であります。當時專ら月照の爲に心を用ひ力を盡したのは、上國より同行して參つた北條を第一とし北條と共に齊彬公の家督騷動の藩難を避けて來て、久しく寄托してをる工藤左門に竹內五百都、それから洋中藻萍も聊か關係しました。

筑前人としては、町人の松屋孫兵衞と高橋屋平右衞門と楠屋宗五郎とが、北條工藤との交態からして、潛居の宿を供し、足輕の浪人仙田市郎と秋月の故實家阪田九郎右衞門とか、一たび二たび會見した位で、後には深い關係を生じた國臣すらも、不在中でしたから、月照の筑前に來てをることは、全く與り知りませぬでした。

月照は十月の三日に、始めて博多大濱の北條が家に着いて、數日潜んでをりまして、それから太宰府へ參つて數日を送り、斯くてフタヽビ回つて來て、福岡下名嶋町の高橋屋平右衛門の家に潜みました。

高橋屋平右衛門は夙に義侠を以て名を知られた一風變はつた町人で、久しく藩の目明役を勤め、嘉永の頃工藤北條が薩摩から逃げて來て、島津家の捕手の追跡を受けた折には、最も力を盡して二人を庇護した因縁もあつて、爾來久しく親密の交をしてをる間柄、北條が月照の或程度までの事情を打明けて相談したのを快く引受け、自宅の離れの茶室に留めました。これは警察署の探偵が我家のうちに犯罪の嫌疑者をかくしてをる樣なことで、潜伏には此上もない好都合でした。それに平右衛門の妻いきと云ふものも、頗る志操に富んだ男勝りの婦人で、また平生篤く佛法を信じてをる身でしたから、夫婦心を同くして善く月照を遇しまして親切を極めました。月照も深く夫婦の志を德とし、一首の歌を咏んで贈りました。

高橋屋に宿らひて主人夫婦の志いと深ければ

苔ふべき限りは知らじ筑紫路の

海より深き人のなさけに

平右衛門は後に正助と稱し、勤王の志士の爲に一方ならぬ力を致し、萬延元年の春、國臣が長州の白石正一郎と同行して、密に忍び歸つた時も同じく此家にをりました。慶應元年の冬黒田家に勤王黨の大獄の起つた砌は、目明の役義をも

憚らず、種々の便宜を志士に與へたことを尤められ、久しく姫島へ流罪の身となつて、妻のいきは之を嘆げき密に島へ渡つて情を知れる島役人の默許を受け、內々良人の介抱をしたと云ふ話もあります。數年を經て赦されて歸へり、間もなく世を去り、妻も續いて世を去りました。今は子孫も絕々になつて、當時の住宅は他人の所有に歸し、家屋も改築されて昔の形は全くありませぬが、月照の潛伏した離れの一室だけは、猶ほ纔に殘つてをります。

月照の高橋屋に潛伏した日數はシカト分り兼ねますけれども、十月の三日に始めて博多へ着いて、暫く北條の家にもをれば、太宰府の方へも參つて、それから福岡に立回へつて、十六日の夜は高橋屋を去つたので、此家に潛伏したのは、長くて七日か八日、大方は五日か六日の間でありませう。

元來月照の九州へ落ち下つた當面の趣意は、取り敢えず幕府の追捕を避けたのですから、孰れの地方でも安全に潛伏せらるゝ場所さえあれば、强ひて薩摩まで落ち行く必要はなかつたのですが、筑前の藩狀は、到底その身を置く餘地はないので、何れにしても薩摩を指して行かねばならぬ事情となりました。そこで下關より別れて去つた西鄕の消息を待つてをりますけれども、杳として何のたよりもありませぬ。博多へ着いた翌日、また別れて去つた海江田よりも何の消息もありませぬ。別れてより猶ほ日數も積もつてをらず、急いで薩摩を指して行くべき場合でもないので、猶ほ暫く高橋屋に潛んでをりました。

月照は固より申すに及ばず、保護の責を負ふてをる北條も工藤も、等しく南來の好消息を待つて一日千秋の思をしてゐましても、薩摩の方は同志の心に任かせざる事情があつて、月照を迎へ入るゝ見込も全く立たぬので、西鄕等は徒らに苦心焦慮する許でした。

待つ身よりも待たらるゝ身のつらさと云ふのは、蓋し此時の西鄕等の心情でありました。

此月の朔日、下關に着いて、即日月照と別れ老君齊興公の後を追ひかけた西郷は、夜を冒し雨を冒して急行し、筑後の松崎の驛で齊興公に追ひつきまして、途中ながら特別の面謁を願ひましたけれども、左右の人は御疲勞だからと申して取次いで呉れませぬ。次の驛の旅館でも重ねて願ひますけれども同じく叶ひませぬ。據なく隨行してをる老職の島津豐後に就て月照の西走した內情を述べて保護を求めました。豐後は西郷の述べた趣意は善く納得したやうで、それは出來ないことだとは申しませぬが、然うかと云つて領諾もせず、唯兎も角も藩に歸へり着いてから、何とか評議をすると答へまして、猶ほ進んで此上の話をする道もないので、餘儀なく老君の一行に隨ふて歸りまして、熊本を過ぐる時は長岡監物を訪ひました。

長岡監物は當時名望の天下に高かつた細川家の重臣、工藤左門が藩を脫して筑前に投ずる折には、密に援助を與へた事情等もあつて、西郷の同志は豫ねて囑望してをる人物でした。西郷は江戶に於ても識り合ふて交誼も淺からぬ間柄でした。京都を立去る頃より、場合によつては、月照の保護を賴まうと考へてゐたので、旁〻立寄つて訪ふたものと見えます。西郷を迎へて徹宵談論した長岡は、西郷の慷慨死を決した心情を察し、頻に慰諭抑留して之を救はむとしたけれども、西郷は聽かず曉を冒して辭し去つたと云ふことです。此時月照西走の事情を語つて保護を求めた歟どう歟、そこまでの話は聞洩しましたが、孰れにしても肥後の形勢また月照の保護をたのむ餘地のないことを知りまして、兎も角も藩を指して急いだのでありませう。

斯くて藩に歸へり着いてみると、齊彬公舘を捐てられて未だ百日にも滿たぬのに、政廳の風色は早く一變して、大勢また如何とも爲し難い情態となつてゐまして、抔土猶ほ新なる先君の墓前に伏して、互眼たゞ涙潸々たるのみでした。政廳は忽ち命を下し、幕府の嫌疑に觸るゝこと甚だしいから、名を變じて跡を沒せねばならぬと云ふことで、吉兵衞を更めて三助と稱しました。

西郷に後るゝこと三日、博多より月照に別れて南歸した海江田は、肥後の佐敷のあたりで老君齊興公の駕籠を見ましたが、故らに避け海路を取つて鄕國の境に入り、却て西鄕よりも早く鹿兒嶋に歸へり着きました。併し藩吏のために母親の病氣看護を申立てゝ江戸を去りながら、途中に多く時日を費した不都合を詰問せられまして、彼是と辭を設けて分疏し、纔に所罰を免るゝやうな事情でした。

西郷は故君齊彬公第一の愛臣を以て無比の眷遇を蒙り、腹心を委ねられて重要の機密を擔當した爲め、早く名を天下の諸侯士太夫に知られましたけれども、藩に於ける身分は、お徒目付兼帶お庭方のお鳥預といふ鄙職に過ぎませぬ。海江田はお茶道坊主、此他の同志いづれも微祿小身の人ばかりで、藩議藩政の機務とは全く沒交涉ですから、一たび齊彬公を喪ふた後は、恰も木より落ちた猿の如く、藩に歸つても藩に居つても、策の施すべき樣もなければ、手の著けやうもなく、たゞ纔に權門勢家の間を奔走して入說し、政廳の評議を動かすの一途を餘すのみでした。

故君齊彬公の家督騷動の頃は、猶ほ公の爲に力を盡し身を致して島津家の忠臣たらむことを期した閥閱勳舊の人もありましたけれども、今の時西鄕等と志を同くし事を共にし、故君の遺志を紹成して皇家の忠臣たらむと欲する權門勢家は、幾んど全く無いと云ふ情態、此間たゞ纔に一人の鎌田出雲正純が居つて、江戸より歸へる途次、近衞公より月照を以て傳達せられた內旨を受け、深く感激しまして、故君の遺志を繼ぎ朝廷の爲に精忠を抽んずる情極めて熾でしたけれ

ども、恰も宿痾方に昂進して危篤となり、自ら出でゝ政廳の評議にも與ることの叶はぬ容體でした。また西郷等の同志と緣故もあれば情誼もあつて、氣脈おのづから相通じた老職島津左衞門の一派は、齊彬公の薨去と共に忽ち勢力を失ひまして、藩狀は齊彬公の家督以前の舊に復し、藩政の實權は、西郷等の同志が嘗て目して仇敵と爲し、幾たびか其元を獲たいと思ふた島津豐後及び新納駿河の徒の掌握する所となりました。

西郷は歸藩の途中、島津豐後に謁して月照の西走した事情を述べ、保護を求めた時の應答の次第もあつて、苦心焦慮の間ながら、猶ほ多少の望を殘してゐましたが、豐後は年少の新藩主又次郎君即ち後の茂久公を奉じ、急いで江戶に行くことになり、月照の案は留めて新納駿河の手に委ねられ、藩內の形勢は愈々困難を加へました。

捕手德藏甚助の追跡

月照は福岡下名嶋町の目明高橋屋平右衞門の家に潛み、薩摩より西郷海江田の消息の來るのを待つてをると、こちらは何の音沙汰もないうちに、長州竹崎の白石正一郞より北條の所へ消息がありまして、京都町奉行支配の中座德藏甚助の兩人、遙々追跡して來て、中國筋の目明手先を案內とし、白石の家に就て詮議を遂げた趣を知らせ、兩人の中座は直に筑前を指して行く模樣だから、その心得をして急に何とか處置するやうにと申して參りました。

白石の書面は、十一日に出したものですが、如何いふ都合であつた歟、途中で後れまして、北條の許に達したのは十六日でした。已に日數も重なつて、德藏甚助の兩人は疾く福岡博多の市中へ入り込んでをる筈ですから、北條は大に愕いて、馳せて月照を訪ひ、今は一刻も速に此家を去らねばならぬと促しまして、即夜市外住吉の楠屋宗五郞の別宅に移

らしめました。

楠屋宗五郎は元結の製造販賣を家業とする福岡の町人で、父親は斗丈と云ふ名を知られた俳諧の宗匠、此別宅は斗丈の久しく閑居して風雅を娯んだ所でした。去年世を去つて明いてゐたので北條は取り敢えず相談をして月照を移したのです。宗五郎も一種の風骨を帶びた町人、夙に北條や國臣とも親交をして、前の年の春は、北條と同行して上洛し、和魂漢才の碑文の揮毫を請ひ、且つ梅田源次郎春日讃岐守等の諸名士をも訪ふて歸つたやうな間柄でしたから、相談もすれば快く承諾もして一夜の宿を供しました。

工藤左門も事の由を聞いて來り會し、徹宵して評議をしました。西郷海江田からは何の音沙汰もなく、薩摩の模樣はサッパリ分りませぬけれども、京都の捕手が追跡して來て福岡博多の間に入り込んだとすれば、寸時も此邊に潜んでをることは叶ひませぬので、兎も角も薩摩を指して行くの外はないと云ふことに決しました。シカシ月照は始めて九州の土を踏んだ人、地理風俗に昧い身を以て、薩摩まで忍んで行くのは、到底それは難しいので、適當な同行者の必要を生じました。工藤北條は猶ほ歸藩せられぬ身の上だし、世間の注目も多い人ですから、二人の動ぐのは却て形跡を露はす憂があります。國臣を頼んで同行させたらばとは、始より考へますけれども、先月筑後肥後の方へ往つたまゝ、今は居る所も分らずにゐますから、如何することも出來ませぬ。そこで道筋の筒井に住んでをる洋中藻萍を案内とし、一先づ上座郡の竹内五百都の所まで參つて、然て後入薩の計を立つるが宜しいと云ふことに決しました。主人の楠屋宗五郎も、折ふし來合はせた仙田市郎も、聊か評議に與りました。

此夜は方に既望、團圓の月さながら晝の如く、皎々として草庵の庭を照らしました。月照は一首の歌を咏みました。

人皆の心もかゝれ圓かにて

此夜來合はせて月照と相見た仙田市郎は、後に作つた覺書に、『月照は其體瘦せて笑語寡く、眼中するどく寡默の淸僧なりき、年は四十五六とみゆ、又常に香を焚くことを好む』と記してをります。西走中の月照の面目を斯くばかり善く寫したものは、此外に見當りませぬ。寥々たる數語ながらも、君の爲め國の爲め、胸に萬斛の憂を藏めた勤王僧の當時の風貌は、おのづから鮮かに分ります。

月照の南走

十七日の曉天、月照主從は住吉の楠屋の別宅を出で、殘月を踏んで南行の途に上りました。北條右門獨り見送つて半里ばかり行き、太宰府道の一本木稻荷の前で手を分ちました。

上座郡の竹内五百都の所までは、北條工藤のうち誰か一人附添ふて行かねばならぬ筈であつたのを、二人は久しく此邊に住んでゐて途中で顏を見知れる人に行逢ふ心配も多く、斯くては世間の耳目を避け蹤跡を晦ますに都合も惡いから、月照は態と僕の重助のみを從へて孤行したもので、此日は一先づ太宰府の松屋孫兵衛の家に立寄つて宿りました。上座郡までは足の弱い人の一日の行程としては遠過ぎるし、また同行する洋中藻萍の來るのを待ち合はす爲でした。

北條は月照と手を分つて楠屋の別宅に立歸へり、猶ほ月照の前途の事を語り合ひました。工藤は昨夜月照の高橋屋を去る時、チョイと餘所に行く體を裝ひ、兩掛等を留めて置いたことを聞いて、機密の文書でも殘つてをるかも知れぬからと申して、高橋屋に參つて取調べてみると、月照の執達を以て近衞公と鎌田出雲との間に交換せられた文書の謄本と

附屬記錄との一括したのを發見し、工藤は自ら收めて持歸りました。

工藤が月照の殘して置いた文書を取調べ自ら收めて持歸ると、間もなく中座の德藏甚助は黑田家の盜賊方白石潤太横尾平太の二人と共に、數多の目明手先を連れて高橋屋に參つて詮議をしました。月照は一晩早く立去つたので、辛うして捕縛の難を逃れました。それから德藏甚助の一行は、兩掛などの留めてあるのを見て、遠く立去つたことを思はず、數日の間はヤハリ福岡博多の市中を捜がし廻はつてゐたので、月照は多少の餘閑を得て薩摩まで落ち行くことが出來ました。

北條は月照の事を竹内五百都に委托する書面に、薩摩の案内を知つたものを雇ふて同行さして貰ひたい。足弱の人だから、山駕籠にて間道より入國されるやうにと賴んではやりましたが、それにしても月照の入薩は頗る難しいことで、相當の知慮才覺のある同行者を得なければなりませぬ。竹内の方の都合は如何だらうと深く苦心をして、平野の居所でも分つたら、使でも出して迎へて來て相談をしたいものだがと考へてをります折しも、妙なる哉、奇なる哉、國臣は斯かる事とは夢にも知らず、筑後肥後の旅行から歸つて參つて、飄然として楠屋の別宅に立寄りました。

北條は國臣の姿を見て限なく喜びまして、直に請じ入れ、月照を伴ふて歸つて來た形行を語り、さて早速同行して入薩することを相談すると、國臣は宜しい參りませうと、言下に納得をして快く引受けました。

格別遠くはない筑後肥後の旅行とは云つても、數十日を費し山阪を駈け廻はつて、今しも歸つて來て猶ほ鞋の紐をも解いてをらぬやうな場合、別けては許可を蒙らずして上洛した次第もあつて、大手を揮ふて白日公行することを憚る身の上です。斯く賴まれて、一言の下に快諾し、宜しい參りませうと引受けた態度の立派さは、今からでも想ひ遣られます。北條は此時の情況を『平野欣然として領諾し、直に旅裝を治め上座郡を指して出發す』と記してをります。欣然の

二字は要を得て風情があります。

月照と同行して薩摩に入つたのは、前にも申した通、國臣が勤王の志士として、汎く名を天下に知らるゝ始でしたが、その第一に先づ人の器重する所となつたのは、自ら進んで難に就き勞を辭せざる此種の志操と氣節とでありました。

朝倉の里の寄託と竹內五百都

月照主從は十七日太宰府へ立寄つて、過ぐる頃滯在した松屋孫兵衛の家に留まること一日、十八日は洋中藻萍が近村筒井から來るのを待受け、伴はれて松屋を去り、日田街道を取つて、此國の南境朝倉の地方へと急ぎ、斯くて上座郡の大庭村に至り、こゝに住む竹內五百都を訪ひ、北條の紹介書を出して寄托しました。

竹內五百都は前にも聊か申した通、島津齊彬公の家督騷動の藩難を逃れて筑前に投じ、嘉永の頃より黑田家の庇護を受けてをる四名の薩人のうちの一人、洋中と同じく島津家の一門加治木家の世臣、若い時は江戶に出て平田篤胤の門に遊んだ閱歷もあつて、多少の文學を蓄へ、好んで歌を咏みました。また家督騷動の藩難に關係する程のことで、志操氣慨も乏しからぬ人物でしたが、斯かる僻遠の片田舍に住んでゐまして、自然世間の事情には疎く、月照の入筑のことなどは全く知らなかつた所、此日の午後、一人の僕を連れた出家が、洋中を案內として突然訪ねて來まして、北條の紹介書を出したので、取敢えず披いて讀んでみると、出家の身の上のあらまし、入筑のわけより、下關から先發して歸つて西鄕のたよりは猶ほ無いのに、公儀の捕手早くも追跡して來た次第を記しまして、さて

盜賊方中以下の所は御互知音故、如何樣にも可二取計一手段候得共、幕追從の殿達多き故、迚も此地には潜せ置難く、

已むを得ず夜に乘じ下人重助と兩人、貴方へ向け出發相成候、工藤と拙者兩人の內一人同道致すべき筈なれども、我々參候ては、直に手が附候故其義を能くせず、四五日はやはり此地に居られ候やうに計らひ置くべきの間、薩の案內存候者御雇下され、足弱のことなれば、山駕にて間道よりの所然るべき樣賴入候、餘は忍向師に御面會にて御聞取下さるべく、何も貴兄に御依賴申故、萬々可ㇾ然御取計可ㇾ被ㇾ下

といふ懇々の委囑でありました。

竹內は始めて月照の身の上と訪ふて來た形行とを知りまして、己れの住居に續く家主の大庄屋の奥座敷を借り受け、急いで請じ入れ、直接に話を聞いてみると、段々の事情も分つて感慨に堪へぬこと許りでした。そこで竹內は言葉をあらため、此上は不肖ながら私引受けて御入薩の計をします。御安心なさつて緩々御休息をなさるが宜しい。幸にも明後日は所用もあつて、柳河表へ罷越す筈ですから、旁々御同道をして彼處より船にて薩摩の方へお送り申しませうと、シカト引受けたので、月照も深く喜びました。

然う斯うするうちに、國臣が續いて訪ねて參つて、北條さんより京都淸水寺の忍向師が、福岡を立つて此方へ行かれたに就ては、今日までは猶ほ滯在をして居られる筈だから、追ひついて同行をしてくれと賴まれたので急いで參つたと申します。そこで竹內は月照にも事の由を告げて國臣を請じ入れ面會をさせました。

月照と國臣との相見たのは、此時が始でありました。

阪田九郎右衛門諸遠の參會

國臣は住吉の楠屋の別宅で、北條より月照と同行のことを頼まれ、その夜は密に歸つて父母の家を省しまして、翌十八日の朝は、早く旅裝を理め、急いで太宰府へ參つて松屋を訪ねますと、月照はハヤ洋中藻萍を案內として立つた後ですから、直に追ひかけました。

松屋には月照の遺した短冊と共に、國臣のかいたものをも一枚所藏してゐます。いつ筆を執つたと云ふ話もなく、月照を追ひかけて來た忙はしい折に、歌を咏んだり筆を執つたりする暇のあつたとは思はれませぬが、好い歌で、且つ何れにしても此頃の作とは見えますから、今こゝに記して置きます。

かたよりによりたる絲の打はへて
みだれんとこそ世はなりにけれ

國臣は月照主從の後を追ふて太宰府を去り、南の方日田街道を行きまして、柴田川といふ川の邊まで參りますと、日比弓馬故實の師と頼んで敎を請ふてをる阪田九郎右衛門諸遠に行逢ひました。

阪田九郎右衛門これは支藩秋月の黑田家に仕へ、諸士の禮法師範を職とする故實學者で、國臣が去年の秋より一年ばかりの間、秋月に參つて門人の禮を執つてをることは、前に述べた通です。勤王の運動をして奔走するやうな志士風の人物とは違ひますが、久しく江戶の藩邸に勤めて相應の學問もあれば見識もある人でした。此頃上役の箕浦といふ家老より故實の修業を名として京都へ出で上國の事情を視察して來いと命ぜられまして、始は辭退しましたけれども　箕浦

は君公の御直裁だと申して强ひて命じたので、餘儀なく領諾をして、幸ひ平野が上洛をして近ごろ歸つてをると云ふから、一先づ面會を遂げて上國の事情を質し、その上で兎も角もしやうと思ひまして、十三歳になる次男の吉之助を携へ、福岡へ出で、國臣を訪ふことにして、福岡から故實の稽古に參つてをる今村高畠といふ兩名の門人も同行し、父子師弟四人打連れて秋月の家を出ました。

これは十八日の朝で、一行は福岡の方を指して進み、やがて中牟田の雲霧茶屋と呼び慣はした茶店の前に到ると、南へ向ふて行く出家があります。一人の侍付添ひ、後から風呂敷包と藁苞とを持つた下男の從ふてをるさまは、近所へ行くものの樣にはありますが、出家の法衣の下に白無垢を重ねた風體は、如何しても此邊の人とは見えませぬ。京都あたりから下つて太宰府へ參詣をして何處かへ行くのでもあらうと思つたまゝ行違ふてしまひました。

阪田の一行は斯くて進んで柴田川の此方に參りますと、遙か向ふの野道をつとうて侍體のもの一人、此方を指して急いで來るのが見えます。門人の今村は彼れは如何も平野のやうだ、步行ぶりが似てをると申します。高畠も然うだと申します。阪田は平野は何時も小袴をはいて海老鞘卷の太刀を提げてをるではない歟、あれは尋常の脇指しである、平野とは違ふと言ひ爭ひまして、柴田川の一本橋の際まで參つて、向ふから來た侍の近づいて頭巾を脫ぐのをみれば、門人の申した通りそれは國臣でした。他國へ行く途中で、支度も平常とは幾分か異はつてをりました。

これは一同打揃ふて何處へ行かれる歟と國臣は先づ尋ねました。阪田は御身に急の用談が起つて、福岡の方へ訪ねて行かうと思ふて出掛けた所である、此處で出會ふたのは寔に好い都合だ、いざ秋月へ引返さう、同行して今夜は我家に宿られよと申します、成程これは阪田には好い都合ですが、此方は大事な人の用を引受け、一刻も早く行つて會はねばならぬ身です。國臣は阪田に斯く言はれて困りました、甚だ困りました。

國臣は迷惑極つた顏をしまして、先生の折角の言葉に戻るのは不本意ですけれども、至極の急用があつて、一人の同行者は、上大庭の方へ行いて私の來るのを待つてをるので、今日は秋月へ參つて宿ることは、如何しても出來兼ねますと斷りまして、さて自分へ話されたい急の用談は何事であらうと尋ねました。

藩より密に命ぜられた機秘を、關係のない他の門人の前では話されませぬから、それは內密の用談である、如何しても秋月へ來て宿ることが出來なければ、自分は御身の行かれる所まで同道をして行々語らうと申します。二名の門人は內密の用談だと云ふのを聞いて、妨げになつてはと思ひまして、然らば身共は一先づ福岡へ歸りませうと別れを告げて去りました。

國臣は大事の途中で、厄介な先生に取ツつかまつたものです。何といふても日比弓馬故實の師と賴んで敎を請ふてをる人ですから、是非に及びませぬ。餘儀なく阪田父子と連れ立ち、南を指して急ぎました。牛と馬との道連れといふ小喜劇は、斯くて演ぜられました。

國臣は寸時も早く竹內五百都の方へ行着いて月照に會ひたいと思ふので、心は急いで耐りませぬ、急いだが上にも急ぎます。阪田は途中行々話すどころではなく、動もすれば後れて追ひつくに苦みました。

此途中の物語は、總べて阪田の自ら記したのに據つたのですが、阪田は國臣の頻に急ぐため、話の出來なかつた模樣を述べて『途中にて談話に及ばむとすれども、先に待つ人あるに心急ぐにや、拙老は步行牛の如く遲きに、彼は馬の馳

するが如く、所詮話も出來難く』と書いてをります。國臣は年少の頃より遠路の旅にも慣れ、足は別して達者であるのに、阪田は元來肥え太つて、平素步行に苦む人だと云ひますので、牛と馬との道連れの喜劇を演じたものと思はれます。斯く急がれて阪田は難儀をしたにしても、大事の場合に附き纒はれた國臣の迷惑も推して知られます。後れたのを棄て置いても行かれないので、時には立止つて待つても居らねばなりませぬ。その悶かしかつたことは想ひやられます。これが若し日比師と賴んで敎を請ふ人でなかつたら、恐くは阪田の頭上に拳骨を加へ、路傍の泥溝に投げ込んで、獨り先にサツサと往つて了つたのでありませう。

弟子は急いだ上にも急ぎます、先生また後れがちながらも根氣よく附いて來られます、話をせぬうちは唐天竺までもといふ樣子で附いて來られます。國臣も今は是非がないと冑を脫いで降參をして、一ツ名案を考へ出しました。此邊は歸り馬の多い所ですから、それに乘つて早く先方に行着いて緩々承はらうと申しまして、自ら馳せ廻はつて三頭の駄賃馬を雇ふて來て、阪田父子を乘せ、己れも乘つて急ぎました。

阪田が雲霧茶屋の前で行違ふた出家のことを申したら、國臣もそれと覺つて、追ひかけて行く人の樣子も分つて、然までは急がないで、途中行々話をする位の餘裕は出來たかと思ひますけれども、互に斯くとは言はないので致方はありませぬでした。

馬は街道より上大庭の方へ岐れる所までの約束であつたので、そこから下つてフタヽビ步きました。始めて肩を並べて行々話しました。

國臣は阪田の尋ねたい譯柄を聞いて、それは幸のことである、先に往つて自分を待つてをるのは、然ういふ事情に善く通じた京都の人だから、就て尋ねらるゝが可からうと申すので、阪田は思も寄らぬ好都合を喜びましたけれども、國

臣は己の追ひかけて行く人の月照であることは、猶ほ打明けて語らなかつたので、阪田は雲霧茶屋の前で見掛けた出家が、國臣の追ひかけて行く人と同じだと云ふのは、此時までも猶ほ全く知りませぬでした。

牛と馬との道連れが、上大庭の村里に行着いて竹内五百都の家を叩いたのは、群鴉のねぐらへ急ぐ黄昏の頃でありました。

朝倉の里の二夜

竹内五百都の住んでをる上座郡の大庭村は、筑前の最南境、筑紫二郎の流れを隔てゝ筑後と相對する所で、天智天皇の母帝を奉じて蹕を駐められた朝倉地方の一部、古の朝倉の闕や木丸殿の跡も近傍にあります。

竹内は月照を請じ入れて話をしてゐますと、續いて國臣が訪ねて參つて、北條の依頼を受け追ひかけて來た次第を語り、猶ほ途中で阪田に出會ふた形行をも述べまして、聊かも懸念するやうな人ではないからと云ふに任かせ、阪田をも請じ入れ、月照に引合はして面會をさせました。阪田は月照に逢ひ洋中や重助を見まして、けふ中牟田の雲霧茶屋の前で行違ふた人であることを始めて知りました。

此夜は主客四五人、同じ座敷に臥床を設け、枕を並べて更深くまで語り合ひました。竹内は『水戸老公の一件、京都は近衛殿鷹司殿其他の變遷、京地發足浪華乘船、西郷有村吉井等の擧動、馬關までの船路の形行等を、晝より夜半まで物語して感慨に堪へざりき』と記し、阪田は『其夜鷄鳴過迄京都の事情月照の危急を免れ西國に下りし顚末を語れり』と記してをります。

竹內の記したものには、國臣は翌十九日に追ひかけて參つたやうになつてゐますが、これは阪田のかいた通り同じ日のことで、孰れも二晩竹內の家に宿りました。竹內の然う記したのは、勿論それは記臆の誤であります。

月照が福岡を立去る時の評議は、世間の耳目を避けて薩摩へ入るには、山駕籠で間道を行くが宜しいと云ふことで、北條から竹內にたのんだのも、ヤハリ同樣の趣旨であつたのを、竹內は筑後川を下つて若津へ出て、彼處の邊から船で薩摩へ送らうと決しました。ところに國臣も追ひかけて參つて、これも福岡での評議の趣旨を聞いてをるので、海陸いづれの道を取るかと云ふことに就ては、竹內の家でもチノヅカラ多少區區の說も起つた模樣です。阪田は『于レ時拙老三人に向ひ、月照師の體を見るに、所詮險峻の山路を行くは不利なり。少は危險の策に似たれども、千年川の川舟を一艘雇ひ、笘打ち着せて姿を匿し、下り舟にて若津に下り、若津より沖舟に乘り替へて薩摩に渡らば、追捕を免るゝには甚だ易からむと云ひしに、人々上策なりとて是れに決す。近來出版物に此船行竹內の說なりと記したれども、發議は拙老の意見なり』と主張してゐます。

竹內は他に所用もあつて、明後日は柳河の方へ出かけやうと思立つた折しも、恰も月照が參つたので、旁ゝ同行して海路より薩摩へ送らうと決したと云ふのですから、强ちに阪田の發議とも申されますまいが、猶ほ幾分の異議は殘つてゐたのを阪田また斯かる說を唱へたので、衆議全く舟行に決したのは、當時の情況から考へて、或は事實であらうと思ひます。

此時竹內の家に寄り合ふた主客四五人のうちで、木强漢の武人洋中の外は、概ね腰折の二ツ三ツ位は、何の造作もなう咏まれる人々で、翌十九日は幾分の餘閑もありましたから、自然多少の歌はなくてはならぬ樣でも、月照の竹內に贈つたと云ふ一首が纔に殘つてをるばかりで、他には何もありませぬ。

そこ深き君が心に汲みて知れ
　やました水の澄むも濁るも

此歌についても、竹内また何とか應答した筈です、後になつて堙滅したものでせう。シカシ斯かる場合で、語り合ふ話の多かつた所からして、或は取紛れて歌を咏んでをる暇のなかつたのかも知れませぬ。

小松原の餞宴と亂醉の英雄

十九日は滯在をして一日休養することになりまして、竹内は離杯を傾けやうと、重詰の辨當を調へ、大庄屋の家の若い娘などを連れ、近所の小松原に持出して小宴を設けました。

上大庭村のあたりは、元來水の淸きを稱せらるゝ土地柄、近村には風味の好い川海苔の生ずる所から思ひつきまして、竹内は我家の傍を流るゝ小川に、肥後の水前寺海苔の種を蒔いたのが、美事に繁茂したのを採り、やはり水前寺海苔のやうに製して蓄へてゐたのを、此日は樣々にこしらへて酒の下物としました。月照は頗る珍らしがつて賞美し、猶ほ小河に繁茂してをるのを採り、生のまゝ食べて試み、これは初めて食べるものだが、一段の風味であると申しました。

竹内は此日一瓢の酒を携へて小松原に出たと自ら記してをります。それでは四五人の客は微醺を催うすにも足りないので、此一瓢の酒はどうも信用が出來ませぬ。小松原で飮んだの歟、宿へ歸つて更に飮んだの歟、それは何れにしても、此夜は大に飮んで亂醉の英雄のあつた痕跡も殘つてをります。

大庄屋の家に語り傳へた話を聞きますと、此夜奥座敷の酒宴には、大庄屋の娘どもも猶ほ微發せられまして、お酌を

しました所が、誰でした歟、いたく醉ふた人が出來て、娘どもに揶揄ふて困ると云ふからして、娘どもの母親は、今晩は取締をするとか番人に參つたとか申して、座敷へ顏を出すと、醉ふた人の機嫌は、忽ち斜になつて以の外の不興であります。

相手はお侍、腹を立てさしては大事だと思ひまして、早速勝手の方へ引下りました。座敷では醉ふたなりにも、猶ほ遠慮をして格別のこともなかつたのが、勝手の方へ下がつて、母親の座はつてをる火鉢の側に參つて、頻に苦情を並べ喰つて掛つて却々の權幕で、如何かしたら刀でも拔きさうな勢で手が着けられませぬ。一時は母親も他の人も縮み上つて生きた心地もないやうな騷はぎとなりました。然うすると、僕の重助でも見棄ねて詰進に及んだのでせう。月照自ら下がつて來まして、鶴の一聲に難題は立ろに止んで騷ぎは鎭まりました。醉ふた人は直におとなしくなつて奧の座敷に歸りました。母親は手を合はせて拜むやうにして禮を述べますと、月照は出家相應の挨拶をして、佛法の功德を說いて、それもやはり觀音さまの御利益と思へとか何とかと申した話も殘つてをります。

娘どもの番をせられて母親に喰つて掛かつた亂醉の英雄は、國臣歟洋中歟それは分りませぬ。離杯が一瓢の酒位でなかつたことは、此話でもをのづから想ひ遣らるゝでありませう。

月照等の二晩宿つた大庄屋の家は、苗字を星野と云つて、當時は近所界隈に名を知られた豪農でしたが、維新の後は殆ど見る影もなく衰へ果て、著者の嘗て參つた時は、家屋敷の跡は他人の蜜柑畑となつてをりました。月照の宿つた頃、若い娘であつた大庄屋の子の婆さんにも會ひましたが、これぞと思ふ程の記憶はありませぬでした。

筑後川の船

明けて二十日、月照の一行は愈々筑後川の川舟を雇入れ、若津を指して下ることになりました。川のうちには久留米藩の番所もあるし、猶ほ踪跡を晦ます必要を感じたので、川舟の雇入れにも相應の用意をしまして、黒田家第一の重臣三奈木の領主黒田播磨の家中加藤なにがしが川近くの長田村あたりに住んでをるのを賴み、向ふ岸の筑後領の舟を雇入れまして、楓といふ所から纜を解きました。

一行は月照主從國臣の三人に、竹內は十三歲になる娘のお鐵を携へて同行し、家主の大庄屋の許に出入をする若い男の正作といふものに荷物を持たして召連れました。そこで同舟の一行は都合六人でありました。

大庭村の傳說によると、月照竹內の一行は、此邊に名を知られた筑後善導寺參詣と唱へて村を出たと云ふことで、大庄屋の娘か近所のもの歟、ナンデモ若い女なども數人、どこまでか一緒に川を下つて、女どもを舟の表に出し、月照や國臣竹內の人々は、苫の蔭にかくれてゐた樣な話もあります。竹內の記錄には、何とも見えてをりませぬけれども、當時の情況これは有りさうなことです。

それから過くる日、阪田が途中で出會ふ時の話では、國臣は日頃好んで用ふる海老鞘卷の太刀を提げてをらず、尋常の脇指をさしてゐた模樣でしたが、これは間違で、國臣はヤハリ古式の刀を佩びてゐたものと見えまして、竹內の家の評議では、如何も異樣で人の目にも着き易く、此場合宜しくないと云ふ所から、洋中のさしてをる尋常の刀と取換へて大庭村を出ました。此時取換へた國臣の太刀づくりの刀は、そのまゝ洋中の家に後までも持傳へてをりました。

阪田父子と洋中とは、船の出る所まで見送つたの歟、大庭村で別れたの歟、それは分りませぬが、三人は此日月照國臣竹内の一行と別れてから、日田街道の平松に出で、それより阪田父子は田代越の間道を取つて秋月に歸り、洋中も北を指して歸りました。阪田は月照の物語を聞いて、上國の事情は仔細に分つたので、書き取つて上役の箕浦に差出すと、もう自ら京都へ出て、視察するには及ばぬと云ふ沙汰となつて、上洛のことは夫れ成けりに濟みました。何と申しても一番都合の好かつたのは、秋月の故實家でありました。

月照は此月の二日に下關の海峽を越えて戸畑の浦に上がつてから、博多福岡さては太宰府朝倉と忍び歩いて、十九日の間、筑前の領内に居りまして、此日始めて筑前の境を出て筑後の領内に入りました。

冬の日脚の短い上に、此邊は筑後川の流れも緩かですから、舟の行くこと遲く日暮となつたので、此日は久留米の城下の少し手前の所より舟を棄て、瀬下に到つて水天宮を拜し、宮の前の但ある旅店に宿りました。當時筑後川を上下する旅客は、船に乘つたまゝ久留米の城の近傍を通行することは出來ぬ藩制で、此邊だけは必らず船を下つて歩いたものだと申します。それに日も暮れたから、旁ゝ瀬下に一夜宿つたのでありませう。

文久元治の頃、勤王黨の志士中第一流の人物として名望の高かつた眞木和泉守保臣は、こゝの神職で、後には國臣とも最も親密の交をした人でした。此時は四里の彼方下妻郡の水田村に幽屛せられ、子弟は猶ほ水天宮に奉仕しておましたけれども、國臣が眞木の一家と締交したのは、二年の後萬延元年の冬からで、此時までは些の關係もなかつたので、月照の一行は宮の前の旅店に宿りながら、何の交渉をも生せずして過ぎ去りました。

たゞ眞木は間もなく月照の入筑した噂や、竹内のこと等を聞及びまして、取留もない道聽途說ではありますが、異聞漫錄といふ隨筆のうちに彼是と記してをります。

月照は水天宮の前の旅店に宿つた夜から、始めて三寶院派の修驗僧靜溪鏤水と稱し、國臣は弟子の胎岳院雲外坊と稱し、僕の重助も藤次郎と稱しました。國臣は惣髮を後に撫で付けて有髮の修驗僧と姿を變へました。竹內の娘お鐵が旅店の櫛道具を借りて撫でつけたと申します。

國臣の惣髮は、時風の奴髪は皇國の故俗でないと云ふ所からして、去年の夏頃より自ら改めたもので、平野の惣髮と云つては、福岡あたりの女子供の眼にも着いて、隨分世間の噂にもなつてゐました。さりとは異はつた所で異はつた役に立ちました。何處かの隅からか、笈を見付けて背に負ふた歟、法螺貝を捜がし出して持つた歟、そこまでの委はしい話は殘つてゐませぬ。一夜づくりの俄ごしらへの山伏姿には、恐らく已れも他も覺えず破顔微笑しただであらうと思ひます。國臣は武藏坊辨慶の安宅關の故事か何かを想ひ出したと見えまして、自ら藎志錄に、笑曰暗得二古意一、策臨レ事、古今一途、不レ得レ已也と言ふてをります。

竹內の記錄には、國臣の姿を變へたのは、大庭村を出る時のやうになつてゐますが、今は國臣の自ら記したのを採つて、瀨下の旅店での事といたします。シカシ國臣の佩びて居る刀は古式の太刀作りで、異樣で人の眼に着き易いから、洋中藻萍の尋常の刀と取換へて大庭村を出たのも、確かな事實です。名をあらたむるとか、姿を變へるとか云ふことも、大庭村を出る前より相談は熟してゐたのでありませう。

托乘の町人と一行の苦心

あくれば二十一日、月照國臣竹內の一行は、久留米の瀨下から更に船を借り切り、愈々若津を指して下りました。

一行の船が瀨下の岸を離れやうとする間際になつて、町人體の男一人、いづこよりか出て來て便船を賴みます。若津へ歸らうと思ふて、只今こゝまで參つて、旦那方の借り切られた船の出るよしを承はつて急いで來ましたと申して、どうか乘せて吳れと賴みます。現在眼の前に空いた所もあるのを、無下に否とも斷はり兼ねて望に任かせました。豈に量らむや、これは一行に取つて極めて都合の惡い久留米藩の目明でありました。

町人體の男は便船の叶ふたことを深く喜びまして、私は先年仔細あつて所構を申付けられ、久しく柳河領のうちに參つてゐたもので、妻子眷族は若津にをりますが、此度久留米の御役所から所構を免され、舊の通り目明を勤むるやうにとの御沙汰を蒙り、一刻も早く家內の者どもに聞かせて喜ばせたいと思ふて歸る所です。幸に便船の叶ふたお蔭で早く歸ることが出來ますと語るのを聞いて、一行さてはと覺りました。それと始めて知つて驚きました。

竹內は世上も追々物騷がしうなつた此頃、久留米藩でも事に慣れた目明をつかうて諸事の探索をさせるだらうと考へて、別けて氣遣はしく思ひましたが、それかと云つて、今は舟の中、爲ん方もないので、然あらぬ體をして、四方山の話をして紛らはしてをりました。然う斯うするうちにやがて若津に着きました。

一行の人々ヤレ〳〵と先づは一安心をして、胸を撫でおろしまして、片時も早く目明に別れて、危い此場を逃れたいと思ひましたが、却々然ういふ都合になりませぬ。また一ツの難題が起りました。

町人體の男は、船が若津に着くと、直に人を我家に走らして斯くと告げたので、番頭らしい者が二三人の下部を連れて迎へに來ました。此旦那方のお蔭で早く歸ることが出來た、是から御案內を申してお茶を一ツ差上げたい、お荷物も我家に揚げよ、己は後よりお供をする、先づ歸つて手當をせよと言ひつけまして、さて懇に一行を請じ、お出でなさる小保は、私の宅とは川一ツを隔つるばかりで七八町のところ、御通行の路筋にも當るからと申して、是非とも立寄つて

くれと勸めます。

竹内はじめ一行は難ㇾ有迷惑の至ですけれども、此場合になつて强ひて辭退しては、却て疑を生ずる基となるかも知れぬからと、密に囁き合ひまして、言ふがまゝに一同打連れて後について參りますと、待ち設けた家内の人々、出て迎へて二階に請じ入れ、主人に便船をさして吳れた禮儀を述べ、緩々御休息をなさつてくださいと、最と手厚くもてなしました。此家は遊女屋でありました。

やがて主人も出て參つて、あらためて今日の禮を言ひまして、今夜は家内限りで聊か心祝の酒を酌み、明日は親類一族を、明後日は町内の者一同を招くつもりのよしを語り、お蔭で今夜は家内のものどもと早速心祝の酒を酌む運びにもなつた事故、旦那方にも一獻差上げたいといふ折柄、茶の給仕にて出ました一人の女中は、竹内を見まして、あなたは五百都樣にはおはさずや、お久しぶりにと申しました。スハ竹内の素生はわかりました。大事は起りました。一同これにはビツクリしました。主人は女中の突然斯く言つたのを訝りまして、そなたの御知人かと尋ねます。福岡の高橋屋で先年は度々お目通をいたしました、薩摩のお方で、私共の幼少の頃より、高橋屋に折々お出でなされましたと云ふのを聞いて、主人はさては然うかと別に怪しく思ふ樣子もなく、高橋屋平右衛門は私の同役で至つて懇意につきあふ間柄だと申して、却て打解けて種々の話をするので、一同はやう〳〵安心しました。程なく酒の支度も調ひ、吸物取肴などの饗應もあつて、續いて膳部も出で、猶ほ今夜は宿れと懇に勸めたので、雲外坊と竹内の連れた下男の正作とは、此家に宿りまして、月照主従竹内親子の四人は、夜ふけてから辭し去り、道の程も遠からぬ柳河領の小保浦に參りました。

若津と小保とは、川一ツを隔てゝ隣接した所ですが、當時若津は久留米の有馬家の領分で、小保は柳河の立花家の領分であります。

大庭村から一行の供をして若津まで參つた下男の正作は、十數年前までは猶ほ存命し北海道に移住してをると云ひまして、その話として村人の語り傳ふる所によれば、此夜は正作も十分な酒肴の馳走を受け、女の相手までも宛てがはれ、大恐悦でグッスリ寢込んで、翌けの朝起き出てみると、一行の人は皆どこかへ立って了つて、誰れも居らねば行先も分りませぬ。今は擔ふて行く手荷物もないので、若津から一人ボンヤリと大庭村を指して歸つて、村人の物笑となつた模樣です。これは態と置去りにされたものと思ひます。

若津の遊女屋

下男の正作と同じく若津の遊女屋に一夜宿つた胎岳院雲外坊は、酒は素より好物、その二十幾歳かの頃父親の命令とかで定めたと云ふ三杯限りの節酒規則が、此時までも嚴守されたことは覺束ない、女の方も餘り嫌ではありませぬでした。世間一般の人は勿論それは斯かる消息は知れないとしても、此物語を書く著者には、隨分面白い種も上がつてをります。醉ふて娼閣に睡つた若津の一夜、また自ら多少の嫌猜を容るゝ餘地はあります。併かし縱令俄づくりの僞山伏でも、山伏はヤハリ山伏、場合は別けて大事の場合、李下に冠を正し瓜田に履をいれたとしても、それは主人の慇懃な勸めを、總べての人の强ひて斷り兼ぬた事情から起つてゐます。若津の一夜の雲外坊だけは、何と云つても先づ淸淨無垢持戒嚴重の山伏と見るのが穩當でありませう。

久留米の瀨下から同船をしたのが緣となつて斯かる話を留めた目明は、濱崎屋庄兵衞といふもので、若津の本町下通に住んで貸席の業を營み、兼ねて目明の職を勤めてゐたのですが、久留米藩の重役吉田なにがしの事に關し、何か不行

屆があつて、職を奪はれて所拂の處分を蒙り、七年ばかりの間、川一ツ隔つる榎津の本町といふに移り住み、貸席の業は家族が留守をして營んでゐたのを、月照一行の此地を過ぎた當時、赦免せられてフタヽビ舊職に復し若津へ歸つたのでした。その子に當る上田淸太郎といふ七十歲ばかりの老人は、十數年前までは猶ほ生存して若津に居るとのことでしたから、地方の人を賴み、彼是と濱崎屋に殘つた傳說を問ひ質してみましたが、月照は撫付髮の俗人を裝ふてゐたのを、給仕に出た女中が、彼のお客さんの素振は何となく坊さんの樣だとか申したとか、月照の一行は步いて四里ばかりを隔つた有明村の中嶋といふ所から船に乘つたと云ふやうな話ばかりで、孰れも覺違ひか聞誤りで事實を失ふてをります。たゞ給仕の女中が俗人を裝ふ月照を見て、彼れは坊さんの樣だと申したと云ふのは、或は山伏に化けた國臣をみて、彼れは普通の人のやうだと申したのを、全く顚倒して斯く語り傳へたのかも知れませぬ。人を鑑別ることに慣れた客商賣の女は、今朝始めて姿を變へたばかりの俄づくりの僞山伏の正體を見破る位のことは、それは何の造作もなかつた筈であります。

それから月照一行の立去つた後、黑田家の役人が公儀の捕手を案內して若津までも追跡して參つて、また直に薩摩を指して行つたと語り傳へたのは事實で、福岡藩の盜賊方白石潤太松尾平太の兩人は、遙々京都から追跡して參つた德藏茶坊の案內をして、配下の目明手先を引連れ、太宰府大庭村と段々嚴びしい詮議を遂げ、若津までも追ひかけて來まして、此一行も濱崎屋庄兵衛の家に一晩宿りました。

濱崎屋庄兵衛は先頃我家に迎へて歡待した出家主從を、公儀の大切なお尋者と聞いて、アツト驚いて尻餅を搗いて、舊の通り目明の役儀を命ぜられた劈頭第一に斯かる不覺をして取逃がしたのを殘念がつたかも分りませぬ。併しながら何も知らないで取逃したのは、庄兵衛に取つては頗る僥倖と申して宜い。久留米も一時は勤王論の振ふた藩、また十年

を閲すると、王政維新の世となりました。當時若し此勤王僧を取押へて大功名をしてゐたら、恐くは後日になつて相當の追罰を受けたでせう。縱令それは首の飛ぶ程のことはなくとも、定めて肩身狹ばく世を送つたであらうと思ひます。

小保浦の潜居

十月二十一日の夜、竹內は月照主從を伴ふて若津の濱崎屋庄兵衛の家を立去り、道の程も近い柳河領の小保浦に參つて、豫ねてより知音である薩摩屋なにがしが許に月照主從の宿をたのみ、己れは娘を具して近所の別の家に宿をしました。翌二十二日の朝は、國臣も後を追ふて來て月照と同じく薩摩屋に宿りました。

竹內は柳河藩の浦役人にも、何とか取繕ふて表向の掛合をして首尾好く薩摩行の船を一艘雇ひ入れましたが、あやにく此頃は日每に天氣が惡く海上荒れて、如何しても船を出す日和にならぬので、據なく十日ばかりの滯在を續けて徒らに日を送りました。

久しく京都に出てゐた薩摩の修驗僧の歸國するのだと申して、此邊では格別の差支もなく通行は出來ますけれども、旅人の詮議の嚴びしい薩摩の關所は、勿論そんなことで通行の叶はぬのは分つてをりますから、洛外の醍醐山三寶院御門跡より、鹿兒島の城下の修驗僧日高存龍院の所へ差遣はさるゝ御使僧と稱して關所を過ぐる手筈にしました。然うすると三寶院より交付せられた旅行券がなくてはなりませぬ。そこで竹內は月照國臣とも相談をして、御門跡の坊官甲村左京と云ふ人の名義を用ひて、密に一枚の旅行券を僞造しました。

斯くて船の都合も整へば旅行券も出來ましたけれども、天氣の模樣は連日打續いて好くないので、月照國臣は心なら

ずも滯在を餘儀なくされまして、竹內も船の出るまでは同じく居りました。それに北條右門も博多から逃げて來て、小保の隣の榎津にかくれ、隙をみては月照の宿に參りました。

月照の小保浦の滯在は十日ばかりに渉つたし、三四名の人數でしたから、此邊には多少の事蹟や傳說も殘つてをらうと思ひまして、嘗て一たび捜訪を試みましたが、餘程善く形跡を愼んで潛伏したものと見えまして、何の事蹟もなければ傳說もなく、小保浦より船を出したことも、土地の人は全く知りませぬでした。竹內の記してをる外には、こゝで三寶院の旅行券を僞造したことも、北條右門が博多より逃げて來て、隣の榎津にかくれて居つたことも、他の方の資料から纔に發見した位で、捕手の此邊までも追跡して捜がし廻はつた模樣は、若津の濱崎屋庄兵衛の子上田淸太郞の話で始めて分りました。たゞ上田の話に、月照一行の若津を通過してから幾月も經ない頃に、捕手の追跡して來たやうに言つてをるのは間違で、月照一行の若津の濱崎屋に立寄つたのは十月二十一日の夜、小保浦から纜を解いたのは十一月朔日、これは竹內の記錄に見えてをります。月照は十日ばかり小保浦に潛伏して居つたもので、此間捕手の德藏甚助は、福岡博多の市中より太宰府大庭村へと捜がし廻はり、段々時日を過ごしまして、こゝでも後れて月照に追及することは出來ませぬでした。

月照は福岡の高橋屋を立去る時、道中に必要な雨掛などを態と殘し、チョイと近所へ行くやうな風を裝ふて出たので、德藏甚助も數日の間はヤハリ遠くは立去らぬものと思ひまして、頻に福岡博多の市中を詮議し、それから漸く南を指して立去つたことを知り、斯くて始めて太宰府大庭村へと追跡して途中に時日を費したものです。月照の高橋屋を立去つてから數日の間、福岡博多の市中は、數多の目明手先が縱橫に駈け廻はつて詮議をして歩いて、隨分それは物々しい樣子でありました。

北條右門は此時までは猶ほ公儀のお尋者といふ程にはなつてゐませぬが、引ツ掛つて糺問をされては、連累の難は到底免れない身の上、斯く詮議の嚴びしい有様を見て、安閑として居られぬので、月照に後るゝこと一日、十八日には博多の家を出て、密に筑後の方へ參つて、月照よりも早く小保浦の隣の榎津に身を潛めました。

北條は十七日の曉天に、福岡の近郊太宰府街道の一本木稻荷の前まで月照主從を見送り、ふたゝび住吉の楠屋の別宅に立戻つて國臣に逢ひ、月照と同行して入薩することを賴み、それから一先づ博多の我家に歸つてをると、伊地知龍右衛門と吉井幸助とが、歸國の途次打連れて訪ねて來ました。

是より先、西鄕海江田北條の三人が、月照を伴ふて九州を指して落ち下つて後、京都大阪の方では、志士の物色愈々嚴びしくなつて、西鄕等三人の京都を立退く時、斯かる形勢をみては、如何しても皇城の地を棄てて遠く離るゝに忍びないと强情を張り、チンバ足を抱えて獨り伏見に踏み留つた伊知地も、月照一行の大阪を船出する折、一方ならざる盡力をした吉井も、段々嫌疑が深く、所詮いつまでも落着いてをられぬ事情となりまして、屋敷の留守役よりも頻に立退くことを促される所から、兩人も今は是非なく打連れて歸國の途に就きまして、伊地知は下關の海峽を渡ると愈々感慨に堪へず、『けふまではかへり見てけり玉敷の都につゞく大和島根を』と咏んで戀闕の情を述べました。斯くて迂路を取り、密に博多へ立寄り工藤北條に逢ふて先づ月照の安否を尋ねますと、恰も薩摩を志ざして今朝福岡を立つたと云ふ所ですから、一晩博多に宿り、翌日は鄕國を指して急ぎました。そこで北條も急に意を決し、兩人と同行して博多の家を出で、筑後の瀨高驛で手を分ち、榎津に參つて潛んだのでありました。

伊地知吉井の兩人は、幕府の捕手が遙々筑前まで追跡して參つて、頻に月照を捜がし廻はる樣子を聞いて、若し薩摩の境へ踏み込んだら、斬つて棄てると申したことが、仙田市郞の記錄に見えてをります。

捕手の追跡と黑田家の態度

月照は薩摩を指して福岡を立去り、續いて北條も家を出た後、工藤は多年恩遇を蒙つてをる藩主黑田長溥公の腹心の近臣吉永源八郎を訪ねまして、詳に月照の入筑した事情を告げ、北條は從來の通り黑田家に於て保護を與へらるゝであらう歟、また自ら何とか處置せしむるであらう歟と申して、密に長溥公の思召を伺ひました。然うすると公は幕府の捕手に對しては成るべく漠とした應答をして、月照の入薩を謀るやうに言はれ、また北條は久しく家臣同樣に召仕ふてをるものなるに拘はらず、先頃擅に藩を出たまゝ、今は行方も分らぬと答ふるが宜しい。從來の通り筑前に置いて保護を與へると云ふ御沙汰でした。これは別に種々の徵憑もあつて、公の平素の人物性行の上から考へても事實と思はれますが、黑田家の盜賊方の役人は、公の意思とは全く齟齬した行動を執りまして、數多の目明手先を指揮し、德藏甚助の案内をして飽くまでも月照を追究しました。

これに就ては、德藏甚助の兩人は、筑前に踏込んで一應の詮議を遂げたけれども、月照の蹤跡はサツパリ分らぬ所からして、幕府の威光を笠にきて難題を持ち掛け、その如何しても分らぬのは、筑前で月照の事情を知つてゐて庇護してをるやうに言ふ口振もあるので、政廳では大に迷惑がつて、盜賊方へ一通り搜索すべき由の沙汰は下しても、强ひて追究さする趣意ではなかつたのに、盜賊方の役人は下の方で誤解をして、目明手先を指揮し德藏甚助に加勢をして、飽くまでも追究したのだと云ふ說もありますが、事實は必ずしも然うとは思はれませぬ。藩主長溥公は或は月照の入薩を助くる意思を抱かれたとしても、これは固より內密の心事ですから、表向の政廳では公の意思と齟齬した態度を執つたもの

と見えます。當時の社會、大藩の內情に於て、藩主の意思と政廳の施設と往々齟齬することは、毫も珍らしい事柄ではありませぬでした。

黑田家の盜賊方白石潤太松尾平太の兩人が、數多の目明手先を引連れ、德藏甚助の案內をして、月照の宿つた所留つた所を遍く搜がし廻はつて、嚴びしく詮議した模樣は、如何しても政廳の趣意を誤解したものと認められませぬ。筑前の領內だけのことなら兎も角も、他藩の筑後肥後までも案內をして參つて、肥後の水俣驛からは、德藏甚助を留め、白石松尾の二人で、鹿兒島の城下まで踏み入つて月照の捕縛を迫り、斯くて入水の事變をも生じたのですから、筑前の盜賊方は勿論申譯ばかりの加勢をしたので無いことはヲノヅカラ分ります。

筑前の盜賊方が、藩主長溥公の意思の通、德藏甚助の兩人に對し、漠とした應答をして飽くまでも追究することを勉めないで、當藩の領分以外は力に及び申さぬ、どうか藩々の役人に直々お掛合ください、拙者共は是より御免を蒙りたうござると申して、手を引いて了つたら、德藏甚助は自ら薩摩へ踏込むことを面倒がつて、境上の水俣驛に留つてゐた樣なことですから、或は强ひて追跡するのを見合はせて立歸つたかも知れませぬ。また縱令飽くまで追跡して行くとしても、久留米藩に掛合ふとか柳河藩に掛合ふとか、或は熊本藩に掛合ふとかして、道々月照の行方を搜がし索めて、愈〻薩摩まで踏込むには、隨分それは幾多の日數と手續とを費した筈です。その間に月照は何とか潛伏して捕縛を免るゝ餘地を生じたかも分りませぬ。月照が鹿兒島の城下に入つた折、島津家の政廳に於て幕府の威名を畏るゝことは黑田家の政廳と同樣でしたが、何分にも月照は島津家の篤く尊敬する近衞忠凞公の眷顧を受けてをる人だし、段々の形行もあつて、到底見殺しにされぬ事情となつてゐました、無下に酷薄の取扱も出來兼ねて、評議最中に筑前の盜賊方が追跡して來て捕縛を迫つたので、據なく立退の命を下して入水の事變を生じました。要するに猶ほ多少の餘裕さへあつたら、

何とかして入水の事變を生ぜずして濟んだかも知れない場合でした。旁ゝ筑前の盜賊方が飽くまでも德藏甚助の加勢をして追究に勉めたのは、今から考へても頗る遺憾の情を催します。

伊地知と吉井とは、博多を去る時、幕府の捕手が追跡して薩摩の境へ踏み込んだら斬つて棄てると申したさうですが、德藏甚助の兩人は、まさか斯かる話を傳へ聞いて恐れたわけではないにしても、境上の水俣驛に足を留めて薩摩の境へは一歩も踏み込みませぬでした。

これが勤王論の振ふた四五年後の文久元治の頃でしたら、筑前とても藤四郎とか吉田太郎とか云ふやうな急激の志士もありましたから、賴んで來て東來の捕手を斬つて棄てます。政廳の家老用人達は頭痛鉢卷の大心配をして、一時は上を下への騷動でせうけれども、それでも黑田家の五十萬石に疵のつく程のことはありますまい。大早の飛脚が兩三度も往復すれば、大概事は無難の終局を告げまして、ちよいと面白い維新史の上の一芝居は、筑前で見物の出來る筈でしたが、井伊大老の威權方に赫灼として天下を慴伏せしめた安政五年の時勢と、我平野二郎國臣をして獨り勤王の志士の名を專らにせしめた筑前の藩情では、如何も致方はありませぬでした。

黑田家の盜賊方が、德藏甚助の案内をして柳河領の小保浦まで追跡して來たのは、月照一行が船を出した間際と云ふだけで、時日はしかと分り兼ねましても、孰れにしても船が出てから、日數は多く立つてゐなかつたと見えます。月照一行が鹿兒島の城下に着いたのに、筑前の盜賊方は四日後れて追及してをります。月照の一行は天氣模樣やら關所通行の都合やらで、途中に多少の故障を生じ、十一月十日の夜、始めて鹿兒島の城下に着きましたが、黑田家の盜賊方の鹿兒島の城下に着いたのは、十四日の夜でした。

黑田家の盜賊方は月照主從の小保浦より船を出して薩摩へ入つた踪跡を知つたので、從來のやうに途中を搜索せず、

陸路を直行して鹿兒島の城下へと急いだから、斯くは割合に早く追及したのでありませう。

小保浦の解纜と南航

月照國臣の一行は、柳河領の小保浦で都合好く薩摩行の船を雇入れ、出帆の用意は疾く整ひましたけれども、連日打續いて天氣惡く海上の荒れるのを如何ともし難く、竹內諸共に滯在をして十日ばかりを送りましたが、此月の盡くる頃になつて、風波もやゝ穩かになりました。猶ほ十分の日和ではないながら、滯在の日數も積つて捕手の追跡して來る心配も多く、今は躊躇してをられぬ塲合となりましたから、十一月の朔日を以て、愈〻船を出すことに決しました。

十一月朔日の朝、月照國臣の乘つた船は、愈〻纜を觧いて小保浦を出ました。

前の夜は竹內も別の宿から來て名殘を惜み、枕を並べて夜もすがら語りまして、一首の歌を咏みました。

梓弓柳川海をいわたらす
　君か舟路に波立つなゆめ

月照も返歌をしました。

年經とも忘るべしやは不知火の
　つくしにつくす人の情を

猶ほ小保浦を去る時、月照の咏んだ歌だと申して、別に殘つてをるのもあります。

舟人の心つくしの波風に

あやうき中を漕ぎぞ出ぬる

船の出る折は、北條も近い所の榎津から參つて、密に別れました。

船は有明の海を横ぎりまして、翌二日肥前の島原に寄航し、二日の間汐がゝりをして天氣の回復するのを待ちました。二日の間も島原に汐がゝりをして滯つたのは、海上の猶ほ荒れて十分の好い日和でないのに、强ひて小保浦より船を出したことも分ります。

五日になつて、天氣も漸く回復し且つ順風を得たので、全帆を揚げて肥後の海を走り、天草島の福浦といふを經て、始めて薩摩の米ノ津に着いたのは六日でありました。ところが米ノ津の浦役人は、他國から來る旅客は、野間原の關所を通行して入國せねばならぬと申して上陸を拒むので、據ろなく船頭を促して引返し、ふたゝび肥後の領海に入つて上陸しました。

此時何處から上陸したといふことは分り兼ねてゐます。米津より肥後の最南端の宿驛水俣までの間には、恰好の船着場もないので、水俣まで引返して上陸したのだらうと申す說もあります。或は然うかも知れませぬが、水俣は野間原の關所と二里半ばかりも隔たつてをるし、また一行が野間原の關所で通行を拒まれて引返し、乘つて來た船にフタヽビ乘つて、薩摩の阿久根を指して參つた情況などから考へますと、水俣よりもモツト野間原の關所に近い何處からか上陸したやうにも思はれます。恰好の船着場はないとしても、大きい船とは違ふし、暫く錨を投じて人をおろす位の磯邊は、何處かに見出されるわけです。大方は水俣よりもモツト野間原の關所に近い所から上陸したのでありませう。野間原の關所と米ノ津との間は、格別遠くもないので、米ノ津より直に關所へ參つて吟味を受け、入國を拒まれたから、また米ノ津に引返へし、乘つて來た船にフタヽビ乘つたかと思はるゝ趣もあります。此歲の七月、江戶の國學者鈴木重胤が入

國した時も、肥後より船が米ノ津に着いて、米ノ津より直に野間原の關所に參つて吟味を受けてをります。シカシ從來の傳說では、月照の一行は米ノ津より船を戻して肥後の領海に入り、何處かの磯邊より上陸して野間原の關所へ參つたのだと申しますから、今は暫く然う云ふことにして置きます。

また北條右門の記したものに據れば、月照一行の船は、米ノ津より二十里近くも南の方に當る市來の港まで往つた所が、港の役人は上陸を許さぬので、餘儀なく北の方へ船を戻して黑ノ濱より上陸したやうになつてゐます。他の種々の記錄と當時の情況とに照らしますと、これは全く誤りで、米ノ津で上陸を拒まれた事實を混同したものと見えます。

月照は九月の十一日に京都を立退いてから、紆餘曲折の行程を經て、今しも始めて薩摩の領內に辿り着いたのです、それでも野間原の關所を通行することは叶はず、鹿兒島の城下に入り込むには、猶ほ一方ならぬ難儀苦勞をしました。

野間原の關所

野間原の關所は、世に謂ふ薩摩の出水口の關門であります。

これは久しく一種特有の鎖藩の制を行ふ薩摩人が、モルヒネの甁の口を守るが如く、嚴びしく守る所の正面の玄關口で、寬政四年の夏、上毛の奇男子が、入關を拒まれて大に腹を立て『薩摩人いかにやいかに刈萱の關も戸ざゝぬ御代と知らずや』と豪歌し、文政元年の秋、日本外史の著者が、夜中こゝを通らうとして許されず、ベソを搔いて『關吏肆呵嗔』と哀吟したのも、同じく此關門でした。

月照國臣の一行は、豫定の計畫に從ひまして、洛外醍醐山三寶院の御門跡より日高存龍院の許へ差遣はさるゝ、御使

僧静溪院鏤水並に弟子の胎岳院雲外坊下男藤次郎主從三人と稱し、三寶院の坊官甲村左京名義の旅行劵を出して示しますと、關所の役人は暫くジツト打眺めてゐましたが、忽ち首を掉つて、三寶院御門跡の御使僧としては、行裝が餘りに手輕である。また日高存龍院は近ごろ京都より歸國せられた、御用の儀は在京中に調ふ筈だ、歸國せられて間もないのに、御使僧を差遣はされやうとも思はれぬ。旁以て疑はしいと通行を拒みました。

御使僧鏤水自ら疏明に勉め、弟子の雲外坊また代つて辯解しましたけれども、役人は頑として聞入れませぬ。一行は是非なく悄然として踵を旋らし、今しも來た路を取つて北の方へ引返しました。國臣は後に、關所の役人は主從を一向宗の徒と疑ふて通行を拒んだものだらうと申してをります。天正の昔、豊太閤の西征して島津氏を攻められた時、本願寺の門徒が嚮導となつて太閤の兵を迎へ入れたといふので、薩摩では領内に一向宗の行はるゝことを嚴禁し、キリシタンの様に取扱ふてゐたので、國臣は斯く申したのです。或は然うであつたかも知れませぬ。

月照は遙々京都から落ち下つて、様々の難儀苦勞をした末、今一息と云ふ所で斯かる次第となつて、前には薩摩の玄關口の門扉を望みながら、入ることを許されず、後からは捕手が追跡して來て間近く迫つてをります。僕重助の話によると、此時ばかりは月照も甚だ弱はつて、モウアカヌと言つたさうです。一行は悄然として踵を旋らし、上陸した所まで引返してみると、乘つて來た船は、猶ほ風模様を候ふて錨を入れてゐました。そこで今一たび何とかして海路から薩摩の境へ忍び入らうと云ふ工夫をしました。

月照は雲水の修業に慣れた禪宗坊主などゝは違つて、女のやうな都育ちの出家で、鞋をはいて些し歩けば、足は血に染まると云ふ人柄、殊に此邊では通譯者がなうては話も出來ず、僕の重助は此の場合固より何の役にも立ちませぬ。一切萬事は國臣の身にふりかゝりました。筑前を出る時、北條工藤から特に同行を頼まれたのも、斯かる時の臨機應變の

取計ひでありました。

國臣は苦心焦慮の餘、自ら一策を按じ出しまして、到頭月照主從を助け、フタヽビ海路を取つて首尾好く薩摩の領内へ入り込みました。

夜航の船

月照國臣の一行は、上陸した磯邊に乘つて來た船の猶ほ錨を入れてゐたのを是れ幸ひと、北を指して歸るのだと申して、ふたゝび乘り組み、夜を冒して先づ天草へ向け纜を解かしめました。

斯くて沖に出ると、恰も北風で南を指して走るには都合が最も宜しい、そこで國臣は船頭を促して、南の方薩摩の阿久根へ行けと申します。船頭は頻りに辭退します。それは是から南の方は總べて警察禁令の嚴しい薩摩の領海、また阿久根を指して行くには、黑ノ瀨戶を通らねばなりませぬ。黑ノ瀨戶は昔より西海の船乘が『一に玄海二に平戶三に薩摩の黑ノ瀨戶』と謠ふて、難航路の一つとして數へた所で、夜を冒して過ぐるのは別けて危險ですから、何と言ふて促しても、船頭は頻りに辭退します。國臣は船頭の到底承知する模樣のないのを見て、怫然として怒り、何の彼のと言ふて阿久根に行くのを厭がるのは、金が多く欲しいからであらう。然うなれば好し、これを遣ると言つて、サツトと刀を引拔き、刄を船頭の鼻のさきに突きつけました。然うすると、船頭は大に愕き且つ恐れ、忽ち唯々として命を奉じ、直に帆を揚げ南を指して走りました。

船頭の阿久根の方へ行くのを辭退したのは、强ちに金の多く欲しかつた爲でもなく、實際面倒の尠からぬ難所だから

で、辭退したのは寧ろ當然で、ナンデモ行けと云ふのは無理です。それを無理なりにも行かしめたのは、僞山伏の腰間の秋水の力でした。何と申しても、當時の社會では、刀は士人に取つて重寶至極で、庶民に取つては迷惑千萬のものでした。

國臣が此南航を事もなげに、夕ゞ復賃ゝ船欲ゝ入ニ阿久根ニといふ一語を以て記してゐますが、その刀を拔いて船頭を威嚇かした模樣は、僕重助の話に殘つて、頗る善く分つてをります。

國臣が此南航の船中で咏んだといふ二首の歌もあります。

野間の關ゆるさで今宵薩摩潟
　しるべを浪のうき枕かな

霜結ぶ風は糸針ならねども
　身を縫ふばかり寒けかりけり

一行三人を乘せた夜航の船は、ふたゝび薩摩の領海へ入り、此日一たび寄航して上陸を拒まれた米ノ津の沖を走り、黑ノ瀬戶を下りて馳せ、翌七日黑の濱に到りて纜を繫ぎ、一行三人は此處より船を棄てゝ上陸しました。

諸君若し薩摩の地圖を披いて見らるゝならば、肥後の葦北と隣接する出水郡の海に、長島と云ふ島があつて、長島と本土との間は、近く相迫つて狹長な一條の水道を成してゐます、即ち謂ふ所の黑ノ瀨戶。黑ノ瀨戶の極まつて盡き南に向ふて開けむとする所に、長島往來の渡場があつて、本土の方の渡場を黑ノ濱と申します。月照一行の志ざす阿久根は、こゝより猶ほ二里ばかりを隔だてゝをりますが、風も惡くなつて潮も逆ふので、豫定の地點を變更して、此處から船を棄てました。

黑ノ濱を距ること十餘町にして、脇本といふ小海村があります。彼の幕末の蘭學者の一人より身を起し、明治の朝廷に外務卿等の要職を奉じた伯爵寺島宗則の生れた故里で、黑ノ濱を監守する浦役人はコヽに居ります。月照の一行は脇本に參つて通行を求め、猶ほ野間原の關所のやうに、三寶院御門跡の御使僧主從三人と名のりました。コヽの浦役人は本道の關門を監守する役人の如く威張りませぬ。それに村の祭日か何かで、晝間よりシタヽカに飲んだものと見え、亂醉淋漓の體でしたから、深い吟味もせずして直に通行を許しました。

世間普通の記錄は、概ね阿久根より上陸したものと爲し、島津家より幕府へ屆出た文書もヤハリ同樣になつてゐます。監守の區域の阿久根に屬したか何かの爲に、然うなつてをるかも知れませぬが、國臣は自ら『復賃レ船欲レ入二阿久根一、逆風及レ潮、至二黑門一船不レ進、竟碇二黑濱一陸二行脇本一、幸吏皆醉、點撿不レ嚴、三宿而至二麑府一』と記してをります。

月照國臣の一行は、阿久根を指して行く途中、風と潮との都合で、據なく黑ノ濱より上陸し、脇本の浦役人の點檢を受けたやうにも思はれますけれども、前年の夏、筑前秋月の閨秀詩人原采蘋の天草より阿久根を經て鹿兒嶋に遊んだ折は、着船の初、阿久根から態々脇本に參つて、始めて入國の承認を得た事實も殘つてゐます。北の方肥後肥前より阿久根に航するには、黑ノ濱は必由の所ですから、或は阿久根より上陸する旅客は、何人でも先づ脇本で浦役人の吟味を受るのが、當時の藩制であつたかも分りませぬ。

月照國臣の一行は、斯くて始めて薩摩の領内に入りました。ヤレ〳〵と一先づ安心をして喜んだ當時の情懐は想ひやられます。月照の咏んだ三首の歌もあります。

都にて誰かあはれと思ふらむ
　心づくしのはてをこす身を

あま小舟人にはゆめな語りぞよ
　薩摩のせとに吾れわたり來と

浦安く今日は薩摩につきにけり
　心づくしの人をたよりて

黑濱より船を棄て、始めて薩摩の領内に入つたのは、十一月の七日、それから更に二十餘里の道を歩いて、鹿兒嶋の城下に着いたのは、十日の夜でありました。

黑ノ濱に上陸してから、途中に三晩宿つて鹿兒嶋の城下に着いたことは、國臣の自ら記してをるので知られますが、此間いづこの驛に宿つたの歟、いづれの道を通つたの歟、途中の模様は善く分りませぬ。たゞ僕重助の話によると、此途中でも猶ほ勉めて世間の耳目を避けたものらしく、午時の食事なども、民家に立寄つて喰べないで、餅や甘諸のたぐひを需めて飢を凌ぎました。月照も始終徒歩したと見えまして、鞋が血に染んだと云ふのも、重に此時の事でした。京都を出てから、最も多く道途の艱苦を嘗めたのは、恐くは此薩摩路三日の間の行程でありませう。

月照國臣の一行は、十一月十日の夜、鹿兒嶋の城下に着くと、直に甲突川の邊に住む日高存龍院の家を訪ねました。日高存龍院は豪富を鳴らした三寶院派の修驗僧で、日高ヤンブシと言はれて名を藩内に知られ、老君齊興公の眷顧も

淺からぬ人で、月照とは上洛の折識り合ふてをる間柄ですけれども、元來は貨殖の道に老けたと云ふ外、格別の取る所のない至極の俗物のやうに噂をせられ、固より共に國事を談ぜらるゝ樣な人柄ではありませぬでした。たゞ表向は三寶院御門跡より此人の許に差遣はさるゝ御使僧と名のつて入國したことだし、西鄕海江田の消息は、一たび別れてから全く斷絕して、藩內の事情は些しも分らず、今しも不案內の土地に始めて入り込んで來て、據ない所からして、先づ存龍院の家を訪ひました。

存龍院は請じ入れ、相當の禮をつくし接待しました。主從三人は此家に宿りました。

當時の薩摩は先君齊彬公の薨去を距ること纔に百十餘日、久光公の嫡男又次郞君、十九歲の年少公子を以て入つて島津家を相續せられ、祖父齊興公近ごろ江戶より歸つて藩政を聽かるゝことになり、島津豐後新納駿河の諸老職、專ら政權を握りまして、齊彬公の治世後頓に面目を革めた藩狀は、また忽ち一變せむとする時でありました。然うして年少の新藩主又次郞君は、江戶に參勤して家督相續の儀を行はるゝ爲め、祖父齊興公と入り代はり、島津豐後を隨へて發駕せられ、月照が小保浦に潛伏してをる頃、筑後筑前の境を過ぎて東行せられた後で、藩政の機務は留守をする老職新納駿河の手にありました。

日高存龍院は突然として訪ふて來た月照を迎へ、取り敢へず請じ入れ、相當の禮をつくして接待はしましたが、近ごろの穩かならぬ上國の模樣は豫ねて聞いてもをれば、月照の遙々下向した事情をも知つたので、此儘留め置いては、後日如何なる累を受けるかも分らぬと心配をして、即夜甥の田原與兵衞と云ふものを招き、如何したら可からうと相談を遂げまして、兎も角も事の次第を老職の新納駿河に申出で、指圖を請ふが宜しいと云ふことになりました。

そこで猶ほ平素駿河の家に心易く出入をする知音の田中源左衞門を賴み、翌十一日の朝早く、與兵衞は叔父の存龍院

に代はり、田中と相伴ふて新納駿河の家に到り、面謁を求め、昨夜月照の突然來り訪ふた次第を述べて指圖を請ひました。

新納は月照が近衞公の意圖を承けて行動した事情や、幕府の追捕を逃れて九州に落ち下つた消息は、薄々耳に入つてもをれば、此間島津家と相闘する機密などの伏在することも分つてゐたので、田原與兵衞の話を聞いて眉をひそめ、厄介な人物が入國したもの哉と思ひましたが、存龍院は淺からぬ緣故もあつてみると、相當の禮をつくして接待するのは、餘儀ないわけと承認を與へました。さりながら談話應答は十分に注意を加へねばならぬと戒め、猶ほ追つて評議をして沙汰する旨を諭して二人を引取らしました。

田原與兵衞と田中源五左衞門は本來實の兄弟だと云ふ說もありますが、新納の日記には、夕ゞ懇意の間柄として見えてをります。

新納の日記によれば、月照は鹿兒嶋へ着くと、何處からか書面を存龍院に寄せて會見を求めたので、存龍院は翌日の朝先づ狀を新納に告げ承認を受けて後、始めて月照を請じ入れて會見したやうになつてゐます。これは田原與兵衞が前夜已に月照の來り投じたことを掩ひ隱くし、たゞ書面を寄せて會見を求めたと言ふたの歟、然もなければ、新納は前夜已に月照の來り投じたことを聞きながら、何か存龍院の都合を斟酌し、態と聞かざるを裝ふて斯くは記したものゝ如く、他の幾多の情況から考へると、月照は十日の夜鹿兒嶋の城下へ着くと、直に存龍院の家を訪ふたのが、如何しても事實らしく思はまれます。

月照の入薩　二

月照は日高存龍院の家に一夜宿つて、翌日の朝は、自ら出てゝ密に西鄕の家を訪ひました。

此頃西鄕は甲突川の西の方で存龍院の家より程遠からぬ上之園といふ所に住んでをりました。先月の朔日に、下關の三浦屋で月照と別れ、途中より老君齊興公の駕籠に隨ふて歸國しましたが、齊彬公を喪ふた後の藩狀は、早くも一變して如何することも出來ない事情となつて、頻に苦心焦慮しつゝ空しく日を送つてをる折しも、月照は突如として來り訪ふたのであります。

寒素なる住宅、固より秘密の客を迎ふる閑室とても無いので、家人の調度衣服を取散らした奥の一間を俄に片付けて請じ入れ、さて互に一別以來の話をしました。後に大山元帥の兄さんの彥八と云ふ人の妻となられた季の妹が、猶ほ家に居られる時で、お茶の給仕等をせられました。

月照は西鄕の話を聞いて、始めて齊彬公の薨去後一變した藩狀を詳かにし、猶ほ當面の事に就て相談をして、一先づ日高存龍院の家に立戻つてみると、忽ち政廳の命があつて、市中柳之辻の使者宿田原助次郎の方へ移らねばならぬと云ふことで、直に存龍院の家を去り田原の方へ移りました。然うして田原の方へ移ると同時に、外出徘徊し又は他人と接見し書信を往復することを禁ぜられ、政廳より特に派遣した番人が附いて居つて監守をするので、全く出入通信の自由を失ひ、西鄕はじめ同志との交通は忽ち斷絕して了ひました。

此日の朝、月照は自ら出てゝ西鄕を訪ふ時、意を國臣に告げ、書を海江田に寄せて入國の趣を告げしめました。海江

田は良後れて國臣の書を見、始めて一行の入國を知りまして、急いで存龍院の家に參りますと、月照は已に使者宿の方へ移された後で居りませぬ。そこで直に追ひかけて使者宿の方へ參ると、監守の番人が附いてをつて、何と言ふても面會をさせぬので、據なく立去つて西鄕を上之園に訪ひました。

西鄕は此時まで月照を猶ほ存龍院の家に居るものと思ふてゐたので、海江田の話を聞いて、始めて使者方へ移された樣子を知り愕然としましたが、事已に去つた後で、如何する分別もつきませぬ。たゞ互に天を仰いて浩歎長大息するのみでありました。

月照の入國した當時の薩摩は、前にも申した通、先君齊彬公薨去の後を承けて藩狀一變し、年少の新藩主又次郎君は、傍系より入りて島津家第二十九代の家督を相續せられても、江戶の幕府に對する公式の手續は、猶ほ濟んでをらぬので、是から威權赫灼として夏日の如き井伊大老執政の江戶に參勤せられんとし、今恰も東行の道中といふ場合、幕府の嫌疑を犯す樣なことは、事柄の如何を問はず、勉めて避けねばならぬ必要がありました。併しながら先君齊彬公の臨終の際まで、呉々も言ひ置かれた勤王の遺志は炳然としてをります。それに齊彬公の在世中特別の委信を蒙つた鎌田出雲以下、西鄕一派の面々の如き、少數ながらも先君の遺志を繼紹して朝廷を擁護し、井伊大老執政の幕府に對抗せむことを念ふ藩士もあります。そこで老職の新納駿河はじめ政廳の人々は、月照をして自由に藩內の同志と交通せしめたら、如何なる事態を生するかも分らぬと思ひまして、取り敢えず月照を田原助次郎の家に移し、外出徘徊と他人の面會書信とを禁じ、外には公然として監守の番人を置いて交通を警戒し、內には旅客を裝ふ偵吏を潛まして、朝夕の起居を視察しました。

田原助次郎の家は、當時お使宿と唱へ、他國から來る上等の賓客を留むるを例とした旅館で、月照一行の取扱には善

く意を用ひ、飮食枕衾の手當なども頗る鄭重でしたが、何分にも外部との交通を禁ぜられまして、此人一人をと遥々たよつて來た西鄕すらも、始めて着いた翌日の朝訪ふて參つてから、ふたゝび面會した歟どう歟覚束ない程のことで、海江田伊地知吉井等の來往は、猶ほ天涯千里を隔つる人の如く斷絶したので、一室の外の消息は全く分らず、今は己が身の上も君國の事も、たゞ形行に任かせてをりました。

月照の入薩　三

國臣は實は途中からの同行者であつても、表面は弟子の胎岳院雲外坊で、政廳の方では家來の寺侍か何かと認めてをるので、自然月照諸共に外出徘徊も他人との接見文通も自由を奪はれました。

それでも始めて鹿兒嶋の城下に着いて、月照が存龍院の家を出で西鄕を訪ふた後では、書を海江田に寄せて入國の趣を知らせると同時に、已は伊地知龍右衛門を訪ふて會見した痕跡は殘つてをります。伊地知は月照の近狀を尋ね、事態こゝに及んでは、師の志も或は挫けどもはしない歟と申しました。國臣は別れて歸つて、伊地知の申したことを有のまゝに語りますと、月照は一首の歌を咏んで答へました。

弓矢とる身にしあらねど一筋に
　　立てし心の末はかはらじ

月照が斯かる窮境に臨んでも、志操愈々凛然として勁烈を失はなかつたことは分ります。

それから月照は或る時國臣に向ひまして、假令如何樣のことがあらうとも、粗忽の申條はせまいとは思ふけども、捕

縛の身となつて嚴びしい詮議を受けたら、或は何とか言誤りをして、宮家近衞家などの累となるかも知れぬ。若し追捕の人の愈々迫つた時は、どうか同志の手にかけて終を遂げさして呉れと頼んだと云ふ傳說もあります。

これは唯薩摩での話といふだけで、何處でのこと歟それは分つてゐませぬが、他には斯かる話をする場合がないので、ヤハリ田原の家にての事だらうと思ひます。政廳は命を下して此家に移し、西鄕等の同志とも交通をも差止めたので、或は結局は追跡して來る捕手に引渡すのかも知れぬと考へまして、斯かる話をして賴んだのでありませう。

當時の薩摩の藩狀では西鄕などの希願通り先君齊彬公の遺志を繼紹し、飽くまでも朝廷のために力を盡して江戶の幕府に對抗することは、勿論それは叶はぬ相談でした。併しながら島津家とは六百年このかた由緖も深く、代々格別に尊敬してをる近衞家のお聲掛りを以て、遙に落ち下つて參つた月照を、此場合捕手の爲すがまゝに任かせて、ムザ／＼見殺しにすることは、到底それは出來ない事情もあります。また世間一般の取沙汰や、西鄕など同志一派の人氣も斟酌せねばならぬ所からして、月照の處置に就ては、政廳の方でも甚だ困つて、家老座の書役福永直之丞簑田傳兵衞伊集院直五郎長野彥七の面々は、裁許掛の簗瀨源之進と共に老職の新納駿河を中心として、或は政廳に於て、或は駿河の宅に於て、三四日の間、頻に評議を凝らしましたけれども、適當の考案もなく荏苒日を送りて十五日に及びました。

また一方の西鄕などの同志を見ると、これは前にも申しましたが、西鄕は先君齊彬公第一の愛臣を以て、無比の眷遇を蒙つて腹心を委ねられ、重要の機密を擔當した爲め、早く名を天下の諸侯士太夫に知られてをりますけれども、藩內に於ける本來の身分は、資格の極めて低いふ小性組の侍、徒目付を本職とし、絕えず君上に面謁して直接命を聞く便宜上、お庭方お鳥預とい小姓の管理役を兼帶したに過ぎませぬ。海江田はお茶道坊主、吉井は藏方の下役、伊地知は齊彬公の特旨を以て江戶に遣はされた遊學生の一人、五年十年の後には各々嶄然として頭角を露はし、二十年三十年の後

には、謂ふ所の復古の功臣として維新の元勳として望を負ひ名を著はしましたが、此頃の藩制の上からは、孰れもコンマ以下の地位の人、その外の始より西鄕と志を同くした大久保稅所等の人々、また皆同樣で、藩政藩議の機務とは、全く沒交涉の微祿小身の人ばかり、近ごろ藩に歸つても、始から藩に居つても、策の施しやうもなければ、手の着けやうもなく、月照の使者宿に移されたのを見ても聞いても、たゞ徒らに慨嘆悲憤するの外はありませぬでした。

此間たゞ一人の重役若年寄の鎌田出雲がゐまして、月照とは伏見の會見以來、淺からぬ因緣をもつてをりましても、恰も瀕死の篤疾で人事を視ること叶はず、付役の市來正之丞をして代はつて意見を政廳に述べましたが何の詮はありませぬでした。西鄕等の同志中、最も門望の高かつた岩下佐次右衛門は、老職新納駿河の甥でしたから、岩下でも藩に居つたら或は新納に入說する位の手寄はあつたかも知れませぬけれども、岩下は新藩主の江戶參勤に扈從して不在中でした。

要するに、月照の來り投じた當時の薩摩は、藩主の代替はりの爲め藩狀の一變した間際で、政廳は專ら幕府の威名を畏れ、承順迎合を旨とする尋常の俗吏を以て成立つてをるし、西鄕等の同志は概ね地位勢力の乏しい微賤の人ばかりしたから、政廳を動がして月照庇護の議を決せしむることの叶はぬのは寔に餘儀ない事情でした。

たゞ何と云ふても、月照は島津家と由緖の深い近衞忠煕公の眷顧を蒙つてをる人で、若し月照が捕縛を受けると、近衞家の難題ともならうと云ふことは、老職の新納はじめ政廳の人々も善く分つて心配したのですから、猶ほ多少の餘日でもあつたら、何とか庇護を與ふる工夫はついたかも知れませぬ。如何したら好からうと、頻に評議をして決し兼ねて心配をしてをる折しも、筑前の盜賊方白石潤太松尾平太の兩人は、早く入り込んで來て捕縛を迫つたので、政廳では狼狽し、倉徨として急に評議を決し、月照の退去を命じたので、斯くて投海の事變を生じました。

京都から月照を追跡して下つた德藏甚助の兩人は、筑前筑後と搜がし廻はつて、柳河領の小保浦より海路を取つて薩摩に入つたことを知り、肥後の水俣まで追ひかけて參りましたが、如何いふわけ歟、豫め福岡で吟味の次第もあつて、兩人は水俣に足を留め筑前の盜賊方をして薩摩の領内に踏込んで猶ほ追跡せしめました。筑前の盜賊方は十四日の夜鹿兒嶋の城下に着き、職務上の關係を以て識り合ふてをる島津家の足輕を訪ひ、入薩の事情を告げて助力を求め、月照捕縛の手筈を相談しました。そこで島津家の足輕は、筑前の盜賊方の參つて相談した次第を裁許掛の簗瀬源之進に申出て簗瀨は之を政廳に申出でました。

十五日の午前、福永直之丞簑田傳兵衛伊集院直五郎長野彥七の四人は、簗瀨と共に新納駿河の宅に於て、筑前の盜賊方の參つて申出てた事に就て、段々と評議をつくしましたが、依然として名案はありませぬ。然らうかと云つて、筑前の盜賊方の相談のまゝに月照を捕縛さしては、近衞家の難題も差見えてをることで、舊來の由緒それは到底出來ず、筑前の盜賊方は確かと月照の踪跡をつきとめて參つてをるので、今更白らばくれて領内に入り込んでゐないとも申されませぬ、旁々據ない所からして、西鄕に內意を申含め、今夜のうちに月照を同行し福山を指して城下を立退かせ、それから國境の紙屋か志布志の方に隱れ忍ぶやうに取計ひ、筑前の盜賊方へは、已に城下を立去つた趣を告げ知らすが好からうその後のことは形行に任すより外はあるまいと云ふ評議を決しました。西鄕には路用として町會所の有合金より十兩を支出して給與し、猶ほ老功の足輕阪口周右衛門を道案内として同伴させ、一行の形行を見屆けしむる手筈をも細々と取

極め、西郷へは簗瀨より申し達することにして評議を終はりました。

此日の午後、簗瀨は私宅に西郷を招き、家老座書役の福永直之丞も立會ひまして、政廳の內命を傳へ、捕手の追究甚だ嚴びしいから、到底鑁水を領內に留めて庇護を與ふることは出來ぬが、たゞ御身の情誼を以て庇護するのは、政廳では御身の私事として敢て關係する所ではない、併しながら此城下に於て捕縛せらるゝ樣のことでもあれば、島津家の面目を損するから、急いで鑁水を同行して關外の地へ立退かねばならぬ。然うすれば政廳は日州の方を指して城下を立去つた趣を筑前の盜賊方に告げて事を濟ますであらう。筑前の盜賊方は已に來てをるので必らず今夜のうちに立退かねばならぬと言渡しまして、猶ほ種々の注意を與へ、日州高岡の法華岳寺に至つて潜むも可からうと申しました。

西郷は謹んで命を領し、多く言はずして簗瀨の家を去りました。

簗瀨源之進は維新の後も猶ほ久しく生存した人で、晩年は東京麻布の一之橋の邊に住み、煙草の小賣店を營み生計を支へてをりまして、往々月照入薩當時の事情を語りました。

政廳は西郷に內命を下して、月照を同行し日州の方へ立退けとは申しましたけれども、筑前の盜賊方に加勢をして薩摩の領外で月照を捕縛せしむる樣な意思は毫も無く、新納の宅での評議も、たゞ關外の地に送り出して幕府の嫌疑を避くるを旨としたもので、關所を越えて立去つた後のことは自然の形行に任かする考であつたのは、新納の日記と照らし合はせて、それは如何にも當時の眞相らしく、縱令日州の地方を指して城下を立去つたことを筑前の盜賊方に知らしたとしても、その以上捕縛の便利を謀る樣な意思は全く無かつたものと見えます。併しながら西郷は簗瀨の傳達した政廳の內命を聞いて、筑前の盜賊方に加勢をして月照を捕縛せしむるのだと了解したものゝ如く、憤然また憤然として早く自ら死を決しました。

海江田の說によると、西鄕は此日築瀨より政廳の內命を聞いて後、大久保海江田にも會ひまして、事の次第を語り、政廳が月照に庇護を與へぬ許りでなく却て國境の外へ追出して捕手の爲すがまゝに打任かせむとする無情を憤慨しましたけれども、早く自ら死を決した景色は些もありませぬでした。海江田等は政廳の內命は然うだとしても、是より後も何とか臨機之に處するの道はあらう。日向の方より迂回して肥後へ入り、長岡監物を賴むも好いではない歟と申すと、西鄕は成程それも然うだ、一策である、成敗は天に任かせて行かうと答へて別れたと申します。果して海江田の說のやうだとすると、西鄕は決死の覺悟を掩ふて故らに斯く答へたものと思はれます。それは間もなく月照と相抱いて海を踏んだ故であります。

島津家の所領以外の日向は、德川幕府の威令の最も善く行はるゝ地方、築瀨が往いて潛めと注意を與へた高岡の法華岳寺は、猶ほ薩摩の領內とは云つても、關所の外にあつて、幕府の直轄する宮崎を距ること纔に六里、また譜第の諸侯延岡の內藤家の支領と薩摩領と、犬牙交錯して境を接する所でした。政廳が月照を追立てゝ關所の外に出でしむるは、縱令それは幕府の嫌疑を避くるを旨としたもので、別に深い意思はなかつたとしても、實際は幕府の威令善く行はるゝ地方に驅逐して捕縛を容易ならしむる歸結となります。西鄕が政廳の內命を受け、慨然また憤然として早く最終の覺悟をしたのは、寔に巳むことを得ぬ事情でした。

西鄕の死を決した時期に就ては、從來種々の說も行はれてゐますが、その知巳の主齊彬公を喪ふて殉死の情極め切であつたのを、故君勤王の遺志紹成せさるべからざるを反省し、强ひて餘生を偸んでをるのは、爭ひ難き事實でしたから、近ごろ上國より歸つて來まして、藩狀一變し時事日に非なるを見て、死を思ふの情は、更に新しきを加へた筈です。それは歸國の途次、熊本の長岡監物を訪ふた時、監物が早く西鄕の死を決してをる心事を看取して、慰諭最も勉めたと云

ふ話でも分ります。

西郷の月照と死を共する意を決したのは、或は簗瀬から政廳の內命を聞いた時よりも、猶ほ數日早く、寧ろ月照の突如として我家を訪ふて來た頃であつたかも分りませぬ。

月照の入薩　五

月照入薩の當時、政廳の人は幕府の嫌疑を恐れ、早く追立てたが宜しいと云ふし、西郷等の一派は、故君齊彬公の遺志と近衛公の委托とを說いて庇護を求むるので、老職の新納駿河は甚だ處置に困つて、密に具狀して老君齊興公の旨を請ひますと、齊興公は出家を取扱ふに無情なことは出來ぬ。近衛家の眷顧を蒙つたものと云へば猶更である。暫く種子嶋へ遣つて時節の穩かになるのを待たすが宜しい。お知嘉の話の相手にもなつて好からうと言はれました。お知嘉と言はれたのは、齊興公の實妹で、島の領主種子嶋彈正に嫁した人、此頃は未亡人となり松樹院と稱してをられまして、篤く日蓮宗を信仰し、また歌道の嗜好も深く、夙に賢女の譽ある人でした。

新納は退いて老君の言はれた次第を政廳の人々に告げ相談をしますと、政廳の方では、種子嶋は他國の船も寄航し、旅商人も來往する所だから、世間に洩れて聞える心配が多い。且つ今は海上の荒れる季節で、渡航の都合も急には運び兼ねる、旁老君の御沙汰のやうに取計ふことは難しいと申すので、新納は月照自ら種子嶋に渡航するのを好まぬからと申立て、重ねて老君の旨を請ひ、斯くて日向の方へ立退かしむる評議を決したと云ふ傳說があります。

また斯う云ふ傳說もあります。

また別に斯う云ふ傳說もあります。

老君齊興公は久しく月照入水の事變を知られず、ヤハリ自ら沙汰せられた通、種子嶋に渡航してゐるものと思ふて居られまして、翌年の春、松樹院夫人が種子嶋より出て來て、公の起居を候じ寛談せられた時、公は月照の事を語り、近狀の如何を問はれました。夫人は嘗て聞及ばれぬ話ですから、返辭にも窮せられましたが、何か事情もあらうと思はれたので、適宜の應答をして一時を取繕ふて退かれると、休息の部屋に志々目獻受といふ侍醫が控えてをりました。夫人は獻受に向ひ、只今御前で爾々のお話を承はつたが、一體如何なる事であらうと尋ねられました。獻受は月照入水の事變は、豫ねて耳にしてゐますけれども、此場合陽はに申しては、或は何かの差支を生ずるやも分らぬと懸念をして、已れも全く不案内の由を答へ、歸宅の後、老君は猶ほ月照入水の事變を分らずに居られる樣子を家人に語つて、密に嘆息しました。獻受の子獻吉は、前三年安政二年の冬、筑後久留米の高山彥九郎の墓前に水盤を寄進し、七十餘年後の今日、猶ほ一個の好記念物を留めてをるやうな人物で、聊か尊王の大義も解かつて、西鄕等の一派と志を同うする者でしたから、父の話を同志の徒に告げました。そこで同志の徒は、政廳の人が老君の旨に戾り月照入水の事變を生ぜしめた內情を始めて覺りまして、愈々政廳の人を攻擊しました。新藩主又次郎君の參勤に扈從して東行した岩下佐次右衞門が、江戶から歸つて參りますと、同志の徒は岩下の叔父新納駿河の措置を誤つたことを持出して、頻に苦情を言ふので、岩下は甚だ迷惑して困つた樣な話もあります。

これらの傳說は、老君齊興公の德量を示さうとして、故らに構造せられたのかと思はるゝふしも無いとは限りませぬが、月照處分の眞相を考ふる第一の好資料新納駿河の日記には、これらの傳說と符合する記載もなければ、之を否定すべき記載もなく、簡粗なる文字の間、裏面に幾多の經緯の伏在してをる痕跡は歷々として殘つてをります。此二ツの傳說

は話に條理もあつて當時の事情に適合する所も尠くないので、必ずしも全く構造せられたものとは定め難いのであります。但その月照をして日州の方へ立退かさうとしたのは、筑前の盜賊方の追跡して參つて捕縛の相談をしたことの始めて分つた席上、急に評議を決した處分で、重ねて老君の旨を請ふ餘間は無かつたのですから、月照自ら種子嶋に渡航するを好まずと稱し、重ねて旨を請ふたと云ふのは、勿論それは間違としましても、老君齊興公が月照をヤハリ種子嶋に渡航したものと思はれて、久しく入水の事變を知られなかつたのは或は實を得てをるかも知れませぬ。これは當時に於ける國主大名通有の事態、内外の機務を老職宰臣に任ずるを例とした大藩の君主は、往々迂闊斯の如く甚だしきものがありました。

猶ほ別に一ツの傳說もあります。

老職の新納駿河は、日比西鄉の人物を識り、その志を憐む心もあつた人で、また月照を捕手の爲すがまゝに任せて見殺すことの出來ぬ事情も義理も善く解かつてゐたので、表向は月照に立退の命を下しても、一たび鹿兒島の城下を去らしめ、筑前の盜賊方に告げ知らする辭柄を設けた後は、密に呼び戾して庇護を與ふる意思であつたのを、簗瀨源之進や福永直之丞の輩が、駿河の眞の意思を了解し得ないで、誤つて表向の沙汰のみを西鄉に傳へたから、斯かる入水の事變を生じたと云ふ話もあります。

新納の日記は此間の機微を窺ひ知る記載を缺いてをりますが、西鄉の人物を識り、その心事を憐むことの淺くなかつたのは、他に多少の徵憑もあるし、筑前の盜賊方に月照を委ぬるを不本意とした樣子は、日記の裡にも痕跡を遺してゐますから、斯かる裏面の齟齬、また必ずしも全く無いには限るまいと思ひます。筑前の盜賊方の追跡して來て捕縛を迫ることが、十日若くは十五日も後れたら、或は何とかして月照を庇護する道を發見したかも分らなかつたのは當時の事

情で、如何したら好からうと處置に苦んで、日々評議をしてをる最中、筑前の盜賊方の追跡して來て捕縛を迫つたことを始めて知つて、急に評議を凝らしても、適當の名案もない所からして、窘窮の余、西鄕をして日州の方へ連れ出さしむる內命を下した眞相は、新納の日記をみても善く分ります。

當時政廳の內命を受けて月照西鄕と同行し、入水の時も專ら力を盡して救護に勉めた阪口周右衞門の具申書もあつて、新納の日記と共に當時の事情を考ふる好資料ですが、阪口の政廳から受けた內命には、月照を筑前の盜賊方の手に渡してはならぬ趣も示されてゐまして、成るべく邊鄙の場所に忍ばせて附添ひ、程よく取計ふて用辨を致せと云ふことで、政廳の方で筑前の盜賊方に直接間接の援助をして、月照の捕縛を容易ならしむる樣な痕跡は些も無く、都合好くば何處かに潛ませて置いて事を了ひたいと謀つた樣子は窺ひ知られます。時機を見て密に呼び戾し庇護を與ふるのが、新納の眞の意思であつたと云ふのは、全く然うでなかつたとは申されませぬ。

政廳の內命を受けて月照西鄕に附添ふた阪口周右衞門は、後に吉兵衞また源七兵衞とも稱した人で、當時の藩制上、兵具方の肝煎と云ふ職名を帶びて足輕の組頭を勤め、最も練達を鳴らした老吏でした。萬延元年の春、櫻田の事變の起つた時、江戶屋敷の重役喜入多門の命を受け、六人の部下を率ゐ、有村雄助が義徒の巨魁水戶の金子孫次郎及び金子の從者佐藤鐵太郞と共に、藩邸を脫して西上するのを追跡し、伊勢の四日市に於て三人を拘し、然かも三人を取扱ふに、善く禮と情とをつくし、時論の賞美する所となつたのも此阪口でした。

政廳の最終の評議は、月照が關所を越えて立退いた後の事を以て、自然の形行に任かするの外はないと決したとしても、特に斯かる練達の老吏を擇びて同行者とし、且つ筑前の盜賊方の手に渡しては、差障のある趣を告げ、成るべく邊鄙の場所に忍ばせて附添ひ、程よく取計ふて用辨致せと內命を下した所をみると、此間また自ら月照の爲に不利ならぬ

用意も含まれてをる樣にも思はれます。

孝明天皇の宸翰

今や月照は愈々西郷と相抱いて薩摩の迫戸の波を踏む場合となりました。

此時に於て、顧みて三百里の余所なる朝廷の內情を窺ふてみるのは、寔に感懷の多いことですが、朝廷の內情は、孝明天皇の密に近衞忠凞公に賜はつた宸翰を拜讀すれば、自ら瞭然としてをります。

孝明天皇此時寶算方に二十七、滿廷の群公卿は必ずしも聖慮に添ひ宸憂を分ち奉らず、攝關の家動もすれば覇府の意思を迎合し、密に消息を相通ずる人もあつて、甚だしきは往々幕吏の耳目となつて殿陛の上を趨走する者さえゐました。そこで天皇は青蓮院宮や近衞三條の諸公のやうな二三の親王大臣を腹心として、內外の機務を謀らせ給ふのが、當時の眞相でありました。

十一月九日は、月照國臣の一行が、疲れた足を曳ずつて鹿兒嶋の城下に辿り着く前日で、恰も南阪の荒村寒驛を過ぎ、高低崎嶇の道を步いて全一日を費した日に當ります。京都の朝廷では、天皇深く幕府の暴横を御憂慮あらせられ、恰も此日を以て極密の宸翰を左大臣近衞忠凞公に賜はりし旨を島津家などに傳へ、關東の姦賊を退治せしめむことを謀らせられました。

鳥渡私存念極內々申試候、宜御勘考希入候、別之事に而も無レ之候、實は段々差縺、間部之處置暴計心痛候、何卒薩州杯へ密々仕損無レ之樣被レ成候而、姦賊を退治は成間敷や、段々堂上へ手を掛候樣相成候而は、誠に々々朝威廢れ嘆

け敷大に混亂候間、何卒御勘考願入候、然又々路に而奪取に相成候樣成事に而は、却而招ㇾ害候次第、其邊は御用心堅固にて御勘辨被ㇾ成間敷や、幸今度大納言殿東行故、何卒御親族之大名へ極密々御傳之事は成間敷や、實此儘にては不ㇾ容易ㇾ次第段々發起候間、何卒厚御勘辨願入候事。

十一月九日申刻認　　此花

左大臣殿

幕府が手を堂上の公卿に著け、近衞鷹司三條諸公の退官落飾を迫つたのは、是から數月の後で、此時までは猶ほ諸藩及び浮浪の志士と親王大臣の諸太夫家臣とを檢擧するに止つてゐましたが、漸次獄案を擴大して朝廷を威壓せむとする形勢は、歴々として現はれて來て、近衞左大臣鷹司右大臣一條內大臣三條前內大臣等も嫌疑を避け參朝せられぬので、深く叡慮を惱まさせられ、實力ある大諸侯の擁護に賴つて幕府を控制し、朝廷を犯すことを豫め防がせ給はむとの思召からして、斯かる宸翰となりました。

此花と記るされたのは、孝明天皇自ら用ひさせ給ふ御稱號、幸今度大納言御東行故とあるは、近衞公の家嗣大納言忠房卿が、家茂將軍任官宣下の勅使として江戶へ下らうとせらるゝ折柄ですから、斯くは宣はせられました。數月の前若くは數旬の前、月照西鄕等同志の人が、勅諚降下の計畫を立て、有力なる諸侯の興起を促し、井伊大老執權の幕府に對抗せむとしたのも、自ら此間の思召と脈絡の存ずるもので、孝明天皇は當面の形勢を御憂慮あらせらるゝの餘り、猶ほ列藩諸侯の擁護に賴らせらるゝの思召を棄て給はず、近衞公をして更に此事を成さしめやうと望まさせ給ふたのでした。然うして月照が幕府の嫌疑を受けて飽くまでも追究せられ、今や薩摩の迫門の波を踏んで、難に殉じ身を獻ずるのも、

全く斯かる宸襟を安んじ奉らうとして、専ら心を傾け力を盡したが爲でありました。

此宸翰を賜はつてから四日後の十一月十三日は、月照がお使者宿の田原助次郎の家に幽禁されてをる時で、西郷と相抱いて薩摩の迫門の波を踏む三日前であります。

孝明天皇は此夜また密に宸翰を近衛公に賜はりました。

御一報之趣令二披見一候、何共申様無レ之御書取、恐懼且心痛仕候、如レ此有様哉と日外より心配致候暴之計策と相成日々心痛、當時は私一本立實々心痛大困りに候、何卒大體之趣意相立、枝葉之混亂無レ之様と祈念之外他事無レ之候、三公共引籠りに而、若輩之人々に成候而ハ、誠に々々心配候、何卒尊公もさのみ御力落無レ之、如何様成共御配慮今一きわ願度候事、何も荒々。

十一月十三日辰半刻　　此花

左大臣殿え

御文言の趣を拜讀しても分るが如く、近衛公は鷹司右大臣三條前内大臣等と同じく、退官隱退の意を決して参朝せられず、密に内書を奉つて幕府壓迫の事情を述べられたので、斯かる宸翰を賜はつたものと見えます。此宸翰を賜はつた時の晝間でなかつたことは、別に徴憑もありまして、辰半刻の御註記と併はせ考へると、夜の九時頃、親しく御筆を染めさせられて密に賜はつた宮深の模様も、ヲノヅカラ想ひ知られます。

宸翰中數ば御の敬字を用ひさせられ、或は近衛公を尊公と稱せられ、御身自ら私と稱し給ふが如き、また或は尋常臣民の義例を以て、近衞公の宛名を遙に高く記され、御身自ら低う下つて署させ給ふが如き、當時大小の諸侯が、老職宰

臣の輩に與ふる筆札の倨傲尊大を極むるとは、雲泥霄壤の差も啻なりませぬ。近衞家は古來藤原氏の長者として、他の攝關卿相の家とも一樣ならず、殊に近く關白信尋公が後陽成天皇の皇子を以て、降つて此家を繼がせられてからは、皇室との血緣の關係も深うなつたし、また忠凞公は天皇猶ほ東宮におはします頃より、傅として奉仕せられ、久しく師父の禮と情とを以て待遇せらるゝ大臣ですから、旁々他の尋常一般の公卿とは、固より同視されないとしても、猶ほ是れ人臣の列です。孝明天皇の此一ツ二ツ宸翰に於て示し給ふ恭謙遜讓の御美德は、後の人をして深く欽仰せしめますが、國步艱難天下多事の時、內外の機務に叡念を勞せられ、今や幕府暴橫を極め朝廷を壓迫するを當面第一の御憂慮とせられた御心情は、宸翰中に散見する『恐懼』『大困り』『私一本立』の御文言、若くは數ば疊出する『心配』『心痛』などの御用語、最も善く表明してゐます。

顧ふに、井伊大老執權の幕府は、已に皇室を尊ぶ宗室親藩の議侯を幽屛し、或は國事を憂ふる幾多の志士を檢擧して大獄を起し、猶ほ進んで威壓を朝廷に加へむとし、近衞公以下孝明天皇御腹心の諸輔弼、また皆嫌疑を避け、前後相次で自ら蟄居せられまして、滿朝能く一人の聖謨に參ずる大臣を見ませぬ。然うして寶算猶ほ三十に滿たせ給はざる一天萬乘の至尊、たゞ獨り肝膽を碎かせられ、或は實力ある諸侯を起たしめて幕府の暴橫を防がむことを謀らせ給ひ、或は却て老功の大臣を勞はり慰め、落膽失望しないで、勉めて力を致さむことを奬め勵まされました。

王權紐を解いて武臣國を偸むこと七百年。皇運は爾く否塞し、皇威は爾く萎微しました。維新中興の基を開かせ給ふた孝明天皇の御英明を今更頌し奉らむも畏き事ながら、月照の遙々九州の果まで落ち下つて困頓窘窮する頃はしも、天皇は京都の深宮の裡におはしまして、猶ほ獨り斯くは苦心焦慮せられました。諸君は夙に殉國奉公の志を抱いた洛東淸水寺の勤王僧が、鞠躬盡瘁身を殺して悔ひず、『大君の爲には何か惜しからむ薩摩のせとに身は沈むとも』と歌ふて波を

踏んだ心事を諒とせらるゝでありませう。

月明の夜の海路と舟中の小酒宴

十一月十五日の夜、西郷は旅支度をして道中袴を着け、田原助次郎の家に月照を訪ねました。折しも夜は漸く更けて、月照も國臣も已に臥してゐました。西郷の訪ねて來たことを知り、諸共に枕を離れ、欣然として請じ入れました。

この城下に着いた翌日か翌々日に、一たび相見たばかりで、忽ち來往を禁ぜられまして、三四日の間は互に様子も全く分らないで、今しも始めてフタヽビ相見たのですから、欣然として請じ入れたと云ふのは成程それは然うでせう。シカシ客の齎らして參つたのは、嗚呼それは好い消息ではありませんでした。

西郷は座に着いて默禮したまゝ一言を發しませぬ。眼の色も些し平生と異はつてゐます。然うして何だか國臣の前で話すのを憚るやうな素振りもあります。それと月照は察して國臣に向ひ、どうか茶を一つと賴みました。

夜はふけて家の人も大方寢靜まつた後ですから、國臣は自ら起つて勝手の方へ入り、良あつて茶を調へて出て參りますと、話は已に終はつた模樣で、西郷は是から急いで日州の方へ行かねばならぬ、仔細のことは船の上で緩々語らうと申して出立を促します。

そこで急いで僕重助の寢てをるのを呼び起し、忙はしく仕度をとゝのへ、さて四人打連れて田原の家の裏門を出て少し歩きますと、そこは直に納屋濱といふ海岸で、乘船の用意は疾く出來て待受けてをりました。政廳の內命を受けて附

添ひ行く阪口周右衛門も、早く參つてゐました。

船は一行五人を載せ、大隅の福山浦を指して纜を解きました。夜は已に十一時を過ぐる頃であります。折しも霜月十五夜の月、皎々として冴え渡る波の上を横ぎり、東へ向ふて走りました。船には政廳の內意を受けた町役人の心づくしと見えて、酒肴の手當殘る所なく、精進魚類兩樣の料理を入れた鄭重の重詰も調へてありました。

月照は西鄕と相對して上の方に座はり、國臣阪口重助の三人は次の方に居りました。やがて酒を溫め重詰を開いて酌み交はしました。西鄕は今夜は氣の詰る話は止めにして快く飮まうと申しました。今宵限りの命と思ひ極めて、談笑平生に異ならぬ態度は、自ら偉人の風を偲ばしめます。

今しも過ぎ行く船路は、長汀曲浦の風景おもしろく、嘗て賴山陽が豐後の畫伯に語つて、九州勝絕櫻島爲ㇾ冠と賞した島山は、畫の如く眼の前に橫はつてゐます。仲冬沍寒の季節ながらも、酡顏の客は覺えず好哉を呼んで舷を叩くの情を催ふしたでありませう。國臣から直接に此時の話を聞いた『明烏』の著者は、『西鄕は言へらく今夜は氣の詰まる話は止めて快く酒を酌まんと、或は歌を謠ひ或は詩を吟じて興を盡しけるが』と記してゐます。また僕重助の話によると、國臣は腰から一管の笛を取出して吹奏すること數曲、人々聞いて感賞したと申します。場所柄將た人柄、今より考へても、いかに情緖の多い笛の音でせう。華麗悲壯の色彩最も豐富な國臣の一生の事蹟のうちでも、斯かる詩的劇的の光景は多くありませぬでした。

斯うしてみると、今夜の船中は何となう上品な風雅人の小宴らしく、酒も打濕つた陰氣のものゝ樣にもありますが、實際は必ずしも然うばかりとは思はれませぬ。『明烏』の著者が『或は歌を謠ひ或は詩を吟じて興を盡しけるが』と記したのも、聊か聲を張り上げて俗調を謠ふた義と解して、始めて能く西鄕の『今夜は氣の詰まる話は止めて快く酒を酌まん』

と申した意とも照應します。

月照は戒律の嚴重な淸僧だとしても、花の名所は淸水の粉香裙影の裡に成長して、戯れ歌を聞いて眉をひそむるやうな坊さまとは違ひます。西鄕も晩年こそ下戸の人として知られましたが、壯强の頃は猶ほ頗る酒味もあつて、往々醉態に托し權豪を罵つた逸話を留めてゐます。阪口は幾たびか江戸大阪にも來往して世馴れた人、國臣また同樣の酒客でした。窮屈な一葉舟中の小宴、固より起つて舞ふて海若を驚かすの豪興はなかつたとしても、投海の悲劇が人々の醉臥中に演ぜられたことは、國臣自ら藎志錄に述べてをります。旁々酒も相應に飮んで、博多節の一ツ二ツ位は、或は御免を蒙つて謠ふたでありませう。

月照西鄕の入水

船は鹿兒島の港を後に見て、進むこと一里また二里、田の浦磯の濱を過ぎ、華倉三舟の沖を走ります。船中の人は已に陶然として醉ひまして、讙笑餘念もありませぬ。磯の濱を過ぐる頃、西鄕は月照を誘ふて舷頭に立出で、陸の方を指さして、彼處のあたりは櫻樹多く、春は遊船の寄り集ふことなどを語り聞かせる樣子でしたが、良ありて座に着きました。

月照は墨斗の筆を取出し、大空の月の光をたよりに懷紙に記しつゝ、歌が出來た、テニオハは未だ調ふてをらぬが、如何であらうと示しました。西鄕は覽て打首肯き、たゞ一言イカサマと申したまゝ收めて己が懷に入れました。此時までは國臣はじめ阪口も重助も、猶ほ傍より見てをりましたが、間もなく皆睡を催うして倒れ臥し、後は船頭の艫の方に

ゐて舵を守るばかりでした。

船は方に龍が水の沖へかゝり、やがて大崎が鼻近うなりました。眞後の追風に帆を孕ませて走ります、曉方の嵐さへ吹出でゝ矢よりも早く走ります。

時しも西郷ふたゝび起ち上がつて舷に出で、月照も續いて立ち上りました。西郷は島津左馬頭歳久の故事を話してをる様子でした。龍ヶ水は天正の昔龍伯義久の弟左馬頭歳久が、豊太閤の威武に屈しないで、二十四人の從臣と一ツ枕に、腹を掻き切つて死んだ殉難の地です。語る人も聞く人も、定めて自ら無量の感慨を催うしたでありませう。

月照は身を傾け海水を掬ふて兩手を淨めつゝ、さて右の手を擧げて恭々しく西の方を伏拜むよと見えた刹那、左の手は西郷と抱き合ふて忽ち海に躍り入りました。船頭は艫の方より此狀をみてゐましたが、アハヤと云ふ隙もなく、忽ち飛び入りました。醉ひ臥した人々は、濁然と起つた波の音に驚き起れば、二人は疾や形も影もありませぬ。國臣と阪口とは、早く帆を卸ろせ船を停めよと罵り叫びますけれども、船頭舟子は狼狽周章して爲んすべを知りませぬ。阪口は咄嗟の間に舟板を取つて海に投げ入れ、また刀を拔いて帆綱を斫つたので、船は纔に停りました。されど猶ほ半町ばかりは走り過ぎてゐました。

急いで漕ぎ戻し、投げ入れた舟板の漂へる邊を目標にして、頻に捜がし廻はりますけれども、漫々たる海の上、たゞ傾きかけた寒月の波を照らすのみ、一物の眼に着くものもありませぬ。人々は相顧みて茫然たる許りでした。僕重助は此時歳方に二十一、聲を揚げて慟哭しました。一同は悄々として海面を打眺めつゝ、力なくも猶ほ彼方此方と漕ぎ廻はつて捜がし求めてをりますと、コハ如何に月照と西郷とは、シカト相抱いて一塊となつたまゝ、沸きかへる渦卷と諸共に、忽然として浮び出ました。人々また大に驚き、あはてふためいて忙はしく救ひ上げましたが、已に多く時間を經て

をるので、二人は氣息全く絶え肢體も冷え切つて微溫もありませぬ。寒氣肌をつんざく許りですけれども、海上の船の中、適當の手當をする道もない所から、國臣と阪口とは取り敢へず自ら着けてゐる衣物を脫いで着せ替え、或は二人の體をさかさまにして水を吐かせなどしつゝある間に、船頭舟子を促して西の方へと漕ぎ戻し、やがて船を華倉濱の樋之口と云ふ所に着けました。

こゝは吉野地方の產物を集めて海路鹿兒島の城下に積み出す唯一の津口で、別に字を湊とも唱へまして多少の民家のある所でした。此先の方で誤つて海中に陷られたのだと申聞けて、土地の若者三人にも手傳をさせ、濱邊に薪材として多く積み重ねた雜木の小枝を取り集めて火を焚き、二人の體を抱え上げて薄緣の上に置き、傍より緩かに溫めまして、國臣と重助とは專ら月照の介抱に勉め、阪口は專ら西鄕の介抱に勉めました。然うして一時間ばかりしますと、西鄕の肢體は漸く溫氣を發し、續いて幽かな呼吸を生じました。そこで國臣重助も大に力を得て愈〻介抱に勉めますけれども、月照は何の効もなく、最後の手當として、人中に灸治を施しましたが、斯くても終に蘇らず、傾き落つる山の端の月と諸共に、全く寂し去りました。恰も十六日の曉天、夜將に明け離れむとする頃でありました。

西鄕は世の人にも知られた通り身體極めて强壯、平生の健康に缺くる所がなかつたので、幸にして蘇りましたが、月照は元來孱弱衣帶に勝へぬやうな淸僧でしたから、終に救ふことが出來なかつたのだと申します。國臣も筑前に歸つて後、やはり然う云ふ話をしてをります。

此時焚火をして月照西鄕の介抱を手傳ふた土地の若者三名のうちの一人阪下長左衞門は、高壽を保ち大正五年に七十七歲を以て世を去つたさうですが、晩年までも猶ほ相當の記憶はあつて、往々六十年に近い昔の物語をしたので、船を華倉濱に着けた時の模樣は粗ぼ分りました。

月照は終に寂し去りました。西鄕は蘇りましたけれども、氣息纔に通するばかりで、死生の程は猶ほ分りませぬ。今は速に歸つて政廳の命を請ふの外はない所からして、阪口は國臣と相謀り、月照の遺骸と西鄕とを再び船に載せ、急いで華倉濱を出て鹿兒島の港を指して歸りました。

時しも夜は疾く明け離れて白日となり、船舶の寄り集ふ津頭を冐して入ることは叶ひませぬから、一先づ防波堤の外側に船を繋いで人の注目を避けまして、阪口は後の事を國臣に賴み、已は獨り上陸し、馳せて簗瀨源之進に顚末を告げました。簗瀨また愕いて政廳に具狀しました。老職新納は報告を得て直に登廳し、段々評議をして、横目役谷村なにがしは命を受け、二個の棺と醫師とを携へ、船中に就て檢視を遂げ、月照の遺骸と西鄕の身柄とを受領して、一先づ町會所に移し、谷村自ら保管して後命を待ちました。

谷村が二個の棺を携へて船の所に往つたのは、此場合世間の人をして西鄕も月照と同じく死んだと思はしむるのは、幕府に對する處分上の都合も好く、西鄕の爲に利益だと考へたからで、町會所に引取つた後も、二人の入水した事變を總べて秘密にし、暫くは一切發表さることを避けました。

やがて此事變の市中に洩れて聞えると、平素より政廳の態度を見て不滿の情を抱いてをる西鄕の同志一派の人は、政廳が迫つて二人を殺したのであらうと疑ひまして、追々町會所へ押掛けて來て事變の內狀を問ひます。何處からか西鄕だけは蘇生したよしを洩れ聞いた人も、猶ほ容易に信じないで、頻に西鄕を見て眞僞を知らむことを求め、或は町會所

の近邊を徘徊し、出入する役人を睥睨する者などもあつて、一時は憤慨激昂殆んど制し難からむとする勢となりました。

此日の午後、政廳は西郷の親族を呼出して事情を告げ、伴ひ歸つて治療を加ふべき旨を諭し、月照の遺骸は西郷家代代の菩提所南林禪寺に移すことを許し、埋葬は猶ほ後命を待つべしと達しました。そこで西郷の親族は、三時頃先づ西郷を駕籠に載せて上之園の家に伴ひ歸へり、月照の遺骸は此夜南林禪寺に移しました。

西郷は町會所より家に歸りますと、大久保伊地知吉井海江田税所森山等の諸同志悉く來り集り、親族家人と共に枕頭を繞りて看護に勉めました。西郷は多量の水を吐くこと數回、また幾たびか月照の名を呼びました。しかし知覺は全く無く、唯昏々として睡るばかりでしたが、夜の九時頃になつて、始めて微しく語を發し、尿を催うすの意を言ふので、吉井は扶け起し後から抱へて便せしめ、斯くてふたゝび蓐に就くと、重ねて語を發し、我が紙入を見よ師の歌があらうと言ひます。人々濡れた紙を取出して檢むれば、果して二首の歌を記した懷紙がありまして、紙には着物の藍の色浸みて斑文を成してゐました。

曇りなき心の月の薩摩潟
　　沖の波間にやがて入ぬる

大君の爲にはなにか惜からむ
　　さつまの迫門に身は沈むとも

これ即ち船中の月光のもとに記して示したもので、今猶ほ西郷侯爵家に傳はつて殘つてゐます。文字の跡おぼつかなく、纔に讀み得るところ、當時の情況宛然として想はるゝものがあつて、見る人をして轉ゝ感慨を深からしめます。

國臣は月照と西郷との投海の約の成つたのを以て、その田原助次郎の家で、茶を調へむとして、暫く勝手の方へ去つ

た時だらう申としてゐますが、吉井の晩年の話によると、西郷の今夜共に死せねばならぬ事情を告げて、月照の決意を決めたのはやはり船中で、月照は西郷の言を聞いて直に領諾し、しかも態度從容として平生に異はる所なく、死を視ること眞に歸するか如き狀は、西郷をして敬服の情に堪へざらしめたと申します。

船中は固より狹隘、傍に幾個の人も居つて、他の耳を偷みて死を約するの應酬は、多言を費すことを許しませぬ。月照は或は此二首の歌を示して、更に領諾の意を述べたのでありませう。

月照の納瘞並に墳墓

月照入寂の夜、町會所より南林禪寺に移した遺骸は、翌十七日下町の年寄役波江野休右衞門や、五日の間滯在をしたお使者宿の主人田原助次郎等も、相應の盡力をして政廳の內意を伺ふた後、弟子雲外坊と下男藤次郎との名義を以て埋葬のことを願出で、他日或は公儀の檢視なきを保し難いから、荼毘に附してはならぬと云ふ條件付で許可されました、即日西郷家代々の墓地より程遠からざる所の一老松の下に葬りました。

たゞ嫌疑を蒙つて詮議最中の人で、公然その眞實の素生身分を顯はすのは憚らねばなるまいと云ふわけからして、國臣は自ら靜溪院鏤水清月比丘の法號を撰し、且つ安政五戊午年十一月十六日滅の十餘字を錄して假標を設け、また同時墓表建立の用意をして、近傍の石工に賴みましたが、數日の後、墓表の未だ出來上らぬうちに、僕重助は筑前の盜賊方に引渡され、國臣は追はれて鹿兒島を去つたので、後の事を波江野等に留囑しました。國臣は自ら一基の石燈籠を寄進して墓前に建てましたが、孰れも出來上がつたのは、鹿兒島を立去つた後でした。

月照は初め西郷家代々の墓地の内に埋葬せられた樣に申傳へられまして、世間刊行の文書などにも、概ね然う見えてゐますが、それは間違で、西郷家の墓地の近傍でも區域は全く別でした。埋葬の初を以て建立せられた五輪の小塔は、西郷が明治七年に十七年の祭典を行ふた時までは、埋葬當時のまゝ、依然として舊の所にありましたが、その後段々の沿革を閲し、今は改葬せられて近傍の南州禪寺の境内にあります。月照入寂の當時、葬事を掌つた南林禪寺は、維新の初の廢佛毀釋の折に、廢寺となつて了つたので、その後に建立せられた京都相國寺の出張所の管理となり、相國寺の出張所は明治四十一年に寺號を南州寺と改めて獨立し、續いて月照の墳墓を保護し、時々の法要を營み、懇に香火を捧げてをります。去年の秋には、西郷の五十年祭と共に、頗る盛大の式を擧げ七十年の法要を行ひました。

月照の墳墓は申した通り段々の沿革を閲し、場所の移轉も二回に及びまして、大體の樣子は始めて埋葬した時よりも著しく變はりましたが、墓表などは總べて舊來のまゝで、國臣の寄進した小形の石燈籠も、他の同志の寄進した石燈籠と共に殘つてゐまして、國臣の寄進したものには、寄進者の自ら咏んだ二首の歌を刻してあります。

ながらへはかにかく命あるものを
　　過ぎにし人の心短さ

ながらうも死ぬるも同じ大君の
　　み國のために盡すこゝろは

これは文久元年の冬十二月、薩摩人の奮起を促して回天の壯圖を策せむと欲し、尊攘英斷錄を携へ、密に大口の關門を越えて入國した時、來り弔ふて咏んだもので、波江野休右衛門等に留囑して石燈籠を寄進してから四年の後でありました。

二首の歌が文久元年の冬ふたゝび鹿兒島に參つた時に咏まれたことは、國臣の自ら述べた徵憑もあれば、國臣から直接に話を聞いた『明烏』の著者なども、然う記してゐまして、間違のない事實ですが、久しい前に國臣の自ら題した文字の跡の、朧氣ながらも猶ほ讀み得らるゝのを發見し、自ら刀を執つて彫刻したのは、國臣の甥に當る田中助太郎雪窓と云ふ人で、二十年前の事でした。

田中助太郎雪窓は、國臣の妹の子で、早く東京美術學校に入り、繪畫と彫刻との兩科を兼修した美術家で、福岡の西公園に立つてをる國臣の大銅像の原型を作つた人です。南薩の川邊中學校に繪畫の教師として在職中、嘗て一日、月照の墓を弔ふた時、ふと雨後の石燈籠を撫摩し、文字の跡の猶ほ聊か分るのを認識して驚喜し、南洲寺の住職伊東惠聰師に事情を告げ、近邊の石工に彫刻のことを依賴しましたけれども、石工は難色を示して領諾せず、必要の道具は御用立てるから、自ら刀を執らるゝが好からうと云ふので、更に南州寺の住職とも相謀り、石燈籠の柱石を一たび川邊まで齎らし歸り、敎務の餘暇を偸みて刀を執り、相當の日數と苦心とを累ねて、始めて功を竣はつたのだと申します。

五十年ばかりの星霜を閱した石面の文字が、朧氣ながらも猶ほ分つたのは、石の本來の性質と雨後の潤との爲で、彫刻する時も絕えず水を注いで筆の跡を摸したと云ふ話です。前に一たび月照の墓を弔ふた折には、何の認識する所もなく、重ねて往いて偶然發見したもので、それは明治四十二年二月の朔日でした。

これは近ごろ彫刻者より仔細のことを聞いたので、筆のついでに記して置きます。

それから國臣の寄進した石燈籠と相對し、墓へ向つて右の方に立つてをる同式同型の石燈籠は、何人の寄進したもの歟、確と分つてゐませぬ。薩摩では伊地知正治の寄進したものだと云ふ說もあれば、筑前では國臣の鄕黨の同志吉田太郎の寄進したものだと云ふ說もありました。

吉田太郎名は正實，國臣と同じ鄕黨から身を起した筑前の志士の一人，國臣が養家小金丸氏を飛出して郡村を放浪した時、友人木村軍次と共に捜がし廻はつて連れ戻つたことは、嘗て前に申しました。勤王黨の爲に不利とせられた當路の權臣牧市內を斬り、藩を脫して長州に投じ、君國の事に勤勞すること數年。慶應二年の秋、長州より來つて薩摩に入り、西鄕等の眷顧を蒙つて暫く鹿兒島に居る頃、月照の墓を弔ふて參つて、國臣の石燈籠に題した歌を見て、已れも一首を咏んで亡友を追懷する情を述べました。

短しと言ひしし人も今ははや
　おなじ草葉の露と消えけり

此歌は明治朝の初の頃、刋行せられた殉難後草のうちにも、吉田の作として載つてをるので、吉田の咏んだことは勿論それは事實でせうが、石燈籠の方には、安政六年七月十二日の文字だけは彫刻してありますから、吉田に關係はないものと見えます。

安政六年の秋七月十二日は、月照の入寂後九閱月で、恰も初の于蘭盆會に當ります。此歲の正月には、勤王黨の同志大久保吉井森山稅所等は、稅所の兄の眞海の住持する吉祥院に相會し、月照の四十九日の法事を修したこともあつたので、また初の于蘭盆會を機として石燈籠を寄進したかとも思はれます。伊地知正治は京都の鍵屋に滯在をして居る時より、月照とは善く相識つた同志であつて、自然石燈籠の寄進にも參與せられた筈です。薩摩では何かの事情で、獨り伊地知の寄進したものとして語り傳へたのかも分り兼ぬますが、しかし伊地知は當時の勤王黨のうちでは、比較的食祿も多く生計に餘裕をもつてゐた人ですから、或は單獨に寄進したのかは知れぬにしても、先づ寄進に參與した一人として見るのを穩當と思ひます。薩摩では石燈籠ばかりでもなく、吉田の歌をも伊地知の咏んだものと間違つて語り傳へたの

でした。

國臣と伊地知とは、筑後久留米の高山彥九郎の墓前に、同式同型の石燈籠を各々一ツづゝ寄進をして、卽今は好個の記念物となつてをります。或は月照墓前の石燈籠と彼是混同して、斯ゝる傳說を生じたのでもありませう。

筑前の盜賊方と僕重助

國臣と僕重助とは、十六日の朝、月照の遺骸を守つて鹿兒島に歸つた後は、政廳の沙汰もあつて、月照と同じく滯在したお使者宿田原助次郎の方へは入らず、當時飛脚宿と唱へた原田鄕兵衞の家に移りました。これはお使者宿よりは頗る粗末で、他國から來る一般の旅客尋常の飛脚等のとまるを例とする宿屋でした。

翌十七日、政廳の吏員は筑前の盜賊方兩人に月照の變死を遂げた形行を告げまして、遺骸は南林寺に置いてあるから檢分をせられたいと申聞け、且つ猶ほ月照の素性來歷を知らぬ風を裝ひまして、三寶院御門跡の御內の家來下男を召捕へて行かるゝとすれば、表向の屆出方は如何したら宜からうとトボケテ相談をしますと、盜賊方は靜溪院鏤水は清水寺成就院の隱居寶性院忍向の僞名で三寶院御門跡の御內でないことを述べ、京都の町奉行より御用の次第があつて、こゝまで追跡して來たけれども、變死の事實斯く明白なる上は遺骸は檢分するに及ばぬ、下男は主人の變死を遂げた證據人として連れ行くも、家來は途中からの同行で御用の沙汰なき者なれは棄て置く、御隨意の取計をせられて宜からうと申しました。そこで重助だけは一應の吟味をして引渡すことに相談を極めまして、先づ取調べて聞き質してみると、主人は全く清水寺成就院の隱居で、靜溪院鏤水と稱したのは、一時の變名に相違ない由を申立てました。斯くて重助は筑前

の盗賊方へ引渡し、國臣は東の方大口の關所を經て立退かしむることに決しました。

國臣は月照の入水後、頻に伊地知海江田等の同志と會見したいと思ひますけれども、依然として政廳の禁令があつて逢ふことは出來ませぬ。然う斯うするうちに、何だか政廳は重助と同じく筑前の盗賊方へ引渡すやうな様子も見ゆるので、憤然として意を決し、愈〻然ういふ場合ともならば、自ら手を下して重助を殺し、己も腹を搔き切つて死なうと思定めまして、密に所存を重助に語りますと、重助は大に愕き且つ恐れまして、種々己れ等の死んでならぬ理由を說いて國臣の怒を釋かうと勉めました。程もなく筑前の盗賊方は重助のみを引取つて連れ行くことも分つて、二人は互に依々として別るゝに忍びざるの情がありました。國臣は一首の歌を咏んで重助に與へました。

捨てはてし我身の上は思はねど
心にかゝる君の行末

此歌のことは、重助の歿後忠僕茶屋を守つてをる老寡婦を叩いてみましたけれども、要領を得ずして終はりましたが、西鄉が南林寺松原の墓前に月照の十七年の祭典を行はれ、重助は淸水寺を代表して下向した砌、汽船の乘客中に鹿兒島縣令の大山綱良が居られまして、重助を引見して往昔の事を談ぜられた時、重助は國臣から歌を書いて貰つたけれども後に遺失した由を申しますと、大山は惜まれて重助の請ふがまゝに、自ら筆を執つて國臣の歌をしるして與へられたと云ふことを老寡婦から聞きました。

大山のしるして與へたのは、如何いふ作であつた歟、それは分りませぬ。眼に一丁字の無いやうな重助が、十七年の久しきを經て、猶ほ文句を覺えてゐた所から考へると、恐くはやはり鹿兒島の旅館に於て別るゝ時の歌であらうと思ひます。

十九日の朝、筑前の盗賊方は、愈々重助の身柄を受取りまして、重罪人のやうな取扱をなし、足枷を施し、駕籠に載せて鹿兒島の城下を去り、途中も猶ほ嚴重の警戒を加へ、二十二日薩摩の境を越えて肥後の水俣に到り、待受けてをる德藏甚助の兩人に出會ひ、形行を告げて重助を引渡しました。

德藏甚助の兩人は、筑前の盗賊方が弟子の雲外坊を打棄てゝ檢擧しなかつたのを惜がりまして、下男と同じく引ツ捕へて來れば好かつたものをと申しますと、筑前の盗賊方は東目より追立てらるゝ樣に聞いたから定めて途中で一命を召されたであらうと言つたので、德藏甚助は却て愕然としました。薩摩人は東目より送り出す旅客を、關所の外で斬り棄てると語り傳へた世間の噂を持出して、上國の人を驚かしたものと見えます。しかし盗賊方また實際然うと思つたのかも分りませぬ。弟子の雲外坊は東の方の街道を取つて歸る途上、大口の關所の役人を愚弄して好個の喜劇を演じ、悠々として薩摩の境を出てゝ筑前に歸つて後、德藏甚助の一行が、水俣に於て斯かる話をしたことを聞き、掌を拍つて笑ひました。同志の人々また語り傳へて話柄としました。

盗賊方は概ね國臣と同じ階級の足輕より任用せらるゝのを例としたし、國臣の父親は此階級に必要な杖棒の技術の精妙を鳴らし、數百人の門弟をも養ふた老功者で、盗賊方のうちには國臣の一家と消息の密に相通ずる者も多かつたから、斯かる職務上の機密も、何處からともなく分つたのだと申します。然うして筑前の盗賊方が鹿兒島の城下に於て、お尋物の弟子雲外坊の自分達とも緣故の淺からぬ平野二郎國臣だと云ふことを全く知らなかつたのは、別けて甚だしい迂濶

でありました。

筑前の盜賊方は、重罪人の取扱をして重助を連れて來ましたが、德藏甚助は水俣で重助を受取ると、直に縛を觧き足枷を去つて自由の身とし、且つ道中用の雨合羽等を買ひ調へて與へまして、自分共の從僕として召連れ、行々沿道の見物をもし、ふたゝび太宰府へも立寄つて天滿宮の參詣をもしました。重助は太宰府では松屋孫兵衞の方へも參つて、過ぐる頃月照に附いて宿つた折の禮を述べ、その後の形行を語り、福岡の高橋屋平右衞門や楠屋宗五郎はじめ、前に世話を受けた人々へも傳言を頼んで去つたさうです。二十歲を越へたばかりの若者で、斯かる心掛のあつた所をみると、强ち世の人の噂する樣な事理の分らぬ田舍者でも愚者でもなかつたかと思ひます。

德藏甚助は、道中だけは斯かる取扱をして、普通の從僕として重助を召連れましたけれども、京都へ歸り着くと、また忽ち引ツ捕へて六角の獄に投じました。京都に歸り着いた月日は確と分りませぬ。德藏甚助は途中で行々名所の見物をしたり宮寺の參詣をして、格別急ぎもしなかつた模樣ですから、歸り着いたのは十二月の中旬でありませう。重助は安政六年二十二歲の春を獄中に迎へ、五月になつて釋放せられ、始めて自由の人となりました。

正月の五日には、月照の弟成就院の當住信海も町奉行の檢擧を受け、六角の獄に入つて來まして、思掛なくも重助に出會ひ、始めて兄の入水して寂したことを知り、哀慟して幾んど絕せむとしました。久しく月照兄弟の信任を蒙り淸水寺の事務を掌つてゐた近藤仲正愼は、月照の西走後間もなく檢擧せられ、月照の事に就て嚴重の糺問を受け、甚だしく苛刻に取扱はれた所から、絕食十餘日、終に自ら舌を嚙み切つて死んだのは、十一月の二十四日、月照の猶ほ筑後の小保浦に潜んでをる頃で、重助の歸洛した時は、疾に死んだ後でした。

重助は六角の獄を釋放されると、暫く丹波の故鄕に歸つて、後ふたゝび京都へ出たのですが、始めて獄を釋放された

時は、月照が入水の間際まで携帯してゐた路用の殘金六兩三分を。成就院に持つて參つて返納した事實もあります。その心掛の好い律儀者と云ふことは、斯かる事實から考へても自ら分ります。

國臣は鹿兒島の城下で別れてより、四たびも京都へ出ましたが、始は重助猶ほ在獄中だし、後の二たびは共に國事最も多端の時で、且つ滯京の日數も極めて僅少で、最終は國臣自ら拘囚の身でしたから、ふたゝび相見るの機會はなかつたものと見えまして、何の話もありませぬ。

維新の少し前、西郷が薩藩の樞軸を握り、京都で盛に活動してをる頃、重助の音づれて着物等を貰ふた様なことだけは語り傳へられてをります。

胎岳院雲外坊の放逐

弟子の胎岳院雲外坊は、重助に後るゝこと一日、政廳から放逐の嚴命を受けて、鹿兒島の城下を立去りました。國臣は一たび伊地知海江田等の同志と相見たいと思ふ情の切なる所から、何とかして發足を延ばさうと謀りますけれども、政廳は期日を指定して必ず立去れと嚴命したので、如何することも出來ませぬでした。

二十日の朝には、早くも護卒が來て發足を促します、旅宿原田の家では供膳の用意の猶ほ調はなかつたの歟、また別に何か理由のあつたの歟、主人の鄉兵衛自ら竹の皮包の握飯を持つて出て參つて、同じく政廳の意を傳へて發足を促します。

國臣は月照を伴ふて入國した始より政廳の態度に就ては、不滿を抱くこと久しいのだが、大藩の威令を如何とも爲し

難く、耐らへ忍んでゐました。今や發足を促すこと斯の如く急に、旅宿の主人までも同樣ですから、怒氣勃然として一時に起り、憤激の情を抑え兼ねまして、我は今是から七八十里の道を歸つて行く旅路である、鱠なりとも附けた膳を供へて首途を祝ふのは當り前ではない歟、これは何たる無禮ぞ斯んなものが喰はれるかと言ひさま、座敷の彼方に座つてゐる鄕兵衞の顏を目がけて握飯を投げつけました。彼方は急に首をひねつて避けたので、少しく外れて後の壁に當りました。握飯は壞はれてパラ〳〵と疊の上に散り落ちました。雲外坊盛怒の景色が想はれます。

主人鄕兵衞は客の腹を立つること甚だしく、勢の凄いのを見まして恐縮し、改めて式の如く首途の膳を供へ、思召の通の鱠を附けて出しました。そこで國臣は寛座悠々として食事を終り、然うして如何いふわけ歟、腰より一管の笛を取出し、吹奏して座敷のうちを三たびめぐり、斯くて徐に發足しました。

原田鄕兵衞は久しく旅宿の業を營み維新の後に及びました。文久元年の冬十二月、國臣の重ねて薩摩に入つた時、また此家に宿をしましたが、鄕兵衞は四年前に貰ひ損ふた握飯の禮を述べた歟どう歟それは何の話もありませぬ。たゞ國臣の季の弟三郎能得が、明治のはじめ黑田家の用を帶びて參つて、同じく此家に宿つた砌り、適ゝ京都より歸國してをる北條右門が訪ねて來て、密に鄕兵衞を指ざし、あれこそ兄さんより握飯の御馳走をされやうとした主人だと申したことを、三郎能得の存命中、著者は嘗て聞きました。

仙田市郎は國臣が鹿兒島の城下を立去る時の情況を述べて、『次郎それより緩々と立出で、素袍侍烏帽子に太刀を帶び笛を吹いて鹿兒島の町を過ぐ、是我出立を同志に知らせむが爲め也』と記してをります。

國臣の平生自ら好みて帶びた古風の太刀は、是より先き筑前の大庭村で始めて月照と出會ひ、相伴ふて筑後川を下らうとする折、その異樣で人の注目を受け易いと云ふ所から、洋中藻萍の佩刀と取換へて入薩したので、仙田の記した太

刀は、ヤハリ普通の刀と思はれますが、薩摩人の間に原田鄕兵衛の話などを語り傳へた所は、大體に於て仙田の記したものと符合しまして、當時市中の人は、國臣の風體をみて、竈祓の神主だと思ふたと云ふ傳說もあります。

撫付髮の僞山伏と化けて鹿兒島の城下に入り込んだ胎岳院雲外坊は、また忽ち早變りの一齣を演じ、神主の出來損ひとなつて鹿兒島の城下を立去つたものと見えます。我勤王の志士の趣向、愈〻出でゝ愈〻妙であります。然うして已の出立を同志に知らさうとした奇策は、果して都合好く功を奏しまして、大久保正助と海江田とは、路用の餞を齎らし、急行して追かけて來ました。

大久保海江田の餞別

月照國臣の入國の始、西鄕が一たび月照の訪問を受けて會見し、國臣また一たび伊地知と面晤して多少の談を交はした後は、忽ち政廳より交通を禁ぜられたので、月照國臣と同志との間は、消息全く斷絕して了つて、未だ幾日も經ないうちに、入水の事變を生じたので、大久保海江田等は頻りに月照國臣の入國した形行や。入水前後の模樣を知りたいと思ひますけれども、西鄕は纔に蘇生したばかり、言語も猶ほ發し難い容態で就て尋ぬることも叶ひませぬ。國臣は依然として政廳の警察が嚴びしいので相見る道もなく、唯日々森山棠園の家を主として同志相會し、徒らに評議をして居りました。

然うすると、二十日の晚景になつて、國臣は今日追立てられて城下を發足したと云ふ市中の噂を聞きました。大久保海江田の二人は、旅宿原田鄕兵衛の方へ參つて尋ねると、市中の噂は事實でありました。そこで二人は一先づ森山の家

に立戻つて相談をして、大久保は自ら有村即ち海江田を伴ひ、國臣の後を追ふ評議を決しました。

夜も已に更け且風もあつて寒い夜でした。二人は評議を決すると直に蹶起しまして、疾驅急行すること五里、白金阪の嶮はしき道を下り、重富の驛に着いたのは、二十一日の天漸く明けむとする頃でした。驛の旅人宿を叩き起して物色し、國臣の宿つてをるのを發見しまして、二人は欣然として案內をも請はず、直に襖子を排いて入りました。此時國臣は猶ほ睡つて蓐の裡にゐました。二人の突如座敷を侵して入つて來た物音に驚き覺め、刺客だと思ひまして、枕を蹴つてはね起き、急に刀を執つて何者かと誰可めましたが。熟く見れば一人は海江田でした。また忽ち刀を棄てゝ粗忽を謝し、斯くて互に座を定めて語りました。海江田は此歲の秋京都の鍵屋で別れて、今ふたゝび相見ました。大久保は此時が初對面の人でした。

大久保海江田は交々月照の筑前を立出でた以來の形行を問ひ、入水前後の事情に及びました。國臣は仔細の應答をして、寬談時を移した後、互に好在の辭を交はして手を分ちました。大久保海江田は別れむとする時、護卒として附添ひ行く人に向つて、善く國臣を視ることを賴み、また金五兩を國臣に贈つて餞別の志を表しました。國臣は路用殆んど全く盡き果て、心を苦しめてをる折柄でしたから、深く二人の厚意を喜びまして、關所を越えて出たら、露宿の外はあるまいと覺悟をしてゐたが、お蔭で今は斯かる心配もなくなつたと申して、幾たびも謝しました。

大久保も海江田も、此頃は家道極めて寒微で、一兩の金も容易に調ふ人ではありませぬ。二人の國臣に餞したのは、同志中の富豪として知られた森山棠園の贈る所でした。森山は文久二年の夏、伏見寺田屋の事變に關係し、父子同じく君國の爲に身を致した第一流の志士、西鄕大久保等の爲にも深く敬重せられた人物で、その死する少し前の頃、長州竹崎の白石正一郎の家と伏見の薩摩屋敷とに於て、國臣と相見たこともありました。

國臣が大久保海江田に別れて八日の後、熊本の山形典次郎の家から二人に寄せて謝意を述べた書中の趣をみると、猶ほ別に多少の話もした模様ですけれども、仔細のことは分りませぬ。また大久保海江田は此時國臣に向ひ、重助を幕吏の手に渡し、後日大事を誤るやうな心配でもあれば、何とかして直に奪ひ返すの手段を取らねばなるまいと申すと、國臣は然んな心配はないと答へて別れたと云ふ話も殘つてゐます。

重助は筑前の盜賊方が嚴重の警戒を加へて連れ去つた後で、直に奪ひ返される様な事態とは違ひます。しかし何等かの場合で、或は斯かる話も生じたかも知れませぬ。

越關の喜劇

國臣は重富の驛に大久保海江田と手を分つた後、三日を費し加治木横川大口を經て、二十三日始めて國境の小河内の關所に到りました。

小河内の關所は大口鄕に屬しまして、月照國臣の一行が、入薩のはじめ通行を拒まれた出水の野間原の關所から、東の方約八里に當ります。薩摩武士の典型として知らるゝ文武兼備の名將新納武藏守忠元が、元龜天正このかた島津氏の委任を受けて擔當すること四十餘年。士卒をして肥後の加藤が來るならばと謠はしめて北方の敵に備へた所で、薩摩人は元和偃武の後も、依然として、國境の一大要關として堅く守りましたけれども、行客の出入は固より正面の玄關口たる野間原のやうに頻繁でなく、監守の役人も、事理を辨ふる力の乏しい者でも、猶ほ足るとしました。そこで鹿兒島の城下を立出る時、竈祓の神主と見られた國臣は、こゝでふたゝび舊の僞山伏となり、關所の役人を愚にして一喜劇を演

じ、悠々として過ぎ去りました。

二十三日國臣は小河内の關所に到り、三寶院派の修驗僧胎岳院雲外坊と名のつて通行しやうとします。監守の役人は例に依つて手荷物を撿むると申します。そこで携帶してをる風呂敷包を投げ出しました。

役人受取つて開けば、烏帽子が先づ出ました。役人問ふて曰く、これは何物歟。トボケテ答へて曰く、それは兜巾と唱へ、我派の山伏の用ふる物です。役人曰く。成程。次には垂直が出ました。役人問ふて曰く、これは何物歟、答へて曰く、それは我派の山伏の用ふる法衣です。と自ら引つたくつて取りました。役人は敢て不機嫌の色もありませぬでした。次には樂の譜が出ました。問ふて曰く、これは何物歟、答へて曰く、それは梵唄です、役人は梵唄の何物たるを全く解りませぬ。問ふて曰く、梵唄とは何の義歟、何の用を爲すもの歟。雲外坊愈デタラメを言ふて曰く、我派の山伏は經に節をつけて讀むことがあります、その爲め入用のものです。役人は合點して首肯きました。次には笛が出ました。役人もさすがに笛だけは知つてゐました。これは何物歟と尋ねないで、唯これは慰みもの歟と言ひました。答へて曰く然うです。役人は猶ほ續いて何とか言はうとしましたが、此時奥の座敷に人がをつて、大喝一聲もうよか。そこで手荷物の吟味は首尾好く終りを告げ、直に通行を許されました。雲外坊は笑を忍びて過ぎ去りました。

此日口から出任せのデタラメを言ふて關所の役人を納得さしたことは、國臣も自ら失笑を禁ずるに苦しんだと申します。また奥の座敷より聲を掛けてもうよかと云つたのは、或は何等かの機會で己れを知つてをる人ではあるまい歟と疑ひまして、此日の話の出るたび毎に、然う申してゐたさうです。しかし當時の藩制、小河内の關所は特に監守の役人の派遣されたのではなく、大口の郷士丸田なにがしが、世々定住して擔當した模樣ですから、國臣の疑は過察であらうと思ひます。

國臣は滯りなく薩摩の境も越えて北行すること三十里、途中に五日を費し、二十八日熊本に着いて山形典次郎の家を過ぎり、留ること二日。途中に多く日數を累ねたわけは分りませぬが、或は今は北を指して急いで歸る必要もなければ、客嚢また聊か物を蓄へてゐた爲でもありませう。

山形の家より大久保海江田に書を寄せて謝意を述べました。

色々御厚情難レ盡二筆頭一御坐候、陳者途中隙取一昨二十八日熊府到着仕候、御一人御通行之趣も承知仕候、切角御密蟄奉レ願候、當府之模樣態與不二申上候、何茂書中不レ盡二萬慮一候、誠惶謹言、

霜月晦日　　國臣

大正樣

有俊樣

尙々御社中樣にも御配慮之段宜奉レ願候、

文中に『御一人御通行之趣も承知仕候』と見えてをるのは、西鄕大久保等の同志で、後には國臣とも相識つた堀仲左衞門が、江戸よりの歸途、熊本を通過したと云ふ消息、宛名の大正樣有俊樣は、即ち大久保正助と有村俊齋との省略、海江田は當時有村俊齋と稱してゐました。

此尺牘は大久保侯爵家所藏文書の一つで、今は伯爵牧野の家に殘つてをるさうですが、國臣の勤王の同志と應酬した幾多の尺牘中、現存する遺墨としては、最も舊いものであります。

國臣は十一月の晦日に、熊本の山形典次郎の家を去つて北歸の途に上り、臘月のはじめ筑前に歸りまして、先づ工藤北條と會見して別後の經過を語り、また筑前の藩狀を聞き、己の安閑として此邊に居られる事情でないことを知りまして、直に藩を去つて政廳の詮議を免れ、ふたゝび出でゝ上國の形勢を窺はうと思立ちました。そこで夜闇に紛れて近所隣の人目を偸み、密に地行の我家を省しますと、父の吉郎右衞門も三人の兄弟も、公務の爲め行役中で、母親の都甲氏が季の妹と共に留守をしてゐました。

今歲の秋八月、藩を脫して上洛した後は、早く已に法を犯した人とはなつてゐましても、元來無職無祿の足輕の浪人が、許可を得ずして藩を出たと云ふだけの微罪、政廳でも深く詮議をする模樣もなく、猶ほ內々の來往出入は出來ましたが、京都町奉行の捕手が月照を追跡して下つた頃よりは、政廳の方でも、段々國臣の擧動に注意を加へる樣になつて、月照と同行して薩摩へ參つた後、鄕黨の組合の組頭は、藩吏の內命を受け、母親の都甲氏を呼寄せて國臣の所在を尋ねました。全く知らぬよしを答へると、組頭は猶ほ疑ひまして、若し飽くまでも包み隱くさば、或は二郎の身代はりとして自ら罪を負ふことになるかも知れぬと申して威嚇しました。都甲氏は兒女を育つる心掛けも善く、鄕黨の間に貞淑の譽れもあつて志士の母親たるに應はしき女性でした。然うして諸子中最も次男の國臣を信じ且つ愛する人でした。組頭から斯く威嚇されても屈せず、已れ女性の身にして二郎の罪を代はり償ふことの叶ふなら、些も辭する所でないと言ひ張るので、組頭は如何とも爲し難く、そのまゝ詮議を運はずして終はりました。

それから十二月の初になつて、國臣は一夜密に歸つて參つて、月照の人物志操の優れた出家であつた話をして、入水の模樣などを具に語り、自ら撰した月照の戒名と忌日とを書いて母親に渡しまして、已れの去つた後は、代はつて供養をしてくださいと頼みました。都甲氏は深く我子の話に感動しまして、國臣の出て去つてから、近所の禪刹金龍寺の老僧が本寺の住持を退隱し、松風庵といふ塔頭に閑居してをるのを頼み、小さい木の位牌を作つて貰ひまして、聊か讀經供養の事を修し、爾來續いて我家の佛壇に安置し、忌辰每には香花を手向けて弔ふを例とし、都甲氏の存生中は年々渝はりませぬでした。月照の戒名と忌日とを記した小さい木の位牌は、今も猶ほ殘つてをります。

此時母親と共に家を守つてゐた國臣の季の妹は、八十餘の高齡を保つて、近年まで世に在りましたが、兄の語つた月照入水の模樣などに就ても、多少の記憶はありました。西鄕は平生の健康に申分のなかつた人だから、蘇生したけれども、月照は身體の孱弱の爲め、極力介抱の詮もなく、終に寂して了つたと云ふ話もすれば、同船の阪口周右衞門が、咄嗟の間に舟板を海に投げ入れて目標とし、且つ脇差を拔き帆綱を斫つて船を停めた機敏の働きの話もしたさうです。それから月照の介抱の時、したゝかに濡れたのを乾はかしたのだと申して、皺くちやになつた着物を持つて歸つた話などもしました。

國臣は十一月の晦に熊本を去つて歸來し、先づ工藤北條と相見て、ふたゝび上洛の策を決し、告別の意を兼ねて我家を省したのだし、十二月の八日には、早くも福岡を距ること十里、上座郡の大庭村に竹內五百都を訪ひ、翌九日は秋月に阪田九郎右衞門と楠屋勘藏とを訪ひ、それより直に上洛の途に就てをるので、一夜密に歸つて我家を省したのは、蓋し此月の初五日か六日の頃でありました。

月照坊筑紫下りの今様歌

汎く人口に膾炙してをる國臣の月照坊筑紫下りの今様歌は、一に西海波間記の名もあります。後日の刪潤を經て完成したとしても、初稿は先づ此頃の作と思ひますから、今こゝに收めます。

月照坊筑紫下り

花の都も秋は猶　夕淋ひしき風情なり
名に流れたる清水や　落來る瀧の乙羽山
木の葉色づく折柄に　ちるや紅葉の散々に
みだれ行く世の難波江や　蘆のさわりは繁けれど
猶ほ世の爲に身をつくし　つくさんとてや筑紫潟
波かけの岸のなみならぬ　誓はいつも深みどり
色もかはらぬ靑柳の　驛路こえて香椎潟
たゝ良の橋を打わたり　千代の松原千代八千代
萬代かけて君が代を　千本の松によそへつゝ
神にあゆみを箱崎の　社にかけし四の文字
筆のあるじをよく問へは　延喜の帝かしこくも

御手をくだしましませり　こゝも昔は石疊
疊かさねて白波の　よせし昔を忘れじと
恨みうらわの木綿襷　かけて嘆くもあはれなり
濡衣塚のぬれきぬも　その身に着たる心地せん
やがて博多の假住居　こゝも波風騷がしく
また行方は薩摩潟　沖の小嶋にあらねども
心細さを都にて　誰かあはれと思ふらん
たよる心は筑紫人　一人の外にうちあけて
語らふ友も波路經て　野間のせきやの關守に
せきとめられて又ふねに　乘れともそれとよるかたも
なみにゆられて行先は　黒の瀨戸てふ名も憂しや
今は鹿兒嶋籠の鳥　翼ちゞめて潛みしが
また木枯に驚きて　日向をさして船出しつ
霜ふる月の望の夜の　鳥の初音と諸共に
啼く音をしのび波風の　危きなかを漕ぎわたる
こゝに一人の薩摩人　いかなる縁しさきの世の
契やふかき御船沖　傾く月ともろともに

照りかゞやきて曇りなき　身も大君の爲にとて
やがて波間に入ぬるを　神ならぬ身のかなしさは
乘合人も船人も　かひの雫の露ほども
さりとは知らず白浪の　立騷げども甲斐ぞなき
はや東雲の明烏　啼くより外はなかりけり

國臣の自ら筆を執つたのも殘つてをれば、小河彌右衛門の明烏に記したのは、作者の自ら朗誦するのを書き取つたのだと申しますが、それでも文句の異同は二三に止りませぬ一本には『千代の松原千代八千代萬代かけて君が代を』とあるを『千代の松原千代かけて』とし、『日向をさして船出しつ霜ふる月の望の夜の』とあるを、『日向とやらに船出せし日は神無月望の夜』としまして、國臣の自筆本も然うなつてをります。しかし月照の入水したのは霜月で神無月とするのは事實を失ひます。これは藎志錄にも十月望也と記してゐますから、國臣の一時の勘違より起つたもので、全く錯誤でありませう。

上洛と好才辯

國臣の薩摩より筑前に歸り着いた頃、月照を追跡して參つた德藏甚助の兩人は、已に僕重助を連れて九州の地を去つた後で、筑前は物情も漸く平穩となつて、一たび筑後の榎津に身を潜めた北條右門も、博多の家に歸つてゐましたが、

上國は戊午の大獄の進行最中で、志士の檢擧せらるゝ者、愈々その數を加へ、朝廷の親王大臣また連累の難を免れざらむとし、天下大小の諸藩は、悉く皆粛然として屛息し、唯專ら戰々競々として幕府の嫌疑に觸るゝを是れ畏るゝの形勢でありました。黑田家の政廳では、工藤北條竹内洋中(一に沖中)の四人が、各々月照を助けて應分の力を致したのを尤めまして、領内の島々に移して安置する評議を定め、四人は各々一家を提げて、久しく住み馴れた土地を去り、工藤は志摩郡の玄界嶋に、北條は怡土郡の姫島に、竹内は糟屋郡の相島に、沖中は宗像郡の大嶋に移ることになりました。藩狀方に斯の如しで、國臣は一日も安閑として居られぬ事情であつたので、旁々ふたゝび上洛する策を決しました。

そこで國臣は去る十月十六日の夜、月照が下名嶋町の高橋屋を立退く時、留めて置いた兩掛の中より見出した近衞公と鎌田出雲とに關係のある秘密の文書を工藤の手から受領して携帶し、十二月の八日に先づ大庭村の竹内五百都を訪ひ、翌九日は秋月の阪田九郎右衞門を訪ひ、互に別後の情を語り、また福岡の楠屋宗五郎の本家で秋月の町年寄役を勤むる楠屋勘藏にも逢ふて欵待を受け、それより遠賀郡の底井野に在勤してをる兄の都甲小仲太を訪ひまして留まること一夜、十二日始めて筑前の境を出て、孤劍飄然として東行の途に上りました。

此時秋月では、豫ねて師弟の關係もある間柄ですから、阪田には種々の委はしい物語をした痕跡が殘つてゐます。また楠屋勘藏は町人ながら時を慨げき世を憂ふるの志をもつた者で、善く禮と情とをつくして國臣をもてなし、折しも獵夫の賣りに參つた此邊でアナグマと唱ふる貉を需め、筑後の柳河より到來した海苴を宰して酒の下物としたので、國臣は是は山海の珍味だと申して賞味した話もあります。秋月を去る時、勘藏は送つて涙阪と云ふ所で別れました。

底井野は郡奉行小河愛四郎の居る土地で、兄の都甲小仲太は小河の屬吏でした。國臣が變名を稱して面會を求めますと、取次いた者はじめ周圍の人は、容貌の甚だ肖似してをる所からして、兄弟であうと疑ふておかしい顏もすれば、小

河は歌道のことで豫ねて國臣をも知つてゐたので、それと覺りましたけれども、全く分らぬ風を裝ふて見逃したと云ふ話もあります。

國臣は八月の末に上洛した折は、都甲楯彥と稱しましたが、此時は秋月の人宮崎司と稱しました。斯くて途次長州の竹崎に白石正一郎を訪ひ、一夜宿つて寬談し、始めて締交して別れ、富海より海路を取りました。

適〻同船の客に、京都の堂上家の御用を勤めて歸る主從數人の醫者松井なにがしがゐまして、蓬窓の徒然に苦むの餘り、相親みて何吳となく語り交はしました。醫者は筑前人の言語風俗などを善く知つた人で、國臣の秋月の產れ宮崎司と名のるのを訝りまして、君の言葉を聞けば全く福岡の人のやうだと申します、國臣は答へていかにも然うです、產れは秋月でも、幼少の時母を喪ふた爲め、福岡へ出でゝ成人したもので、近ごろ秋月に歸つてみると、繼母は己の生める弟に家を相續させたい心があつて、自分の歸つて來たのを喜ばず家庭の事情甚だ面白くないから、自分は他國に於て身を立てやうと思ふて出でゝ來たのだが、併かし差當り是ぞと云つて好い見込のあるわけでもないので、今は暫く伊勢參宮でもする歟、大和めぐりでもしやうと考へてをると語りました。醫者は首肯いて、成程然う云ふ事情歟、然う云ふ事情なら如何だ、是から自分と同行して上洛し立身の道を求むる意はない歟、相當の周旋もし助力もしてやらう、借家も持つてをるから貸しても宜いと申して懇に勸めて吳れます、國臣は是れ幸と喜びまして、猶ほ善く賴んで同行上洛することに相談を極めました。

折しも風の都合が惡いので、途中から船を棄てゝ中國路を陸行しましたが、旅宿などでも何とかの堂上家の御內と名のり、傲然として通行する醫者主徒の一行に加はりまして、浮浪の旅客の警察、頗る嚴密な時節にも拘はらず、國臣は何の心配もなく、天下の大道を白日公行し、威張り返つて京都に入りました。

此頃の京都は、偵吏捕手鵜の目鷹の目で奔走して志士を檢擧するに忙はしく、脛に疵もつ人は、先を爭ふて遠く諸方に逃げ隱るゝの時、獨り自ら好んで斯かる危境に投じ來る豪膽と勇氣とは、勿論それは稱すべしでありますが、同船の客と應酬すること一番、忽ち堂上家御內の名義を偸み得て、大手を揮ひ威張り返つて上洛したのは、熾烈の氣慨堅剛の志操の外、猶ほ一種の好才猾もあつて、時に應じ事を迎へ、毫も窘窮しなかつた平生の人と爲りも自ら分ります。

京攝の飄涙

國臣は入洛の上は密に近衞公へ參つて、月照入水の始末を述べ、都合好くば忠凞公にも拜謁したい心算を抱いてゐして、月照の行李の中より發見した秘密の文書を、工藤の手から受領して携帶したのでありました。

斯くて途中より同船した醫者松井なにがしの一行に加はり、何の故障もなく上洛しましたが、前にも申した通、此頃の京都は、戊午の大獄の進行最中で、浪人狩の總指揮官たる幕府の老中間部下總守は、猶ほ妙滿寺の旅館に滯在をして、鷹犬の徒は頻に獲物を搜がし索め、洛の內外を徘徊しまして、檢擧を免れた諸方の同志は、悉く離散して形跡を潛め、名望ある縉紳士太夫、また皆嫌疑を避けて門を鎖したので、國臣は叩いて事を談ずる人もなければ、近衞公や淸水寺に近づくすべもなく、途中より同行した醫者松井なにがしの好意を受け、その持家に假住ひをして徒らに數日を送りてをりますと、適ゝ町奉行所支配の目明が參つて隣壁の家を搜索しました。これは尋常の竊盜犯に係はる詮議でしたけれども、國臣は狀を見て何となく不安の情を生じ、斯かる場所に身を置くの危險を感じまして意を決し、書を留めて伏見の見物に赴くよしを告げ、且つ買ひ調つた多少の日用品を留めて謝儀に充て、即日松井なにがしの借家を引拂ふて立

去りました。

國臣は醫者松井なにがしの家に寄寓したことを、此歳八月上洛した時のやうに、自ら盡志錄に記してゐますが、それは己れの思違で、事實はやはり臘月ふたゝび上洛した時でした。弟の三郎能得などは、委はしい事實を聞いて善く知つてをりました。三郎能得の話によると、國臣は此時神嘗祭の儀式を密に拜觀して去りたいと切に思ふたけれども、事情到底長く居られぬので、强ひて立去つたと申してゐたさうです。松井なにがしの餘蔭を以て拜觀を偷むの道があつたものと見えます。唯當時神嘗祭を行はれた時日は未だ考へませぬが、此頃は已に過ぎ去つて事後のやうにも思はれます。或は除夕の大祓の儀式、若くは年初の諸儀式を偷みて拜觀せむと欲した誤でありませう。

國臣は醫者松井なにがしの家を引拂ふて立去つてより洛外嵯峨の近傍川嶋村に、梅田源次郎頼三樹八郎等の人々と交誼の淺からぬ鄕士山口薫次郎の纔に町奉行の檢擧を免れてをるのを訪ひ、それから山崎に櫻井驛の故趾を訪ひ、淀川を越えて男山の八幡宮に詣ふで、また河内に入りて小楠公の墓を弔ひ、途次大阪のあたりに安政六年の春を迎へ、新年のはじめ紀州の境に入りて、湯淺の浦で常陸の志士櫻任藏と邂逅しました。

國臣の此時紀州に入つたことは、萬延元年の櫻田事變の頃、密に藩主黑田長溥公に上つた建白書に徵憑もあれば、櫻任藏の歌もあつて、元來は去年の秋梁川星巖から名を聞いた詩人菊池溪吟の家を訪ふたものゝやうですが、蹤跡は漠として分りませぬ。その期せずして櫻と邂逅したのは、寔に奇遇でありました。

紀州に於ける櫻任藏との奇遇

櫻任藏名は一雄、後に眞金と更めました。字は飛卿、月波山人と號しました。素と常陸國眞壁郡の人、村醫小松崎玄達の子で、幼少の時より俊偉にして奇志を抱き父の業を繼くを好まず、年甫めて十六、隣藩水戸の藤田東湖の敎を受け刻苦すること數年、嶄然として頭角を露はしましたが、人と爲り豪俠にして氣節を尙び、且つ酒を嗜み動もすれば人を屈折するので、衆の容るゝ所とならず、去りて潮來の宮本茶村の門に入つて塾頭となり、尋て江戸に出でゝ祿仕を求め川路左衞門尉に知られ、暫く普請方の書役となり、また職を辭し帷を下して子弟に敎授しました。任藏夙に水戸の學風を承け、皇室を尊崇するの志篤く、最も高山彥九郞蒲生君平の人物を欽慕しました。嘉永の末、邊海の警聞頻に到り、尊攘の論漸く盛なるや、深く君國の事を憂へ、博く天下の人と交り、聲譽また從ふて起りました。長岡監物吉田松蔭等の諸名流皆善く相識り、水戸の烈公薩摩の齊彬公また嘗て其名を聞き物を賜はりました。西鄕また始めて江戸に出でた安政元年の十一月、同志樺山三圓を伴ひ、櫻を東臺の家に訪ふて時事を談じたこともあります。早く世を去つたので、幕末の人物を論ずる者、多くは之を逸しますけれども、蓋し安政の頃に於ける第一流の志士でした。

有馬新七が去年の秋九月十日、京都の旅店鍵直に於て、月照西鄕と手を分ち、自ら勅諚を奉持して江戸へ下り、水戸人及び越前の橋本左內三岡岩次部長州の山縣半藏土佐の橋詰朋平等と事を謀るや、幕府また恰も此時を以て始めて戊午の大獄を起し、水戸の鵜飼父子薩摩の日下部及び越前の橋本以下同志多く檢擧せられ、有馬また免れざらむとする形勢となりました。因て有馬主として說を立て、諸同志と評議を凝らして、我黨の士速に策を決して爲さぬければ、天下精忠の人は悉く幕府の殄滅し盡す所となり、王室の事また如何ともし難きに至らうと、是に於て井伊大老を斬つて除くの密謀となり、櫻田の義擧の議始めて生じました。

然るに、京都には老中間部下總守と所司代酒井若狹守とが居つて、暴橫を擅まゝにし朝廷を壓迫するから、同時に

此二人を掃攘し王室を擁護せねばならぬと云ふので、有馬は回つて西上し之を謀ることになりましたが、當時尊王の志篤き藩として稱せられた大阪城代土屋采女正を語らふ必要があつて、櫻は采女正の公用人大久保要と親交する同藩人であつたので、有馬と相約して行を同くし、幕府の耳目を偸みて密に江戸を去り、路を中山道に取つて上洛しました。

これは月照が大阪を逃れ出でゝ筑前に潜み、國臣と相伴ふて薩摩に入り、やがて波を踏むまでの間のことで、有馬と櫻とは、上洛の後も猶ほ諸方を奔走し、同志を糾合して幕府に對抗し朝廷を擁護すの策を講じました。有馬が筑前の藩主黒田長溥公の參勤せられむとする途次を要し、奉じて京都に入り、長溥公をして故君齊彬公の勤王の遺志を成さしめむことを議したのは即ち此時、事は委はしく記して有馬の都日記にあります。

ところが戊午の大獄は漸を追ふて愈ゝ擴大せられ、間部下總守と酒井若狹守とは、志士を物色すること益ゝ嚴密を加へ、島津家の留守居役また頻に有馬の歸藩を促しました。有馬は猶ほ肯んじませぬけれども、櫻は京都の情態方に斯の如く、事また爲すべからざるを知り、逡巡せば捕囚となるの外ないのを見まして、死は易くして生は難ければ、暫く藩に歸つて形跡を晦まし、更に適當の時機を待つて事を謀るの得策なるを說いて有馬の歸藩を勸め、有馬始めて纔に容れました。

そこで櫻は有馬に別れて京都を逃れ出でゝ暫く伊丹に潜み、次いで大和の吉野に至りて後醍醐天皇の御陵を拜し、十津川を經て紀州の熊野に入り、同りて大阪に出でむとする途次、湯淺の浦に於て、偶然國臣と會合しました。

二人は固より曾て一面識もない間柄ですが、彼は月照西鄕と手を分つて東行して有馬との關係多きこと斯の如く、此は西走後の月照西鄕の機秘に參與すること、斯の如く深いのであります。然うして今や各ゝ偵吏捕手の耳目を避け、千里の客士を潜伏微行するの時共に期せずして偶然會見しました。一たび同志の人たるを知り、互に城府を撤して寛談し

た情味は想ひ遣られます、櫻の喜ぶこと甚だしかつた感懐は、咏んで贈つた歌に著はれてをります。

宮崎のうじに紀の湯淺の浦にて始めて名のり參らせて

嬉くもめぐり合ぬる湯淺の浦

よに淺からぬ契なりけん

國臣また一二首の歌を咏んで酬ひた筈ですけれども、惜ひ哉傳はつてゐませぬ。

二人の紀州に於て偶然會合した日は、確かと分つてゐないのですが、前後の情況から考へると、蓋し正月の三日四日でありませう。

機密文書の還納と新春の退京

安政六年正月のはじめ、國臣は紀州の湯淺浦に於て、偶然會合した櫻任藏と相携へ、虎尾を蹈むの危險を犯し、ふたゝび淀川を遡つて京都に入り、八日密に近衛公の門を潛り、鄕國より齎らして來た機密の文書を還納しました。

幕府は去年の冬から今年の春に涉つて、愈ゝ獄案を擴大し、新年の松の内にも、猶ほ檢擧の手を弛めず、正月の五日には月照の弟信海を拘引し、同じ日に近衛公の老女村岡も拘引せられました。國臣が密に近衛公の門を潛つたのは、恰も村岡の拘引を受けてから三日の後で、忠凞公父子以下諸太夫の運命、また測り易からざるものがあつて、滿邸の人々皆愁然として戚容を帶びてをる時でした。

國臣は紀州方より立戻つてふたゝび上洛した間際で、信海や村岡の拘引せられた最近の事情を知りませぬので、淸水

寺より村岡へ宛てた一つの文箱を作りまして、中に筑前から携帶して來た機密の文書を入れ、國臣自ら月照入水の始末を記し、且つ己の遙々上洛の次第をも述べた書付を添へて同じく入れ、近衞家に到つて奥の方へ差出しますと、奥の方では村岡は近ごろ捕へられて居られぬのに、清水寺より斯かる文箱の參つたのを奇異に思ひまして忠凞公に申出でました。そこで忠凞公は自ら文箱を開いて御覽になつて、事の由が分つたので、旨を一人の侍女に授けて御沙汰を傳へられました。

國臣は延かれて應接の間に通りますと、侍女出て參つて對面し、村岡は此頃召捕へられ、清水寺の住持も召捕へられ今は二人共に居らぬ人なるに、斯かる文箱の來るは深き故もあらうと、公手づから御開封なされて、事の次第は委細に聞召届けられたと、公の始めて月照の入水を知られ御哀傷一方ならぬ模樣を語り、御内用文書の散逸せざりしは、最も喜ばしく安心に思召し、遙々と齎らし上つて還納した志を深く感賞せらるゝ旨を傳へ、また公親しく御對面遊ばす筈なれども、斯かる時節柄、内外の嫌疑を憚られて思召に任かせ給はぬよしを告げ、一日も早く洛中を去りて禍を免るゝが宜しいと、仔細に公の御沙汰を傳へまして、待遇頗る慇懃でした。國臣は旨を領して感激の情に堪へず、暗涙を催ふして辭し去りました。

斯くて正月の八日に、近衞家へ出て機密の文書を還納し、猶ほ櫻と相携へて京都伏見の間を忍び歩くこと數日、ふたたび洛外川島村の、山口薫次郎を訪ひ、こゝで相談をして、去年の秋、梅田源次郎の家に於て、始めて會見した備中連島の志士三宅定太郎を賴み、暫く潜伏して時勢を窺ふの策を立て、十五日は伏見に到りて黑田家の御用達津島屋彌兵衞の家を過ぎり、卽夜淀川を下りました。此歲の夏四月、鄉國の同志中村圓太藩を脫して伏見に來り、津島彌兵衞に就て國臣の踪跡を尋ねますと、彌兵衞は正月の十五日に一士人を伴ふて伏見を去つた話をしたと云ふことです。謂ふ所の一

士人は卽ち櫻任藏でした。

十八日の夜、國臣は海路を取つて大阪を去り、備中の連島を指して下らうとして、櫻と手を分ちますと、櫻は惜別の情に堪へず歌を作つて懷を述べました。

宮崎君と別をいたみて

いかにせん浪花の蘆の一よのみ

あふとはすれど別れぬる身を

東西漂筵の志士一合一離互に此情緖のあつたのは、深く諒とせらます。

三宅定太郎の說によると、櫻また三宅を賴みて潜伏したいと思ひまして、豫め書を寄せて相談しました。三宅は櫻の人物と志操とに感じ、約諾を與へて心竊に期してゐましたが、櫻は氏名を變じて渡邊純藏と稱し、猶ほ暫く大阪に留つてをる折しも、適〻コレラを病み、七月六日を以て歿したので、約諾は終に果されませぬでした。

戊午大獄の情報

國臣櫻と別れて大阪を去るの日、筑前の工藤北條等の四人に贈つて上國の近狀を告げた書があります。一部は殘缺して全文備はらず、且つ記す所多くは道聽途說の訛誤を混じてはゐますけれども、また戊午大獄の眞相を窺ふに足る好情報たるを失ひませぬ。中には往々尋常人の與り知り難き秘消息もあつて、潜伏微行の間、各種の士人に接觸したことも自ら分ります。

（缺失）

不幸の內の幸なる義も、可レ有レ之歟と奉レ存候。

一、西鄉氏南島蟄居のよし、面白し。

一、彼家へ罷出候處、村岡被二召取一居候而、少々不都合ながら、差急荒模樣申上候處、大に御嘆息之御模樣、女中より承知、落涙仕候。

一、左之通追々被二召取一申候。

鷹殿內　　三條家

小林兼田三國　　守寺親子

高橋親子牧　　外に三人

有栖川　　富小路雜掌

三人　　山本

粟田口　　生髮地藏坊主

伊多美　安たれ雅樂　　百步

山田

久家　　西恩寺

春日讃州　　藤木

東寺靑侍　　清水寺

貳人　　　　　　　　　　　　　　　　　當住

近衛殿　　　　　　　　　　　　　　花山院

村岡　　　　　　　　　　　　　　　　梅戸

來三樹八郎

官人

山科大監物

江戸

藤森弘菴

大橋順藏

千葉榮次郎

右之外あまた有レ之よし、何れも追々江戸へ送り下し。

一、就中梅田元氣之よしに而、役人方も理之當然に屈伏いたし候よし。

一、賴三樹之口外嘲弄聞苦し。

一、春日一旦申譯相立引取候處、二度呼出にて江戸行。

一、土州　伊豫伊達　因州

右隱居

一、大原卿作

赤心忠與ㇾ義、望ㇾ時不ㇾ避ㇾ難、一旦如得ㇾ罪、終使ニ國家安一、
此外、柳原朝臣岩倉卿等、有志。
一、陽明家鷹司家父子入道願之よし。
天朝ヨリ沙汰も無ㇾ之由、春以來
御惱之よし、太子被ㇾ立候哉の沙汰。
一、未だ間部は妙まん寺滯京。
一、當二十三日上使有ㇾ之よし、姫路酒井
一、是非々々打拂之段被ニ仰出一候處、五ケ年延引之義申出候よし。然らば朱印指上候樣被ニ仰出一候處、否と申上候よし。然る處外國へは印鑑相渡候而、右內處之處、如何之段被ニ取約一、難澁之よし。巷說。
一、三條殿八幡別莊住居、發狂之屆之よし、大に慷慨被ㇾ致、天下無道々々と斗被ㇾ申候よし。
一、富小路比野日參之よし。
一、私儀備中連島三宅定太郎（俗に本米屋と之裔、梅田に申よし、島三郎て出會）方へ當時蟄居仕候。萬一御用候はゞ、同方へ御傳可ㇾ被ㇾ下候。同人も北條樣御聞及之通、至而精忠之志有ㇾ之者にて、追々有志之者相群り居候よし、大急に而荒々恐惶謹言。

正月十八日　　從ニ大阪一　　宮崎

御四人樣

尙々防州船に而、今夕乘出候筈に御座候。

書中に謂ふ所の西鄕が、南島謫居の命を受け鹿兒島を發したのは、十二月の盡日で、大島に着いたのは國臣の此書を作つた六日前に當ります。且つ西鄕また月照と同じく死せりとして發表せられ、南島の謫居は暫く秘密の事なるに、國臣の斯の如く大阪に於て早く之を知つたのは、當時猶ほ薩摩人に消息相通ずる人あつて、此種の秘密を與り聞いたことが分ります。西鄕月照の入水後、堀仲左衛門は江戸より歸つて藩に居ること十餘日、臥蓐中の西鄕とも相謀り、更に諸藩の同志を糾合し幕府に對抗するの策を講じ、先づ第一に井伊大老を斬つて除かねばならぬと云ふ考で、十二月十九日を以て鹿兒島を發し、途次熊本に於て、津田山三郎山形典次郎等と會ふて談じましたが、事情齟齬して要領を得ず、正月の十七日に長州竹崎の白石正一郎を過ぎり、海路を取つて東上しました。着阪の日は確と分りませぬけれども、恰も國臣の大阪に居る時でした。堀は後ち翌萬延元年の春、櫻田の事變の起る頃は、國臣とも深く機密の事を謀つた人です。國臣は大阪を去つて備中の連島へ下らうとする間際、或は堀と相見て西鄕流謫等の秘消息を聞いたのであリませう。

國臣は大阪を去るの日、洛外川島村の山口薫次郎にも一書を贈つて出發の狀を告げました。

頃日は推參每々御難題、情實御酌取被ㇾ下、忝く何之幸歟不ㇾ過ㇾ之候、今宵無二異義一出帆之筈に御座候。着之上は彌以早々御通路可二申上一候、可ㇾ然奉ㇾ願候。梅田一件之義は貴兄の誠心次第也、今日に至者長不ㇾ申、何も再遊と申縮候。早々頓首。

正月十八日　　　　宮崎司

山口薫次郎樣

此書を見ますと、國臣は道途の費用等に就て、山口の助力でも受けたものゝやうで、且つ備中に赴いて三宅定太郎を頼

んだのも、山口等と協議の餘であつたかと思はれます。梅田と相關する一節は、何の事歟分り兼ねますが、梅田は此時猶ほ京都の獄にゐまして、緣故の深い子弟は頻に救護の策を議し、或は押送の途中を要して奪ひ取らうと云ふ激論を唱へ、三宅定太郎は相談を受け、その暴擧を說いて抑制した事實もありますから、此書中に謂ふ所、また斯かる消息と相關するもの歟も知れませぬ。

此書の寫本は收めて野史臺刊行の維新史料にありますが、正月十八日は十月十八日となり、宮崎司は平野次郎となつてをります。十月は寫字若くは植字の誤としても、署名の斯くの如く異つてゐるのは、盖し世の人の汎く知れる所に變更し、書中の文言のみを舊に據つたものと見えます。

備中連島の潜居と鐵物店の番頭

國臣は正月十八日の夜、防州富海の船に乘つて大阪を發し、備前の下津井の港から上陸し、備中の連島に到つて三宅定太郎を訪ねました。

國臣の季の弟三郎能得は此頃津野鹿三郎と稱してをる時で、父吉郎右衛門の職を承け、飛脚の御用を以て江戸に行役し、同僚島田伊吉と相携へて歸國する途次、大阪より乘つた船は恰も前の航海に國臣を備前の下津井まで乘せたもので、船頭は鹿三郎の容貌が嘗て乘つた客に酷似するのを見て奇異とし、或は兄弟なるを疑ひまして、食事の折など動もすれば言ひ出しました。鹿三郎は大阪を過ぐる時、定宿の主人津島屋藤藏から密に聞いた次第もあつて、船頭の謂ふ所の已に酷似した客の兄國臣に相違ないのを覺りましたが、同僚の島田に斯くと知られては惡いと思ひ、船頭をして兄の話

をさせまいと頗る心を苦しめたとか申しまして、嘗て著者の爲に當時の事を語りました。

備中の蓮島は維新前幕府の交代寄合山崎家の世々知行した采邑五千石の一部で、領主は川上郡の成羽にあつて此地を分領し、こゝには役人を置いて治めてゐました。三宅定太郎は備後三郎兒島高德の後裔と稱せらるゝ邑中第一の舊家を以て、兼ねて六十餘町の田産もあり、祖先以來久しく素封家として、名を近國近在に知られてをる著姓の人でした。

去年の秋九月、京都の梅田源次郎の家に於て、始めて國臣と相識り、當時國臣が已の旅宿に西鄕吉兵衛の居ることを語り、三宅を伴ひ歸つて會見せしめむとしましたけれども、此日三宅は猶ほ梅田と談ぜねばならぬ用務のために辭退した事實、及び此事實は梅田の捕縛せらるゝ數日前のことで、國臣また筑前を指して歸らうとする間際であつた話は、前にも粗ぼ述べました。

三宅は大阪に於て梅田の捕縛せられたことを聞きましたが、平生最も交誼も深く、書信の往復なども多かつたので、諸人は連累の禍を蒙るを心配し、頻に促して歸國せしめました。そこで三宅は蓮島に歸ると、果して間もなく偵吏が遊歴の文人と稱して下つて參つて、頻に三宅の擧動を監察しましたが、相戒めて善く注意を加へ、また相應の物入をして嫌疑を避けたので、幸にして免れました。斯くて居ること數月、今しも國臣は密に訪ねて來ました。

此時國臣は去年の秋梅田の家に於て會見した頃とは、全く風體を異にし、額上の惣髮を剃り落して尋常の奴髮になり、背には風呂敷包を負ひ、商人の風を裝ふて來ました。然うして別後の事情を語り、暫く寄托して潜伏せむことを謀りました。三宅乃ち快然として領諾し、別宅の鐵物店に番頭と稱して居らしめました。

三宅或る時別宅に到り、國臣が座敷の柱に白絹の襟卷をかけ、香を燃き菓子を奠して額づきをるを見て怪み、事の由を尋ねますと、國臣は涙を流しまして、これは月照の遺物だから、靈代として幽魂を弔ふよしを答へ、月照の入水の始

末を語りました。三宅また談を聞いて深く感傷の情を催うし、同じく禮拜しました。然うして襟卷は後ち之を三宅の家僕兼吉なるものに囑し、連島の隣村西之浦の正福寺といふ寺の境内に埋めたと申します。

三宅は晩年、自ら國臣が月照の襟卷を靈代として弔ふた時の事を記し、國臣は月照の入水は前月の今日なれば、之を弔ふよしを語つたと云ふてゐますが、國臣の連島の潛居中、月照の忌辰十六日に逢ふたのは、殆んど半年の後で、始めて三宅を訪ねて參つた初の頃ではありませぬ。此の外三宅の錄する所には、記憶の誤より出る間違もありますから、著者は斟酌を加へて取捨しました。

國臣は斯くて三宅の鐵物店の番頭と稱し、形跡を潛めて居ること十日ばかり、忽ち三宅と相謀つて內議を定め、薩摩と連島地方との間に於ける產物交易の計畫を立て、工藤北條の二人及び白石正一郞に就て相談をしやうと、此月の盡くる頃、一先づ連島を去り、西の方長州の竹崎と筑前とを指して歸りました。

これは國臣か三宅を資本主とし、自ら經營の衝に當つて商賣を企だて、一年ばかりを費す初めでありました。

同志の三宅定太郎と產物交易の經營

文久二年の夏四月十三日、國臣薩摩の伊牟田尙平と相携へ、播州の大藏谷に藩主黑田長溥公の旅館を冐し進言した次第があつて、此夜二人は大阪より追跡して來た島津家の捕手の拘囚する所となり、伊牟田は直に押送を受け國臣は黑田家の吏員に交付せられた後、赦されて長溥公の回駕に隨行を命ぜられ、藩を指して歸る途次、備中の神邊驛を通りました。神邊は老詩人菅茶山の夕陽黃葉村舍の所在地として世に知らるゝ所で連島を距ること甚だ近いのですから、國臣は

神邊より書を寄せて京都の形勢最も切迫した狀を告げ、君國の志士一日も安閑として居られる時でないことを說いて蹶起を促しました。三宅また諸方の情報に依つて豫ねて自ら知る所もあれば思ふ所もあつたので、國臣の書を得ますと斷然として意を決し、鄕を去つて京都へ出で、力を國事に盡し、尹宮に仕へて名を典膳と更め、宮の眷顧を蒙りまして、奔走周旋頗る勉めました。然うして維新の後は重ねて名を更め瓦全と稱し、多く世と合はず、明治四年の春、外山光輔卿の獄案に連坐し、國事犯の罪を以て終身禁獄の處分を受け、久しく流謫せられて青森に居り、明治十三年の春、特赦を蒙つて獄を出で、次で帷を岡山に垂れ、後ち病んで歿しました。其晩節甚だ振はず、暮年蕭條でしたけれども、維新の前は一個有力の志士で、功勞も尠くありませぬでした。國臣との交態また斯の如く、三宅の蹶起して力を國事に致すの始また斯の如く、國臣と相關すること斯の如しで、國臣の傳中に於ては、名を逸すべからざる人物であります。然うして二人は梅田源次郎の家に於て、始めて相識り、その相謀つて產物交易の計畫もまた梅田の遺圖より起り、計畫の趣旨は、主として同志の人に奔走周旋の資を給するを目的としました。今の言葉で申せば、即ち謂ふ所の運動費を得るにありました。維新の後に多く行はれた士族の商法でなくて、勤王家の商法でした。窮と貧とを常とした浮浪の志士の苦節、斯の如きものゝあつたことも自ら分ります。

國臣の三宅と共に計畫し、且つ實行した產物交易を語らうとすれば、三宅の來歷と、その梅田源次郎の關係とに就て猶ほ先づ言はねばなりませぬ。

領主山崎家の始めて連島を知行した頃、三宅の祖先伊右衛門は土着の豪富を以て之を助け、頗る功勞を積んだので、山崎家は苗字帶刀を許して禮遇を與へ、且つ民政の事を與り聞かしめ、斯くて世々の例となり久しく邑中第一の豪族でした。三宅の祖父は京都に出でゝ紳縉士太夫と交り、嘗て山形大貳竹內式部の獄案に連累の嫌疑を蒙りましたが、佯狂

と賄賂とを以て纔に免れました。平生酷だ石を愛し石隱居の名を負ふてゐました。石隱居の子は即ち三宅の父、治民の功績多く頗る人望を得た人たでした。學問文藝を嗜み、自ら南宗派の畫を善くし、號を西浦と申しました。西浦家を三宅に讓りたる後は、絕えず京都に出で丶汎く文人墨客と交り、風流韻事を娛みて世を終りました。梅田源次郞また實に西浦と親交した人であります。

三宅また父祖の風を承け、夙に深く學問を好み、且つ時勢を慨く志があつて、嘉永六年の夏、アメリカの艦隊浦賀に到るの警を聞いた時は、憂慮して措かず、寢食を忘るもの三日。家祖備後三郞の故事を想ふて憤りを發し、蹶起して江戶に赴かむとしましたけれども、領主山崎家の法度極めて嚴びしく、故なくして領外に出遊するを許さぬので、是より全く家業を擲ち專ら武技を講じ、暫らく志氣を養ふてをりましたが、已にして父を候問すと稱し、纔に領主の允可を受けて京都に出で、始めて梅田と締交し、互に心事を語つて意氣が投合し、相約して兄弟の誼を結びました。これ三宅が梅田と深く交るの初めで、後の產物交易の計畫、また此間より起りました。

梅田源次郞と薩長兩藩の產物販賣案 一

梅田源次郞は尋常の儒者出身の志士とは、著しく面目を異にし、一種算數の才を蓄へ、用度の計畫を好みまして、幾多の士庶と文藝詩酒の交を爲すの機會を以て、諸藩の財務を掌る吏員と農商との間に介在し周旋する所があつて、種々の新事業を計畫し、自ら奔走して力を盡しました。これは梅田が往々上方人の爲に勤王家の山師と稱せられた所以で、吉田松陰の江戶獄中に於ける最後の作として著名な留魂錄の一節、また梅田の奸骨與に語るを欲しなかつた意を述べて

ゐます。故子爵品川彌二郎は、是れ師の本意にあらずと稱してをられますが、品川の言必ずしも然うとは思はれませぬ。肥後の松田重助が松蔭に與へた書中、また同じく梅田の信ずるに足らざるを述べ、寧ろ恐るべき人だと云ふ消息を洩しました。蓋し梅田は種々の事業などを計畫する間、云爲行動おのづから機略に渉る痕跡の多かつた故でもありませう。

三宅は名を父西浦の候問に托して上洛し、始めて梅田と締交し意氣大に投合して歸つてから、ふたゝび上洛しやうと思ひますけれども、領主の許可を得る道がないので、書を梅田に寄せて事情を訴へました。梅田は爲に自ら盡力をして粟田口宮法親王に願ひまして、三宅を法親王の書道の門人とし、托して領主に上洛の許可を請はしめました。粟田宮法親王は即ち靑蓮院宮で、後の久邇宮朝彥親王であります。されど領主は猶ほ許可を與へませぬ。領主の斯の如く三宅の上洛を抑するのは、親族一家また同じく戶主が家業を棄てゝ鄉を出るを不可とし、密に領主の吏員と相通じて之を謀つたものと見えます。そこで三宅は愈ゝ煩悶の情に堪えず、また書を梅田に寄せて相談をしました。梅田は恰も近ごろ毛利家の京都留守居役宍戶九郎兵衛と相謀り、川島村の山口薰次郎をして、防長產物の販路を山城丹波の諸州に開拓せしめ、その代はりに山城丹波の產物を防長に輸入せしめ、謂ふ所の產物交易の策を行はむと欲し、議粗ぼ熟し、身自ら防長に入り、老職浦靱負を見て相談をしたいと思ふてをる所でしたから、書を三宅に贈つて狀を告げ、若し防長の產物交易の計畫にして成就するなら、三宅にも經營の事を委任し、毛利家より領主に照會せしめ、上洛の自由を得せしむるであらう。毛利家は朝廷を尊崇する志も篤いから、毛利家を助けて富裕とすれば、自然は朝廷の補益ともなると申して、西遊の費用として、金三十兩の融通を求めました。三宅は領諾して直に送附したので、梅田は安政三年の冬大阪より海路を取つて防長の地方に入りました。吉田松蔭が奸骨を惡みて與に語るを欲しなかつたと云つたのは、即ち此時、

梅田が海峡を渡つて博多に北條右門を訪ひ、且つ國臣等と始めて會見したのも、同じく此の時でした。

梅田は筑前を去つた後、重ねて防長の地方に到り、浦靱負の釆邑阿月を過ぎり、赤根武人と師弟の約を爲し、携へて東歸の途に上り、連島を過ぎつて留ること數日、三宅自ら上洛し宍戸九郎兵衞を見て親しく議するの得策なるを告げて去りました。されど領主は依然として旅行を許可しないので、餘儀なく店員を上せましたけれども、埒が明かず、如何しても三宅自ら出るを必要とする事情を生じたので、終に意を決し、福山の親族を訪ふを名として家を去り、密に上洛しました。此時宍戸は職を轉じて大阪の留守居役となつてゐたので、また後を追ふて大阪へ下りましたが、宍戸は適々大和へ旅行をして屋敷に居らぬので、梅田の岳父村嶋內藏之進及び浦靱負の家臣秋良政一郎の二人と相會し、內議をする折しも、三宅は病作つて談を進むることが叶ひませぬから、一たび連島に歸り養生をして、漸く癒えますと、連嶋の邑民は三宅に鄉社の神輿調製の事を囑し、代はり請ふて領主より旅行の許可を蒙つたので、此度は公然として上洛しました。方に是れ安政五年の秋八月、梅田が幕府の嫌疑深く將に捕縛せられむとする間際で、國臣の三宅と始めて相見たのも卽ち此時でありました。

梅田源次郎と薩長兩藩の產物販賣案　二

三宅は梅田の家に於て始めて國臣と相識り、國臣は我が旅宿の鍵屋に伴ひ歸へり西鄉と會見せしめむとしたのを辭し、猶ほ留まつて梅田と寬談しましたが、梅田は自ら幕府の爲に近く檢擧せらるゝ運命の到底免れ難き消息を語り、慷慨して後事を囑し、防長の產物交易の案は善く謀つて成就せしめ、その收益を提供して同志を助くることを說きまし

た。三宅慨然として領諾して別れ、去つて大阪に下つてをりますと、間もなく梅田の弟子平嶋武太郎が來つて梅田の捕縛せられたよしを告げ、三宅を促して早く連嶋に歸り連累の難を避けしめました。武太郎は三宅が嘗て從ふて兵學の教を受けた長沼流の軍學者平嶋后太郎の子で、父子共に三宅と交誼深く、産物販賣の案にも關係し、后太郎は三宅の代人として上洛したこともありました。

三宅は平嶋武太郎の話を聞いて、梅田の果して檢擧せられたのを知り、急いで連嶋の家に歸つてをると、偵吏は追跡して來て動靜を探りましたけれども、或は意を用ひて善く接遇に勉め、或は賄賂を贈つて免れました。斯くて暫く文武の士人と交遊するを愼み、專ら力を家業に致すの風を裝ひました。適々平嶋武太郎と赤根武人との二人は京攝より參つて、梅田の江戸に押送せらるゝ途中を要し之を奪取らうと相談をしましたが、三宅は策の甚だ危險なことを說き、抑制して時機を待たしめました。

然うして此間防長の產物販賣の案は、猶ほ繼續して進行を謀り、先づ已の持船に綿を積みて秋良政一郎及び政一郎の兄敦之介に送り、防長の產物を積みて歸り、數回の航海を累ねて取引を行ひましたけれども、種々の障碍が起つて事多くは心算の如く運ばず、結局大なる損耗を生じ、梅田に依つて企だてられた防長の產物販賣の案は、全く失敗に歸して了ひました。

國臣が大阪より潜伏の計を求めて連嶋に參つたのは恰も此時、梅田の周旋を以て行はれた防長の產物交易案は、國臣の周旋に依り、一轉して薩摩の產物交易案となりました。

國臣は三宅の談を聞いて防長の產物販賣の失敗に歸した始末を知り、三宅をして更に薩摩の先君齊彬公が勤王の志深く、朝廷の爲に力を致された機密と、藩中の志士が公の遺圖を紹成するに勉むる事情とを語り、若し三宅にして交易の

方法を以て薩摩の産物を販賣する意あらば、已れ自ら此間に周旋して盡力しやうと說きました。三宅は防長の產物販賣の爲には大なる損耗を蒙りましたけれども、此種の事業を經營して梅田の志を成就したい意は依然としてありました。

それに祖父の石隱居の頃、玉島に支店を置いて綿の問屋を營んだ時、薩摩の商船が絕えず來まして取引を行ひ、尠からぬ利益を收めましたが、暫く店を親族に任かせ經營を掌らしめてをる間に、取引上の手落からして信用を失ひ、薩摩の商船は來ないやうになりました。三宅は此事を遺憾とし、機會もあらば回復しやうと云ふ念を抱いてゐたので、國臣の說を聞くと、深く喜びて早速同意し、周旋を賴みまして種々相談を遂げ、工藤北條等に贈る土產物をも調へて國臣に附し、歸つて力を致さしめました。

そこで國臣は三宅が別宅の鐵物店に番頭と稱して潜伏すること十日ばかりで、正月の盡くる頃を以て一先づ連島を去り、翌二月の二日、長州の竹崎に至つて白石正一郞を訪ひ留まること六日に及びました。此間三宅は家に使ふてをる店員の庄太郞と云ふものを代人として竹崎に遣り、白石はじめ取引に關係しやうとする人々の身元や人柄を調査せしめました。

三宅の店員庄太郞は素と伊豫小松の藩士、嘗て艶罪があつて追放の身となり、情婦小梅を伴ふて鄕を走り、淪落して道後の溫泉場に居つたのを、三宅は入湯の折憐みて携え歸へり店員としたと云ふ小說的の人でした。國臣が連島と竹崎とを來往してをる間に、庄太郞は鄕國より歸參の恩命を蒙つて去り、情婦小梅は猶ほ留まつて連島にゐましたが、重ねて我勤王の志士をして艶聞を流さしめ、邑人の物議の種となりました。

庄太郞は國臣に後るゝこと三日、竹崎に到つて白石正一郞の人格と家聲とを詳かにして、國臣の話の實を得てをることを知り、白石とも種々の相談を爲した後、連島を指して歸り去り、國臣は筑前に向ふて微行しました。

去年の十二月十二日に、近衞公の機密文書を抱き、密に筑前の境を出て海峽を越えて去つた國臣は、六十日を閲した二月八日を以て、薩摩の產物販賣案を齎らし、密に海峽を越えて鄕國筑前の境に入りました。工藤左門と北條右門とに會見して相談を遂げむが爲であります。

去年の冬、政廳より月照の事に座して海島安置の命を受けた工藤北條は、此時未だ發せず、猶ほ留つて博多と臼井との舊居にをりました。

產物交易の劃策と薩長聯合の首唱

提督ペルリが黑船の艦隊を率ゐ來つて浦賀の門戶を叩き、天下の士民忽ち長夜昏々の夢を覺まし、時勢の急を覺つた後、到る處政治改革武備充實の聲を聞くと共に、先づ第一に富力を增加し財用を補給するの必要を感得したのは、全國通有の事實で、薩長の兩藩は此情殊に切なものがあつて、安政の末頃には最も然うでした。是れ兩藩が交易の方法に依り、領內の產物の販路を擴張せむとした所以で、就中薩摩は先君齊彬公の治世の初より殖產興業政策の一として、頻に獎勵を加へられた染料山藍の產出漸く多く、販路を藩外に開拓せねばならぬ事情を生じたので、筈船役と唱へ密商監察の職務を帶びて下關に駐在する島津家の吏員は、白石正一郎と相謀つて各々力を致し、薩長兩藩をして物產を交易して取引を行ひ、互に利益を收めしむるの策を講じ、白石は安政五年の秋先づ宗藩萩の政廳に出でゝ稟請し、粗ほ諒解を得たので、猶ほ相談の用を帶び自ら薩摩に赴きました。北條海江田が月照を伴ふて白石の家に寄托した時、正一郎の不在であつたのは、即ち此れが爲でした。

然うして下關に在勤する島津家の筥船役高崎善兵衞を白石に紹介して、斯かる交態を開いたのは工藤北條で、工藤は高崎と聊か親族の關係もあつて、元來親密の間柄でしたから、高崎が筥船役となり屬吏を從へて下關に在勤すると、工藤は北條と共に紹介者となつて高崎と白石との交態を開き、二人をして薩長兩藩の產物交易を計劃せしむるに至りました。國臣は工藤北條との關係からして、此間の事情を熟く知つてゐたので、三宅に說くに薩摩の產物販賣の事を以てしたのでありました。

是より先き、國臣が櫻任藏を伴ふて淀川を下つた正月十五日、白石の弟廉作は兄の代人として南行薩摩に赴き、國臣の連島より回つて始めて正一郎を訪ふた時は、廉作は猶ほ歸つて來てをりませぬでした。國臣は二月八日海峽を越えて密に筑前に歸へり、工藤北條に相談をしますと、二人また固より同意をしたので、乃ち筑前を去りまして、途次宗像郡の大島を過ぎり、島の富豪佐藤大作にも謀る所があつて、折しも神職の位官受領の事を以て上洛せむとする宮司河野若狹之進と途中の同行を約して去り、十七日ふたゝび竹崎に到つて留ること三日、十九日後を追ふて參つた河野若狹之進と船を同うして出で、途より別れて連島に到り、狀を三宅に告げて、產物交易實行の議は全く熟しました。そこで三宅は特に一艘の船を雇入れ、見本を兼ねた綿と鐵とを積みて先づ下關に航せしめ、國臣また自ら之に乘り、三月十日、竹崎に回へつて來ました。

然るに、白石廉作は二月二十六日薩摩より歸着し、去年來の宿案であつた薩長兩藩の產物交易また愈々緖に就き、薩摩は藍玉煙草の類を輸し、長州は米大豆綿昆布の類を輸し、互に交易して取引を行ふの約成るを告げ、兩藩は各々物產所と唱ふる事務所を下關に設け、擔當の吏員をも撰任し、着手の準備は着々として進行しました。國臣が連島より綿と鐵とを積み、自ら宰領して回つて來たのは、恰も此時でした。

此の時劃策せられた薩長兩藩の產物交易は、固より兩藩の財政上經濟上の計畫に起り、事實また全く各々財用の補給に資するを當面の目的としましたけれども、專ら力を此の事に致した志士の趣意は、兼ねて兩藩の親密を謀り、連合一致の力を以て朝廷を擁護し、天下國家の事を經營しやうと云ふにありました。後ち白石廉作が重ねて薩摩に入つた時、大久保等の贊助を受け、兄に代つて島津家の政廳に上つた建白書中、また明かに薩長聯合の一良計として之を主張し、建白書の稿本には、大久保自ら筆を加へた痕跡處々に殘つてをります。大久保は西鄉の南島流謫の後を承け、薩摩に於ける志士の牛耳を握り、陰然として勤王黨の首領でした。薩長聯合の說の由つて來る所、久うして且つ深きことも分ります。

世の維新史を叙する者、多くは薩長聯合の論を稱して元治以後に起れりと爲し、或は阪本龍馬中岡愼太郎の首唱に成れりと爲し、筑前出身の早川養敬などの一派は、元治の薩長和解の說を以て薩長聯合論の始とし、自ら稱して首唱者としてをります。著者は並に與みしませぬ。

山藍の試賣と病臥

三宅は國臣と相謀り、特に船を雇入れ綿と鐵とを積みて發せしむる時、此噂が流傳して多く人の耳目に觸るゝを不利とし、上船頭に委細の內情を告るを避けまして、たゞ大體の事を知らしむるに止めたので、船の下關に到ると上船頭は取引の手續と相手方との普通の慣例に異るを見て、種々の疑惑を生じ、容易に積荷を交付するを肯んせず、去つて筑前に回航しましたから、國臣は廉作を伴ひ、三月十六日に竹崎を出て筑前に歸り工藤等と相談をしました。

上船頭は工藤より委細の事情を聞いて、始めて聊か納得をして一部の綿だけは交付しましたが、他の積荷の大部分は已の見込を以て隨意に販賣して歸るつもりで、肥後を指して回航して了つて、國臣等の豫期した交易の計畫は、先づ頗る齟齬しました。併し此交易の計畫は、元來薩摩の產物の販路開拓を第一の趣意としたもので、連島より積下つた貨物は斯の如く齟齬しましたけれども、國臣等は別に此間に處する評議を定め、國臣自ら染料の事に老熟した紺屋治右衛門と云ふものを伴ふて竹崎に回へり、竹崎より薩摩の藍玉の見本二俵を携帶し、三たび連島に到り三宅と相談を遂げ、附近の染物屋に就て試賣を行ひ使用せしめむとしました所が、頗る好評を博して廣く需用者を得る望を生じましたので、紺屋治右衛門と共に專ら販賣取引の方法を講究し、足を連島に留むること數十日に及びました。

去年の十一月、月照國臣の入薩と途中に行違ふて藩を出で、東行して參勤せられた薩摩の新藩主島津又次郎君は、江戶に於て家督相續の手續を終はり、家茂將軍の偏諱を受けて名を茂久と更め歸國せらるゝ途次、五月六日を以て下關を通られました。高崎善兵衛は白石正一郎を伴ひ、扈從の老職島津豐後の旅館に伺候して產物交易の事を具狀し、白石は翌七日また小倉に於て、財務主任の重役三原藤五郎に謁し稟議した次第もあつて、豐後及び三原は二人の言を聞いて深く滿足の意を表し、猶ほ十分に力を盡くさむことを命じました。

此時國臣は連島に於て紺屋治右衛門を顧問として、專ら山藍の販路開拓を謀り、七月に及びて事漸く緒に就かうとする折しも、適々治右衛門コレラを患へ急に歿したので、唯一の顧問を喪ふて如何することも出來ぬ所からして、據なく竹崎及び筑前に歸り善後の策を講ぜむと欲して連島を去り、七月十七日竹崎に到つて狀を告げ、白石廉作を伴ふて筑前に歸へり、工藤等と相談を遂げ、廉作は八月九日を以て先づ辭し去り、國臣また十五日を以て竹崎に到りました。

然るに、高崎白石等が去年來の盡力に依つて成立を告げた薩長兩藩の產物交易は、種々の妨碍が起つて、各々已に事

務所を設け吏員の撰任も終はり、今や漸く實行せられむとする場合に臨み忽ち破壞に歸し去りまして、薩摩の産物殊に山藍は、愈々販路を他の諸國に開拓せねばならぬ事情となりまして、連島の方面に向ひ全力を用ふる必要を生じました。そこで國臣は更に三宅と會ふて相談したいと思ひまして。此月の二十四日また竹崎を去り、四たび連島に到りましたが、未だ幾ばくならず、忽ち暴瀉の病に罹りまして發熱甚たしく、蓐に伏して起つ能はざるもの十數日、一時は人をして危惧の念を抱かしめましたけれども、幸にして九月の中旬を過ると、病勢漸を追ふて衰へ、やがて纔に癒ゆるを得ました。

此時の病名は明白でありませぬが。傳ふる所の容體と經過とを以て考ふれば、或はコレラの様にも思はれます。

航海通商の開始と共に、印度より病毒を輸入したと稱せらるゝ此疫は、去年より發生して謂ふ所の安政度の流行となり、諸國に蔓延して多く人を殺しました。去年の秋世を去られた島津齊彬公及び梁川星巖また皆コレラでしたが、流行は年を越えて猶ほ已まず、現に近ごろ國臣と同じく連島に居つた紺屋治右衛門も此病を以て斃れ、三宅が特に雇入れて綿と鐵とを積んで回航せしめた船の上船頭、また疫を病みて長崎の碇泊中に斃れたと申します。やはりコレラだらうと思はれます。國臣また蓋し此間より病毒を傳染し、然かも幸にして死を免れたのでありませう。

國臣の病臥を距ること半年餘りの後、櫻田の門外に奮闘して大老井伊掃部頭直弼卿の元を獲たと云ふ義徒有村次左衛門兼淸が、東行の途次特に連島を過ぎつて國臣の病床を訪ひ、一夕の快談を遂げて去つたのは、此志士の事蹟中、また頗る興味を感ずる逸話であります。

有村次左衛門兼淸の過訪と幕府の一朱銀

萬延元年の春三月三日、櫻田の門外飛雪紛々たる處に、長刀を揮ふて奮鬪し、天下の大老井伊掃部頭直弼卿の首級を賜はつた有村次左衛門兼淸は、安政六年の夏、一たび薩摩に歸省し、家人同志と相見て永訣を叙し、重ねて江戸に赴く途次、國臣の連嶋に居るのを聞きまして、道を枉げて之を訪ひ、時事を劇談すること一夜。頻に朝廷を威壓する幕府の横暴を述べ、井伊大老の必らず斬つて除かねばならぬ所以を語つて去りました。國臣の櫻田義擧の大秘密を窺ひ知つたのは、蓋し此時を始とします。

此時次左衛門が三宅の求に應じて留めて置いた一朱銀一片は、櫻田の義徒の記念物として、今猶ほ保存せられてをります。此一朱銀は安政の開港以來、幕府は正貨の濫出と用度の缺乏とを補はむが爲め、舶載の洋銀を混和し性格を低下して改鑄した惡貨幣と稱せらるゝもので、有村は適々懷中に持ち合はせてゐたので、取出して國臣等に示し、幕府の失政を論難する一ツの證據としましたから、三宅は自ら請ふて貰ひ受けたのでした。

然るに、次左衛門の留めて置いた一朱銀を善く鑑別しますと、適法の性格を完備した純良の貨幣で、毫も洋銀を混和したものでは無いのですが、當時井伊大老の專權を惡むの餘り、斯かる流說頻に行はれ、次左衛門また斯く信じて携帶してゐたのと思はれます。維新の後久邇宮朝彥親王は甞て此一朱銀を御覽になり由來を聞かれまして、これは何等の異狀もない眞正の貨幣であると稱せられ、井伊大老が多くは此種の構造せられた流說の爲め、非命の最後を遂げたのを憐み、深く同情を表せられたと申します。政權を握り要路を占むる人、往々斯かる道聽途說に誤られ、衆怨の府となつて

貶斥を蒙るは、古來數ば反覆せらるゝ所の事實で、言論の自由多き今日の社會、此風は猶ほ甚だ盛に行はれます。井伊大老の天下の憎惡を受けたのは、別に大なる理由もあつて、固より構造せられた流說の爲に誤られたのでは無かつたとしても、兎も角も當時斯かる流說の頻に行はれたことは分ります。

次左衞門が安政四年の東役後、一たび歸省した事實は從來頗る曖昧で、此等の研究最も精密な櫻田義擧錄の著者も、疑惑を抱いてをりました。夫で連嶋に國臣の病床を訪ふたのは、次左衞門ではなく此年を以て東役した次左衞門の兄雄助ではあるまい歟と思ひましたが、善く考證を加へると、雄助の東行した時日は、國臣の病臥の頃と逢ひます。然うして有村家の文書中に、次左衞門の此歲八月廿九日付を以て弟の如水に寄せた書があつて、黑崎に於て人物を描いた畵幅を獲たから、贈與する由を記してゐます。發信の場所は明かに分りませぬけれども、小倉か下關の邊に於て筆を執つたものと見えまして、次左衞門の歸省は果して事實で、連嶋に國臣の病床を訪ふたのも、全く此人であることを知りました。次左衞門の長兄海江田が、七月十八日を以て白石正一郎に寄せた書もあつて、事は多く國臣と相關してをります。

久々不レ承二御左右一候得共、彌御健康可レ被レ成二御座一大慶御儀奉レ存候。二に小子事も御同然罷在申候。乍レ憚御休意可レ被レ下候。扨同藩川元淸兵衞と申者、當三四月頃爰許出立之節、艸翰一封差上申候處、持參仕候哉、其砌宮崎司（國臣）殿江一翰相認屆方之義奉レ願候處、定而御世話被レ下候半奉レ謝候。度々御面働千萬奉レ存候得共、又々宮崎氏江一封差遣度候間、何卒便宜之節慥に相屆候樣御取計被レ下間敷哉奉レ願候。自然便宜も無レ之候へば、愚弟近々御地通行可レ仕候間、其砌迄御預置被レ下度、左候得者愚弟參上いたし其上何分可レ奉レ願候。幸此節同役益山東石と申者出立に付、御安否伺且如レ此奉レ願候。細事は益山より御聞取可レ被レ下候。時分柄之事にも御座候間、何卒御自愛無二御痛一樣專一に奉レ存候。恐惶謹言。

尙々宮崎氏いづ方江滯足哉も難ㇾ計、旁々御面働奉ㇾ存候得共、可ㇾ然奉ㇾ願候。

七月十八日

白石正一郎様

海江田は此歳の春も國臣に書を寄せたと見えます。二書共に殘つてゐないので、內容の如何は分りませぬが、去年の冬、大隅の重富驛に手を分つてから、猶ほ往々消息相通じたことは思はれます。然うして此書中に謂ふ所の『愚弟近々御地通行可ㇾ仕候間』の一節の愚弟は、卽ち黑崎に於て人物の畫幅を獲て弟如水に贈與した次左衞門に當ります。唯次左衞門は船等の都合か何かで下關を經由する暇のなかつたの歟、その來訪のことは白石日記に見えてゐませぬ。或は白石の家を過ぎらずして、直に連嶋の國臣を訪ふたのでありませう。

山藍の販路開拓策の頓挫と西歸

國臣の病勢は九月の中旬を過ぐるに及び、漸を追ふて減退しましたけれども、未だ急に全治する模樣もなく、猶ほ起居自由を缺き、依然として蓐に伏してゐましたが、竹崎の方の高崎白石等は、山藍を積み出す準備全く成るを告げまして、頻に國臣の歸來を待つたをるので、國臣は據なく三宅と相謀り、三宅を促して代はりて行かしめました。そこで三宅は特に醫師と看護人とを附けて國臣の事を委ね、已れは藝州の親族を訪ふと稱し、纔に領主の許可を得て家を出で、九月二十二日、竹崎に到り始めて高崎白石と會見し、親しく相談をして評議は全く熟しました。

然るに、今年の三月、綿と鐵とを積んだまゝ、肥後の方を指して筑前を去つた三宅の船は、半年を閲しても猶ほ回へて來ませぬ。三宅は竹崎に着いてから、人を遣つて迎へしめますと、上船頭は急病を以て長崎の碇泊中に歿し、船は舟子ばかりで歸つて來ました。そこで筑前の御船手組の浪人井上孫三郎と云ふものを頼みて上船頭とし、多額の山藍を積み込み、高崎善兵衛は公然島津家の名を以て連島の領主山崎家に掛合ひ、産物交易の承認を求むるつもりで、自ら附役萩原堅助と白石廉作とを伴ひ僕一人を隨へ、十月十日三宅と同じく下關を發して連島に到り、病粗ぼ癒えた國臣と相見て倶に事を謀りました。

高崎三宅等の一行連島に到つた後、白石正一郎より國臣に寄せた書があります。

久々寸楮も不レ申レ啓御疎音罷過奉レ背二本意一候。時下寒冷相成候處、益々御勇健被レ成二御滯留一恐賀不レ斜奉レ存候。先日は三宅氏御下向ゆる〳〵御相談申上大慶奉レ存候。其後高崎君廉作御同船に而御出帆相成申候。此節は定而御打寄御相談最中に候半與奉レ存候。當地に而は御都合至極よろしく、定而追々御承知被レ成候半與奉レ存候。尤此上御地公邊向上都合無二御手拔一御取計奉レ願候。

一先達而より御不例被レ成二御坐一候由承申候、此節は如何引〆御養生肝要奉レ存候。申上候も疎に御座候得共、命より大切なるものは無二御座一候。

別而當時之形勢一同も早く御快健願はしく奉レ存候。

先者用耆迄草略仕候、萬事御歸關之上拜顔與申縮候。謹言。

十月十四日　　資　興

宮崎様　御侍史

此書辭令慇懃に禮も備はつて、獨り當時の事情を考ふるを得る許でなく、白石の人柄も自ら思はれます。然うして『別而當時之形勢一同も早く御快健願はしく奉レ存候』の數語を添へ來つて無限の煙波を生じ、三宅の鐵物店の番頭として今方さに病める我が痩せ浪人の志士をして、九鼎大呂より重からしめます。

高崎善兵衞白石廉作等の一行四人は、國臣の病を養ふてをる三宅の別宅に客となつて滯在すること五十餘日。近郷近在五六里四方の染物屋を招き寄せ、積んで來た山藍を出して賣買の相談をしますけれども、國臣が嚢に見本を示して品評せしめた時とは、價格に甚だしい相違があつて、到底取引を行ふ見込は立ちませぬ。これは一ツは品質粗惡で種々の缺點をもつてゐた爲だとしましても、一ツは薩摩產の輸入に壓せられて從來の利益を失ふ輩、頻に惡聲を放つて妨害を加へ、領主山崎家の吏員、また他國人の入り來つて販賣するを好まず、密に援助を與へて取引の成立つことを沮止した故でありました。

領主山崎家の役所は連嶋を距ること十里、川上郡の成羽ですから、高崎は書を作り附役の萩原堅助を三宅と同行させて成羽に遣り、島津家の名を以て交涉せしめましたが、山崎家の吏員は、他國との應接は總べて江戶屋敷の留守居役に於て行ふを例とし、領地の役人は斯かる事柄を取扱ふことは出來ないと申して、高崎の書を受け附くるを拒むので、三宅と萩原とは空しく歸つて來ました。そこで高崎また自ら往つて成羽の役所を訪ひ十日ばかりも滯在をして、幾たびか事情を悉くし交涉を重ねましたけれども、山崎家の吏員は猶ほ同一の趣意を繰り返へし、飽くまでも應答を避けて要領を得ませぬ。結局高崎は江戶屋敷に移牒して交涉するの外なきを認め、交涉を中止して歸り、三宅等とも相談をして、一先づ連嶋を去るに決しました。

國臣も今は化けの皮漸く露はれ、三宅の鐵物店の番頭としては潛んで居られませぬから、暫く西の方へ歸つて病後の

身を養ふことに致しまして、此歳の正月始めて三宅を訪ふて參つてより、幾たびか筑前及び竹崎との間を往來して一年を送つた連島の地を全く辭し、高崎等と船を同くして去りました。

高崎國臣等の一行五人が、下關に歸り着いたのは、安政六年十二月の十五日でありました。

三宅定太郎の閉門謹愼こ宿案の廢棄

國臣が此歳の正月、自ら三宅を說いて計劃の端を開いた產物交易の案は、八九月の久きを費して議漸く成熟を告げまして、今や將に實行せられむとする折しも、斯の如く品質の粗惡と連島の領主の故障とに依つて、忽ち頓挫を生じましたが、此事業の有利なことは、人皆之を認識し、猶ほ多大の望を屬しましたから、高崎は一たび連島を去つても、更に相當の準備を整へ、ふたゝび手を著くる心算でした。

適ゝ近鄕近在より招き寄せた當業者のうちで、福岡屋利吉と云ふものは、嘗て阿波に居ること三十餘年。また薩摩に入つた閱歷もあつて、最ゝ藍の鑑識に老巧でしたが、薩摩の地質は藍の培養に極めて適してをるけれども、種子の撰擇宜しきを失ひ、製造また未だ精しからずと言ふ所、甚だ理があるので、高崎は三宅に阿波より適當の種子を取寄せ、且つ利吉を雇入れて薩摩に遣すことを賴み、また交易品として備中地方の綿を薩摩に送る約を定め、猶ほ將來の計畫を熟議して去りました。

然るに、高崎國臣等の一行、連島を去つた翌日、山崎家の吏員は、三宅を役所に召喚し、他國人と結合して事を謀り、成羽までも立入つて役所に種々の煩勞を與へたのを尤め、且つ認可を請ふの手續をしないで、妄に浪人を留め滯在さし

たのは甚だ不行届だと、嚴びしく譴責を加へまして、閉門謹愼を命じ、同時に親族の人々相集つて善後の處置を議し堅く三宅を戒めて他國人と交るを禁じ、新しき事業に手を染めるのを差止めました。

三宅元來由緒の久しい素封家ですから、勢力名望に富める親族宗族も數多ありました。中で三宅安八と云ふもの獨り三宅の爲す所の必ずしも不可と爲し難きを承認した外は、幾んど皆一致合同して反對の意を表し、高崎の自ら成羽に到つて山崎家の吏員と交渉した時は、渡邊年三郎と云ふもの、他の一二人と共に親族を代表し、急輿を馳せて先づ成羽に到り、豫め密告する所があつて、十三の事項を列擧して苦情を訴へ、極力三宅等の計畫を妨げました。

然うして列擧した事項のうちには、三宅の別宅に滯在した一行が好みて獸類の肉を啖ひ、或は雞の血を吸ふ事實を數へ、是等の輩は士分の人とは稱すれども、必ずしも然うとは思はれぬことを指摘し、或は穢多の類かも保し難いと申立てたさうです。當時の裏面の事情と社會一般の風習も自ら分ります。領主山崎家は、固より三宅の爲す所を好まず、親族宗族の人と意見を同うしましたが、勢力の微弱な交代寄合で、一行の激昂を招き事端を生ずるを慮りまして、島津家の名を以て交渉した高崎に對しては、唯先例と稱して依違之を避け、且つ急に三宅を譴責することもせず。一行の連島を立去るを待つて直に此嚴令を下しました。

斯うなると、三宅は如何することも出來ませぬ。書を高崎に贈つて事情を告げ、産物交易の計畫は約を遂ぐる能はざる趣を知らせました。高崎は報を得て頗る望を失ひましたが、答書を寄せて、種子の購入と福岡屋利吉の派遣とは、約に從ふて實行することを賴みましたので、三宅は閉門謹愼の間、猶ほ盡力をして自ら費用を辨じ、高崎の望を遂げました。

然るに、薩摩の政廳また此前後を以て改革行はれ、嚮に高崎と白石との說に聽いて深く贊同した島津豐後三原藤五郎

の諸重役は退けられて權要の地を去り、藩状一變して事多く高崎等の意の如くならず、次で高崎また職を轉じて歸國したので、產物交易の案は全く廢棄せられました、梅田源次郎の遺策より起つた安政の勤王家の商法は、維新の後に於ける士族の商法と同じく、空しく失敗の跡を留めて止みました。國臣は此一年間の事を稱して、去下ニ備中連島ニ客ニ三宅氏ニ、且變ニ商賈ニ欲レ爲ニ陶朱公ニ、屢失ニ利貨ニ、發レ病、冬轉ニ赤間關ニ、寓ニ白石家ニ超レ歳と云ふてをりますが、一時は隨分それは自ら主となつて熱心に努力したのでありました。

三宅と國臣とは、此時別れて後、ふたゝび相逢ふの機會なくして世を終はりました。然うして文久二年の春の末、國臣が播州の大藏谷より藩主黑田長溥公の駕に從ふて歸る途次、連島の近傍神邊を過ぐる時、書を贈つて形勢の切迫を告げ三宅の蹶起を促すと、三宅は慨然として志を立て家を出でました。その頃は六十餘町の田產、殘る所纔に八町であつたと申します。親族宗族の群がり起つて交々異議を唱へ、或は瘦浪人との交際を戒飭し、或は勤王家の商法を妨沮したもの、抑ゝまた所以なしとしませぬ。乍併若し三宅にして斯かる志と斯かる事とがなかつたら、著者の平野國臣傳を讀まるゝ諸君、また恐くは茫々たる天地の間、嘗て世に三宅某なる者の居つたのを知らるゝ人は甚だ尠いでありませう。

安政六年の臘尾

國臣が高崎善兵衞白石廉作等の一行と船を同くして西歸竹崎に到りますと、工藤左門また筑前の玄界島から微行して來り相會し、白石の家に留ること數日。國臣は工藤の歸るに托し、書を父の吉郎右衞門に寄せて近狀を告げ、且つ求むる所がありました。

益々御機嫌能被ㇾ遊ニ御座ㇾ候段奉ニ恐悦ㇾ候。

一私儀共後備中へ罷越、九月初より病發にて、近頃迄藥用仕候處、當時は平癒仕申候、御安心可ㇾ被ㇾ爲下候。

去ル十五日下關白石家へ着仕候、當所にて被ㇾ留候に付、病後體を厭ひ年內は潜行茂不ㇾ仕候間、切角御自愛御超歲可ㇾ被ㇾ遊候、來春暖氣に相成候はゞ、拜顏之爲竊に潜行可ㇾ仕候。

扨御母公樣御病氣追々御快被ㇾ爲ㇾ在候半、寒中御厭可ㇾ被ㇾ遊候。右私病氣に付而は永滯留に相成、且衣類差つかへ候得ども、先方より綿物ニ羽織等拵呉候間、當分寒氣も相凌候得ども、左之品御飛脚便になりとも柳行李入組にして、正月にかけ御贈可ㇾ被ㇾ賜候。恐惶謹言。

十二月二十日　　　　　宮崎司

御親父樣尊下

一綿入一枚　　　一絹木綿羽織　二枚
一袷　壹枚　　　一はだぎ　　　一枚
一金壹兩　　　　一單物　　　　一枚

右は下之關鍋ノ町袋町綱屋茂兵衞方ニ而薩州御付ケ役荻原賢助

右之人江賴置候間、同人迄上封に而御贈可ㇾ被ニ爲下ㇾ候。右は小倉黑崎船繫場近くに御座候間、便利之所に御座候。尤同人承知之事。

國臣は一年の間東西の富豪の家を去來しまして、專ら收利を旨とする產物交易の事を致しましたけれども、[illegible]ら給する

の計は極めて乏しく、斯かる木綿の衣服と一兩の金とをだも、家道寒素な父親の贈與に待つの必要を感じたことが分ります。然うして國臣は此書に於て洩した消息の外、猶ほ暫く足を竹崎に留め、書史と親むの閑を偸み、徐に時勢を窺はうとした情況もあつて、弟三郎能得の話によると、國臣は此頃その嘗て弓馬の故實を研究して著作を企だてた稿本、及び參考書類の送付を求めたので、三郎は父親の命を受け自ら整理を加へ、一括して送付したもの、凡そ兩掛の半荷位はあつたと申します。此文書は維新の後、國臣の遺族に於て捜索しましたけれども、早く散逸して歸來しなかつたさうです。下關小倉の地方、現に往々國臣の自筆に成つた遺稿寫本の類の發見せらるゝのは、蓋し斯かる事情を以て散逸した文書の一部だらうと思はれます。

國臣が三宅と高崎白石等との間に介在して計劃し、自ら局に當つて奔走周旋した產物交易の案は、不幸にして失敗しましたが、然かも此間高崎白石等の爲に、その勤王の志操氣慨の外、猶ほ一種經紀の才幹あることを認識せられて信賴を蒙り、是より薩摩の志士との交態は愈々深密を加へ、薩摩の志士の與り聞く程の天下の機事は國臣また殆んど總べて與り聞く人となりました、連島から歸つて後、間もなく嘗て有村次左衞門の過訪に依つて、先づ聊か窺ひ得た櫻田義擧の決行期が、江戶に於て刻々成熟しつゝある大秘密を知り、暫く自適優遊して病後の身を養ひ、徐に時勢を觀望せむとした心算を一擲し去り、萬延元年の春を迎ふると共に、起つて筑前に歸り、或は犯法亡命の人たるを顧みず、書を藩主長溥公の左右に上つて建白もすれば、或は密に藩人の間を遊說し、勤王論の振興を助けて盛に暗中の飛躍を試み、爲に政廳の忌惡を受ること甚だしく、嚴急な追究を蒙るに至りました。

國臣は安政六年の徂くを送らうとして高崎善兵衞と同じく白石正一郎の家に居りますと、善兵衞の長男猪太郎は、堀仲左衞門と相携へ江戶より急行じて藩に歸る途次、臘末二十九日の夜深を犯し、白石の水門を叩いて來り訪ひ、歲盡く

る日、海峽を越えて去りました。

白石日記に見えてをります。

二十九日夜半濱門ヲ叩キ、薩藩堀仲左衛門君高崎猪太郎君、原田彥右衛門ヲ御召連、急御用ニテ歸薩ノヨシ、高崎翁此方ヘ御滯在ニ付來駕アリ。薩州ノ御交易一條、先達而讒訴故ニ此方手ヲ引キ居候段、氣ノ毒ニヲモハレ、其取成十ニ八九相調候樣可レ致トノ懇切御話承ル。同晦日、堀君高崎猪太郎君原田ト三人歸薩。高崎翁ト宮崎司兩人ハ滯在越年。

謂ふ所の高崎猪太郎は高崎善兵衛の長男卽ち後の男爵五六。『薩州ノ御交易一條讒訴故ニ此方手ヲ引キ候段』とあるは、毛利家と島津家との間に一旦成立した事の話で、三宅と國臣との專ら計劃したものとは、自ら別です。

堀仲左衛門は去年の十二月一たび藩に歸り、適々投海の變纔に蘇生して猶ほ病臥してゐた西鄕と褥上に別れて東行した後、江戶に於て高崎等と同じく藩中の志士を代表して水戶人と相謀りまして、井伊大老を斬つて除くの秘策を定め、計劃着々として步を進め、實行の期漸く決せむとする折しも、薩摩の政廳では堀高崎等の急激な企圖を察して知り、その延いて島津家の患難を生ずるを憂へ、旨を江戶屋敷の重役に傳へ、理由を告げずして二人に歸藩を命じ、足輕原田彥右衛門を附けて隨行とし、實は密に途中の行動を監察せしめました。二人は遺憾已み難きものがあつても、重役の嚴命を如何することも出來ませぬから、餘儀なく江戶を去つて歸程に上りました。二十九日の夜深、白石の家を訪ふて來たのは卽ち此途次でした。

白石の日記は抄錄した通りで此間の委はしい消息は分りませぬが、國臣は翌萬延元年の春、堀仲左衛門と相議して機密の事を謀り、また此頃より最も深く高崎猪太郎と相交はつた所をみますと、今しも安政六年僅に一日を餘すの夜、汀

を洗ふ波の聲を聞きつゝ、爐を圍んで語り交はしたことの情味多きものがあつたのは推して知られます。

長州竹崎の潜居と瀨戸物店の支配人

國臣は薩摩の筈船役高崎善兵衛と共に長州竹崎の白石正一郎の家に於て、萬延元年の春を迎へました。

去年の秋このかたの恙痾は、已に粗ぼ治癒しましたけれども、身體四肢の自由未だ舊の如くならぬので、猶ほ暫く遂後の攝養に勉め、氣候の和順人に可なる頃を待つて、潜行福岡に歸り父母を省する心算を抱いてゐました。主人の正一郎は國臣が鄕に三宅を說いて產物交易の案を立て、自ら東西を來往して力を盡した實狀を親しく目擊し、頗る感服しまして、その獨り君國を憂ふる志の極めて篤きばかりでなく、才幹機智また自ら委任するに足るを知りましたから、乃ち勸めて足を竹崎に留めしめ、已れの近ごろ開設した陶器販賣店の事務を管理せしめることを思立ち、二月十四日始めて意を國臣に告げて相談をしました。

去年の春は備中の連島に於て、三宅の鐵物店の番頭となり、今年の春は竹崎に於て白石の瀨戸物店の支配人と云ふのです。謂ふ所の勤王の大志士贈正四位平野二郎國臣先生の閱歷また甚だ奇であります。

果して瀨戸物店の支配人たることを早速承諾した歟、まだ暫時の間なりとも、實際に管理の事務を執つた歟、それは今明かに分りませぬ。此頃恰も嘗て著述を企はだてた故實文書の原稿若くは寫本の類の送付を福岡の家に求めた情況から考へると、暫く足を竹崎に留めて天下の形勢を窺ふとした模樣で、或は閑に乘じて書を讀み筆を執りたいと思ふた痕跡も殘つてをります。此間また漫然手を空くして白石の寓公たるを好まざる事情もないには限らぬとして、瀨戸物店の

支配人たる相談は一先づ成立したと見て可いでありませう。

國臣は安政五年の八月、政廳の許可を得ずして上洛した後は、犯法亡命の人たるを免れ難く、政廳また嘗て檢束を加へむとして、密に物色した事實はありますけれども、元來たゞ許可を得ずして境を越えたと云ふに止まり、然かも無職無祿の足輕浪人で、固より職務を拋棄して藩を脱したものとは、全く情狀を異にしまして、敢て重い犯罪者でもありませぬ。それで政廳また飽くまで追究しやうとすることもなく、去年の春このかた幾たびも潛行して福岡にも歸つた程で、暫く足を領外の竹崎に留めて商店を管理する位は、格別の不都合を感ぜぬので、白石は此事を以て相談をしても、斯かる故障に就ては、何の懸念する所もなかつたのであります。

竹崎の潛居は暫く然う云ふ情況でしたから、折にふれ事につけて、自然物をかいたり歌を詠んだりした筈と思ひますが、當時の製作と覺ゆるのは、多く殘つてゐませぬ、纔に一ツ二ツの歌が傳はつてをる許です。

袂ふりはへ振りはへて　やなぎか浦につどひたり
ちぎりし人の音せねば　如何なる風になびきけん

すゞりの海は前にあり　筆かけ山は後なり
誰かけりとは知らねども　昔のもじの關のあと

此外には、櫻田の義擧を詠んだ歌や、父親に寄する書中に記して心事を述べた歌の數首あるのみでした。

白石正一郎の企劃と筑前の殖産策

白石正一郎は恭謙溫良の風を帶びた人物として聞えてをりますけれども、元來は頗る膽略もあれば雄心もあつて、自家の事業を恢弘して大に手腕を揮ふの志を抱いてゐましたが、唯身は一萬石の小諸侯たる支藩淸末の治下に居り、狹隘の境域固より驥足を伸ばすの地を餘しませぬ。宗藩及び他の諸支藩また古來の慣例習俗があつて、容易に割り込ん手でを著くることの出來ない所からして、高崎善兵衞等の周旋を以て島津家の御用達とならうと云ふ考を起しました。安政四年の頃から薩摩人との間に、深き關係を生じたのは、即ち此が爲でした。然うして白石は島津家の御用達となると同時に、併せて黑田家の御用達となり、一方には筑前の產物を販賣し、一方は黑田家の經營せらるゝ精練所に必要なる原料を納入するつもりで、工藤は此間に專ら周旋の勞を執りまして、萬延元年の春の頃は、事漸く成らむとする勢でした。然うして筑前の產物を販賣するのは、必ずしも特別な御用達の資格を帶ぶるを必要としませぬから、白石は早く巳に一個の支店を巳が往宅の近傍に設け、先づ試に筑前產の陶器を販賣しました。管理の事を擧げて國臣に托せむとしたのは、即ち此支店でありました。

抑ゝ白石の先づ試に自ら販賣せむとした筑前產の陶器は、藩主長溥公が嘉永安政このかた島津齊彬公伊達宗城公等と見る所を同うせられ、力を領內の殖產興業に用ひて銳意計畫せられた結果、新に改良を加へられて起つた物產の一部で、此種物產の販路擴張の如きは、長溥公の自ら喜んで與り聞かるゝ所でした。就中精練所の製造事業は、公の多大の興味と待望とを以て創設せられた新事業で、公は特に深く信任せられた格式奧頭取の吉永源八郎を擧げて總裁とし、且つ國臣の始めて北條右門と相識つた頃、宗像郡大島の在番役を勤めてゐた野田拗之丞等を主任として、各ゝ方面の事を擔當せしめ、實は長溥公自ら直接に管理して指導を與へて居られました。工藤左門が白石の爲に專ら周旋の勞を執つたのは、吉永源八郎と交態格別に深く、彼我の事情と意思とを疏通するの便宜極めて多かつた故で、白石が國臣に托するに陶器

店の管理を以てしたのも、蓋し主として工藤等との關係尋常でなく、延いて吉永等とも消息おのづから相通する所あるを知つてをるが爲でした。

元來長溥公の左右には、國臣を庇護するを嫌はぬ吉永源八郎もをれば、此時までは政廳は必ずしも深く國臣を惡むの狀もなかつたので、若し白石の陶器店を管理しまして、長溥公の最も留意せらるゝ產物の販路擴張の爲に、幾分の成績でもあつたら、その恩赦を蒙つて福岡に歸る自由を得たのは、推して知られます。

然るに櫻田の事變やがて發生しやうとする天下の風雲は、國臣の安閑として瀨戶物店の支配人たることを許しませぬ。却て時局の急に應ずる藩是の建白者となり、薩筑提携論の贊助者となり、且つ頻に暗中の活動を試みて筑前に於ける勤王黨の發生を促し、結局甲申の獄の波瀾を捲き起して、自ら事蹟の豐富な萬延元年紀を遺しました。然うして國臣が櫻田義擧の策愈〻決定した大秘密を知つたのは、白石から陶器店管理の相談を受けてより三日の後でありました。

田中直之進と櫻田義擧の秘聞 一

白石正一郎が國臣をして瀨戶物店の事業を管理せしめむと欲し、始めて相談をした後三日、薩摩の田中直之進は櫻田義擧の策愈〻決定した秘報を齎らし、狀を鄉國の同志に告げて蹶起を促さむ爲め、正月二十九日江戶を發し急行して歸る途次竹崎を過ぎり、白石の家を訪ふたのは二月の十七日で、白石は國臣と共に迎へて子亭の茶室に請じ、鼎坐杯を啣みて時事を談じました。

田中直之進名は盛明、櫻の變後通稱を謙助と更めました。鹿兒島の市中行屋町の針醫玄悅の子、早く父母を喪ひ親族

池田氏の扶養を受けて成長し、五六歳の頃より重野厚之丞八木稱平原田傳之丞の三人と共に、池田臍庵を師として書を讀み字を習ひ、四人共に俊秀を以て目せられましたが、就中直之進年齒少くして才學勝れ、且つ不凡の氣があつて、臍庵之を愛すること猶ほ子のやうでした。重野は即ち明治朝の名儒成齋先生、八木は後に蘭學を以て一家を成し、原田また醫として著はれ、安政の末頃は近衞家に仕へてゐました。直之進零丁孤苦の間に身を起し、自ら奮ふて文武の道を修め、兩ながら善く成就し、擇ばれて藩學造士舘の訓導となり、また古示現流の劍法を善くし、且つ鐵砲の射擊に精はしく、名手の譽を得ました。人と爲り聰明にして沈毅、最も氣節があつて、人物年輩粗ぼ西鄕大久保と相若き、第一流の志士として推重せられ、有馬新七と名望を等くしてゐました。文久二年の夏、島津久光公の節度に服するを肯んぜず、寺田屋の事變に斃れたことは、世の人も善く知る所、即ち薩摩に於ける純正勤王黨の巨魁の一人でした。

直之進數年前より江戶に出で、水戶の志士と氣脈を通じて事を謀りまして、櫻田の義擧とは關係極めて深く、嘗て水戶人の計畫捗々しく進行せざるを見ては、自ら死士となり火技を以て井伊大老を狙擊せむと企はだてたこともありました。此夜白石と國臣とに、井伊大老斬除の一擧終に已むべからざる事情を語り、水戶人と相謀つて實行の策を決定した機密に及びました。二人は慨然として傾聽し、時事方に急なる狀を審にし、耳熱し胸躍るの感を爲しました。

此時田中の江戶より齎らして來た機密の消息は、歸藩の後同志に報告した大意が、錄して大久保日記にあつて、有村次左衞門兄弟が田中の歸るに托し大久保等に贈つた書牘と對照すると、事實は善く分ります。

大久保日記の錄する所は、頗る長いですけれども、世間の人の與り知らぬ秘聞も多いから、今こゝに揭げて當時の事情を考ふる資料といたします。

二月廿一日田中直之進急ヲ告ル大意

一、一昨年秋被ニ相下一候、勅書之義、夫形被ニ召置一候而者、禍之根源ト是非取返候計策、頻ニ幕府ヨリ相運ラシ、當中納言殿ヲ色々欺罔致シ候得共、高橋(多一郎)抔君側ニ在テ朝夕相輔ケ諫言イタシ候ニ付、先々懸念モ無レ之。併何分御腹据ラザル御方故、高橋漸々トスカシ奉リ、勅書相請取有志奉護シテ國下ヱ駈下リ、老公御受取御寶藏ヱ御捨護相成候由、然處高橋君側ヲ離サレ跡ノ處別而御危ク相成。

一、去巳十一月例年之通、勅使傳奏衆御下向、叡慮ノ旨被レ爲レ在、勅書御返上相成候樣、同十二月十七日若年寄安藤對馬守ヲ以テ中納言殿ニ相迫リ、今日ヨリ八日之間御差出不ニ相成一候節者、水戸家之御爲不レ宜トノ事ニテ、中納言殿御弱リ、家老並御小納戸兩人御差下、是非　勅書差出シ候樣命ゼラレ候由、然共本來家老大場彌右衛門高橋多一郎一同、決而御返上不ニ相成一、若此上　勅書持出シ候得者、刎首スベキノ決心ニテ、有志中國境ヲ固メ候ニ付、右仕宜ニテ國中議論不レ穩譯ヲ以、幕府ヘ申出相成候處、亦々對馬守ヲ以、左候而者水戸家之御大事御違勅ニモ相當リ、御改易可レ被ニ仰出一候間、是非中納言殿御歸國御返上可ニ相成一トヒドク責付候由。

一、當正月元日有志二十八急出府、如何樣之義候共、勅書御返上相成候而者不ニ相濟一ト屹ト諫爭申上候由。乍レ漸重役ヲ被レ召國許ヱ御差返相成候由

一、安藤若年寄ニテハ權威無レ之、正月十四日頃閣老ヱ出シ、是非共中納言殿御歸國御返上相成候樣相迫ル。

一、威義二公以來、勅書相下リ候事多々有レ之、幕ヨリ取次候義無レ之、況乎此節之義僞勅ニ相違無レ之與之事ニ而、正月十五日兩使モ差立候由。

これは田中の歸り來つて報告した前半で、水戸人をして櫻田に井伊大老を要撃する決心を牢乎たらしめた直接の原因で

あります。元來水戸人が薩摩越前等の同志と力を戮はせて井伊大老を退けむことを謀り、已むを得ざれば斬つて除かうとしたのは、三年前の戊午大獄の頃以來の決策ですけれども、藩内また自ら硬軟兩樣の說行はれ、紛糾した事情もあつて、容易に實行する運びとならず、幾多の迂餘曲折を經ましたが、去年秋冬の間、幕府は愈々戊午の獄案を斷じて嚴峻の處置を取り、次で斯の如く强ひて水戸家に勅書の返還を迫るので、到底忍ぶべからざると爲して宿案を實行しました。次に揭ぐる田中の報告の後半を併はせて觀ますと、此間の眞相は善く分ります。然うして今こゝに幕府の返還を迫る勅書は、即ち安政五年の八月、鵜飼幸吉が日下部伊三次と共に奉持して下つたものでした。

大久保日記の原文、注疏說明の類は、單に細書して區別書きを例としてをりますが、今は權りに括弧を用ひます。

田中直之進と櫻田義擧の秘聞　二

田中直之進に先だつこと十日、同志山口三齋は水戸人の計畫と相闘する報告を齎らし、正月十九日江戸を發し、二月四日鹿兒島に歸り着きました。山口は後に仲吾と稱し、明治十年の役、西鄉に殉じて斃れた一人です。大久保が田中の報告として錄した事項のうちには、山口の先づ齎らし歸つた報告で、已に知られてをる所も尠くありませぬ。大久保日記は之を混同して總べて田中の報告としたのは、田中の歸來に依つて事情は更に明白となつた爲め、後半の報告と一括して錄したものと見えます。次に揭ぐるのは、概ね皆山口が江戸を去つて後に發生し若くは決定した消息で、蓋し悉く田中の齎らし歸つた所であります。

木村權之右衛門一旦歸國イタシ居候處、於二國元一有志一決之上、正月二十七日出府。外ニ海野愼八(佐野竹之助)神田浦

三（黒澤忠三郎）同行、此方エ以二書付一引合之趣左之通。

一、斬奸期日者來月二十日前後。

　但詰ル共不レ延、

一、天朝ヨリ本條約云々御取返シ被レ遊候樣云々手段ヲ以致シ候事。

一、勅云々下リ候ハバ、百人也二百人也守衛トシテ上京之事。

　但事者臨機應變、人數は弊藩ヨリモ差出可レ申候、

一、斬奸云々打濟シ候上ハ、一物（井伊大老ノ首級）ハ南品迄馬上者ニ而モ速ニ相廻シ、右ヨリ船路。

一、貴藩三千人御人數者、京地守護奉レ願候事。

一、雪人數者、諫爭ノ名ニ致シ屋敷エ繰込、來月上旬ヨリ。

一、木曾街道東海道エ者、人數差出候事。

　但弊藩人數差出申候、

別紙ニ合詞

一、花（桂）月（武）浦浪（赤、井伊）兩馬（對、安藤）沖石（讃岐）雪（水戸）淸帝君（老公）十四君（當公）星月夜（薩）淸狂（高橋）西遊（錦、木村）海野愼八神田浦三（兩人日下部所ニ潜ル）

一、外ニ高橋ヨリ堀高崎ヘ宛決定書參ル、別ニ無二存細一。

右之書面ニ而起リ候委曲之次第、

一、斬奸誅伐之義者、兼而紅葉山エ人數忍バセ置候ニ付、火之手ヲ揚ゲ候得者、幕役登城相成候間、人數ヲ伏置相

打果ス。其策不レ成候得者、登城先ヲ討トノ兩策ニ決ス。

紅葉山放火之義、御廟所外ニ離レ家有レ之候ニ付、印ヲ揚ル賦也、

一、人數ノ義、二月初旬ヨリ當公エ諫爭ノ名ヲ以テ、三人五人ヅヽ駈出、五十人ノ人數ヲ以處々ニ配リ置、透ヲ伺ヒ動ニ乘シ誰スルトモナク打スマシ候半トノ策。

多人數ニ而者、却而仕損スル基故、必粹ノ者ヲ相撰ブ。是迄機密ノ引合イタシ候義、此五十人ニ限ルトノ由。偏ニ成功ヲ主トシ候故、初手ノ處右通決策。併一擧ノ仕宜ニ依而者、全國應援無二相違一此節ニ至リテハ正奸共ニ振起シ、勿論有志之者ハ國境ニ五十人六十人ヅヽ、晝夜相固、夜ハ烽火シ候故、入者ハ出ルヲ得ズ、出者ハ入ルコトヲ得ズト云々。

一、井伊讚州安藤三奸ヲ主意トス。姦ノ首ヲ得候上ハ、直ニ兩三人ニ而相護シ、馬上ニ而品川迄駈付、商人體ニ紛ラシ海路ヨリ上陸、京エ主意奏達勅諚申受幕府安堵ノ處置ヲ付ルトノ定策。諸侯伯エモ同斷、且外夷掃攘ノ義、是迄ノ所爲ヲ以如レ斯ト御示シ相成候樣。

一、京師奉護之義者、勅返上ヲ名トシ百人也二百人也正々ト上京イタサス賦、實ハ勅書ヲ出スニアラズ。

一、横濱商館大風雨ニ乘ジ放火イタシ置ノ賦ニテ、人數ヲ疾ニ出シ置候トノ事。東海寺其外ニ滯在英人ヲ共ニ討トノ決策。

一、有志諸藩ヘ引合之義者、先度ノ告文近々差廻ノ賦。

討果候上者幕府エ御屆、在京ノ諸大名ヘ布告ノ義者、主意如レ斯トノ譯ヲ以、人數早々ニ配リ早々ニ廻達ノ決策。

右之通ノ大意ニテ、何レ京地ノ義御手薄ニテ懸念仕候ニ付、御國ヨリ直樣爲二奉護一人數御差出相成候樣依頼スルト

ノ事。併最早決定候故、往復ヲ得ズ事ヲ擧ルト云々。

堀在府中御國元御書取迄モ相下リ上下振興ノ趣モ相違シ候故、愈々全國義擧相調候段、礫ェ引合置候故、此節者水ヨリモ不ニ相疑一。且田直モ御國元事情委曲不ニ相達一故、容易動兵相調候トノ見當ニテ罷下候仕宜ニ候。

此後半の報告の初に『斬奸期日者來月二十日前後』は、田中の歸着した當時から申した來月で、即ち三月の二十日頃に當ります。然うして櫻田の義擧は三月の三日に決行せられた所をみると、傍註して『詰る共不ㇾ延』と云つた豫告の通、多く時日を短促して事を擧げたのであります。

それから列擧した條項のうちに、井伊大老の要擊を決行すると同時に、通商條約の撤廢を期待するやうな趣旨を混同し、且つ大風雨に乘じ横濱の外國商館を燒かむとし、若くは品川の東海寺にをる外人を斬らうとする模樣もありますが、此種の題案は、薩摩人と水戸人とは著しく意見を異にした所で、水戸人ばかりの企圖でした。井伊大老を斬つて除くことに就ては、最も熱心で水戸人と深く結托した堀仲左衛門なども、斯かる企圖を以て無謀の甚だしきものとして取りませぬでした、これは薩摩人は概して言へば、當時の謂ふ所の尊王攘夷黨とは、頗る趣が違つて、始より開國貿易の利益を認め、鎖港攘夷の到底行ふべからざるを知つてゐた故でした。

國臣も此頃藩主黒田長溥公に上つて藩是を說いた建白書中、また明快に堀の意見を賛成し、自ら代つて敷演しまして、水戸人の外人を襲擊せむとする企圖を評して愚擧と爲し、若し果して斯の如くならば、獨り内亂の禍ばかりでなく、外人との兵端自ら開けて天下の大事を生ずるだらうと言ふてをります。此一事また或は國臣が熾烈な勤王の情を抱いた人でも、尋常の尊王攘夷黨とは、頗る撰を別にしてゐたことも分ります。

有村雄助が當時田中の西歸に托し、大久保堀海江田の三人に贈つた書があります。

去十九日山口急速御出立逐一御聞取被レ下候筈。然處一昨日木村外ニ佐野竹之助黒澤忠三郎と云ふ人出府、別紙之通決策之條々承リ候ニ付、今日猶又三傑へ出會、篤と議論之上、今晩明朝に掛け田直發足之議定に御坐候。申迄も無レ之候得共、急卒京都御守護之處專要と奉レ存候。尤此方は愚弟と兩人評定之上水有志合勝斬奸之決心に御坐候。其外成るだけ之處盡力可レ申候間、左樣御納得可レ被レ下候。右田直着鄕に付申上に及不レ申候得共、幸便故一筆如レ此に御坐候。恐惶謹言。

正月廿九日　　　　有村雄助

大久保正助樣

堀忠左衞門樣

有村武次樣

有村武次は雄助の兄即ち後の海江田、安政五年の秋このかた國臣の最も善く相識つた俊齋で、此頃お茶道坊主の職を去り通稱を武次と更め、次で彼の鵜飼幸吉と共に水戸家へ賜ふ勅諚を奉持して下り、戊午の大獄に斃れた日下部伊三次の遺跡を承け、日下部の本姓海江田に復しました。即ち明治朝の子爵信義であります。季弟如水は維新の後に國彦と稱し、

久しく第五國立銀行頭取の職を奉じ、晩に島津公爵家の家令となつて世を終はりましたが、雄助と次左衛門とは、海江田の弟で國彦の兄に當ります。薩摩の故老は有村の同胞四人、首尾最も劣ると稱しました。

次左衛門も同じく田中の歸るに托し、書を兄の武次に贈りました。

任ニ幸便ニ一筆啓上仕候。此節田直御下り之場合に相成、誠に大幸此事に御坐候、先は安心仕候。是迄皆々様大働被レ遊候事、最早青天白日の如く相成仕合之至、爰許之事情態與細事不ニ申上一候間、田直より御聞取被レ下度、乍レ恐愚考之趣左に申上候。

一、田直歸着直様誰様に而も御同道、周防侯へ非常之御英斷被レ爲レ在候樣、御議論被レ成候處、偏に奉レ祈候事。

一、天朝之御危急は勿論御國之一大事を漫然と此節之一左右御承知被レ成候上、猶緩怠之御議論被レ成候御方有レ之候はゞ、直様御刺シ被レ下度事。

一、田直到着當日は、御有志之内兩三人は、到着旁々（蓋し誤脱あり）船場迄之使として御出被レ成候事。

右三個條は思切而御働被レ下レ度偏に奉ニ希上一候。

愈々浦浪之一物は兄弟之手に入れたきものと明暮希望仕者に御坐候。今こそ青天白日の如く、、、、、（五字不明）此間日夜日を送り申候、御遠察可レ被レ下候。先は荒々如レ此御坐候。恐惶謹言。

正月二十九日　　有村次左衛門兼清（華押）

有村武次様

謂ふ所の周防侯は島津久光公で、當時は周防と稱して居られました。列擧した意見中の第三項は、到着旁〻のあたり文字に誤脱もあつて意義はチョット分り兼ねますが、同志の蹶起を促す趣旨と、自ら井伊大老の元を獲むと欲した心情とは明かです。是より先安政五年の秋八月、西郷京都から下つて江戸に居ること十餘日、此時早く已に井伊大老を斬るの議が起りまして、次左衛門自ら大老の元を獲たいと申すのを聞き、西郷は年少客氣自ら量らざるの大言だと戒めました。後ち大島の謫居に於て櫻田の事變を生じ、次左衛門果して平生の言を空しくせなかつたことを知り、深く悔恨しまして、三年を經て大島から歸ると、有村の家を訪ふて次左衛門の神位を拜し、自ら作つた祭文を讀んで謝意を述べたと云ふ話もあります。

次左衛門は即ち去年の秋備中の連島を過ぎり、國臣の病床を訪ひ時事を談じて去つた人、兄の雄助は櫻田の事成り、義徒の首領金子孫次郎及び金子の從者佐藤鐵太郎と相携へ、密に西上する途次、四日市に於て、三人同じく江戸より追跡して來た島津家の捕手に拘せられて伏見の屋敷に到り、已れ獨り護送を受け藩を指して歸らうとする時、金子の爲に謀り、西走して白石の庇護を賴み、下關の邊に潜伏するの策を說きました。白石と國臣とは、櫻田の事變に就ては、直接相關しませぬけれども、此義擧に深く參與した有村兄弟及び堀高崎の徒が之を顧念すること斯の如しでした。今や田中直之進の竹崎を過ぎり白石の家を訪ふたのは、固より偶然でないのであります。

要するに、大久保日記や有村兄弟の書に見ゆる所の天下の秘消息は、悉く收めて田中の方寸にあるのですから、一夕の談必ずしも細大の機密を悉く露布したとは爲し難いとしましても、大概の事情は之を語つたことを疑ひませぬ。白石日記には錄してあります。

十七日、薩藩田中直之進君來訪、江戸ノ密策ヲ承ル。路費不足ノ趣ニ付之ヲ辨ス、大急歸國トノ事ニ付、大里迄漁

船ニテ送リヌ。

寄せては回へす波の音の徐ろに聞ゆる處、閑寂の一茶亭に鼎座爐を擁して更の深きを忘れ、燈を剔り灰に畫いて時事を談じた此夜の感慨は推して知られます。

十八日の朝、白石は金三兩を贈つて道途の費を補ひ、且つ我家の水門より漁舟を艤ふて急行を助け、國臣は特に田中を送り、船を同うして海峽を越え、豊前の大里驛に到り、手を分つて歸りました。

櫻田の事變前に於ける薩摩人

薩摩に於ける勤王黨の一派四十餘人は、故君齊彬公の遺志を繼紹し、飽くまでも勤王の大義を宣揚するを期して、遂に水戸人と氣脈を通じ、東西策應して謂ふ所の突出案なるものを立てゝ將に藩を脫して出でむとし、準備も全く成熟した折しも、藩主茂久公は此間の秘密を洩れ聞かれ、安政六年の十一月九日を以て優渥なる親諭書を下されまして仰制を加へ、志士の自重を望まれました。そこで大久保以下の人々は、主從同心擧藩一致して力を王事に盡し得ることを知りまして、茂久公の親諭を諒とし、脫藩突出の策を抛棄しました。

然るに江戸にをる同志は、道途の遼遠と通信の不十分なるとの爲め、此間の眞情實を解し兼ねまして、或は却て茂久公の親諭書を見て、寧ろ同志の義擧を贊助せらるゝ深意より起つたものと判斷し、啻に水戸人と協定した計畫を中止しない許でなく、藩主の意向斯の如く、形勢甚だ同志に利なる內狀を擧げて、密に告げましたから、水戸人は益々信頼の情を深うし、依然として計畫の進行に勉めました。

江戸に於ける薩摩の志士、及び水戸人の行動は、依然として斯くの如くなると同時に、近ごろ漸く藩政を與り聞かれる茂久公の實父久光公、また深く慮らるゝ所あつて、江戸に於ける少壯の藩人が、必ずしも藩主の一親諭書を以て急激の行動を中止せざるとを思はれ、密に政廳と相議し、命を下して先づ堀と高崎とを召還せられました。二人は召還の理由を知らず、計畫の進行最中に歸藩するのを甚だ遺憾としましたけれども、嚴重の藩命を如何にも爲し難く、急いで江戸を發し一先づ歸西の途に上りました。途次竹崎を過ぎり去年臘月の盡日を以て海峽を越えたとは、前に述べました。

斯くて堀高崎の二人は逆旅に萬延元年の春を迎へ、正月四日鹿兒島に歸へり着きました、始めて去年の十一月九日を以て茂久公の親諭書の下つた以來の眞相を詳かにしてみますと、鄕國の同志が茂久公の節度に服するを答申し、斷然として脱藩突出の策を拋棄したのは、寔に餘儀ない事情であつて、水戸人と協定した計畫また自ら變更せねばならぬことを知りました。

但それ水戸人の主從と井伊大老との關係は、紛糾錯雜を極め、水戸人は君辱めらるれば臣死するの義からして、櫻田の一擧を思立つた事情等もあつて、薩摩人が單に幕府の首相として皇室を蔑如し諸侯士太夫を陵轢するを憤ほり、斬つて除けて朝權を振張し幕政を改革しやうとするものとは頗る趣を異にしてゐますから、水戸人は固より薩摩人の行動如何を以て初心を飜すべくはありませぬ。且つ薩摩人は脱藩突出の策を拋棄しましたけれども今年の春は藩主茂久公の江戸參覲の順年に相當するのを絶好の機會とし、同志は齊しく請ふて隨行しまして、水戸人が井伊大老の要撃を決行するのと相應じ、己等の責任たる朝廷擁護の事は、主從心を戮はせ一藩の力と名とを以て擔當し得るを期しましたので、堀は藩に留まること四十餘日、大久保等と熟議を重ねまして嘗て安政五年の冬有馬新七等の計畫した以來の宿案を取り、黑田長溥公の威望と筑前の富强とに依賴し、薩筑提携して將に起らむとする事變と應酬し、天下の大局を支持するの策を

立てました。然うして水戸人と相謀つて協定した計畫に變更を加ふるには、從來の關係からして堀自ら江戸に出でゝ相談をする必要はあるし、薩筑提携の策も、堀また自ら謀つて豫め地を成して置かねばならぬ事情でしたから、堀は幾たびか久光公に謁し、或は執權の老職島津左衛門を見て建議をしました。堀は同志の急激な行動には、必ずしも贊同せざる態度を以て言說を進め、寧ろ久光公及び政廳の意圖を承順したので、その建議する所は多く聽從せられ、高崎を東行せしむるは猶ほ危險の憂ありと認められ、再び藩を出るとを許されませぬでしたが、堀だけは東行の命を得ました。

そこで堀は田中直之進が國臣に送られて海峽を越えた二月十八日を以て鹿兒島を發し、途次國臣等を見て、鄉國の同志と豫め相談を遂げた薩筑提携の策に就て協議する所あらむと欲し、先づ長州の竹崎を指して走りました。

堀仲左衛門と薩筑提携の案

二月十八日に鹿兒島を發した堀は、此月の二十六日長州の竹崎に到つて國臣等と相會し、自ら齎らして來た薩筑提携の案を以て先づ之を謀りました。

然るに堀は此時始めて田中と途中に齟齬したことを知り、且つ國臣等より田中の急に歸還した所以と、江戸の消息とを傳へ聞きまして、水戸人の井伊大老要擊の期日が豫想の外に短促せられ、形勢極めて切迫したのを詳かにしたので、今は寸時も途中に逡巡してはならぬと思ひまして、薩筑提携に關する事は、一切を擧げて國臣に委ね、囑するに工藤北條等と相議し、善く謀つて處するを以てし、且つ自ら忙はしく筆を執つて長溥公に上る建白書を作り、進達の手續をも國臣に托し、留まること纔に一日、倉皇として江戸を指して急行し去りました。

堀は建白書を作つて淨書し、已に封緘を施した後、必ず言はねばならぬ一事を脱漏したのを覺りましたけれども、前程甚だ急を告げ、上書を改め作り増補を加ふる遑の無い所からして、國臣が代はつて之を說かむことを求め、國臣は後ち堀の建白書と同じく、自ら長溥公の左右に上つた建議書中、堀の意見を敷衍して述べました。當時君國を憂ふる志士が東西を奔走して相周旋し、事最も匆忙を極めた情況、また自ら想はれます。

堀仲左衞門また別に次郎小太郎等の通稱があります、後には氏名を伊地知壯之丞と更めました、名は貞馨。晩年は聲聞寥落して甚だ振はず、三條梨堂相公重野安繹先生あたりの庇保を受け、纔に修史局の一編輯官を以て終りましたが、一時は勢力隆々として西鄕大久保を壓し、名聲天下に聞えた人でした。年少の頃より江戶に出でゝ四方の英俊と交はり、才學を以て稱せられ、次いで西鄕等と勤王の志を同じくし、力を君國の事に致し、西鄕の南島謫居の後は、代はりて薩摩の同志を代表して事を謀り、櫻田の義擧には始めより最も深く關係しました。然うして此頃より漸く政廳の任用する所となり、文久の半ば頃は、內は島津久光公小松帶刀等の委信を蒙り、外は朝彥親王近衞忠凞公等の眷顧を得、朝廷の機密をも與り聞き、天下の國事に周旋する者、薩摩に堀次郎若くは堀小太郎あるを知らざるはなく、往々稱して島津三郎殿の謀主と申しました。併しながら爲す所權變術數多く、且つ專ら久光公の意圖を承順し、公武合體の方針を旨としたので、純正勤王黨と相容れず、甚だしく此一派の嫌惡する所となりまして、西鄕の沖永良部の謫居から出て、薩摩の樞軸を握つた後は、卒然として勢力を失ひ、爾來ふたゝび世に用ひらるゝの機會なく、晩景蕭條として身を終りました。今こゝに井伊大老要擊の事變に處する策を獻じて久光公及び老職島津左衞門の領諾を蒙り、來りて黑田長溥公に薩筑提携の議を建白したのは、蓋し一たび藩に用ひられ、意を得るの始めでした。

此時堀が國臣と相謀つて長溥公に上つた建白書は、今已に堙滅して存せず、堀の自ら國事に關係した閱歷を記した『紹

して上つた意見書を見ますと、堀の建白した趣意は推して考へられます。

堀の建白した趣旨は、蓋し井伊大老斬除の計畫方に成熟し天下の變亂測り易からざる形勢あるを述べ、長溥公が親族の關係と故君齊彬との情誼とを顧念され、此際島津家と行動を同じうし進退を共にし、相提携して事變を迎へられ、幕府の暴横を控制し朝廷の安全を保護し奉り以て天下の大局を支持し、故君の遺志を紹成されむことを待望するにありました。

萬延元年の薩筑提携案 一

堀仲左衛門が藩を出るの前、密に大久保等の重要な同志と熟議を遂げ、且つ久光公及び老職島津左衛門の領諾をも受けまして、井伊大老要撃の事變に處する策として立てた案は、藩主茂久公は今春の江戸參勤の途次、先づ筑前に立寄られまして長溥公と會見し、親しく此事變に應ずる方略を協議せられ、薩筑相合同して進退を俱にせらるゝを第一の要點としました。約言すれば薩筑の提携を謀るの趣旨であつたことは、明かに大久保日記に見えてをりますから、堀の竹崎に於て國臣と相謀り、長溥公に進達する手續を托した建白書、また薩筑の提携を趣旨としたのは自ら分ります。

大久保日記

十八日、堀出立、共内防公へ三度拜謁相調。内外之御處置等之義建白、至極御同意之由、左州（老職島津左衛門）へも度々被ㇾ參候、建白之條々。

○御參府之節、筑公へ御立寄、萬一中國邊ニテ變事到來之節ハ、筑迄御引返御國兵御待、筑公ト御合腑御出馬相成

候樣彼是篤與御立寄ニテ御談合相成候樣。若京師近邊ニテ候得者、川上（老職川上式部）ニハ數被ニ召附一爲ニ御名代一爲ニ
京都奉護一殘置之筋。

○粮米御圍之義、下關大阪ニテ御圍相成候樣。下ノ關義者、白石ヱ相託候筋。

○出府之上及ニ變事一候節、外邸ハ棄テ澁谷芝御屋敷兩所ヲ固メ、有志諸藩ヱ應接、幕ニ意趣無之斬奸之所爲ニテ候旨
申聞、跡安堵ノ處置ヲ盡シテ御國兵ノ續ヲ待、成丈靜リ居候主意ニ而餘ハ臨機應變。

○炭屋間道一條ニ御手相付度。

○京師ヱ立寄、礫　勅御返上可ニ相成一與ノ勅諚眞僞探索。

○變事之節者、喜入（江戸屋敷詰ノ若年寄喜入多門）ヱ實ヲ明シ表向田直差立候筋。變ニ臨ミ候得者、君意ト申處ニ而宜、左州ヨ
リ命ヲ請候趣ニテモ宜敷トノ由。

卽ち茂久公は途次筑前を過ぎりて櫻田の事變に處する方略を決定せられ、偖て筑前を發して東行の途中、櫻田の事變若し山陽道を通行せらるゝ頃に起らば、一先づ筑前まで引返へし、薩摩より士卒の來着するを待ち、長溥公と駕を連ね同行して江戸に赴かるべしと云ふのでした、然うして今こゝに記した所をみると、單に山陽道を通行せらるゝ頃を以て事變の起つた場合を限つて言ふが如く、或は一時の方策のやうすが、これは必ずしも然うでなく、趣意とする所は、長溥公の威望と筑前の富强とに依賴して櫻田の事變と應酬し、時局を支持し幕政を改革して故君齊彬公の遺志を紹成し勤王の大義を宣揚するのを第一の眼目としました。且つ下關に於ける糧食の準備を白石正一郎に委ねむとした事等は、國臣が堀の建白書に添へて長溥公に上つた意見の一節と照應するものもあつて、堀の竹崎に於て國臣等と相謀つたのは、亦

た必ずしも二三の事項に止らなかつたことを示してをります。

また堀の立案の末段によると茂久公の江戸に着かれた後事變の起つた場合は、同時に田中直之進を急行歸國せしむる手筈をしてゐますが、これは田中が十日前を以て竹崎を過ぎたのは、水戸人が義擧を決行する期日を短促した爲め、堀の着府を待つの暇なく、急に發して歸國したことも分ります。

元來水戸人の豫定した計畫によれば、三月の二十日前後を以て事を擧ぐる期としました。然うして水戸人は此期は或は短縮はしても延長はせぬと特に保留しました。併しながら薩摩人は猶ほ三月の二十日頃を以て概要の期日と推定まして、或は多少の遲速を生じても數日位に過ぎまいと思量してゐたので、堀は事變の未だ起らぬうちに、江戸に到り得るを豫期し、此間に處する幾個の方策を立てゝ藩を發したのでした。然るに水戸人は若し遲緩して期日を延長すれば、形跡漸く暴露し大事を誤るを恐れまして、一日も早く決行するが宜しいと、更に多く期日を短縮し、上己の節に井伊大老の必ず登城するのを好機會とし、三月三日を以て事を擧ぐるの期と定めました。それで田中直之進は忙はしく江戸を發して歸國の途に上り、堀と途中に行違ひ、堀は竹崎に到つて國臣等と相會し、始めて江戸の形勢最も切迫した模樣を聞いたので、薩筑提携の策は當時の事情よりして頗る重要の立案ではありますが、自ら星馳して江戸に赴くの更に多く重要なることを知りました。

即ち堀の薩筑提携策の一切を擧げて國臣に托し、己れは倉徨として東行した所以でありました。

文久元年の冬、薩摩の老職島津左衞門小納戸頭取山田莊右衞門等の職を退かうとする時、長溥公が弟の南部信順公と氣脈を通じ、幕府の天璋院夫人の聲援を借り、左衞門等の退職に反對の意を表せられたのを第一の動機としまして、長溥公と久光公との間には、甚だしく扞格を生じ、是より種々の事情もあつて、爾來ふたゝび感情の融和を見るの機會なく、維新の後までも猶ほ同樣の情態を以て終始せられました。

斯かる兩公の關係と事情からして考へますと、萬延元年の春に於て、薩摩の志士が薩筑提携の策を立てたのは、事頗る奇で、筑前の志士月形洗藏鷹取養巴海津幸一等の人々、また暗に相唱和して同じく薩筑提携の說を爲し、こゝに始めて筑前勤王黨の一派を生じたのは、事愈々奇なるが如くに感ぜられますけれども、深く當時の眞相を究めますと、毫も奇とするに足らぬのであります。

前にも往々言及した通り、西鄕大久保有馬以下勤王黨の同志は、故君齊彬公の家督騷動の前後より深く長溥公の人物名望に依賴しまして、その推服景仰の情の殷なるは寧ろ却て筑前人に過ぐるの狀がありました。それは抑々長溥公が素と島津家から出てられたと云ふ親族關係の深い許でなく、勤王黨の一派の最も追慕して措かざる齊彬公と、襁褓以來の親密無比の交態をもつて居られまして、終始喜憂を分ち休戚を同くし、齊彬公の治世中は、幾んど薩筑提携せりと申して差支ない程の事實であつた故でした。然うして薩摩人の謂ふ所の西鄕派の同志、著者の謂ふ所の純正勤王黨の一派とは、始より頗る感情を異にし系統を別にせられた久光公、及び專ら久光公を尊信した一派の薩摩人は、固より與り知らぬ所でした。

大久保日記によると、堀の建白した薩筑提携の立案は、久光公も島津左衞門も至極賛同せられたものと見えます。

島津左衞門は齊彬公の在世中最も委信を蒙つた老職で、長溥公また二年の後は、左衞門の退職に反對の意を表せられま

して久光公と不和の端を生ぜられた程のことですから、左衞門が堀の建白に同意を表したのは固より共所としましても唯その二年の後左衞門の退職の事を以て、長溥公と甚だしく不和を生ぜられた久光公、西郷一派の勤王黨とは、始より頗る感情を異にし系統を別にせられた久光公が、今年の春に於て、斯の如く堀の建白を領諾し、立案の眼目たる薩筑提携の策をも承認せられたのは、成程それは一應おかしい様には思はれますが、蓋し久光公は前年の冬老君齊興公の薨去せられた後を承け、藩主茂久の實父で故君齊彬公の庶弟といふ尊貴第一の身分を以て、此頃より漸く藩政を與り聞かるゝ機會を生じましたけれども、實際の政權は齊彬公顧命の老職左衞門の握る所で、古來の慣例もあれば多年の惰力もあつて、單に尊貴第一の身分たるの故を以て、久光公は猶ほ急に專ら藩政を行はることは叶ひませぬ。況して久光公は六歳の時江戸の屋敷を去つて歸國せられたまゝ嘗て藩外に出られたこともなく、且つ一萬四千石の領主として今日に至られた人です。從つて長溥公と接觸せらるゝ機會もなければ、扞格を生ぜらるゝ交渉もありませぬでした。然かも時は恰も左衞門の老職の事に就て不和の端を開かれた前年の春で、長溥公の人物名望を敬重せられざるを得ざる頃ですから、堀の建白に賛同して薩筑の提携策を承認せられたもの、亦た必ずしも奇とするに足らぬでありませう。

櫻田事變前の建白書　一

堀仲左衞門が東行の途次竹崎に到つて、國臣等より井伊大老要撃の期日短促せられ、江戸の形勢最も危急の迫つたのを始めて聞き、忙はしく筆を執つて長溥公に上る建白書を作り、進達の手續は總べて國臣に托し、倉徨として竹崎を去つたことは、已に述べました。

國臣は堀が竹崎を去つた翌日即ち二月の盡日を以て、海峡を越え微行して筑前に歸へり、工藤左門北條右門と相談を遂げ、密に格式奥頭取吉永源八郎の手を經て、堀の建白書を長溥公の覽に供し、且つ己れの意見を述べた上書をも添へ井伊大老要撃の事變に應ずる當面の急務として種々の策を獻じ、第一に先づ米穀の買收並に兵器等の準備の必要を說き、併せて準備の手段に及びました。

堀の建白書は前にも申した如く、今は泯滅して存しませぬが、添へて出した國臣の上書だけは、自筆の稿本が殘つてをります、これは未定稿の案文で、末段の數節に塗抹を加へたのを見ると、實際長溥公に上つた原書とは、或は多少の異同あるかも料り兼ねますけれども、大體の趣旨は遺憾なく分ります。然うして此上書は、著者が白石正一郎の遺藏の文書中より發見する所で、從來の傳記者の多く與り知らぬものですから、頗る長いのを厭はずして今こゝに全文を收めます。即ち上書の前半は斯うであります。

別紙堀仲左衞門上書に付、愚存之條々

一、當時之形勢之義は、仲左衞門上書之中に可ㇾ有二御坐、今度水戸家之企、必ず事を果可ㇾ申勢と被ㇾ察候。然るに彥藩仕付候上は、直樣横濱に向ひ、夷舘並滯泊中之軍艦等をも燒討之覺悟之由。是は水藩私の遺恨に非る事を四方に示すと申心得之由に御座候。兼而个樣之企無ㇾ之而さへ、人氣立候時は、餘勢には暴勇も間々起る事も御座候者故、必致遂可ㇾ申候得共、實は甚愚策に而一己清潔の爲天下之大事を招候は必定歟。右等之次等に至り候而は、獨り内亂のみならず、永く外夷との兵端を開可ㇾ申、實に不二容易一時節に御座候。就ㇾ右御國家第一之御急務歟と奉二存寄一候廉々左に一書認奉二差出一候。

右横濱燒討一件は、仲左衞門別紙上書に認洩し清書仕封切候に付、私より御上に貫候樣可ㇾ然取計吳候樣に相憑候

に付先申上候。

一、萬一事起り候はゞ、天下之人氣動立金銀不融通米穀高價に相成候義者、古來之通例に御座候。御軍事御備金等は兼而之御手當も可レ被レ爲レ在ニ御座一候得共、如何程餘分に有レ之候而も、ケ様之時節には御借入に不ニ相成一は、却而御不手際なるものに御座候へば、諸國諸家不ニ騷立一内、速に大阪表え器量之人差越候歟、是迄詰込之内よりに而も、御借入叶候限り、御銀主より金子御借入被ニ相成置一度奉ニ存上一候。御懸念なく早々御相談無レ之而は、此事天下に發候上は、諸國諸侯より同様銀談可レ有レ之義は必定に御座候。其節に至り候而は御手後れ、諸國並より外には格別之御處置も被レ爲レ在間敷哉と奉ニ存上一候。

一、兵粮之儀は近年大阪表御廻米御減少に相成候上は、御備も相立可レ申哉。乍レ併有るが上にも餘り候程御用意被レ爲レ在度奉ニ存上一候。先御國中に有レ之分は暫其儘に被ニ召置一、隣國諸國之廻米を如何程にても御買入置被レ爲レ在度候、個様之時節には、御軍用御備金に而も御出財被レ遊、米穀御買入に相成、縱令御不用に相成候とも、只今より米價下値に相成候儀は、向後決而有之間敷候。尤右米の買入方騷敷、筑前より御買求などゝ申立、人に爲レ知候而は、必定米價高値に相成申由に御座候へば、極々内密にて商人の私買之様に仕、長府小倉邊之御米を商人之手より買取らせ、譬ば金一萬兩之御買米高に御座候へば、其内二割歟三割歟之手付金を被レ遣、手形を取御預置に相成候而、追々御入用丈御取寄、米之高に應じて其代金御渡しに相成候へばよろしく、追而右筑前より御買メと申儀露顯之上は、忽ち米苞に付ては銀七八匁位も直上仕儀は必定之よし。其節世間一統直上候に至り候而は、十匁も二十匁も苞口に付而御德と相成候儀も可レ有レ之、其節御拂に相成候ても、何れ御損之參り候儀は有ニ御座一間敷奉ニ存上一候。扨其手付相濟候上に而、御國中之分も不レ殘御買上相成可レ然哉に奉ニ存上一候。當時第一之御策略に而可レ有ニ御座一哉に奉

存上ㇾ候。

但右御米御買入にても相成候儀に候はゞ、幸兼而御國產陶器類製練所御用之さらさ形木綿等、取揃方御用承り度尤右に付而は御用達名目御託し不ㇾ被ㇾ仰付ㇾ候而は、揃兼候譯合も有ㇾ之歟。其段既に舊冬來工藤左門を以內願仕候下ノ關竹崎浦（淸末家町人大年寄勤）白石正一郎と申者へ、江戸一左右次第急速御買米手付金被ㇾ爲ㇾ渡、其儀、被ㇾ命候はゞ、屹度閑密に相働き可ㇾ申人物に御座候。同人は是迄薩州長州兩國之御產物交易之御取次に携り候正直なる者に御座候。

若し井伊大老要撃の策にして決行せらるゝならば、幕府は心らず怒つて京都の朝廷を壓迫する事變を生じ、天下動亂の端こゝに起らうと云ふことは堀大久保はじめ豫め此秘密を知つてをる志士の齊しく思料した所で、國臣また同樣の意見を抱いてゐましたから、建策の劈頭先づ此說を述べました。然うして先づ堀の建白書の脫漏を補ひ、水戸人が井伊大老の馘を斬ると同時に、橫濱等の外人を襲はむとする計畫を評して、甚だしき愚擧とし、徒らに外國と兵端を開くの基となり、天下の大事を招かうと申したのは、その平素の意見が、當時の急激粗暴な尊王攘夷黨とは頗る趣を異にした所以で、更に江戸より一報告の達するを待つて米穀の買收に着手せらるべしと云つたのは、井伊大老の要撃を以て、猶ほ多少の餘日ありと思ふてゐたことが分ります。

然るに此書の長溥公に進達せられたのは、恰も櫻田の一擧早く已に決行せられまして、井伊大老首を授けられた後數日、變報未だ海峽を越へて九州に入らざる時でありました。

國臣は將に起らむとする櫻田の事變を迎ふる當面の急務として、先づ米穀の買收を說くこと斯の如く、次には兵器の準備を必要としまして、彈藥製造の原料を得る手段にも及び、大砲は薩摩に求むるを良策とし、石炭を供給して代金の決濟を行ふの必ずしも期し難からざるを述べました。

蓋し薩摩は齊彬公の鋭意熱心專ら力を用ひられた兵器改良の遺摸猶ほ存し、砲礦は頗る優良なるものがありました。長溥公また夙に齊彬と見る所を同うし、久しく兵器改良の志を抱かれましたけれども、諸老職は經費を要するの多きを厭ひ、藩人の多數また新式の兵制を嫌ふたので、公の志は容易に行はれず、砲礦は甚だ粗惡でした。國臣は斯かる說を爲しましたが、薩摩の藩營として製造せられた兵器は、固より尋常の物產品とは全く性質を異にしますから、特別な親密の關係ない限りは、唯その代價を償ふのみを以て供給を受ることは望まれませぬ。然るに國臣は今それ斯かる說を獻じて、大砲は薩摩より求むるを良策とし、且つ石炭を以て交換せられても差支ない樣に申したのは、此間また自ら堀などの薩筑提携の案と意味相通ずる所があります。

一、玉薬類御準備御手厚に無レ之候而は被レ爲レ濟間敷、追々十分御準備付茂御座候哉不レ奉レ存候得へ共、薩州樣などは既に宰相樣御存命中、周防宮市町藤井又兵衛と申者江御內々に而硝石十萬斤斗御買入之筈に而、內二萬斤餘相納候處、御逝去に付暫く御沙汰相止候得共、右又兵衛儀は根元自分貯之硝石に無レ之備後福山之一大町家片山某より買受相納候手數に而、片山方江兼而入銀いたし居候折柄、途中に而御用相止候而は、極々難澁之よし願出候に付、去

多又々四萬斤餘御買取に相成、其代りとして鉛銅等御渡しに相成候よし承知仕候。右に付若御買入にとも相成儀も御座候はゞ、幸片山某妻之兄備中連島三宅定太郎と申者は、同志之者に而去年來別而懇意に仕候故、此傳手を以右元方之片山に直に罷越談合仕、御國名不レ出樣益下料に鉛硝石共御買入相整候樣可レ奉ニ願上一候。乍レ去手後れに相成候而は、其國主より被ニ制止一候儀も可レ有ニ御座一、一左右次第御英斷被レ爲レ在度奉ニ存上一候。

國臣の自ら鉛硝石を買入るゝ交渉に當らむと欲した相手方の片山某が、その嘗て薩摩の爲に山藍の販路擴張を企はてた同志三宅定太郎の妹婿たる關係は、今必ずしも、多く申しませぬ。唯この片山某の供給する硝石が、齊彬公と長溥公とが深交して夙に開國の意見を同くせられた幕府の老中阿部伊勢守正弘の奬勵を以て產出せらるゝに至つた特產であるのは因緣頗る奇です。伊勢守の我封内に硝石の產出せらるゝを喜び奬勵を加ふるの時、黑田家の一陪隷をして己の後を承け專ら幕政を行ふ井伊大老要擊の事變を慮り、此硝石の買入を進言せしむることは、夢にも思ひ設けなかつたのでせう。伊勢守世を棄てられてより四年。時勢の變遷は、方に斯の如く急なるものがありました。

一、大砲は兼而より追々御製造にも相成候得共、近年は別而輕便之大砲種々傳來、諸藩一同古製を廢し新便に付候時節に御座候へば、兎角輕便大筒を御製造無レ之候而者、不便利にて勞して功少く可レ有ニ御座一候。就而は是迄茂野戰臺之類少々は御鑄造も御座候得ども未不足歟と奉ニ存上一候。若御製造之思召も被爲在候はゞ、薩州樣へ直に御憑みに相成、水車法に而御製造之上船廻に而御取寄被レ遊候はゞ餘程御物入薄く可レ有ニ御座一候。尤錫銅も彼方樣には澤山有レ之、既に昨年來錫は內々御拂に相成候筈に而、下關江手本錫參り居申候。極上錫一斤に付代錢壹貫二百文位之由、五六萬斤御不用分有レ之由高崎善兵衛より承り及申候。尤水車法には石がら之入用夥敷事之由に御座候へば、大

砲の代りに御國石炭を被二差出一候やうの御相談も相調候はゞ、御物入無レ之儀歟と奉二存上一候。無レ程錫銅共先年之如く高値に相成、錫一斤に付金壹兩にも相成儀は自然之儀に御座候。

今こゝに國臣の述ぶる所を見ますと、その建議の趣意は大體に於て、去年の春このかた深く相交りて共に事を謀つた高崎善兵衞白石正一郎とも、豫ねて話合ふてをる成案であつたことは分ります。然うして國臣が頻に新式の兵器を用ふるの必要を唱へたのは、彼の槍薙刀を揮ふて夷狄と戰はうとした尋常の攘夷黨とは著しく撰を別にし、また動もすれば藩祖如水長政兩公以來の御軍法を持出し長溥公の兵制改革を妨げた多數の藩人とも異る所でした。國臣の此種の意見は、固より特に稱揚を値へする程のものでなく、國臣の本領は自ら別にあつて、此種の意見の有無を以て輕重せられるゝ人ではなかつたとしましても、乍併頻に斯かる說を唱へた事實を詳かにしますと、國臣をして飽までも烏帽子直垂を着けしめ蝦鞘卷の太刀を佩かしめ、强ひて神主の出來損ひの樣な人物とするの甚しき誤解は、自ら釋かるゝであありませう。

一、追々小倉下關渡海烈しく相成、往來不自由なる儀も可レ有二御座一、追而は御手船に而若松邊に被二相廻一候而も、御間欠は有レ之間敷候へ共、尙又火急御人數上下等之事も可レ有レ之、左樣之節前條に申上候白石正一郎御用達に被二仰付置一候はゞ、同方近邊之浦々漁人等も支配下之儀に付、漁船に而も差出候樣之儀は屹度御便利に相成可レ申、其外荷船御借入被是之事等、御用達仕候儀何程も可レ有二御座一哉に奉二存上一候。

白石正一郎を以て黑田家の御用達としたいのは、去年の冬から工藤の已に周旋して力を盡した所で、工藤の之を謀つた趣意は、長溥公の自ら意を用ちて興された新事業の製造品の販賣と生產原料の調辦とを主としてゐましたか、國臣は

今や將に事變を生ぜむとする時局の上からして白石を黑田家の御用達とせるゝの得策なるを說きました。
工藤左門の周旋盡力の致す所歟、國臣の此時の建議また與つたて多少の功があつたの歟。黑田家に於て白石を御用達とせらるゝ評議は、一時殆んど全く成立せむとしました。

櫻田事變前の建白書　三

國臣の此建議に於て、朝廷若くは天下と交涉ある事を多く述ぶる所のなかつたのは、蓋し堀仲左衞門の建白と重複するのを避けまして、專ら黑田家として筑前藩として、最も敏速の處置を必要とする當面の急務を說くを主としたものと見えます。併しながら、また終に朝廷と天下との案を全く忘るゝことは出來ないで、最終の一節に於て、京都大阪の門戶たる紀州海峽の防備を論じ、黑田家が德川幕府の初から重要第一の任務としてをる長崎の警衞よりも、寧ろ紀淡海峽の防備を擔當するの得策であることを暗に說きました。

一、千一横濱騷動に及候はゞ、夷船必輻湊可レ仕左樣之節は奉レ驚二皇居一候はんと、浪華邊へ近寄候義も可レ有二御坐一哉。魏源が說の如く內場に引付打掃候も可レ然哉に候へども、幸に淡路紀州之間由良加田之瀨戶は間狹く、戍兵固く候へば、如何樣にも防禦可二相成一場所にて、明石と淡路之岩屋之岬は、其間廣く候得ども、兩方より堅固に臺場を構え、明石の方に石垣に而も築出候はゞ、隨分喰止られ可レ申、此兩公は皇居城門の如き要所に御坐候處、只今之通に而は甚御手薄に御坐候。第一紀州家より加田之防仕候事は無理に而、明石を明石家より持候而も又無理に御坐候。兩所とも無海大名歟又は瀨戶內之大名歟、御受持に不二相成一候而は、內外兩防は可レ難レ被二相保一被レ存候。

此一條は御國家に拘り候義に而も無レ之候得共、兼而苦心仕候事故序に申上候義に御坐候。何ぞ折も御坐候節御軍議之一端にも可レ相成哉と勘辨仕、無益之事相認申上候。但別紙圖面一枚奉レ獻上候。

宮崎司

吉永源八郎様

右は甚恐多義に御坐候得共、不圖下關に而堀仲左衛門に出會別紙被レ托、兼又大事之譯密談承り、御油斷不レ相成時節と奉レ察候間、一旦出國之罪科を顧ず、愚存相添只今奉レ進達候。御機嫌を以被レ達御聞被レ爲レ下候はゞ、本望不レ過之難レ有奉レ存候。

『御國家に拘り候義に而も無レ之候得共』とある國家は、黑田家若くは筑前藩の意で、當時の諸藩人の謂ふ所の國家は、今日普通に稱せらるゝ國家とは、頗る義を異にしてをります。

此一節の意見は、國臣が文久三年の夏福岡の獄を放たれた頃、長溥公に上つた保國策のうちに於て、德川幕府の初世以來、黑田鍋島の兩家が、隔年交代の職掌として重責を負ふた長崎の警衛を辭し、自ら請ふて専ら京都大阪の關門たる攝津近海の防備に當らむことを說いたものと、遙に照應しまして、粗枝大葉の說ながらも、久しく已に斯かる意見を抱いてゐたのが分ります。

抑ゝ天保弘化の頃より漸を追ふて我國に來航した外國の船舶は、從來の如く長崎を以て唯一の出入する所とせず、自由に上國の近海を遊弋するを常としまして、國防の情態全く一變し、天下全體の上より見ますと、長崎の警備は著しく價値を失ふてをりますから、國臣の意見は最も傾聽せらるゝ理由があります。當時の筑前は固より斯ゝる意見の實行を

期し得る藩情でなく、經費を要するの多きは、殊に實行を困難ならしめたとしましても、若し黑田家をして斯かる意見に聽き、天下の爲め朝廷の爲め紀淡海峽の防備を擔當することを自ら請はしめたら、それは單に之を請ふたと云ふ事實だけでも、著しく筑前の威名を加へた筈です。況や實際に防備の任務を擔當したとすれば縱令その長崎の警衞に投ずる經費の限度を以て擔當したに止まるとしても筑前の威名は大に振ひまして、且つ藩情と士氣との上に好影響を生じたことは疑を容れませぬ。政廳の人が脫藩亡命の身で以の外の義を申立てたのを怒りまして、却てフン縛らうとしたのは頗る惜まれます。然うして國臣の紀淡海峽の防備を說いて地勢に及び、和歌山藩をして擔當せしむるのを無理だと云つたのは、去年の正月のはじめ、形跡を潛めて紀州の境に入り、湯淺の浦に於て櫻任藏と邂逅したる頃、地勢を視察して得る所の意見でした。

此建議書の草案には、最終の條項と、吉永に對して提出の事由を述べて進達を求めた文言とを塗抹しまして、淨寫する時全く削除したの歟、或は增補若くは訂正を加へて改め書したの歟、それは判明しませぬが、國臣は直接上書する資格のない微賤の身分ですから、此建議書が君側の吉永に對して之を述ぶる形式を取つたのは、當時の慣例として順適の手續でありました。

櫻田事變前の建白書　四

國臣の建議書は三月の何日を以て進達せられた歟、自筆の草案には日付の記載が無いので、今その期日を明かにすることは出來ませぬけれども、二月の盡日に海峽を越へて福岡に歸り、三月の十五日に福岡を去つて、未だ幾ばくならず

ず、建議の事實露はれて政廳の知る所となり、忽ち藩吏の追跡を受けたのを見ますと、福岡の滯留十餘日の間に於て進達の手續の了はつたのは固より疑を容れませぬ。然うして後に工藤と北條とは、堀と國臣との上書の事に關し、黑田家の譴責を蒙りまして、暫く他人との面會通信及び定住の島地を離るゝことを禁止せられてゐます。然うして北條は國臣の福岡を去る前日に姫島より出てゝ參つて始めて國臣等と面會を遂げました。斯かる情況から考へると、國臣は滯留十餘日の間何等かの都合で工藤を介し若くは自ら吉永に就て進達の手續を求むる道なく、北條の姫島より出て來るのを待つて之を託して去つたかも分りませぬ。工藤は元來頗る老猾の風を帶びた人で、勉めて斯かる事に干與するのを回避した事情もあつて、別けて然うではない歟と思はれますけれども、また必ずしも斷言は出來ないのであります。

此頃の國臣の去來出入は、政廳一部の吏僚以外の人は、半ば認めて謂ふ所の公然の秘密としてをつた實狀で、暮夜密に吉永と相見る位は、必ずしも難事とせぬ情況でした。吉永が堀の建白書と同じく國臣の上書をも長溥公に進達した事實から申しますと、工藤を介したとしても北條を介したとしても、吉永と國臣との間、また自ら一點靈犀の相通ずる所のあつたのは推して知られます。國臣に約十日後れて入筑した白石正一郎の福岡滯留中の動靜、また頗る此間の機微を窺ふに足るものもあります。

併しながら、表面上の事理より見ますと、脫藩亡命の犯罪者は、君側の要職を帶ぶる吉永に面會し若くは消息を通ずることは、到底それは出來ませぬから、或は豫め相謀り名を工藤若くは北條に托し、進達の手續を求めた狀を裝ふたのでありませう。間もなく建議の事實露はれて藩吏の追跡を受くる時、國臣は憤慨し、これは政廳より起つた評議の致す所で、長溥公の眞の意思とは齟齬する處置だと認め、最も不服の情を抱いてゐました。國臣が始めて嚴急の追究を受けたのは、櫻田の變報方に到り、朝野愕然として唯專ら幕府の嫌疑を免るゝを是れ事とする頃ですから、嚴急の追究は、果

して國臣の自ら認めたが如く、長溥公の眞の意思と齟齬したもの歟、公また或は之を追究するを必要とせられたの歟、それは輕々しく忖度することは出來ないとしましても、國臣の自ら認めて公の意思と齟齬した處置だとしたのは、蓋し君側の間に消息密に相通ずる所があつて、公の平生の意思を聊か知つてゐた故でせう。抑々また國臣は堀の建白に關係し、己れも上書した所爲を以て追究を受け、且つ工藤北條等また連座して、嚴重の譴責を蒙つたとすれば、當時の慣例上、君側の要職たる吉永も、斯ゝる忽緒の進達を爲した過失に就ては、多少の責を負はねばならぬ筈ですが、吉永は平然として始より何の關係もなかつたものゝ如く、愈々長溥公の信任を專らにしました。國臣が己の追究を以て長溥公の意思と齟齬した處置と認めたのも、必ずしも幾分の理由なしとは申されぬのであります。

昔より勉めて士民の諫爭進言を嘉奬し、容易に言論の罪を尤めて人を所罰せなかつたのは、黑田家累世の一大美德で、長溥公また夙に此家風を重んずる藩主でした。然うして國臣が堀の建白に附隨して申立てた意見は、多く忌諱を犯す程の事柄でもありませぬ。脫藩亡命の身を以て斯かる擧措に出でたのは不都合としましても、此種の事例と長溥公の平生とを熟知してをる老功の吉永にして、猶ほ執達の手續を取つて何の顧慮する所もなかつたとしますと、此事また多く憂ふるに足らぬものであつたと思はれます。蓋し脫藩亡命の身を以て斯かる僣越の建議をしたと云ふよりも、寧ろ深く櫻田事變に關したのを疑ひ、或は延いて黑田家の累を生ずるを恐れ、政廳は急に追究の命を發したが如く、次で月形鷹取等の志士起り盛に一種の議論を唱へ、藩內紛擾し人心動搖する根源、また多く國臣と關聯するを知りまして、之を追究すること愈々嚴密となりました。櫻田の義擧に就ては、國臣は直接何等の關係は無かつたのですけれども、薩摩人の交態からして、事前の秘密を與り聞いたのは已に述べた通りで、櫻田の變後に於ける月形鷹取等の行動が、主として國臣の報告と言論より起つたのも、亦た爭ひ難き事實でした。

されば政廳の人が國臣が櫻田の義擧に關係し、累を黑田家に及ぼすを憂ふる外、猶ほ危言矯說を以て人心を動揺せしめ、藩內の治安を妨害するものと爲し、旁〻嚴急な追究の命を發したのも、寔に餘儀のない形行でありました。

白石正一郎の入筑と藩吏の歡待

工藤左門が白石正一郎を薦めて黑田家の御用達とし、精練所に必要な原料を納付し、且つ製造品を販賣せしめむと欲し、專ら力を致したことは已に述べました通で、工藤は豫め吉永源八郎と相謀り、去年の冬自ら白石に代はり出願の手續を取りました。

然るに國臣が堀の建白書を携へて歸來した頃には、工藤の周旋は漸く効を奏しまして、黑田家の評議は粗ぼ決定を告げ、白石の入筑を必要とする事情を生じましたから、工藤は先づ書を寄せて之を報じ、國臣も狀を知り專价を馳せて白石の入筑を促しました。

白石は三月の七日を以て福岡に入り、國臣と同じく下名島の高橋屋平右衛門の家に投じ、安政五年の冬月照の潛伏した由緒のある子亭の茶室に留ること約十日、此間或は工藤の紹介に依り吉永源八郎を訪ふて歡待を蒙り、或は精練所の主任澤原與左衛門の家に招かれて盛宴を受け、また或は特別の案內があつて精練所の內部を觀ることを許され、連日鄭重にして慇懃な接遇を得ました。此時黑田家が白石を御用達とするの評議粗ぼ決定した情況は自ら分ります。然うして國臣の父親吉郎右衛門は、四男の津野慶三郎を携へ、酒饌を齎らし來りて白石を訪ひ、國臣の爲に力を盡した去年來の好情を謝し、猶ほ囑する所もありました。國臣の弟平山守八郎も、また鄉黨の同志戶田六郎小田部龍右衛門と偕に來り訪

ふて時事を談じ、且つ土宜を贈つて禮意を表しました。

白石は今方に國臣と最も熟交しまして、離るゝからざる關係のある人、行を共にし居を同くし、精練所の事も、實は心を合はせ力を戮せて相謀る所で、長溥公に上つた建議書、また公然として白石との關係を述べ、その人柄を稱揚してをります。されば白石の福岡に於て、職責輕からざる吉永源八郎以下精練所の吏員より斯かる禮遇に預りもすれば、國臣の實父同胞及び鄕黨の友人等の特に來つて白石を候問したのは、國臣の境遇また自ら好適なるを示す所以で、脫藩亡命の身といふ事實は、幾んど全く消失してをる樣にも見えます。吉永が國臣の携へて參つた建議書を長溥公に進達したのも抑また斯かる内情から起つたのでありませう。

白石日記

二日、筑前工藤君ヨリ飛脚來ル、精練所產物一條ニ付早々致出筑候樣申來ル。

同五日、宮崎コリモ態々飛脚ニテ申來ル。

五日夜、正一郎直樣大里へワタリ、今夜富野へ一宿、同七日福岡着。

八日、工藤君ノ周旋ニテ御用人吉永源八郎君へ行、談話馳走アリ。

九日、宮崎實父及舍弟ナド旅宿へ尋來、種々饗應有レ之。同十日、工藤君誘引ニテ澤原與左衛門君宅へ行、熊谷丈平淸水正平入江滕四郎大内左内ノ諸君ニ逢大ニ馳走アリ、此衆ミナ精練所御產物懸リノ役人ナリ。

十一日、精練所諸品見ニ行。

十三日、戶田六郎小田部龍右衛門平山卯八郎ノ三士旅宿へ來訪、夜ニ入北條右衛門君姬シマリ渡海ニテヲノレガ旅宿へ入來。十四日晝過ヨリ宮崎同道出立。

十六日、正一郎歸宅シテ承ル、去ル六日薩州田中直之進君來リ、先日金子返却手紙一通殘シ有レ之、其内ニ高崎猪
　　太郎君ヨリノ書翰又大久保君ヨリ宮崎ヘノ書狀モ有レ之直樣宮崎ヘ渡ス、偖田中君ハ其翌七日出帆上阪ノ由。

當時また國臣の父親吉郎右衞門に贈つた書が殘つてをります。『九日宮崎實父及舍弟ナド旅宿ヘ尋來種々饗應有レ之』の記事と參照せらるゝもので、謂ふ所の舍弟は吉郎右衞門の四男津野慶三郎即ち後の三郎能得でありました。

口上

先日は御ものも不レ申上ニ引取申候。昨夜下關より出浮御座候。明日ども御都合被レ成ニ出來ニ候はゞ、御來光被レ爲レ下候哉、明後日は製練所出方之筈に御座候。工藤氏も出福中に付、是迄之何廉御禮ども被ニ仰述ニ旁々御出浮之處にて御しから可レ被レ爲レ下候。若此邊品よき肴有合不レ申候はゞ、箱崎問屋横丁之うなぎにても御取寄可レ被レ爲レ下候。彼方は至而下直にて御座候。兄弟三人間隙無レ之候はゞ、(有レ之候はゞの誤歟)御連越被レ下候はゞ、尙更都合宜敷御座候。病中之阨介彼是乍ニ御迷惑ニ麁末無レ之樣御取計可レ被レ爲レ下候。此段重疊奉ニ願上ニ候。恐惶謹言。

三月八日　　高橋屋より

於ニ地行三番町ニ

平野吉郎右衞門樣　急用

國臣は去年の春京攝の地より回へり、備中の連嶋を經て竹崎に到り、薩摩の產物交易の案を抱いて九州中國を奔走した頃、數ば筑前には歸へりましたけれども、猶ほ白日公行の自由はなく、大概は高橋屋平右衞門の家に潜居して世間の耳目を避け、恰も狐狸の如く晝伏し夜出で、往々纔に間を伺ふて父母の家を省るを例としました。然るに今は周圍内外の

事情、斯の如く頗る好適となりまして、或は覆面の逋客を以て筑前の物產販賣の事を管理せむとし、或は君側の要職を經て言說を進むを得るやうな境遇となりましたから、從ふて來往出入の道も漸く寬潤を加へたことは自ら察せられます。そこで暮夜密に氣慨あり志操ある朋友知音の門を叩きまして、或は尊王の大義を說き、或は天下の形勢を語り、斯くて藩論の振作を謀り藩人の奮起を促し、筑前の勤王黨こゝに始めて發生するの端を開きました。

筑前勤王黨の發生と徑路

國臣は堀の建白書と薩筑提携の案とを携へて福岡に歸つてから後、絕えず氣慨あり志操ある藩人を叩いて、天下の事情を語り、時勢の切迫を說き、鼓舞獎勵最も勉めまして、安政五年秋北條右門の後を尾して京都に出でから、多く薩摩の志士と接觸し自ら見聞した勤王運動の消息と今や將に實行せられむとする井伊大老要擊の秘密とを洩しまして、堀大久保等の薩摩人が薩筑提携の案を立てたのを機會とし、筑前人も藩論を振作して爲す所あらむことを促しました。これは此頃より始めて發憤興起した月形鷹取海津等の一派の言論と行動とを檢討して見ると、事實は最も善く分ります。

月形が五月六日を以て長溥公に上つた長篇の建白書以下、當時の筑前の志士が、長溥公の今年江戶に參勤せらるゝを不可とし、退いて自ら藩を守り徐に形勢を窺はるゝの得策なるを唱へたのは、薩摩の藩主茂久公の櫻田の事變を聞いて、筑後の松崎より駕を回へして歸國し、辭を病に托して參勤せられざる態度と同一なるが宜しいと云ふ意見でした。或は中村圓太江上英之進淺香市作の三人が、島津家の援助を求めて藩政を改革せむと欲し、同志を代表し藩を脫して薩摩に走つたのも、薩筑相依り相助けて力を君國に致すの趣意から出たもので、根源は直接若くは間接に國臣との深い交

渉があります。政廳の謂ふ所の甲中の獄案を構へ、月形鷹取海津等一派の志士を檢擧した時、國臣を物色すること嚴びしく、如何にしても捕縛せずば已まぬと云ふ勢であつた理由も、筑前の勤王黨こゝに始めて發生した徑路も、歷々として指點せられまして、櫻田の變前を以て薩摩人と相謀り、密に歸國した國臣の報告と提唱とは、最も與つて力が多かつたのであります。

國臣は三月十六日の午後、白石と相伴ふて福岡を去り、十七日海峽を越えて竹崎に到り、始めて田中直之進の此月六日を以て竹崎を過ぎつたことを知り、且つ田中の齎らして來た大久保の書を受取りました。

田中直之進は途中に於て堀仲左衞門と齟齬し歸へり着いてみると、鄕國の事情は江戶で想像した所とは大に異つて、水戶人と相謀つた計畫も、從ふて變更せねばならぬことを知りましたから、また急いで東行する途次ふたゝび竹崎を過ぎりましたが、國臣等が筑前に入つた後であつたので、次の日また竹崎を去つて東行の途に上りました。此時田中の齎らして來た國臣に宛てた大久保の書は、今は殘つてゐませぬが、堀の留囑した薩筑提携の計畫に關する消息であつたことは、自ら察せられます。

國臣が櫻田の門外に起つた上巳の事變を始めて聞き、快哉を呼び覺えず抃舞したのは、筑前より回へり着いた翌十八日でありました。

櫻田門外の事變

幕府は去年の秋から冬に涉つて戊午の大獄を斷じ、嚴峻の處分を幾多の志士に加へ、且つ朝廷の大臣及び諸侯をも責

罰した後、間もなく旨を水戸家に下し、嘗て朝廷より賜ふ所の勅諚を還納せしめむとしました。當路の諸老職藩内の事情を訴へて猶豫を求めますけれども幕府は許しませぬ。今年の二月に及びて迫ること愈々急でした。そこで飽くまでも還納を不可とする同志は、諸老職が或は屈して幕命に服するを憂へまして、各々出でゝ長岡驛に集まる者百餘人、死を以て遮ぎり止めやうと謀りました。政廳は愕いて數ば訓諭を與へて鎭撫に勉めますけれども、衆は抗言して聞かず、人心頗る動揺し物情恟々でした。幕府は此狀を知りまして更に旨を傳へ、長岡驛に集る者を嚴重に處分し、早く勅書還納の事を了すべく命じ、若し猶ほ遷延すれば責は水戸家に歸し、罪測るべからざるを告げましたから、水戸家は餘儀なく多數の士卒を派遣し鎭壓を加ふるの評議を決し、且つ先づ金子孫次郎と高橋多一郎とを捕へむとしました。

金子と高橋とは、當時の水戸に於ける志士の首領で最も人望があつて、政廳では認めて少壯を煽動し藩情の紛擾を起す巨魁と爲す所でした。然うして二人は是より先き已に譴を蒙り幽屏せられて居りました。そこで同志密に相議し、幕府暴横斯の如く、頻に朝廷を蔑如し強ひて勅書の還納を迫る、今は志士の徒に身を屈し手を束ぬる時でない、如何しても斷然起つて元兇を一擧に殪し、以て幕府暴横の根を絕たねばならぬと、金子高橋以下後先亡命して水戸を出る者二十餘人、各々裝を更め姿を變へ所在に潜伏して時機の熟するを待ちました。高橋は先つ中山道を取りて京都に向ひ、金子は二月の二十五日に江戸へ出で、故日下部伊三次の親族と稱して芝の薩摩屋敷に入り、有村雄助と同居して專ら事を謀りました。

有村は已等の兄弟二人の外、薩摩の同志の江戸に在る者無く、且つ田中直之進の消息も未だ至らぬからと申して、暫く決行の期を緩べむことを求めましたけれども、金子等は時日を遷延すれば幕府の爲に探知せらるゝ憂もあつて、井伊大老の警戒また自ら嚴重となり乘じ難いので、急に事を擧ぐるの說を執りて動ぎませぬ、有村も此間の事情を諒とし奮

ふて之を賛し、兄弟二人枕を並べて斃るゝ覺悟をしました。然るに金子は京攝に走りて薩摩の同志と事を謀らうとすれば、最も有村の同行を必要とするを理由としまして、强ひて倶に西上することを望むので、有村また終に納得しまして、弟の次左衞門獨り留つて死士の列に加はりました。

三月朔日の夜、一同相集つて最終の密會を催うし、愈々、明後三日井伊大老が登城して上巳の節を賀せらるゝを途に要撃する策を決し、金子は自ら筆を執り書して衆に示しました。

一、各々武鑑ヲ携ヘ諸家ノ道具鑑定ノ風ヲ爲スベシ。

一、四五人ヅヽ組合互に應援ヲ爲スベシ。

一、始ニ先供ヲ襲ヒ駕籠脇ノ狼狽スル機ヲ見テ元惡ヲ討ツベシ。

一、元惡ハ十分に討留メタリトモ必ズ首級ヲ擧グベシ。

一、負傷スル者ハ自殺シ、又ハ閣老ノ邸に自首シ、餘は皆京都に微行スベシ。

是に於て櫻田門外の事變は起りました。

萬延元年甲申の春三月三日、水戸の齋藤監物關鐵之助稻田重藏佐野竹之介廣岡子之次郎岡部三十郎鯉淵要人杉山彌一郎黑澤忠三郎大關和七郎森五六郎蓮田市五郎森山繁之助增子金八海後磋磯之介の十六人、薩摩の有村次左衞門と共に、櫻田の門外飛雪紛々たる處に、幕府の大老職井伊掃部頭直弼卿の行列を遮ぎり、奮戰健鬪して護衞の士卒を襲ひ、咄嗟の間に大老の首級を獲ました。

稻田は戰ふて先づ現場に斃れ、廣岡山口鯉淵の三人は疵を負ふて途上に自殺し、有村また大老の首を抱いて途上に自殺しました。齋藤佐野杉山黑澤大關蓮田の六人は老中の公宅に自首して囚はれ、その他の關岡部增子海後等は逸して走

りました。井伊家護衞の士卒、或は死し或は傷く者都べて二十一人。金子孫次郎は佐藤鐵太郎を隨へ、有村雄助と共に南品川の驛に於て事成るの報を聞くと同時に、直に京都を指して發し、薩藩の士某と稱し、晝夜程を兼ねて東海道を馳せ上りました。

威權赫灼たる御大老、忽ち浪人の襲ふ所となつて、首を大道に失はれたのは、洵に德川幕府あつて以來の大變、前代未聞の珍事で、江戸市中の士庶愕然として耳目を聳動せざるはなく、羽書縱橫飛んで四方に馳せ、天下の人は齊しく日本晴の靑天に霹靂を聞くの思をしました。

櫻田の變報と感懷の歌

東の方江戸に於て、櫻田門外の事變忽然として起り、稀有の大雪を語り、上已の節句を祝ふに忙はしき滿都の士庶を驚愕せしめた當時、西の方國臣等の動靜如何を見へますと、長溥公に上る建白書と、薩筑提携の案とを國臣に托して去つた堀仲左衞門は、恰も江戸を指して急行する途中で、田中直之進また前一日を以て鹿兒島を出で、先づ竹崎を過ぎらむと欲して急行し來る途中でした。然うして我國臣は堀の留囑した建白書と薩筑提携の案とを携へて筑前に歸りまして、丁度三日を閱する時でありました。

幕府は櫻田の事變起ると同時に、行路宿驛の譏察を嚴にし、西國筋の往來を警戒すること最も密でしたから、此事變の公報若くは私信の九州に至るのは、平常よりも著しく遲延しました。それで國臣は十六日の午後白石と相携へて福岡を去る時までは、斯かる事變の起つたことを知る由もありませぬ。十七日海峽を越えて竹崎に着いても猶ほ同樣でした

が、適々翌十八日になつて、誰れ言ふともなく江戸に大變の起つた噂をするのを聞いて、事變は發したのではあるまい歟と思ひ、白石とも話合ひまして、自ら馳せて下關に到り、阿彌陀寺町の御手洗屋に就て事情を探りました。

御手洗屋は當時唱へて狀屋と云ふたもので、卽ち郵書遞傳の事を取扱ふた家であります。

然うすると、江戸に大變の起つた噂は眞實で、去る三日の朝、水戸の浪人が櫻田の門外に狼藉を働いて御大老のお印を申受けたと云ふ大珍事を始めて知りました。抃舞宙を飛んで馳せ歸り、狀を白石に告げ、互に覺へず快哉を呼びまして、何は兎もあれ先づ一杯を擧けざるべからずと、酒を酌んで相慶し、各々幾通の書を作り、高崎善兵衛の後を承けた薩摩の筈船役岩城某に賴んで大久保海江田高崎等に事の由を告げ、國臣は筑前の同志にも報じまして、猶ほ促し說く所もありました。

斯くて時日を重ぬるに從ひ、突擊奮鬪の情況、死傷者の氏名人員等も、追々明瞭となりましたから、國臣は愈々此一擧の成功を欣悦し義徒の壯烈を嘆美するの情に堪へないで、數首の歌を詠んで感懷を述べました。

所がら名も面白し櫻田の
　　火花にまじる春の淡雪

神風をなに疑はん櫻田の
　　花咲頃の雪を見るにも

武夫の花櫻田の春の雪
　　ついに消てもめでたかりけり

末の一首は或は數年の後福岡の獄中に成つた追懷の作かと思はるゝ理由もありますが、明確でないから、今暫く玆に併

せて收めます。

國臣は櫻田の義擧と直接相關してをりませぬけども、安政五年の秋このかた、互に善く心事を解した薩摩人が、水戸の同志と相謀つて劃策した所で、多く事前の機密を與り知りまして、殆んど全く同盟の一人のやうな狀でしたから、此擧の成功を欣悅し義徒の壯烈を嘆美する情の切なことは當然でした。況や挺身奮ふて一擧に參加した兩有村とは、大久保と共に薩摩人中最も久しく善く相交はり、此頃は絕えず消息相通じた海江田の同胞と云ふばかりでもなく、井伊大老の首を獲たと稱せらるゝ弟の有村が、東行の途次故らに迂路を取りまして國臣を連島に訪ふた因緣は、前に述べた通でした。讃嘆の感、愛慕の情、別けて深かつたのは推して知られます。

著者嘗て月形洗藏一家の文書を涉獵した砌、櫻田事變當時の報告書と覺ぼしき記錄があつて、二月十七日小倉の小笠原家に達した消息でした。點檢の間他の文書と混同して了つて、その在る所を失ひ、重ねて搜索しても終に發見することと能はずして止み、熟讀して考覈する道がなかつたので、確かと定めては申されませぬが、瞥見一過した記憶によると、或は國臣が竹崎より福岡の同志に寄せた通信のやうでした。また此記錄は縱令それは然うで無かつたとしても、櫻田の事變後未だ幾ばくならずして筑前に起つた勤王黨の一派が、櫻田事變の前後に於て、國臣より斯かる種類の報告を受けたのは、他に幾多の痕跡も殘つてゐまして、筑前に勤王黨の一派を生じた由來を知らうとすれば、此間の事情は、最も意を留めて領會する必要があります。

政廳の追究と春風樓の潜伏

一

櫻田の事變は靑天の霹靂の如く、天下の人を震駭せしむると同時に、幕府は戒嚴を加へて耳目を放ち警察を事としたので、各藩は肅然として屏息し、極力相戒め唯汲々として嫌疑を免るゝを是れ謀りました。

されば國臣が亡命逋逃の浮浪人を以て、豫め此大事變を與り聞きまして、之に處するの方策を建議し、且つ密に此事變の必らず發生するを説いて廻はつて藩人の奮興を激勵した秘消息を知つた政廳では、國臣の脱藩犯法の身をも顧みず妄に僭越して斯かる重大の建議をしたのを深く惡み、認めて以の外の不都合とした許でなく、斯かる天下の大秘密を事前に與り聞いたのを驚異しまして、若し寛假して棄て置くときは、黑田家も亦或は幕府の嫌疑を招くの累を生ぜむことを憂ふる所からして、急に命令を下し盜賊方をして捜索せしめました。盜賊方は國臣が三月十六日を以て筑前を去つたことを知らず、猶ほ福岡博多の間に居るものと認めて頻に物色しました。

黑田家の盜賊方が頻に國臣を物色する報は、兄正一郎に代はり高崎善兵衞と同行して入薩した白石廉作が歸途福岡を過ぎつたので早く知れました。廉作の僕嘉吉は閏三月の十二日に先づ歸來して狀を告げ、翌十三日には廉作も歸來して、盜賊方の國臣を捜索する事情は愈々明白となりました。

折しも黑田家の產物方の役人中馬廉四郎は、白石と相約し、產物方の用を帶び竹崎に到るの期日が旦夕の間に迫つて國臣今は一刻も急いで形跡を晦まし藩人の耳目を避けねばならぬので、即夜白石の家を去り、海峽を渡つて小倉の近村富野に到り、白石の妻の實家林氏に投じ暫く潜伏せむとしましたけれども、林は事情を聞いて連累の禍を畏れ、國臣をして我家に居らしむるを好まぬので、據なく一夜宿つてふたゝび竹崎へ引返へしました。

當時竹崎の邊で新地と唱へた花街は、由來久しき鴛鴦窩の一つで、昔より出船千艘入船千艘の航海者が、動もすれば流連して縞の財布を空うした處、地は關門の勝區を占め、夙に繁華を稱せられ、伊藤井上等の長州出身の諸公も數ば豪遊

して、浩然の氣を養はれた花街でした。こゝに遊女屋を營む春風樓の主人は有馬菅道と申しまして、斯かる業體にも似ず、粗ぼ風流韻事を解し、且つ多少の氣節をもつてゐました。白石と同じく、平田學派の名家鈴木重胤の敎を受け、夙に國學を崇ぶの志もあつた人で、國臣も白石の關係よりして相識つてをる間柄でした。白石兄弟事情を述べて、國臣の一時の潜居を托しまして、廉作が我家の水門より舟を泛べ、自ら送つて春風樓に到つたのは、閏三月十四日の夜でした。

國臣は是から暫く身を釵影裙香の間に置いて形跡を潜めました。

薩摩の重臣關山糺は、藩の内命を奉じ櫻田の事變後の形勢を視察する爲め、伊牟田尙平を携へて東行する途次、十六日を以て下關を過ぎり、伊牟田は來つて白石を訪ひ、翌十七日東行しました。伊牟田は二年の後國臣と相識つて意氣最も相投合しまして、俱に事を謀つた同志の一人でしたが、從來猶ほ未だ締交する機會なく、此時は國臣また恰も身を春風樓に潜めてゐましたので、臂を把つて相語ることは出來ませぬでした。

黑田家の產物方の役人中馬廉四郎は、十七日來つて白石の家を訪ひ留まること數日、二十二日を以て辭し去つたので、國臣は春風樓を出で歸つて來ましたけれども、猶ほ出入に戒心を加へ、白石の酒庫の二階に寢處して全く居らざる狀を裝ひ、勉めて人の耳目を避けました。

黑田家の盜賊方も、此頃までは國臣を筑前の領内に在るものと認め、手を竹崎の地方に着けぬので、爲に國臣は格別の危險なくして猶ほ數日を送りました。

政廳の追究と春風樓の潜伏　二

國臣が始めて新地の花街春風樓に潜伏した次の日、筑前の同志鷹取養巴の密信が白石に參つて、國臣に與ふる書を包んでありました、白石は直に之を國臣に致しました。鷹取の密信は今殘つてゐませぬので、その內容の仔細は分り兼ねますけれども、當時國臣の白石に寄せて相談をした書があつて、此間の事情は粗ぼ窺ひ知られます。

鷹取養巴名は維寅、字は子直、碩庵と號し、別に葵軒の號もありました。養巴は世々相襲いで醫業を行ふ通稱でした。家祖養巴以來外科の醫を以て黑田家に仕へ、食祿三百七十石、筑前に於ける杏林の名家で、內科の鶴原雁林と並び稱せられました。年少の時より江戸に出てゝ醫術を練り文學を修め、天性俊敏にして才もあり、外は溫言愉容善く人に交はり他奇のない樣でしたが、內は傲骨を包み最も氣慨に富んでゐました。夙に王室を崇び國家を憂ふるの志深く、後には身を獻して慶應元年の難に殉しました。卽ち筑前勤王黨の巨魁の一人で、國臣等と密に聲息を通じて相謀つたのは、その力を君國の事に盡すの始でした。

御相談　極密

內々信友より申越候一條、實は先達而出福之節、上書差上置候末の義に付、定而御內命を受け申越たる義かと被ㇾ察申候。若し左樣に共御座候ては、一日片時も返書延引仕候而ハ不二相濟一、相急ぎ候に付、早々返事申越候樣との義も、彼文中に相見へ申候へば、愈々爰にて滯りては心中快からず。縦令此返書に付て、身分の義及二露顯一候とも、速に返答可ㇾ仕場合に而は有二御座一間敷哉とも相考申候。偖私召捕一件愈々沙汰之通にて、若し實に上の御趣意にて、嚴

敷捕人にても被二差出一候思召に御座候はゞ、自ら名乘出候ても罷歸、速に御氣惱み奉レ息方、本意にては有二御座一間敷哉。勿論共場合に至り候ては、當家取組一件の妨に不二相成一樣には、如何樣にも申開可レ仕、共邊は御安心可レ被二成下一候。然しながら表役人などの評議より起り候義に御座候はゞ暫く潛居何ぞ御用仕る節を相待候方可レ然候。前段の一條御內意の譯を乍レ奉レ察、巷の風說に恐れ返書及二遲滯一候て、若し共段達二御聽一候義も御座候而は、公私輕重を不レ顧譯には至り申間敷哉。是等の義甚以て一昨夜より心配仕居申義に御座候。乍レ併如何如レ仰はやり過候譯にも御座候や、自問自答にては、右速に返答差遣し候外仕樣無二御座一樣被レ存申候。何卒他見公平の御賢慮を以て何れ可レ然哉、尙又一應御賢考可レ被二成下一候、此段宜敷奉レ願候。頓首。

平野二郎

白石正一郎樣

此書は自筆の原本に日付の記入を缺いてゐますが、閏三月の十七日を以て白石に寄せ相談したものの樣に見えます。

國臣が前月福岡に歸つた時、櫻田一擧の計畫に關する秘聞を洩らし、且つ薩摩人の薩筑提携の案を告げて、鷹取等の奮起を促したのは、前後の情況に於て察せられますが、長溥公に建議した一事は、猶ほ秘密として語らなかつたのでせう。鷹取は政廳の國臣を搜索すること急に嚴密となつたのを訝り、その何故に然るを致した事情を問ひ、また相當の注意を與へて返書を求めたものゝやうで、國臣は政廳の已れを檢擧せむとして搜索するのが、果して長溥公の眞意より起つたとすれば、自ら福岡に歸り名乘り出でゝ處置を請ふの覺悟を定めましたが、若し政廳の表役人の評議より起つて、長溥公の眞意を得たもので無い時は、暫く檢擧を避けて時機を待たうと云ふ所からして、進退去就に迷ひ白石の意見を叩いたことは分ります。

國臣は元來薩摩人の言説を承け、他の一般の藩人よりも長溥公に信頼するの念甚だ深く、吉永源八郎の手を經て建議した程ですから、此書には半ば長溥公の内命から出たのを强ひて否むことなく斯かる言説をしましたけれども、實際は猶ほ已れの檢擧を以て政廳の評議より起つて、長溥公の眞意とは齟齬するものと思ふてゐました。それは別に痕跡も殘つてをります。

併しながら當時の前後周圍一帶の事情に照らして見ると、政廳が急に命令を下して飽くまでも國臣を追究したのは、前にも申した通、要するに、櫻田の事變後、幕府の嫌疑を受くるのを憂ふる餘り、斯かる形勢を生じたもので、長溥公また恐らくは國臣の急激な言論には眉を顰められた筈、檢擧の命令また必ずしも公の眞意と齟齬したとは申されぬでありませう。

政廳の追究と春風樓の潜伏　三

去年の春このかた、國臣が深く相交つて知遇を蒙つた薩摩の高崎善兵衞は、苦船役より他の職に轉じまして、閏三月二十六日下關を去り歸國の途に就きました。然うして白石と別れむとする時、白石に對して善く意を用ひて國臣を待ち、飽くまでも保護を與へむことを囑して去りました。

高崎は翌年の秋急に病みて歿しました。末班の胥吏を以て世を終はり、聲聞全く藩境を出でず。今は薩摩人の間でも、故男爵五六の父と云ふの外、その人物の如何を知る者もありませぬけれども、苦船役として下關に駐在した數年間の行動を詳かにしまして、白石兄弟と國臣との爲に深く依頼せられた事實を見ると、蓋し小吏に隱れた一個の老志士、また

自ら多少の才幹氣節を具へた人物でした。維新中興の鴻謨を翼贊した薩長の諸俊豪の背後には、往々此種無名の先輩があります。

高崎善兵衛の竹崎を去つた當日の午後、筑前の盜賊方淺井大藏外一名は、博多の目明綱屋勘右衞門を携え、竹崎の目明仁作を案內として、始めて白石の家に來り國臣の事を尋ねました。白石は全く知らぬ風を裝ひまして、辭を設けて答へますと、淺井等は白石の言を信じたものゝ如く、若し國臣にして來らば、密に仁作に告げ知らさむことを賴んで去りました。綱屋勘右衞門は猶ほ仁作の家に留つて物色し、翌二十七日勘右衞門は手先の長次郎を伴ひ、重ねて白石の家に來り、國臣の事を質すこと最も密でした。白石愈々適宜の應答をして巧に誑かしました。勘右衞門また白石の言を信じ、國臣が今は竹崎に居ないものと認め、猶ほ遠く搜索する所あらむと欲し、備中の連島を指して去りました。

此間國臣は捕手の來り迫る憂があると、走つて春風樓に匿れ潛み、耳目閑を告ぐれば白石の家に歸り、來往して捕縛の難を免れました。これは全く白石兄弟はじめ一家の人の周到な保護の致す所で、白石は大年寄の家格と平素の慈善とを以て、德望もあれば勢力もあつて、近所界隈の人は喜んで耳目となりまして、偵吏捕手の動靜を知るの便利多かつたが爲でした。

此頃國臣が父の吉郎右衞門に寄せた書があります。

益御揃御機嫌能被レ遊二御坐一奉二恐悅一候。二私儀病氣淸快、御安心可レ被レ爲レ下候。此間より召捕方入込、色々吟味御坐候得ども、深く潛居仕居申候而、何れへ歟參り候摸樣に御坐候。嘸々御心配、例之評判、氣之毒にて御坐候。必々以後とても御心痛被レ下間敷候。實は名乘出候ても、不レ苦譯合に御坐候へ共、例之長評議に痛められ候而は、つまらぬ事故、右の仕合に御坐候。

一、先日申上置候荷物、其節は借船にて手狹ゆへ、積込出來不レ仕候由。此度は白石弟廉作出福にて、自分荷物にいたし取寄候樣、可二取計一との事に御坐候間、暮合より成とも、高橋屋迄御贈出し可レ被二成下一候。尤御方角人足にて惡敷御坐候得バ、ウンチヤンなとか、又は高橋やへ御相談被レ遊被レ下候ても可レ然哉。此節の事には御座候得共、孰そ御一人、夜中になり共、廉作子えは一應御挨拶奉二願上一候。

右之外、別事無二御坐一候。恐惶謹言。

四月朔日　　　　　　　　宮　崎　司

吉郎右衛門樣

國のためあしかれとしもおもはざる
　こゝろつくしを知る人のなき

難波江やあしき波風たつほどは
　みをつくしても世にしのばゞや

いまさらにおしむみにしはあらねども
　なほしのぶるや君の代の爲

黑田家の產物方と白石との關係は、猶ほ繼續してゐたので、廉作は折々福岡に參る所からして、國臣は斯かる書を寄せて荷物の送付を請ふたものと見えます。『此間より召捕方入込色々吟味御坐候得ども、深く潛居仕居申候而、何れへ歟參り候模樣に御坐候』と申したのは、淺井大藏外一名の盜賊方が、目明綱屋勘右衛門を携えて來て詮議をしたことでありあます。

然るに、櫻田の事變後、追々月を累ぬるに從ひ、幕府の警察は愈々嚴密を加へまして、四月十八日には京都の町奉行支配の中座甚助は、薩摩の田中直之進の人相書を下關の目明松屋久吉と竹崎の仁作とに廻はして踪跡を吟味せしめ、博多の網屋勘右衛門は、備中の連島まで參つて國臣を搜索しましたけれども、如何しても手掛を得ぬので、十九日にはふたゝび竹崎に歸つて來まして、仁作と共に力を盡しましても、亦詮が無いので、後の事を仁作に委ね、一先づ筑前を指して歸り去りました。

斯くて仁作は此竹崎の住民を以て絕えず國臣の物色に勉むるので、白石の一家は注目の中心となり、煩勞困阨寔に堪へ難きものがあつて、國臣また終に長く潛伏して竹崎に居られぬ事情となりました。

此時に方り、筑前では月形鷹取等一派の藩政改革論起りまして勢焰を生じ、藩主長溥公の江戶參勤を不可とする說を唱へ、政廳は藩情の動搖を憂へて鎭壓に勉めました。然うして物論の根元は薩摩人と關係する所多く、且つ主として國臣の言說より生じたことは、彼の建白書提出の事實に依つて暴露しましたから、旁々政廳は飽くまでも國臣を追究して檢擧せむとすると同時に、工藤左門北條右門等が國臣と交態最も深く、絕えず消息を通じて斯かる事態を現出した不都合を尤めまして、工藤北條等は連座して嚴重の命令を受け、通信交際の自由を失ひ、且つ住居の地を離るゝことを禁ぜられました。

工藤左門は此月の二十六日、密に筑前より來つて白石を訪ひ留まること三日、此間の消息を告げて去りました。

內外の事情方に斯の如く、國臣は到底安然として竹崎の邊に居られぬ勢となりましたから、白石等と相談をして、暫く逃れて南の方薩摩の境に入り檢擧を避くるの計を爲さむと欲し、五月十二日を以て竹崎を去り、海峽を越えて間道を取り、先づ肥後を指して走りました。

北條右門の書と南走の情況

北條右門が國臣の竹崎を去り南行の途に上りたる當日の日付を以て、筑前の姫島より白石に寄せた書があつて、當時の事情も思はれます。

高崎より荒增御聞及も有レ之候半。宮崎(國臣)一件堀忠上書之事よりして、又しても小生等事を好むとの風評高く、彼是之讒誣も有レ之候と相見、此砌出福不ニ相成一、其上薩人並に他國人と書翰之往復決て不ニ相成一と之事被ニ仰渡一、又渡海場所庄屋共へ茂申渡有レ之、拙者共一族とか申候て、旅人渡海致度相頼候共、決而相渡申間敷との事浦々へも申渡相成候。誠に籠中之鳥之雲を慕に異らず候。乍レ去濁世に處して危言危行の士は舌頭に命をさへ失ふならひなれば、是式の事はあながち窮屈とも存不レ申。釣魚讀書等にて排悶いたし候へバ、潑溂之魚も口に入、酸甘ながら村酒も有レ之、塵事繁忙ならんよりは安氣之至に御坐候。しかし只一事不自由は國許え之通路全打絶御存之通老母明暮待可レ申是而已大に苦心に御座候。ケ樣々々之都合にて音信不レ致と申事しらせ候得バ、猶又心痛可レ致如何可レ致哉と大に困窮仕候。此節は内分ながら一書差遣申度と申ても、外に可ニ差遣一手筋無レ之候故、甚だ乍ニ御迷惑一別紙一封慥成便宜を以御達被レ下度、尤此上に又々上封被ニ成下一候て、高崎へ向け御遣被レ下度、便もよく〳〵丈夫成便に御賴被レ下候樣吳々御願申上候。何も格別大事之事も認置不レ申候得共、私共身分柄之事故、夫等は能く御勘辨被レ下候樣重疊奉レ願候何分宜敷御賢策奉願候。

五月十二日　　北條右門

白石正一郎様

宮崎(國臣)氏は如何被レ致候や、御序御一報奉レ願候。

國臣が櫻田の事變前堀の委托を受け、工藤北條等と相謀り、吉永源八郎の手を經て長溥公に建白書を提出した行動は、筑前に於て斯かる事態を生じまして、累を工藤等に及ぼしました。元來工藤北條等四名の薩摩人は、月照入筑の當時、各々援助を與へて力を盡したから、政廳の忌諱に觸れ海島安置の身分となりましたけれども、それは行政上の處分より起つたもので、犯罪者として取扱はれたのとは違ひまして、通信交際は猶ほ自由を保ち、必要ある時は、福岡に出ることも許され、實際は單に海島に移住したやうな形でした。今は斯の如く嚴重の拘束を蒙り、島外の人々との通信交際は全く自由を奪はれました。然うして工藤北條の二人は、自ら堀と國臣との建白に干與しましたから、斯かる處分を受けたのは已むを得ないとしましても、他の竹内五百都沖中藻萍の二人は、何の關係もあらずして共に斯かる處分を受けたのは、平素他の二人と同じく國臣と淺からぬ交情あるは政廳の熟知する所で、旁々藩內の物情平穩ならず人心動搖する折柄、月形鷹取等と消息を通じ藩情紛糾の源となることを忌諱した故でありました。

　工藤北條等にして猶ほ斯の如しとせば、工藤が專ら斡旋の勞を執り、白石をして黑田家の御用達とせむとの計畫、また從ふて破壞するのは當然の勢でしたが、此案は主として長溥公の自ら直接に經營せらるゝ產物方の評議より起りまして、政廳の管轄する普通の事務とは頗る異つてゐたので、急に破壞せられず、白石は猶ほ纔に望を屬し、依然として力を盡して謀りましたけれども、後に筑前の藩情愈々紛糾の勢を加へ、事態漸く重大となるに及び、政廳の方でも種々の異議があつて、結局去年來の計畫も全く廢絕して了ひました。

五月十二日を以て竹崎を去り南行した國臣は、間道を取つて先づ熊本に入り山形典次郎を訪ひ、次いで薩摩の境に到りました。

然るに安永天明の頃より、古來の藩制を撤し、暫く關禁を弛べてゐた薩摩も、櫻田の事變後は急に他國人の入境を拒絶して守備を固くし、藩人の出入すらも警戒すること極めて嚴しかつたので、國臣は薩摩の境に到りましたけれども關門を入られませぬ。據なく境上の近傍津山の領所に足を留め、書を薩摩の同志に贈りまして、入境の道を得むことを謀りました。

津山の領所は今の普通の地圖には名を見ませぬが、その領所と稱した所から考へると、肥後のうちでも特別の土地で、或は幕府の直轄した封境かと思はれます。幕府の直轄した土地は、旅客宿泊の禁令など、他の九州各藩に比すれば、頗る寛なるを例としましたから、國臣また或は特に此地を擇んで足を留めたのでありませう。

南走の情況と高崎猪太郎の書 一

薩摩の同志は國臣が肥後の津巳より寄せた書を得まして、その狀を知り密に之を容るゝの策を議しましたけれども、政廳の警戒甚だ嚴で如何することも出來ませぬ。誰か一人境を出でゝ津山に到り、親しく國臣を見て相談したらと云ふ說も起りましたが、それも都合好く運び兼ねたので、返書を寄せて事情を告げ、ふたゝび回つて防長の地方に入り、暫く時機を待たむことを勸めました。それは唯政廳の警戒甚だ嚴だと云ふ許でなく、同志の牛耳を握れる大久保堀等が恰も此頃は擧藩一致の必要を感ずること愈々深うして、勉めて內外の嫌疑を避け、徐に時機の熟

するを待つの策を定め、先づ政廳の改革を行ふを第一の急務として密に力を致してをる時で、斯かる劃策と相納れざる行動は總べて見合はせてゐた爲でありました。

彼の櫻田の襲撃に參加し、指揮者の任務を執つた水戸の關鐵之助は、襲撃の目的を達した後、巧に逸して江戸を走りまして、沿道幾百里の山河を踏破して遠く薩摩の關外に到りましたが、また嚴重の警戒に阻せられて入られませぬ。薩摩の同志は之を救はむとして苦心焦慮し、從來の情誼よりして關をして空しく回へらしむるは不義無情是より甚しきはないと爲して、隨分それは激烈の論も起りましたけれども、大久保等は忍び難きを忍びて暫く政廳の意圖に承順する必要を說きまして、極力同志の抑制に努めましたから、關は終に踵を旋らして回へり去りました。卽ち國臣の南走と幾んど全く同じ時でした。

此時國臣が薩摩の境上に到つて入られなかつた事情は、高崎猪太郎より白石に寄せた書に依つて善く分ります。書中藤井五兵衛君と記したのは國臣であります。

國臣は安政五年の冬から宮崎司と稱してゐましたが、今は此氏名も多く人の知る所となりまして、變稱の効用を失ふたので、南走の頃より、更に氏名を變して藤井五兵衛と稱しました。

御袂別後不レ奉レ得二御意一候得共、益御安泰被レ成二御坐一珍重奉二大慶一候。末に小弟至極之元氣罷居申候間、乍レ恐御意安思召可レ被レ下候。先度弊藩御逗留中は萬端不レ任レ心事のみ、何共無二申譯一次第無二面目一仕合に御坐候。是も治世之舊習悲嘆之至御推計可レ被下候。此節藤井五兵衛君たま〳〵遠路御心ざし御枉駕之事にて、有志中も至て大幸に存じ、百方秘術を盡し潜伏之談合仕候得共、中々弊藩之事も未だ十分ならざる事のみ、尤當今第一嫌疑を避ると申が一同之國論に相成、且つ又津々浦々脫人取締至らざる處無レ之、內實藤井君御枉駕之一左右に付ては、殊之外有

志中も苦心仕候次第、藤井君御書狀も到來拜閱、心中者如レ割之心持に御坐候得共、國法といひ時勢柄といひ、十分之處置難ニ出來ニ實に殘念之至、夫故有志之內一人、是非肥之津山之領所迄出掛御面談、未來のあらまし御熟諭之筈に御坐候處、是さへ中々潜行出來兼候事にて、唯々一同長大息仕のみ。いかに昇平因循之風とは乍レ申、是迄羈束せられ伸手不ニ出來ニ事は有レ之間敷と存痛恨仕居事に御坐候。實は右之形行之事情故、不レ惡樣御引受可レ被レ下候。

藤井君には津山之領所え潜伏之旨被ニ仰越ニ候得共、是以至難之事故、多分貴家へ御立歸相成候半と奉レ存候。就ては貴家御潜伏六ヶ敷候はゞ、一先づ防州へ御潜居相成候樣吟味相遂げ、其內には當人も不レ遠彼一條相運び歸家之都合にも可レ被レ成候。只今通にては左樣之處置に無レ之候ては、頓と進退致方無ニ御坐ニ候。誠に不ニ賴母ニ事に可レ被レ見候得共、秘術を盡し周旋之上不レ被レ行事は、天運に附屬する外術計も無レ之、先々左樣御得心可レ被レ下候。

薩摩の同志が國臣を容れて保護せむと、幾多の苦心焦慮を費しましても、當時の藩情を如何ともし難く、終に意を遂げなかつたことは善く分ります。『不レ遠彼一條相運び歸家之都合にも可ニ相成ニ』と云つたのは、當時薩摩の同志は吉永源八郎を經て長溥公へ陳情し、公の特旨を以て恩赦の命の下らむことを密に計畫してゐまして、翌七月には同志の一人税所喜三左衛門（後の子爵篤）は、上阪の途次此用を兼ねて福岡を過ぎりました。謂ふ所の彼一條は卽ち是であります。

併しながら、此頃筑前は月形鷹取等勤王黨一派の威焔漸く加はり、人心愈々動搖し藩情愈々紛糾しまして、結局甲申の獄案を生ぜむとする勢となつたので、國臣は却て益々政廳の忌諱を受ること甚だしきを致しまして、税所喜三左衛門の入筑も全く徒勞に歸しました。

高崎猪太郎は去年の春このかた國臣が知遇を受けて親交した善兵衞の長男で、維新の後岡山縣令東京府知事等の職を奉じ、老地方官の名を稱せられた男爵五六であることは、前にも聊か述べました。文久二三年の頃より西郷一派の薩摩人と頗る方面を異にし、專ら公武合體の說を執つて行動し、從兄弟の高崎左太郎後の男爵正風と共に久光公の信任を蒙り、兩高崎の稱があつて機務に參し、意を得事を用ひて尊攘黨の志士と背戾し、最も長土人の惡む所となりましたが、西郷が南島の謫居から出て、藩の樞軸を握るに及び、漸く勢力を失ひまして、維新の後は大久保の庇護の下に地位を保つの狀でしたけれども、櫻田事變の頃までは、猶ほ純正勤王黨の一人として盛に活躍してゐました。國臣や白石等と志を同くし事を俱にしたのは、此書で善く分ります。

書の後半

一、貴兄心願の一件、同樣運び兼何共申譯無レ之候。乍レ去御案內通一同有志中に思ひ込候事故、一度は相開け候都合に可レ被レ成、堀にも油斷は不レ仕、切角周旋最中に御坐候。

一、一昨日弊藩前濱え英夷船來、暫時者慷慨悲憤之徒之騷動引出にては無レ之哉抔心配も仕候へども、先々無二其儀一薪水も給し出帆。愚父は勿論小子共に頓と寸暇無レ之周旋奔走のみにて、細詳御左右も難二申上一候。嗚呼天下之事何ぞ此極に至るや痛哭之至御推計可レ被レ下候。

一、又今後彼一條も餘程よろしき模樣故、最早遠くは有二御坐一まじく、其歸便より萬事之情實申上候樣可レ仕候。

藤井五兵衞君にも決而御立歸りに相違無レ之と存候。別段任ニ取込ニ不レ能ニ書通一、右之形行よろしく被ニ仰上一可レ被レ下候。いづれ非常之節は一ケ度之國益に相成る人才と愚考仕居候間近々どうか處置も可レ有ニ御坐一先最傍之處にては術計も無ニ御坐一候、よろしく御慰勞可レ被レ下候。御家內中樣へもロロよろしく御鶴聲可レ被レ下候。切角炎暑難レ凌時節故御保養專要に奉レ祈候。尙後便細縷可ニ申述一候。先者右形行申上度且尊意奉レ伺度如レ此御坐候。恐惶頓首

六月四日　　高崎猪太郎

白石正一郎樣

白石廉作樣

先づ謂ふ所の貴兄心願之一條は、即ち白石をして島津家の御用達たらしめむとするの計畫を云ふたもので、此計畫は容易に行はれませぬでしたが、一年半の後に及び始めて成るを告げまして、廉作は兄に代はりて薩摩に入り、正式の辭令を以て御用達の命を拜し、米穀買入の資金として金二萬餘兩の交付を受け、また自家の私用として金三千兩を貸與せられ、安政五年の冬國臣が月照の墓表の建設を留囑した鹿兒島下町の年寄役波江野休右衞門と共に、竹崎を指して歸り、途次肥後高瀨の松村大成に寄托してをる國臣に書を寄せて事情を告げました。即ち文久元年の冬で、國臣が眞木和泉守と相謀り、眞木の論策と己の尊攘英斷錄とを携え、三たび關禁を破つて薩摩に入つたのは、廉作の書を得て、同志多年の企圖始めて緖に就き、薩摩の藩情漸く一變したのを詳かにして、愈々蹶起入說の時機方に熟したことを知つた爲でありました。世に行はるゝ眞木和泉守淸河八郎等の傳記は、此間の眞相に昧く、實を失ふ所も多いのですが、唯事柄は自

ら別ですから、今は暫く措いて委はしく述べませぬ。

高崎が當時英船の鹿兒島灣に來航した狀を告げ、慷慨悲憤の徒の行動を憂慮したよしを述べたのは、國臣白石等が深く相結びて事を謀つた同志は天下一般の尊王攘夷黨とは頗る傾向を異にして、皇室を念ひ朝廷を憂ふる心情は、極めて熾烈でも、外船を遇し外人に對する態度は、著しく溫和を旨としたことを示してをります。攘夷論の一時最も盛に行はれた文久の末頃、高崎が尊攘黨の志士の爲に甚だしく惡まれたのは、種々の理由はありましても、その攘夷の說を排斥したのは、重要な原因の一ツで、佐久間象山が開國論を唱ふるの故を以て攘夷黨の狙ふ所となり、危險の身に迫つた當時、暫く薩摩に避けしめて之を庇保せむと欲し、自ら象山を見て說いたのは實に高崎でした。

今此書に於て高崎の述ぶる所は一片零碎ですれれども、猶ほ且つ櫻田義擧の計畫に深く關係した萬延の頃より、早く已に斯ゝる意見を抱いてゐたことを考ふるを妨けませぬ。然うして此種の人を同志として相結び、倶に事を謀つた國臣の勤王論の內容、また自ら窺ひ知らるゝでありませう。

南走の情況と高崎猪太郎の書　三

高崎は後八月二十一日を以て白石兄弟に寄せた書中、また國臣の事に及びまして、左の語を爲してをります。

宮崎君之事返すゞゝも遺憾千萬、嘸御憂屈之事と心痛仕候。工藤發足も不ㇾ遠內に候間、其節を御待可ㇾ被ㇾ下候。

此語は前書後半の一節に、『又今後彼一條も餘程よろしき模樣故、最早遠くは有ㇾ御坐ㇾまじく、其歸使より萬事之情實申上候樣可ㇾ仕候』とあるものと參考せられます。堀と國臣との建白に關係した所からして、近ごろ政廳より外部との通信

交際の自由を奪はれ、住地を離るゝことを禁ぜられ、謹愼して玄界島に蟄伏して居らねばならぬ筈の工藤左門は、此時恰も微行して薩摩に歸り、暫く滯留してゐたものと見えますが、それは微行と云ふても、謫居の地を離れて薩摩に歸り暫く滯留するのは、長溥公若くは政廳の特別なる認容なき限りは、到底叶ひ難き所ですから、工藤の微行して鄕國に歸つたのは、少くとも公の特命を以て工藤等の身分を管轄してをる吉永源八郎の諒解した行動だと云ふことを疑ひませぬ。表面は嚴重に外部との通信交際の自由を奪はれ住地を離るゝを禁ぜられた工藤でも、裏面には斯かる事實もあつて、朝夕長溥公に近侍し且つ公の特命を以て工藤等の身分を管轄してをる吉永と、薩摩の志士及び白石等との密に聲息相通じたのは、自ら察せらるゝわけで、高崎が此間に於て謂ふ所の秘策を講じまして、長溥公の特命を請ひ、福岡の政廳をして追究を弛べしめ、斯くて國臣の窘窮を救はむとしたのは、自ら理由もあります。然るに此頃の筑前は月形鷹取等一派の奮起に依つて、藩情紛糾し人心動搖して高崎等の秘策を成就し難き形勢を現出した許でなく、國臣また薩摩の境上より踵を旋らして密に筑前に歸り來り、斯かる形勢の間を出沒して暗中を飛躍した行動は、益々政廳の忌諱に觸れまして、却て嚴急の追究を蒙るの已むを得ざるを致しました。

翌文久元年の夏、國臣深く形跡を沒し、寺子屋の師匠となつて天草の海島に潜伏してをる頃、高崎が白石兄弟に寄せた書中、また國臣に關した一節を留めてゐます。

宮崎先生當分御方へ御潜伏に候哉、一向御左右不レ承候。御序も候はゞ宜敷御鶴聲可レ被レ下候。此人物は中々衆並にては無レ之、吾黨大に期望之事も有レ之候間、何卒乍二自由一御優遇被レ下度偏に奉レ願候。

此書は固より高崎一個の私信ですけれども、言ふ所は大久保堀有馬田中以下薩摩の純正勤王黨の同志の一致した意見で、

永山萬齋村田新八等のやうな少壯の志士は、嘗て相識り相交つたことはなくても、國臣の風と志とを聞いて別けて尊信してゐました。高崎は父善兵衞が國臣と深交しまして、その人物志操を認識することの深かつた所からして、自ら父の說を承け、此情殊に多かつたものと思はれます。

父善兵衞門の竹崎を去つて歸國するに臨み、國臣の保護を白石に留囑したよしは前に述べました。されば白石は高崎より此書を寄せらるゝ半年前の頃、黑田家の盜賊方が何の故に斯の如く勉めて平野を保護せらるゝ歟と詰問したのに答へ、その理由の一ツとして薩摩の高崎氏より依賴を受けた次第もあればと明言して憚りませぬでした。

國臣が工藤北條と夙に親交した關係よりして、西鄕大久保伊地知海江田等の第一流の薩摩人と相識つたのは安政五年で、月照を同行して薩摩に入り投海の悲劇にも參加しまして、勤王黨の一派とは因緣寔に深いものがあります。爾來三年の星霜を重ね、種々の關係愈々綢密を加へ、今は少壯後進の尊信する所となり、推重せらるゝこと斯の如しです。此の頃より幾たびか足を紫尾山の彼方に向け、同志の蹶起を促して王政恢復の大志を遂げむと謀つたのは、固より其所でした。

要するに、伏在せる此間の事實を究めて詳にしなければ、文久二年の春以後、急激な討幕論の首唱者として、浮浪の志士の大立者として、汎く世に知られた國臣の勤王運動の眞消息は、到底それは善く領會されぬのであります。

櫻田の變後、國臣及び白石兄弟の高崎に應酬した書信にして、多少殘つてをるならば、當時の事情は猶ほ明かになりませうけれども、今は悉く泯滅して了つて、既に一篇も斯かるものゝ無いのを遺憾とします。

北歸の事情と覆面運動

國臣は薩摩の同志より藩内の事情到底之を容れて潜伏せしむることの叶はぬものあるを告げ、暫く防長の地方に入りて形跡を沒し、同志の秘策を講じて長溥公の意を動かし、政廳の追究を弛べしむる時機を待つやうにと申して參つたので、據なく津山の領所を去り、重ねて熊本の山形典次郎の家を過ぎり、市中の旅舍に留まること數日。ふたゝび海峽を越えて防長の地方に入らむとしました。七月十三日を以て福岡の父吉郎右衞門に贈つた書があります。

御兩親樣益〻御機嫌能被レ遊ニ御坐一奉ニ恐悦一候。二私儀今程東肥熊本に滯在仕居候。近日より防州邊へ參り候筈に御坐候、暫其方へ足を留可レ申候。不ニ相變一大難儀も不レ仕、遊歷相樂み居申候。必〻御懸念被レ下間敷候。任ニ幸便一早〻如レ此御坐候。恐惶頓首。

七月十三日　　藤井五兵衞

吉郎右衞門樣

五月の中旬に竹崎を出でゝ南行しまして、七月の中旬猶ほ熊本の邊に居たとすれば、二ケ月ばかりは肥後の地方で過したことになりますけれども、薩摩の境上まで行つた途上、往反共に山形の家を過ぎり且つ市中の旅舍に數日宿つたと云ふ外、此間の消息は全く分りませぬ。多くは津山の領所に足を留めて薩摩の同志との書信の應酬に日を費したとしても、二ケ月を要するわけは無いから、熊本の邊にも居つたものと思ひます。此歲の冬以後寄托して親交した高瀨の松村大成

との關係は、川上彦齋の紹介を以て始めて相識つたと云ふだけで、締交の初のことは知れてゐませぬが、後日の交態から考へると、或は此時より交を締し暫く客となつて足を留めたのでありませう。

父親に贈る書を托した幸便の何人歟。これも明確には申されませぬけれども、或は薩摩の稅所喜三左衛門のやうにも見えます。稅所は同志の意を啣み謂ふ所の秘策を齎らし、恰も此時熊本を經て入筑し、密に長溥公の特命を請ふて國臣の追究を弛べ、且つ白石の爲に黑田家の御用達となる趣意を貫徹せしめむことを謀りまして、廉作も竹崎より來つて福岡に相會し共に力を盡しました。併しながら筑前は月形鷹取等の一派方に蹶起し、藩政改革の論を唱へ長溥公の江戶參勤の不可を說き、運動をしてる最中で、紛擾漸く烈しきを加ふる折柄でしたから、稅所の齎らして參つた秘策も手を著くる道がありませぬ。稅所も白石廉作も據なく福岡を去りまして、稅所は竹崎を經て上阪し、歸途には村田新八と前後して國臣を高瀨の松村大成の家に訪ひ、助けて薩摩に入らしめました。然うして稅所が入筑の途次熊本を過つたのは、恰も國臣が書を父親に贈つた日付の頃に當ります。謂ふ所の幸便は稅所かと思はるゝ所以であります。

按ずるに、此頃の薩摩は久光公の勢力漸を追ふて增大しましたが、藩政の實權は猶ほ齊彬公顧命の老職で長溥公の眷遇を受けてをる島津左衛門の掌握する所で、且つ久光公と長溥公との關係も未だ扞格を生ぜぬ時ですから、薩摩の志士が秘策を此間に講じ、長溥公の特命を請ふて國臣を救はむとする餘地はありました。稅所は左衛門の下に仕へ事務を執る政廳の吏僚の一人であつたので、旁ゝ同志の意を啣みて入筑しました。抑ゝまた中村圓太江上英之進淺香市作の三人が、筑前の志士を代表し、密に脫して薩摩に走り、島津家の外援を借りて藩政改革の企圖を成就せむとしたのも、自ら此間の事情と相因緣して起りました。

國臣は父親に贈つた書中の言の如く、始は重ねて關門の海峽を越え防長の地方に入り、暫く潛伏するの意を抱いてゐ

ましたけれども、税所が入筑し白石廉作また來り會し力を盡しても、事急に成り難きを覺り相携へて福岡を去つた後に、忽ち虎尾を蹈むの危險を犯して福岡に歸つて來て、巧に蹤跡を晦まし諸所を出沒しまして、最終には幾んど全く捕手の追及する所とならうとしましたが、一髪の間纔に免るゝことを得て逸し去り、八月十二日ふたゝび海峽を越えて竹崎に到りました。前に此地を逃れて南走してから、方に九十日を閲する時でした。

國臣が肥後を去つて防長に赴くの途次、轉頭一番、忽ち福岡に歸つて參つたのは、當時の藩情自ら然らざるを得ぬものがあつて、傍觀して過ぎ去るを忍び難しとした爲でした。即ち月形鷹取等の始めて奮興した勤王黨の一派は、或は長溥公の江戸參勤を不可とし、或は藩政の改革を企はだて、盛に力を致して活動してをる折柄で、中村圓太江上英之進森市作の三人が、密に藩を脫し薩摩を指して走つたのは、國臣が筑前を逃れ出た次の日、八月の二日の夜、長溥公が長文の親諭書を下して藩人の動搖を抑制せられむとせられたのは、月形鷹取等の志士が長溥公に謁して意見を述べたのは、此月の十四日と十六日、長溥公が志士の意見を斟酌して參勤延期の議を決し之を發表せられたのは、實に十八日の事でした。然うして斯かる波瀾の疊出する數日前若くは旬日前は、恰も國臣が密に歸つて來て諸所を出沒し、盜賊方をして奔命に疲れしめた期間と符合します。政廳が國臣を認めて妄に激論危言を弄し、人心を煽動し藩情を紛紜せしむる張本人と爲し、此頃より一層頻に盜賊方を放つて追究すること愈々嚴且つ急となつたのは、必ずしも奇とするに足らぬのであります。

筑前志士傳の著者長野和平の記された所によると、國臣は如何いふ手續を取つたもの歟、此時また長溥公に上書したと云ふことですが、稿本も傳はつてをらねば事實も確かとしてゐませぬ。或は何かの誤聞でありませう。また別に斯う云ふ話も殘つてゐます。これも此時の事だらうと思ひます。

二日市の近傍武藏の溫泉場の邊か何處かで、盜賊方の一人池野永太に偶然出會ひまして引ッ捕へられました、最早逃れやうとしても逃げられぬ場合ですし、池野は豫ねて善く知り合ふてをる人ですから、十分に覺悟をしまして、もう此上は逃げ隱れやうとはしない、篤と話もして置きたい次第もあるので、何處かの家に入つて語りたいと申しますと、池野も承知をして最寄の小料理屋に上りました。然うして暫く打寬いで對談をしてをるうちに、國臣は池野の油斷を見すまして、傍の火鉢を投け飛ばし座敷中を灰神樂にして咄嗟の間に逃げ出して了つたので、池野は終に謀られて捕へ損ひました。

池野は老功の盜賊方として、斯かる失策をしたのは、甚だ不面目ではあるし、職務上の無調法ともなるので、當時は全く秘密にして默つてをりましたが、維新の後になつて、國臣の弟宇八郎の親族平山九郎に此話をしたと云ふことです。斯かる咄嗟の間に事を處する機敏の働きは、國臣の得意とする所で、幾たびか自ら危難を救ひました。

覆面運動と捕手の追跡

國臣は七月の末から八月の初にかけ、肥後より防長の地方に赴くの途次、密に福岡に歸つて來まして、處々を出沒し、闇中の飛躍を試みた後、最終には海を渡つて玄界島に工藤左門を訪び、工藤と相携え漁舟を僦ふて藍島に竹內五百都を訪ひました。

然うすると、黑田家の盜賊方宮園令助山本駒太の二人は、國臣の玄界島に渡つた蹤跡を偵知しまして、追ふて檢察すれば已に去つてをりませぬ。工藤と相携えて藍島を指して渡つた模樣があるので、急いで追尾して藍島に往つてみます

と、また數時間前を以て藍島を出た後でした。二人は頓足して微しく後れて逸せしめたのを悔恨しますけれども及びませぬでした。

此日は工藤竹内の二人も國臣と同じく漁舟を僦ふて去りましたが、必ずや捕手の國臣を追跡して來ることを察しまして、竹內は島を出るに臨み、家人を戒め捕手若し追跡して來て行方を尋ねるならば、三人共に博多を指して行つたと言はねばならぬと申殘し、應答の辭令をも口授して去りました。斯くて一行の船對岸の地に着いたかと思はるゝ頃、宮園山本の二人果して來まして主客の行く所を質すこと甚だ嚴密でしたが、家人は口授せられた通りの應答をしました。

嘗て安政五年の八月筑前に入つた江戶の國學者鈴木重胤、ふたゝび西遊をしまして、暫く白石正一郎の家に客となり、近く宗像郡の大島を過ぎり沖島の神を拜せむとする報を得たので、竹內が國臣と同行して藍島を出たのは、即ち大島を指して赴き東來の故舊と會はむが爲で、工藤は是から程なく微行して薩摩に歸つた模樣であります。

國臣は纔に數時間早く藍島を去つたので、運好くも盜賊方の追及を免れまして、途より竹內に別れ、八月十一日ふたゝび海峽を越えて竹崎の白石の家に投じました。

併しながら白石の家は已に久しく黑田家の盜賊方の注目を受けてゐまして輕々しく入られませぬから、暫く周圍の形勢を窺はむと欲し、また先づ新地の春風樓に潛むこと數日、斯くて後、始めて白石の家に入りました。

一 疑案の阿嬌と白石正一郞の食客論

是より先五月、國臣が竹崎を去つて南行して後間もなく、福岡の高橋屋平右衛門の妻の弟高木勘六は、國臣の妾お秀

を伴ひ、密に來て白石の家を訪ねました。

今こゝに謂ふ所の國臣の妾お秀の事は、白石日記の記載及び白石家の傳說に、明確の徵憑もあつて、斯かる女性と斯かる事實の存在は敢て疑を容るゝ餘地はないのですが、筑前では全く泯沒して了つて、その來歷素生を知る人も居らず、國臣の一家親族とても同樣のことで、今猶ほ一個の疑案として殘つてをります。蓋し高橋屋に緣故のある女性で、國臣が去年の春このかた、數ば福岡と中國との間を來往する頃、高橋屋夫妻の慫慂を以て關係を生じたものと見えます。此時福岡では國臣の物色嚴密を極め人心紛々でしたから、斯かる關係ある女性として世間の人の噂の種となるのを忍び難く、去つて國臣の後を追はむと欲し、勘六の同行を賴み白石の家を訪ねて來ましたけれども、國臣は十餘日の前を以て竹崎を去り南行した後でした。白石の一家は皆その倚る所なきを憐むこと深く、正一郞の母親最も此情があつて、國臣と同じく保庇することを告げ、勸めて家に留らしめました。そこで高木勘六は六月二日を以て獨り辭し去り、お秀は白石の家に世話を受けて居りました。

然るに、國臣筑前より逃げて來て先づ春風樓に入りますと、お秀を白石の家に居らしむるのは宜しくないと思ひまして、即日書を白石に寄せて相談をして、諭して福岡に歸へすことを賴みました。斯かる關係のある女性をして白石の家に居らしむるは、盜賊方の注目を絕たゞざらしむる所以で、南の方肥後に潛んだ頃は、寧ろ利とする所でしたけれども、今や自ら歸來したので、猶ほ留めて置くのは依然として盜賊方の注目を受けるわけとなつて、己の潛居に困難を生ずるからでした。白石は國臣の狀と意とを告げて懇に諭しますと、お秀は餘儀なき事情を諒とし、勉强して命を領し、十三日福岡を指して泣々歸り去りました。また志士傳中の一小風景たるを失ひませぬ。お秀が竹崎を辭して去つたのは、恰も福岡では始めて長溥公の親諭書を發して志士を鎭撫せられ、愈々勤王黨の一派をして奮起せしめられた當日でありま

した。

國臣が潜居と微行とを以て終始した三年このかたの境遇は、固より謂ふ所の妾を蓄ふるの餘地はなくても、素と色を好むの英雄たるを免れ難き志士でしたから、往々斯かる事蹟を諸處に留めました。備中の連島にも然う云ふ話は殘つてゐます。お秀は果して妾と稱する程のものであつた歟どう歟、それは頗る疑はしいまでも、高橋屋平右衛門の親族が同行して來たし、且つ白石の一家之を待つこと斯の如く懇切な所を見ると、必ずしも尋常路傍の花柳でもなかつた様で、抑〻また主人の正一郎以下白石家の人々が善く心を同うして志士を待遇した風も自ら思はれます。

正一郎は晩年往々子婦に向つて、維新前の寓公食客の待遇は多く費用と禮意とを必要としたことを語りまして、或は家來下男を從へた寓公もあれば、食客を携へた食客もあつたが、中には妾を連れた人々さへ無きには限らぬ。前にしては平野二郎、後にしては高杉晉作などは然うだと申して居つたさうであります。

お秀が白石の言を聞き竹崎を去つた後三日を經まして、下關の目明松屋久吉は、竹崎の目明仁作と共に手先の八百屋林藏を伴ひ、白石の家に就て先づ國臣の蹤跡を詮議しました。

玄界島藍島の邊に於て、數ば國臣を逸した黑田家の盜賊方宮園令助山本駒太の二人は、今日は必らず之を捕ふることを期しまして、此時は早く追跡して來て下關にをりました。

盜賊方の詰問と兄白石の快論

白石正一郎は下關の目明松屋久吉が、黑田家の盜賊方の意を受け、竹崎の目明仁作と手先の八百屋林藏とを案內とし

て參つて、國臣の事を詮議した時、その筑前より逃げて來て竹崎に入つた蹤跡は、今は到底掩ひ隱くすことの出來ない事情でしたから、全く知らざるを裝ふのは寧ろ却て惡からうと思ひまして、五六日前藍島の漁船で來たには來たが、我家には凡そ半時ばかりも居つて、食事を終はると他へ行くとて同じく船で去つたことを答へ、旅費缺乏の趣であつたので、需に應じて多少の金を用立てたよしを語り、猶ほ國臣の依賴に依り二個の行李を預り居ることを申しました。そこで久吉等また追究せずして去りました。

翌十七日、黑田家の盜賊方宮園山本の二人、相携へ白石の家に到り、ふたゝび國臣の蹤跡を詮議し、且つ白石と國臣と交を結ぶの由來を尋ねました。白石は三年前より交つてをる次第を答へますと、二人また今春我等の同僚が參つた時、平野重ねて來らば、仁作に內報せられむことを囑んで置いたと聞く、然るに今當時の約束の如く取計はれぬのは如何も平野を庇護せらるゝやうであると申して頗る難詰しました。白石また屈せずして、今春御同僚より囑を受けたのは、二公の言はるゝ通でした。併しながら已れ先年來平野と親交し、熟ゝその人と爲りを見るに、毫も惡人とは思はれぬ。嘗て平野に向ひ、筑前公が居を搜索せらるゝのは、如何いふ罪を犯したの歟と尋ねると、本人は自ら罪を犯した覺はないと申しました。また今春來られた御同僚に對しても、平野は如何なる罪人です歟と尋ねた所が、如何なる罪人と云ふことは、已れ等も善く知らぬ、唯上役の命を受けて詮議するのみだと申された。斯の如く掛りの役人さえ自ら罪狀を知られぬ程なら、愈ゝ以て格別の罪人とは認め難い。それに今次久しぶりに訪ねて來たのを抑留し、仁作に內報をして我家に於て召捕らしむるのは、甚だ人情を失ふの所爲とせねばならぬ。況して薩摩の高崎氏より特に委託せられた事情もあれば、旁ゝ御同僚の依賴に從ふを得ずして斯くは齟齬したと答へました。

宮園山本の二人また强ひて責むること能はず、平野が留めて置いた二個の行李は、追つて人を遣はし引渡を求むるよ

しを告げ、白石領諾するに及びまして、二人は一先づ辭し去りました。

此時國臣は春風樓より歸つて潜み、白石の酒庫の二階にゐましたが、白石が自ら保管してをるを告げ、且つ引渡を領諾した二個の行李の內容は、蓋し重要ならざる物品で、豫め國臣と相謀つて引渡の議を決したものと見えます。また薩摩の高崎氏より特に委託せられた事情もあればと言つたのは、今年の春高崎猪太郎の父善兵衛が竹崎を去る時、善く意を用ひて國臣を庇護せよと留囑したことであります。

春夏の頃までは、白石猶ほ黑田家の御用達となるの希望を抱いてゐたので、勉めて一般の筑前人の讒心を失ふてはならぬ理由もあつて、盜賊方に對しても婉言愉容を以て迎へ、賄賂を行ふて一時を彌縫した痕跡も殘つてをりますけれども、去月の末稅所喜三左衛門と弟の廉作とが筑前より齎らして來た報告を聞いて、黑田家の御用達となるの希望は、到底遂げ難きを先づ覺り、近くは國臣の追究斯の如く急となつたのを見て、筑前の藩情愈ゝ賴むべからざを知り、今や殘んど全く絶望しましたから、爾く明快なる言說を爲し敢然として應酬したのでありました。

然るに宮園山本は國臣を以て必ず此邊に潜伏してをるものと認め、飽くまでも檢擧の目的を達するつもりで容易に下關を去らず、或は淸末藩の手を借りて白石の家を詮議しやうとする模様もあるので、國臣は萬一を慮りまして、二十日の夜また去つて春風樓に潜みました。

然うすると翌二十一日、宮園山本は果して竹崎の民政を管する淸末藩の在番役所に就て狀を述べ、檢擧上の援助を求め事頗る急でした。在番役渡邊某は先づ白石を召出して黑田家の盜賊方の言ふ所を告げ事情を質しましたので、白石は詳に國臣の人物と志操とを語り、黑田家の追究を蒙るに至つた顚末を逃べて疏明しました。渡邊某また平生頗る勤王の大義を解し、且つ善く事理に通ずる役人でしたから、白石の言を聞いて首肯しまして、援助を黑田家の盜賊方に與へ捕

縛の便を謀るの意なきを告げ、白石等を戒めて多く憂ふること勿らしめました。
國臣は此夜在番役の態度斯の如くなるを知りまして、深更また春風樓を去り白石の家に歸りました。

村田新八の過訪と高崎猪太郎の書

國臣は竹崎の在番役所が黒田家の盜賊方に援助を與へて已を捕縛せしむるの意なきを知り、即夜春風樓を去り白石の家に歸つた翌日、在番役所は盜賊方の希望により命を白石に傳へ、國臣より委託を受けて保管してをる二個の行李を盜賊方へ引渡さしめました。これは白石も異議なく過くる日已に領諾した所ですから、直に命を奉じて宮園山本の二人に引渡し、授受の手續を終はり、斯くて事は一たび局を結びました。

宮園山本の二人は、國臣が白石の庇護を受け此邊に潜伏することを知つてゐましたけれども、他藩の領内は妄に手を下し難く、若し進んで飽までも捕縛せむとすれば先づ藩と藩との間に表向の交渉を經た後でなければなりませぬ。そこで福岡に歸つて議する所あらむと欲し、二個の行李を領收して一先づ下關を去つたので、國臣は始めて聊か戒心を弛べ、暫く安んじて寢食するを得ました。

黒田家の盜賊方は斯かる事情を以て一たび下關を去り、國臣は一時の小康を偷みましたが、盜賊方が更に相當の手續を執り捲土重來するのは必定ですから、到底永く此邊に潜伏して居られぬことを知りました。折しも薩摩の村田新八は、櫻田の事變後の上國の影勢を窺はむとて京攝に赴く途次、高崎猪太郎の紹介を以て白石に來り訪ひ、密に國臣と相見るを求めました。國臣は子亭の茶室に於て寛談を遂げました。村田此時歳二十二、猶ほ高橋の苗字を稱してゐました。夙

に國臣の事を聞いて欽慕の情を抱ける薩摩の後進志士の一人でした。此時の會談は即ち二人が相見たる始で、數十日の後、國臣が村田の從僕を裝ふて薩摩の關門を越えた因緣また此時より起りました。

高崎猪太郎が八月二十一日を以て白石兄弟に寄せた書があります。蓋し村田の齎らして來たもので、此頃に於ける同志の消息を窺ひ知るに足る許でなく、末段の一節は直接國臣と相關してをりますから、嘗て一部分を抄錄して收めましたけれども、今こゝには全文を擧げて示します。

八月三日之御發書、去十七日到來取手も早く拜誦仕候處、御堅剛御揃御異りなく被レ爲レ在大慶至極に奉レ存候。次に小子無事其外も同然消光仕居候間、乍レ恐御放心可レ被レ下候。扨も此節は鈴木先生御到着に被二罷成一嘸御賑か之御事御愉快之御談論も被レ爲レ在候半奉二遙察一候。就而は小子方へも御來書にて、京師東武之形勢諸藩之模樣等巨細相分、有志中大に心得に相成仕合之至に御座候。何分當時之病根不レ果と相見へ嘆息之至に御座候。被二仰越一候通當秋冬之境甚緊要之時節百方解說仕候へども、善策とは乍レ察果敢に行ふあたはざる勢無二詮方一次第に候。實は其後御尊家樣御忠誠一條御附託いたし候ても無二嫌疑一買濟候義無レ疑旨、必死に建白仕候へども、其邊難レ被レ行古今之通弊實以不レ堪二悲嘆一次第に御座候。乍レ去此上決して油斷は不レ仕候。工藤氏未二相捌一殊之外長引弊藩萬事變通無レ之誠に込入候事に候。太抵今月末來月初には發足に可二罷成一と被レ察候。宮崎君之事返え〳〵も遺憾千萬嘸御憂屈之事と心痛仕居候。工藤發足も不レ遠內に候間、其節を御待可レ被レ下候。先者此旨御一報かた〳〵奉レ伺候。再拜頓首。

八月二十一日　　　　高崎猪太郎

白石正一郎樣

白石廉作樣

謂ふ所の鈴木先生は即ち平田派の國學者贈正五位重胤で、三四年の後には幕府の塙次郎等と聲息を通じ廢帝の先例を調査したと云ふやうな形跡を疑はれ、寃罪を以て志士の天誅を蒙りましたけれども、此頃までは勤王黨の爲に欽仰せられ、白石は言ふ迄もなく、國臣の潜伏を助けた娼閣春風樓の主人なども、重胤の敎を聞いて篤く尊信した人でした。筑前に於ても竹内五百都の深誼あつたのを首とし、志を國學に寄せた藩人中締交した者も尠からず、吉永源八郎も安政の頃より相識れる間柄でした。國臣との交態は明かでありませぬが、互に善く名を知つてゐても、會見したことはなかつた樣で、此時も鈴木は白石の家を去り宗像郡の大島を經て福岡に出で、國臣は藍島を去り途より竹内五百都に別れ竹崎を指して急いたので、また途中に於て齟齬したものと思はれます。

また白石は此時巳に黑田家の御用達となることは、全く絶望してをりましたけれども、高崎の書中の文言によると、島津家の御用達となるの議は、猶ほ懸案として存してゐたものゝ如く、工藤が潜行して薩摩に歸つたのは、或は斯かる懸案に關する内用を兼ねてをるだらうと見らるゝ情況もあります。然うして高崎等は謂ふ所の秘策を講じ、工藤をして吉永と相謀つて長溥公の意を動かし、國臣の追究を弛べしめむとした痕跡も露はれてをります。

斯の如く一方に於ては、黑田家の盜賊方は飽くまでも國臣を追究しまして、必ず捕縛しやうと鋭意盡力すると同時に、一方に於ては、薩摩の同志は長溥公の腹心を賴んで之を庇護する策を猶ほ棄てないでゐました。これ當時の眞相の容易に模索されぬ所以でありました

肥後高瀨の潜居と松村大成

國臣は竹崎に於て薩摩の同志の意を齎らした村田新八の過訪を受け、話し合ふた次第もあつて、村田は歸途重ねて相會ふことを約し上國を指して去りましたから、已れは盜賊方の捜索を避け南の方肥後に走り、暫く形跡を晦まして村田の歸來を待たむと欲し、八月の末に竹崎を去つて南行の途に上り、途次また密に福岡を過ぎつて藩情を窺はうとしましたが、忽ち盜賊方の偵知する所となつて追尾を受け、辛うじて纔に免れ、間道より逃れて肥後に入り、松村大成の家を賴みて潜伏しました。

斯くて此歲の九月から國臣が覆面の活動をする舞臺は、長州と筑前とを離れて肥後と筑後とに移りました。

松村大成の住居は玉名郡の安樂寺下村で、今は梅林村と稱しますけれども、猶ほ字として下村の名を殘してゐます。九州鐵道の高瀨驛を距ること一里半、素と藩主細川家勳舊の重臣有吉氏の采邑で、高瀨とは地區自ら別ですが、唯高瀨の松村として久しく世に知られてをりますから暫く舊に從ふて置きます。松村は國臣の勤王の事蹟とは深き關係のある一人で、安政六年の春より萬延元年の秋まで一年餘の間、白石正一郎の兄弟が國臣の庇護者となつて心力を傾けたが如く、萬延元年の秋より文久二年の春まで一年半の間、松村の父子は心力を傾けて國臣の庇護者となりました。

松村大成名は古文、窓谷と號しました。大成は字で世には字を以て行はれてゐます。父に承けて醫を業とし、年少の頃より讀書學問を好み、人と爲り廉直樸實で、氣節があつて、善く衆を愛し人を容れました。歲未だ三十に達せぬ時より、家塾を開いて子弟に敎へ、名分を正くし大義を明かにするを旨とし、傍はら武藝を練り兵法を講じました。夙に尊

王の志を蓄へ、嘉永安政このかた君國を憂ふるの情最も切でした。永鳥三平は松村の弟、また早く時事を慨し、嘉永の末に東遊して江戸に出て吉田松蔭等と深交した事は松蔭の傳中に見えてをります。松村は醫を業としてゐて、自ら遠く出ることが出來ませぬので、弟を慫慂して東遊せしめたのだと申します。即ち宮部鼎藏轟武兵衞等と等しく、肥後に於ける勤王黨の志士の巨魁で、年齒國臣より長ずること二十歳、長男深藏次男大眞また夙に家訓を受け、早く已に君國の志を抱いてをりました。

國臣が始めて松村と相識つたのは、今年の七月熊本を去つて竹崎に赴く頃、川上彦齋の紹介書を帶びて之を訪ひ暫く足を留めた時のやうですけれども、互に肝膽を披いて深く交はつたのは、蓋し今こゝに竹崎より盜賊方の捜索を逃れて來り投じたのを始とします。

他の肥後人は意見感情多くは國臣と相契はず、松村の弟永鳥も猶ほ斯の如く、動もすれば之を輕侮するの風がありましたが、松村父子は國臣の行動と志操とを信ずること篤く、終始親密の交をして渝はりませぬでした。文久二年の春、國臣が薩摩の同志及び眞木和泉守小河彌右衞門等と相提携して、島津久光公を京攝の間に擁して義を擧げむと謀つた時、肥後の志士は種々の異論を唱へ、川上彦齋と松村の長男深藏とが國臣等と事を倶にしやうと欲したのを強ひて抑制しました。然るに松村は門下生の內田彌三郎竹下熊雄の二人が出でゝ之に參加するを許し、自ら行裝の費を給して上國に走らしめ、且つ家に出入する農夫緒方榮八が內田竹下に隨ふて行くことを認諾しました。此三人また平素深く國臣の說に聽く所あつて自ら固く決したのだとしても、松村が斯の如く援助を與へて上國に走らしめたは、抑また國臣との交態、他の肥後人とは、頗る趣を異にしてをる爲でした。

國臣が松村と相交るの始に於て、先づ最も特筆を價するのは、松村の慫慂を以て眞木和泉守の幽居を往訪し、始めて

締交した事實でありました。

眞木和泉守との締交

眞木和泉守が文久元治の頃に於ける勤王黨の巨人であつたことは、天下の人の善く知る所で、國臣との深き交態、今また必ずしも多く言ふを須ひませぬ。二人の始めて相見て交を結んだのは、國臣が竹崎を逃れて來て松村の家に潛居した初、主人大成の言を聞き、自ら往いて之を叩いたのより起りました。

是より先眞木は同志と相謀り、藩政の改革を企てたのを尤められ、禁錮の處分を蒙りまして、弟大鳥居理兵衛の保管する所となり、久留米を距る四里、下妻郡水田村の邊陬に幽居すること、已に九年の久きを經てゐました。松村は嘗て一たびも眞木と相見たことは無い間柄でしたが、夙に傳聞した次第もあつて、その卓偉の人物で尊王の志最も篤いよしを知つてをつたので、國臣に往いて眞木を叩き、勤王の大義を論討し、促して興起せしむるが好いと勤めました。

そこで國臣は松村の長男深藏を伴ひ、九月二十六日の晩景水田に到り、遊歷中の樂人と稱して先づ大鳥居の家を訪ひますと、主人の理兵衛は他へ行つてをらず、息子の次郎が出でゝ應接しました。眞の樂人だと思ひまして、神職の家で樂器を蓄へてをりますから、取出して持つて來るので、全く音律を知らぬ深藏は、頗る困つて狼狽へたと云ふことです。國臣は折を見て密に來訪の意を告げて眞木との面會を求め、半紙に一首の歌を錄し、富永門人筑前處士平野國臣と署して先づ贈りました。

四の緒のふるき調の音にめでゝ

聞えま欲しくかねてしのびつ

眞木は神職の家に生れて音律の嗜癖も少くないので、未だ罪を藩に獲ざる頃、嘗て國臣の師富永漸齋を福岡に訪ひ、入門の禮を執つて教を受けたこともあれば、また平生好んで琵琶を弄び、且つ往々人に語つて一たび錦旗の下に彈じてみたいと申したのを、國臣は豫ねて傳へ聞いてゐたので、旁々此歌を贈つたのでした。

眞木は國臣等が訪れて來た趣意を未だ善く知りませぬから、頗る戒心をして、幽屏中の身分、他人と接見する自由がないと申して面會を謝し、且つ一首の歌を示して答へました。

世の中にひき亂されて四の緒の

ひとをも今は調べあはなくに

然るに國臣は猶ほ辭をつくし强ひて相見んことを望むので、眞木も斷はるによしなく、幽居の室に請じ入れて會談してみますと、主客の議論深く相契ひまして、且つ客は種々の新しい時事の消息を齎らしてをりました。そこで胸襟を披いて寬談し、その夜は留めて隣保下川瀨兵衞の家に宿らしめました。

翌二十七日、國臣は重ねて大鳥居の家を訪ひ、眞木の子弟の爲に談ずる所あつて然して後に辭し去りました。これは國臣が眞木及びその一家子弟と相識つた始で、是の後會見を重ぬるに從ひ、交態は愈々深密を加へまして、やがて與に王政恢復の大事を謀るの人となりました。

眞木の南仙日錄に見えてをります。

二十六日。晴。予未レ快也咳則有レ色。日暮北筑人平野國臣。東火人松村深來訪。以二國禁一辭焉。强焉。竊面。國臣者戀闕第一等人也。而係二午年之禍一。今爲二亡人一。欲レ入レ薩而關硬不レ入、逡二巡東火之間一云。

二十七日。晴。平野等復訪二本家一。謹與二子弟一聽二其談一。晡前辭去。夜初更啓歸。本家收獲畢。

謂ふ所の戀闕第一等人は勤王第一等人と言ふ義に同じく、眞木の文書は勤王の字に代ふるに戀闕を以てし、勤王家を稱して戀闕家とするのを通例とします。謹は甥大鳥居次郎の名信謹の略、啓は次郎の父理兵衞で、此頃は啓太と稱してゐました。子弟の何人なるかは明確に分りかねますが、蓋し淵上郁太郎淵上謙三下川根三郎の輩でありませう。皆眞木の訓陶を受け、草澤の間より身を起して勤王の志士となつた人でした。

國臣が眞木に贈つた歌の第二句『ふるき調の音』は、當時自ら書した原本には、『琴の調の音』とありますが、後に推敲を加へたと見えまして、『琴の』を改めて『ふるき』としてゐます。今こゝには改めたのを取りました。

村田新八の西歸と第二の入薩

諸君若し嘗て久留米寺町の遍照院に上毛の奇男子の墓を弔はれたら、或は猶ほ簡素なる玉垣が墓を繞れるを記憶せらるゝでありませう。玉垣には爲二高山君一萬延元年九月二十八日、源朝臣高橋新八經滿の二十餘字を刻してゐます。即ち村田新八の寄進する所、高橋は村田の舊姓です。明治四十四年の冬十一月、陸軍の特別大演習久留米地方に行はれた當時、山縣元帥は今しも高山の墓の參拜を終はりて立去られむとせらるゝ折柄、他の參拜者が、同行の人に向ひ、此玉垣こそ村田新八の寄進したものだと語るのを聞かれますと、老ひた元帥は、忽ち踵を旋らして回へり來らるゝこと數步、恭しく帽を脫いで敬意を表せられ、坐ろに感懷の情を動かされたるものゝ如く、暫く佇みて後ち出て行かれたと申しま

す。當時近く此狀を目擊した軍醫監武谷水城は、嘗て著者に此談をせられました。

村田が私學黨の領袖の一人として明治十年の役西鄕と同じく骸を岩崎谷に曝らしたのは、世の人の善く知る所ですが、併しながら村田は明治維新の戰役を經て始めて頭角を露はした他の私學校黨の子弟とは閱歷を異にしまして、年少の時より尊王の志を抱いて起つた一個の俊傑で、勝海舟は評して西鄕大久保に次ぐの人物とし、薩摩人もまた多く稱して好個の總理大臣たるべかりし偉器としました。近ごろ雨後の筍の如く群かり出づるデモ勤王家と相伍して從五位を贈られたのは、奏薦の事情と贈位の義例との如何を問はず、吾れ人の頗る遺憾とする所で、要するに尋常一般の贈從五位群中の志士として見るのは誤つてをります。然うして村田が勤王の事に關係した行動は、國臣との交渉を生じた頃より、始めて痕跡を認めます。

村田は竹崎に於て國臣と別れ海路を取つて上阪してみますと、京都の留守居役より豫め大阪の屋敷に移牒があつて、櫻田の變後時日を經るに從ひ、幕府の詮議愈々嚴密を加へたのを理由とし、少壯の藩人を上洛さしてはならぬと云ふ沙汰で、大阪の留守居役は、村田が進んで淀川を遡るを禁じ、且つ即時に歸藩することを命じました。

櫻田事變の眞相追々明白となり、薩摩人の深く關係した秘密愈々暴露するに及び、幕府は薩摩人の出入を警戒すること甚だしく、京都の屋敷に居つた大山彥八德田嘉兵衞の二人をも拘して六角の獄に投じ、二人は此時猶ほ獄中に呻吟してゐました。彥八は後の元帥大山の兄さんで西鄕の妹婿に當る人、德田は村田の親族でした。二人が果して櫻田の一擧に關係した歟どう歟、それは明かでないとしても、共に勤王黨系中の人ですから、幕府も藩吏も等しく疑ひました。旁々大阪の留守居役は德田と親族の關係もあつて消息相通ずる村田が京攝の間に出て來たのを危險として此命を下しました。

村田は種々疏明をしますけれども、留守居役は頑として聞入れぬので、大阪に居ること纔に二日、餘儀なく大阪を去つて歸途に上り、中國の牛窓の港より船を棄て、陸行して九月二十二日、竹崎に着いて白石の家を訪ひますと、國臣は肥後へ走つて已にをりませぬ。白石より松村大成の家を頼んで潜伏せることを聞いて去り、海峡を越えて南へ歸へり松村の家を訪はむとする途次、久留米を過ぎて高山の墓を弔ひ玉垣を寄進したのでした。玉垣に刻した日付を見ますと、村田が高山の墓を弔ひ玉垣を寄進したのは、恰も國臣が始めて水田に眞木を訪ひ、一宿して去つた翌旦の二十八日に當ります。村田と國臣とは、各々近く一日程若くは半日程の間を徘徊しながら、互に知らずして齟齬したのでありました。

國臣は筑後の水田に眞木和泉守の幽居を叩き、始めて締交し、歸つて松村の家にゐますと、間もなく村田は約を追ふて來り訪ひました。續いて税所喜三左衛門も上國より歸る途次、また竹崎に於て國臣の居る所を聞き、村田の後を尾して來ました。そこで國臣は二人と相議して策を定め、相伴ふて松村の家を出で、途より裝ふて村田の從僕となり、關所の役人を誑かして薩摩の境に入りました。

伊集院の數日と櫻島山の歌

税所喜三左衛門は七月の下旬に薩摩の同志の意を齎らして福岡を過ぎり、吉永源八郎工藤左門と相謀つて藩主黑田長溥公の特旨を請ひ白石をして黑田家の御用達たらしむる懸案を解決し、且つ國臣の追究を弛ぶるの策を講ぜむとしましたけれども、折しも福岡は參勤案の紛訌方に起り、藩情混雜を極め、長溥公の左右は他事を議する暇もなかつたので、失望して去り、竹崎を經て上國に出ましたが、税所は政廳の事務を掌る役人で、表面は藩用を帶びてゐましたから、村

田の如く留守居役の故障を蒙ることなく、暫く京攝の間に留まり、形勢を視察して歸國の途に上りまして、村田が久留米に高山の墓を弔ふた當日竹崎に到り、白石から國臣の所在を聞き、斯くてふたゝび福岡を經て松村の家を訪ふて來たのでした。

是より先村田は約を追ふて國臣を尋ねて松村の家に參りますと、國臣が入薩の相談をしましたが、村田は初旅で關所を通行する手續等に慣れぬ所もあるからと申して、稅所の到るを待つて之を議するを得策としました。稅所は新に福岡を經て來まして、福岡では勤王黨の主張一たび行はれて長溥公の江戶參勤は延期せられ、一派の志士は悉く寬假せられましたけれども、斯かる處分に闘し、不服を鳴らし異議を唱ふる藩人群がり起つて勢焰甚だ强く、また幕府に對する都合などもあつて、藩情また更に一變し、勤王黨の危機漸く生じて、國臣の安全到底保し難いのを知つてをりますから、稅所も國臣の入薩を贊し、村田の從僕を裝ふて關所を過ぐるの策を決しました。稅所は職務を帶びた政廳の役人で、自ら關所を欺いて通行するのは事情甚だ宜しくないと云ふわけで、國臣の同行は村田に委ねました。

村田は國臣を假に從僕とし、出水口の關所を過ぎて南行すること二十里、伊集院鄕に到つて阪木六郎の家に投じ、國臣を托して留め、己れは獨り先づ鹿兒島に歸りて、狀を同志に告げ庇護の事を議しました。

伊集院鄕は日置郡のうちで鹿兒島を距ること五里强、阪木六郎は有馬新七の叔父に當ります。晩年は專ら久光公の節度を奉し、西鄕大久保とは頗る臭味を異にしましたけれども、此頃までは猶ほ純正勤王黨中の一人で、二年の後眞木和泉守が水田の幽居を脫して薩摩に投じた時などは、猶は眞木の爲に善く力を致しました。

國臣は數日の間足を阪木の家に留めて鹿兒島の消息を待ちました。

此時大久保堀等は、去年十一月九日を以て賜はつた藩主茂久公の親諭書の趣旨を體し、主從同心擧藩一致して力を王

事に致すの方針を定めまして、先づ當路の權要を交迭し藩政を改革する劃策を立て、密に奔走周旋してをる最中でしたから、藩外の人を容れて事を倶にする形跡を示すのは、他の多數の藩人の苦情を惹き起し、當面の大事を破るの憂がありまして、旁々國臣を迎へて庇護するを不可としました。然うして政廳の監察また極めて嚴密で、到底迎へて庇護を與ふることも意の如く叶ひませぬ。そこで據なき内部の事情を國臣に告げ、暫く去つて時機を待たしむる外はあるまいと決しました。二年の後、國臣等と相結びて回天の壯圖を企はだて、伏見寺田屋の事變を生じた一派の志士は、此頃より早く已に寧ろ天下の同志と氣脈を通じ倶に君國の事を謀るの意を抱いてゐまして、國臣をして空しく歸り去らしむるの議決したのを知り、深く不滿の情を生じましたが、大久保堀等は頻に得失を說いて抑制しました。

鹿兒島の同志は斯く評議を決した所からして、國臣は伊集院より自由に鹿兒島の城下へ入ることも出來ないで、數日の間空しく阪木の家に留まり、懊惱して暮しまして、一首の歌を咏んで懷を述べました。

我胸の燃ゆる思にくらぶれは

煙はうすし櫻島山

此歌は翌文久元年の冬、三たび薩摩に入つた折の作とするのは普通の說ですけれども、前後の情況から考へますと、今次の入薩伊集院鄉の滯留中に咏んだものとするのは、寧ろ實を得てをると認らるゝ理由があります。著者の傳聞する所にして誤らずとすれば、伊集院鄉の何處からか櫻島山の第一峰は遙に見へると云ふことです、果して然うなら愈々今次の作とするのを穩當とします。

櫻島は過ぎぬる安政五年の冬、月照を伴ふて入薩した折の思出の多い島山です。今は同志の助けを借り、夏このかたの宿望を遂げて纔に境を越え、且つ近く五六里の近傍まで來てをりながら、進んで鹿兒島の城下には入られず、一身の

安を託する地のないのは猶ほ可いとしましても、勤王の事、知らず何人と謀らんやです。遙に櫻島の山影を望み、彼を懐ひ此を思ひ千萬無量の感を生じたのは、固より其所とせねばなりませぬ。諸君若し此歌の成つた由來を詳にせらるゝならば、我勤王の志士の眞情眞境、自ら尋常歌人の閑吟咏に異なる風味を知らるゝでありませう。

歸路の情景と大久保　一

國臣の蓋志錄には、自ら此時の事を記してをります。

幸士高橋有レ將二歸國一相謀化レ僕、入二伊集院一會二五六輩一談、至レ府上二一策一同志拒レ之、以二國議一事未レ定也、未レ遂二本懷一又歸二火國一送二諸苓洲潮深二三輩、堀大久保有馬、滑稽繾レ夜、在二松村家一超レ年、

斯うして見ると、伊集院に於ても五六人の同志と會談し、猶ほ一たびは鹿兒島の城下に入つて、何か上書でもした模様ですが、薩摩人は前に申した事情を語つて、宜しくないと申したので、また伊集院へ引返へしたものと思はれます。櫻島山は、此時でも眼に入つたわけです。同志の五六輩は何人歟分りませぬ、ヤハリ堀大久保有馬等で、或は舊誼の淺からぬ田中謙助や高崎猪太郎も交つてをりませう。

國臣は夏の頃から企はだてゝ遂げなかつた入薩の策は、今こゝに始めて成りましたけれども、此藩の內情また外部より考へたとは違つて、說を行ひ身を安んずるの都合も出來難く、萬斛の憂思、櫻島の噴煙の若かざるを感ずるの時、堀大久保有馬等は藩內の情實と意中の計畫を告げ、暫く回へり去つて時機の熟するを待たしめました。國臣は甚だしく失

望しましたが、事情また寔に已むを得ぬので、同志の苦心を諒とし、直に踵を旋らして去りました。

歸路の情景は、大久保堀有馬と共に、國臣を送つて國境まで同行した石原正右衛門と云ふ老人の追懷談があつて善く分つてをります。想ひ起します、明治四十四年の夏、著者は東京に居りまして、一日夙起、晨凉を趁ふて街頭を徜徉し、麹町より市ケ谷目附の方へ至る新道を通りますと、石原近義の氏名を署した門標を見ました。これは大久保の妹婿に當る薩摩の故老であります。嘗て大久保堀等と共に國臣の歸路を送られたことは豫ねて聞いてゐたので、その猶ほ健在なるを知り、直に入つて面會を求め、當時の狀を叩きました。

石原老人は齡已に八十を越え、且つ眼を病み全く盲してをられましたが、猶ほ極めて康寧、記臆また頗る健强で、質樸にして飾らざる追懷談は、深き興味と補益とを得ました。今こゝに收むるのは、即ち當時の談錄であります。

當時は私が正右衛門と申した時分で、至つて輕い役をつとめ、家内をつれまして出水の米津に參つて居りました。御承知かも知れませぬが、出水は鹿兒島から二十四五里ばかりもあります。一寸した用事ができまして鹿兒島に歸つて新正院と申す所の宅にゐますと、或る晩のことでした。大久保が訪ねて參つて、一人の他所者が事情あつて來てをるのを肥後境まで送つて行かねばならぬ。人目にかゝつて世間の噂なぞになつては、甚だ宜しくない次第もある。旁々途中も旅籠屋なんかに宿つては不都合かと思ふから、貴所もどうか同行をして、何かの世話をしては吳れまいかと云ふ相談でした。私は何れにしても近々のうちに出水の方へ歸らうと思ふてをる折柄であつたので、快く承諾をして同行する約束を極めまして、翌日は大久保と同行をして鹿兒島を出で、伊集院の阪木六郎の所まで參つて、大久保は內へ入り私は門の外に待つてをりますと、大久保は間もなく一個の人と連れ立つて出て參りました。前から打合せがしてあつて此家で出會ふことに爲つてゐたものと見えます。それは些し痘痕のあ

る色の淺黑い小柄の人で、髮は薩摩では見馴れぬ二重髮の一目見れば餘所の人と直ぐ分る髮でした。背には風呂敷か何かを斜に脊負ふてをられました。

伊集院からは伊地知壯之丞（堀仲左衞門の改稱）でした歟、有馬新七でした歟、姓名は今確かと覺えてゐませぬが、外に一兩人の同伴もできまして、四五人の同行になつて、市來の港町とそれから西方の知人の家とに一晩づゝ、途中に二晩宿つて米津に着きました。

一體に至極物柔かな優さしい風の人で、然うして言葉數の少い沈默つた人でした。餘程疲れてをられまして、また何事か深い心配もしてをられた模樣で、高城の石園阪と申す所を通ります時には、急に病氣を起されたものと見えて、突然路上に卒倒をせられたので、一同は大に驚いて介抱をしまして、私は持ち合せてゐた薄荷圓なぞを取出して進めましたが、程なく快復をせられて、もう大丈夫だ心配はいらぬと一緒に歩かれまして、その晩は西方の知人の家に宿りました。西方の町でちよつと立寄つて休息をした宿屋の主人は、私は豫ねて善く知つたものでしたが、彼の人は餘所の人でせうと小さい聲で尋ねました。私は聞えないやうな振をして何とも答へませぬでした。米津からは天草を指して渡られまして、大久保なぞも別れて鹿兒島の方へ歸りました。

これは石原老人の談の前半で、國臣が薩摩に入つて意を得ないまゝ、悄然として歸り去つた時の情況も風貌も宛然見るが如く、志士當年の苦心また自ら思はれます。

蓋志錄によると大久保堀有馬は出水から天草の牛深まで同じく七里の海上を渡つて別れたやうで、眞木和泉守の記錄にも然う見えてをります。また途中は滑稽の談なども多く隨分それは面白かつた歟と思はれますが、石原は此等の事に

就ては、何の話もありませぬでした。

歸路の情況と大久保　二

石原老人の追懷談の後半は多くは大久保のことですが、物語の續きですから、筆のついでに併せて記して置きます。

私は大久保とは姻戚の間柄ですから、絕えず往來はしてゐましたが、勤王とか何とか云ふやうな事には、一向關係しませぬでした。大久保から然んな話を聞いたこともありませぬ。出水と鹿兒島との間を度々往つたり來たりして、途中に知人などもあつて、都合の好い所から、賴まれて同行をしたまでゝ、如何な素生の人歟、如何いふわけで來てをられたの歟、それは大久保もちつとも話しませず、唯事情があつて來てをる人と申したゞけ、それを委はしく知る必要もないので、私も別に尋ねもしませぬでした。何と云ふ姓名の人であつたかも知らぬまゝに同行をして、平野二郎と云ふ人であつたことも、遙か過ぎて後に他の人より聞いて然うと分つた位でした。

その時分までは、大久保も徒目付か何かの低い役をして極めて微々たるもので、私共も格別の人物とも思ふてをりませぬでした。大久保の母方は山本と云ふ家で、山本の親族に牧野と申す人がありました。即今の牧野の養父に當りますが、その牧野は或る時私の叔父の助次に向つて、助次々々正助ドンはもう誠忠派と云ふもんぢやない様子ぢや、勤王派ちうもんぢやさうなと言はれた話を聞いて、私共もはア然う云ふものかと思つた位でした。

大久保に賴まれて米津まで同行をした翌年の冬でした歟、なんでも格別の間はないことの様に覺えてをります。

大久保は急に出世をして、二之丸(久光公)お附の御小納戶といふ役になりまして、一藏と改名をして京都の方へ上

りました。それは極々急の御用であつたやうで、私共は一向然んなことも知らずにゐました所が、或る日米津の宿の先觸に大久保一藏といふ名前が申して參りました。大久保苗字に一藏といふ名前を聞いた覺もなくこれは誰の事だらうと思ひました。別に先觸の申して參るやうな心當りもありませぬから、旁ゝ不思議に思ひまして當日は家內共々路端へ出て、鹿兒島の方から通行して來る人に意を注けてをりますと、家內の方が先づ大久保が駕籠で參つたのを見付けまして、どうも兄さんの樣ぢやと言ひますので、私は近う寄つて見ますと、果して大久保でしたから、正助さんぢやないかと申して、始めて互に挨拶をする次第でした。

これは石原老人の追懷談の後半であります。大久保が謂ふ所の急に出世をして上洛をしたのは、翌文久元年の十二月、國臣が尊攘英斷錄と眞木の建策とを携え、關禁を犯して三たび薩摩に入つた後で。大久保は久光公の拔擢を受け格を破つて登用せられまして、西鄕が猶ほ南島の謫居中の人であるのと異り、是より始めて漸く意を得ましたが、前一年即ち國臣の今次村田の助けを借りて入薩した時までは、實際は勤王黨の一派の牛耳を握り、西鄕の謫居の後を承け、隱然として副首領の狀を爲してゐましたけれども、一般の藩士としての名望地位は猶ほ甚だ低く、碌々として胥吏の末班であつたのは、全く石原老人の談ずる所の如くでした。且つ西鄕堀等は早く上國に出て、諸方の志士と交りましたが、獨り大久保は歲已に三十を越え、嘗て熊本に行つた外は、足一たびも國境を出でたことなく、純乎たる田舍漢でした。然うして藩外の同志と相識り、共に君國の事を談じたのは、蓋し國臣を始とします。

國臣また夙に薩摩人と相識り、前後幾多の同志を得ましたけれども、彼の特別な事情を以て深く親熟した工藤北條等の數人の外に於て、數ば接觸し多く機秘を談じた者は大久保に若くはありませぬ。安政五年の冬、月照と同行して始め

て入薩した時、海江田を伴ひ夜路を犯して歸路を追ふこと五里、大隅の重富驛に相見て別れたのは大久保でした。今次ふたゝび入薩したのを迎へて應酬し、こゝに堀有馬と共に二十餘里を遠しとせずして國臣を送つたもの大久保、また翌文久元年の冬、關禁を破つて三たび入薩した時、議を久光公及小松帶刀に獻し、且つ政廳の監察吏の間を周旋し、その犯關の所爲を寬假して問はず、且つ藩主茂久公の名を以て金圓を贈り道途の費を給したのも大久保でした。二人の尋常ならぬ關係も自ら分ります。

大久保は世間に謂ふ所の維新三傑の一人、宮廷に謂ふ所の復古の功臣十七人中の最も重要の地に居りまして、その千載不朽の事業は、明治朝の勅立に成る贈右大臣大久保神道碑に炳焉としてをります。國臣が互に寒微を極めた頃より早く相識り、數々接觸して與に君國の大事を談じたのは、此志士の一生の傳記に幾多の光彩を加ふるものと謂はねばなりませぬ。

大久保が他國人卽ち余所者を視ること猶ほ塵芥の如くなる當時の薩摩人を以て、殊に足嘗て九州の地を離れた例のない田舍漢を以て、國臣の人と爲りを辨へ、その志とする所を知り、夙に善く意を用ひて待遇したのは、當時の大久保の凡ならざる識量また自ら此間より發見せらるゝのであります。

南行の期間と筑前の藩狀

國臣は相携へて遠く送つて來た大久保堀有馬等と手を分ち、薩摩の米津から天草を經て熊本を過ぎり、斯くて後始めて高瀨の松村大成の家に歸つて參りました。

此折の着發の時日は、明確でありませぬが、前後の事實と照らし合はせると、村田新八と同行して薩摩の境に入つたのは、蓋し十月の初旬で、伊集院の阪木六郎の家に足を留むること數日、歸途また天草及び熊本にも各〻數日を費した模樣ですから、高瀨に歸つて參つたのは、此月の末若くは翌十一月の初で、十月の一ヶ月は南行の往復の爲に粗ぼ盡くしたものと思はれます。國臣が十一月の十一日を以て重ねて眞木和泉守を水田の幽居に叩き、南行の消息を語つたことは、眞木の南仙日錄及び異聞漫錄並に徵しく記してをります。

南仙日錄

十一日。晴。昳。平野國臣來訪。置レ酒而談。宿ニ本家一

異聞漫錄

十一日。平野次郎來訪。其後高橋新八郎同行入薩。伊集院迄に而引返。大久保正助堀仲左衞門有村武次（次左衞門の兄）天草迄送來。

異聞漫錄には、此他猶ほ國臣が今次の南行に於て得來つたと思はるゝ見聞を收め、薩摩の勤王黨の重要な人物の氏名及び同志の七十餘人ある由をも記し、且つ大久保堀の一派が推立てゝ老職の島津左衞門に代はらしめむと欲し、專ら望を屬してをる喜入多門の批判などにも及んでゐます。中には傳聞と記憶との誤をも多く混じますけれども、薩摩の志士と深く交はらねば、到底窺ひ知り難い機密の消息もあつて、國臣の今次の南行に於て、大久保堀等と談論應酬した情況も自ら分ります。

大久保堀等を天草まで送つて來たと云ふのは、聊か念が入り過ぎるし、石原老人の話にも出てゐませぬでしたから、

これは間違で米津で別れたの歟とも思はれますが、國臣の蓋志錄にも自ら然う記してをるので、それは必ずしも間違とは申されませぬ。それから、送つて來ました同志の一人として有村武次を加へ註して次左衞門の兄としたのを見ると、頗る事實らしく感じますけれども、これは有馬新七の誤でした。海江田は數ば自ら安政五年の冬大久保と共に國臣の歸路を追尾したのを語りましたが、嘗て一たびも此時の話をしませぬでした。有馬は即ち國臣の數日足を留めた阪木六郎の甥で、有馬の父は阪木の家より出た人でした。これは筑前志士傳の著者が有村を除いて有馬を數へたのは、蓋し實を得てをります。筑前志士傳には斯う記してあります。

又吏人捕縛セントシケレバ、間道ヲ經テ再大成ニ依リ、薩士高橋某ガ僕トナリテ、鹿兒島に入リシカドモ志ヲ得ズ、我胸ノ燃ユル思ニクラブレバ煙ハウスシ櫻島山ト咏ンデ去ラントス。其濂士堀忠左衞門貞通大久保正助利濟(後利通)有馬新七正義、國臣ノ常人ナラザルヲシリ、追送リテ終日談論シ戲謔ヲ交ヘ夜ニ入リテ別レ、去リテ大成ガ家ニ達シ、宮部鼎藏永鳥三平山形典次郎等ノ周旋ヲ受テ日ヲ送レリ。

伊集院鄕より踵を旋らしたのを鹿兒島に入つたとし、大久保等の三日も道を同うして國境まで送つたのを單に一終日の事とし、或は文久元年の冬、一たび會見した外格別の交態のなかつた宮部鼎藏、及び兄の松村とは相反して多く國臣を器重するを肯んぜざりし永鳥三平の周旋を受けたとするやうな誤を含んではゐましても、また自ら當時の情況は窺ひ知られます。

それから柳河出身の畫家川邊御楯の傳には、文久元年辛酉の歲晚、筑前の志士平野國臣と共に肥後に赴き、松村大成永鳥三平等を訪ひ大に謀る所あり。菊池の人高木元右衞門は南朝の裔なるを聞き、往いて之を訪ふ、高木厚く二人を遇

すと云ふ一節も見えてをります。

文久元年辛酉の歳晩は、國臣が伊牟田尙平を伴ひ、三たび薩摩に入つて歸つた時で、その前後の動靜は善く分つてゐますから、これは諡し此歳卽ち萬延元年の歳晩の事で、國臣は機會を得ては柳河の邊にも參つて、勤王の趣旨を宣傳し義徒の糾合を謀つたのでありませう。

國臣が竹崎を逃れて松村大成の家に投じ、續いて村田新八と同行して薩摩に入つた頃より、筑前の藩情は愈々一變しまして、勤王黨一派の運命は漸く危殆となり、暫く寛假せられた中村江上淺香の三人は先づ監察吏の按問を受けて逼塞を命せられ、月形鷹取海津の三人また次いで檢擧せられ、國臣の搜索また更に嚴急となりました。

月形鷹取海津が中老預の假處分に附せられたのは、國臣が薩摩から歸つて來て眞木泉洲の幽居を訪ひ南行の見聞を語つた三日後で、長溥公は月形鷹取海津の三人を重臣の家に預けられたのを首とし、以て親族預組合預逼塞等の命を蒙るもの九人、處分の判決は後日に讓り、十一月十八日を以て駕を發し、江戸參勤の途に上られました。

此時の處分は審理中の假處分で、判決を經て確定したものとは違ひます、志士の一人城武平は病臥の故を以て暫く逼塞を命せられ、月形の父深藏は後に逼塞の處分を受けましたが、此時は猶ほ訴追を免れました。

今年の春このかた志を同うし事を共にして奮起した藩人の數は、此外にも猶ほ多かつたのですけれども、行動の形跡が單に長溥公の江戸參勤の不可を鳴らすに止つたものは悉く寛假せられ、當局の非違を彈劾し藩政の改革を主張したものは、概ね檢擧せられたやうで、然かも當局の非違を彈劾し藩政の改革を主張したもの、亦た必ずしも悉く檢擧せられたのではなく、行動の情狀に依りては全く寛假せられたのもあつて、長溥公の趣旨勉めて連累の多數に上るを避け、途中より悔悟して同志の外に脫し去つた人などは措いて問はなかつたので、檢擧せられた人員も斯の如く少數でした。

國臣は情狀も著しく個の同志とは異なる所があつたので、九月の末頃からは追究が稍弛んでゐましたけれども、福岡に於て勤王黨の志士の檢擧の始ると同時に、政廳は飽くまでも之を捕縛せむと欲し、重ねて耳目を諸方に放ち頻に搜索しました。

然るに黑田家の盜賊方は、國臣が今年の秋竹崎を逃れて南の方肥後に去りたるを知らず、此頃も依然として竹崎の邊に潛んで居るものと思ひまして、十一月の初より、白石の家を中心とし、近傍の地方を搜索しましたが、如何しても踪跡を得ぬので、これは白石の庇護を與ふる故だと、嘗て一たび捕縛の援助を求めて侮慢せられた淸末藩の在番役を賴むことを見合はせ、竹崎の町方役に照會して請求したので、町方役石田某は十一月十一日を以て白石に命を下し、國臣を留宿せしめた始末書を提出せしめ、次で十九日には、白石を召喚し、黑田家の盜賊方より嚴重の照會を受けた次第を語り、自ら國臣の事を推問しました。白石は今は我家を去つて全く居らざる由を答へたので、町方役は實を盜賊方に告げますと、盜賊方は猶ほ信せず、やはり此邊に居るものと思ひまして、幾んど白石の家を包圍するやうな狀を以て出入の人に注目し、晝夜警戒すること十餘日、月を越えて已みませぬ。爲に白石の家は交際來往の障碍を生じ、一家は甚だしく難澁しました。

此時弟廉作適々往いて福岡に居ましたので、白石は窮困の餘り急使を馳せて狀を廉作に報じ、國臣が今は全く竹崎に居らぬ實を疏明して一家の難澁を免れむとしたのは、十二月の九日でしたが、政廳では猶ほ未だ實としないで、却て搜索の久しく功の擧らぬのを遺憾としまして、豫ねて老練の名を得た盜賊方池野永太を簡拔して專ら事に當らしめました。そこで池野は先づ白石の家を叩いて究問し、依然として竹崎の方面を物色しまして、斯くて文久元年の正月に及びました。

斯の如く黒田家の盜賊方は、猶ほ國臣を竹崎の方面に潜伏するものと思ひまして、專ら彼の地方を物色し、高瀬に走つてをることを全く知らなかつたので、國臣は此間折を見ては肥後筑後の人と來往し、勤王の事を謀り、義徒を糾合してゐました。

辛酉元旦の歌と維新の鴻謨

文久元年辛酉、國臣歳方に三十四、肥後高瀬の醫松村大成の家に於て新年を迎へました。

此歳は神武天皇橿原宮即位の紀元を距ること二千五百十六年、干支恰も辛酉に當ります。國臣頭を回らして遙遠な大帝創業の昔を追想しますと、俯仰低徊の情雜然として起り、古今の感禁じ難いものがあつて、一首の歌を咏み懷を述べました。

いくめぐりめぐりて今歳橿原の
　みやこの春に逢ひにけるかな

請ふ暫く歌の調を成さゞるを笑ふこと勿れ、その意は自ら明かであります。是より先安政戊午の大獄の難に殉じた志士日下部伊三次は、嘗て秋夜耿々不レ就レ眠、星斗闌干氣滿レ天、欲レ知ニ皇運隆興象一、神武東征戊午年と賦しました。詩としては粗硬の辭多く格に入らぬとしましても、着想の宏遠にして雄偉なるは、固より爭はれませぬ。秋夜冷燈、俯して干支の戊午なるを思ひ、念ふて皇宗の東征に到り、仰いで滿天の星斗を觀て皇運隆昌の象なるを知り、奮ふて王政の恢復に鞠躬盡瘁した徑路また自ら歴然としてをります。これは彼の漫に慷慨悲憤して外難を憂へ攘夷を唱へたものと相混するの

は全く當りませぬ。國臣の歌、その歌としての拙と巧とは今また論じませぬ。その內容の含む所は日下部の詩と類似した感想より生じたのに於て、頗る輕視すべからざる意義があります。

元和偃武の後、學問文教の振興に從ひ我國通有の時代精神となつた尊王心の間に、後醍醐天皇の建武中興の遂げざるを遺憾とするの感情があつて、明治維新の王政復古を促すの一原因を爲したのは、夙に史家の論する所です。併しながら岩倉贈太政大臣の幕賓として王政復古の劃策に深く參與した無名の偉人玉松眞幸は、南朝の源准后親房卿が始より延喜天曆の王政に復するを志とせられた規模の甚だ小で誤つたのを稱し、評して建武中興の遂げざりし所以と爲し、斯かる見解からして明治維新の中興は根本的の大改革を必要とするを主張し、神武天皇創業の昔を學び、茫々たる草萊を開拓して新朝廷を建つるの英斷雄圖なかるべからざるの說を立てゝ、斯くて維新改革の鴻謨を翼賛しました。然うして玉松の說は素と大國隆正より出づと稱せられてをります。即ち平田篤胤の學說を信仰して祖述する國學者の往々抱持した見解で、當時世に行はれた辛酉革命說また立論の系統を同くし、隆正と並び稱せられ平田學派の一大雄鎭として知らる鈴木重胤、また安政の初このかた西遊して九州に入ること二回、到る處此の說を傳へて、幾多の志士に感應を與へました。

鈴木重胤が國臣との關係深き白石正一郞及び竹內五百都等と最も親交した消息は、前にも述べた如くなるに止らず、國臣また或は親しく相見て談論したかと思はるゝ痕跡も殘つてゐまして、事は近く半年の前捕手の追及を逸して藍島を逃れ出で、竹崎を指して走る途中にあります。旁々今こゝに文久紀元辛酉の新年を迎へて、二千五百十餘年の遙遠な橿原奠都の昔を想起し、俯仰低徊して歌に托した一種の感懷も、究め來れば自ら系統もあれは由來もあるやうに思はれます。抑々また此歲を迎へてより、王政恢復の大志を成さむと欲する意思愈々堅く、絕えず奔走周旋して同志を求め義徒

を募りまして、やがて翌文久二年の春には、回天の壯圖を齎らして上國に出で、赤裸々の討幕三策を朝廷に獻じ天下の人を愕かした徑路また自ら歴々として指點せらるゝことを覺えます。

惟ふに、江戸の筑前屋敷では、長溥公數日前を以て官一級を進めて左近衛權中將を授けられ、人皆相慶して破格異數の光榮と爲し、提封半百萬石の士庶また競ふて恐悅を稱するに忙はしからむとする時、脫藩亡命の一微賤が、遙遠な神武天皇の創業を懷ふて新年の所感を歌に托したことを誰か敢て與り知りませう。併しながら維新中興の歴史の上から見ますと、天下有數の大諸侯が、江戸城中の幼弱な將軍の前に跪伏して、京都より賜ふ官爵の恩を謝するのは、畢竟兒戯の類で、何の興味も何の價値もないのですが、我が足輕の浪人の咏んだ一首の歌は、永く萬丈の光焔を留めて百年の後を照らします。

假聾の歌人田中作八淸風

肥後人の尊崇する大祠熊本の藤崎神社は、每年正月十五日の祭典に、流鏑馬の神事を行ふを例としました。國臣その儀式の頗る古雅で、弓馬の故實を考ふるに足るものあるを聞きまして、素癖また起り、密に高瀨を出て往つて參觀し、神事終はつた後も、猶ほ留つて同志と交遊すること數日。折しも京都の田中河內介が、太宰府の客次より子礎磨助を携へ、豊後の竹田に小河彌右衛門を訪ふた歸途、適〻熊本を過ぎり、酢屋伍作といふ旅店に滯在してゐたので、國臣は川上彥齋と共に往つて訪ひ、談論相契ふた所からして高瀨に伴ひ歸り、自ら紹介して松村と會見せしめました。當時熊本の旅店に田中の鄕國の書生櫻井熊一西山員直の二人が、遊歴の爲に來て同じく滯在してゐまして、國臣は長州淸末の藩

士田中作八清風と稱し、河内介の席に於て櫻井西山の二人と會見しましたが、自ら托して歌人と名乘り、且つ耳の聾する狀を裝ひまして筆談を交へ、また歌を書して贈りました。

國臣安政五年の秋、始めて藩を脫してから、氏名を變ずること已に四たび、曰く都甲楯彥、曰く宮崎司、曰く藤井五兵衞、藤井五兵衞は去年の夏より稱する所、此頃に至り復た變じて田中作八と稱しました。父の吉郎右衞門に寄せた書牘の類も同じく然う署してをります。櫻井の記錄によると、穴門隱士田中作八清風と稱すとありますから、國臣或は自ら斯く書して示したのでせう。櫻井等と談じて已れの貫屬を告げた時は、語を添へて長州は長州だけれども、末家の小藩清末だと申したそうです。竹崎に潛居すること久しく、頗る彼の地方の人情風俗にも熟したので、今は斯く清末藩の名を借りたものと見えます。櫻井の萬延二年正月の日志、十六十七日兩日の條に左の記事があります。

十六日。曇。晝入二熊本一宿二酢屋伍作家一見二清末士人田中作八一。去謁二加藤公廟一。

十七日。晴。早起見二京師田中河內介一。言與二弘道先生及井上貞吉一相識。遠征之間如レ逢二鄉人一。座有二田中作八一清末士人。耳聾善二書及歌一。

櫻井熊一は但馬出石の人、後には勉と稱し兒山と號しました。嘗て明治朝に仕へ、内務省の局長及び地方官の職を奉じ才幹練達の名を知られ、老いても猶ほ健で意氣衰へず、文學もあれば見識もあつて談論頗る豐富でした。著者は親しく國臣と相見た時の狀を叩いて詳かに聞きました。

櫻井の父叔並に遠く笈を負ふて筑前の龜井昭陽の敎を受け、昭陽嘗て爲に櫻老泉記を作つた緣故もあつたので、櫻井歲甫めて十九、また父叔の跡を追ふて龜井氏の門に入らむと欲し、西遊しましたけれども、當時の藩制、大阪の留守居

役の認證がなければ、他國人の入學を許されぬので、去つて肥後を渉覽し、期せずして二人の田中に會見したのだと申します。然うして櫻井は談餘その郷國但馬に歸省せられた折の紀行を贈られましたが、中には但馬人の所藏する國臣の歌を觀、往年の會見を追懷して當時の狀を寫した一節を留め、且つ國臣が後年豐岡の獄中、語つて櫻井等に及んだ話もあります。

側に平野次郎の歌幅あり、曰

碎ケテモ甓トナル身ハイサギヨシカハラト共ニ世ニアランヨリ　　國臣

其意蓋大丈夫寧可㆓玉碎㆒不㆑爲㆓瓦全㆒ノ古語ヨリ轉化シ來レルナリ。因テ懷フ、萬延二年ノ春余十九歲、西山伯準ト熊本ニ遊ビ一旅店ニ宿ス。田中河内介其子磋磨介ト共ニ亦同店ニ在リ。余輩ガ但馬人ナルヲ聞キ會面スルコトヲ求ム、余輩諾シテ相見ノ禮ヲ行ヒ其郷貫ヲ問フ。曰ク中山殿下ノ臣ナリト、爲メニ途上ノ詩ヲ書シテ示ス。座ニ二客アリ、其一自ラ謂フ、余ヤ耳聾ス人言ヲ聞ク能ハズト、亦爲メニ和歌ヲ書シテ之ヲ贈ル。其姓名ヲ問フ、曰ク穴門隱士田中作八淸風ナリト、余當時河内介ノ何人タルヲ知ラズ。其後太宰府ニ至リ河内介ノ姪小森幾太郎ニ遇フ、幾太郎ハ出石郡香住ノ醫師某ノ子、曾テ我省軒堀田先生ノ默識齋中ニ寓セシモノナリ、談話良久シテ始テ河内介ノ但馬郡人ナルヲ知レリ。然レドモ未ダ作八ノ何人タルヲ知ラズ。其後平野國臣ノ豐岡藩ニ拘セラヽヤ、看護者木下八郎ニ謂テ曰ク、予熊本ニアリ出石藩士西山梅井二氏ニ邂逅セリ、西山沈毅梅井壯快後來ヲ望ムベシ、君之ヲ知ルヤ否ヤト、八郎ハ伯準ノ親戚ナリ、之ヲ聞テ曰ク、西山ハ我親戚ナリ、而シテ出石ニ梅井ナル者ナシ、豈ニ櫻井ニアラサルヲ得ンヤ、國臣手ヲ拍テ曰ク然リト。其後八郎伯準ニ語ルニ此事ヲ以テス、始メテ作八ノ平野次郎ナリシコトヲ知レリ。今此書ニ對ス、豈今昔ノ感ナキヲ得ンヤ。

また當時の事實が分ります。たゞ田中河内介は安政四年を以て仕を致し中山家を去つてゐます。當時中山家の臣と稱したのは、或は仕を致して身を退いても、猶ほ臣籍を存した爲でもありませう。

河内介が此時肥後豊後に遊んだのは、黑田家發祥の地たる播州福岡の人の委囑を受け、黑田家に內願する用を帶びて下り、太宰府に滯留した間暇を偷んで參つたもので、筑前に下つた始、黑田家の町奉行と社寺奉行とを兼ねた好學の老吏濱兵太と會見し、談餘歌を咏んで贈つた話も殘つてをります。然うして豊後の岡藩に小河彌右衞門を訪ひ、肥後の阿蘇に大宮司惟善を訪ひ、然て後回つて熊本に入り、それから國臣の東道を以て松村大成の家を過ぎり、盛饗を受けて去り、斯くて太宰府を經て歸洛の途に上りました。

田中河內介と筑豊の志士

田中河內介は安政四年に仕を致して中山家を去り、閑臥自由の身と爲つてゐましたけれども、翌年の戊午の大獄の頃までは、當時の名ある勤王黨の人々とは、志を同くし事を俱にした痕跡はなく、却て梁川星巖梅田源次郎等々罵つて談ずるに足らずと爲した事實を遺してをります。安政六年の冬に、薩摩の勤王黨大久保有馬等八人の志士が、是枝柳右衞門を上洛せしめ、書を贈つて聲息を通じた様なことはありましても、その九州の義徒と相結托し、文久二年の回天の壯圖を企はだてのは、要するに近く一年前に於て西遊し、太宰府の客次より豊肥の地方を跋涉し、小河松村國臣等と相見て歸つて後でした。

小河彌右衞門は河内介の來訪を迎へて會談した內容を自ら逑べ、此時までは格別纏まりたる話もなく、唯若し機會到來したら倶に力を盡くさうと語つて別れたに過ぎぬと申してをります。當時の事情或は然うでありませう。併しながら河內介が此時の西遊後始めて感奮興起したのは爭ふべからざる事實で、或は中山忠愛卿の敎書を請ひ、或は粟田宮法親王の令旨を名として、九州の志士の振作を促して皷舞奬勵至らざる所なく、此歲の冬には、淸川八郞安積五郞伊牟田尙平の三人を九州に下し、嘗て自ら會見した所の人々を歷訪せしめ、同志を糾合し義徒を招募するの策を講じました。今年の春の西遊が、隱約幾徵の間、河內介に相應の警發を與へたのは自ら察せられます。然うして此時九州に於ける勤王黨の消息を委はしく語つて人を說き人を動かし得たのは、河內介が四十里の遠路を犯し雪を踏んで往訪した豐後竹田の食祿六百石の上士よりも、寧ろ熊本の客舍に偶相會ふて數日の談論を倶にした筑前の足輕の浪人でした。

國臣が學問材藝の多く人を服せしむるもの無く、爵祿名望の能く人をして重んぜしむるもの無くして、然かも勤王の功勞猶ほ第一流の志士たるを成した所以は、主として斯かる周旋奔走の間の力にありました。熊本の客舍に於て、偶々河內介と邂逅し、誘ふて松村と會見せしめたことは、表面に現はれた事實からすると、殆んど全く何等の奇もない樣ですけれども、翌文久二年の春を以て行はれた回天運動の由來を深く究めますれば、此間の動靜また自ら關係する所があつて、國臣の一生の事蹟として記憶せらるゝことたるを失ひませぬ。

福岡の政廳では、藩主長溥公が參勤して東行せられた後、段々と探聞を重ねまして、櫻田の事變このかた發生した藩の紛訌と國臣との交涉の深いのを知りましたから、必らず捕縛して禍源を絕たうと、今年の春になつても追究を怠らないで、依然として力を竹崎の方面に用ひまして、專任の盜賊方池野永太は、國臣が熊本の藤崎神社の流鏑馬を參觀した正月を以て、ふたゝび白石正一郞の家を叩き飽くまでも詮議をして、猶ほ種々物色を費した所からして、始めて國臣が

竹崎の地方に居らぬのを覺り、方向を轉じて肥後と筑後との間に耳目を放ち、愈々捜索に勉めました。

そこで國臣は盜賊方の追究また近く身に迫つて來たのを窺ひ知りまして、忽ち松村の家を去り形跡を晦まして天草の海島に入り深く潜んだので、黑田家の盜賊方は終に發見することは出來ませぬでした。

國臣は下天草の牛深の近傍に寺小屋の師匠を裝ふて漁村の兒童に書を授け字を敎ふるの外、猶ほ尊攘英斷錄を作るの閑日月を餘しました。

福岡に於ける勤王黨の處分

筑前の藩主黑田長溥公は、去年の十二月二十日を以て江戸霞關の屋敷に入り、次いて登城謁見の禮を行はれ、官職昇進の命を蒙つて、久しぶりに江戸の春を迎へられましたが、今次の參勤は安政四年このかた始めてのことで、今年の春は世子下野守代はりて歸藩せらるゝ筈でしたけれども、藩には勤王黨の獄案も未決のまゝ殘つてをるし、參勤の前より自ら早く就封するを必要とせられまして、親諭書を發し告示せられた次第もあつたので、正月十四日老中久世大和守を見て幕府の諒解を得、三月の初を期し歸藩の途に上らるゝ議を定め、斯くて三月二日江戸を發して歸藩せられまして、參勤中政廳に於て豫め審理を遂げた獄案の具狀を聞かれ、猶ほ種々の評議を盡くし、幾多の曲折を經て始めて裁可を與へられましたから、政廳は五月七日を以て愈々執行しました。此時處分を蒙つた志士は凡そ左の通でした。

鷹取養巴　中老永預減祿名跡立

月形格　中老永預減祿名跡立

海津幸一　中老永預減祿名跡立
淺香市作　玄界島流罪牢居減祿名跡立
江上英之進　姫島流罪牢居
中村圓太　於呂島流罪牢居
月形深藏　徘徊應接差留
城　武平　減祿徘徊應接差留
江上傳一郎　減祿徘押隱居閉門
中村權次郎　減祿押隱居閉門
伊丹愼一郎　減祿押隱居閉門
長谷川範藏　玄界島流罪
藤　四郎　大島流罪
平島茂七　大島流罪

此他連座して免職譴責謹愼等の所罰を蒙つたのは、猶ほ十餘人もゐまして、輕重各種の處分を受けた者都べて三十餘人に及びました。たゞ當時の記錄概ね散逸したので、處分の輕微な部分は確かと分りませぬ。國臣及び藤四郎と年少の頃より最も親交した日高四郎が、幾んど時を同うして流罪の處分を受けたのは、表面上別に罪狀のあつたのだと申しますが、政廳は猶ほ此時の政治犯に關係したものと認め、參酌して流罪の處分を加へたやうに思はれます。然うして支藩秋月の海賀宮門も、宗藩の獄案決すると同時に、支藩の黑田家より山流の處分を蒙りました。

海賀宮門の山流

山流の文字は頗る珍奇ですが、義は猶ほ島流に同じく遷謫の刑だそうです。秋月は封境山岳を以て圍繞せられて沿海の地なく島嶼がありませぬので、古來流謫の刑を受けたものは、山中に幽禁せらるゝを例としまして、山流の稱を生じました。

去年春の櫻田事變の前後より發生して紛糾を極めた內訌は、斯の如く勤王黨の志士の處分を以て局を結びましたが、此內訌を發生せしめ元兇の一人として目せらたた國臣ばかりは、巧に踪跡を晦まし捕縛を免れまして、是から愈ゝ力を勤王の事に致しました。

天草島の潛居と尊攘英斷錄

文久元年の春になつて、黑田家の盜賊方は國臣が長州竹崎の方面に潛んで居らぬことを知り、轉じて眼を肥後筑後に着け、追究愈々急を加へたので、川上彥齋の世話を受け、下天草嶋の牛深に入り、近傍の部落に寺小屋の師匠をして潛み、斯くて檢擧を免れたのだと申しますが、此間の事蹟は、月照の形見として所持してゐた紙入を多少の金を入れたまゝ盜まれて亡くしたと云ふ外別に何の傳はつた話も聞きませぬ。元來天草は豐後の日田代官の支配する幕府直轄の地で、他の諸藩の領內のやうに政令も善く行はれてをらないし、漁業を專とする邊陬の海村ですから、或は隱れ忍ぶには却て

都合が好かつたのでありませう。春より秋の半ばまでは此地方に居りまして、盗賊方の物色と折からの炎熱とを避くること數月、秋涼の動くと共に、尊攘英斷錄の一篇を携へて天草より出て參りました。

尊攘英斷錄は薩摩の藩主に建白するつもりで、松村の家に於て作り、字句の詮議などは幾分か大成の助力を受けたやうな話も殘つてをれば、當時國臣の寢處した室は、粗末な三疊の一間で、折々は藥研を執つて製劑の加勢をしたとも申します。併しながら尊攘英斷錄は國臣としては隨分それは念の入つた手數の多い製作で、一朝一夕の間に成就したわけで無いのは勿論ですから、やはり天草に持つて參つて手を加へた歟、始より天草で稿を起したものらしく思はれます。國臣は夙に薩摩を依賴するに足る雄藩だと信じてゐた許りでなく去年の冬一たび境を越え同志の藩政改革に力を致してをる事情をも知つたので、更に此情を深うしました。天草の牛深は最も薩摩に近接して商船漁舟の來往も絕えぬ所で、島津家の筈船役も駐在してをります。それに去年の歸路は牛深を經由しました。旁々斯かる海村の潛伏は、建白書の製作に專ら力を費さしめた筈であります。

尊攘英斷錄は一に回天管見策とも申します。漢文を以て述べた七千餘言の長篇で、今こゝに全文を擧げて示すことは出來兼ねますが、その論說は多端多岐に涉つてをりますけれども、根本の趣旨は外寇の處置と王政の恢復とを主として、結局は討幕の英斷を促したもので、大意はざつと斯うであります。

外患を處するには、先づ海內を統合して民心を一に歸せねばならぬ。海內を統合して民心を一に歸せしむるは、先づ幕府の政權を收めて朝廷に復すのが急務である。今は幕府頻に擧措宜きを誤り、甚だ人望を失ふて、最も乘すべき好機會だから、薩摩のやうな兵馬金穀の力に富む雄藩にして、尊王の大義を唱へ斷じて行はゞ、以て幕府を制馭するに足る。それで密に詔命を請ひ、兵を擧げて先づ大阪城を奪ひ、こゝに鳳輦を奉じて天下の嚮背を決し、幕府猶ほ命を聽かぬけ

れば、東征して討つと云ふ意見で、その東征の方略は栗田宮法親王を推して將軍とし、鳳輦を奉じて東海道を下り、行在所を箱根山に置いて幕府に臨まねばならぬ。此時罪を謝して來り降らば、處するに寛典を以てし、下して諸侯とするが宜しい。若し猶ほ命を拒むなら、進んで兵を加ふると云ふのです。

これ固より粗枝大葉の議論ではありますけれども、寔に正々堂々としたもので、つまり裁る者は之を培ひ傾く者は之を覆すの意で、已に倒れかゝつてをる幕府だから、此機會に乘じて討つて倒すが可いと云ふのであります。七八年の後に成就した維新中興の史實を取り、此頃の國臣の主張と對照して考ふるなら、何人でも國臣の急激な討幕論を侮つて、漫に痩浪人の大言壯語とすることは出來ますまい。

それから國臣は王政復古後の經營施設にも說到しまして、間々面白い意見を述べてをります。保守退嬰の攘夷論でなくて、進取の國是を定め、海外の經略を行ひ、威武を世界に張らねばならぬと云ふのですから、一層面白いのであります。

一、兵を練り武を講じ航海の術を習ふべし。
一、天下の罪囚を驅役して蝦夷八丈島無人島を開拓すべし。
一、內は騎射を講じて陸戰に設け、外は砲艦を練つて外寇に備ふるは、今日の急務なり。
一、砲艦能く整はゞ、先づ朝鮮を討つて戍府を建て、或は渤海の不貢を責めて師旅屯營の地と爲さん。
一、朝鮮の士兵を養ふて我國の用を爲さしむべし。
一、常に商船を艤し、上海香港に至つて夷情を探索すべし。
一、帝都を恢濶の地に移すべし。京都は定めて永世の帝都と爲すの地にあらず。
一、王室の興廢は武の振ふと否とにあり。

一、將軍は必ず皇族の任とし、兵權は斷じて臣下に委ぬべからず。
一、天子は萬機の暇自ら兵仗を帶し、皇子親王諸王及び群臣を率ひ、親しく武を練り兵を閲せらるべし。
一、國の大事は戎と祀とにあり、大に祭祀を興すべし。
一、僧侶には產を與へ妻を與へ佛寺を廢すべし。
一、大學國學の制を興し、國體を明かにし學風を革むべし。
一、貨幣を改鑄して以て信を天下に示すべし。
一、衣服の制を定むべし。

これは著者が尊攘英斷錄のうちに包含する國臣の論說を分解しまして、假に摘要したもので、夙に學問見識を以て聞ゆる第一流の人物、例へば佐久間象山とか横井小楠とか、若くは藤田東湖とか橋本左內とか云ふ側の人々の議論に較べては、粗雜奔放で當面の實用に適しないものはあるとしても、謂ふ所の尊王攘夷黨の志士としては、頗る珍とするに足る意見で、殊に國臣の素生閱歷と此論策の成つた時勢とを考ふるときは、別けて然う思ひます。

また尊攘英斷錄を見ますと、それは寔に變體の拙い漢文で、幾んど文章を成してをらぬ所も多く、一通り讀むにも困難を覺ゆる程のものですけれども、その自ら刻苦し慘憺の經營を費して作つた痕跡は歷然として、却て人を動かし人を感ぜしめます。他の手を借り他の助を求めて作つたら、格別の面倒は無いにしても、これは容易に他へは賴み難い意見ではあるし、また他を賴んで十分に思ふことを述べ惡くい所からして、自ら刻苦して作つたものと見えます。特に漢文を用ひたのは、蓋し漢文を尙んで品格と威嚴とに富むとした當時の習俗に從ふたわけでせうが、要するに、此論策を讀

む人は、文章の拙いのよりも、作者の苦心と誠意とを先づ諒とせねばならぬ筈であります。

尊攘英斷錄に於て述べた種々の說は、古來幾多の人も唱へた所で、固より國臣一個のものではなく、兵を擧げ天皇を奉じて東海道を下り王政の復古を謀る策などは、眞木和泉守が安政五年に作つた大夢記にも述べてをりますが、文久元年の時勢を以て、自ら刻苦して此論策を著はし、薩摩の藩主に上つて實行を促さうとしたのは、國臣を討幕論の唱首として、九鼎大呂よりも重からしむる所以たるを失ひませぬ。

尊攘英斷錄の末尾には、萬葉假名の歌短長數首を添へてをります。

加多志登天世爾揚可禰之大鉞
　君賀力丹如何傳餘良武

舟等作轅止爲㠯大王乎
　奉弼大丈夫乃君

三冬盡　春西爲禮婆　國原者　霞立古兔　海原波　鷗立堂津　可愛國　邦見萬志乍　秋去者　八束農稻能穗耳出
天　曾遠守流廬迺　露鷄佐波　尊岐御衣二　掛里劔　例母畏己高殿從　民乃竈邇　餉焚　賑毘見備敝　朝田丹
鹿践興之　夕狩耳　鳥踏立、懸萬久母　文邇恐志　天皇毋　弓箭搔負　百多良須　八十件男毛　帶刀裝　仕奉呂
比　馬並天　宇陀乃大野二　御狩世志　其大御代邇　梓弓　引廻㠯與　其大美世耳
御執酒弓弭振起之宇多能野二
　美加理勢之世邇挽回之㠯余

その論策の趣意が、純乎たる王政の復古であつて、薩摩の藩主に深く待望した所以も自ら分ります。

國臣の自筆の稿本は、小河彌右衞門が借りて持つてゐたのを、後に文久三年の秋京都を去つて但馬へ赴く時、國臣より預つた多少の遺物と共に福岡の家へ送り返して一部殘つてゐましたが、更に紛失して自筆とも判らなくなつて、結局紙屑買の手に歸したのを、久しく貴族院の書記官長を勤めた太田峰三郎の兄さんの何とか云ふ人が乞ひ受け、それから轉々として諸人の所藏となつたのを、明治二十六年の夏熊本の地方裁判所長の職を奉じた弟の平山能忍が引取り、宮内省へ獻上の手續をしまして、土方宮内大臣の受領せられた公式の受領書も殘つてゐます。著者は大正元年の諒闇の頃、別に傳はつてをる寫本との異同を知りたいと思ひまして、當時の渡邊宮内大臣を賴み宮内省の方を調査して貰ひましたが、渡邊宮内大臣は當該の職員を煩はし十分に力を盡して搜索せられましたけれども、如何しても見出されぬと云ふことで、或は御手文庫の中にも御所藏になつてをらうかとも思ふが、それは御代替はりの時ではあるし今は何ともする道はないと言はれまして、その儘になりました。しかし土方宮内大臣の受領書も殘つてゐますから、今猶ほ宮中に納つてをる筈です。

此皇運隆昌の御代となつて、國臣の自ら筆を執つた稿本は、嘗て乙夜の覽を經まして、今猶ほ宮中の御庫に保存されてをるわけですから、國臣たる者また遺憾はないと申して好いでありませう。

第三次入薩の企圖

國臣は此歲の春より、黑田家の盜賊方が方向を轉じ、肥後筑後の間に手を着けたのを避けて、天草の牛深に入つて潛

み、七月には尊攘英斷錄も稿を脫したので、海路を取つて三たび薩摩に入らむとする意を動かしたやうですが、沿岸の關防嚴びしく容易に越えらるゝ見込はないので、九月になつて天草を去り、また熊本高瀨の邊に出で、尋で肥前の藩主鍋島閑叟公を冒して上言するつもりで、十月の初佐賀に參りましたけれども、適々閑叟公は去月の二十六日を以て駕を發し江戶參勤の途に上られた後でしたから、終に志を果さず、枝吉杢助（名は經種神陽と號す、即ち伯爵副島種臣の實兄）を訪ひ、與に王事を談じ時勢を論じて說頗る合ひました。それから副島次郎（即ち後の伯爵種臣）大木民平（即ち後の伯爵喬任）江藤新平などに逢ひまして滯留日を累ねて去り、轉じて筑後の水田に三たび眞木泉州を訪ひ、今や天下の事已に拱手傍觀せらるゝ形勢でないことを說いて、共に時局に處するの策を講じました。國臣の專ら唱ふる所は、薩摩に遊說して之を動かし、大擧勤王の藩論を決せしむるが好いと云ふ策で、眞木も此時より國臣の說に聽きまして、己れも國臣に附して書を島津家に進むるの意を定めました。そこで國臣は愈々三たび薩摩に入らうと決しました。

此頃父の吉郞右衞門に寄せて金錢の贈與を求めた書があります。

益御靜泰奉ニ恐悅一候。二私儀無異御安心可ㇾ被ㇾ爲ㇾ下候。扨春來苓洲邊遊歷專ら學問仕申候、當年は八方的殺とかにて、始終存立候義一事も叶不ㇾ申候段々不仕合にて盜難にまで逢申候、最早冬至も近寄申候間、是より運氣も直り可ㇾ申相樂居申候。每度申上兼候得共、又々金子貳兩丈御調達被ㇾ爲ㇾ下度奉ニ願上一候。時節柄甚申上兼候得ども、無ㇾ據入用之儀御坐候間、此段御相談申上候。來月廿五六日比例之處迄參り申候間、何卒其前御調達御贈出可ㇾ被ㇾ爲ㇾ下候。稽首再拜。

十月十八日　　田中作

尊大人様

これは潜伏微行の間、猶ほ時々父親より金錢の賄與を受けたことを知るに足る文書の一ッですが、來月二十五六日比例之處迄參り申候間の例之處は、筑前の南境馬市の農岡部諶助の家で、岡部は尊王の志も篤く、最も善く國臣の心事を諒とした人、早く世を去りましたが、肥後筑後の間に居る頃は、幾たびも密に此家に參つて福岡との消息を通じました。岡部自ら國臣の用を帶びて福岡の家に來たこともあれば、國臣の弟三郎能得も、父の命を受けて岡部の方へ往つたこともあると、三郎は嘗て話されました。

國臣が父親に此書を寄せた月の二十三日、重ねて眞木を訪ひ水田に留ること五日、猶ほ入薩の策を議し、斯くて高瀬に歸へり、松村に相談をしますと、入薩に就ては、一人の同志を伴ふて行くが諸事の都合も好からうと云ふ說もありまして、その同志を久留米水田のうちに求むるつもりで、十一月二十日には、ふたゝび水田へ參つて相談をしますけれども、如何しても適當の人物の無い所からして、今は單身入薩の議を決しまして、十二月二日に、國臣は眞木の建策二篇と、己れの尊攘英斷錄とを齎らして水田を發し、孤劍飄然として南行の途に上りました。

眞木は五絕一首を賦して餞とし、久留米の原道太贈從四位盾雄水田の淵上郁太郎贈正五位祐廣の二人は、途中まで見送りました。眞木の詩は斯うであります。

既無蘇張辯。又無賈誼文。吾識君所恃。一片之誠心。

國臣は常に議を立て說を爲しても、固より巧言雄辯の客ではなく、多く論說を作つても、達筆能文の人とは違ひまして、その本領とする所は、熾烈な滿腔の精神でしたから、眞木の詩は甚だ粗且つ簡でも、最も善く要を得てをります。

國臣は水田を發して南征の途に上り、翌三日高瀬を過ぎり、別を告げむとして松村の家に着きますと、思掛なくも淸

河八郎（贈正四位正明 出羽の人）安積五郎（贈從四位武貞 江戸の人）伊牟田尚平（永賴また眞風 薩摩の人）三人、中山前中將忠愛卿の教書及び田中河内介の介書を帶びて上國より來り、義擧の同志を募るに會ひました。

清河八郎安積五郎伊牟田尚平の三人との會見

清河安積伊牟田の三人は、今年の夏五月、幕府の物色を逃げて江戸を出で、關左東奥の地方を去來して形跡を沒すること數月。適々水戸の志士は幕府が和學所の塙次郎をして廢帝の先例を調査せしめたと云ふ世間の風說を漏れ聞きまして、朝廷の危急一日も傍觀してはをられぬと、事情を薩摩の同志に告げ、相俱に何とか謀らうとしますけれども、櫻田の變後は薩摩屋敷の警戒甚だ嚴びしく、志士の江戸に出てをるものがないので、遠く一二の人を鹿兒島に遣つて相談を遂げたい所からして、事情を伊牟田に語り、此間に於て彼我の氣脈を通ぜむことを求めました。そこで伊牟田は清河安積と相謀り、京都を經て九州へ下り、同志を糾合して事を爲さうといふ評議をしまして、三人打連れて關東の地を去り、甲州を迂回して東海道に出で、伊勢の大廟を拜し、大和を經て京都に入り、先づ田中河内介を見て相談をしました。

田中また始めて幕府に廢帝の議あるを聞きまして深く憤慨し、薩摩の志士大久保有馬等の八人は、曾て是枝柳右衛門（贈從四位貞至）を上洛せしめ、田中の手を經て消息を中山前中將忠愛卿に通じた形行もあれば、今年の春は田中自ら下つて小河松村はじめ國臣等に會見した因緣もあつたので、密に謀つて忠愛卿の敎旨を請ひ、已れも書を作つて添へ、清河等の三人をして齎らし下り、九州の義徒に檄して奮起を促し、且つ粟田宮法親王の令旨また將に出でむとするを傳へしめました。田中等の策は、同志相聚らば粟田宮法親王を奏請し、奉じて征夷大將軍とし、直に義擧を企はだてやうと云ふの

でありました。

そこで清河伊牟田等は、十一月十六日に京都を出で、大阪より海路を取り、二十七日下關に着き、竹崎に白石正一郎を叩きましたけれども、談整ひませぬ。留ること纔に一日、去つて海峽を越え、此月の二日高瀨に到つて松村大成を訪ひ、西下の趣旨を述べますと、松村は深く喜びて國臣の將に南行して薩摩に入らむとする狀を語りました。清河等始めて肥筑の間早く斯かる畫策の行はるゝを詳かにして足を駐めました。折しも國臣は斯くとも知らず、南行の途次、別を松村父子に告げむとて來り過ぎり、偶然三人に會ふたのでした。

國臣は期せずして清河等に逢ひ、幕府が廢帝の先例を調査した話を聞きまして、義擧の事愈已むべからざるを思ひ、意氣愈々振ふて揚りました。先づ眞木を招致して相談するが好からうと、翌四日は使を馳せて書を贈り、清河等が中山前中將の敎書と田中の介書とを帶びて來た事情を述べ、眞木の會同を求めました。然るに眞木は法を破つて幽居を出るは或は後難を生ずるを慮りまして、答書を附して子弟の角大鳥居照三郎を高瀨に遣はし、代はりて議に與らしめ、事情已に然うであれば、入薩の策一日も逡巡してはならぬと、國臣の急に發足せむことを促しました。

此時に方り、薩摩では明年の春を期とし久光公藩主茂久公に代はりて江戸に出でらるゝ途次、多數の士卒を率ひて京都に入り、勅命を請ふて幕府の改革を謀らるゝ內議已に全く決し、政廳にも大改革を行はれまして、大久保堀等より溫和恭順に過ぐるを厭はれた老職島津下總初名左衞門の一派は悉く要路を去り、喜入多門後名攝津代はりて下總の後を承け、小松帶刀中山尙之助等、新に出てゝ事を用ひ、大久保堀の二人また破格の擢任を蒙りました。併しながら政廳は久光公の明年の春を以て上洛せらるゝを極めて秘密とし、藩主茂久公恆例に從ひ參勤せらるゝ如き狀を裝ひましたから、機務に與れる少數の人の外は、全く計畫の眞相を知りませぬけれども、堀は政廳の改革成ると共に、急いで江戸へ出で、

中山尙之助また京都へ上りまして、要路の風色何となく常に異なるので、藩中の志士も自ら此間の機密を窺ひ知り、人心大に振ひ興りました。

長州竹崎の白石廉作は、兄正一郎の代表として鹿兒島に入り、數年このかたの宿願を遂げて、島津家より御用達の資格を與へられ、米穀買收と快船準備の手當として二萬四千五百兩を交付せられ、猶ほ自家の私用として三千兩を貸與せられ、十一月二十五日差添へられた下町の年寄役波江野休右衛門を伴ふて歸る途次、書を國臣に寄せ、密に薩摩人の奮起した內情を告げて去りました。國臣は松村の家を過ぎりて、思掛なくも淸河等の一行三人に會ふと、幾んど時を同うして白石の書を受領し、薩摩の近情を詳かにしまして、雄藩振興の氣運漸く熟し、多年の待望する所果して空からざるを知りました。それに角大島居照三郎は、眞木の答信を齎らして來て發足を促したので、旁々翌七日を以て南行の途に上る意を決しました。

伊牟田尙平は國臣の企圖を壯なりとし、且つ鄕國の藩論頗る振興したことを知りまして、己れも密に歸つて同志と謀らうとしました。伊牟田は江戶麻布の一之橋の邊に於て、アメリカ公使館の書記官ヒユースケンを斬つた嫌疑を受け、屋敷を脫走したまゝの犯罪者ですから、淸河等は或は捕へられて脫藩の罪を問はるゝを慮り、頻に阻止しますけれど、伊牟田は固く執つて聽きませぬ。遂に國臣と伴ふて高瀨を出て、國境より路を別つて行くことになりました。

然うして二人は衆と相謀り、往復の途上に各々五日を要し、同志との謀議に七八日を費すものとして、今月の二十五日頃までには歸つて來られるであらう。或は一人は志を遂げないにしても、他の一人は何とかして功を成すと思はるゝ。若し二十五日頃までに、二人同じく歸つて來ない時は、事全く破れたものと認めて、淸河等は別に處する所があらねばならぬと約しました。

文久元年やがて暮れむとする十二月七日、國臣は伊牟田尚平と相携へ、高瀨の松村大成の家を出て、南行の途に上りました。國臣は田中作八の氏名を變じてふたゝび藤井五兵衞と稱し、伊牟田は善積慶介と稱しました。淸河は二人の爲に詩を作つて行色を壯にしました。

送ニ平野國臣之ニ薩國一、時在ニ肥後一。

既有ニ回天勢一。風雲相俱苦。忽會又忽散。遂施萬里雨。

送ニ伊牟田眞風之ニ薩國一、時在ニ肥後一

千慮盡國事。萬苦募ニ義師一。十分已成レ九。一則俟ニ君歸一。

松村も一絕を賦して國臣を送りました。幾んど詩を成してをりませぬけれども、當時の情況と意氣とは自ら分ります。

豪然意氣事ニ南遊一。三尺佩刀推ニ薩頭一。百二都城如レ不レ動。懷中大礟向レ君投。

送ニ平野大人之ニ早人國一

國臣も一首の歌を留めて別れました。

一筋に思ふ誠のかよはめや
さつまの關はよし鎖すとも

松村の長男深藏は、二人を送り且つ同志を訪はむとて、熊本まで道を同じくしました。此日國臣は角大鳥居照三郞の歸

るに托しまして、書を眞木に寄せ且つ白石廉作の己れに與へた消息を併はせ贈つて薩摩の近狀を告げ、今次の南行は必ず功を成す所あらむことを述べ、奥に一首の歌を添へました。全文は殘つてゐませぬが、斷片はあります。

（斷　片）

右之三事に而も、廉作が書意に而も御推察可ㇾ被ㇾ下候。只今打立前に而大略申上候。必成就可ㇾ仕大に競込申候。餘は羽州生より御承知御伏臓なく御討論可ㇾ被ㇾ下候。匆々頓首。

十　二　月　六　日　　　國　臣

山　梔　窩　大　人

雪の下にふゝめる梅を春風の
さそはゞなどかひらかざるべき

山梔窩は眞木の幽居くちなしの家の稱、羽州生は清河八郎、清河は出羽の人、國臣と別れて即日角大鳥居照三郎と同行して眞木の幽居を訪ひました。

清河は自ら詳に當時の事を潛中紀略の第四に說いてをりますから、今こゝに一節を收めます。

十二月二日、訪二松村大成一、大成者肥上大夫有吉某之臣、以ㇾ醫爲ㇾ業、居二高瀬驛外安樂寺村一、父子抱ㇾ義、以二豪富一所ㇾ稱、嘗約二河内一苟有二機會一俱與致二心力一、而在二我等一、唯聞二其姓名一耳、未ㇾ詳二其心果何如一、則先詭爲二東方遊學生一、遊說少頃、伺二其意思無ㇾ他、然後致二河內書一、父子大驚喜、忽結二無二之義一、大成曰、我等父子心既決矣、唯顧二熊府同志何如一耳、又有二筑國亡命士平野國臣者一、客歲潛二我家一專志二義擧一、俱以爲不ㇾ振二諸侯一懼事難ㇾ濟矣、近頃則謀二於眞木

保臣一有下勤二薩國一之企上、今日方還、唯公能圖レ之、雖レ然既已受二此密旨一、豈必由二薩國居動一、唯當下結二諸同志一與二諸君一俱與盡上之而已矣、則急召二川上彥齋一、川上亦熊府之志士、雖二年壯一頗有二志氣一、乃亦致二河內書一、既而國臣至、爲レ人沈實有二膽智一、亦不レ易レ得者、及二相會一喜見二言面一、俱與露二布情緒一、國臣曰、既樹二入薩策一、乃有下保臣所レ上二薩國上大夫島津周防君一之書及神速說上、悉示レ之、足二深感一者、國臣又云、蓋聞薩侯近頃振二勤王之氣一專企二義擧一、則所三以謀二是行一、幸矣諸君之至也、天亦有レ所レ命耶、大義必有レ所レ成矣、而肥國多二議論一少二成事一、唯其足レ談者、此間獨有二眞木保臣一而已、保臣者爲二水天宮前司一嘗竭二力於國難一、久所レ幽二於其弟大鳥居敬太家一、大鳥居爲二水田祠官一、亦抱二義氣一者、保臣幽閉愈練二義氣一、實爲二鎭西大男兒一云、既而保臣使書至、曰、某恨不レ能三自進會二議諸君一、唯願疾乘二此機一速促入レ薩、不レ可二一日緩一也、蓋國臣使三人先告二我等至一也、於レ是乎眞風奮然、欲下親潛入二薩國一率二諸同志一至上、衆甚危レ之、而勢不レ能レ止、則作下與二美玉氏樋渡氏神田橋氏一之三書上、及寫二述懷詩叙一一篇一、託二之眞風一、國臣詭稱二筑國使者一、乃謀曰、國臣若不レ得レ志、眞風必有二所レ成者一、若夫並失並擒、吾將下糾二合肥筑豐諸同志一必興中起之上、且期二來往十日一、謀議八日、及三二十五日一而不レ還、是遂所二擒獲一也、則別有レ所レ謀矣、於レ是、十二月七日、二子依レ劍而去、笑曰、丈夫企二非常之義一、不レ踏二非常之險一、豈能濟レ之哉、其行也、贈三二郎一以レ詩、曰、既有二同天勢一、風雲相俱苦、忽會又忽散、遂施萬里雨、國臣亦留二國詩一矣、送二眞風一、曰、千慮盡二國事一、萬苦募二義師一、十分已成レ九、一則俟二君歸一、且曰、逋逃之身、耳目滿二天下一、矧入二其鄕國一乎、雖レ危不レ能レ已、由レ就二天下之大義一、吁壯哉。

善く當時の事實を悉くしてをります。淸河が伊牟田に託して書及び詩を贈つた美玉樋渡神田橋の三人のうち、美玉名は三平始は高橋祐次郎と稱した人で、後ち但馬の義擧に斃れました、樋渡名は五助．神田橋名は直助、後には高橋四郎と

稱し、伏見寺田屋の事變に斃れました。孰れも江戸に於て清河と親交した同志で、樋渡と神田橋とは、伊牟田と同じくアメリカ公使館の書記官ヒユースケンを斬つた嫌疑を以て、江戸の屋敷より送り歸されてをる人でありました。

薩摩の遊說 二

斯くて國臣は、十二月の九日、嘗て安政五年の冬月照入水の後、薩摩を追はれて歸る時、修驗僧胎岳院雲外坊と稱し、一喜劇を演じて過ぎ去つた大口の小河內の關所に抵り、此度は黑田家の重役より差遣はされた足輕の飛脚と名乘り、格別の故障もなくて通りました。此時咏んだ歌があります。

もろこしの鷄の空聲にあらねども
こゝろは同じ薩摩路の關

十日、鹿兒島の城下に着き、これも前に宿つたことのある飛脚の宿原田郷兵衛の家に投じ、猶ほ黑田家の使者と稱し、狀函を出して久光公に進達する手續を求めますと、町方橫目役の樺山休兵衛と云ふ人が參つて按驗をしまして、封書の表に島津周防樣と記したのを見て、これは如何かと尤めました。國臣は久光公が此歲の四月より通稱を和泉と改められたことを知らなかつたのであります。そこで國臣それは筆者の誤だらうと分疏をしましたけれども、樺山は御聞柄のことで書信の往復も稀ならぬのに、筆者が斯かる間違をやるわけは無いと申しまして、猶ほ頗る怪しむ模樣でしたが、兎も角も狀函は常例の通り大目付所に進達せられました。やがて旅宿に於て何分の沙汰を待つやうにと云ふ嚴命が下つて、固く旅宿の外に出で若しくは他人と接見することを禁ぜられました。

伊牟田は粗ぼ地理を知つてをる郷國の境上ですから、巧に間道を越え、都合好く關所の眼を偸みて薩摩の領内に入りましたが、猶也多くも行かぬうちに、忽ち村民の怪しむ所となつて誰何められました。伊牟田元來蹻捷無比を以て著はれ、一日に三十里を歩くと云はれる程の人であつたので、逃げるだけは逃げてみむと、急に駈け出して、田とも言はず畑とも言はず、踏み越え飛び越えて走りましたけれども、終に力盡きて追付かれ、廻方横目役谷元作之助の手に渡されました。

谷元は伊牟田の携帶した書類を檢閲して、その尋常の人でないのを覺りまして嚴びしく究問をしますので、伊牟田は終に自ら免れざるを知り、詳に關禁を犯して歸來した形行を述べ、小松帶刀殿に會ふて陳情したいから、何とかして權宜の取計を以て己れを庇保して鹿兒島まで連れて行つてくれるやうにと頼みました。谷元また聊か志もあつて事理の解る人ですから、此節の時勢柄いかにも然う云ふ事情の無いにも限るまいと納得をして、伊牟田を裝ふて假に己の從者とし、自ら伴ふて鹿兒島に連れ歸へり、密に具狀して小松の指揮を求めました。

大目付所は國臣の提出した狀函を開いてみると、事は天下の機密に渉るもの多く、且つ大久保等の權要に連なる所もあるので、また密に具狀して久光公の意を伺ひました。久光公は旨を侍臣山本五郎左衛門（伯爵山本權兵衛の叔父）に授け、大久保に告げて議せられました。折しも小松また伊牟田の歸來したよしを聞き、大久保を招いて之を議しました。そこで大久保は老職の喜入攝津や小松の間を來往し、また政廳の僚屬とも相談を遂げました。

此時に方り、久光公及び公の謀議に參ずる權要の人は、飽くまでも一藩の力を以て勤王の事を成就するつもりで、浮浪の徒の言說などは成るべく排して用ひざることを期してをりまして、久光公の信任最も深く、當時權勢第一の中山尙之助、特に斯かる說を抱いてゐました。さうして少壯の藩人が動もすれば浮浪の志士と氣脈を通じ、急激の議論を立て

ゝ當路の節度に違ふやうなことは、權要の人の極めて嫌ふ所でした。唯大久保は自ら別に一家の見解もあつて、浮浪の徒に對する態度は、中山等とは著しく異はつてゐました。別けて國臣とは安政五年このかたの情義おのづから深きものがあり、伊牟田また素と小松の實家肝付氏の家臣で、小松との因緣も淺からぬ所からして、結局二人の處置は藩法の常例に依らず、特別の取扱を以て一切の事を擧げて大久保に委任せられました。

大久保日記　文久元年十二月

同十二日

一、今日谷山御遠馬、昨日山本五郎左衛門ヲ以テ重邸（重富屋敷即チ久光公）江御用四後罷出、筑前使者藤井五兵衛國臣云々之旨有レ之、御内用承知仕出殿之處、小家（小松帯刀）より早々可レ參一封到來參亭、亦善積敬助（伊牟田尚平）一條云々有レ之、則谷元休之助江御用談申越云々、則樺山休兵衛江差越引合、夜に入重邸ニ罷出云々、亦樺山江引合小家江差越、今夕藤井を呼ビ旨趣承り候、

同十三日

一、善積一條請取方之首尾相成候間、九ツ時退出善積江云々引合、八ヨリ重邸江罷出首尾申上候、又小家江差越善積江面會旨趣承り候、

一、今晩京ヨリ飛脚着、十一月二十七日立、

同十四日

一、四時出殿、島津壬生馬一條云々御沙汰に付、御馬預伊集院彌右衛門江達置候、八後御前江被レ召罷出、善積藤井一條ニ付云々申上置候、今晩宿衞、

同十五日

一、八ツ後攝州攝津家老喜入江差越、小松家今晩藤井善積一條決着、藤井江篤と議論よふよふ安堵明後日出立之筋相決す

同十六日

一、八ツ後重邸江參上兩人首尾申上、且今日者　順聖院齊彬公樣御忌日故、御廟所江參詣心祈丹誠ヲ凝シ大事云々、泉公久光公江奉レ願候處、別而克御都合御深意段々承知仕、感激落涙嗚呼難レ盡ニ言語一今夕御式夜ニ而罷出、小家江參上談ニ大事一

同

一、四ツ時出勤、今晩宿衞、今日小家參閣云々、嗚呼々々、

薩摩の遊説　三

國臣の尊攘英斷錄は、始め薩摩の藩主茂久公に上る趣旨を以て作つた漢文のもので、その大意は前に述べましたが、その後松村大成等は、餘りに長くて煩瑣でもあれば、文字難しくて讀み惡く、實用を期する上書としては適しないと申す所からして、國臣は愈々入薩を思立つ時になつて、假名交りの文章を以て久光公に上る形式を取り、別に一篇を作りました。

その全文は惜い哉散逸して今は世に傳はつてゐませぬが、その自筆の稿本、纔に結末の一葉を除すもの、松村の家に

殘つてをります。猶ほ微しく上書の趣意を窺ひ知るに足るのを僥倖とします。

悲憤ニ堪ヘズシテ亡命突出仕候者モ數十人御坐アルベク、若シ一タビ其機ニ發スルトキハ、追々其轍ヲ軋ルコト必然ノ勢ニテ、水戸家ノ擧動ヲ以テ御英察アラセラレタク候。御大藩ノ御コト故、縱ヒ夫等ノ御得失ニハ御頓着遊バサレ候譯モ御座アルマジク候ヘドモ、竟ニ天下ノ人心ヲモ失ハセラレンコト、此御一決ニ可レ有ニ御座一、恐ナガラ篤ト御熱慮在ラセラレ度御場合歟ト奉レ存候。書ハ言ヲ盡サズ、言ハ意ヲ盡サズ、俯シテ請、公子宜ク英察ヲ加ヘ賜ハルベク候。兢々業々稽首失敬死罪。

文久革令復陽浹　東西南北人　平野二郎國臣

春ならで先咲く梅の一朶の
ふかき色香は知る人ぞしる

國臣が淸河八郎伊牟田尙平等の一行に相會ふたのは、此上書の已に成つた後でした。そこで一行より新たに上國の消息を傳聞して和宮親子內親王の關東御降嫁のことを知り、且つ孝明天皇御讓位の風說を耳にしまして悲憤に堪へないで、上書の未だ足らざる所を追加し、その建白の趣旨を一層明かにしました。その追加した部分の稿本は、今猶ほ殘つてをります。

追加

一、去ル戊午ノ年、閣老間部氏上京中、和宮皇女ヲ關東大樹ノ簾中ニ奉レ迎度段願出候處、年來有栖川若宮ト言名付有レ之候故ヲ以テ、御斷被ニ仰出一候處、彥根藩臣長野主膳ト申大姦物、有栖川之表奧ニ賄賂ヲ蒔散シ、丙午ノ

御誕生ヲ口實トシ、俗說ヲ主張シ、竟ニ御破緣之議起ル時、宮侍飯田左馬助正論ヲ立テ、一旦關東ニ引下サレ、淫罪ヲ蒙リ、其後終ニ御破約ニ決シ候上、度々奉二懇願一候得共、陛下固ヨリ其暴計ヲ叡察逆鱗在ラセラレ、更ニ勅許無レ之候處、去年六七月中、幕府ノ老女姉小路ト申者上京仕、餘義ナク巧言ヲ以奉レ誣二聖主一、御下降ニ決申候ヨシ、皇女ハ勿論、至尊ニ於テモ、甚御不進ニ被レ爲レ在候ヘ共、不レ得レ已勢ニ而御坐候。御不同意被レ爲レ在候ハヾ、忽暴虎憑河ノ義ニモ可レ至トノ叡察ニテ、皇國ノ大事ニ替ラセラレ、皇女御一方樣ハ捨サセラレ候叡斷ヲ以テ御下降ニ相成申候由。カク迄人望盡果、衰弱極タル柳營ニ御下降ノ義ハ、所謂幕上ノ燕巢ニテ、迚モ天然ヲ以テ終ラセラレ候義ハ無二覺束一、慨嘆至極ニ御坐候。

後醍醐天皇ノ一宮尊良親王ハ、右大臣公顯ノ女德大寺左大將ニ申名ケナルヲ、未皇太后宮ノ御匣取ナリケルニ、御情ヲ寄セ玉ヒシニ、或時貞觀政要ノ侍讀ヲ聞召サレ、唐太宗鄭仁基カ女ヲ后ニ備ヘントセシニ、魏徵諫テ此女已ニ陸氏ニ約セリト申セシカバ、太宗其諫ニ從タリト言ニ至テ、親王頗ル慚悔シ玉フコト有シトカヤ、德大寺其事ヲ承ヤ否、頓テ其婦ヲ御息所ニ進ルト申候。斯テコソ君臣ノ間ニ於テスラ、猥リニ約ヲ壞ラシメザルヲ、今下トシテ皇緣ヲ妨ケテ臣下ノ身ヲ以テ　內親王ヲ妻トリ候義ハ、前代未聞ノ珍事ニ而、所謂負テ且乘リ、我ヨリ戒ヲ招クニ御坐候。速ニ名分ヲ明カニシ、其罪ヲ正シ度事ニ御坐候。

一、幕府國學者塙次郎ト申者ニ、廢帝ノ先例ヲ取調ベ指出候樣、幕廳ヨリ申聞候處、同人悴某少々志有ル者ニテ、右調ベ方ハ甚忌々敷義ニ而、天朝ノ大事ニ拘リ候義ニ付、御斷被レ申候ヘト、再三相諫メ候ヘドモ、次郎ハ素ヨリ碌々者ニテ、此義取調ベ差出候テモ、不二差出一候テモ、必此事ノ成敗ハ、柳營ニ有レ之候事故、我等ノ預ル所ニ非ズト決着仕候ニ付、號泣シテ從ヒナガラ、悴同志ノ者ニ密ニ相洩候ヨシ、必不レ遠無二勿體一義ヲ取計候機ニ

至リ可レ申、已ニ戊午ノ年、彦根城中ニ忌々敷物ヲモ修補有ヨシ、今程御所六門ニ、番兵之外、更ニ門毎ニ數人兵革ヲ用意シ、番所後ニ隱シ居、深更潛ニ交代仕候、右ハ彦根藩中之者之由ニ御坐候。彦根ヨリ送兵ヲ指出置候譯ハ、當井伊氏家督之節、別段達之内ニモ、京都表御守護之義厚相心得、在所表手當ノ義、此上尙更手厚ニ致シ、非常之節、手拔無レ之樣、嚴重ニ云々ト御坐候文面ニモ、表ハ忠義ニ見セテ、裡ニ暴逆ヲ含セ、在所表手當トハ城中ノ修造ト聞エ申候。此圖ヲ遁シ油斷仕候ヘバ、乍レ恐三千年來連綿タル 皇統コヽニ至テ斷絕仕、忽チ犬羊之屬國ト相成可レ申候、實ニ不レ可レ忍之勢ニ御坐候。總ジテ天下之大勢、斯迄夷賊等ニ踏付ラレ候形勢ニハ至リ候ヘドモ、頓テ一度ハ東海ニ帆影モ不レ見樣、殲滅可レ仕哉ト賴敷被レ存候處ハ、只々古今不世出之 明天子、此時ニ當テ即位在ラセラレ候計リ、天壤無窮ト天祖ノ遺訓、偶言ナラザル處ニテ御坐候。然ルヲ天道ニモ叛キ、人望ニモ盡果タル幕府、假令暴逆ヲ行ヒ候共、竟ニ其身ヲ亡候迄ニテ、何程之事不レ可レ有レ之候ヘドモ、人衆時ハ勝レ天ノ習ニテ、天ノ未レ定、一旦暴威ヲ震候ニ至リテハ、垂拱シテ傍觀スルノ外無レ之機ニモ相臨ミ候義、古來ノ通勢ニ御坐候ヘバ、機ヲ見テ是ヲ挫申ニシクハ無ニ御坐一候。且兵書ニモ患千里ノ内ニ有ル時ハ、一日ノ師ヲ不レ起、患四海ノ内ニ有ル時ハ、一歲ノ兵ヲ不レ起ト申候。今則患百里ノ内ニ御坐候ヘバ、外寇ヲ攘斥スルニモ、先内政ヲ正シ、名分ヲ明ニシ、正道恢復、上下一心ト申ガ、當時第一ノ策ニテ可レ有ニ御坐一候。且幕府ノ暴逆已ニ相顯レ候上ハ、最早片時一刻モ猶豫難ニ相成一、敵ノ謀ヲ伐候義肝要ニ御坐候間、本文ニモ申上候通、速ニ御英斷被レ遊、早々天朝御翼戴、逆賊御征伐ノ上、夷狄退治ノ御先鋒ニ被レ爲レ成、御祖御代々數百年來、海内ハ勿論、琉球朝鮮大明國迄モ轟キタル石曼子ノ御家風ヲ震ヒ起シ、再汐沫ノ成ル四海萬國ニ至ルマデ、永ク萬世ニ御家名ヲ御輝シ被レ遊候事、實ニ此一擧ニ可レ有ニ御坐一候。此暴逆ノ沙汰ニ付テハ、必ズ憤發仕候者ハ、數

多天下ニ可レ有レ之候ヘドモ、先ズル時ハ人ヲ制シ、後ルヽ時ハ人ニ制セラルヽ習、一日モ速ニ決斷シ候ハヾ、人ヲ制シ可レ申候。如何ニシテモ來年ハ無事ニ而ハ濟申間敷、迚モ亂レテ事ヲ擧ル程ニ御坐候ヘバ、一日ニテモ先立テ人ヲ制シタル方、愉快ニテ可レ有ニ御坐一候。返々モ早々御英斷奉ニ仰願一候。

これは淸河伊牟田等の齎らして下つた上國の警聞に加へて巳の平素の所見を披瀝したもので、追加とは申しても、上書の本文の趣旨も自ら分ります。

尊攘英斷錄の長篇、及び新に作つた正副の上書、並に眞木の天祐說神速說等の論策は、此時略ぼ久光公の一覽を經たやうに申傳へられまして、淸河は伊牟田へ託して二三の同志に贈つた書や詩までも同樣に思ひまして自ら喜んでゐましたが、久光公の晩年の話に依ると、これは都べて老職の喜入攝津と小松とのあたりで披閱し、久光公茂久公には進達しなかつたのが、事實のやうに思はれます。當時有馬新七柴山愛次郎の如き、藩人の提出した建白書すらも、小松等は概ね皆進達の手續を取らなかつたさうで、久光公は後に此等の建白のあつたことを知られまして、頗る遺憾の情を抱いてをられたと云ふことです。國臣と眞木との論策は最も急激で、久光公の當時の意見とは、甚だしく齟齬してをるものですから、小松等は或は公の閱覽に供するを憚り、中間で抑留して了つたのでありませう。

薩摩の遊說　四

國臣は十日に旅宿原田鄕兵衞の家に入つて、外出と他人の接見を禁ぜられたまゝ、二日の間は何の沙汰もないので、

上書の形行も分らねば藩中の同志の事情も知り難く、一時は頗る苦心焦慮して轉々憂愁の情を催うした模樣で、彼の『我胸の燃ゆる思にくらぶれば煙はうすし櫻島山』の歌も、此時の作だと云ふ說も起つたのですが、これは前に申した通、去年の冬の歌としまして、此時に咏んだ二首は別に殘つてをります。

忘れては花かともみる名にし負ふ

櫻島根の雪のあけぼの

かゝる世にかゝる魂をもたる身の

吾れしや神の心なるらん

恰も窮冬冱寒の季節で、櫻島には雪の降り積つたものと見えます。

十二日の夜になつて、大久保の消息があつて、往いて私宅を訪ひ、始めて會談を遂げ、入薩の趣旨を述べました。然うして伊牟田も此夜內旨を受け、谷元作之助の家より小松帶刀の屋敷に移りまして、十四日に大久保は、小松の屋敷に於て伊牟田とも會見を遂げ、斯くて二人は大久保の斡旋を以て全く犯法入國の處分を寬假せられ、粗ぼ所論を悉くしましたが、政廳は猶ほ自由に外出し若くは他人と接見するの禁を解きませぬでした。これは少壯氣銳の藩人が二人の說に聽いて感奮興起し、或は制し難き勢を生せむことを慮つたからであります。

十五日には、大久保は老職喜入と小松との間を來往して進言し、また政廳の屬僚とも國臣等の取扱を協議し、それからふたゝび國臣を招いて寬談し、今は藩論已に全く確定し、明年の春を期し、藩主茂久公を奉じて出で、朝廷の爲に力を致さむとする機密を語り此事また心配には及ばぬと申しました。

此時久光公が藩主茂久公に代はりて出でらることは、已に決してゐましたけれども、少數の權要の內議で、藩中にも

發表してない機密ですから、大久保は猶ほ秘して語りませぬでしたが、隨分それは打明けた話をしまして、島津家では近頃汽船天祐丸を買入れられ、機械の手入等準備の都合もあるので、明年春の期は或は秋になるかは料られぬと云ふよしをも申しました。

國臣は欣然として大久保の意を領し、明後十七日伊牟田を同行して北歸することを告げて別れました。

此間國臣は大久保の外一人の同志にも會見した模樣はありませぬけれども、同じく外出と他人の接見とを禁ぜられた伊牟田は密に柴山愛次郎と相見て書牘をも應酬した痕跡を留めてゐますから國臣とても或は何とかして一人二人の同志とは相見たことの無いにも限るまいと思ひます。清河八郎の遺藏のうちに、柴山が伊牟田に答へた當時の書が一ツ殘つてをります。

御札拜誦仕候、能き處に御潜居、誠に大慶奉レ存候。偖今朝は平え參候得共、多分御歸り無レ之由、御潜居何許ならんと頓案、正印えも書上尋遣置候得共、未だ返事も無レ之、右書中貴君より被レ託候義有レ之、合取度趣申遣候に付、萬一にも被二託置一候事被二相尋一候はゞ、御尊父樣御左右の事御答可レ被レ下候。正印すかさん男にて、もしや釣掛られ候義も可レ有レ之哉と懸念罷在申候。幾重にもあの意地は御あらはし被レ下間敷奉レ希候。今晩は義士傳讀差越し候賦にて、尤只今御書相達し即參り候而も、要談そんじ（三字不明）間敷哉、依而今晩は御斷申上候。明日者八ツ後より參上可レ仕、此旨御報迄あら〳〵申上候。以上即刻。

柴山愛次郎

善積慶介樣

貴酬

此書には日付を闕いてゐますが、『今晩は義士傳讀差越し候賦』の語によると、蓋し十二月十四日で、大久保が小松の屋敷で伊牟田と會見した日に當ります、書中謂ふ所の『正印』は卽ち大久保正助の略で大久保を指したものです。柴山は當時の薩摩の急激な勤王黨の巨魁の一人で、伊牟田國臣等と感情意思を同じくしたのですから、專ら久光公の節度を奉ずる大久保とは、自然融合し難く、此間多少の掩蔽せねばならぬ事情もあつたのでせう。

十六日大久保は藩主茂久公父子の旨を國臣に傳へ、建白の趣旨は愼重の詮議を加へて取捨をする、宜しく去つて益々力を國事に盡さねばならぬ。若し猶ほ我藩の爲に然るべしと思ふことあらば、更に來りて建白して貰ひたいと、懇ろに遠來の勞を謝し、道途の心付として、內帑の金十兩を贈り、伊牟田も同じく此賜を受けました。

國臣は此日特に請ふて南林寺の松原に月照の墓を弔ひ、二首の歌を咏んで薦めました。嘗て自ら寄進した小形の石燈籠に刻して、今猶ほ殘つてをるのは、卽ち此歌であります。

ながらへばかに斯く命あるものを
　過ぎにし人の心みじかさ

ながらふも死ぬるも同じ大王の
　御國のためにつくす心は

遊説の歸途に於ける薩摩の同志との會談

十七日、國臣は伊牟田と相携へて鹿兒島の城下を去り、行くこと五里、伊集院に參りまして、去年の冬暫く足を留めた有馬新七の叔父阪木六郎の家を過ぎり、有馬及び田中謙助と會見し、柴山愛次郎橋口壯助も、同席をして國事を談じ、有馬田中等は、此時國臣伊牟田より、幕府が廢帝の先例を調査せしめた風評と、親子內親王の家茂將軍に降嫁せられた事情とを始めて聞き、大に憤慨して、愈々來年の義擧の意圖を定めたと云ふ話も殘つてゐます。

これは根據も確かな說だし、前後の情況から考へても如何にも事實と思はれますが、しかし柴山の日記の趣によると、柴山橋口の同席したと云ふのは、或は何かの間違で、二人は有馬田中より後れ、川內の向田の驛に於て、國臣伊牟田へ追ひ付き、始めて會見したやうにも見えます。それは十九日の事でした。

伊集院驛には、是枝柳右衞門美玉三平や、伊牟田の親兄弟も、國臣伊牟田の鹿兒島より來るのを待ち受けてをつて、話緒も自然多かつた筈ですから、柴山橋口は有馬田中と同席をして四人共に會見したとしても、十分に語り盡くされなかつたので、猶ほ川內まで送つて參つて寬談を遂げたのでありませう。

是枝柳右衞門美玉三平の二人は、豫ねて打合もして置いたので、國臣伊牟田を伊集院の驛に待受け、伊牟田の弟志々目眞獄院も、父母同胞を伴ふて來て會見しました。國臣伊牟田は鹿兒島に居る時、待遇は頗る丁寧で、酒饌の不自由はなくても、外出し若くは他人と接見するのを禁ぜられましたが、今は途中で他人の指目に觸るゝことの尠い所からして、斯くは密に相約して會見したのでありました。

此時薩摩では、明年の春を期し、大擧して京都に出で、勅命を請ふて力を王事に致すの藩論は、已に全く決してゐましたけれども、計畫の內容は極めて秘密に附せられ、少數の權要の外は、藩士も多くは事の眞相を知りませぬ。そこで是枝美玉は猶ほ適當の方法を取り藩論を激勵する必要を認めまして、大原三位を擁し粟田口宮法親王の令旨を請ふて薩

摩に入るの策を立て、國臣伊牟田に謀りました。蓋し田中河内介の力に依り、中山前中将忠愛卿を擁して事を謀るは、嘗て是枝も議に與つた所で、今は淸河八郎等も、河内介と相謀り、卿を擁して西下し、九州の義徒を動かすの意を抱き、筑豐肥の志士も、概ね賛してをりますけれども、忠愛卿は父忠能卿の心を失ひ、朝廷にも用ひられぬ廢退者と云ふ噂世に隠れなく、縱令此公子を擁して薩摩に入つても、十分に藩論を激勵する力の無い所からして、是枝美玉は當時最も令聞の多い大原三位を擁して忠愛卿に代へたいと云ふのでした。伊牟田また善く此間の事情を知つてゐますから、先づ是枝美玉の說に同意を表して倶に謀らうと約しました。

十八日、國臣及び伊牟田は是枝美玉等と別れて伊集院を發し、川内の向田驛に至ると、柴山愛次郎と橋口壯助とが追ひかけて來まして、十九日は宴を一旗亭に設け、請じて餞別の酒を酌み、互に胸襟を披いて國事を談じ王事を談じました。國臣は自ら携ふる風呂敷包の中から尊攘英斷錄や、久光公に獻じた上書の複本を取出して示し、敷演して大に討幕の論を唱へ、王政恢復の機たゞ此時に存することを切言しました。柴山橋口は肅然として容を改め耳を傾けて敬聽しました。

勤王の唱首とか討幕の主動者とか云つて、今猶ほ偉ら張つてをる薩摩人も、斯かる赤裸々の討幕論は、蓋し此時始めて聞いたのでした。薩摩に於ける純正勤王黨とも稱すべき一派の志士、翌年の夏の初、伏見寺田屋の事變に斃れた人などが、深く國臣を尊重したのは、恐らくは主として此邊より起つたものと思ひます。

橋口は深く二人の談論に感ずる所があつて、長句の詩二篇を賦して贈りました。

邂二平野善積之兩賢一、執レ手而雄談、大有レ感、席間得二古詩一篇一、即書以贈レ之、固表二寸腸之一斑一耳、于レ時

文久元年十二月十九日也

背遇從來非二偶然一、天幸使三レ吾逢二二賢一、一見嘗不レ異二舊識一、心事吐得同憂人、君不レ見方今天下轉變狀、內外上下都失倫、陵猖狂威振二逆勢一、大勢權數屬二暴秦一、苟且畏レ戰屈二醜虜一、嚴々神州蒙二胡塵一、嗚呼方今是何人、慷慨吉士不レ安レ茵、明帝在レ上御志縱、萬罪難レ免望闕臣、從レ是當レ取斷一字、斷行直使レ避二鬼神一、況復勢機有レ所レ會、英雄宜不レ可レ失レ辱、二賢事業感有レ餘、自任二王事一不レ顧レ身、誓言皇運挽回業、同將二丹心一洒二誠眞一、英雄胸膈非レ無レ策、當レ見赫々邦家新、

述懷

天運盛衰固不レ同、方今神州在二否窮一、神風難レ恃鏖賊力、夷焔將レ逞併呑功、胸膈空懷萬軍志、磨劍久埋塵匣中、勿レ言大業機未レ到、精氣一發起二皇風一、況又大勢由二人事一、宜下將二一死一先中群雄上、

國臣また歌を詠みました。

天地も動けと思ふ眞心に
　あに幸人のおどろかめもや

橋口は先進の有馬新七田中謙助、同輩の柴山と共に薩摩に於ける急激勤王黨の巨魁と目せられた四名中の一人で、此時歲纔に二十一、半年の後、伏見寺田屋の事變に身を致しました。國臣の言論志操が善く薩摩の勤王黨に感應を與ふる力の多かつたのは、斯かる事實から見ても明かで、今次の南行また自ら徒勞でなかつたことを示してをります。

二十日、國臣及び伊牟田は、柴山橋口と手を分つて向田の驛を發し、北の方肥後の高瀨を指して急ぎました。

此月の七日、國臣及び伊牟田の二人が、高瀬の松村大成の家を發して南行の途に上りますと、淸河八郎は即日角大島居照三郎を東道として、筑後の水田に眞木和泉守を訪ひ、此夜密に會見し互に胸襟を披いて談じました。淸河は深く眞木の人物に服し、推して九州第一の英雄としました。然うして豊後の小河彌右衛門を見て倶に義擧の事を謀らうと思ふけれども、已れは竹田の劍客中互に面を識つてをる人があつて、自ら往かれぬから、眞木の子弟門生の一人を請ひ、安積五郎と同行して小河を叩かしめむことを相談しますと、眞木は欣然として領諾し、即夜淵上郁太郎を招いて意を授け、淵上は翌旦久留米に到り、眞木の弟小瀧外記長男主馬及び原道太を伴ふて來り、大鳥居理兵衛角大鳥居照三郎等と相會し、眞木を主として徹宵評議をして、外記は安積と同行して豊後の小河を叩き、且つ途次阿蘇の大宮司惟善を說くの策を決し、斯くて淸河は水田を去りて先づ高瀬に歸りました。

十日には、松村深藏が熊本より轟武兵衛（贈正四位寛胤後に照幡烈之助と稱す）を伴ふて高瀬に歸り、また倶に發し、水田を經て肥前の佐賀に赴き、此日小瀧外記は來つて高瀬を過ぎり、安積五郎を伴ふて豊後の竹田に向ひ、淸河も阿蘇まで同行しました。

十二日、小瀧淸河安積の三人は、阿蘇の宮地に到り、即夜大宮司惟善を訪ひ、十三日は小瀧安積の二人豊後の竹田に小河彌右衛門を訪ひ、また廣瀨健吉等と相見て談全く熟し、十五日には、小瀧安積の二人、豊後より回りて途に淸河と相會し、十六日、小瀧は大津驛より淸河と別れ、安積を伴ひ高瀬を經て筑後に歸り、淸河は此日熊本に入つて永鳥三平川上彥齋を訪ひ、十八日高瀬に歸りました。そこで肥筑豊の都合は粗ぼ調ひまして、淸河安積は松村父子と共に、國臣

と伊牟田との消息を待つてゐましたが、豫定の期限は漸く滿たむとして、二人は猶ほ歸り着きませぬ。人々は薩摩の方の模樣如何であらうと頗る心配しました。

然うすると、二十四日の夜になつて、國臣と伊牟田とは、飄然として歸つて參りました。こゝを去つて南行する時、約した期限の滿つる前一日でありました。

衆は爭ひ迎へて南行の狀を尋ねました。二人は故らに實を告げないで僞りました。計畫は悉く破れて一つも成らぬ。國臣は關所より護送を受けて鹿兒島の城下に入ることは入つたけれども、唯建白書を差出したばかりで直に放逐せられた、伊牟田は地方の巡見役人に捕はれ、隙を窺ふて逃げ出し、身柄は纔に助かつたが、持つてをる物は全く失ふた。たゞ一命を保つて關所を越ゆることの出來たのを僥倖として歸つて來た次第であると申しました。然うして慚愧禁じ難いやうな色をしてをりました。

人々は始末を聞き、相顧みて愕然また茫然でした。川上彥齋も熊本より來て座にゐましたが、失望の餘り、したゝか飲んで醉飽して倒れ臥して了ひました。

元來肥後は九州に於て佐幕論の勢力の强い雄鎭として知られ、別に大藩としての面目もあれば見解もあつて、始より薩摩人の下風に從ふて行動するを好みませぬ。斯かる藩狀藩論の間に獨立して力を君國に盡くさうとする勤王黨の一派、また動もすれば議論に馳するの弊多く、機宜を誤り易い事情がありました。これには國臣も平素から不滿を抱いてゐた模樣で、彼の

都には吹きもいたらず火の國の

阿蘇が根をろし音のみはして

と云ふ歌は、國臣が此間の意を述べた作だと語り傳へられる程のことでした。

そこで國臣は伊牟田と相謀り、若し薩摩人の興起した機密を明かにしたら、忽ち諸人に喧傳せられ、早く幕府の知る所となり、或は大事を誤るに至らうと心配をしまして、實を言はぬことにしました。國臣は松村大成の人物志操は、頗る他に異つてをるし、また去年このかたの情誼黙だし難いので、特に松村一人を限つて實を言ひたいと思ひましたけれども、伊牟田は納得をしないで、後日好き時機を見て告ぐるが宜しいと申す所からして、國臣も終に從ひました。松村は後に阿蘇の大宮司より是枝柳右衛門の話した內報を得まして、薩摩の藩狀を知り、國臣が平生の情誼を無みし、斯かる大事を語らなかつたのに慷焉として、國臣を責めたので、國臣は君の家は耳目が多いからと、話されぬ當時の事情を告げて分疏をしまして、松村も纔に納得したさうであります。

此夜、夜更け人の寢靜まつたころを待ち、國臣伊牟田の二人は、密に清河を搖かし起して實を明かし、薩摩の藩狀を語つて相談をしまして、翌二十五日の昧爽、國臣伊牟田清河の三人は、假に辭柄を設けて松村の家を出で、筑後の瀨高の驛に到り、書を寄せて眞木を招き、眞木は此夜密に幽居を出でゝ來り會し、薩摩の興起した藩狀を聞いて深く喜びまして、更に今後の事を議しました。

是より先、清河伊牟田等は、一たび上洛し田中河內介に逢ふて九州の形勢を告げ、粟田口宮法親王の令旨を請ひ、中山忠愛卿を奉じ、重ねて西下し薩摩に入るの策を立て、國臣また共に東上せむことを約してゐました。然るに伊牟田は中山卿を奉じて下るも、薩摩の藩論を激勵するに足らぬ事情を詳かにし、伊集院の驛で是枝美玉と相談をした次第もありますから、此夜大原三位を奉じて下ることを提議し、清河は、依然として中山卿を奉じて下る前說を執り、意見頗る齟齬を生じました。國臣は大久保の內談を聞き、明年は薩藩が必ず大擧して出るのを信じてゐまして、中山卿を奉じて

薩摩に入るの可否は必ずしも重きを置いてをりませぬ。唯その最も意を用ふる所は、薩藩の行動猶ほ溫和軟弱なるを憂へ、一團の義徒を糾合し、薩摩の急激な同志と相結びて此間に處するの策を講ずるにありました。そこで中山卿を奉じて下ると、大原三位を奉じて下るとは、今暫く不問の案としまして、清河伊牟田の二人は、一先づ上洛し、田中河内介と相謀り、粟田口宮法親王の令旨を請ふて重ねて西下し、眞木と國臣とは、筑豐肥の同志を糾合し、義擧の準備を爲すに決しました。二十六日の曉天、眞木は風雪を侵して水田に歸り、國臣は清河伊牟田と偕に高瀨を指して歸りました。

二十七日、清河伊牟田の二人は、豐後に到り資財を募るを名として松村の家を辭し、路を迂にして先づ熊本を過りました。安積は清河等の重ねて西下し來るを待つを約して獨り留りました。

清河伊牟田等の西下して參つた初めより、松村父子川上彥齋は、直に贊同の意を表して義擧の事を共にするを期しましたけれども、轟武兵衞永鳥三平のやうな老成の人々は、清河等を疑ひ且つ侮りまして、相倶に謀るを好まぬので、松村父子と川上とは頗る遺憾の情を抱いてゐました。國臣伊牟田の薩摩より歸つて來た時、事實を蔽ふて語りませぬけれども、松村等は二人の擧動に於て、稍〻察する所があつて、二十八日を以て同志を熊本に會合し、更に之を議する相談をして、宮部鼎藏も五里の外より特に來るを約しましたから、清河等を要して參會を求めました。清河等は所詮談の合ふ見込なきを理由として辭しましたけれども、松村等は强ひて求むるので、勉めて從ひ迂路熊本を過り、國臣も行を同じくしました。

二十八日、肥後の志士轟武兵衞愛敬左司馬末松孫太郎松村深藏川上彥齋の人々は、永鳥三平の家に相會し、宮部鼎藏も後れ來りて議に與りましたが、說は果して清河等と合ひませぬ、互に怫然として別れました。松村川上の二人は、猶ほ甚だ遺憾とし、清河等を追ふて旅宿に至り、諸先輩の意見に拘はることなく、清河等と事を倶にせむと欲する志を告

げました。

二十九日、淸河伊牟田は熊本を發し、路を豊後に取つて上洛の程に就き、國臣は松村深藏と同行して高瀨に歸りました。方に是れ此の歳逝くの前一日でした。

文久元年辛酉の除夜、國臣は安積五郎と同じく松村大成の家に留まつて年の徂くを送り、且つ歌を咏んで歳晩の感を述べました。

なげきつゝ今年もくれぬ御心の
　やすけき春をいつかむかへん

やはり我が勤王の志士特有の歌で、今年の元旦の作に對照すると、感慨も多く興味もあります。

培覆論と新春の福岡微行

文久二年正月二日、國臣は書を薩摩の同志柴山愛次郎橋口壯助の二人に贈り、薩摩の藩是として決定してをる公武合體論が、到底言ふべくして行はれ難きを說き、今日の計、唯斷じて幕府を覆し、王政に復するの外なきを述べ、末に一首の歌を添へました。

世の人の稱して培覆論と云ふものは即ち此篇で、十餘日の前、川內の向田の驛に於て、二人に向つて切言した所、二人は同志に示して藩論の振興を謀りたいからと、別れに臨み解り易く記して贈與せむことを求めたので、今此篇を作つて寄せたのだと申します。

一橋を將軍とし、越前を後見として、其外可レ然人材を撰みて有司とし、幕府を扶け以て外寇を攘ふと申候御說は、去年來堀大久保兩兄よりも拜承仕候。且當春御密表の趣も、矢張御同樣の由、然バ御一藩の御定說哉と被レ察申候。乍レ併實に幕府の犯罪を正し、天朝を尊奉し、內政を整へ、外夷を御攘斥被レ成度御了簡に被レ爲レ在候得とも、若し然する時は、却て內爭を引出し、外寇に隙を窺はれ、終に恢復も攘夷も、行れ間鋪哉との御懸念より、止事を得ず權道御用被レ成との御趣意、一應御尤に相聞へ申候得ども、其說は癸丑甲寅の砌、幕府のいまだ衰ざる時の事にて、既に家族にては水戶烈公、尾張侯、越前侯打揃はれ、列侯には順聖公を初め、土州侯宇和島侯など、種々手を盡し、忠告竭力有レ之候も、却て罰を蒙られ一事も行はれず候。其子細は已に英斷錄にも認置候通り、天然の歸する處にて、德川氏の自滅する由緣、無レ疑者哉、勿論其頃までは、久鋪德川氏に制令を受候餘恩も有レ之人心未だ全く翻らざる時に候へば、右良族賢侯の等策略、尤も當れりといふべし。若其時誤て事を擧候得バ、承久の亂の如く、却て關東の爲めに傾覆を取り候事必然也。然るに當時の勢は、江戶旗本を初め、府內の人民に至るまで、聊物を辨へたるものは、皆幕府を恨み侮り候程の事にて、まして諸國の士民は、路頭の噺に迄不レ斷惡口輕蔑致候程に至り候。幕府を如何に扶け候とも、徒骨折にて、兎ても角ても行はれ間鋪、迂論窮るといふべし。縱へ天威を奬奉りたる上、

勅詔下り候とも、如何なる人あれば、一橋殿を城中に請じ入可レ申哉。益奸賊は姦計を震ひ、當將軍年若とはいへども、廢官を快と思ひ被レ申間鋪、夫は兎もあれ、かくまで天意を叛き人心に離れたる者を何を賴みに力を盡すべきや、畢竟天下の大勢を知らざる僻論といふべし。唯形を以て御覽被レ成たる上よりの事に可レ有二御坐一候。總じて大小衆寡は形にて、畫圖にても被レ見候ものにて、約る所死物にて御坐候。人心の合離、強弱張弛は勢にて、邊

陛に居ながら被ㇾ見候者にては無ㇾ之、極めて活物に御坐候。依ㇾ之考見るに、先日向田にて御議論の出る處、形を以て御覽被ㇾ成候所より起り候歟と相窺れ候。古來より英雄豪傑の處置、多くは勢に據て、形には拘り不ㇾ申候。譬は元弘の亂に、新田氏わづかの兵を以て、鎌倉十萬の勢を追落し候も、北條氏の人心離れたるにて、義貞の見たる所は、則勢にて御坐候。是又大小衆寡に於て論ぜざる處にて御坐候。扨先日敵の多ければ多きほど、味方のしまりと申上候も、こゝらの事にて、所謂小敵の强は大敵の虜と申類にては決て無二御座一候。怒氣を發し候餘り、細密の辯論に渉りがたく、一時の暴言は御海恕可ㇾ被ㇾ下候。且天下の形勢は、たとへは帆船の河水を泝るか如く、風帆は台令の陽形にて、水流は

綸命の陰勢に御座候得ハ、一度順風を止むる時は、忽ち水勢に隨て、流れ下り候儀は、必然の勢に御座候。其上苞桑の勢たる、幕府を壓倒成がたき位の御微運なる天威に被ㇾ爲ㇾ在候ハヾ、如何に我々如き微臣、紛骨を盡し候とも、恢復は勿論、四夷萬國を蹂躙し、東海に帆影も不ㇾ見樣、夷船殲滅は思ひも寄らざる處に可ㇾ有二御座一候。能々御考可ㇾ被ㇾ成候。斯迄犬羊の夷等に蹈付られ候樣なる勢に相成來り候時節、久鋪御隱居同樣にて、九重の上に被ㇾ爲二引込一、楊柳桃李の手に御生育ましましながら、古今不世出の　明天子、適御卽位被ㇾ遊候事、決て偶然たる義にては有ㇾ之間鋪、必ず冥々たる　天祖大祖の餘烈、おのづから相顯れ候者にて、此に至りては　天朝恢復し、明末を扶て西土の主とし、三韓の如き、舊貫に復して、日本より府を立て年貢を捧げしめ、永く兄弟の交をなし、我を兄國とし、彼を弟國とし、力を合せて百蠻蟹文の戎奴を馭制し、諸蠻屈伏、華を以て夷を變じ、天の所ㇾ覆、地の所ㇾ載、萬緒億端、我神州より興起し、皇化の四表に光被する時節到來と可ㇾ被二思召安一候。愚見の處大略如ㇾ此御座候。返す々々天命人心に御戾被ㇾ成、柔弱の御説は、いづくまでも御除き被ㇾ成候樣、乍ㇾ憚御異見申上候。

穴賢。

右の説は悉く御親征にあらざれば、　天朝恢復は難二相成一と申處より起り候譯にて、御苦勞は申までもなく、勿體なき御事に御座候得ども、天命の歸する處、無二是非一事に御座候は、申迄も無レ之御案内の御事と奉レ存候得共、御親征の砌有事は、承久の亂に北條義時如き大惡逆の者さへ、泰時引かへし相尋候時の答に、若し　上皇の御親征に遇ひ奉らば、脱レ甲斷レ弦、奉レ命之外更に所置なるべからずと申候事も御座候得ハ、鳳輦錦旗動き候時は、双に不レ血して、忽ち天下一統し候儀疑なかるべし。一着の上は、朝鮮遊歷、長毛匪の交會、相樂み居申候、可笑可笑。

天皇は神にしませは内外の

醜の夷等たちむかはめや

壬戌正月二日

筑前　平．野次郎國臣

薩藩

道隆賢兄

寒翠賢兄

研北

（別紙）

尊藩の伊地知君と歟の說に、エトロフ歟、カモシヤスカ歟に王城を遷し、是より日本中央になさんとの說は、寇

萊公の氣象、さてこそ攘夷の策も可ニ相立一、大に感心仕候。季文子が如きは、竟に臆病に陷り候ものにて、首を畏れ尾を恐るゝ時は、決斷は出來不レ申、兎角斷じて死地に入り、無策の出策に無ニ御座一候はては、實用活策に無レ之、現在に用ひられ不レ申候半歟。

道隆は柴山愛次郎の名、寒琴は橋口壯助の號であります。培覆は蓋し栽る者は之を培ひ、倒る者は之を覆すの古語より出でたもので、已に倒れかゝつてをる幕府だ、討つて覆すが宜しいと云ふ意で、尊攘英斷錄には、聊かながら斯かる語を用ひてゐますから、世の人の此篇を稱して培覆論と唱へるのは、或は尊攘英斷錄と混同したのではない歟とも思はれますが、今は暫く舊に從ふて培覆論として置きます。

國臣が柴山橋口に此篇を贈つてから二日の後、即ち正月の四日には、宮部鼎藏松村深藏の二人は、自ら往いて田中河內介を見、猶ほ上國の事情を審にせむと欲し、高瀨を發して東行の途に上りました。國臣また密に筑前へ歸つて義徒を募りたいと思ひまして、安積五郎を伴ひ宮部等と途を同くして高瀨を發し、先づ筑後の水田を過り、眞木の幽居を訪ひました。安積は始めて眞木に接して深く敬服し、後ち福岡の吉田三七郎に語つて、生來隨分多く世に名ある人物にも會ふたが、嘗て眞木の如く優れた人を見たことはないと申したさうです。

翌五日、國臣と安積とは、久留米の瀨下に到り、眞木の本宅を訪ひ一宿しました。新年の初でもある所から、家人は正式の酒饌を饗して款待しました。明けの朝になつて、安積が痘痕面の獨眼龍で、奇古の風采極めて揚らず、垢だらけの弊衣を着てゐるを見て愕ろき、夜前の獻酬を氣味惡かつたと云ふ笑話も殘つてをります。此時安積は關東の易者木村忠之助と稱し、窮最も甚だしく、身は劍客でも、一小刀を佩びないでゐました。

斯くて國臣は安積を伴ひ、微行して福岡地行の家に歸り、宅後の狹ば苦しい小屋に潜み、近所隣の耳目を避けること數日、晝伏し夜出てゝ密に義徒を募りました。

然るに福岡は去年の五月に勤王黨の獄案決し、同志概ね處分を蒙り、或は禁錮せられ或は流謫せられてから未だ一年をも閲しない時で、纔に免れて殘つてをるものも意氣沮喪して甚だ振はず、戸田六郎高橋正右衛門吉田三七郎などには、國臣頗る勸誘に勉めましたけれども、或は意見もあれば、或は事情もあつて、一人の起つて應ずるものはゐませぬ。戸田吉田は國臣等の潜んでをる宅後の小屋を訪ねて參つて安積にも會ひ、時勢の話をもして、吉田は一たび國臣の說に聽いて起うとしましたが、戸田が抑制したので思止りました。國臣は提封五十餘萬石の大藩、斯の如く賴むに足らざるを恥ぢ且つ悲み、慨然として福岡を去りました。

此間國臣は安積の爲に母親と妹とをして衣服を整へしめ、また弟鹿三郎の所藏してをる大小の二刀を取出して安積に與へました。鹿三郎は江戸に行役して家に居りませぬでしたが、後に歸つて狀を聞き、啞然たるの外はなかつたと云ふ話もあります。

安積は國臣に先だつて福岡を去り、回つて久留米の近郊安武村の上野に住む小瀧外記の家に潜み、國臣は後るゝこと數日、密に秋月の海賀宮門直求贈正五位戸原卯橘繼明贈從四位等を叩き、また馬市の岡部諶助と隈村の吉田重藏とを過ぎり筑後に回りました。

海賀宮門は後に禁錮を破り、藩を脫して伏見寺田屋の事變に殉しました。吉田重藏は齟齬して同志と會はず、親族の要する所となり、大阪より引返しましたけれども、一たびは蹶起して鄉を出でました。戸原卯橘は此時は出ませぬが、翌年は藩を脫して長州へ走り、但馬の義擧に加はつて斃れました。海賀戸原は元來文武の素養もあつて頗る優れた志士

でしたけれども、吉田は草萊の一農夫でしたが、翌年ふたゝび郷を去つて上國に出で、大和の義擧に加はつて捕はれ、元治元年の秋、國臣と同じ日に六角の獄で斬られました。最初の奮發は主として國臣の言說より起つてゐます。今次の歸筑は福岡では意を得なかつたにしても、筑前では此二三の志士を誘導したわけになります。

維新の中興に貢獻した國臣の事業の最も著いものは、蓋し斯の如く滿腔の赤心を傾けて、勤王の旨義を宣傳し、討幕の意圖を遊說し、善く人を動かして感奮興起せしめ、到る處に反響を生じた力と功とでありました。

筑後の志士の奮興と二人の烈女

國臣が筑前から歸つて參りますと、薩摩人の大擧して藩を出る期も追々近くなつたので、眞木は正月の十六日に子弟門人を集めて、愈ゝ義擧を企はだつる事を告げ、衆の志を問ひました。子弟門人は皆眞木の節度を奉じて身を致すことを誓ひ、意氣大に揚りました。國臣は此間に於て周旋最も勉めました。

水田の淵上郁太郎は、眞木の子弟中、頗る學問文字もあれば、氣力才幹もあつて、眞木より依賴を受けてをる英物でした。弟謙三と同じく義擧に加はることに決しますと、一たび鄉を出れば生きて歸るか死ぬかも分らぬし、家には父母幼妹も居つて兩親の手助けをするものも無い所からして、後の事も考へねばなりませぬ。下川の娘を迎へて置くが好からう、彼の女なれば家は心配も要るまいと云ふわけで、國臣も眞木も至極の贊成をして、一昨年の秋、國臣が松村深藏と共に、始めて眞木を訪ふて參つた時、一夜宿つた下川瀨兵衞の娘阿正を急いで娶る相談を調へまして、大鳥居理兵衞夫妻を表向の媒妁人とし、正月二十八日を以て婚儀を行ふことに取極めました。

下川の方では、娘の伯父や叔母に話しますと、祝儀事は正月にせぬものぢやと云ふし、下川でも多少は支度の都合もあつたので、母親から二月の二日に祝儀を繰延べては貰へまい歟と父の瀬兵衞に賴みますから、瀬兵衞は到底それは承知はされぬだらうが、兎も角も話をしてみやうと、淵上に相談をしますと、淵上は果して然んな馬鹿らしい事のあるものか、思立つたが吉日で、善は急げぢや、日が如何の月が如何のと云ふわけは無いと、無理やりに極めて了つて、豫定の通り二十八日に祝儀をしました。國臣も祝儀の席に列らなつて婿マギラカシと云ふ面白い一役を勤めました。

これは此邊の土地の風俗で、婿さんが極まり惡がる所から、一人の介添人を設け、同席をして式を行ふものださうです。これに就ても、下川の方の伯父などは、知りもせねば顏を見たこともない様な余所の人の婿まぎらかしとは、そりやなんちうこつかと申して不服を鳴らしたのを、淵上それは兄弟同様に親しく交る間柄だからと、段々疏明をして、國臣は終に此役を勤めました。それから翌日か翌々日の晩には、膝直しとか唱へ祝儀に列つなつた人々などを請じ、改めて宴を開いたうですが、その席で國臣はお代はりの出來ないのを通例とする雜烹のお代はりを求めて、據なく大根か何かの生烹の物を振舞はれたと云ふ話も殘つてをります。

國臣の一生には花々しい事蹟多く、種々の物語をも留めてはゐますが、元來の人柄は先づ沈着いて靜かで、高い聲で物を言ふやうな風の人でなかつたことは、實際接觸した故老の公論で、また固より好事を喜び惡戲を弄ぶ人柄とも違ひます。それに此時は齡も已に三十を三ツも越えてゐます。婿マギラカシの一役を勤めたのは、勿論それは國臣に信賴し國臣を尊敬してをる淵上が、已れの榮譽として特に賴んだのでありませう。

此時淵上の娶つた妻は、七十餘歳の高齡を保ち、大正の朝になつて世を去つた人で、その晩年には、著者も會ふて種々の話を聞きました。

淵上とは僅かの間同棲をして一女を遺されたまゝ、淵上は或は捕へられて拘囚となり、或は逃れて他郷に潜伏し、やがて非命の最後を遂げたので、若い時より孤獨の生活をして數十年の久きを送り、終始善く家を守りまして、勤王の志士たる故夫の留託を空しくせなかつた珍らしい烈女でありました。

此時久留米の瀬下にも、一人の烈女がゐました。即ち眞木和泉守の女で、名は阿棹、父の最も愛する所で、人と爲り俊爽にして敏慧、才思もあつて、粗ぼ字を識り歌も解りました。歳方に二十四、いつの間にか國臣と慇懃を通じまして、密に相愛する情人の間柄でした。從弟の大鳥居菅吉から、我が叔父兄弟が國臣等と相謀つて何か事を企はだてゝ、今年の春は或は軍の起らうも知らぬと云ふ秘密を漏れ聞き、女ながらも深く感激しまして、一首の歌を咏み、國臣に贈りました。

梓弓春はきにけりますらをの
　　花のさかりと世はなりにけり

國臣また答へました。

ますらをの花さく世とし成ぬれば
　　此春ばかり樂しきはなし

數ならぬ深山櫻も九重の
　　花のさかりに咲きは後れじ

この阿棹女も長生をして大正十四年の秋に八十七歳で世を去られましたが、これも著者は生存中幾たびか會ふて、委はしく當時の話を聞きました。

叔父の外記と兄の主馬とは、斯かる歌を詠んだことを知り、愕いて事情を尋ね、それは大事の秘密だから、輕々しく然んなことを言ふてはならぬと戒めたさうですが、間もなく當時の勤王黨の志士の間には傳はつたものと見えまして、有馬新七は伏見の寺田屋で難に殉する少し前に、座敷に足を伸べて天井を仰ぎながら、此歌を朗吟して感賞したと云ふことで、自ら狀を目擊した阿棹女の弟菊四郎は、寺田屋の事變に難を免れ押送せれて歸つて後、姉さんに語りました。

阿棹女は國臣の意を承けて、爲に多く綿を入れて肴籠を縫ひました、當時は筒袖が頗る行はれてゐましたが、國臣は己れは袖の狹ばいのは好まぬ。尋常にしてくれと賴みましたので、ヤハリその通に縫ひました。それから別に燧袋を作つて贈り、一首の歌を添へました。

　　折々にうちて燒く火の煙あらば
　　　　心さすがを忍べぞと思ふ

情思掬すべしであります。

阿棹女は後に樋口胖四郎と云ふ人の妻となつて數人の子をも生んだ人で、昔し國臣と慇懃を通ぜられたことは、老後も固く秘してをられましたが、これは國臣の方に詠んだ幾首の歌もあれば、他に種々の徵憑も殘つてゐまして、爭ふべからさ事實と思はれます。

後にも記るす機會はありませうけれども、國臣の歌は、今こゝに先づ收めて置ます。

　　戀わたる妹の門邊の川の名の
　　　　千歳の契かはらずもがな

一日だに妹に戀ふれば千歳川

ついの逢瀬をまつぞ久しき

逢ふことを妹も千とせの川の瀬の
　　下にこがれて待ちわたるらん

かゝる身となりぬと聞きて契りてし
　　妹もや我をうとみはつらん

妻とだに契りおかずばかくばかり
　　逢はざる妹はしのびざらまし

妹と我ふかき契は千歳川
　　かはる淵瀬にならはさらなん

千歳川は即ち筑後川で、眞木の一家の住んでをる水天宮の境内は、筑波川の岸頭に臨んでゐます。歌は孰れも露骨を極めた作で、歌としては別格の風情はないとして、これは此歳の夏より冬にかけ福岡の桝木屋（ますご）の獄に囚はれた時、彼の著名な紙撚字（てより）で世に留つたものですから、自ら無量の感懷を生じます。

それから二人の關係の始めて起つたかと思はるゝ頃の歌と覺へ、他の幾首の作と併はせ記したのが、別に二首ありま す。確かと國臣の咏んだものと云ふことは出來ませぬけれども、如何も然うらしいので、筆のついでに收めます。

武士戀

ともすれば荒木の弓のにへよはみ
　　離れて逢はぬ戀もする哉

梓弓末かはらじと引弦の
　ついには切るゝふしもこそあれ
片糸のみだれし末は知らねども
　はや打解けてあはんとぞ思ふ

柴山愛次郎橋口壯助の東行と水田の會議

去年の暮、國臣伊牟田の歸るを送り、川内の向田驛に到り、談論を交換して別れた薩摩の柴山愛次郎橋口壯助の二人は、政廳より江戸屋敷の糾合方勤を命ぜられ、正月二十三日を以て鹿兒島を發し東行する途次、二十八日熊本に川上彦齋を訪ひ、二十九日高瀨に松村大成父子を訪ひ、二月の朔日水田に着いて眞木の幽居を叩きました。國臣は昨日より久留米の方に參つてゐましたが、此日期せずして歸つて來て、偶然相會し與に義擧の策を議しました。

國臣と眞木とは柴山橋口の話を聞いて、薩摩は藩主茂久公の江戸參勤を見合はせ、實父久光公代はつて藩を出でらるゝ事情を始めて知り、此間に處するの方略を細論しまして、說悉く合ひ、策全く成り、部署して各々擔當する所を定め、國臣は先づ萩に到りて周布政之助を說き、防長人の蹶起を促すことになりました。

柴山橋口の二人、また深く眞木の言論志操に敬服し、豫想以上の人物と稱しました。會議の仔細は、二人が下關から有馬新七田中謙助に寄せた書中に見えてをります。然うして此日議定した方略は、眞木國臣等は九州及び防長の義徒を結束し、京都へ出てゝ田中河內介等と相謀り、久光公の京攝の地へ着かれるのを要し、擁して盟主とし、有馬新七田中

謙助等の一派と力を戮はせ、九條關白を襲ひ所司代酒井若狹守を斫り、柴山橋口は江戸へ出で、水戸人及び江戸にをる諸方の志士を糾合し、東西相應じて一時に義兵を擧げ、幕府を討ち朝廷を扶けて、王政恢復の基を開かうと云ふのでありました。

柴山橋口は翌二日に水田を去りましたが、大久保が京都よりの歸途、今明のうちに此邊を過ぐることを告げ　眞木は密に會見して說くやうにと慫慂しました。眞木また久光公の計畫の內容を質さむと思ひまして、國臣と相談を遂げ、眞木若し羽犬塚に於て大久保と會見することが出來なければ、國臣は之を瀨高に要して面談せねばならぬと約しました。

國臣は自ら羽犬塚の驛亭に就て、先觸の氏名を取調べ、大久保が三日の夜ここを通行するのを知りましたので、眞木は此夜淵上郁太郎を携へて水田の幽居を出で、大久保が深更早駕籠を飛ばして羽犬塚を過ぐるのを要し、淵上の姉婿吉武助左衞門の住宅に請じ入れて會見しました。如何いふ話をした歟、それは分つてゐませぬが、眞木は大久保の談を聞いて聊か意を安んじた模樣で、淵上は戶口を守つて人の出入を戒め、吉武は內に居つて酒を溫めたさうであります。國臣は大久保が眞木と別れて羽犬塚を去つてから、途中に待受けて駕籠を遮ぎりましたが、已に眞木と會見して來たことを知りまして、暫く立談して匆々別れました。

五日には、宮部鼎藏松村深藏の二人、京都より中山忠愛卿の敎書を齎らして歸る途次、來つて水田を過ぎりまして、田中河內介は去る二十五日を以て、粟田宮法親王の令旨を奉じ、西下の途に就く豫定であつたことを告げ、且つ具に上國の形勢を語り、河內介また書を二人に托して國臣等に贈り此意を致しました。そこで、今月の中旬には、河內介が粟田口宮法親王の令旨を奉じて下る次第も分つて、衆心大に振ひました。

是より先、阿蘇の大宮司惟善は、正月の中旬に薩摩の是枝柳右衛門が豐後を經て上洛する途次來り訪ふて、薩摩人は今年の春京都へ上つて大に爲さうとする事情を詳かにしたので、自ら熊本に出て其事を話しました。それに今は宮部鼎藏と松村深藏とが京都より中山忠愛卿の敎書を齎らして歸つて來て、上國の形勢を告げましたから、轟武兵衞永鳥三平はじめ、専ら愼重着實を旨とする老成の人々も、勤王義擧の事、また必ずしも浮浪の徒の言動のみにあらざるを知りまして、肥後の人の間にも蹶起奮興の說漸く盛に起りました。

豐後の小河彌右衞門も、是枝柳右衞門の談に依つて、薩摩の事情を知り、熊本に參つて村上良齋と云ふ人より宮部等の歸つたのを聞き、二月の六日に馳せて松村大成を訪ひ、翌七日は水田に眞木を訪ひました。小河の此行は、久光公の鹿兒島を發駕せらるゝを期とし直に上洛するつもりで、豐後を出てましたけれども、宮部等が歸つて來たので、京都の形勢を詳かにし、且つ田中河內介が近く令旨を奉じて西下する報告を得ましたから、豫定の計畫を變じまして、筑前の山家若くは筑後の松崎の邊に於て、河內介を迎へ同行して薩摩に入らうと思直しました。眞木も近ごろは久留米の政廳の注目する所となつて、到底長くは水田に留つて居られぬ勢を生じたので、田中小河と相伴ふて入薩する意を定め、同じく南行する約束をしまして、小河は先づ筑前の秋月に到つて海賀宮門等の近狀を問ひ、續いて河內介の來るを迎ふる爲め、八日には一先づ水田を去りました。

此頃の數日に於ける國臣の動靜は、具體的に明確でありませぬが、蓋し日夜筑後肥後の間を奔走周旋して、義徒の糾

ふて肥後に出で、松村大成の家を過ぎりますと、國臣の參つてをるのに出會ふたと申します。恰も八日か九日に當ります。廣瀨は水田に到つて大鳥居理兵衛に逢ひ、また直に小河の後を追ふて去りました。

此頃は田中河内介が令旨を奉じて西下し來る期日方に切迫を告げ、また島津久光公の發駕せらるゝ豫定は二十五日で、近く旬餘日の後となりまして、愈〻義徒の糾合と結束とを謀つて之に應ぜねばなりませぬから、最も國臣の奔走周旋を必要とします。それに久米留の政廳は眞木等に注目を加へ、同志の行動漸く意の如くなり難く、やがて思々に脫奔せざるを得ざる勢は已に熟してゐたので、國臣は此間に於て、特に多く處する所がなければなりませぬ。その自ら防長の地方に入りて遊說するのを思止まり、淵上郁太郎をして代はつて萩に行かしめたのも、或は此等の事情から起つたのでありませう。

十二日に、眞木の弟大鳥居理兵衛は、子の菅吉及び甥の宮崎槌太郎を從へ、名を水田天滿宮の社用に托し、家を出で大雪を犯して上洛の途に就きました。理兵衛は政廳に對し兄泉州を監守する責を負ふてゐますから、泉州にして脫奔する時は、直に已れの過失として尤められ、自ら家を出ることの出來ないのを恐れて、先づ去つたのでありました。

此夜眞木は密に水田の幽居を出て、久留米市外の弟外記の家に、老母妻及び男主馬女小棹等を招きました訣別し、また密に吉田式衛を迎へて後事を囑み、翌日の夜水田の幽居に歸りました。

十四日、淵上郁太郎は防長の地方に入り、義擧の事を說いて同志の奮發を促す爲め、角大鳥居照三郎は下關小倉の邊に於て田中河内介を迎ふる爲め、分れて各〻家を出ました。此時淵上は牟田大助と稱し、角大鳥居は川崎三郎と稱しました。

小河彌右衞門は秋月に到りて密に海賀宮門の幽居を訪ひ、且つ戸原卯橘等に會ひ、廣瀨健吉が追ふて來るに及び、相伴ふて秋月を去り、太宰府に眞木の弟小野加賀を訪ひ、次で山家の驛に足を留めて、田中河內介の來るを待ちましたが、河內介は終に來りませぬでした。

眞木和泉守の南走と子弟の脫藩

久留米の政廳は、去年このかた他國の士人が多く水田に出入する事實を知り、また近ごろ眞木が禁を破つて大久保と羽犬塚に會見した痕跡を認めまして、頗る注意をしてをりましたが、大鳥居理兵衞の一行三人、十二日を以て水田を出で、淵上角大鳥居の二人、また十四日を以て各〻家を去つたことを聞き、眞木の脫走また遠からざるを察しまして、十五日の夜、急に吏員を水田に遣はし、守卒を村の四境に置いて警戒を嚴びしくしました。

眞木は政廳の警戒漸く嚴重となるを見まして、若し田中河內介の來るを待ち合せ、逡巡して一日後れむには、必らず拘囚の身となることを思ふてをりますと、十六日になつて、政廳では今夜を以て命を傳へ、他所に移さうと云ふ評議の熟したのを密に告ぐるものがありましたから、急に策を決し、此日の正午頃、淵上郁太郎の弟謙三及び吉武助左衞門の二人を從へ、白日公然として幽居を出で、刄を露はした槍を提げ、火繩付の銃を携へて守卒を脅かし、監視線を破つて逸し、間道を取り先づ高瀨を指して走りました。末男菊四郞適〻久留米より參つて父が已に脫し去つたことを聞き、また直に後を尾して脫し、追ひ付いて從ひました。

豐後の廣瀨健吉は、田中河內介が期を誤つて來らぬのを見、重ねて眞木と相談するつもりで、小河の意を承け、此日

水田に來ましたが、恰も眞木が脫走した後で、混雜を極めてゐますから、去つて羽犬塚の驛に宿り、明日松崎の驛に囘つて小河と會ひました。豐後の同志高野直左衞門も、小河廣瀨の後を追ふて、此日の晩景また水田に參りましたが、これも脫走の事變を聞き、愕いて去りました。

國臣は久留米より馳せ來り、下川瀨兵衞の家に就いて、密に眞木の脫走した狀を尋ね、また直に久留米を指して囘へりました。

此夜久留米では、原道太（贈從四位 盾雄）荒卷牛三郞（贈正五位 眞刀）酒井傳次郞（贈正五位 重威）鶴田陶司（贈從五位 道徳）中垣健太郞（贈從五位 幸雄）古賀簡二（贈正五位 磐穀）の六人、路を豐後の日田に取じて脫し、小瀧外記は路を肥前に取つて脫し、外記の家に潛んでゐた安積五郞また此時を以て去り、眞木の長男主馬、理兵衞の長男次郞は、各〻家を守つて留りました。

國臣は此日水田に到り、眞木の脫走した狀を詳かにし、ふたゝび久留米へ歸へり、夜深けて密に瀨下の眞木の本宅を訪ふて別れを告げ、一先づ南の方高瀨を指して去りました。

眞木は十七日の曉天、高瀨に到り松村の家に投じますと、宮部鼎藏松田重助永鳥三平隄松左衞門等が、田中河內介の來るのを途に迎へむとて、熊本から參り合はせてゐましたので、孰れも面會を遂げまして、即日舟を僦ふて菊池川を下り、途より舟を棄て間道を取つて南行し、十九日松橋の驛より海を航し、二十一日薩摩の阿久根に到り、斯くて鹿兒島の城下に入りました。

眞木が幽居を出てゝ脫走したことを聞いて、久留米の政廳は大に愕ろき、急いで捕手を諸方に放ち、脫走者を追跡するに忙はしく、物情恟々として人心混雜を極めました。

大鳥居理兵衞の一行三人は、十八日長州の竹崎に到りて白石正一郞を訪ひましたが、翌十九日下關に於て、久留米よ

り追跡して來た捕手の拘する所となり、即日押送せらるゝ途次、理兵衞は筑前の黒崎で輿中に自殺しました。それは此文久二年の回天運動に係はる劈頭第一の殉難者で、兄和泉守も已に捕はれ事全く破れたと思ふて死を決したのでありました。

淵上郁太郎角大鳥居照三郎の二人は、十六日下關に到り、竹崎に白石正一郎を訪ひ、密に相談をして、淵上は急行して萩に赴き、角大鳥居は小倉まで回つて田中河內介を待つてをりますと、十九日角大鳥居は先づ捕手に捜がし出されて捕はれました。淵上は十八日萩に入つて久阪玄瑞土屋矢之助に逢ふて事を謀り、久阪と倶に土佐の吉村寅太郎を旅舍に訪ふた後、急いで歸る途中、秋吉臺で捕はれました。眞木の弟小瀧外記また肥前の領內に於て捕はれ、各〻拘囚の人となりました。

原道太荒卷羊三郎等の六人は、豐後の日田から間道を取り、英彥山を越えて豐前の中津に出で、一行中の四人は、海路より直に東上し、原荒牧の二人は、國臣の紹介を以て竹崎に白石正一郎を訪ひ、白石の庇護を受けて潛伏しました。安積五郎も都合好く脫して上りました。

國臣は十六日に久留米と水田を去來して奔走し、眞木の狀を問ひ、義徒の脫走を助けた後、また肥後に入り、留つて熊本と高瀨の間を去來して同志の結束を謀ること數日、宮部松村及び松田重助山田十郎等は、猶ほ田中河內介の來るを待つて策を決することを期し、松田は筑前の境まで出でゝ迎へむとしましたけれども、河內介は約に違ふて來なかつたので、人々は種々の疑惑を生じ、議論また紛々として起りました。國臣は肥後の事多く賴むべからざるを憾み、轉じて肥前の佐賀に入り、義徒を募り、また一たび筑前の境に歸り、馬市の岡部譴助を訪ふつもりで、二十日に高瀨を去り、北を指して行く途上、廣瀨健吉が小河彌右衞門に別れ、肥後の形勢を視察して來るのに逢ひました。廣瀨は國臣の談を

聞いて、自ら南行する必要なきを知り、相伴ふて引返し、久留米に小河と會ひました。
小河の從僕の竹五郎が、十七日久留米の眞木の家に於て、難を畏れて逃れ潜んだのを怪まれ、政廳の拘囚する所となり、且つ小河の手荷物をも押收せられたので、それを取戻さうとして、政廳に掛合をして、數日久留米に足を留めたのですが、二十一日に及びて、竹五郎は解放せられ、手荷物も交付を受けましたから、廣瀨と倶に南行して肥後に向ひました。

旅費の窮乏と志士の苦節

斯くて國臣は久留米に於て小河廣瀨と別れ、また密に歸つて筑前の境に入り、二十三日馬市の岡部諶助を賴みまして、書を福岡の父親吉郎右衛門に寄せ、筑後肥後の間に足を留めて薩摩人の出境を待つてをる由を告げ、且つ旅費の窮乏を訴へて金二兩の贈與を求めました。

益御靜泰奉二恐悅一候二私義無異罷在候、御消念可レ被レ爲レ下候。扨其後周旋今程南筑西火邊に遊び、薩之出掛相待居申候。就而は旅費拂底に相成甚難澁仕居申候間、金子貳兩程御調達被レ下間敷哉、左候はゞ暫之處取續き、薩勢出懸に相成候上は、如何樣にも相成可レ申相考居申候得ども、彼方次第に延引に而、大に手支に相成申候に付、無レ據右之處御相談申上候、此段御聞納可レ被レ爲レ下候。恐惶謹言。

二月二十三日　　　　田　中　作　八

吉郎右衛門樣

馬市は福岡を距ること約八里、岡部は自ら書を齎らして行き、金子を領して歸りました。

國臣は去年の十月にも、書を父親に寄せて金二兩の贈與を得ましたが、今また此事を見ます。物價の低廉な當時の金の購買力は甚だ豐富で、今日とは比較せられないとしましても、しかし二兩は格別の多額とも申されませぬ。それ丶猶ほ斯かる不自由をを極め、心力を傾け奔走周旋して君國の事に勤勞したのであります。志士の苦節苦心は、自ら想ひやられます。

國臣は筑前の南境に入つて、岡部諜助吉田重藏の徒を訪ひ、馬市隈村の邊に潜むこと數日、此間に於て、二月二十五日に決定してゐた島津久光公の發駕が三月の中旬に延期せられたことを知りまして、岡部の福岡より金子を領して歸つた後は、轉じて肥前の佐賀に入り、枝吉杢助江藤新平等を見て、蹶起を促しましたけれども、佐賀人は急に動きませぬでした。そこで去つて筑後の柳河に川邊源太郎の家を過ぎり、斯くてふたゝび肥後に入り、熊本高瀨の間を去來して、專ら同志の糾合を謀り、薩摩人が久光公の駕に隨ふて境を出るのを待ちました。

吉田重藏は此時の義擧の企には與るを得ませぬですけれども、一たびは志を立て家を出でゝ鄕人の引戻す所となり、翌年の春、國臣が福岡の獄に居る頃、肥後の松田重助に從ふて出で、大和の義擧の一人として身を致しました。岡部諜助は病弱で、翌年の夏世を去りましたが、夙に慷慨國を憂ふるの志篤く、最も國臣を信じ、吉田と同じく、草萊の農夫を以て勤王の大義を辨してをる人でした。然うして家は筑後に近い境上でしたから、國臣は折々密に來て訪ふたのでした。佐賀の遊說は終に一人の義徒を募ることは出來ませぬでしたが、江藤新平は此歲の六月獨り奮ふて藩を脫し、翌年の夏は福岡と下關とに國臣を尋ね廻はつてゐますから、必ずしも此時の遊說と相關する所がないとは申されますまい。

柳河の川邊源太郎は一昨年の頃より交を結び、嘗て共に松村大成父子高木元右衛門等を訪ふたこともありました。此時の義擧には加はりませぬけれども、元治慶應の頃には、一個の志士となつて行動しました。

肥後人で此時の義擧を賛し、蹶起して上國まで出たのは、内田彌三郎（贈從五位秀行）竹下熊雄（贈從五位重楯）及び農夫緒方榮八の三人でした。肥後に於ける他の幾多の先輩同輩は、概ね中途より異議を抱いて自ら抑制したに拘はらず、此三人のみ斯の如く蹶起して出たのは、主として松村大成の援助から生じたとは申しましても、國臣の奬勵鼓舞は最も與つて力のあつたもので、農夫の緒方榮八は別けて然うだと聞えてをります。

後に入江八千兵衛若くは旭健と稱して名を知られた木曾源太郎（贈從五位）も、國臣の熱心なる勸誘を受け、深く感動しましたが、身一たび藩を脱すれば忽ち累を養家に及ぼすを恐れ、强ひて自ら抑制し纔に止みました。

島津久光公の發駕

薩摩では久光公が藩主茂久公に代はつて藩を出で、勅命を請ふて京都江戸の間を周旋し、力を國事に盡くさるゝ内議は、去年の冬より決定し、計畫の內容は猶ほ暫く秘密として、茂久公自ら恆例の江戸參勤をせらるゝやうに聞えてゐましたが、新年の初になつて、久光公自ら小松帶刀中山尙之助大久保一藏等を從へ、多數の士卒を率ひ二月二十五日を以て藩を出でらるゝことも發表せられ、人心も盛に振ひ起りまして、發駕の準備に忙はしい最中、西郷は三年このかたの謫居を免ぜられ、大嶋から歸つて參つて、豫定の計畫に異議を唱へたので、二月二十五日の發駕は、一先づ延期せられまして、三月十六日となりました。

豐後の小河彌右衞門高野直左衞門肥後の宮部鼎藏松田重助長州の堀眞五郎來原良藏等は、鹿兒嶋の城下に到つて藩內の事情を知らむと欲し、一方ならぬ苦心を費して入薩を企はだて、來原は公用と稱して一たび城下に着き、小河等は鹿兒嶋の近傍市來の驛まで參りましたけれども、孰れも當該の役人より退去を迫られ、要領を得ないで困つてをる所に、種々の經緯もあつて、有馬新七田中謙助村田新八の三人が、小松大久保の旨を受けて來まして、久光公の東行は、單に藩主の代理として江戶に出で、累年參覲を寬假せられ、且つ新に藩邸造營の費用を給與せられた謝意を述べ、傍ら藩邸造營の土木を監督する爲で、他に何の趣旨もないことを告げましたが、有馬田中は、私の話として、久光公の東行は恆例に異り、多數の士卒をも率ひ、また兵器糧食の準備をするなど、如何しても尋常の東上とは認め難く、藩內の志士でも、隨從の命を蒙らぬものは、自ら脫して出やうとする內情を語り、然うして久光公及び左右の人の趣旨は、要するに朝廷と幕府の間を周旋し、勅命を奉じて幕政の改革を謀らうと云ふに止まり、同志の待望とは齟齬する姑息因循の計畫であることを密に告げました。

有馬田中は薩摩に於ける純正勤王黨の巨魁で、夙に急激の意見を抱いてゐまして、國臣とは舊識の間柄、夙に消息の相通する許りではなく、此時は已に柴山愛次郎橋口壯助の二人が、水田に於て眞木國臣と議定した方略を詳かにしてをれば、近ごろ入薩した眞木とも幾たびか相會ふて所見を同うしてをりますから、小河等の一行とも互に城府を撤して意見を交換しまして、久光公及び左右の人の趣旨は、斯の如く姑息因循だとしても、若し諸方同盟の志士が、此機會に於て、先づ義を京攝の地に擧げて之を擁するならば、久光公また必らず決せらるゝであらうと云ふことは、機微隱約の間、相互の見る所自ら一致しました。

そこで小河等の一行は、薩摩の內情は善く解つたし、久光公の發駕も數日の後に迫つてゐますから、急いで市來を發

し、晝夜兼行北を指して歸りました。

三月十六日久光公は豫定の通り鹿兒嶋を發し東上の途に就かれました。藩主修理太夫茂久公留つて藩を守られ、家老喜入攝津之を佐けて政を行ひ、側役小松帶刀は家老の職を攝し、小納戸役中山尙之助小納戸役大久保一藏は並に側役の職を攝して久光公に從ひました。此他側役谷川次郎兵衛小納戸役汾陽五郎左衛門以下扈從儀衛の職員、及び海陸二手に分れた隨行の士卒都べて一千餘人、有馬新七田中謙助柴山龍五郎（後の景綱）三島彌兵衛（後の子爵通庸）是枝萬助大山彌助（後の公爵巖）西郷眞吾（後の侯爵從道）篠原冬一郎（後の國幹）吉原彌次郎（後の重俊）谷元兵右衛門（後の道之）橋口吉之丞有馬休八林庄之進岸良三之助岩元勇助深見休藏森新兵衛吉田清右衛門等、後ち伏見寺田屋の一擧に加はつた先輩後輩の同志また槪ね此内にゐました。隨行の人員に入るを得なかつた大脇仲右衛門阪本彥右衛門指宿三次森山新五左衛門（贈從四位永治）山本四郎（贈從四位義德）の五人は、公の駕已に發した後相謀つて共に脫し、海路長崎を經て下關に向ひ、美玉三平も別に脫して東上しました。

國臣は小河等の薩摩を指して參つた時、猶ほ留つて肥後にゐましたが、これは初より薩摩人が必らず大擧して出ることを信じ、待設けてをりましたし、今は久光公が愈々發駕せらるゝよしを知つて喜びました。情は歌に現はれてゐます。

さそひ出し櫻島根の春風に
　みやこの花もにほひそめてき

久光公の發駕せらるゝ前々日の三月十四日には、豐後を指して急いで歸る小河が通行して來ました。久光公より早く大阪に出でゝ事を謀らうと豫ねて相約した次第もあるので、此日は高瀨を出で愈々東上の途に就き、小河と同行して先づ竹田に參つて留ること二日。

此時竹田は小藩ながらも重臣の中川土佐中川傳次郎田近儀左衛門以下、門閥權要の人、また小河等志士の說に耳を傾

くる者多く、藩論頗る振ふてゐました。國臣之を見て深く嘆美しまして、評して擧藩勤王とも云はれる狀は、薩摩も猶ほ及ばぬと申しました。

十八日、竹田の同志十餘人の一行と供に發し下關を指して立ちました。竹田を去るに臨み二首の歌を詠みました。

いざ誰も行きて折らなん紅葉山
　とても散るべき色はみえけり

數ならぬ草の下葉の露の身も
　しなばや死なん大王の邊に

長州竹崎に於ける西鄕との會談

國臣は三月の二十一日に、竹田の一行と同じく豊前の大里へ出で、即日小河及び赤座彌太郎を伴ひ海峽を越えて、竹崎の白石正一郎を訪ひ、こゝから小河と共に各々一書を作り、密に事情を秋月の海賀宮門に告げました。當時海賀は前に申した山流しと云ふ妙な流罪中の身で、片田舍の山中に幽囚されてゐましたが、二人の內報を得ると、直に禁錮を破つて藩を脫し、大阪に於て追付きました。

白石の家には、薩摩の森山新藏波江野休右衛門會山九兵衛の三人が宿つてゐまして、折しも山田亦助土屋矢之助も萩から參つたので、白石は小河國臣を合はせ、薩長筑豐の人を一堂に會し、盛宴を設けて之を饗し、豪興涌くが如く快談盛に起りました。森山新藏は安政五年の冬、月照入水の後、大久保海江田が國臣の歸るを追ひ、夜行六里重富の驛に到

つた時、金五兩を贈つて國臣に餞するの資とした人、波江野また國臣の留囑を受けて月照の墓表を建つるに與りました。然うして舊緣最も深き西鄕村田の二人、また近く到らむとするのでありま す。國臣の此時の今昔の感は自ら思はれます。

翌二十二日の曉天、西鄕は村田新八を伴ふて白石の家に着きました。

去年の冬、國臣が尊攘英斷錄を抱いて薩摩に入說した頃までは、西鄕は猶ほ大嶋に居りまして、勿論それは會ふことは出來ませぬでした。此春になつて大嶋から召し還へされて鹿兒嶋に着いてみると、久光公が將に發駕せられむとする時で、西鄕は別に見る所の意見があつて、反覆主張しましたけれども、結局容れられぬで、然らば已むを得ないと云ふわけで、一旦は全く退いて了つたのを、大久保は此間に於て、段々力を調停に盡した所からして、ふたゝび出ることになつて、久光公から行々九州の形勢を視察し下關まで參つて待つてをる樣にと云ふ沙汰を受け、また浮浪の志士を鎭撫して過激の行動をさしてはならぬと云ふ內意も蒙りまして、久光公の發駕よりも三日前に、村田新八を携へて鹿兒嶋を出で、下關を指して行く途中、森山新藏より特に使を遣はし勉めて早く參るやうにと促して來たので、道を急いで今しも白石の家に着きまして、偶然國臣と會ふたのであります。

五年の前月照と波を踏んだ時の船中に別れてより今始めて相會ふたのですから、互に感懷の多かつたことは察せられますが、西鄕は白石の家に居ること纔に一日で、他人と寬談する暇に乏しかつたのですけれども、國臣は交態おのづから尋常に異るので、獨り能く寬話を遂げて舊情を語り且つ時事に及ぶを得ました。西鄕は國臣の決心甚だ堅く、如何しても此機會を以て義兵を擧げねばならぬと思込んでをる樣子を見まして胸襟を披いて與に談じ、先年は月照師と同じく死すべくして死せず、不思議の命を偷みて今に至つた。然うして今また公等と同じく斃れねばならぬ時となつた。いづれ斷乎

たる決案を立て諸共に戰死を遂げやうと申しました。また我が生命は五年このかたの借財である。當さに此機會を以て返濟せねばならぬと申しました。

國臣は十分の覺悟をして飽くまで事を擧ぐるつもりで蹶起してゐますけれども、薩摩人の行動に就ては、猶ほ多少の懸念をしましたが、寡默沈重の西郷が斯かる話をするのを耳にして深く感激しました。久光公及び小松大久保等の態度に慊焉としてをる諸方の義徒も、西郷が斯かる話をしたのを聞き、相傳へて意を強くしまして、意氣頓に振ひました。

小河が當時郷國の同志に贈つた書中には斯う述べてをります。

今夜、深更薩州より大嶋三右衛門村田新八着に御坐候。二十二日に森山一同に又々白石の家にて面會致候。大嶋は元と西郷吉之助(吉兵衛の誤)と云ふて、彼の月照と一同一旦海に投じ候得共、引上げられて蘇生したる男にて、扨も斯かる勇夫大膽の人、今の世に可レ有とは思寄らざる程の人に御坐候。平野は西郷が海に入りたる同船の人にて、特に交深く候。

また別にも斯う言ふてをります。

今度下關白石の家にて、次郎は久々に面會しけるに、三右衛門は果して今度の大事を己が任として勇決すべきさま言外に思知られたるとぞ。一敏も初て面會するに、勇威逞しく膽略世に勝れたるさま、斯かる人の今の世に在るべしとは思はざりき。

西郷も後に徳之嶋より木場傳内に贈つて、已が久光公の嚴譴を蒙り、ふたゝび南洋流謫の身となつた消息を告げた書中に、左の一節があります。

筑前浪人平野次郎と申もの、此以前月照和尚之供いたし御國元へ參り、臨終之時も同敷罷在候人にて、夫より方々

徘徊いたし、周旋奔走勤王之爲盡力いたし艱難辛苦を經候人に御坐候。右之者至極決心いたし居候故、又其方と死を共に可レ致我等に相成候、いづれ決策相立候て共に戰死可レ致と申置候。勿論死地之兵にて、生國を捨父母妻子に離れ、泉公之御志被レ爲レ在候段奉レ慕候に付、都て箇樣に申候ては、自負之樣御坐候得共、我をあてにいたし出候故、我死地に不レ入候ては、死地之兵を扱ふ事出來申間敷、何篇諸方の有志は大阪にて都て私より引しめ置候處、有村俊齋阿久根より極々急にて京師に參り、早々御中途まで又々踏返申候。其折平野と川下り一緒にいたし候處、私の決心を平野より相咄候由、然る處俊齋より右之趣申上候處、至極之御立腹にて斯樣に罷成申候。

西郷が久光公の嚴譴を蒙り、ふたゝび南洋流謫の命を受けて大阪より還されたのは、國臣が播州の大藏谷に參つて藩主黑田長溥公の駕を遮ぎつた數日前のことでしたが、その嚴譴を蒙つた重要の原因は、國臣が竹崎の白石の家に於て會談した次第を海江田に話したのを、海江田は久光公に具狀したからだと云ふのです。

安政戊午の大獄の前後までは、海江田も西郷と提携して力を國事に致してゐましたけれども、此頃は全く相離れて了つて、專ら久光公の意圖に承順してをりました。國臣は斯かる內情を知りませぬから、やはり從前通の間柄と思ふて、伏藏のない話をしたのでありませう。

上國の同志と大阪の二十八番長屋

國臣は竹崎の白石の家に於て、西郷と久しぶりの會見を遂げましたが、その夜直に小河等の一行と共に、竹崎を解纜

し大阪を指して上りました。西郷も森山新藏村田新八の二人を伴ひ、此夜また別に船を雇ひ、同じく大阪を指して上りました。

連日の船中、小河は噩斗の筆を執り、國臣の談を請ふて月照の入水の始末を記しました。維新の後に『明烏』と題して刋行せられ汎く世に行はるゝ小河の遺著は即ち是で、書中に國臣が月照のことを述べた長篇の今様歌を收めてあるのは、一行の船やがて大阪の宇治川に入らうとする頃、國臣が自ら謠ふのを聞き、書き取つたのだと申します。小河が船中に筆を執つて國臣の談を記したのは、蓋し竹崎で西郷森山波江野等と相會ふて當時の舊を語るのを聞き、深く感興を動かした故でありませう。

國臣は小河の一行と、西郷等よりは一日早く二十六日大阪に着きまして、先づ土佐堀の旅店讃岐屋に投じ、二十八日は移つて薩摩屋敷に入りました。こゝには田中河內介父子青木頼母中村主計千葉郁太郎藤本津之助飯居簡平清河八郎安積五郎伊牟田尙平等の一團、久留米の原道太酒井傳次郎鶴田陶司中垣健太郎荒卷羊三郎古賀簡二の六人は、已に參つてをりました。

田中河內介は肥筑豐の同志と相約した次第もあつて、二月の中旬には、中山忠愛卿を奉じ粟田宮法親王の令旨を齎らし九州へ下るつもりでしたが、種々の故障を生じ、計畫意に任かせ兼ねて逡巡してをる折しも、柴山愛次郎橋口壯助の二人は江戶に赴く途次、上洛をして、久光公は二月二十五日を以て愈々發駕せらるゝ事情も分りましたので、今は自ら行く必要もない、寧ろ久光公の着駕を待つて事を謀るが好いと云ふ所からして、京都に留つて義徒を糾合してをりました。

然るに、京都では、故井伊大老の子掃部頭直憲卿が、幕府の命を受け、去年の冬皇妹親子內親王の降嫁せられた謝意

を表する上使として入洛することになつて、町奉行は洛中の警察を嚴密にし、頻に浮浪の人を物色するので、河内介等も偵吏の注目を免れ難く、今は安閑として居られぬ形勢となりました。

柴山愛次郎橋口壯助の二人は、藩を出る前から有馬新七田中謙助と相謀つて、別に計畫を立て、京都より伊牟田尙平を伴ふて江戸に下り、水戸長州土佐はじめ、諸方の志士を語らひ、千代田城を燒き老中を斬り、京都と策應して事を起し義を擧ぐるつもりでしたが、江戸では正月十五日に安藤對馬守を襲ふた阪下門の一擧が失敗に歸した後で、幕府の警戒は嚴重となり志士の意氣は消沈し、內外の事情は全く豫期する所に違ひまして、到底手を下す餘地はないので、念を江戸に斷つて西上すると、恰も河內介の一團が進退に苦む時でした。

そこで段々評議を遂げ、京都の薩摩屋敷に勤めてをる鵜木孫兵衞等の說もあつて、三月の二十日に、伊牟田尙平は先づ久留米の同志四人を伴ふて大阪に下り、續いて田中淸河安積等も下つて土佐堀の薩摩屋敷に投じましたが、留守居役の松崎平右衞門は固く執つて庇護を與へませぬ。柴山橋口は此間に種々苦心をしまして、これも江戸より近ごろ上洛してをる堀次郎に相談をしますと、堀は別に自ら見る所があつて、納得をしまして、大阪へ下つて松崎を說き、一切の責は自分に於て引受け、決して迷惑を掛けないからと申して激談をしたので、松崎も我を折つて堀の言に從ひ、田中淸河等の一團を二十八番長屋といふに收容しました。これは國臣の大阪に着く四日前であります。

堀次郎が大阪屋敷の留守居役を說いて、諸方の義徒を二十八番長屋に收容して寢食を給與したのは、素と義徒の志と事とを贊助したのではなく、久光公の駕未だ到らざるに先だち、暴發して急激の行動を取るのを懸念しまして、暫く慰撫して無事を謀つたものでした。田中河內介等の一團、方に幕府の追捕を受けやうとして窘窮してをるのを見まして、堀の專斷した取計で、外觀は庇護を與へた姿となりましたけれども、內實は義徒の激發を防ぐ趣意から起りました。久

光公は播州の室津に於て大阪の屋敷に多數の浮浪を收容した報告を聞かれまして、始は頗ろ愕然とせられた模樣でしたが、堀の辨明を得られてから、成程然う歟と首肯せられまして、却て嘉賞せられたと申します。

二十八番長屋は、薩摩屋敷の外で、構えは別になつてゐましたが、やはり屋敷の一部として附屬したものでありました。

秋月の海賀宮門、肥後の內田彌三郎竹下熊雄緒方榮八も、やがて二十八番長屋に入りました。此外薩摩の橋口傳藏弟子丸龍助永山萬齋西田直五郎伊集院直右衞門木藤市助等は、日州佐土原の富田猛次郎と共に、各々江戶の屋敷を脫して來り、中島の旅店魚屋にをりました。長州の久阪玄瑞寺島忠三郎入江九一楢崎彌八郎楢崎忠助天野淸三郎中谷正亮福原乙之進久保淸太郎中谷茂十郎中谷彪次郎堀眞五郎小倉松三郎伊藤傳之助品川彌次郎白井小助香川助藏山縣小助船越淸藏等の約二十人は、長州屋敷に留り、土佐の吉村寅太郎宮地宜藏吉松緣太郎の三人は、寓して長州屋敷にゐました。薩摩の森山新五左衞門阪本彥左衞門指宿三次山本四郎の四人、また藩を脫して來り、美玉三平最も後れて來り、是枝柳右衞門は田中河內介等と同じく京都より來ましたけれども、孰れも分れて二十八番長屋の外に居りました。互に來往して氣脈を通じ、久光公の着駕を待つて事を擧げむと欲し、意氣さながら天を衝くの槪がありました。

西鄕森山村田の三人は、國臣等に一日後れて、三月二十七日に大阪へ着きましたが、西鄕は元來夙に幕府の嫌疑を蒙つた人で、氏名も大島三右衞門と稱してをる身ですから、世間の耳目を憚つて屋敷にも入らず、森山の親交する加藤十兵衞の家に暫く潛みまして、長州の宍戶九郎兵衞久阪玄瑞等に會見したまゝ、直に伏見を指して上りました。

伏見の薩摩屋敷に於ける西郷大久保等との會談

四月の初になると、久光公着阪の期日も近づきまして、人心自ら動き立ち、形勢も漸く迫つて來ました。國臣は西郷を見て今一たび時局を談し、且つ回天の密策を朝廷に獻ぜむと欲し、六日の夜、小河と偕に淀川を遡り、七日の朝早く京都に入り、錦小路の薩摩屋敷を叩いて西郷を尋ねまして、此屋敷に居らぬことが分りましたから、直に伏見の方へ引返へし、假屋守本田彌右衛門の役宅を訪ひますと、西郷大久保森山村田皆座にゐまして、大久保は下關から久光公に先だつて急行し、昨夜を以て始めて來り、幾んど徹宵論談し、今また將に河を下つて回へり去らむとする時でした。本田小河國臣を合せて主客都べて七人、時勢から申しても、人物から申しても、寔に珍らしい群雄の會合で、記るすに足る話も多かつた筈と思はれますが、惜哉仔細のことは傳はつてゐませぬ。たゞ小河の記錄に、西郷が久光公の馬首をして必らず空しく東せしめぬと語つたよしの見えてをるのと、本田の懷舊談に國臣が急激の說を唱へたことを抽象的に述べてをるだけとに止ります。此時國臣は彼の赤裸々の討幕論を立てた回天三策の密奏書を懷にしてゐたのですから、その急激の說を唱へたのは、勿論それは然うでありせう。

是より先、久光公の一行、三月二十八日を以て下關に着かれますと、九州及び防長の志士、陸續として京攝を指して出で、公の着駕を機會として事を起さむとする形勢は悉く明白となりました。然うして行々浮浪の徒を鎭撫し、下關に於て公の着駕を待つやうにと命ぜられた西郷は早く去つて此地に居らぬ許りでなく、却て自ら魁首となつて事變を激動するが如き痕跡を留めてをります、そこで久光公及び公の左右は激徒の行動を憂ふると共に、深く西郷の心事を疑はれ

まして、急に豫定の日程を變じ、下關に留つて前途の事を評議せられました。
白石正一郎は去年の冬島津家の御用達となり、此時も久光公の駕に隨ふて上國へ出るつもりでしたが、西鄕の事に連坐して忽ち御用達の資格をも取上げられ、至極の不首尾となりました。
大久保は小松帶刀中山尙之助等と共に久光公の機密に參してゐますけれども、諸方の志士に對する意見は、小松中山とは頗る異つてをりまして、西鄕の心事また固より熟知する所でした。未だ藩を出でざる時より、或は今日の事あるを慮りまして、善く之に處するの策を講ぜむと欲し、數ば小松中山とも討論すれば、久光公の顏を犯して建白もしましたが、終に行はれませぬでした。然るに、今や果して事變將に起らむとする場合となりましたから、ふたゝび小松中山を見て所見を述べ、また久光公に謁して切言しました。公は小松と相謀り、急に東上を命ぜられました。そこで大久保は三十日に下關を發して大阪に出で、國臣小河と同じ日に淀川を遡り、西鄕が人を避けて宇治の萬碧樓に居たのを迎へて伏見の屋敷に歸らしめ、會見して互に意見を交換してみますと、西鄕は藩を出て長州の竹崎に着いて以來の經過を語り、諸方の志士競ひ起つて人心大に振興したことを述べ、天下の形勢、各藩の事情、藩を出る前に考へた所とは、著しく異はり、大に有望となつて、此機會を善用して幕府を控制し皇權を伸張するの最も得策であることを說き、已は浮浪の志士や少壯の藩人が或は輕擧妄動して大事を誤るのを心配するから、自ら投じて死地に入り、彼等と聲息を通じて鎭撫に勉め、久光公の着駕を待つてをることに及びました。
此間多少は西鄕一個の異はつた意見もあつた模樣ですが、要するに大體は然ういふ話で、久光公の節度に違ふて自由の行動を取つてをるので無いことも善く分つたので、大久保は深く喜んで安心をして、猶ほ暫く西鄕の力に依つて、浮浪の志士や少壯の藩人の輕擧妄動を鎭撫し、時期の成熟を待ちたい希望を述べ、相互の見る所も全く一致しましたか

ら、寛談時の移るを忘れて深更に及び、やがて鷄鳴を聞きました。

翌七日、大久保は直に伏見を去つて大阪へ下らうとする折しも、小河と國臣とは西郷を訪ねて參つて七人の會合と爲つたのでありました。

大久保は京攝の形勢と西郷の心事とを詳かにし、欣然として伏見を辭し去り、狐の渡より船を下り、男山の八幡宮を拜して皇運の隆昌を祈り、橋本よりふたゝび船に乘り、大阪を經て播州に向ひましたが、此日久光公は姫路の旅館に着かれまして、堀次郎海江田武次の報告を聞かれ、また小松帶刀中山尙之助等の彈劾もあつて、西郷を以て飽くまでも公の節度に違ひ、浮浪の徒や少壯の藩人を煽動し、自ら魁首となつて事變を起さむことを謀るものと認め、盛怒して嚴重の處分を加へらるゝ内議を決せられまして、寺田屋の慘劇は是に序幕を開きました。

回天三策の密奏

國臣と小河とは、西郷等に別れて伏見の薩摩屋敷を去つてから、ふたゝび京都へ入つて西村敬藏（儒醫贈從五位）を訪ひ、また市中を涉覽し、小河は卽夜淀川を下り、國臣は留宿しまして、翌八日の曉を犯し、曇華院（村雲御所）の侍人吉田玄蕃重義の門を叩き、密に回天三策の一篇を取出して朝廷に上る手續を囑み、また直に大阪を指して歸りました。

國臣と吉田玄蕃との交態は、善く分りませぬけれども、遺稿のうちに眞木泉州を天下の英才と稱して吉田に贈つた文書の斷片も聊か殘つてをるので、多少の因緣はあつた間柄とは思はれますが、前後の情況から考へまして、二人の相會ふたのは、此時が始のやうに見えます。

吉田は豫ねて勤王の志もあつて、宮家や公卿の門に出入する人ですから、國臣の意を諒とし、大原左衛門督重德卿に事情を述べて執奏を賴みますと、大原は近衞公を經て差出され、やがて孝明天皇の叡覽を蒙りました。

此歲の十二月、國事掛の職に補せられた權中納言三條西季知はじめ數人の公卿を御前に召され、親しく賜はつた勅語のうちには、曩に平野國臣討幕の議を奏す、朕之を胸臆に秘し以て今日に至ると宣はせられたと申しまするし、孝明天皇紀には、二條關白の御手控より建言の全文を引用してをられるので、當時此書が朝廷に奏聞せられ、孝明天皇の叡覽を蒙つたのは、蓋し疑もない事實であります。

回天三策の趣旨は、幕府專橫にして朝命を奉ぜないで、濫に外夷と相結び、今や方に國を擧げて腥羶の風に倣はむとするのを憤慨しまして、適〻島津和泉が士卒を率ゐて東上するのを機會とし、その滯阪中、綸命を下されて直に大阪城を拔き、彥根城を燒き、二條城を屠り、續いて和泉は入洛し、幕吏を追ひ攘ひ、粟田宮法親王の幽屛を解き、聖駕を奉じて大阪城に行幸を謀り、斯くて陛下は親しく兵を進めて東征あらせられ、暫く箱根山を行在所として、幕府の罪を問ひ、下して諸侯の列とせられ、幕府若し命を奉ぜぬ時は、速に討伐の兵を加へ賜はむことを奏請したのでありまして、前の尊攘英斷錄に於て述べた意見を、更に簡約明截としたものでした。

回天三策

謹テ奉二密奏一候、當時天下之形勢、駸々トシテ黠夷外ヨリ逼リ、焰々タル大姦內ニ誇リ、其機ノ不レ安事、譬バ癰疽ノ兩病ヲ醸スガ如ク、實ニ國體ノ存亡、命脈ノ斷續、此時ニ有之段ハ、今更申上候迄モ無二御座一、即叡覽ノ通

ニ御座候。然ル上當戊十月ニテ、華庫堺之三津、開港之期約滿候由、若此三ケ所開港ニ相成候ヘバ、例ノ商館ト號シ、城郭樣之物ヲ製造シ、群虜ヲ屯セシメ、軍艦ヲ繫ギ、砲臺ヲ構ヘ、水陸ヲ要塞スルニ至リ、神州中斷ノ象ニテ、譬ハ龍蛇ノ胴中ヲ切斷セラル、如ク、首尾自ラ卒然、應援之道運ビ難ク、乍レ恐鳳闕ノ御危難、累卵ヨリモ甚シク萬一及ニ其期ニ候テハ、外寇掃攘之策可レ施術計無レ之、手ヲ束ネテ左衽蟹文之風ニ變ジ、乍レ居腥羶之正朔ヲ奉ズルノ外ニハ處置無レ之儀ハ、鏡影ヨリハ朗ニ御座候。右ニ付兩三年前ヨリ、誠ニ心配仕、是非共當春迄ニハ、義旗決擧不レ仕候テハ、不ニ相成一素ヨリ鎭西有志ノ者等密ニ結義仕居候ヘ共、義徒烏合計ニテハ、僅數百人之事ニテ、志ヲ不レ遂候而已ナラズ、却テ後害ヲ引出候樣ニ至リ可レ申哉ニ付、是非ニ大諸侯ヲ頼マズシテハ、迚モ不レ叶事ト因循仕候內、皇妹樣ニハ關東ニ御降嫁ニ相成、恐多クモ去冬幕府ニ於テ、國學者共ニ申付、忌々鋪御舊例ヲモ取調候趣、脫漏仕候故、何時暴虎馮河之機ニ至候モ難レ計、彼是以天下有志ノ者扼腕憤激仕、義氣十分ニ震立機節相顯候ニ付、已去年十二月、一書ヲ携ヘ薩州之關所ヲ犯シ、鹿兒島府ニ入込申候處、一藩案外奮起仕居申候故、即チ封ヲ修理大夫之實父島津和泉ニ奉リ申候。其頃同藩ニテ當春修理大夫出府之所ヲ延引シテ、當秋ニモ相成勢ニ御座候處、俄ニ其後事改リ、修理大夫ノ名代トシテ、和泉出府ト申事ニ決定シ、則此節上京之儀ニ至リ申候。如レ此薩ノ一國擧テ勤王之儀相決、西海山陽南海之有志之輩、如レ此奮起、或ハ亡命脫藩シテ上阪仕リ、京攝ヘ潛伏仕者モ數多有レ之、實ニ止ルニ不レ可レ止勢ニテ、必死確決ヲ以テ、是非共此度大擧シテ、恢復之基ヲ開キ候含ニ御座候。斯ク迄人氣奮立候大機會、是迄所レ不レ有ニシテ、千萬世ノ一時ニ御座候。若此機會ヲハヅシ候テハ、臍ヲ噬共無レ詮、決テ不レ可ニ再來一機ニ御座候。一旦如レ此決發仕候上、悠々不斷之處置ニ至リ候心遣ヒハ毛頭無レ之候ヘ共、同クハ決擧仕候中ニモ、上策ニ出候ヘバ、勞セズシテ其功十分ニ御座候。若下策ニ落候ヘバ、勞シテ功ナキ而已ナ

ラズ、却テ後害ヲ醸シ候儀モ可レ有レ之故、乍レ恐神武不思議之叡斷ヲ以テ、第一上策ニ出候樣ニ被レ爲レ有ニ御座ニ度、一着ニ手ヲ下シ候處ノ三策、試ニ左ニ認候テ奉レ備ニ　天覽ニ候間、宜舖聖裁奉ニ懇願ニ候。

上　策

一、島津和泉滯阪中、綸命下リ、直ニ花城ヲ抜キ、彥城ヲ火シ、二條之城ヲ屠リ、同時一勢ニ率テ、和泉將帥トシテ上京シ、幕吏ヲ追拂ヒ、粟田ノ宮ノ幽屛ヲ解奉リ、參廷之上、　聖駕ヲ奉ジ蹕ヲ花城ニ奉レ遷、皇威ヲ大ニ張リ、七道之諸藩ニ命ヲ賜ヒ、　陛下親シク兵衆ヲ率ヒ賜ヒ、直ニ函嶺ヲ以テ暫ク行宮トシ給ヒ、幕府之科ヲ正シ、即前非ヲ悔、罪ヲ謝スル時ハ、官職ヲ剝ギ爵祿ヲ削テ、諸侯之列ニ加ヘ、若シ命ニ叛キ候時ハ、速ニ征伐スルヲ第一上策トス。

中　策

一、和泉出伏之上、綸命下リ上京、直ニ幕吏ヲ拂ヒ、粟田宮ノ幽屛ヲ解キ、二條城ヲ抜テ是ニ據リ、大ニ皇命ヲ四方ニ下シ、義侯ヲ募リ、其後華城ヲ抜テ　大駕ヲ遷シ奉リテ幕罪ヲ正ス、是ヲ中策トス。

下　策

一、和泉出京、陽明家ヘ參殿之上、漸次決議シテ幕吏ヲ攘テ、粟田宮之幽屛ヲ解キ、二條之城ヲ抜テ是ニヨリ、官軍ヲ募リ、皇威ヲ張テ、幕罪ヲ正シ、華城ヲ抜テ、尊攘ヲ議スルモノヲ下策トス。

右三策ノ外、凡公武御合體夷狄掃攘抔ト申候趣ハ、根元姑息平穩ヲ好ミ、不斷隘慮ノ胸臆ヨリ出ル處ニテ、假令事行ハレ候テモ、十分ノ落着ハ無ニ覺束ニ、六大洲之末マデモ、皇威ヲ輝シ萬々歲神州安全之基ハ開ケ間舖候。御合體之機會ハ、已ニ五ケ年以前ニ有レ之、即宗族ニハ尾水越、外侯ニハ土因薩ノ如キ、英傑俊才之面々、之ヲ謀ルト

雖モ、整ハザリシ故轍ニテ、其後益衰弱窮マリタル幕府ヲ憑ミ、攘夷ヲ策スルハ古今ノ愚策ニテ、決シテ行ハレ間鋪候。殊ニ如レ此醜虜ト親睦仕居候幕府ヘ御合體之儀ハ、乍レ恐矢張外夷御合體御同樣ニテ、自今三ケ年モ過候中ニ者、乍レ居腥羶之屬國に成果候ハ必然之義ト奉レ存候。此度者一際拔群之　叡斷ヲ以、海內蒼生之弊心一洗憤發候樣、聖志ヲ不レ被レ勵候テハ、皇邦之存亡、乍レ恐　玉體之安危モ、此一擧ニ御坐候。何卒一等之上策ニ出候樣、神速ニ天決奉ニ仰願一候。誠恐誠惶、頓首敬白。

文久二年四月八日

筑前浪士　平野二郎國臣

これが卽ち國臣が勤王の志士としての名聲を天下に籍甚ならしめた回天三策の密奏で、孝明天皇に於かせられても、赤裸々の討幕論を聞かせられた始でありませう。

此時國臣は汎く人口に膾炙する天津風の歌をも咏みました。

文久壬戌の年の卯月朝廷にもの奉りける時

天津風ふけや錦のはた手には

靡かぬ草もあらじとぞ思ふ

この天津風ふけやと云ふのを、如何かすると誤つて天津風ふくやと讀む人もあつて、多く世に行はるゝ琵琶歌などにも然うなつてゐますが、それは現在と未來とを間違へたもので、勿論ふけやでなければなりませぬ。例の大きな聲で朗々と天津風吹くやとやられては、唯聞惡くして耐らぬ許ではなく、國臣の咏んだ折角の趣旨を沒却するわけにも爲つて了

ひます。

それから國臣と深い交をした馬場文英の三條實美公記には、執達の手續を請ふたのは近衞公のやうに見えてゐますが、これは吉田玄蕃を頼んで大原左衞門督の覽に入れ、大原左衞門督の手より近衞公を經て執達せられたと云ふのが、寧ろ實を得てをらうと思ひます。

回天三策の密奏は、その後隨分盛に世間の噂ともなつたことで、種々の傳說も行はれまして、此日國臣は木刀を帶び角巾を戴き、袋を胸に懸け、片眼の賣卜者となつて京都に忍び入つたと云ふやうな話までも殘つてゐます。しかし伏見の薩摩屋敷で西鄕大久保などに會見した翌日で、大阪よりは小河を伴ひ、京都にも同じく一緖に入つたことは小河の記錄もあつて、斯かる姿をして忍び入る程の必要もなかつた筈ですけれども、兎も角も人の耳目を憚る身だし、一夜は小河とも別れて京都に留つたのですから、多少は樣子を變じて吉田の家を叩いたのかも分りませぬ。

吉田玄蕃は維新の後も久しく世にあつて、晩年は官幣神社の宮司などを勤めた人で、國臣が曉を犯して門を叩き、密に回天三策の執達を頼んだことも、此人の話を以て後に傳はつたのでありました。

島津久光公の着阪と西鄕の護送

國臣が吉田玄蕃の門を叩いて回天三策の執達を頼んだ當日は、久光公が大阪へ着かれる三日前で、その方が最も大事の時ですから、國臣は急いで大阪へ歸りました。

國臣は大諸侯の力を頼んで回天の志を遂げやうと云ふ意見を立てた首唱者の一人で、薩摩に入說した事情もあれば、

今しも朝廷に上つた建言にも、此間の趣意を述べてゐまして、久光公の着駕せられむとする間際、公に隨ふて來る薩摩人や、二十八番長屋に居る同志と相談して謀議計畫をせねばならぬので、急いで大阪に下つたのであります。

然うすると、久光公は十日を以て愈々大阪の屋敷に着かれましたが、同時に西鄕は押送の處分を受け、十一日に大阪から汽船天祐丸に乘せられ藩を指して歸りました。

西鄕は國臣の回天三策を朝廷に上つた當日に、伏見を出て大阪を經まして、九日に兵庫まで參りますと、久光公が着駕して居られまして、姬路の旅館で決定した內議の次第もあつて、嚴重の沙汰を蒙らうとしましたけれども、大久保が必死の盡力をして救解したので、纔に死一等を減ぜられ、一先づ流謫の處分となつて、森山村田と共に押送せられました。

西鄕が沙汰を蒙つた罪名は、第一、浪人共と與合決策相立候、第二、年若之者共に尻押いたし候、第三、御滯京相謀候、第四、關より大阪へ飛出候の四個條でしたが、西鄕が自ら言ふ所によると、嘗て長州の竹崎で國臣に語つた話を、海江田が淀川を下る時、同船をした國臣から聞いて、仔細を久光公に申出でたので、公は西鄕の行動を已れの節度に違ひ、浮浪の徒や少壯の藩人を煽動して事變を起さうとするものと認め、盛怒を發せられたのだと申します。海江田が國臣の話を申出でゝ斯かる處分を蒙る重要の原因となつたのは事實としましても、國臣が淀川を下つた日、海江田は已に姬路の旅館に參つてゐまして、國臣と同船する理由はないのです、猶ほ數日早く大阪で會見をして話を聞いたので、二人の淀川を下る時、同船をしたやうに西鄕の申してをるのは、それは間違であります。

久光公は四月十日に大阪へ着かれまして土佐堀の屋敷に入られますと、即日重ねて訓令を發し、隨行の人數が私に諸藩及び浮浪の人と會見し、若くは命を得ずして諸方を奔走することを嚴禁し、違ふ者は假借なく罪科に處する旨を布告

せられたので、隨行の人數のうちには、有馬新七田中謙助はじめ、國臣等と意見を同じくする人も數多をりますけれども、容易に相見ることは出來ませぬでしたが、豫ねて二十八番長屋に收容してある藩外の義徒は、依然として差置かれまして、柴山愛次郎橋口壯助の二人は、此等の人々に拘ける交涉事務を掌る爲め、特に會見應接の自由を與へられましたから、國臣等は柴山橋口を介して、纔に同志の薩摩人と聲息を通じてゐました。

西郷森山村田三人の歸國處分は、少壯の藩人の激昂を惹き起す懸念もあつて、始より極めて秘密に取扱はれ、直接此事に與つた者の外は、扈從の人も善く知らぬ程でしたから、大阪にをる人々は、西郷が九日に兵庫を指して出たまゝ、消息杳然として歸つて來ないのを不思議に考へまして、段々聞繕ふてみると、嚴重の處分を蒙つた模樣もある所からして、その已に生命を奪はれたのを疑ひまして、憤慨の情甚だしく、寺田屋の事變の動機は、此間の事情よりして更に一ツを加へました。

大藏谷の進言

國臣が己れの藩主黑田長溥公の駕を遮つて說を獻ぜむと欲し、伊牟田尙平を拉して薩摩屋敷の二十八番長屋を出たのは、西郷が汽船天祐丸に乘せられて大阪の川口を去つた翌日でありました。

四月十二日、國臣は二十八番長屋に於て、田中河內介小河彌右衞門淸河八郎藤本津之助伊牟田尙平富田猛次郎等と寄り合ふて評議をしてをる折しも、秋月の海賀宮門は外面より歸つて來まして、急き込んで、また一つの難事が起つたと申します、衆その故を尋ねますと、それは斯う云ふ次第でありました。

筑前の大守黑田美濃守殿は此春江戸へ參勤せらるゝ筈でしたが、島津和泉殿も同じく江戸に參らるゝ由を聞かれまして、伏見あたりで面會せらるゝ爲め、日頃を繰合はせて國許を立たれ、近々此邊に着かれる、それは和泉殿は勤王の志とか何とかで、京都に立寄らるゝと云ふ世上の取沙汰、關東へ對して以の外の不都合、自然は島津家の難題ともならう。美濃守殿は實家存亡の大事、默つて見てはをられない所からして、和泉殿に對面の上は、京都に立寄るのを思止まり、幕府の嫌疑を避けらるゝやう諫言せられ、伏見より直に關東へ下らるゝことに取計はるゝつもりだと云ふ風評を、海賀は秋月藩の藏屋敷に勤めてをる田中萬太夫より聞込んで來たのでした。

これは筑前の藩情から考へても、黑田島津兩家の親族の間柄から見ても、事實は或は然うもありさうな話で、愈々然うだとすると、此度の義徒の計畫に於ては、大なる妨げになります。

國臣は海賀の話を聞き終はりますと、然らば往つて何とか一策を立てねばならぬと、即時に蹶起しまして、久留米の原道太を誘ふて倶に出やうとしました。

淸河八郎は國臣が往つて黑田公を說いても詮はない、或は却て捕囚とならうと押止めましたが、國臣は聞入れませぬ。淸河は、强ひて往かうと思ふなら、君獨り行くが宜しい、今に於て死士は一人も極めて貴い、併せて原を失ふてはならぬ。況して眞木も未だ着いてゐない、眞木の子弟を失ふのは義理も缺けると申しまして、原を頻に押止めたので、原も同行を見合はせました。

そこで國臣は伊牟田尙平を誘ひまして、貴公一緒に來いと引つ張りました。伊牟田は倶に行かうとします。淸河は猶ほ伊牟田をも押止めましたけれども、聽かないで、兩人打連れて直に二十八番長屋を出で西の方播州を指して急ぎました。寔に神速機敏を極めた行動でありました。

長溥公は風說の通り果して伏見あたりで對面を遂げ久光公の行動を諫止せらるゝ內意を抱いてをられた歟如何歟、それは分り兼ねますけれども、三月の二十七日に福岡を發して參勤の途に上られました。前からリヤウマチスか何かの病氣にも惱まれて江戶の名醫戶塚靜海の診察を求めらるゝ心算もあつて參勤の日取を定められたのだとも申します。しかし江戶の幕府は久光公が大阪京都の間に駕を留めらるゝことを好まないで、長溥公の實弟に當る親族の南部遠江守や、宗族の島津淡路守に內諭を下した次第もあつて、江戶屋敷の老職島津登は、大目付の菱刈杢之助と留守居役の汾陽次郎左衞門とを大阪まで遣はし、久光公の伏見を通らるゝのを避け、汽船天祐丸に乘つて海路を取り、尾張の熱田より上陸して江戶に出らるゝやうにと進言した事實もあれば、島津淡路守も老職の樺山直記を使として、同じ趣意の勸告をしてをられますから、長溥公また或は多少は斯かる內情のなかつたにも限りませぬが、大方は先づ一時の風說に過ぎまいと思ひます。

長溥公は四月の十三日に播州の明石まで上つて來れまして、大藏谷の旅館に着かれますと、伊牟田尙平は僞はつて島津和泉の使者と稱し、國臣も附添ふて旅館に參つて一封の書を上りました。

此時の上書は、國臣が筆を執つて伊牟田の名義で差出したことゝ、進言の趣旨のあらましとが傳はつてをるだけで、全文は今已に無いのですから、內容の仔細は分つてゐませぬけれども、國臣が嘗て筑前の使者と稱して回天の策を久光公に獻じた時のやうに、伊牟田が薩摩の使者と稱したのは、上書を長溥公直接の閱覽に入れるまでの都合を計らうたので、書中には國臣自ら己れの名義を以て意見を述べたものらしく、趣旨の概要は斯うでありました。

それは先づ久光公近ごろ幕府が朝廷を蔑如するのを慨せられ、故君薩摩守御遺言の趣を重んじ、皇家の爲に力を盡さるゝつもりで上洛せらるゝに就ては、勤王の志士數百人、諸方より馳せ集つて義擧を企はだて、威勢甚だ盛である事

情を述べ、長溥公に於ても志を同うして此擧を賛せられ、久光公と共に力を盡くされむことを促したもので、猶ほ公が專ら幕府を重んじ、因循の說を唱へらるゝ噂は、志士の間にも隱れなく、公の通行を遮ぎつて駕前に鮮血を流さうと云ふ暴言を放つ輩さへ尠からぬよしを申立てまして、それから公の意を承けた取次の役人に向つて、京攝の形勢と時局の切迫とを說明し、伊牟田の名義を以て差出した上書の趣旨を敷演し、筑前人としての已れの意見を披瀝しました。

小河彌右衞門の義擧錄には、『和泉殿の使者に身をやつし、其本陣に至り、兩人口述する大略は』と記してをりますが、これは馬場文英の說の通り伊牟田の名義を以て先づ上書をして公の視聽を動かし、それに續いて追々申立てたのが、寧ろ事實でありませう。

長溥公は進言の仔細を聞いて大に驚かれ、隨行の重役黑田大和野村東馬とも密に評議を盡されまして、國臣は別に脫藩の罪を咎めて召捕らるゝ沙汰もなく、溫言慰諭して二人を放ち去らしめられました。そこで二人は都合は好しと、一先づ近所の宿屋に引取つて杯を擧げ、急行遠來の疲勞を養ひ、さて醉飽して熟睡してをる折しも、大阪より伊牟田を追跡して參つた島津家の捕手が蹈込んで、孰れの方が伊牟田とも分らぬ所から、二人共に縛しました。

二人を縛したのは、相謀つて薩摩の使者と僞はり出掛けた次第が知れたので、薩摩の屋敷では捕手をして追跡せしめと云ふ說は、蓋し誤りで、これはやはり西鄕等を藩に押送したのと同一の趣意からして、伊牟田が他の浮浪の志士や少壯の藩人と相結び、頻に急激の行動を取るのを嫌ひ、その脫藩の罪あるを名として召捕へたもので、國臣はちよつと傍杖を喰つたのでした。

薩摩の捕手は取敢へず二人を縛して詮議をしてみますと、一人は國臣であつて、已れの方には關係のないものですから、黑田家の旅館に送り屆けて引渡しました。已れの方に關係のないものなら、直に放免して可いわけで、別に筑前の

旅館に送り届ける必要はないし、筑前の方でも送り届けて來たからと云つて、强ひて受取つて連れ歸へらるゝにも及ばぬわけで、旁ゝ此時の眞相は確かと分り兼ねますが、孰れにしても薩摩の捕手と黑田家の役人との間には、多少の內談も行はれて、斯くは決定したものと思はれます。

黑田長溥公の回駕と道中の上書

長溥公は大藏谷の旅館に於て內議を遂げられ、當時大阪に帷を垂れてをる蘭醫の學者緒方洪庵が、藩主の病氣を診察の爲め、備中の鄕里に歸る途次、こゝを通行するのを旅館に呼び迎へて意見を問はるゝやうな事もあつて、是より引返へし筑前を指して歸程に上られました。

國臣は薩摩の捕手より身柄を受取られると、直に縛を解いて新しき着物などを與へ、その申出てた趣意は、善く聞召されたから、一先づ歸國の上、何とか相當の詮議もあらうと云ふ申含めで、頗る丁寧の取扱を蒙つて、長溥公の駕籠に扈從し一應歸國することになりました。

此時の供人數のうちには、弟の平山宇八郎も加はつてゐました、國臣が突然飛出して參つて斯かる振舞をしたので、兄弟の間柄、大に恐れ入つて、謹愼の意を表して勤務を差控へ、進退伺の手續をしましたが、その儀には及ばぬと云ふ沙汰でありました。

斯くて長溥公は途中より宿痾が俄に劇しくなつたのを表面の理由とされまして、重臣を江戶に遣はして今春の參勤を辭せられ、十五日には愈ゝ大藏谷を發して歸國の途に就かれました。國臣も此度はうま〳〵と一杯喰べされたとは知ら

ないで、行列に附いて歸りました。

國臣を晴々しく行列のうちに加へて召連れられたのは、これは國臣を大事にして從へてをるぞ、決して召捕つたわけではない、事實正に此通りであると云ふことを世間に示されたので、それは罷り間違つたらお駕籠の前に鮮血を流さうなんどゝ途方もないことを言ふ例の浪人共が、何處より飛出して亂暴を働くやも知れぬ心配からして、斯くは取計はれたのだと申します。然うしてみると、國臣はつまり暫時の間道中安全のための看板となつたもので、好い面の皮ですが、渺たる一介の痩浪人を以て、途中に大手を擴げて五十萬石の大諸侯を遮ぎり止め、上下多勢の行列をでんぐり返らしたのだから、今度は此方が一杯うま〳〵と喰べて道中安全の看板につかはれる位は、それは當然だと申す人も或はありませうけれども、國臣自身は如何かして長溥公をして筑前藩をして、朝廷の爲に力を盡して勤王の魁をさせたいと云ふ熱誠からして、道中でも上書をして切に此趣旨を述べ、福岡へ歸着の上は、二十日を限り隨從の士卒を精撰せられ、ふたたび駕を發して京都へ出られむことを說きまして、懇願最も勉めました。上書の全文は斯うであります。

謹而再申上候。其節直樣御決着ニテ、天下第一魁ニ勤王ヲ詢ヘサセラレ候ヘバ無二此上一御家之面目ト奉レ存候ヘ共、御供人數等御疎遠ニ而御思召通運ビ兼、重疊御殘念奉二察上一候。其上尊駕御引返ニ付テハ、縉紳家ヲ始、滿天下凡而御怯臆之樣風評仕候ハ必定ニ御坐候。此上ハ後日御大功被レ爲レ立、今日之御耻辱御雪ギ被レ遊候樣有二御坐一度奉二存上一候。且又幕府之嫌疑最早十分ニテ、御病氣之御屆ハ被レ爲レ在候共、決而御實病トハ引受申間敷、其疑念ハ縱令御領國半分御差出ニ相成候共、消失仕候義無二覺束一御坐候。御歸城早速斷然ト御決着ニテ、御國中一統人氣奮立候樣、事態逐一御觸達被レ遊、時勢ニ應シ勤王之義公然ト御詢、御隣國迄モ相響キ候樣ニ有二御坐一度、縱令其段關東ニ相聞ヘ候トモ、僅ニ百餘輩ノ浪士浪速ニ潜伏、日々京攝往來仕候ヲサヘ捕押不レ申位ニ衰弱ノ幕威

ニテ、討手差向ケ候義ハ勿論、手弱キ譴責モ有レ之間敷、萬一討手差向候含有レ之候テモ、朝敵ニ罷成候義ハ、路頭愚夫頑民マデ不レ好義ニ候ヘバ、決而御敵對申上候ハ有ニ御坐一間敷、若夫ヲ承知討手ニ罷越候トモ、固ヨリ名義ノ不レ分暗將ニ御坐候ヘバ、恐ルヽニ不レ足者ニ御坐候。殊ニ斷然ト勤王被レ成候時ハ、御隣藩迄其風ニ歸シ、是レニハ張弩ノ勢ニ相成、彼ニハ落膽消魂仕、手ヲ束ネテ罪ヲ謝候外、更ニ處置ハ有ニ御坐一間敷候ヽヨシヤ利害ハ差置候テモ、當日當然ノ御忠務ニ候ヘバ、必天地神明ノ擁護モ可レ有ニ御坐一候。就而ハ肥後豊後岡藩等モ、去冬來密ニ義ヲ詢、熊藩ニテハ長岡佐渡米田監物等其巨魁ニ御坐候。岡藩ニテハ中川少佐小河彌右衛門等ニ御坐候。今九州ニ而此兩藩ハ、無レ疑勤王之萠御坐候故、爰ニテハ迂直之策ヲ以テ、先兩藩ニ御使者ヲ被レ遣、此方樣ヨリ御誘ヒ被レ遊候ハヾ、水火之濕燥ニ從ヒ候如ク、必ス一諸ニテ異儀有ニ御坐一間敷、扨三藩御合體ノ上、米柳其外小藩御催促被レ遊候ハヾ、彌增勢ニ隨ヒ機ニ應シ、大概兩國ハ不日ニ御同意可レ仕。其上ニテハ山陽南海等御誘ヒ被レ遊、御出京御坐候ハヾ、則迂直先之道ニモ叶ヒ、所謂始メハ處女ノ如ク、後ハ發シテ脫兎ノ勢有レ之、却而今日ノ御引返シハ、深謀遠慮之樣ニ成行、第一　天朝ヘノ御忠節拔群ニテ、御家ノ御名譽莫大ト奉レ存候。其儀御決定ニ御坐候ハヾ、不肖之私ニハ御坐候得共、直樣上京仕、縉紳取結隣國御誘ヒ御勤王被レ爲レ在候トノ綸命被レ爲レ下候樣取計、綸書ハ永ク御家ニ相納リ、九州勤王之巨魁ト御成被レ遊候樣、身命ヲ懸テ周旋可レ仕、左候ハヾ唯今薩州第一着之勳功ヨリモ、却テ被レ爲レ勝候樣成行可レ申候。何卒御國威天下第一ニ相輝キ候樣有ニ御坐一度奉ニ存上一候。總シテ兵ハ拙速ヲ貴ビ申候ヘバ、已ニ龍光公ニモ被ニ仰置一候通リ、草履片足下駄片足ニテ、不足勝ニテモ迅速ナルニ功多キ者ニ御坐候。凡ソ事ニハ機ト形ト勢トノ三ツ、必ス有レ之者ニ御坐候。勢ニ從ヒ候ヘハ、勞モナク功モナキ者ニ御坐候。形顯レ候テ事ヲ成シ候得バ、勢ト相追フテ是又功少ク候。所詮機ヲ見テ先制スルニ若クハ無ニ御坐一候。兎角一家ヨ

リ一國、小藩ヨリ大藩ホド萬事整兼、遲々延々ニ相成候ハ、自然ノ勢ニ御坐候ヘバ、格別ノ御英斷不レ被レ爲レ在候テハ、人之後ヘニ御付被レ遊、勞シテ功ナキニ至リ可レ申哉、何卒御着城ヨリ二十日限リ、御供人數御精撰、御再發被レ遊候樣、奉ニ仰願上一候。

此上書は完全な稿本は失せて日付も缺けてゐますが、蓋し三備から藝州までの間を通行する頃に差出したもので、長溥公は持病再發を表向の名義として引返へされましたけれども、書中の文言によると、實際は御供の人數も不十分で、時節柄途中の警衛も覺束ないと云ふ事情から引返されたので、その趣意は國臣にも內々示されたものと見えます。

國臣が大藏谷に於て申立てた入京勤王の建議は、兎も角も至當の義と認められた體で、お供人數の用意等が足らぬ所から、一先ノ歸國をして、十分の準備を整へ出直すやうに申し聞けられまして、國臣も然う思ふて行列に加はつて歸つたので、旁〻また斯かる上書をして、御歸城の上は二十日を限り再び發駕せられたいとか何とか頻に申出たのでありませう。此道中國臣は頗る得意で氣色も振ふてゐました。

日華丸の船中に於ける拘囚

長溥公は備中を通行せらるゝ時、大藏谷で逢はれた蘭學者の緒方洪庵が歸省して鄉國に居るのを特に呼び寄せて旅館で話を聞かれましたが、國臣は老詩人菅茶山の夕陽黃葉村舍の所在地として世に著はるゝ神邊の驛より、書を連島の同志三宅定太郎に贈り、上國の形勢を告げて蹶起を促しました。三宅は國臣の說に聽いて家を出で、上洛して力を時事に

致し、次いで尹宮に仕へ、一個の志士として名を知られました。

それから國臣は此道中で一人の獵師が梟を賣りに來てをるのを見、自ら買取つて扈從中の若き者共に與へ、臂に据えさして途中を歩かし、打興じたと云ふ話も殘つてゐます。數日の後に引ッ捕へられて獄に入れらるゝことを感じなかつたのは、此模樣でも分ります。

扈從の重役の間には、追つて召捕る內議は、始より熟してをりまして、唯道中の安全を謀るため、然もない體を裝ふてゐたのですから、萬一の變を慮り、內意を掛りの役人に授け、絕えず附添はして監視を加へたさうですが、此度は國臣も全く致されて了つて自ら知りませぬでした。

二十六日の夜、長府に宿りました。長府は下關を距ること約二里、白石正一郎の弟大庭傳七こゝに住んでをります。翌二十七日の天明、國臣は大庭の門を叩いて京攝の形勢と己れの西歸した事情とを語り、長溥公は一たび藩に歸らるゝの後、急いで準備を整へ、更に出てゝ力を王事に盡くされむとする內狀をも述べまして、今は竹崎を過る暇がないから、此好い消息を兄の白石に傳へてくれと頼んで別れました。

ところで、國臣はお國が近うなつて、道中安全の道具となつた看板御用が濟むと、直に引ッ捕へられました。筑前には、去年アメリカ人より購入せられた風帆船があつて名を日華丸と申しまして、長溥公の歸國を迎ふるため、下關に回航してをりました。此日國臣は豫ねて內許をも蒙つてゐたので、船內の模樣を一覽したいと思ひまして、船に上りますと、庄島此右衛門といふ盜賊方は、直に拘しまして君命を傳へ、一たびは特旨を以て宥恕せられ、道中も召連れられたが、脫藩の犯罪人を此儘全く寬假して歸らるゝのは、從來の例規にも違ひ、表向の都合も出來ないからと申しました。

國臣今は是非に及ばぬので、從容として命を領し、已れも內許を得て船を見やうと來たのだからと、仔細に船內を見

て了つて拘囚の手續を受けました。

日華丸は國臣を載せたまゝ、即日福岡を指して回航しました。此時國臣が船中で咏んだ歌があります。

ゆるされつ又からまれつ悩むかな
　風さだまらぬ松が枝の蔦

吹く風はおさまれりやと立寄れば
　なほ波高き筑紫潟かな

斯くて、日華丸の船房に囚はるゝこと三日、此月の盡日、長溥公が福岡に歸着せらるゝと共に、船より移されて愈ゝ獄裡の人となりました。

安政五年の秋八月、法を破つて藩を脫してより方に五年。此間數ば政廳の追究を蒙り、東奔西走して巧に盜賊方の手を免れましたが、今や始めて拘囚の身となりました。

伏見寺田屋の事變

國臣の福岡の獄中の情況を語る前に、聊か伏見寺田屋の事變を述べます。

文久二年の夏の初、國臣等の同志勤王の義徒が、京都大阪の間に馳せ集つて、島津久光公の着駕を待設け、要して錦の御旗を押立て、こゝに義兵を擧げて王政恢復の基を開かうとした企劃、謂ふ所の回天の壯圖は、伏見の寺田屋に於ける事變を生じまして、事は全く破れて了ひました。それは國臣が長溥公の回駕に從ひ、藝州路を越えて防長の地方を過

ぐる頃でありました。

是より先久光公西より來つて大阪の屋敷に入られると、行動甚だ緩慢で、義徒が豫め待望した所と齟齬します。然うして國臣が播州を指して走つた翌日、久光公は大阪を去つて伏見へ上られましたが、扈從の士卒の三分の二を大阪の屋敷に留め、頗る行列を減じて京都に入り、また諸方の義徒の從ふて行かうと云ふのを强ひて抑制して大阪に殘されまして、義徒は甚だしく失望してをる折しも、西鄕森山村田等が罪を得た事實も漸く洩れ、國臣が伊牟田と共に捕はれた消息も同じく聞えました。

そこで、久光公の着駕と共に事を擧げやうと思込んでゐた諸方の義徒は申す迄もなく、薩摩より扈從して參つた有馬新七田中謙助などの面々も、同樣愈〻いたく望を失ひまして、斯かる因循姑息の情態では、到底それは王政恢復の基の開ける見込はない、非常の功を立るには、非常の事を爲さねばならぬと云ふ考へからして、密に評議を凝らし、斷然同志の人々の力を戮はせ、夜に乘じて義を京都に擧げ、常に幕府の意圖を迎合せらるゝ九條關白の屋敷を襲ひ、所司代酒井若狹守を斫り、粟田宮法親王の幽屛を解き、奉じて宮闕に入り、聖斷を仰いで大詔の煥發を請ひ、斯くて久光公の進退を決せしめ、王政恢復の第一步を着ける策を立てました。

これは主として、田中河內介小河彌右衞門が、有馬新七田中謙助柴山愛次郎橋口壯助と相謀り、豫め協定した所に從ふて策を立てたもので、長州の久阪玄瑞寺島忠三郎入江九一楢崎彌八郞楢崎忠助等の黨約二十人、土佐の吉村寅太郎宮地宜藏吉松縫太郎はじめ、大阪京都の間に集つてゐた勤王黨の義徒は、大概此議に與つて、事一たび發せば、皆起つて應ずる手筈でありました。

然うして久光公の方では、大阪の屋敷に殘つてをる浮浪の徒や一派の藩人が、何だか不穩の行動を取らうとするのを

知られまして、海江田武次奈良原喜左衞門それから大久保を下して、久光公の節制を守つて暫く事の形行を待つやうにと段々說諭を加へられましたけれども、此頃は西鄕が嚴譴を蒙つたのも追々に洩れ聞え、多分は已に殺されたゞらうと噂をされてをる最中ではあるし、到底久光公の態度は賴むに足らぬ、當路者の言を信ずることは出來ないと云ふ勢となつて、有馬田中柴山橋口などの薩摩人は、勤王の爲とあれば主命に戾るも餘儀ないと覺悟をしまして、久光公の說諭に服しませぬでした。

斯くて、二十三日の夜は、愈々京都に入つて事を擧ぐる相談を極めまして、有馬田中以下薩摩の同志三十餘人、田中河內介及び前日を以て始めて九州より着いた眞木和泉守の一團、四艘の船に分れ乘つて淀川を遡り、晩景相次いで伏見に到り、濱町の船宿寺田屋に上がつて、食を命じ裝を理め、準備全く成るを告げ、やがて洛中を指して出で立たうとする時しも、久光公の特派せられた鎭撫使の一行が參りました。

久光公は大阪の屋敷にをる一派の藩人並に浮浪の徒が、公の說諭を用ひないで、此夜京都に入り、飽くまでも急激の行動を取らむとする警報を聞かれまして、朝廷より新に浪士鎭撫の命を拜した折柄、我が藩人に斯かる行動あらしめては、全く面目もない、如何しても鎭撫せねばならぬと、旨を奈良原喜八郎後の男爵繁道島五郎兵衞 大山格之助後の綱良森岡淸左衞門後の男爵昌純等の九人に授け、往いて重ねて鎭撫せしめ、猶ほ命を聽かぬければ、臨機の處置を取つても宜しいと云ふことを許されました。

そこで奈良原道島等は、急いで伏見に到り、義徒が集つて寺田屋の樓上に居るのを知り、有馬田中柴山橋口の四人を指名して會談を求め、階下の別室に於て久光公の旨を告げ、說諭最も勉めましたけれども、有馬田中等は頑として服する模樣のない所からして、道島忽ち刀を拔いて田中を切り伏せ、一同また各々刄を揮ふて鬪ひ、有馬以下の四人は、咄

嗟の間に不意を討たれて斃れ、橋口傳藏弟子丸龍助西田直五郎森山新五左衞門の四人、また各〻難に殉じました。鎭撫使の一行も、道島は鬪ふて死し、森岡は重傷を負ひ、その他も概ね皆疵を蒙りました。

樓上に居る多數の義徒は、有馬等の鎭撫使と相鬪ふのを知らず、伏見奉行の人數來つて攻めたの歟と思ひまして、罵り騷はいで防戰の用意に忙はしき折しも、奈良原が狀を告げて鎭靜を求めたので、衆は始めて事情を知りましたが、已に時機を失ふて如何する道もなく、或は自殺せむと欲するものもあれば、出でゝ鬪はうと言ふものもあつて、紛々擾々として容易に鎭靜しませぬ。そこで奈良原は特に田中河內介の名を呼んで、此間の處置を囑みました。田中は眞木和泉守に相談をしました。眞木は久留米の子弟と共に階下の別室にゐましたが、田中の意を領し、自ら樓上に參つて、先づ已れの氏名を告げて衆の着座を求め、意外の事變を生じて今夜の義擧は最早如何することも叶はぬ。久光公の沙汰もあるから、一先づ京都の屋敷に到りて、更に後圖を爲すが可からうと說きました。衆始めて服し、一同相携へて寺田屋を出で、二十四日の曉天、錦小路の薩摩屋敷に入り、尋で皆拘せられて歸國の處分を受け、田中河內介の一團及び海賀宮門は、薩摩の同志と共に、海路薩摩に護送せらるゝ途中、田中は子の瑳磨助及び青木頼母と同じく、讃州小豆島の沖に於て船中に害せられ、海賀は中村主計千葉郁太郎と同じく、日向細島の海岸に於て害せられ、眞木和泉守等筑後人の一團、土佐の吉村寅太郎宮地宜藏吉松緣太郎の三人、佐土原の富田猛次郎池上隼之助の二人は各々その所屬の藩に移付せられました、小河彌右衞門等豐後の一團は、別に內情もあつて一日後れて大阪を發し、寺田屋の同志と行動を異にしたので、暫く免れて無事を保ちました。

淸河八郎安積五郎藤本津之助飯居簡平は、國臣が播州の大藏谷に參つた當日に、酒興を買ふて檢束の無い動作をした事からして、田中小河等の同志と齟齬を生じ、大阪の二十八番長屋を追はれて去つたので、寺田屋の事變には全く關係

しませぬでした。

美玉三平は錦小路の屋敷に拘せられてをる時、逸して走り、山本四郎は錦小路より薩摩へ護送せらるゝ間際になつて自殺を遂げました。伊牟田尙平は、國臣と同じく播州の大藏谷に於て拘囚せられたので、寺田屋の事變には參加せなかつたのでした。

安政戊午の大獄このかた、志士の間には數ば義擧の畫策も行はれ、櫻田阪下の事變も相踵いで起りましたが、要するに趣旨は斬奸淸側の範圍を出ないのであつて、その赤裸々の討幕論を提げ、王政恢復覇府覆亡の志を以て事を企はだてのは、實に此時を始といたします。事は一たび破れましたけれども、天下の人心に感激を與へ、回天維新の氣運を促進した顯著の功は、寔に尋常意料の外でした。然うして國臣の率先首唱と周旋奔走とは、最も與つて力がありました。

福岡の獄 一

國臣は伏見寺田屋の事變より五日後れ、四月二十七日、下關の船中で捕へられ、二十九日を以て移されて福岡の獄に入りました。

獄は福岡の市街の西方荒津の海濱桝木屋町にあつて、父母の住む地行三番町の家とは、一流の川を挾みて、纔に數町を隔だてた近い所でした。

當時黑田家の獄事は町奉行濱兵太夫の總裁する所でした。濱は藩の儒家竹田氏の門より出で、若い頃には菅茶山の塾にも遊んだ人で、藩學修猷館の助敎に身を起し、相應の學問もあれば、閱歷にも富んだ老吏の一人、平素善く意を獄事

の改良に用ひ、自ら建議して徒罪方の新制を設けた人ですから、國臣の收容と相關しても多少の交渉はあつた筈と思ひますけれども、今は何の話も殘つてゐませぬ。獄中での日常は國事上の犯罪人として取扱はれ、普通の盜賊などとは頗る異つて、檻房も別で、折々の勞役を課せらるゝのも免れ、疊のやうなものも敷いて與へられました。それに國臣の主任となつてをる徒罪方の西村七助は、幾分の志をもつた吏員で、國臣に淺からぬ同情を表してゐたし、父親の吉郎右衛門に武術の指南を受けた渡邊半次郎と云ふ人や、後には筑前有數の記錄家となつて、勤王の志士の顯彰に勉めた江島茂逸なども、若い番卒として勤めてをつて、上役人の眼を偷んでは、掌に字を書いて世間の消息を告げたり、或は檻房の前に花を植ゑて慰めたりして、何かにつけて便利を謀つて吳れたので、時には斯かる人々の手を經て、獄外との通信も多少は出來たものと見えます。獄に囚はれた初頃の物語として、最も善く人に知られてをるのは、平尾山の女勤王家と歌を贈答したことでした。

望東尼は去年の冬より京都に上つてをられましたが、此歲の五月に歸國をして、深く國臣の苦節を憐み、密に歌を寄せて慰められました。

たぐひなき聲になくなる鶯は
　籠にすむ憂きめ見る世なりけり

國臣は答へました。

おのづから鳴けば籠にも飼はれぬる
　大藏谷のうぐひすの聲

尋て望東尼は重ねて贈られました。

沖の波寄せてはかへる磯なれや

　うきめ見る人の多き世の中

國臣また答へました。

沖つ風吹くひの浦の波高み

　憂きめみる身はさはによりぬる

望東尼は親子内親王の御東下の盛儀を拜觀し、兼ねて上國の名勝古蹟をも渉覽するつもりで出京して、馬場德次郎英文を東道とし、處々方々を見物して歩るき廻はつてをられる折しも、藩主長溥公の江戸へ參勤せらるゝよしを聞き、伏見に出てゝ公の通らるゝ行列を迎へやうと待ち構えらるゝと、忽ち報知があつて、播州の大藏谷より駕を回へして歸國せられたことを知られました。此時までは國臣との交際はなかつたのですけれども、勤王の志士としての評判は、京都でも盛に行はれ、大藏谷の噂も聞え渡つたので、望東尼も感服をせられまして、福岡に歸へられると、直に此歌の贈答をせられたのでした。然うして國臣が獄を出た後は、寔に深い交をして、その來往せられたのは、纔に數月の間でしたが、二十年の舊識のやうに親しくせられました。それは猶ほ追々に述べます。

國臣が望東尼と歌を贈答した時、その自ら記したのは、世の人に苦心を稱せらる紙撚の字でありました。

國臣は此歲の五月の初から、翌年の三月の末まで、凡そ一年の間、福岡の獄にゐました。此間絕えず或は吟咏を事とし、或は著作に從ひまして、皇室を慕ひ國家を憂ふるの情愈深く、父母故舊を懷ひ、同志朋友を思ふの意また酷だ殷でした。獄法に依つて全く讀書筆硯の自由を奪はれ、嘗て情を述べて嘆願をしましたけれども、許されなかつたので、巧な意匠と驚かるゝ根氣とを以て、夫の世にも名高い紙撚の字を案じ出しまして、幾篇の著述を成就しました。藎志錄一

卷、體勢辯一卷、制蠻策一卷、征寇說一卷、囹圄消光三卷、大體辨一卷、神武必勝論三卷は即ち是で、いづれも短篇の文字で格別長いものとては無いのですが、それでも神武必勝論は上中下の三篇より成つて、凡そ七八千言もあります。諸篇のうちには、漢文を以て記したのも交つてをります。

謂ふ所の紙撚字の著作は、獄中に用ゆる粗惡の紙を撚りて文字の形を作り、それを飯粒の糊を以て、一々別の紙の面に貼り着け、行數正しく排列して篇を成したもので、頗る精巧にもあれば、幾分の雅致もあつて、寔に珍らしく感ぜられます。また斯かる苦心を費して著はした幾篇の論策は、一卷の參考書を借らないで、悉く胸臆より取つて古今の事例を援證し、言說滔々として少も誤らぬのは、その平生記性の强くして知識の多かつたことも自ら想はれます。況して言ふ所說く所都べて尊王憂國の情なるに至ては、世の人の襟を正うし容を改めて之を觀るのも所以なしとしませぬ。紙撚字で著はした神武必勝論の原本は、但馬の義擧破れて走る時、形見として地方の志士太田仁右衛門等に留めて去つたのを、明治二十年の春、仁右衛門等の子孫より獻納しまして　乙夜の覽に入り、長く宮中の御府に保存せられましたが、尋で宮內省は旨を請ふて原本に倣ひ、紙撚字を以て複製し、皇族重臣に頒たれ、また別に漆版の搨本も出來まして、當時の內閣總理大臣伯爵伊藤博文公は道理貫二心肝一、忠義塡二骨髓一の二語を題して敬仰の意を表せられ、皇太后宮大夫子爵杉孫七郎卿は跋文を作られ、國臣の遺族にも一部を賜はりました。

尋常囚人の物なりせば、一般普通の人情でも、猶ほ且つ手に觸るゝを好みませぬ。今は國臣の獄中の作、斯の如く乙夜の覽を蒙りまして、永く御府に保存せられてゐます。蓋し精忠義烈の自ら然らしむる所で、他には例も無いことでありませう。

福岡の獄　二

國臣が紙撚字を以て記した諸篇のうちで、最も善く獄中の消息を傳ふるのは、囹圄消光の三卷であります。これは當時折にふれ事につけて己れの感懷を述べた歌や詩を收めたもので、就中多いのは歌です。その主として皇室を念ひ國家を憂ふるの至情を洩らしたことは、特に申す迄もないのですが、今こゝに總べて擧ぐることは出來ませぬから、その内の一部分を抄して示します。

畏しな世のため民の上をおぼし
　おとゞもみけも安くまさずと

聞ゆべき人しあらねば大王は
　雲井にひとり物思すらん

大内のさまを思へばこれやこの
　身をかこまれし憂さは物かは

よみがへり消かへりても盡さばや
　七たび八たび大和魂

御代のため如何に盡さば足ぬらん
　命は物の數ならぬ身を

また堂に老いた兩親のことを思ふては、斯うも咏みました。

年老ひし親の嘆はいかならん
　身は世のためと思かへても

國のため君のためなればいかにせん
　親もゆるせや年月の罪

歸りしの嬉しと母のよろこびし
　夢さへ今朝はうとくなりぬる

凛乎たる意氣は、舊に依つて猶ほ愈々壯でありました。

今日かゝる身となるまでも盡してぞ
　ますらをのこの甲斐はあるべき

たま〳〵に人と生れて徒に
　草木とともに朽ちんかなしさ

いかにせん時にあはねば昔より
　うみに筏のためしある世を

めしうどと身は成ながら天地に
　愧ぢぬ心ぞたのみなりける

それから斯ういふ類の歌もできました。獄窓を音づれて過ぐる杜鵑の聲を聞いては、さすがに多く感を催うしたと思は

れます。

一聲はいそがはしげに時鳥
　たが待つ里を鳴いてすぐらん
おもひきや然らで希なる時鳥
　ひとやながらに先きかんとは
鳴すぎてあとははかなし時鳥
　夢かうつゝか夜半のひと聲
あまの子の友よび集ふ聲すなり
　いまや荒津に網曳らしも
林より森よりしげき窓の戶の
　さはりある夜の月をみるかな

此境また自ら寂寞無聊に堪へかねて、獄外の天地と人生とを戀ふるの情なきを得ませぬでした。

世にたぐひあらじと思ふ寂さは
　ひとやのうちの雨のゆうぐれ
大丈夫のならひと兼て知ながら
　ひとやのうちは住うかりけり
行末は如何になるらん命だに

あらばとばかり身を祈るかな

國臣は夙に音律を好める人でしたから、あはれにも面白い樂器を手づから製しまして自ら娛みました。敷いてをる疊の絲を抽き取つて壁板にあやつり、また食事の時に用ゆる行厨の底に張り、稱して一絃琴と唱へまして、折ふしに掻鳴らして娛みました。

一筋のかひなき音をたのむかな
　詫びしきほどの心すさびに

これは當時の作で、別に長い歌も一首あります。

ひとやのうちの日長さは
　ちとせの秋のこゝちせり
こゝはことなる神の世か
　更にいのちものびぬべし
もとより囚屋に住ふ身の
　詫びしといふもおろかなり
悲しと云ふもあまりあり
　樂しと云ふてやまなまし

ところが情を知らぬ司獄の上役人は巡視をして參つて、ふと之を見つけ、獄中では鳴物を許されない掟だと申して、絲と竹屑のこまとを取上げて了ひました。

しのびねと思ひしことの音を高み

いと珍らしく鳴りにけるかな

これも當時の作で、あはれな話であります。

藤の花の名苑として、福岡に知られてをる荒戸町の萬芳園の先主人は、國臣の竹馬の時このかたの親しき友の一人小田龍右衛門爲雄で、その子に當る今のあるじは、眞木和泉守が國臣に贈つたのを、國臣より更に龍右衛門に贈つた刀や、國臣の手製の笛などの遺物を、數點持ち傳へて所藏してをられますが、その內に獄中で取上げられたと云ふ絲も、こゝの代はりとして用ひたかと思はるゝ竹屑と共にあります。

これは先主人が國臣が死んで年月を閱した後になつて、藩の政廳から不用の反古類の拂下を受け、襖の下張にしやうと撰り分けてをられると、偶然に一個の小さい紙包が出たので、何の意もなく取上げて見られたら、緣も深い亡き友の遺物であつたと申しまして、當時の大目付所の書役廣川嘉平と云ふ人が、事の由を記した上紙に包んだまゝ、今猶ほ保存されてゐます。絲は疊の絲の太いもので、それを張つて彈いたとて、別に音を生じやうとも覺えませぬ。唯壁板の何處かに引つ張り、心ばかりは一絃琴のつもりで自ら娛んだのと思はれます。これは古の人の無絃琴を玩んで情を遣つた例とも似通ひまして、寔に風韻の多い物語であります。

國臣が獄中に於て、手づから一つの琴をこしらへ、自ら歌をも作つて徒然を慰めたと云ふのは、從來汎く世にも聞え、また己が髮の毛を抽き取つて絲に代へ、信玄辨當の曲物の底に張つて須磨琴を作つて彈ひたやうな話も行はれまして、普通の傳記のたぐひには、概ね然う記してありますが、小田部の家に保存せらるゝ遺物を見ますと、疊の絲を壁板に引つ張つたのが事實のやうで、國臣も自ら囹圄消光に『かべ板にあやつり曲物の底より絲をはりて彈くとて』と題し、前

に收めた歌を記してをります。

福岡の獄　三

別に斯んな話もあります。

或る時、司獄の上役人が巡視をして來まして、檻內の模樣を見分しますと、壁に天地といふ二字を墨黑々と書いた額を掲げ、國臣は悠然として傍に座はつてゐますので、上役人は驚いて、これは番卒どもが私の取計をして、密に筆墨でも貸して與へたのだらうと思ひまして早速詮議を遂げてみると、日々の食事につけて貰ふ胡麻鹽の胡麻ばかりを撰り分け、それで字の形を作つて紙に貼り、有り合はせた木の盆を額にして掲げたものでした。

これも獄法に違ふと云つて、取上げた歟如何歟、そこまでの話は殘つてゐませぬけれとも、兎も角も種々の面白い趣向を凝らしたものと見えまして、寂寞無聊に堪へなかつた情況も自ら想ひやられます。

讀書筆硯の自由を奪はれたのは、勿論それは甚だしく苦痛を感じまして、始めて紙撚字の工夫をして征寇說一卷の論策を作つた頃には、紙撚字の願書を當該の役所に差出して、讀書と筆墨との許可を求め、自ら午時の一食を減じて之に代へむことを願ひましたが、役所は省みませぬでした。

謹嘆ニ願於刑法廳下一。僕自レ繫レ獄于レ今五閱月。有ニ暮雨秋風之嘆一。而倚ニ露命于獄卒之亡徒一。徒食レ生聊非レ無レ慚矣。然而政府垂レ憐官又扶レ之。故獄卒不レ蹴。然誠是嚴錮中之一幸也。俯請官敢告ニ政府一以許ニ雙願之一一。爲減ニ午食一更無レ憾焉。副レ力加レ鞫。令三僕得ニ切望一幸甚。不宣再拜。

即ち午飯は食はぬでも可いから、讀書か筆墨かのうちの一つを許されたいと云ふ趣意です。此願の叶はなかつたのは、獄中の掟として是非に及ばぬ次第だとしても、一年に近い獄中、終始全く筆墨の自由を奪はれたのは、如何にも殘り惜いことでした。紙撚字の苦しい工夫をして幾篇の論策を著はす程の人ですから、當時若し筆を執り物を書くのを許されたら、更に多く百歳必傳の文字を天地の間に留めたのでありませう。

閏八月十七日には、國臣の成立に最も與つて力の多かつた母親の都甲氏が、コレラに罹つて三日ばかりの急病で、夫と子とに先だつて卒然として世を去りました。訃音は掛りの役人より相當の手續を經て告げ知らせらるゝ前に、急病で亡くなられたと云ふことを、如何かして密に聞いたやうで、或る時何のわけとも分らず、頻に憂愁沈欝の體をして食もせなければ飲もせぬで、物も言はないまゝに數日を送る所からして、受持の番卒は心配をして上役人に申出で一應の吟味をしました。これは母親の亡くなられた折のことでした。

文久二年八月十七日

　　刑法廳床下

　　　書見

　　　筆墨

元來此母親は尋常親子の恩愛の情ばかりでもなく、前にも申した通、我子が國の爲め君の爲め艱難辛苦をする心事を幾分か解かつてゐた人のやうで、國臣の家族同胞のうちでは、第一の知巳者と認めらるゝ理由もありますから、それだけ哀悼悲嘆は別けて甚だしかつた筈と思ひます。情は歌に現はれてをります。

はかなしや紅葉もあへぬはゝそはを
　こゝろ短くさそふ秋風
我が命はゝに代へんと祈りしも
　よみぢの神はうけずやありけん
四屋出てゝあふまで母の亡骸に
　我が玉の緒をつかんとぞいのる
人の身をむすぶの神しまさしくは
　我が玉の緒を母につぎてよ
此月また流謫中の同志を懐ふの歌を詠みました。中村圓太は小呂嶋に、江上英之進は姫島に、淺香市作は玄界嶋に、藤四郎と日高四郎とは大嶋に、去年の夏處分を蒙つたまゝ、依然として各々配所の月を眺めてゐました。
　世のことの洩れ來る毎に聞かせまく
　　ほりするものは島々の友
四屋とち語らふからに思ふ哉
　島守る人のうら淋しさを
いつの世の照る日にあひて乾くらん
　島守る人のなみの濡衣
嚮に播州の大藏谷より駕を回へされて藩に居られた長溥公は、九月の二十八日に、福岡を出でゝ江戸參勤の途に就かれ

ました。國臣密に洩れ聞いて、猶ほ朝廷の爲に力を盡くされむことを思ふの情に堪へないで咏みました。

誰がためにつくしの國の君ならん
　つくさせ給へ天つみかどに

皇のみことをうけて東なる
　いくさの君をたすけましませ

長溥公は飽くまでも公武合體の尊王論を守つた藩主ですから、第二の歌に於て、次善の意を述べたのであります。また已の心事は、嘗て父母の國を忘るゝものでないことを咏みました。

忘れても我がかそいろの國のため
　あしかれとしは露思はなくに

君安く國さかえよと朝夕に
　いのる心は神ぞ知るらん

また此月は、三年前筑後の水田に大鳥居理兵衞の家を訪ひ始めて兄の眞木和泉守と交を締した月に當りますので、大鳥居の自殺を悼むの歌を作りました。大鳥居兄弟が奮起して義擧の策を決したのは、蓋し國臣の言說に聽く所最も多かつたのであります。

大君のみためとばかり一筋に
　おもひ立けん死出の山みち

あたらしや嵐もいまだ誘はぬに

おのづから散る山櫻花

さそふとも暫しこたへてあるべきを
　嵐にあへずちる櫻かな

同志の殉難を悼むの心は、移つて情人を懷ふの歌となりました。國臣は去年の秋、天草の海村を去り、此頃は肥後筑後の間を來往して、眞木和泉守の一家と深く交り、始めて眞木の女阿棹と慇懃を通じました。歌は此間の消息を傳ふるもので、前に六首を擧げて記しましたが、今こゝにも重ねて先づ三首を收めます。

戀わたる妹の門邊の川の名の
　千歳の契かはらずもがな

一日だに妹を戀ふれば千歳川
　ついの逢瀬をまつぞ久しき

逢ふことを妹も千とせの川の瀬の
　下にこかれて待わたるらん

國臣と阿棹女との尋常ならぬ情交は、嘗て已に述べました。

櫻田の義徒有村次左衛門兼淸が、國臣を備中連島の病床に訪ふたのは、安政六年の今月でしたから、義徒の遺烈を懷ふの歌を咏みました。

もの〻ふの花櫻田の春の雪
　ついに消えてもめでたかりけり

また郷黨の亡師富永漸齋の遺恩を述べた作もあります。

折ふしに心ののりとなるものは
君が教へし千々の言の葉
よの中の人數らしく成ぬるは
大人の教によりてなりけり

福岡の獄　四

十月十八日、黑田長溥公は江戸參覲の途次、京都に入つて天機を伺はれ、やがて江戸を指して行かれました。國臣は密に事の次第を漏れ聞き、藩是猶ほ立たず、藩論久しく振はざるを慨げき、歌に托して意を述べました。

かゝる世は諫の皷やれぬとも
猶はりかへてとゞろかしてん
聞く人の絕えてなければいかにせん
いはまくほしの數はつもれど
雲井にもかける心はおくれねど
籠の鳥なる身をいかにせん

國臣は久しく獄裡に押籠められてゐますけれども、確とした處分は猶ほ定らず、未決囚の取扱でしたが、此月になつ

て、政廳の方では、罪を斷じて嚴刑を加へやうと云ふ評議の起つたのを、鄕黨の友人戸田六郎は、役人の末であつた所からして、密に機微を窺ひ知りまして、藩を脱して京都に出てゝをる仙田市郎に急を告げました。

當時は島津久光公が勅使大原左衛門督重德卿を擁して東下し、幕府の改革を促され、幕府また朝旨を遵奉するに決した後を承け、薩長土三藩の志士、暫く相協和して力を王權の伸張に致し、朝廷の威權頗る振ひました頃で、藤井良節工藤左門村山齋助北條右門は薩藩を代表して親王公卿の門に出入してをりますので、仙田市郎は國臣の事急なるを知りますと、狀を藤井村山に告げ相談をしまして、大原左衛門督に就て援助を求めました。左衛門督は方に東行勅使の重任を終はりて歸り、議奏加勢の職を授けられ、專ら志士恩赦の事を掌り、頗る勢力もあつたので、先づ筑前屋敷の聞役藪幸三郎を召し、國臣が多年力を國事に盡した功勞を稱し、黑田家の寛典を以て之を處分せむことを望まれ、一通の覺書を下して朝旨の存する所を傳へられました。續いて此月の二十一日には、議奏正親町三條實愛卿、また藪幸三郎を召し、沙汰書を下して、國事に關して罪を得た志士は總べて釋放すべき旨を傳へ、且つ特に國臣は口頭を以て指名し、速に禁錮を解かむことを達せられ、黑田家の宗族庭田中納言重胤卿も藪を召して諷諭せられました。

時に出てゝ京都の屋敷に勤めてゐた老職の杉山文左衛門は、朝旨を不當としまして、二十九日書を同職の首席黑田播磨に贈り、國臣は獨り藩法を犯した許でなく、幕府を輕蔑して分外の建白をするなど、公武合體の御趣意にも戻り、國家の大罪人であるのに、朝廷に於て誠忠のものと認められ、斯かる沙汰をせらるゝの謂なきを述べ、朝廷に對して反問せむことを唱へましたが、黑田家の方では、穩便無事の取計を第一といたし、藩主も江戸參覲中ですから、旁ゝ處置を後日に延ばしました。

國臣は密に朝旨の藩に下つたのを知り、且つ久しく禁錮せられ若くは流謫せられてをる同志の此慶を倶にせむことを

冀ふて咏みました。

浮雲の晴れもやすると大空を

仰きて待つも久しかりけり

うちかつく波の濡衣天つ日の

光し得ずはとても乾かじ

諸共におほはれかゝる浮雲の

はれて語らん時をこそまて

此間、十月十六日、僧月照の五周年の忌辰に逢ふて、

薩摩潟波間に入りし月影の

胸にうかみて猶ぞかなしき

君が世の榮えんさまを見ぬまゝに

過ぎにし人の惜しくもある哉

と咏み、また古今を俯仰しては、皇室の式微を嘆げきました。

冬枯れし嵯峨野を分くる人もなし

みかりの鈴のおと絶えしより

春秋のみゆきは絶えていたづらに

匂ふみやこの花紅葉哉

小倉山紅葉はいつにかはらねど

みゆきは絶えてなき世なりけり

汽船の歌もあります。幕府は蘭國の寄贈を受けて、安政の頃より已に汽走の軍艦をもつてゐましたが、西海の諸侯が始めて汽船を蓄へたのは文久の頃で、筑前も同じく然うでした。獄は海に近い所で汽船の過ぐるのも善く分りまして、斯くは咏んだのでした。

いく千里はるけき波路めぐりきて

火のけ車の船みつきけん

車船ほりたく石の火のけもて

めくるもはやしをくの島かげ

おのが國むけん爲とも得しらずに

みつくえみしの火車の船

福岡は北海の風を受け、冬の季節の寒威は他の九州諸國よりも、格別に厳しいので、全く爐火を禁じた囚中の苦痛は想ひやられます。國臣も獄を出てゝ後に、此境の堪へ難かつたことを語りました。それでも猶ほ斯かる苦痛を忍び、紙を撚つて字形を作り、幾篇の論策や詩歌を記した精力は最も人を驚かします。論策は概ね翌年の春になつて完成しましたけれども、その冬の寒い數月に渉つて經營を費したのは察せられます。此間また無數の吟咏を留めまして、人口に膾炙する幾首の佳作も成りました。

君が世の安けかりせばかねてより

身は花守となりけんものを

青雲のむかふす極み皇の
みいづかゞやく御代となしてん

月花に人の心をなぐさむも
御代ゆたかなる上にぞあるべき

山守とならんはかたき我身かは
世をなげきてぞ憂きめをもみる

また筑後の情人を思ふて咏みました。これも前に記しましたが、此頃の風懐を考ふるに足るものですから、今こゝに重ねて示します。

かゝる身となりぬと聞て契りてし
妹もや我をうとみはつらん

妻とだに契りおかずばかくばかり
逢はざる妹はしのびざらまし

妹と我ふかき契は千歳川
かはらぬ淵瀬にならはざらなん

冬至の日に、國臣は自ら占ふて佳卦を得まして、心竊に喜びましたが、朝廷より恩赦の沙汰を下されて、已に相應の時日を閲しましたけれども、藩主長溥公參覲して江戸の屋敷にをられるので、政廳の評議は後れて因循此歳を終はりま

した。

福岡の獄　五

斯くて國臣は獄中に文久三年の春を迎へました。

元日また自ら占ひますと、佳卦を得ること猶ほ冬至の日と同樣ですから、愈〻心竊に喜びまして、獄を出るの時必ずしも遠からざるを感じました。

立春の歌も先づ成りました。

沖の波あらつの浦も靜にて

けふ立歸る君が代の春

此月の十四日に、制蠻說の一卷成るを告げました。これは漢文の短篇で、絕えず船艦を上海香港に往復させ、或は遠く西洋に派遣して、通商互市の道を開き、歐米の事情を探り、航海の技術を練るの必要を說き、また朝鮮を制馭して我有とし、支那と連衡して西洋の諸國と對抗するの得策なるを述べたものです。猶ほ此外の蠹志錄一卷、體制辯一卷及び囹圄消光三卷等の編纂も、大概は正月より二月の間に成るを告げたと思はれますが、疑識がないので確かとは分りませぬ。春に入つて吟咏の著しく數を減じたのは、蓋し專ら力を論策に用ゐたが爲でありました。

藩主長溥公は二百年このかたの盛典と聞えた家茂將軍の上洛に先發して江戸を出で、二月十四日京都に入つて留まること十餘日、始めて參內して龍顏を拜し天杯を賜はりました。去年の冬朝廷は國臣の禁錮を解くべき由の沙汰を下

されましたけれども、筑前では急いで奉行する模様もなく、荏苒今日に及んでゐますので、藤井良節村山齋助等は、長溥公の入京を機會としふたゝび力を此事に致し密に謀る所もあつて、庭田中納言も朝旨を傳へて公に說かれましたから國臣出獄の事は、始めて漸く進行の勢を示しました。

筑前では、三月三日の上巳の佳節を以て、神武必勝論全く成るを告げました。神武必勝論は、國臣の一生に於ける幾多の論策中、尊攘英斷錄と相比せらるゝ長篇の文字で、始より遠大進取の方略を立て、兵艦を練り士氣を養ひ、擧國一致して之に臨むならば、歐米の諸邦また深く恐るゝに足らず、必勝の算自ら存するを說き、彼の長を採つて我の短を補ひ、我の優を以て彼の劣を制するの意見を述べたもので、都べて三卷七千餘言、卷每に一首若くは二首の歌を添へ、合はせて四首あります。

神風や大和にしきの旗の手に
　なびかざらめや醜えみし草
青雲のむかふす極み皇の
　みいつ輝く御代になしてん
汐沫のなれるえみしのくなたへに
　からきめみせん時は來ぬめり
わき出る心のそこは淺くとも
　岩間の淸水くむ人もかな

神武必勝論の原本が乙夜の覽を經て御府の藏本となり且つ漆版に附せられ、公爵伊藤が題字を書せられ、子爵杉が跋文

を作られたことは前に述べました。

三月は花笑ひ鳥歌ふ好時節、此間の情も自ら現はれました。

　花見ればひとやながらも君が代の

　　春には洩れぬ心地こそすれ

　物おもひなしといひにし花みれば

　　ひとやの憂さも忘られにけり

また皇室の隆興を念ふの歌となりました。

　玉しきの都大路に宮人の

　　車きしらす御代にあひてん

　玉敷のたひらの都絶間なく

　　みつぎの車はこぶ世もがな

自ら顧みて懐を述ぶる歌もあります。

　埋れ井の水の心はにごらねど

　　げに汲む人もなき世なりけり

此月の十七日に、藩主長溥公京都より歸つて福岡に着かるゝと、老職の立花山城は町奉行濱兵太夫を招いて國臣の案を評議し、更に濱は山城及び大目付大音主鈴の旨を受け、二十五日自ら桝木屋の獄に到り、西村七助の取計を以て、詮議所に於て國臣を見、その今後の心得を問ひ、忠孝の道を志す外、何の存念なきよしを答へたので、事の次第を報告し

ました。

そこで二十八日は、立花山城の宅に老職小川讃岐、政廳の右筆頭取牧市内、右筆待井次郎兵衛等、相集つて國臣の評議を遂げ、愈々禁錮を解くことに決しました。

受持の西村七助諷して狀を告げました。國臣即ち一首を咏んで情を述べました。

うづもれし深山櫻も時を得て

花咲ぬべくやゝなりにけり

弟の平山宇八郎も、此由を洩れ聞いて、遠賀郡底井野の郡奉行所に勤めてをる兄の都甲小仲太に報らした書も殘つてをります。

彌ゝ御繁務被レ成ニ御座一奉ニ恭賀一候。然者爰元禁印も少し解かゝり候模樣に而愉快之義ニ奉レ存候。何れ後に者吉左右可ニ申上一候。早々頓首。

三月二十八日　宇八郎

小仲太樣尊下

翌二十九日には、果して濱兵太夫より父親吉郎右衛門に出獄の命を傳へ、且つ心付として金三兩を與へました。此日は恰も國臣の第三十六回の誕辰でありました。

出獄の恩命

三月晦日には、表向の辭令も下つて、弟の宇八郎は父親に代はり來ㇼ迎へたので、國臣は桝木屋の獄を出で、地行三番町の家に歸りました。始めて獄に入つたのは去年の四月二十九日で、今こゝに獄を出たのは三月の盡日、恰も滿一年に當ります。安政五年の秋、法を犯して藩を脫してより六年を閲し、今始めて靑天白日の身となつて我家に寢處するを得たのですが、母親の都甲氏は已に世を去つてありませぬ。悲喜交〻集つて無限の情を催うしたことは自ら思はれます。獄を出でゝ家に歸ると、即日濱兵太夫より重ねて沙汰をして、明朔日禮服を著けて役所に出頭すべき旨を傳へました。辭式の形式は更に佳慶あることを示しました。

一筆令ㇾ啓候。次郎義今日牢居御免被ㇾ仰付ㇾ候に付、手元において爲ㇾ相愼ㇾ置候樣、被ㇾ仰渡ㇾ候間、引取參候後、濱兵太夫殿より御切紙到來致、明朔日四時御町役所江袴着用に而召連罷出候樣との義に而、大に開眉致候。御用之次第は後便可ㇾ申越ㇾ候。恐惶謹言。

三　月　晦　日　　　　吉　郎　右　衞　門

都　甲　小　仲　太　殿

翌四月朔日、父親吉郎右衞門に從ふて町役所へ出てみると、徒罪方付の職に補せられ、差當り心付として米十俵を給せられ、猶ほ將來を期し進用せらるべしとの沙汰にて、町奉行濱兵太夫申渡しました。

一筆啓上仕候。私儀今日四時御呼出に而町御役所へ罷出候處、徒罪方附被ニ仰付ー追而可レ被ニ仰付ー次第も有レ之候得共、先指當爲ニ御心付ー米拾俵被ニ相渡ー、入念相勤候樣被ニ仰渡ー難レ有仕合奉レ存候。此段爲ニ御知ー爲ニ申上ー如レ斯御座候。恐惶謹言。

四月朔日　　平野次郎

都小仲太樣尊下

獄を出るに方り、心付として金圓を給し、且つ同時に任用したのは、縱令それは職務は下級末班としても、當時の慣例に於ては、破格異數の恩命で、國臣は難レ有仕合として存じ奉らざるを得なかつたのであります。これには父親も頗る喜んで、自ら濱兵太夫の門に至り謝意を表したものと思はれまして、濱の日記には、十一日、平野吉郎右衛門爲ニ自祝ー、巳須（魚の名）「三口自身携來爲レ禮」と見えてをります。

然うして國臣は斯かる恩命が素と朝廷の沙汰より起つたのを知りまして、感激に堪へず、先づ歌を詠んで情を述べました。

たち茂げる草の葉末の我身まで
　めぐみの露のかゝる嬉さ

國のため世のため八年身をすてゝ
　つくせし甲斐はあらはれにけり

國臣は一年ばかりも獄裡に蟄居し、絕えず座はつてゐたので、軟脚を患へました。そこで暫く家に引籠つて身體を養ひ、また日々博多の順正寺に母親都甲氏の墓を拜し、一里餘の路を往反して歩行を習ひました。それから老職立花山城の沙

汰を蒙り、五日の斜陽より濱兵太夫に從ひ、山城の濱町の別邸に至りて謁しました。政廳の權要牧市內待井次郎兵衞も同じく來り會し、山城は特に宴を設けて歡待し、胸襟を披いて時事を語りました。此日黑田家の汽船大鵬丸は邸前の海に横はつて情興を添へ、談論頗る振ひました。山城は自ら扇面に歌を書いて示しました。

燈し火の赤き心を諸共に

語るべしとは思はざりきや

他の參列者は、孰れも日々相會ふて政務を議する當路の人ばかりです、此歌は六日前に獄を出た志士の爲に咏れたものでした。英達明敏當時第一の名家老として、專ら權柄を握つた山城の人物ならでは言はれぬ感情で、姑息因循の藩論漸く變じて一たび振興したのを表示する事實でもありました。

此時に方り、江戶の幕府は勉めて朝廷の趣旨を遵奉し、家茂將軍は久しく廢つてゐた舊典を修めて上洛せられ、皇室尊崇の實を天下に示されまして、朝廷の威權頓に張ると共に、一方は外國の艦隊砲門を開いて長州に迫らむとし、また生麥の案を提げて薩摩の責を問ふの勢となつて、士氣頗る振ひ人心漸〻興りました。筑前また玆に見る所あつて藩是を定め、國臣が始めて山城に謁した前日は、福岡の海岸波奈に砲臺を修築する議發せられ、砲礦鑄造の令出で、長溥公父子自ら臨みて志賀島の地勢を視察せらるゝ有樣でしたから、尊攘の論急に勢力を生じまして、國臣の說に聽く者、始めて多く起りました。

獄を出て旬餘日を閱する頃、肥後の松村大成に贈つた書があります。

尙々弊藩も漸振ひ立申候、追々は彌益盛に成り行勢屹度見へ申候。

天朝熾盛に成行大慶此事に御座候。御互之辛苦凡而昔語と相成申候。繫獄中德兵衞御差遣被ㇾ下候よし辱奉ㇾ存候。

三月晦出牢、翌朝徒罪方附に被二申付一候、追而ハ被二申付一次第も有レ之由に而、先米拾苞賜り申候。是偏に　聖德之餘澤と難レ有奉二感佩一候。頃日は心喪之意に而、亡妣之墓參、往返二里餘之道、日々脚ならし仕居申候。全一年之內天下之模樣案外之事多、いづれも愉快に而日々耳目を悅しめ居申候。最早逆磔之氣遣も無レ之安心仕候。心事紙筆に盡しがたく候。御安心之爲草々不具。

四月十四日　　　　　　　　平野二郎

松村大成樣

御賢息中樣

永鳥樣にもよろしく

國のため世のためやとせ身をすてゝ
つくせしかひはあらはれにけり

萬延元年の秋、捕手の追究を逃れ、走つて松村の家に投じまして、爾來絕えず虎尾を蹈むの危險を犯して、密に勤王の事を謀つた頃にくらべると、時勢の變遷寔に人を驚かすものがあつて、互に皇運の漸く隆昌ならむとするを見て、深く相慶した心事は思はれます。『最早逆磔之氣遣も無レ之安心仕候』の一語、點じ來つて別けて風情を感じます。

岡部譴助の棄世と望東尼との締交

下級末班の職務でも、藩の常法もあつて、いつまでも曠廢することは叶ひませぬから、足痛を稱し暇を請ふて引籠りまして、或は故舊親族を訪ひ、或は同志友人に會ふて、暫く日を送りました。今や時勢も藩狀も斯の如く、國臣の境遇また一變したので、臣人の稍〻志氣を湛へたものは、皆喜んで此志士の談論に耳を傾けました。國臣の生涯に於て、筑前の士庶の爲に頗る推重せられたのは、始めて獄を放たれてから、ふたゝび京都へ出るまでの百餘日の間が第一でありませう。

然うして筑前のうちで、最も深く國臣の人物を推重し、最も善く國臣の心事を領會した南境馬市の農岡部諶助は、病の爲に出獄の後の國臣と相見るの機會なく、五月二日を以て世を去りました。

これは前にもちよつと申しましたが、筑前人のうちで、最も深く國臣の人物を推重し、最も善く國臣の心事を領會したものは、著者の見る所によると、岡部と望東尼とに若く人はありませぬ。たゞ望東尼と相交つたのは、近ごろ獄を放たれた後で、且つ交るの期間も極めて短かつたのですけれども、岡部は國臣が力を王事に致す始より、心を傾け情を盡して相交り、寔に獲易からざる知己者でした。

國臣猶ほ獄にをるの時、月形洗藏も禁錮せられて御笠郡にゐました。近村の高原謙次郎は、月形の監護せらるゝ所が、徒兄弟の家に當る緣故からして、一日月形に接見するの機會を得まして、談次國臣の事に及びまして、月形は彼の身分で斯かる志は感心だと申して種々の話をしましたが、要するに、國臣が微賤より起つて志を立てたのを稱するの意で、深く器量するやうな說はありませぬでした。高原は後に往いて岡部の病を問ひ、月形の話した次第を語りますと、岡部は憤然として月形が全く國臣の人物と志操とを知らぬことを述べ、月形の勤王は筑前の勤王で、平野の勤王は日本の勤王である、平野は天下の傑物である、然うして筑前の人は之を知らず、唯認めて一藩の奇人とするのは誤つてをると申

しまして、當時岡部は病勢已に重かつたのですか、辭色共に厲しかつたさうです。蓋し當時の藩狀をも慨し旁〻斯かる言を爲したのでした。

岡部は邊阪の草萊の裡に生れた農でしたけれども、好みて書を讀み文を講じ、相應の學問もあれば氣節もあつて、夙に尊王の志を抱いてゐましたが、病のために自ら報効すること能はず、此年の春、近村の吉田重藏が志を立てゝ郷を去る時は、家藏の刀を贈つて餞とし、已れに代はりて王事に用ひむことを囑みて別れました。斯くて病篤きに及び、情を鈴蟲の歌に托して世を終はりました、享年四十二。

國臣は高原謙次郎から訃を聞きまして、聊か祭祀の料を贈つて情を表し、且つ歌二首を咏んで哀みました。」

今はとて世に鳴きすてゝ鈴蟲の

その一聲もあはれなりける

玉とみてめづる程なく消果てし

稻葉の露のあはれはかなさ

望東尼は前に述べた通、京都から歸へられると、密に歌を贈つて獄中の國臣を慰められましたけれども、その時までは直接の交際はない間柄でした。それから一年近くを經て、國臣が獄を出てゝ自由の身となつたので、平生親交せらるる岡部簇の家で會見を遂げ、委はしい話を聞き、愈〻深く敬服せられまして、始めて親交の基は開けました。

岡部簇は安政二年に諸用聞次定役の職を帶びて長崎に行く時、國臣を屬僚として從へた人で、その後も消息は絕えず相通じまして、一たびは政廳から國臣との關係を疑はれて職を免ぜられた程のことであるし、夫妻共に望東尼とは親族一家の如く親しく交つてをられたので、一日特に國臣を請じて家に招き、望東尼を紹介して寛談の機會を與へたので

した。

望東尼は一たび岡部簇の家に於て、國臣と相見て委はしい話を聞かれてより、段々親しい交をして、その母親を失ふたのを憐むの情別けて厚く、やがて自ら亡き母親に代はり、志士の爲に配偶を求むるの意を起されました。然うして期せらるゝ所は、數ば獄中の歌に入つた筑後の情人でありました。

五月二十五日、望東尼は月々の例に從ひ、往いて太宰府の天滿宮を拜し、豫ねて知つてをられるゝ神職小野加賀を祠畔の家に訪ひ、留宿一夜、國臣の妻として、眞木和泉守の女阿棹を貰受けたいと云ふ緣談を申出でられました。加賀は卽ち眞木の實の弟であります。

小野の方では、格別に重くは此話を聞かなかつた模様で、今は父の和泉守も上洛をしてをるし、迚も急に運ぶまいと思ふけれども、兎も角も瀨下の留守宅には申し通じて何とか挨拶をしやうと云ふ返答でしたが、その後間もなく國臣も藩の內命を受けて京都へ出たので、緣談も立消になつて了ひました。

國臣と阿棹女との關係は、已に述べた通で、久留米の方でも、親族あたりには自然は結婚でもするのではあるまいかと思ふ人もあつた樣ですし、福岡では亡き母親なども、阿棹女のことは內々知つてをつたと、弟の三郎も申してゐましたから、國臣が長く世に在つたら、結局は或は成り立つたかも分り兼ねますが、間もなく京都へ出で、次で但馬の義擧を企はだて、翌年の秋は眞木と同じく難に殉じまして、空しく一時の物語となりました。

望東尼が小野加賀を訪ふて斯かる相談をせられたのは、從來の深い關係を知つての事ではなくても、多少は國臣の意向を聞いてをられる筈と思はれます。國臣は猶ほ暫く藩に留まるつもりでした歟、然もなければ母親も亡くなつたし、父親も漸く老境に入つたので、嘗て水田の淵上郁太郎を助けて下川氏の女を娶らしたが如く、意中の人を迎へて家に留

めたいと考へたのでありませう。

保國策の上書

國臣は此間に於て、保國策一編を作つて藩主長溥公に上り、隣藩の鍋島家と分擔になつてをる長崎警衞の任務を撤し、同一の經費を以て攝津近海の要地を防備するの機宜に適するを說き、また主として薩摩と親睦し、久留米中津の二藩を連合し、四藩一致して國事に當るの良計なるを述べ、古來相軋つて關係圓滑ならざる隣藩の鍋島家に對する策に及びました。

保國策

一、方今外寇ノ患有レ之候儀ハ、天下一統同樣ノ事ニテ、何レノ藩誰々モ、其覺悟仕候ハ、今日ノ急務ニテ、要路ノ有司、專ラ盡力有レ之居候ヘバ、今更兎角申上候儀無二御坐一候。然ルニ事ノ過チハ不慮ヨリ生スル者ニ御坐候。諺ニモ用心ニ國亡ビズト申候如ク、事ノ來ラザル未先ニ、豫ジメ之ヲ防クニシクハ無二御坐一候。乍レ去迂遠ノ說ニテ、御取用ヒモ被レ爲レ在間敷哉ニ奉レ存候ヘ共、苟クモ御爲筋ト存付候儀ヲ、空シク默止仕候ハ、臣子ノ不本意ニ御坐候ヘバ、不二容易一儀ニハ御坐候ヘ共、不二容易一時節ニ御坐候故、不レ閣申上候。

一、肥前佐賀ノ儀ハ、最前興雲公ヘノ恩義モ有レ之由ノ處、其後何トカ確執ヲ釀シ、竟ニ讐敵ノ樣ニ相成、既ニ高樹

公島原々城御攻敗リノ砌、失禮不法ノ働キ有レ之候哉ニ傳へ承リ候。其後二百餘年來、長崎御相受持ニテ、別テ御親睦ニ無レ之テハ不ニ相叶ー譯ニ御坐候處、表向計ノ御親ミニテ、內實ハ于レ今讐敵ノ如キ意地合ニ御坐候段ハ、申上候迄モ無レ之、誰々モ案內ノ通ニ御坐候。己ニ臣亡命中、長州生ト唱へ佐賀ニ罷越、四五日滯留、同藩人數輩出會仕、色々談話仕候內、試ニ御國ノ事承リ候處、兎角惡シサマニ評判仕候ニ付、此方ヨリモ誹謗話シ仕見申候處、甚悅氣ノ體ニ御坐候。此一事ニテモ一藩擧テ異心ヲ挾ミ居候儀ハ、顯然ト被レ察申候ニ付、萬一長崎ニオイテ、外夷ト事起リ候時ハ、島原ノ先蹤ヲ履ミ、御兩家矛盾ニ及ビ候儀モ可レ有レ之哉。若右樣之儀有レ之、難レ遁場合ニ至候へバ、何レモ粉骨碎身シテ御國恩ニ奉レ報候ハ、勿論之事ニ御坐候へ共、畢竟私爭暴戰ニ落、却テ其忠モ忠ニ中ラズ、且彼ニハ自國、我ニハ遠路ヲ隔テ、主客ノ違ヒニテ、一旦如何樣ノ御危難ニ至リ申間敷哉モ難レ計、假令戰爭ニハ討勝候テモ、根元無名ノ私鬪ニ御坐候へバ、天朝柳營ニ對セラレ、雙方ノ御爲不レ宜、無レ由事ニ御兩家滅亡ニ至リ候ハンヤモ難レ計、微臣年來ノ憂苦此事ニ御坐候。之ヲ避クルノ愚策三等御坐候。

上　策

一、京師縉紳家御取結被レ遊、被ニ仰立ー候樣ハ、畿內ノ中樞要ノ地ヲ選ミ、砲臺少々御築立、鳳闕御守衛被レ遊度、就レ右東西兩端ニ懸候テハ、二ツナガラ全カラザル譯ニ御坐候へバ、是迄受持來ノ長崎守衛ハ、肥前一手ニ受持切被ニ仰付ー度、同家ハ領國ノ義ニ御坐候へバ、無レ遁處ニ御坐候。元來長崎ハ唐人和蘭陀等商船、不法有レ之節ノ

鎭靜ノ爲ニハ御坐候ヘ共、已前ノ如ク夷船彼港ノミニ入津仕候時ハ、同所ノ鎭武ニテ神州一體ノ風聲ニモ係リ、一家ヨリハ兩家ト、入念仕候上ニモ入念、嚴重ニ守衞仕候義、勿論ニ御坐候所、近年ノ如ク畿内近海ニ碇泊シ、或ハ松前ニ來リ、或ハ東武内海ニ乘入、夷人ドモ府内徘徊ヲモ仕候程ノ事ニ御坐候得バ、長崎ハ實ニ商船輻湊ノ一小港ニ御坐候テ、縱令長崎一圓掠奪セラレ候共、深ク皇國ノ傷ミト罷成候場所ニテモ無レ之、守衞ノ義ハ肥前一手ニテ十分ニ御坐候間、同シクハ是迄勤王ノ志被レ爲レ在候驗ニ、畿内ニテ一ケ所、守衞受持被ニ仰付一候ハヾ、一國ノ全力ヲ以　皇朝御守衞ニ被レ爲レ竭度旨、被ニ仰立一候ハヾ、必勅許ニ相成可レ申候。然ルニ長崎御守衞ノ義ハ、御先代樣ヨリ二百餘年來御受持來ニテ、他藩ニラ江戸府内御役持等ニ比較仕候ヘバ、格別御規模ニ被レ爲レ在候ヘドモ、今日此形勢ニ至リ候テハ、左程御大切ノ御場所共難レ申、タトヘ長崎一圖丈夫ニ被レ爲ニ衞留一候テモ、屹度神州ノ御爲ト申程ノ功ニモ無レ之、誰爲ニ御國力ヲ御費シ被レ遊候哉、古來英雄豪傑ノ上ニテモ御覽被レ遊候ヘ、織田公豊臣公等モ、皆皇威ヲ借テ大業ヲモ被レ立候事ニ御坐候。非常ノ時節ニ御坐候ヘバ、非常ノ御處置ヲ以、同シクハ畿内ノ地ニ長崎御入費丈ケ御打替、御盡力被レ爲レ在候ハヾ、外ニハ一際勤王ノ御廉モ立、内ニハ薩長共外勤王ノ志有ル諸藩、ヲノヅカラ合體連衡無レ疑、然ル時ハ他藩ノ侮ヲモ禦キ、永世保國ノ大助ニモ罷成、此先彌增京都ノ御請モ宜敷、三全無失ノ良策歟ト奉ニ存上一候。

中　策

一、元來御當國ハ、御高前ヨリハ御小國ニテ、御藩中ノ拜知高ヨリ士卒ノ人數等、現實五十萬石ノ御振廻シハ無レ

之、乍ㇾ恐一國獨立ニテ天下横行ハ勿論、無㆓危難㆒ト申程之御國勢ハ、先覺束ナク相見エ申候ヘバ、是非共兩三藩御親睦連衡不ㇾ被ㇾ爲ㇾ在シテハ、他邦ノ侮慢モ難ㇾ計、幸ニ薩州ハ君侯御生國ニテ順聖公(島津齊彬公)御以來、深キ御親ミニ被ㇾ爲ㇾ在候處、近來何ト歟御雙方御疎遠ノ樣ニ奉ㇾ窺、如何之御譯合ニ御坐候哉ト、密ニ奉㆓嘆息㆒候。薩州之義ハ古來天下ノ强國、殊ニ今度ノ義魁ニテ、外ニ肩ヲ並べ候國無ㇾ之邦ト、タヾ能々御親ミ被ㇾ遊候ヘバ、中津久留米等ニモ、御親緣被ㇾ爲ㇾ在候ヘバ、御合體ノ計ヒハ如何程モ可ㇾ有㆓御坐㆒、右薩米津ト相合セテ、四藩親睦連衡相整候ヘバ、他藩ヨリノ覬覦侮慢ノ念ハ絶テ起リ申間敷候。是又國ヲ固クスルノ一長計ニ御坐候。

下策

一、佐賀侯ハ決テ凡器ノ御方ニ無ㇾ之、鋭烈卓見ノ才器ニ御坐候段ハ、固ヨリ尊案之通ニ御坐候。小城侯ニハ激烈一片ノ人ニテ、横紙ヲモ壞リ候氣質ニ御坐候ヘバ、萬一事立候節ハ、如何樣ノ暴行有ㇾ之候哉モ難ㇾ計、外患ヨリモ先内憂ヲ可ㇾ恐事歟ト奉ㇾ存候。其譯ハ假令外寇ノ爲ニ一國滅亡仕候共、義ニ於テハ耻ル處無㆓御坐㆒候得共、内亂ノ爲ニ亡國仕候テハ、忠義ノ道不㆓相立㆒樣ニモ至リ可ㇾ申ト痛苦仕事ニ御坐候。且彼方ニテハ、在々ノ鄕士共マデ、劍銃一挺銷筒ニシテ、年來被㆓相渡㆒、月々定日有ㇾ之、操練等モ調ヒ、巨礮軍艦等モ御國ヨリハ多ク蓄ヘ有ㇾ之候。彼是怯憶ノ腸ヨリ校算仕候ニ、高枕安臥難ㇾ成覺申候。是ヲ豫防被ㇾ爲ㇾ在候ニハ、隊長ノ可ㇾ然人才、一兩人御選被ㇾ遊、附屬召連、西郡山手ヘ堡塘ニテモ築セ、在宅被㆓仰付㆒、追々鄕士等ヲモ仕立、表ニハ西目海岸ノ外寇ニ備ヘ、裏ニハ隣藩ノ異變ニ固メ置セラレ候ヘバ、一通リノ御用心ニハ御宜ク可ㇾ有㆓御坐㆒候。

右三策ニ頒チ八申上候得共、所詮三策共ニ難レ閣、其中一策ヲ被レ爲ニ取用一候ハヾ、何卒上策ニ御決着ニ相成候樣、奉ニ仰願上一候。誠恐謹言。

文久三年五月吉　　平野次郎國臣再拜

これは黑田家と筑前藩との利害得失の上より觀察した保國論で、勤王の志士としては、別に感心するやうな新しい意見でもないとしましても、長崎守衛の任務を棄て、京都に近い攝津沿岸の要地を撰んで防備に當らうと云ふのは、萬延元年の春の建白書にも述べた所で、外國船の去來する事情が全く變じ、自由に上國の海洋を游弋する時勢となつては、これも聞くに足る一つの說たるを失ひませぬ。併しながら、此說にしても他の說にしても、當時の藩狀では、到底それは耳を傾けらるゝ筈は無かつたのであります。

たゞ黑田家では、當時已に進んで朝廷の爲に忠勤を致すの藩是を定め、薩摩の島津家及び肥後の細川家と同じく上洛するつもりで、老職の立花は自ら使命を奉じ肥後を經て薩摩まで參りましたが、その趣旨は、諸大藩の力を戮はせ、京都に於ける尊攘黨の勢焰を壓抑し、飽くまでも公武合體の實を擧ぐるにあつて、國臣等の志士とは意見を異にするものでした。

藩論の振興と同志の救護

國臣は一たび獄を放たれてから後は、或は密に人を訪ひ、或は人に招かれて、絕えず勤王の大義を說き天下の形勢を

語り、奬勵鼓舞最も勉めまして、大に藩論の振興を助け、また數ば當路の人を見まして、種々の議を獻じました。

此間の消息は概ね機秘となつて泯沒し、文書記錄の仔細を考ふるものも殘つてゐませぬけれども、江戶の屋敷にをらるゝ藩主の兒女の歸國とか、浮浪の志士の招募とか、米穀の貯蓄とか云ふやうなことをも申出でた模樣で、當面の急務として、最も熱心に主張し、專ら盡力をしたのは、文久元年の夏より禁錮せられ或は流謫せられてをる同志の赦免でありました。

去年の冬このかた朝廷が幾たびか旨を傳へ、罪を國事に得た者の赦免を沙汰せられたのは、總べての人を包括したので、國臣だけは特に口頭を以て指名せられたのでしたが、黑田家の政廳では、國臣一人を獄より出したばかりで、他の同志月形鷹取海津等の處分は、藩內の私事で、朝廷に關係はないと云ふ理由からして、依然として赦免しませぬので、國臣は獄を出ると直に此等の同志を救はうと謀つて種々力を盡しますけれども、容易に行はるゝ模樣も見えませぬ。

折しも長州の志士が、下關に來てをられる前侍從中山忠光卿を擁して久留米に入り、朝廷の旨を傳へ、迫つて眞木和泉守等の幽屛を解いたことを聞きまして、筑前でも同じく中山卿一行の援助を借りたら政廳の評議を動かして同志を救はれるであらうとは思ひますけれども、獄を出でて多く日數も積まず、從罪方附の職務も、表向は病と稱して引籠つてをる時で、自ら出て奔走することも出來ない所から、同志の中村哲藏（贈正五位敬信）を遣つて、近在で金村の高原謙次郎を說き、高原をして久留米に到り中山卿の一行を見て相談を遂げしめむとしました。

當時高原に贈つた書が殘つてゐまして、此間の事情は善く分ります。

昨日は御光來、殊に好物御惠投、別而辱奉二慶謝一候。御器量相見込、重大之機密相憑申度、臭蘭之有志中村哲藏と申人差出候間、委細同人より御承知可レ被レ成候。御異見も御坐候はゞ御覆臟なく御討論可レ被レ成候。野生御禮

旁ゝ罷出筈に御坐候得共、御存之通引入中に而不ㇾ能ㇾ其儀ハ、殘念に奉ㇾ存候。宜御聞得折角御盡力可ㇾ被ㇾ下候。頓首。

五月十八日　　平の次郎

謙次郎様

先日哲藏ヲ以テ御頼申陳候一件、赤間關ノ模樣承リ候處、中山公御二男(當年十八歲ニ御坐候)最早米府ヨリ御歸關ニ相成候由ニ御坐候。右ニ付此間ノ一策ハ、白地ニ可ㇾ被ㇾ成候。去ナガラ米藩ヘ御出浮出來候ハヾ、近日御發足、彼ノ府ノ形勢御探索奉ㇾ希上ㇾ候。眞木一列モ少シハ甘キ爲ㇾ法哉ニ承申候間、推テ御逢取可ㇾ被ㇾ下候。尙更大慶ニ御坐候。手都合ハ何ト歟工夫モ可ㇾ有ㇾ之哉、御賢策奉ㇾ希候。頓首。

五月二十日　　平の二郎

謙次郎様

別紙

覺

一、船曳大貳歟、池尻茂十郎茂左衛門歟御尋被ㇾ成は、其人之行衞相分リ可ㇾ申候。

早川與一郎
井上善三郎
荒牧羊三郎
酒井傳次郎

何れも有志

一、宰府小野加賀父子間より、瀨ノ下へ傳書、御取被レ成候も可レ然歟。又は筑後井上村、馬市より僅半里計り、樋口謙太と申鄕士、此鄕士は眞木和泉妻の里の由、此方よりも傳書に而、瀨ノ下へは參られ申候。

去ル廿一日之御探索書、並昨二十四日之芳墨拜披仕候處、中山公米府之形勢、委細承リ爲ニ御知一被レ下重疊辱仕合ニ奉レ存候。先日ハ平賀方迄御出御尋被レ下候得共、途中ニテ猶豫仕リ、不レ懸ニ御目一殘念ニ奉レ存候。しかし中村方之御書面ニテ、御奔走之一件ハ拜承仕候。眞木泉州早速上京仕候由、先々大慶ニ御坐候。偏ニ中山公之御配慮ニ關ル處ト感激不レ少候。

先度差出候眞木氏江之封物ハ、大鳥居氏弔之愚詠なども御坐候得バ、御序小野家迄御達置可レ被レ下候。在候ヘバ瀨ノ下ニ相達可レ申候、彼ノ一封至ク此度之事ニハ不レ掛分ニ御坐候、此段宜奉レ願候。匆々頓首。

五月廿五日　　　　　平野二郎

謙次郎様

尙ミ中村氏も昨朝より蘆屋出役仕居申候、若松江も參ル筈ニ御坐候。

高原謙次郎は福岡を距ること二里餘、御笠郡の金村の農豪で、世々大庄屋を勤め、人物も勝ぐれ名望あるものでしたが、夙に學問を好み、暫く近村に住んでゐた北條右門の敎を受け、北條が常に國臣の志操を賞し筑前希有の人だと稱したのを聞いてもをれば、馬市の岡部諶助も同樣の話をしたので、平生より欽慕の情を抱きまして、國臣の獄を出たことを知ると、多少の土宜を齎らし、往いて地行の家を訪ひました。

國臣は鷄卵を割り下物として酒を置き、胸襟を披いて寛談し、自ら相交はつた諸方の人物論などをして薩摩の西郷大久保の事にも及んださうです。國臣は此時始めて高原を識つたのでしたが、その人柄と心掛とを認めまして、中村哲藏を遣つて同志救護の策を相談しました。

そこで高原も快諾をして、取敢へず太宰府の小野加賀の所に參つて、密に事情を語りますと、小野はそれは寔に好い思付だが、惜哉中山卿は已に久留米の方を引上げて歸られた筈である、猶ほ確かなことは聞合はせて知らせると申したので、一先づ家に歸つてをると、中山卿の一行久留米を引上げて去つたのは、事實でありまして、その援助を借りて同志を救護する策は全く取止めました。

しかし時勢も追々進めば藩論も變はつたし、國臣等も猶ほ力を盡したので、政廳は名を藩主が上洛して龍顏を拜し天杯を賜はつた慶事に托し、間もなく赦免の評議を決しまして、月形鷹取海津の三人は先づ禁錮を解かれ、中村江上淺香等の人々も、續いて島々より召し還へされ、その外押隱居閉門の處分を受けた連累者も、悉く赦免の命を蒙りました。

此時平尾山の老いた女歌人は、歌を作つて所感を述べ、且つ國臣が與つて力のあつたことを稱せられました。向陵集のうちに見えてをります。

罪なき人を數多ひとやに入られたりけるに年經て赦されしと聞て或人に遣はしける

籠の鳥の放ちかはるゝ聲聞けば

我もとび立つ心地こそすれ

かく赦されけるは異方に今一人押籠められし人の先に赦されて人々の罪なきことを言ひはりて赦させ給ふよう計らひしと聞て其人に遣はしける文の中に

とく出てゝ谷の鶯鳴くまゝに

うちむれて飛ぶ百千鳥かな

上洛の內命と高原謙次郎

國臣獄を出でゝ未だ百日ならず、京都へ上せらるゝ沙汰が下りまして、六月十五日濱兵太夫命を傳へ、十七日には老職小川讃岐召見して親しく上洛せしめらるゝ趣旨を告げました。筑前の藩論も已に決し、朝旨を承順して盡力せらるゝことになつたので、出でゝ重役を輔佐し周旋せよと云ふのでした。

國臣は欣然として命を領し、二十四日には、手當として金十五兩の下附もあつたので、愈〻二十八日の上途と極めました。

御細簡披閱仕候。僕も昨日入り込居申候、御心配御氣之毒に御坐候。愈〻廿八日出發之筈に御坐候。小野へも鳥渡立寄可レ申含に御坐候。匆〻頓首。

六月廿六日　　　　二郎

謙次郎様

古來豪傑擧ニ富文一。秦六動靜蘇張辯。我無ニ兩技一亦短才。報國赤心只一片。

うみ山にひそみしたつも時を得て

けふは雲井に立のぼるなり

書き添へた詩のやうなものは、高原より寄せた書に、棄レ身忘レ家憂ニ天下一。胸中只富百萬兵とか何とか云ふ語があつたので、それに答ふるつもりで記したのださうです。歌は地行の家を立出る時、床の柱に題したと傳ふる作で、太宰府の小野にも此歌を書き遺してをります。此時の上洛は頗る得意であつたことが思はれます。

高原謙次郎は八十餘の高齢を保つて近年まで健在した人で、國臣の贈つた數通の書牘は、月形洗藏や伊丹愼一郎はじめ、當時の幾多の志士より寄せた他の幾多の書牘と共に、皆自ら所藏してをられました。前にも申した通り、元來此の人は代々大庄屋か何かを勤めた舊家の主人で、若い時分より學問の心掛もあつて、萬延文久の頃からは、時勢相應の志を抱いてゐたので、禁錮中の月形洗藏を密に訪ふて談論を聞いたり、伊丹愼一郎と交つたりして、資財の豐かな所から、此等の志士の長州あたりに來往する時は、折々路用の都合などをした模樣で、また五卿の太宰府に御坐る頃、高原の家に遊ばれたことは、土方伯の回天實記にも見えます。國臣との關係は、北條右門の話より起りました。

これも前に聊か申した通、北條右門が暫く假住居をした中村は、高原の隣村で、五六町あるか無いかの近傍であつたので、絕えず往つて敎を受けました。その折北條は數ば國臣のことを稱揚し、筑前で平野ほどの志操の人はあるまい、第一の人物だと語るのを聞いて、然う云ふ勝れた人かと日比思ふてゐたので、國臣が獄より出たよしを知ると、直に訪ふて往つて話を聞きました。それが國臣と相識るの初で、間もなく志士救出しの一條を賴まれたのでした。旁〻高原も一時は政廳より相應の嫌疑を受けましたけれども、それでも禁錮とか流謫とかの禍にも罹らぬで濟んだのは、夙に溫良恭謙の好人物として知られてをつたからで、一體自身でも腹を切つたり首を斬られたりするやうな烈げしい方の行動を好まなかつた人だと云ふ噂も殘つてをります。しかし昨今獄を出て來たばかりの刑餘の不所存者を訪ふて往つて、直に

見込まれて志士救出しの一條を頼まれ、また早速に加擔をして、彼是と奔走した程のことです。勤王論の傳道に熱心で且つ上手であつた地行三番町の宣教師が、猶ほ暫く藩に居つて追々と引つ張りこんだら、久しく溫良恭謙の好人物として知られた金村の一遺老も、或は疾うの昔に贈從五位か贈正五位ぐらひの墓の主となつて、宮內省の殉難錄稿に名を留めたかも知れませぬ。

たゞ人生の事は實に塞翁の馬で、若し果して然うだとすれば、蜜柑花が微香を放つ邊に、平野國臣傳の著者を迎へて、閑に五十年前の昔を語る好餘生はなかつたであらうと思ひます。

平尾山の一夜

國臣が此度上洛の途に就かうとして、あはれ深く趣の多い話を留めたのは、平尾山の一夜でありました。國臣は愈〻發足の期日も定つたので、二十四日に望東尼の平尾山の草庵を叩きますと、望東尼は他へ出でゝ居られず、留守をする人もありませぬから、一首の歌を柴の戶に留めて別れを告げました。

松風の絕ゆるばかりはあらねども

しばしは音の遠ざかるらん

望東尼は草庵に歸つて、事の次第を知り、翌二十五日は自ら出でゝ隆益町の本宅より國臣の家を訪ねられますと、折惡しく國臣また他へ往つて家に居りませぬで、已れも一首の歌を留めて去られました。

松風の絕ゆるばかりはあらずとも

音のみきゝて遠ざかるうさ

そこで國臣は二十六日また歌を贈り書を寄せて、明日は草庵を過りて一夜語りあかし、明後日草庵より直に旅路へ就かうと告げました。

秋風の立わかゝる間の名殘とて

山まつ蔭にあすはやどせん

よべもわたらせ給ひしょしうけ給りぬ。けふは山里にかへらせ給ふよし、廿七日には大野宮（太宰府の天滿宮）へまうで、それより、すぐに打たち侍らんと思ひおり侍りぬ。されば、あすの夜はやどをたちて、その山里にて一夜かたりあかし侍らん、あなかしこ。

國臣

一德禪尼山室

みかへし

傳說によると、地行三番町の家は、京都へ向ふて門出をするには、家の方位の惡い所からして、國臣は凶を避けて望東尼の草庵より旅路に上つたのだと申します。そは孰れとしても、此度は黑田家の內命を受けた旅路で、これまで幾たびか隱れ忍んで出で立つたのとは違ひまして、自然親兄弟や親族朋友の別れを惜しむ人も他に多かつた筈ですが、纔に殘る一夜を寓づ不自由な郊外の草庵にあかして、そのまゝ出で立たうと云ふのです。我が勤王の志士と名にし負ふ女傑との交態もしのばれて、寔に史上の美觀であります。

ところが國臣は何か都合を生じて、出立を一日延ばしたので、約束した夜には來ませぬでした。草庵のあるじは心許なく思ふて咏れました。

今宵はとまつに音せでいつしかも

立かへりふく庵の秋風

あくる日の夜、國臣は音づれて來ました。深く喜んで、

望東尼

嬉しさと別れ惜しさのいかなれば

ひとつ心におもひわたらむ

國臣答へて

嬉しさと別れおしさはへだつとも

思ふ心をいかでへだてむ

國臣は此旅路の望多くて悲しき別れならぬことを述べました。

ありあけの月もろともに立出る

けふの旅路はあかるかりけり

望東尼

ありあけの月のそめてあかければ

日の御光もやがてきよめむ

國臣また

數ならぬ身は山風となりてだに

御光かくす雲をはらはむ

望東尼また

一すぢの心つくしの秋風に

いかでむかはむ夕立の雲

望東尼は、世の人の多くは因循姑息にして、國臣と志を同じくするものゝ乏しきを慨げく懷を述べて、

岩倉におさめし戈も世につれて

にぶく成り行くことぞ悲しき

また老先き短き女性の身をながらへて、國臣等の力もて、筑前の勤王また成るの日に會はまほしく思ふ心を寄せて、

おしからぬ命ながゝれ藤波の

雲井にかゝる春を見るべく

藤波は蓋し藩主黑田家の紋所をかけて云つたもので、その意味は自ら分ります。此歌を作者自ら改むる所か或は他人の手に成つたのか、向陵集には藤波を櫻花としてあります。藤波は春の季節のものでない故でせうけれども、歌の趣意は、主として黑田家の事と相關し、此字は換へられませぬので、今こゝには舊に從ひます。

國臣と望東尼とは、同じく福岡に生れ、且つ互に深く歌を好んでも、元來身分の違ふ間柄だし、國臣また久しく藩を脫してゐたので、相識り相交るの機會はなかつたのですが、去年の夏、望東尼上國の遊より歸り、密に歌を贈つて獄中

の國臣を慰問せられてから、消息始めて通じ、尋で獄を出るに及び、岡部簇の家に於て相識り、一見忽ち數十年の舊知己の如く、互に肝膽を披瀝して相交り、望東尼は母親にも似た情を以て、國臣の爲に心力を盡し、此度の上洛に就ても、京都の知音比喜多源次馬場德次郎の徒に紹介して善く謀られました。その相識るの日猶ほ極めて淺く、相交るの月猶ほ酷だ短きに拘はらず、遇合の奇にして美なるは、感嘆に堪へぬものがあつて、草庵一夕の贈答、また自ら主客二人の志操と交態を示してをります。

諸君、若し試に眼を瞑つて此平尾山の一夕のことに想到せらるゝならば、ありあけの月を踏んで庵の戸を立去り行く志士を、いつまでも佇んで名殘おしげに見送らるゝ阿婆さんの姿が、歴々と面影に浮むでありませう。

久留米の過訪と下關の數日

六月二十九日、國臣は曉を犯して望東尼が平尾山の草庵を發し、先づ太宰府の天滿宮を拜し、小野加賀を訪ひ、それから道を迂にして馬市に岡部諶助の墓を弔ひ、尋で久留米の瀨下に眞木和泉守の家を訪ひました。眞木は前月の十八日に久留米を出でゝ上洛し、推されて尊攘黨の牛耳を握り、專ら大和行幸攘夷親征の議に參じ、書策經營最も忙はしく、弟外記男主馬男菊四郎等、また皆出でゝ京都にをりました。國臣は留宿して家人と別後の事を語り、深く惓戀の情を抱いた阿棹女に會ひました。當時の心緒想ふべしでありますが、委はしい話は傳はつてゐませぬ。こゝで京都の切迫した形勢も分つて上洛を急いだ模樣に見えます。福岡を去る時までは、肥後の高瀨に參つて松村大成を訪ふつもりでしたけれども、それを取止め、急いで久留米を去り、冷水峠を越えて先づ下之關に向ひました。

眞木の家に幾日留宿した歟、それも確かとしませぬが、七月の六日に下之關へ着いてゐますから、或は二三夜は留宿したのでありませう。眞木の家を去るに臨み、一首の歌を留めました。

思ふとち加茂の川原にうかれ出て

みやこの月を共にながめん

七月六日、下之關に着いてみますと、長州人は攘夷を實行せむとし、海峽を過ぐる外國の軍艦と砲火を交へた後で、諸方の志士も多く集つてをれば、正親町三條少將公董卿攘夷監察使として西下せられ、近く下之關へ來られると云ふ時で、人心盛に振ひ起つてゐました。然うして正親町三條卿は海峽を越え佐賀に赴かるゝ評議となつて略ぼ決定してをりました。

是より先、佐賀の江藤新平大木民平の二人は、久留米の眞木主馬の所に參つて、密に相談をしまして、佐賀とても特に朝旨を下して奬勵せらるゝなら、藩論も必らず振興するであらうと申したので、主馬は上洛して父和泉守に事情を告げ、眞木は建議をしますと、朝廷に嘉納せられまして、急に評議を定め、眞木の弟外記に旨を授け、西下して正親町三條卿に命を傳へさせられました。外記は廣嶋に到つて卿に追及し、朝旨を致しまして、卿が海峽を越えて佐賀に到らるゝ事は決定したのでした。

國臣は適々筑前より來つて此狀を知り、正親町三條卿をして佐賀に到らるゝ途次、福岡を過ぎらしめ、筑前の藩論を振興するの最も得策なるを思ひ、自ら上洛の期を延ばして下之關に留ること數日。長州の志士及び攘夷監察使に先發して下つた隨行員の德田隼人高橋甲太郎等と密に相談を遂げまして、國臣の說行はれ監察使入筑の議も決しました。國臣は始め正親町三條卿は佐賀よりの歸途、福岡の郊外七隈原にある菊池寂阿の故境を弔はるゝを表向の名義として　福岡

を過ぎらるゝを請ふの意を抱いてゐましたけれども、寧ろ佐賀と同じく防備視察の爲め入筑せらるゝが宜しいと云ふ說も起り、黑田家また相當の禮を盡して待遇せらるゝを辭せられぬ內情も分つたので、公然監察の趣旨を以て入筑せらるゝことに決したのでした。國臣は書を福岡の牧市內濱兵太夫の二人に贈つて事情を告げました。此時國臣が二人に贈つた書は傳はつてゐませぬが、二人より國臣に返答をして、急に一たび歸國せむことを促した書はあります。

去る七日付赤馬關より之飛札致ニ拜見ー候。此節　勅使御下り一條彼是に付、事々御細楮之趣、逐一承知、早速御書表を以、御席え相伺置候處、御評議之上、勅使御下向も差向候儀に被レ考、御取扱筋萬端御例も無レ之儀に付、御儲御用彼是諸事打合せ、御不都合無レ之道に御手當相成度候間、京都行は一先被ニ見合ハ早々歸國御用辨取計に相成候樣、就而者急に御談じ可ニ相成ー御用向も有レ之候に付、此返書相達候はゞ直樣歸國に相成候樣可ニ申越ーとの御含に有レ之候。尤　勅使御取扱向、播備邊は御手厚に有レ之たる趣、旁被ニ申越ー致ニ承知ー候。就而者尙又速に相分る筋にも候はゞ、凡此元に而御儲之御目當にも相成候樣、肝要之廉々取調歸國相成度候。勿論其爲少に而も出立手間取候而は、此元御用向之處差支候に付、右調向は其筋に申談置、跡より委細申越候樣之手配も可レ有レ之哉に付、其邊りは重疊掛辨有レ之、一日も速に歸國肝要之儀と存候。其心得可レ有レ之候。恐々謹言。

七月十日　　牧市內
　　　　　　濱兵太夫

平野次郞殿

猶ほ別に國臣が下之關より兄の都甲小仲太に寄せた書もあつて參考になります。

自二馬關一呈二一書一候。途中隙取一昨六日着關仕候。頃日は異船も不レ來、先靜謐には候得共、大砲小銃日々持あるき、長藩の番手、甲冑下に而東西横行、實に陣中之形いさましく相見へ申候。商賈等も存外居り合申候。御國の風說と違ひ、大砲は澤山に御坐候。此節は益手配り行屆、軍仕候も、到る處嚴重に相成居申候へば、必定勝軍にて可レ有レ之候得共、十一日干滿珠島の影に來り候後は、絕て不二渡來一よし。久留米是迄兵庫守衛の處、勅命にて豊前大里守衛に受持替被二仰付一、(實は小倉勵まさん爲の策なるよし)追々人數操込居申候。砲臺も近々出來候よし。(大里には兼て米藩の船引揚借地有レ之、其所に砲臺築立の筈なり)田の浦にも長川より押て地所借受、砲臺築立候に付、小倉も思立候よし、小倉も此節は大分勵まされ、市中在々の梵鐘悉く引揚、大砲鑄立居申候。且米穀初諸品直段下げ觸達有レ之、追々は下廉に相成候品も有レ之、白米一升百五十文の內、彥洲も大里と迎ひ合、一ケ所山土切ならし、長州より砲臺築立に相成居申候。其外臺場何れも築直し、成就に相成居申候。

一、勅使一昨六日山口御着之由、夫よりは下關白石家へ御宿之筈に而、手當大混雜に御坐候。御道中の國々、至て御手厚御取扱に而、御途中守衛の人數等出、所々固人數も有レ之たるよし、筑前より肥前までも御出有レ之筈の由。夫故福岡へ伺出候一事有レ之、滯關仕居候に付、御左右申上候。福岡へも此趣不レ殘御申越可レ被レ下候。

一、眞木和泉は禁裡官人に御抱に相成候よし、右は年來之王室へ誠忠を　叡感の故なりと云。

一、右　勅使には、諸國の御親兵より數十人附添來候由、長州より又々數十人御供有レ之模樣、凡而百人余は御供勢可レ有レ之との事なり。匆々謹言。

七月八日　　平野二郎

都甲小仲太樣

國臣は牧濱二人の返書を得て一先づ歸國を促されたので、急いで福岡に歸り、監察使迎接の評議に與り、十餘日を費しましたが、監察使は猶ほ筑前の境に入られぬのに、藩狀は早く一變して人心頓に振ひ起り、政廳は周章して晝夜迎接の準備に勉めました。然うして監察使の入筑は、京都を出らるゝ時より決定したものとして、表向は聞えたので、藩中の人は京都屋敷の聞役藪幸三郎が、斯かる事情に昧くして報告を怠り、政廳をして斯の如く迎接の準備に周章せしむるを難じ、望東尼も書を藪に寄せて此意を述べられましたけれども、これは實は申したやうな形行から起つたもので、國臣が上洛の途次、下之關に於て急に案を立て、專ら劃策した所でありました。

斯くて、國臣は七月二十五日に、ふたゝび福岡を立つて上洛の途に就き、此時始めて僕熊藏を從へました。前月の末に福岡を出る折も、一人の若者を僕として連れて下之關まで參りましたが、當時の下之關は外國の軍艦と砲火を交へた後を承け、士氣人心の最も昂奮してをる砌ではあつたし、若者は例の奇兵隊の連中が、生首を提げて通つたの歟何歟を見て縮み上つて怖氣を生じた模樣で、一たび立戾つて重ねて出る時には、ふたゝび從ふて行かうと云はぬので、此度は別に熊藏を連れました。

熊藏は弟平山卯八郎が鳥飼八幡宮の近傍お供道の邊に持つてをる借家に住み、義太夫語りか何かを渡世にする吉藏と云ふものゝ次男で、此頃は二十歳ばかりの若者であつたさうです。餘り氣の利いた人間でもなく、寧ろ馬鹿に近い方の男らしかつたので、格別の用になつたとも思はれませぬが、それでも京都から但馬のあたりまでは附いて廻はつて、最後に三田尻より首尾好く暇を貰ふて歸りました。

國臣が福岡を立つ時、竹馬の友小田部龍右衛門は、老職立花山城の內命を啣み途中まで同行しました。それから出獄後の國臣より新に談論を聞いて深く信服の情を抱いた久野四郎兵衛厖田孫四郎の兄弟は、四郎兵衛の長男を携へ見送りまして、四郞兵衛父子は、箱崎の孫兵衛茶屋で別れ、厖田は猶ほ送つて香椎で別れました。

菊池足利の古戰場として名高い太々良川の橋を渡る折、國臣は時節柄藩中の士人が多く川の中に腰まで浸して、頻りに鰲鯊を釣つてをるのを見まして、厖田を顧み、あゝ云ふことを娛む時勢ぢや無いがなあと顏をしかめて申しました。

魚を釣つてをる人々、斯くと聞いたら、大馬鹿が、此熱いのに、餘計な心配をして彼方此方と步るき廻はつて首を切られに行くと笑つたかも知れませぬ。然うすると五六十年の後になつて、大馬鹿者の事蹟を吟味して、あたら隙を潰し力を費し、馬鹿の上塗をする人間もをります。世は樣々、人は思々、これは昔も今も同じことであります。

國臣と小田部とは、二十七日海峽を越えて下之關に着きますと、中村圓太が藩を脫し先づ來てをりました。三人相伴ふて白石正一郎を訪ひ、それから高杉晉作赤根武人等にも會ひまして、二十八日は三田尻を指して參りました。それは長州人が小倉藩の五罪を問ふの案を起し、裁決を攘夷監察使に求めてをる時で、長州人は攘夷の詔を奉じ、外國の軍艦と砲火を交へたのに、對岸の小倉藩は傍觀して恰も知らぬものゝやうでしたから、長州人は之を責めて罪を問はうと云ふのでした。然し事頗る重大で、監察使限りでは裁決も出來ない所からして、朝廷に具狀し指揮を待たるゝことになつて、隨行の德田隼人は、命を啣みて上京すれば、長州人も上京しまして、正親町三條少將は暫く西行の期を延ばし三田尻に滯在をしてをられました。然るに京都では大和行幸攘夷親征の詔は將に發せられむとし、形勢の最も切迫した事情も分つたので、國臣は盡日を以て小田部に別れ、海路を取つて大阪に向ひました。

小田部の記錄には斯う見えてゐます。

勅使正親町左少將殿御國へ御下向之筈ニ付、御旅館三田尻へ御差遣、御附添之面々より御様子相承り參候様、山城殿より御申含に而、平野次郎同道、七月二十五日福岡出立いたし、八月六日罷歸候事。

それから佐賀の江藤新平の長男熊次郎の隨筆なる先考言行秘錄のうちに斯う記した一節があります。

先考平野國臣と馬關に會するの約あり、先考馬關に至るや、國臣在らず。去りて福岡に至りて尋ねたれども、竟に及ばざりしと云ふ。此事は文久二年脫藩の時の事と思はる、相良宗藏翁の話なり。

江藤新平の脫藩は文久二年の六月で、國臣は福岡の獄に囚はれてゐますから、その馬關に會する約をしたのは、文久三年即ち正親町三條卿の佐賀へ下られるといふ頃の話と思はれます。久留米の眞木の留守宅に立寄つた時か何か、江藤と下關で相見ることを約したので、江藤は下關へ參つてみると、福岡へ中戻をしてをる所から、更に追ひかけて福岡へ參ると、國臣はふたゝび京都を指して立つた後で、行違つて終に逢はなかつたものと見えます。江藤は大木民平と共に、眞木主馬に相談をして、攘夷監察使の佐賀へ下らるゝ朝議決定の道を開いた人ですから、旁々國臣とも相見て事を謀るの必要を感じたのでありませう。

小田部龍右衛門の書と筑前の藩狀

小田部龍右衛門が三田尻で國臣と別れ福岡に歸つた後、八月十六日を以て、京都の國臣に贈つた書を見ると、當時の

筑前の藩情は善く分ります。

彌〻御安泰可レ被レ成ニ御着路一萬々奉レ賀候。小生も三田尻御出立後二日迄逗留仕候。御國元より罷越候高橋白石も二日に三田尻着、御出京當時御延引相成候趣報命いたし候に付、右否承り同所出立仕候。馬關江着仕候處、中村圓太亡命ニ付、中哲同所參り居申候。委細之趣は定而同人より御承知ニ相成居可レ申ニ付、巨細ニ不ニ申上一候。圓太亡命ニ相成候茂、畢竟國是一統有志之面々承知無レ之より起り候義と申譯に而、戸川河合等東西有志之面々より御國論之趣說得ニ相成候趣ニ御坐候。既私歸福翌日有志之面々も大概此節御出京御供被ニ仰付一候。

一、御國よりも　勅使御入込之上は五人程御付添御親兵被ニ差出一筈ニ而、先之頃より被レ命申候。

長野和平　　小野加賀

栗野傳右衛門　　奥山茂三郎

十時傳次郎

一、中哲此節中圓連歸候義、輙ク請合候儀、甚不評判ニ御坐候。御序之刻御意見可レ被レ下候。

一、御出京も今程御伺中ニ付、御指圖振リニ依而ハ、速ニ御出京と申儀ニ而、掛リ役々ニハ矢張御調べ等いたし居申候。

八月十六日

小田部龍右衛門

平野次郎様

貴下

此書に依つて考へると、當時の藩論は、大體に於て、先づ朝廷の爲に力を盡す方に定つて、正親町三條少將入國の上は五人の親兵をも差出さるゝ筈で、その人名も已に決してゐたものと見えます。これは朝廷の威權大に振ふた時分であつからで、勿論受動的の方針だとしましても、中村圓太の脫藩を以て、善く藩議の存する所を知らざるが故なりと認め、藩是の定つたのを明かに示して、斯かる志士の鎭撫を謀らうとしたのは、一時ながらも藩是は已に定つてゐたのでありますゝ。薩長の形勢に較ぶれば、頗る後れてはをりますが、他の諸藩の苟且因循よりすれば、猶ほ甚だ賴もしい藩是で、縱令一消一長は免れなかつたとしても、飽くまで斯かる藩是を執つて進んだなら、薩長土に次ぎ、若くは相並んで、勤王の事業を成就したことは、固より疑を容れませぬ。これは時運の自ら然らしむる所とはしましても、主として國臣の出獄の頃より勃然として興つた藩狀ですから、天下の形勢や朝廷の事情と相待つて、國臣の努力苦心の功勞も尠くはなからうと思ひます。

元來嘉永安政の頃、尊王攘夷論の始めて起つた時から、明治維新の初までの間に於て、筑前の藩論が漸く勤王を旨とし、力を國事に盡くさうとしたのは、國臣が福岡の獄を放たれた前後より八月迄の半年と、元治元年の末征長の役の終はる頃より翌慶應元年の春迄の半年との二回でありました。元治元年の頃からは、矢野梅庵だの加藤司書だのも用ひられ、月形洗藏なども出ましたが、一方には獄を打破つて中村圓太を救出すとか、當路の權要牧市內を斬るとかいふ事變もあつて、政廳の體面を傷つけ藩主長溥公の威嚴を損すること甚だしく、一派の反感を旺にしたので、藩論の統合融和は極めて困難となりました。然かも加藤や月形は寬弘雍容の風に乏しく、矢野も純直骨鯁といふのみで、格別の人才でもなかつたので、經營施設皆その宜しきを失ふて、藩論を救ふべからざるの悲運に陷れて了ひました。國臣が獄を出る

と、立花小川の諸老職を動かし、牧待井の權要を說き、一方には同志の藩人を鼓舞奬勵し、陰忍抑制して天下の形勢を迎へ朝廷の事情に應じ、藩論の統一と振興とを謀つた態度を想はざるを得ぬ所以であります。

御親兵として撰拔せられた五人の內、長野和平は、晩年には筑前志士傳を著はして、第一に國臣の事蹟を顯彰した功勞者で、小野加賀は、國臣と交態最も深き眞木和泉守の弟、此度の上洛に就ても、特に迂路往訪しました。之等の人撰また國臣に多少の關係ないとは申されませぬ。それと同時に藩を脫して走つた中村圓太は、筑前では臣國に次ぐ志士として、名望の高い人物で、中村を連れ戻さうとして出た同苗の中村哲藏も、國臣の同志の一人、出獄の後、圓太等の幽囚を解くの策を講ずる時、國臣の意を受け、往いて高原謙次郎を說いたのは此の人でありました。

斯の如く、一方は諸老職と當路の權要とに入說して政廳の評議を動かし、一方は同志を保護救解し或は鼓舞奬勵して、藩論の振興を謀り、藩議の統合に勉めたのは、爭ひ難い事實で、筑前の藩是が一時ながらも斯の如く定つて、五人の御親兵を出さうと云ふ評議の決したのは、これは要するに、朝廷の威權大に振ふた時運の自ら然らしむる所だとしても、此間に於ける國臣一人の努力苦心の功勞も尠くないとするのは、強に不穩當でありますまい。

小田部龍右衛門が藩內の事情を告げた此書に記された八月十六日は、國臣が京都に於て、學習院出仕の朝命を拜した當日で、三日の後には、朝廷の御變革が起つて、國臣は忽ち捕手の追跡を受くる身となつたので、此書は果して自ら披見した歟どう歟、ちと覺束なくは思ひますけれども、二十六日までは京都のうちに潛んでゐて、筑前の屋敷にも內々出入をした模樣ですから、或は披見はしたのでありませう。

それから藩を脫して走つた中村圓太も、それを追ひかけて參つた中村哲藏も、此時は共に京都へ入つてをりまして、國臣が木屋町の山中成太郎の家に、兩中村と相會し、主客杯を擧げて快飮し、中秋の月を賞したのは、小田部が此書を

草した日の前の晩でありました。

久文三年秋の上洛

七月の盡日、三田尻で小田部龍右衞門に別れ、海路を取つた國臣は、八月八日に大阪へ着いて、即夜淀川を遡り、九日京都に入り、望東尼の紹介を以て、黑田家の御用達大文字屋の家に投じ、且つ始めて馬場德次郎に會ひました。

未レ得二拜眉一候得共、愈々御壯健被レ成二御勉强一欣然之至ニ奉レ存候。陳者同藩野村家之老尼には御懇意に而、兼而鄙名をも御聞及之由、同人より承申候。扨此節は内命に因て出京仕候處、御地不案内之上、未旅舘の當處も無レ之、何方に歟暫く立宿相頼、重役引合之上は、落着の場所も可レ有レ之、夫迄之處乍二御迷惑一貴宅にても他家にても、御世話被レ下候義は相叶申間敷哉、初發より失禮に御坐候得共、此段宜奉レ憑候。書餘拜顏之上萬々可レ奉レ謝候。匆々頓首。

八月九日　　平野二郎國臣

馬場德次郎樣

馬場德次郎は即ち後の文英で、京都の人、素と大文字屋の疎族で、此頃は大文字屋の重要な店員の一人でした。晩年には維新の史實に係はる幾多の著作もあつて、七卿西竄始末、三條實美公記などは最も世に知られてをります。夙に尊王の志もあつて、望東尼と交ること殊に深く、一は商人たり一は婦人たる所からして、嫌疑を受る憂も尠かつたので、五

に機密の消息を通じ、數年の間望東尼の書牘を得ること六十餘通に及びました。爲に福岡に慶應元年の獄が起つて望東尼の罪を蒙られた時は、京都の町奉行は、黒田家の秘牒により、馬場を捕へて暫く六角の獄に投じました。國臣と相識つたのは此時を始とし、且つ親しく交つたのは、纔に十日餘でしたが、深く國臣の人物志操に信服し、忠實最も善く力を盡しまして、國臣の殉難の後は、勉めて遺稿を存錄し、多く世に留めて事蹟を顯彰しました。蓋し國臣の傳記者としては、忘るゝことの出來ない人であります。

大文字屋五三郎また野村家と祖先を同くした巨商で、望東尼との緣故もあれば、現に黒田家の御用達を勤めてゐたので、旁々紹介をして賴まれたのでしたけれども、折しも此家には重役久野一角に隨ふて出京した藩士が多く宿をしてをつたので、國臣は移つて木屋町の山中成太郎の閑宅に留りました。

國臣が始めて京都に入つた八月九日は、尊攘黨の勢焰その絕頂に達し、急激の議論頻に朝廷を動がし、維新史の上に著名な大和行幸攘夷親征の詔勅の發表せらるゝ四日前で、一方には大反動の氣運刻々に熟し、謂ふ所の薩賊會奸の陰謀漸く步を進め、危機は目睫の間に迫つて、恰も山雨欲ㇾ來風滿ㇾ樓の時でありました。

去年の春に於ける薩摩人を主として回天の壯圖は、寺田屋の事變を生じて一たび破れましたけれども、今年に於ける長州人を主とした同志の計畫は、着々として行はれまして、眞木和泉守の說は最も力がありました。東久世伯も史談會に於て言ふてをられます。

眞木は五月の末に上京したかと思ふ。眞木は其比今楠公と言はれた、立派な風采の男で、學問もあり辯舌もあり、經綸の才も備はつてゐたから、有志者の中にて、先づ首領株と云ふやうな位置で、大和行幸と云ふ計畫に就て節制を立てた。

眞木は實際に於て斯の如く、尊攘黨の首領のやうな姿で、長州人も專ら眞木の說に聽いてゐましたが、國臣また恰も此時を以て出でゝ來まして、浮浪の志士の間には、一方の領袖として深く重んぜられましたから、直に奔走周旋して力を時局の展開に致しました。

十一日には中村圓太を伴ふて長州屋敷を訪ひ、中村九郎佐々木男也と相見て、圓太の主張する筑前の藩狀改革の計畫を語り、相談を遂げました。圓太は此時氏名を變じ野口保と稱してゐました。

十二日には、大和行幸攘夷親征の朝議も全く決し、詔勅の煥發も遠からぬ勢となつたので、國臣は一首の詩と二首の歌とを作つて懷を述べました。

勝敗由來屬二彼蒼一。壯士豈悲死二沙場一。西陲方伯勤王志。坐待天朝詔一章。

いま暫し待てやみやこの花もみぢ

行幸ある世となさでやむべき

神風や大和錦の旗の手に

靡かざらめや醜えみしぐさ

天を衝くの意氣想ふべしであります。

此日また國臣は宿の主人山中成太郎の爲に、近衞家の所藏せらるゝ山陰の古名士山中鹿之助幸盛の遺刀を請ひ得て贈りました、山中成太郎は元來大阪の富豪鴻池の戶主たりし人で、事情があつて隱退し、別に一家を立てゝ木屋町に閑居してゐたので、鹿之助幸盛の子孫と稱せらるゝ舊家である所からして、近衞家に鹿之助の遺刀を持ち傳へらるゝを知り、

祖先の遺物だと云ふ理由を申立てゝ、その譲與を請はむとしましたが、由緒の正しい著名の富豪で、尋常の士人とは抗禮して交る程の商人ですけれども、近衞家の方では、斯かる先例もないからと云ふて許されなかつたので、國臣は已れの名を以て代はり請ふて得たのでありました。

無銘兼定刀一口
長貳尺五寸壹分

右者陽明御殿御藏品山中幸盛遺刀之處。今般貴殿依ニ御所望一、御下付願上候得共、從來御振合も有レ之、直チニ御下相成兼趣、依レ之拙者へ御下相成候間、更ニ貴殿ニ相讓申候也。

亥八月十二日　　平野二郎國臣（華押）

山中成太郎殿

遺刀の行方は、今已に分りませぬが、此文書だけは近江の西川氏の手に歸して猶ほ殘つてをります。國臣は安政六年の正月、月照の所持した機密の文書を齎らし上つて近衞家に還納したこともあれば、去年の四月には、大原左衞門督の執達を經て回天三策をも獻じましたから、旁々近衞公父子は、特に國臣を顧念せらるゝ因緣なしともしませぬ。これ或は鹿之助の遺刀が斯かる手續を以て下附せられた所以で、また國臣の名聲も頗る朝野の間に聞え渡つてゐたことを示します。

然うして當時國臣は勤王の志士として知られた許ではなく、國學者だとか歌人だかと云ふ譽れも隨分それは高いものでした。僕の熊藏は前にも申した通り、氣の利かぬ薄鈍の馬鹿者で、京都で貰ふた酒屋の切手を福岡まで持ち歸つて土

産にするやうな事理の解り兼ねる若者でしたが、到る處で人が御馳走をして、主人の短冊を貰ふてくれとか、先生に歌をかいて貰ふてくれとか頼んだ模様で、國に歸つて後、その話をして、彼方では短冊が流行るバイと申して、物笑になつたことも嘗て聞きました。

大和行幸攘夷親征の發表

十三日には、愈々大和行幸攘夷親征の御沙汰が發表せられまして、國臣も供奉員に列せらるゝ内命を蒙りました。

此度爲二攘夷御祈願一大和行幸　神武帝山陵春日社等御拜、暫御逗留、御親征軍議被レ爲レ在、其上伊勢　神宮行幸之事。

當時の急激な尊攘黨の志士に於ては、往々大和行幸攘夷親征を幕府親征の義と自ら解し、全力を傾注して朝議の決定を企圖したもので、今や御沙汰の發表せられたのを見、夙昔の念願始めて達し、王政の復古やがて成就するやうな思をして歡天喜地の情に堪へませぬでした。況して國臣は討幕論の首唱者の一人として、最も久しく斯かる待望を抱いてゐたので、此情は別けて深く、一首の歌を咏んで感を述べました。

さゝらがた錦の御旗なびけやと

わが待つこ と も久しかりけり

十四日には、土佐の吉村寅太郎重郷贈正四位備前の藤本津之助眞金贈従四位三河の松本謙三郎衡贈従四位等三十餘人、自ら攘夷親

征の先鋒となるつもりで、密に中山前侍從忠光卿を奉じて京都を出で、國臣と緣故の深い筑後の宮田半四郎（贈正五位師久）半田門吉（贈正五位成久）酒井傳次郎（贈正五位重威）鶴田陶司（贈從五位道德）荒卷羊三郎（贈正五位眞刀）及び筑前の吉田重藏（贈從五位良秀）等、また皆一行の中にゐまして、吉田の輩は、特に來つて國臣を訪ひ、別れを告げて去りました。一行が急に事を擧げて幕府の代官所を襲ひ幾多の役人を斬るやうなことは、此時必ずしも豫期せなかつたとしても、大和の義擧と國臣との間に、始より多少の消息相通じたのは、自ら思はれます。數日の後、朝廷より特に內旨を下し、國臣をして往いて一行の激發を鎭撫するやうに命ぜられたのも、蓋し斯かる關係の存することを知られた故でありました。

國臣が同國の志士中村圓太中村哲藏の二人と、山中成太郎の家に會し、中秋の月を賞したのは翌十五日の夜でした。此夜天曇つて月に光は無かつたさうですが、主客杯を擧げて歡談し頗る情興を生じました。國臣は自ら顧みて人生の多故を感じ、懷を歌に寄せました。

思ひきや去年は獄の中にゐて
今宵みやこの月をみんとは

山中は但馬の義擧破れ國臣の囚はれとなつたのを知つた時、此作の何となく悲哀の音を帶びたことを想出し、これは末路の兆を示したものだと覺つたと、晩年に語りました。

國臣が多士濟々の尊攘黨のうちから拔擢せられ、特に學習院出仕の命を拜したのは、山中の家に仲秋の月を賞した翌日でありました。

學習院出仕の朝命

當時の學習院は今日貴族の子弟を教育せらるゝ學習院の起源で、成程ズツト以前は朝廷の學問所でしたが、文久二年の冬、三條姉小路兩卿が首尾好く勅使の任務を遂げて關東より歸られ、朝廷の威權頓に振ふた頃からは、新に職制を設けられた國事掛の諸公の會議所として、學習院を用ひられ、國事掛に關係のある參政寄人が日々參集して評議を爲し事務を執らるゝ場所となつて、諸方の志士も絶えず出入し、建議もすれば諮問にも答へ、總べて國事を取扱はれた所からして、集會所を直に學習院と唱へたもので、東久世伯の說によると、先づ攘夷實行臨時事務局と云ふやうな形で、一時は最も重要な政廳でした。

それに尊攘黨の急激な意見が、段々勢力を得まして、大和行幸攘夷親征が愈々發表せらるゝ頃になると、長州の久阪や肥後の轟等は、最も熱心に建白をして、國事掛の評議に參與する人々は、身分の貴賤を問はず、成るべく破格の拔擢を以て博く天下の人才を登用せられねばならぬことを主張したので、その說が行はれまして、やがて諸藩の內より十餘人を採り、十六日を以て出仕を命ぜられました。

此日國臣と同じく學習院出仕の命を拜したのは、長州の益田右衛門介贈正四位親施 桂小五郎後の木戸準一郎孝允 久阪義助贈正四位通武 筑後の池尻茂左衛門贈正四位 水野丹後維新の後國事犯に連坐し、幽囚中に死す 木村三郎、肥後の宮部鼎藏贈正四位增實 加屋榮太、土佐の土方楠左衛門後の伯爵久元 作州津和野の福羽文三郎後の子爵美靜 等で、概ね皆自己の藩國の勢力を代表し、若くは同志の人々に推重せられたのでしたが、國臣は單に一個浮浪の志士より起つて斯かる擢任を蒙り、且つ元來最も微賤の身でしたから、世間の人

は嘖々傳稱して異數の榮譽としました。然うして東久世伯の當時の記錄『公用雜記』に、國臣の補任を十四日としたのは、蓋し當日に內議の決定したのを云はれたので、現に命を拜したのは十六日でした。國臣自ら父親吉郞右衞門に贈つた書及び中村圓太の國臣に贈つた書に徵憑があります。

益々御機嫌克被ㇾ遊ㇾ御坐ㇾ奉ㇾ恐悅ㇾ候。私儀去九日着京、其後日々他藩取合、或は公卿方へ立入、彼是一日も閑暇無ㇾ御坐ㇾ候。當地之模樣も、國元より考候とは案外之事のみにて、時機日々に移り替り居申候。天下之形勢大に切迫に相成、朝威は益御盛なる方に御坐候。追々大和伊勢行幸に就ては、御供仕候覺悟に御坐候。多分其前には何とか御沙汰も有ㇾ之模樣に吉田玄蕃など申居候。餘り高名に相成り氣之毒なる事どもに御坐候。頃日は繁雜之內に、御供之用意專に御坐候。多用に付荒々如ㇾ此に御坐候。恐惶頓首。

八月十六日　　　　平野二郎

御親父樣尊下

日付は即ち學習院の出仕に補せられた當日で、未だ命を拜せざる前に筆を執つたものと見えます。吉田玄蕃は去年の夏の初、國臣が回天三策を朝廷に獻じた時密に執達の手續を頼んだ人、今こゝに吉田の語を引いたのは蓋し學習院出仕のことに係る話でありませう。『餘り高名に相成り氣之毒なる事どもに御坐候』と申したのも、强に自負誇張の言葉とは云はれませぬ。當時國臣の聲望は甚だ盛で、彼の眞木和泉守が隱然として尊攘黨に一首領たるの狀を爲し、朝廷を動がすの勢力極めて多かつたのに較べ、江湖の間に於ける國臣の名譽は寧ろ却て高いのでした。安政このかた身を挺んで國事に勤勞した閱歷は、世の汎く知る所で、幾たびか人の話に上る行動を累ねましたから、今や斯の如く名譽の高くなつた

のも、必ずしも多く奇とするに足らぬわけであります。

前夜山中成太郎の家に、同じく仲秋の月を賞した中村圓太も、此日別に朝旨を請ひ、西を指して馳せ下りました。去るに臨み書を國臣に贈つて別れを告げました。

朶雲拜讀仕候。今日格別之御用被二仰蒙一珍重候。本藩之面目無二此上一於二愚子一も恐悅之至奉二大賀一候。然者今朝烏丸様へ拜謁申上、懇願之件委細御納收、即ち先刻左之書恐多も禁中より御下げに相成拜掌、

其文

尊王攘夷之趣意徹底いたし候樣周旋可レ有レ之候事。

八月十六日　　参政

中村圓太え

右之次第誠に以難レ有、申上樣も無二御坐一候。此都合に御坐候得者、以後も萬端成就可レ仕候。乍レ憚於二尊兄一も、隨分御自重被レ爲レ成、御周旋專一萬々是祈候。又愚子は思ふ仔細之候得ば、本夜當地を發し那邊へ赴き候。此義は秘密を要す、跡にて明白可レ仕候。委細之義は山中氏迄申越置候間、能く御談合可レ被二成下一重疊奉レ希候。頓首。

八月十六日　　野無二

平野大兄玉几下

追て心中多忙及二草筆一御宥恕可レ被レ下候。

此時中村の計畫した所は、筑前の藩政改革で、朝廷の威名を借りて、專ら藩政の實權を握れる老職立花山城の上洛を謀

り、その不在に乘じ、藩人を動かして政廳を改革し、一意勤王の事に勉むる道を開かうと云ふので、國臣また此計畫を贊し、長州の中村九郎佐々木男也等も援助をして、參政の烏丸光德卿に請ひ、此命を得まして、中村は即夜筑前を指して下りました。當時筑前の政廳は、天下の形勢に顧みる所あつて、朝廷の爲に力を致すの藩是を決してゐますけれども、大體から申すと、猶ほ因循姑息を事とし、志士の禁錮や流謫を解いても、暫くは依然として謹愼を命じ、外出徘徊を許さないと云ふ態度で、中村は憤慨して藩を脫したのですから、斯くは藩政の改革を謀らうと企はだてたのでありました。勤王の志士の東奔西走して盡瘁した情況、また自ら歷々としてをります。

大和の義擧 一

八月十三日を以て發表せられた大和行幸攘夷親征の表向は、傍畝山の神武天皇の御陵及び春日神社に參拜せられた後、暫く奈良に御駐輦あつて、諸方の兵を召し、親しく攘夷の方略を議せられ、斯くて伊勢の神宮に行幸遊ばすと云ふので、叡慮は固より斯の如く、朝廷の諸公も概ね表向の通りの趣意と思ふてをられた樣ですが、說を獻して國事掛を動かし、熱心に主張して朝議を決せしめた尊攘黨の志士の目的は、此機會を以て討幕の兵を擧げ王政復古の基を樹てる趣意で、敵は本能寺にありました。眞木だの長州の久阪だの國臣だのと云ふ面々は、去年の春、島津久光公を要して義旗を揚げむとした計畫を重ねて提げ、鳳輦を奉じ公卿を擁し事を謀らうとしたのでした。これは固より公けに唱へられたわけでなくても、急激な尊攘黨の志士は、大和行幸攘夷親征の趣意を概ね斯の如く解釋し、若くは斯の如く解釋せねばならぬものと解釋し、歡天喜地の思をなして奮起しました。

然るに、大和の地方は、一方には德川氏譜第諸侯の封土と、幕府直轄の領邑とのみより成り、討幕の兵を擧るには、頗る不適當の事情があると同時に、一方には南朝このかた皇室を懷ふの庶民が多く、十津川の地にも接近し、安政のころ梅田源次郎などが、意を用ひて勤王の思想を扶植した形行もあれば、近ごろは藤本津之助松本謙三郎あたりと消息相通ずる同志も尠くない所からして、藤本松本は吉村寅太郎と共に、始より眼を此方に着けてゐました。所が大和行幸攘夷親征の朝議も聞えるので、愈々然うなつたら、中山忠光卿を推立てゝ此地方に入り、諸侯や代官を叩いて嚮背を問ひ、模樣次第では直に事を擧げて勤王の魁となり、斯くて討幕の第一步に踏入り、朝議をしてふたゝび變動する餘地のない樣にするつもりで、大和の義擧を計畫しました。

中山忠光卿へは、松村吉村より說きますと、これは年少氣銳の公子で、數ば過激の行動をせられると云ふので、父忠能卿の勘氣を蒙り、表向は義絕同樣にして居られる人物ですから、早速納得して加擔せられました。そこで內々同志を語らひ催して蹶起の準備をしてゐますと、十三日には愈々大和行幸攘夷親征の沙汰も出たので、急いで評議を決し、十四日の夜には、一同忠光卿を奉じて京都を去り、伏見より淀川を下りました。

此義擧の謀主として聞えた藤本津之助は、如何いふわけ歟一日後れて河內で追付きましたが、此夜忠光卿と同じく河を下つた面々は、東照大權現御誕生の故國三河に珍らしくも起つた松本謙三郎、宍戶彌四郞、伊藤三彌、去年の寺田屋騷動に關係した吉村寅太郎はじめ、池內藏太、那須信吾、上田宗次、島波間、石田英吉、土居佐之助、森下義之助、義之助の弟幾馬、鍋島榮之助、安岡斧太郎、嶋村省吾、澤村幸吉、前田繁馬、都べて十四名の土佐人、肥前島原の尾崎濤五郎、保母健、肥後の內田熊雄、上州舘林の澁谷伊豫作、筑後の宮田半四郎、半田門吉、鶴田陶司、酒井傳次郎、荒卷羊三郎、中垣健太郎、江藤種八、筑前の吉田重藏等、都合四十餘人、十五日の朝、大阪へ着き、常安橋のあたりの旅舘

にて、快船二艘を裝ひ、密に武具兵器を積み載せ、攘夷監察の爲め長州へ遣はさるゝ勅使の先發一行だと唱へまして、此夜纜を解いて木津川を下り、天保山のあたりより、急に船頭を促して方向を轉じ、泉州の堺に向ふて馳せました。

折しも順風に船脚は迅く、十五夜の月、隈なく照り渡り、眺望甚だ勝れて豪興競ひ起りました。松本取り敢へず、

　海の面月のいざよふ間もまたず

と高聲に吟ずれば、忠光卿

　はや乘りぬけよ木津川の口

とつけられるやら何やらで、人心頓に振ひました。然うして忠光卿已れの髮をふつと押切つて海の中に投げ入れ、大童となつて裝を更へられるさまの潔よく勇ましいのに、人々彌々感じ入つて、意氣の幾倍するを覺えたと申します。

斯くて一同こゝより相約して天誅組と稱し、始めて軍令を布き決意を示しました。軍令は頗る仔細を極めたもので、義擧の趣旨精神も自ら瞭然として、最初より討幕の志を以て事を擧げたことも明白に分ります。

やがて泉州の堺につくと、急いで上陸し、こゝより武裝を整へ、十六日の朝は直に河內の境を指して進みました。こゝで田所騰次郎は來り加はりましたが、吉村寅太郎尾崎健三の二人は、使者となつて狹山藩の廳下に至り、藩主北條相模守に面謁を求めましたけれども、相模守は病氣と稱して逢はず、老職兩名代り出てゝ應接したので、吉村尾崎は此度畏くも大和行幸攘夷親征の御沙汰を仰せ下されたに就ては、我等は是より大和に入り義兵を募り鳳輦を迎へ奉らうと思立つて參つた。相模守殿も御同意あつて我等に加擔せられ出陣せられたいと申述べ、猶ほ今日は甲田村の大庄屋水郡善之祐の所まで參つて一宿する筈だから、彼處まで返答を賜はりたいと言置いて引取りました。然うして日比話し合ふてをる近國近郡の同志平岡四郎等に書を寄せ、急いで同志を語り催うし、大和の五條に來り會せむことを求めました。斯

ぐて一行は甲田村の大庄屋水郡善之祐の家に着きました。

水郡は豫じめ約した次第もあつて、去る十二日に京都を去り、先發して歸り、內々その準備をして待ち受けてゐたので、主人の善之祐はじめ十三歲になる長男の英太郞、及び郷黨の同志長野一郞、田中楠之助、辻郁之祐など相會し、森本傳兵衞、鳴川淸三郞、秦將藏、吉年米藏、東條昇之助、武林八郞、浦田辨藏、和田佐市、中村德太郞、內田耕平等の人々十名ばかりを率ゐて出て迎へ、豫ねて貯へて置いた鐵砲刀槍鐘太鼓の類を頒ちて一行に贈り、猶ほ米穀金幣をも出して輜重の用を助けたので、衆は大に便宜を得まして、急いで菊の紋章の旗二流れ同じく提灯二十張をこしらへて張り廻はし、勤王の義兵行旅の形も聊か出來ました。此夜ふけて大和を指し打立たうとする折しも、狹山藩の北條相摸守の老職二人が參つて、主上の御親征とあらば、何時にても御供仕るべしと、返答の趣を申入れて去りました。

大和の義擧　二

十七日は大和の五條を指して進む途すがら、觀心寺を過ぎりまして、後村上天皇の御陵を拜し、楠公の首塚を弔ひ、寺には勝軍を祈願して甲冑一領を寄進し、寺よりは勤王の志を喜ぶしるしとして、所藏の甲冑一領を忠光卿に贈呈したと云ふ話も殘つてをります。

一日後れて京都を出た藤本津之助及び近江の池田健次郞は、此時來つて觀心寺に馳せ着きました。

斯くて一同は大和の境に入り、櫻井寺を本陣としましたが、五條の役所に勤めてをる幕府の代官鈴木源內は、日比の政治の評判甚だ宜しからぬ上に、志士を苦めたことも度重つて、虎の威を借る狐とも云ふべきものなれば、先づ天誅を

加へて討幕の血祭にするが可いと評議をしまして、一同は急いで代官所に押寄せました。
代官鈴木源内は不意を襲はれて大に愕き、狼狽へて逃げ落ちむとするのを、上田宗兒取つて押へ、傍より島浪間が斬つて棄てました。これを始めとして附役の元締長谷川岱助、手付木村祐次郎、手代恆川庄次郎、用人黑澤儀助の四人は、保母健森下幾馬永野一郎及び少年の水郡英太郎等が、思々に打取つて、代官所には火を掛けて燒き拂ひ、軍の手始の幸よしと櫻井寺に引揚げました。
此夜忠光卿は近習の士十餘人を從へ、代官所の門外にあつて、自ら事を監せられましたが、平岡四郎青木精一郎は、襲擊の最中に各〻在所より駈けつけ、伴林光平も大阪より晝夜兼行して馳せつけました。林彪吉郎、井澤宜庵、植林定七、及び水戶の岡見留次郎、備中の原田龜太郎、並に安田鐵藏等も、また同じく駈けつけて參りました。
十八日は五條町に榜例を揭げ、且つ近鄕近在の村役人を呼出し、義擧の趣旨を布告して庶民の向ふ所を知らしめ、差當り今秋の納租を半減することを達し、また町はづれの川原には、代官鈴木源内以下五人の首を梟し、傍に罪狀を示しました。

大和國宇智郡五條　代官　鈴木源内
同　元締　長谷川岱助
同　手附　木村祐次郎
同　手代　恆川庄次郎
同　用人　黑澤儀助

此者共近來違勅之幕府ノ逆意ヲ受、專ラ有志ノ者ヲ押付、朝廷ト幕府ト同樣ニ心得、僅三百年以來ノ恩義ヲ唱へ、

開闢以來ノ天恩ヲ令ニ忘却一、然モ是カ爲ニ皇國ヲ辱メ夷狄ノ助ト成事ヲモ不レ辨、且收斂ノ罪モ不少、罪科甚大、依レ之加ニ誅戮ニ者也。

文久三年亥八月十八日

地方の民政を掌る下級の吏胥で、斯かる理由を以て生命を失ふたのは、憐むべき事情ではありますけれども、此一擧が朝廷を尊び幕府を惡むの趣旨より起つてをることは、自ら分ります。今朝までは代官所のお役人として崇め敬はれた鈴木代官等五人が首を駢べて梟されたのですから、これには百姓町人の輩も膽を潰ぶして戰き恐れた筈ですが、鈴木の民政は從來誅求も烈げしく、隨分それは威張り散らして人氣を損じてゐたので、中には快を呼ぶものもあつて、代官所の襲擊は、此度の一擧に多く威焰を加へました。

斯くて、昨夜は已に斷行して事を擧げたし、追々馳せつけて參る人もあつて、士卒も一通り整ひましたから、改めて人數を點撿し、役割を定めて軍旅の組織をしました。

即ち中山前侍從忠光卿を推して元帥と稱し、藤本津之助松本謙三郎吉村寅太郎の三人は總裁職となり、池內藏太は忠光卿の側用人を以て專ら本營の事務を掌り、以下水郡善之祐は小荷駄奉行を、磯﨑小隼人は銀奉行を、伊藤三彌は武器奉行を、伴林光平は記錄方を、北川佐吉は勘定方を、辻郁之祐は祐筆方を、山口松藏は兵粮方を、宍戸彌四郎は合圖方を、木村楠馬は小荷駄下役を、吉田重藏は目付役を、各自ら擔當しまして、隊伍には組長小頭のやうな名を設け、それぞれ部署しました。これは當時の粗雜な記錄ですから、多少の異同はあらうし、また一擧も三十日餘にして潰散したので、各々事務を執つたと云ふ程のこともなかつたかと思ひますけれども、兎も角も斯んな記錄は殘つてをります。

また河内に常州下館の藩主石川家の支領があつて、支配する代官所の所在地は石川郡白木村で、水郡善之祐は澁谷伊豫作と相謀り、代官の和田なにがしを說き、乘馬一頭甲冑二領銃槍各〻十挺を出さしたと云ふことも、記錄に見えてゐます。一黨の人は思々に近郷近在の小大名や代官などに迫つて武器糧食の類を寄せ集めたのでありませう。

謂ふ所の大和の義擧は、斯かる情況を以て起り、後には幕府の號令を受けて來り攻めた隣接諸藩を迎へて銃火を交へ、處々に小競合をして三十日餘も持ち耐へたのですが、それは十七日の夜五條の代官所を襲擊したのを始とします。此日は國臣が朝廷より鎭撫の使命を受け、京都を立つた當日でありました。

伏見大黑寺の歌と金二十兩の借用證文

朝廷の方では、松本吉村等の一黨數十人、年少氣銳の中山忠光卿を推立て、十四日の夜密に京都を出たことを聞かれますと、已に大和行幸攘夷親征の御沙汰も仰せ下され、二十七日には御發輦もあらせらるゝに定つた此際、急激の行動をしては、却て大事を破るのを心配せられまして、三條東久世の諸卿は、內意を國臣に傳へ、急ぎ追ひかけて取鎭むべきよしを命ぜられました。

これは一黨の人々が、五條の代官所を襲擊した十七日のことで、國臣は謹んで命を領し、折しも京都に居合はせた安積五郎を伴ひ、僕の熊藏を從え、直に京都を出て、忠光卿一行の行方も確と分らぬ所からして、取り敢えず伏見より夜船で大阪を指して下ることにしました。

船を待ち合はせてをる間に、大黑寺に參つて、去年の夏、寺田屋の事變に斃れた同志有馬新七田中謙助等九人の墓を

訪ひ、僕の熊藏をして水を汲み來らしめ、自ら手を下して碑石を洗ひ、懇に香火を薦め且つ二首の歌を咏んで捧げました。

あだなりと人はいふとも山櫻
　ちるこそ花のまことなりけれ
中々に死したる人ぞいさきよき
　いきて成し得しこともあらねば

此日また國臣は伏見の古道具店で薙刀の意に適ふたのを賣つてをるのを見付けまして購ひました。後に長曾我部太七郎が但馬まで持つて從ふたのは此薙刀であります。今の內田良平の父親良五郎は、黑田家の御用で上洛をして、此日は恰も伏見に來合はせてゐまして、同僚から好い薙刀の賣物のあるよしを聞いたので、模樣によつては、自ら求めたいと思ふて、古道具屋に往つて見ると、平野の購はれた後で、巳に無かつたと、嘗て著者に話されました。

國臣は夜船で淀川を下り、翌十八日の朝、大阪に着きましたが、路用に不足を感じたと見えまして、中之島の筑前屋敷に銀談役見習の小役人を勤めてをる淸水善藏を訪ひ、金二十兩を借り受けました。常時の借用證文は、今猶淸水の子孫の家に殘つてをります。

借用證文

一金　貳拾兩

右借用仕候處實正也。返辨之儀は京都着次第早速相調贈リ差出候樣可ㇾ致候。入念證文如ㇾ件。

文久三年八月十八日

平野二郎國臣（華押）

清水善藏殿
牧武太夫殿

清水善藏は頗る内福の人で、國臣には限らず、同藩の者には、追々取換えて融通をした模様で、此二十兩も全く自分の私金を用立てたので、勿論それは貸倒れとなつたのだと云ふ子孫の説明は、どうも事實然うでありませう。借用證文に二人の名前を記したわけに就ては、ちよつと面白い話が殘つてをります。

國臣は屋敷に清水を訪ひ、融通を頼む相談も調ふて、今しも金を受取らうとする時しも、清水の上役の牧武太夫が、別の座敷より何の意もなく襖子を開けて入らうとすると、斯かる場合ですから、此はと思つたらしく、また直に襖子を締めて立去らうとするのを、國臣は聲をかけ强ひて請じ入れ、何とか言ひこしらへて、貸主の名前を二人にして牧を加へて貰ひました。

借主を二人にして連帶の責を負はすなら、理由は通じても、貸主を二人にして、關係の無い他人を强ひて加へたのは頗るをかしいですが、此借用は内密にせねばならぬ事情からして、他人にしやべられては清水にしても國臣自身にしても困るわけがあります。斯うして名前を二人にして牧を加へて置けば、後日になつて事情が分つても牧は連坐の責を恐れて秘密を守るだらうと云ふ見込で、何とか言ひこしらへて、强ひて牧をも貸主として書き加へたのだと申します。

國臣は往々咄嗟の間に斯かる頓智を出す人でありました。

牧武太夫は九十に近い高齢を保つて久しく世に在つた人で、著者も嘗て一たび會ひました。此時の借用證文のこと

は、善く記憶してゐない樣でしたが、國臣とは豫ねて知り合ふてをる間柄で多少の話もありました。
元來は國臣の兄都甲小仲太の朋友で、國臣が福岡の獄を出た頃は、兄の朋友ではあるし、年も二ツ三ツ上の先輩と云ふ所からして、國臣に向つて、もう世間をそうつき廻はるのをやめ、些しじつとして落着いてをつたら如何歟、落着いて勤めてゐたら追々出世も出來やうと、小役人相應の意見を述べた話もしました。牧の說によると、勘定方の役人のうちより、銀談役、普通には御銀方と唱ふる役を兼帶して、二年ばかりの任期で大阪の藏屋敷に勤むるのが、當時の藩制で、淸水は銀談役見習と云ふもので、牧の下僚のやうな役人でした。
當時の勤王の志士、別けて浪人の勤王の志士は、孰れも手辨當で奔走周旋をするのが例で、國臣は國事掛の御內用を承はつて大和へ行くのだとしても、旅費の手當などはないのですから、斯くは自ら心配をして調達したのでありまます。二十兩ばかりの金は、京都の屋敷でも調達は出來さうですが、京都の屋敷には種々の事情からして、何かの都合で、大阪の屋敷に參つて、相談をしたと見えます。
去年の春までは、二兩の旅費を父親に賴んで贈つて貰ひましたが、今は二十兩の金が容易に借られます。これも蓋し學習院の出仕を命ぜらるゝやうな身分となつて、名聲も勢力も頻に振ふたからで、此頃は隨分それは資財を出して援助を與ふる人も尠くはなかつた模樣で、僕の熊藏も歸國の後、金は常にざく〱さして澤山持つてをられたと申した話も殘つてゐます。
元來久しく浪人の志士として奔走周旋し一方ならぬ艱難を嘗め盡しても、彼の往々辻斬をしたり人を威嚇したりして非常手段を取るやうな人物とは、全く違ひます。やはり自ら種々の苦心を費して調達したのでせう。就中此時の二十兩などは、永く後の世に傳へて名譽と申して宜しい借財でありました。

國臣は大阪の屋敷に於て路用の調達も出來ましたが、忠光卿一行の行方は、容易に分りませぬ。段々と聞繕ふて後を追ひかけ、河内の水郡善之助の所まで參つてみると、已に大和の方を指して行かれたと云つて、種々の風聞も耳に入りますから、愈々道を急いで櫻井寺の本陣に行着き、忠光卿の一行と出會ふたのは、十九日でありました。

櫻井寺に行き着いてみると、一昨夜を以て事を擧げ、五條の代官以下五名の役人を斬り、今は義擧の手配ばり最中で大事は已に去つて致方もない狀態でした。それでも朝廷の御沙汰は傳へでは置かれませぬので、早速忠光卿に謁しまして、御內命の趣を告げ、遠からず行幸もあらせられむとする折柄、此地方に急激の行動をして兵亂を起されるは甚だ以て然るべからざるよしを申述べました。忠光卿聞いてみられると、成程尤の次第ですが、何を申しても事は巳に發した後の祭で、最早致方もありませぬ。涙を揮はれまして、此度の一擧固より十分の成算あるわけでは無いが、唯斯くて斃れて天下勤王の士が風を聞いて起るのを期してをる許りだと言はれ、猶ほ一擧の次第は自分よりも朝廷へ申上げやうと自ら書を作り、近習の鶴田陶司に持たせ、國臣に差添へ、京都へ遣はさるゝことになりました。

此間、一黨の面々からも、彼是の說が出まして、これで大事の成らぬのは、勿論それは分つをるが、しかし京都とても同じことで、長州の兵が多いと云ふても僅に六七百人、幕府の方に較べると十分の一にも足らぬ。大和行幸攘夷親征の御沙汰の發表せられた上は、如何しても事を擧げて聖勞に先だち奉るの外はないと云ふ議論でした。これは大和行幸攘夷親征を認めて幕府討伐の趣旨と解釋してをる故で、斯く解釋した急激の計劃より申すと、一黨の主張にも一應の理

由はあります。國臣は出來たことは致方はない、兎も角も今暫く耐らへ忍びて急激の行動を見合はすやうにと、一方には朝廷の内命を傳へ、一方には已れの所見を述べ、猶ほ暫く前後の相談をして、直に京都へ引返へす評議を決してをる時しも、京都の大政變の報告が達しました。去る十八日に長州人は悉く禁門の警衛を解かれ、三條公はじめ國事掛の諸卿は概ね參朝を停められ京都を立退かれたと云ふのです。

義擧の人々も國臣も、此警聞には愕然としましたが、委はしい事情は分らぬので、愈々急いで歸ることにしました。鶴田陶司はやはり忠光卿の書を持つて同行し、安積五郎は國臣に向ひ、君は學習院の役人で、使命を奉じて來たのだから、歸つて復命せねばならぬとしても、自分は歸る必要のある身ではない。斯くまでに思ひ切つた義徒を見棄てゝ別るるに忍びぬ、爰に踏み留つて義軍の先を掛け、骸を山野に曝らさうと申して留りました。

國臣は鶴田を伴ひ熊藏を從へ、直に櫻井寺を去りました。道を急くので、熊藏をも駕籠に乘せ、一行三人京都を指して歸りました。

國臣が使命を奉じて大和に參つた折のことは、當時義徒の一人として關係した平岡四郎、即ち後の北畠博房男爵が、嘗て有栖川熾仁親王の旨を受けて差出された記錄中、安積五郎の名の下に、斯う誌してあります。

安積五郎江戸ノ處士、海國兵談ヲ上木セシ人、文久三年八月十九日、平野次郎學習院總裁三條卿ノ命ヲ啣ミ來レルニ同伴ス。次郎大事ノ前ニ此擧ヲナスハ暴ナリ、速ニ解散スベキヲ以テス。我黨曰ク、大事固ヨリ成ラザルヲ知ル、何トナレバ今ヤ京師ノ兵幾干カアル、實ニ僅少ニシテ佐幕兵ノ十分一ニ滿タザルニアラズヤ、而シテ學習院大和行幸ノ叡旨ヲ發布スル、是レ大事成ラズト云フ所以ナリ、然レトモ此詔勅ヲ拜スルヲ以テ聖勞ニ先ダツノ誠ヲ致ス所ナリト、議相容レズ。次郎ハ此夜直ニ歸京セント五郎ニ促ス。時ニ五郎曰ク、兄ハ近日學習院ノ役人

トナレリ、故ニ復命セザルベカラザレトモ、余ハ兄ト倶ニ復命スベキノ義ナシ。且ツ斯クマデモ思切ツタル義徒ヲ後ニシテ北歸スルヲ欲セズ、爰ニ止リ義軍ノ先キヲ掛ケ、骨ヲ原野ニ曝サンコトヲ欲スト、乃チ五條ニ止リ、南山潰敗ノ後縛ニ就キ、翌元治甲子六月京師ニ斬ラル。

國臣は後までも五條の一黨を認めて義擧の先驅と爲し、全力を盡して應援を策した位ですから、北畠男の言はれたやうに、大事の前の暴擧だ、直に解散せよとは申さぬにしても、過激の行動は此際宜しくない。暫く形跡を潛めて抑制してをれと勸めまして、京師の政變の聞えてよりは、後の策應のことを相談して去つた模樣に見えますが、始より深く一擧の議に與つてゐなかつたのは、此時の會談でも分ります。小河彌右衛門も言ふてをります。

其五條ノ一件ニ、長州内々同心ニテ、轉法輪家三條卿モ御同意ニテ斯カル企有リシ事ゾト誰モ々々モ思ヒケル。サレド證據ニハ、八月十六日平野次郎ヲ學習院詰ト命ゼラレ、即日三條卿ノ御内命ニテ大和ヘ遣ハサレタル由一敏親シク之ヲ次郎ニ聞ケリ、其故ハ前侍從中山卿浪士ヲ具セラレ、大和邊ヘ打立賜フ由内々聞ヘ、行幸前甚以有間敷事ナレバ、次郎急キ參テ爲事止メ奉ルベキ由ヲ命セラレタリトカヤ。然ルニ次郎行キ向ヘバ、思ヒニマサリテ盛熾ナルコトニテ、今更止メ得ベカラズ、サマヽヽト申シ語ラフ中ニ、十八日ノ變大和ニモ聞ヘ、次郎ハ急キ歸京シタリトゾ。是ヲ以テ其御同意ニ出シ事ニアラザルハ明ラカナルベシ。又長州ニテモ其邸ニ寓シ居タル浪士ト別テ親敷人ノ中ニハ、其事内々知得タル人モ有ヤ無シヤ知ベカラサレトモ、要路ノ人々ハ夢ニモ知ラザル事ノ由、是モ其徵數多有レドモ、事長ケレバ爰ニ記サズ。

成程いづれも勤王の論と、討幕の見を同じうした義徒の行動で、その趣旨は深く諒とする所、その一擧に同情を表したことは言を待ちませぬ。縱令、それは解散を說いて用ひられなかつたにしても、意見に多少の齟齬を生じたにして

も、何とかして適當の援助を與へ力を盡したいと思ふて一應の相談を遂げたのは、事實でせうけれども、何分にも京都の政變の仔細は全く分つてをらぬ砌だし、立入つて相談をする道も無いのですから、旁〻急いで京都を指して歸つた筈です。その但馬の方に義兵を擧げて策應せむことを企だてのは、勿論それは京都へ歸つて政變の事情を審かにし、且つ自ら但馬へ入つて地方の形勢を知つた後でありました。

京都の大政變

國臣は二十日の夜、大和の五條を去り、急輿を馳せて、翌二十一日京都に歸り着いてみると、十八日に起つた政變の爲め、數日前まで學習院に參集して、專ら政務を行ふてをられた國事掛の諸公は、悉く退げられて了つて、今は復命する所もなき情態と變はつてゐました。

抑〻この維新史の上に著名な十八日の政變は、去年このかた長州人の勢力と尊攘黨の一派の跋扈とを見て最も慷焉の情を抱ける薩摩會津の策士が、彼の夙に公武合體の溫和なる說を持して、三條公はじめ國事掛諸卿の急激なる行動を厭苦せらるゝ中川宮近衛公等を擁し、密に聖斷を仰いで巧に劃策した所で、大和行幸攘夷親征の御沙汰の出た十三日の前後より、着々として謀議を進め、國臣の大阪を指して下つた十七日の夜に、薩摩會津淀三藩の兵を召し、武裝して禁闕の諸門を守らしめ、十八日の朝、疾風迅雷の如く朝廷の改革を發表し、三條公以下大和行幸攘夷親征の評議に與られた諸卿の參朝を停めらるゝと同時に、長州人の禁門の守衛を解かれまして、一日一夜の間に、尊攘黨の計畫は悉く打破せられました。

そこで長州人及び尊攘黨の志士の憤慨激昂は實に名狀し難きものがあつて、眞木和泉守は退いて河内の金剛山に據り、大和の義擧と策應して、直に兵を起すの說を唱へ、久阪義助は攝津の摩耶山を守り、檄を關西の諸侯に移すの策を立てゝ議論紛々でしたが、結局一たび長州に赴き、大擧東上して君側の姦を掃ふが宜しいと云ふことに決し、三條西中納言公知、三條中納言實美、東久世少將通禧、四條少將隆謌、壬生修理權太夫基修、澤主水正宣嘉、錦小路右馬頭賴德の七卿を奉じ、此夜西を指して去りました。浮浪の志士また或は七卿に隨ふて西走し、或は諸方に離散して京都の形勢は全く一變しました。國臣が大和より歸つて參つたのは、恰も此時でした。

斯くて長州人及び諸方の志士は概ね京都を去りましたが、此間諸藩に仕籍ある同志の留つたのも多く、長州の屋敷には、村田次郎三郎、野村和作等もをれば、因州の松田正人等もをりました。久阪義助寺嶋忠三郎杉山松助は、西歸の途中より回つて來て潛伏してゐました。此外肥後豐後の諸藩より、追々上洛した同志もありました。

國臣が筑前より出で參つたのは僅に十日ばかりの前で、久しく京都に於て勢力を振ふた他の尊攘黨の志士とは事情を異にしまして、會津人と相謀つて十八日の政變を企はだてた薩摩人の間にも、猶ほ庇護を與へむとする人もありましたが、何を申しても、急激な勤王黨としての評判世に隱れなく、名聲甚だ高く聞えてゐたので、幕府方に於ては、最も早く眼を着けまして、守護職松平肥後守が、新選組に命じて謂ふ所の浪人狩を始めると、第一に先づ手を下したのは國臣でありました。

二十二日の曉方、新選組の頭領近藤勇は、自ら數十人の部下を率ゐて來り、木屋町の山中成太郎の家を取圍み、戶壁を打破り屋根の瓦をめくつて嚴びしく搜がし索め、主人成太郎に向ひ、一昨日早駕籠にて、三人此家へ入り込んだものを差出せと迫りましたけれども、國臣前夜は近ごろ肥後から出て參つた松村深藏等と祇園の花街に遊んで留宿し、山中

の家にはゐなかつたので、運好くも難を免れました。斯くとは知らず此朝歸つて狀を聞いて愕いたと云ふことです。

即日郷國の父親及び友人に寄せた書もあります。

益々御機嫌能被レ遊二御坐一奉二恐悦一候。私儀無異大和より歸京仕候。然るに會津より壬生浪人へ申付、在京之有志追々召捕候段、已に昨日承り出候處、忽ち其證あらはれ候間、此段一角殿迄屆置、近日但馬邊へ下り潛伏、追而は歸國も可レ仕相決申候。不レ遠又々正議に復し可レ申候。委細は喜多岡小田部之書面にて御承知可レ被レ下候。恐惶敬白。

八月廿二日　　平野二郎

御大人様尊下

壬生浪人は幕府より多少の保庇を受けて壬生寺に居つた浪士の一群で、後に新選組の名を負ふたものです。一角殿は當時筑前より上洛してをる黑田家の重役久野一角であります。國臣は幕府より搜がし求めらるゝ身ですけれど、此時までは猶ほ筑前の仕籍を帶びてゐたので屆置く必要を感じたものと見えます。文言によると、但馬へ下る意は已に定つてゐた様ですが、追々は郷國に歸る考で、必ずしも兵を擧げ事破れて身を致さうとは豫期しませぬでした。

同じ日付を以て喜多岡小田部戸田等の諸友に贈つた書は、多少の缺失した文言もあつて、完全ではないと思はれますが、大概の意義は通じてをります。

一、大和五條代官所、是迄幕領七萬石之處、王軍暴發（元帥中山侍從公脫走 當時森秋齋と號す）代官之首を切、其外下役凡て四級川原江梟首、萬事制度改り、追而は京師之御沙汰も可レ有レ之、不二取敢一當年は半税免許と申事に而、土民信服。且收

歛之村長等は過銀出させ、困民に配當故、益々其正路に感じ、大に歸伏し、農兵も追々數百人出來、勢廣大に相成居申候。右は去る十七日之事也。去る二十日より十津川に陣營相構えられ候筈なり、諸藩之脫客百斗隨從當月初より追々に京地發行。

一、去る十七日夜、因州邸に而斬奸有レ之、當時因州正議に復し候由。

一、去る十八日曉、有栖宮え砲聲轟發、六門固め、長州之禁衛を讒訴して黜レ之候由、會藩之意中に出たる姦謀也。其魁は中川王と云、案外之事なり、長州藩士歸國、米藩之有志陪從、三條公を初七卿御下向。

一、昨廿一日藤堂上京多人數也。

一、尾州も近日上京之筈也。

一、會津より壬生浪人に命じ、諸邦より入込候有志召捕之事初まり、一人は備前と歟之者縛し候よし也。已に昨廿一日夜は、僕も三條邊へ罷越、山中成太郞宅へ止宿之筈に候處、不圖東肥人に出會、祇街に登樓致候處、今曉山中宅江、壬生浪人數十輩、拔刀に而表裏より押入、門戶を打破り家上の瓦をめくり、主人に面會して云々、一昨日早駕にて、三人此內に入込候者、指出候樣譴責致候由、其三人は僕上下米藩之脫客鶴田陶司也。大和より歸京一旦山中に立寄、日暮より歸邸故、渠等此方へ潛伏と察押入候ならん。未だ僕が天運之盡ざる處也。今朝不レ知して山中へ罷越、愕然致候。是迄登樓之損はあれども、一得なかりしに、昨夜之登樓にて、是迄の損は都て償ひ申候。御一笑可レ被レ下候。

右之都合故、一先京地を去、三丹之中に潛匿、自然は歸國も可レ仕覺悟に御坐候。最早學習院に出、天朝之御機密之御用をも相勤、和州へ罷下り候上は、生涯之望足れりとも可レ申候得共、人慾無レ限ものにて、尙一命を貪ぼり、

志をも遂度、又々亡命之姿に相成申候。

八月廿二日　　　　　平野二郎

喜多岡勇平様

小田部龍右衛門様

戸田六郎様

其他有志中

右は内々と申事にも無之、随分公然と御談話相成候而可然候。爰元日々と模様かはり、如何成り行可申哉、意外之事のみ御坐候。英雄豪傑の心力を盡し候時節、此時に御坐候。井蛙籠鳥之御議論は、都而御取止め、死生を以御英斷可被成候。

喜多岡小田部戸田の三人は、國臣も親しく語らふ朋友ですけれども、孰れも政廳に勤めてをる役人で、平素の議論見解は自然硬軟緩急の別もあつて、一樣でないから、最尾の語を加へたものと見えます。

國臣は此等の書を作つて後、猶ほ數日の間は、諸所に潜伏し、二十四日には、豐後の小河彌右衛門が上洛して參つたので、密に音づれて去年の寺田屋の事變このかたの形行を語り、當面の時務を話し、二十六日には小河の宿より直に但馬を指して下りました。

小河は後になつて、此時國臣の留めて置いた多少の遺物と共に、尊攘英斷錄の稿本を福岡の遺族に贈りました。弟平山能忍の名を以て獻上し、明治天皇の叡覽を經て、今猶ほ宮中に藏せらるゝと云ふのは、即ち是であります。

國臣は京都を去つて但馬へ下らうとする頃、會津人及び壬生浪人などの勢力を振ふのを見て、憤慨を述べました。

こゝろよくやがてみながら刈りすてん

ほこらばほこれ鬼の醜草

また長州へ落ち行かれた七卿を懷ふの歌を咏みました。

吹送る長門のうらの朝風に

かさねて匂へ九重の花

これも此頃の作だと申します。

立さはぐ四方の白浪しづまりて

いつ浦安の御代となるらん

木屋町の山中成太郎は、壬生浪人が押込んで來て、嚴しく國臣を搜がし索めたのに愕いて、已れも連累の難を受るを恐れ、取り敢えず我家を逃れ出で、薩摩の村山齋助北條右門を訪ねると、主人は旅行中で、筑前より連れて參つてをる妻が留守をしてゐたので、その妻に事の次第を語り、斯くて紀州屋敷の留守居役由良なにがしを賴み、紀州家の紋章のついた提灯を借り、即夜大阪へ落ち下りました。間もなく村山は歸つて來まして事情を知り、書を山中に寄せ、何とか工夫もあるから、國臣諸共に歸洛せよと申して遣りましたが、國臣は已に但馬を指して去つた後でありました。

但馬地方の視察と擧兵の決策

國臣は大和より歸つて京都に潜伏してをる數日の間、諸方の同志と來往して、密に時局挽回の策を議し、且つ大和の義擧を應援する急務を說いてゐましたが、長州の村田次郎三郎野村和作（後の子爵靖）因州の松田正人（後の東京府知事道之）等と相談し、先づ自ら但馬に入つて地方の形勢を視察し、模樣次第では、兵を起して大和の義擧に策應するの志を決しました。

元來但馬の諸郡は京都を距ることも甚だ遠からず、民俗醇樸と云ふばかりでなく、古來の史的由緒もあつて、朝廷を崇敬するの情深く、此歲の春より夏にかけ、尊攘の論競ひ起り、時勢頻に動く頃となると、幕府の直轄する養父朝來城崎三郡の地方また往々發憤、志を立て時事を憂ふる者も生じまして、中嶋太郎兵衞（贈從四位重孝）黑田與一郎（贈正五位重淸）本多小太郎（贈正五位素行）北垣晉太郎（後の男爵國道）進藤俊三郎（後の原六郎）太田六右衞門（贈從五位雅義）西村哲次郎（贈從五位正哲）吉井定七（贈從五位義之）鯰江傳左衞門（贈從五位直輝）等は、主として地方の少壯を糾合し、一團の農兵を組織し、君國の緩急に應ぜむと欲し、京攝にある諸方の同志と聲息を通じて專ら計畫を立てました。當時恰も幕府は勉めて朝廷の趣旨を承順し、攘夷の策を講じ、頗る意を軍防に用ふる折柄でしたから、敢て斯かる農兵組織の計畫を妨ぐることなく、民政を掌る代官川上猪太郎の如きも、寧ろ贊同の意を表し、旨を屬僚に授けて援助を與へてゐました。適〻去年の夏寺田屋の事變を脫して逃れた薩摩の美玉三平、此歲の春、來りて城崎の鯰江傳左衞門の家に遊び、本多北垣等と交を結びて此地方の事情を知りましたが、一たび去つて長州に入り、尋で京都に入ると、急激な尊攘論最も勢力を得て、大和行幸攘夷親征の議方に行はれむとし、形勢漸く迫り人心益に振ふた時で、密に討幕の策を講ずるものもあつて、大和義擧の計畫は、早く此間より起つて來ました。そこで美玉は自ら別に爲す所あらうと思ひまして、七月ふたゝび但馬に入り、地方の同志と重ねて評議を遂げ、先づ朝旨を請ふて農兵を組織するつもりで、八月ふたゝび京都に入つたのは、恰も國臣が筑前より出てゝ參つて、日々學習院にも出入し、國事掛の諸公とも親しく接見してをる折柄でしたから、國臣も美玉の爲に周旋しまして、美玉は朝廷より農兵を組織すべき

旨の沙汰を蒙りました。

但馬國之義は賊衝に當り、殊に京都より僅三四十里の地方、急度兵備可レ有レ之候處、農民等忠孝之志厚く有レ之趣に付、農兵之組立、當今切迫之時勢に付速に出來候樣有レ之度候。勿論其功績に依り、急度可レ及二沙汰一候。帶刀之義者差許候間、此段相心得周旋可レ致候事。

八月　　　參政

美玉三平え

學習院より美玉を召出し、非藏人松尾但馬守吉田遠江守二人の取次を以て、此辭令を下付せられたのは十六日、國臣が始めて公式に學習院の出仕を命ぜられた當日でありました。然うして翌十七日、國臣は大和の暴發鎭撫の內命を受け、中山前侍從一行の後を追ふて京都を出ましたが、その翌十八日は、朝廷改革七卿西走の政變となつて、京都の形勢は全く一變しました。

美玉は京都の形勢斯の如く一變したのを見まして、愈々此間に處して策を講ずるの必要なるを知り、自ら受る所の朝旨を齎らし往いて、猶ほ事を謀らうと思ひまして、大佛の邊に於て西走の一行と別れ、鯰江傳右衞門を携へて三たび但馬に入りました。美玉が始めて但馬に入つた頃は阿多隼人と稱し、次に參つた時は秦安麿と稱しましたが、今は公然として美玉三平と稱し、且つ入國の趣を久美濱の代官所に屆出でました。

去十六日、三條中納言實美卿より學習院御用被二仰達一罷出候處、非藏人松尾但馬吉田遠江より御書取被レ接候旨趣者、但馬之國賊衝に當り、京都四十里內之地方、兵備切迫之時勢に付、農兵組立速に出來候樣周旋可レ致條被二仰

出、且美玉三平被差下候旨趣は、尙朝廷より共筋を以て早々可被仰達旨奉承知入國候。此段及御屆候。
以上。

亥八月廿六日　　美玉三平

久美濱御代官所

久美濱代官所は、生野代官所と共に但馬に於ける兩代官所の一つであります。美玉は斯の如く名を外警の防備に托して農兵を組織し、實は勤王の事に用ひむとするので、國臣が村田次郎三郞野村和作松田正人等と相談をして但馬に入つたのも、蓋し斯かる事情を善く知つてをる故でした。

八月二十六日、國臣は阿波の長曾我部太七郞贈從五位盛澄及び僕熊藏を從へ、小河彌右衞門等に別れ、京都を去り、但馬を指して立ちました。大文字屋の馬場德次郞は丹波の境まで送りました。長曾我部太七郞は素と黑田家の御用達大阪中之島の旅店津島屋藤藏の手代で、近ごろまでは商人として勤めてゐましたが、中山忠光卿の大阪を過ぎらるゝ時より奮ふて志を立て、後より往いて加はり、代官所襲擊の折も、相應の働をして、國臣の來るに及び、相見て約する所あつて尾して京都に入り、此度は薙刀持となつて隨行したのでした。

九月二日、國臣は筑前國櫻井大宮司浦志摩守主從三人、歸國の途次往いて城崎の溫泉に入浴するのだと稱し、但馬の境に入り、美玉の近く高田にをるを知らず、過ぎ去つて北垣晉太郞を熊野村に訪ひましたけれども、北垣は京都の事情を詳にせむ爲め、數日前に家を出てたので、途中に齟齬しました。そこで明旦は丸山川を下つて城崎の溫泉場に到り、歌人浦島五助と稱して旅店三木屋平八郞の家に投じ、美玉は猶ほ足を此地に留め、緫江傳左衞門の家にをるものと思

ひまして、歌を書して刺に代へ、贈つて入國のことを告げました。美玉は已に此地を去つて、城崎には居ませねでしたが、飽江及び朝倉心齋等は國臣だらうと察して、代つて來り訪ひました。これ國臣が此地方の志士と相見て事を謀るの始でありました。

此時美玉は高田で中島太郎兵衛、太田仁右衛門、太田六右衛門、田路彦右衛門、大橋又右衛門等と日々に相會し、農兵組織の評議をしまして、九月五日には、中島等は自ら主催して、養父明神の別當坊普賢寺に、養父朝來城崎三郡の同志を寄せ集めて相談をしました。會する者都べて三十餘人。表向は農兵組織の名義であつたので、代官所から小川愛之助木村松三郎の二人も參りまして、會議の模様は頗る振ひました。

城崎よりは飽江傳左衛門が、此日の會議に出たので、國臣は托して歌を美玉に贈りました。

さびしさを慰めむとて出で來しが

みやこの秋は忘れざりけり

美玉は始めて國臣の入國したことを知り、また歌を以て答へ、且つ城崎の地方は必ずしも安心してをられる所でない事情を述べ、急いで此方へ來るやうにと促しました。

待わぶる人の心も白雲の

かゝる山をもあだに越えけん

そこで國臣は八日に城崎を去つて、高田の田路彦右衛門の家で美玉と會ひ、翌日は中島太郎兵衛の家に移り、此地方の志士とも多く交つて、彼是の相談をしました。十日に國臣は古の軍防令を按じて、今に用ひらるゝ農兵の組織を立てやうとして、自ら大略の圖解を作り、美玉また別に隊伍を整へ多々益〻辨ずるの法を立てましたけれども、これは共に成

就せずして止んだ模樣であります。

此日城崎の武谷同助より飛檄が參りまして、國臣召捕方の者城崎に來て、旅宿の三木屋などを取調べ、種々吟味を遂げたから、高田や銀山とても油斷の出來ぬよしを報じたので、人々いたく心配をして、別けて田路彥右衛門は特に申し出でた次第もありましたが、本多小太郎は日頃代官所の委任を承け警察の機務にも與かつてをる所からして、善く此間に意を用ひ、暫く無事を得ました。國臣は美玉と相謀つて力を農兵の組織に致し、機を見て勤王の事に供するの考を抱いてゐましたけれども、此時までは猶ほ直に兵を擧ぐるの策を決したわけではなく、唯北垣等の京都より歸つて來るのを待つて上國の形勢を詳かにした後、兎も角も何とか謀らうと云ふのでありました。

然るに、北垣及び西村哲次郎の二人は、安藝の田中軍太郎を伴ひ、十三日の夜、竹田の太田六右衛門の家に歸り着きました。翌十四日、國臣等往いて會見し、三人の齎らして來た報告を聞きますと、大和義擧の同志は、幕府の命令を受けた隣境諸藩の爲に合圍せられ、形勢甚だ窘窮して、一日も早く應援の策を講ぜねばならぬ事情が分りました。そこで急に評議をして、十九日重ねて高田の中島太郎兵衛の家に會同し、愈〻義擧の方略を決定することを約して別れました。

北垣晉太郎は京都に出てゝ、内外の形勢全く一變し長州人はじめ尊攘黨の同志、概ね皆諸方に散逸したのを見まして、斯かる情態の下に於て、但馬で事を擧げても、到底功のないのを知り、大和の同志は往昔楠公の義を擧げられた始、一たび赤阪の城を棄てゝ亡逸し、後に幾を窺ふて復た起られた故智に倣ひ、暫く分散して隨處に潛匿し、時を待つてをるが宜しいと云ふ意見であつたので、書を長州屋敷の野村和作等に寄せて巳の意見を述べ、且つ但馬の農兵は、少くも一年の訓練を加ふるを必要とするから、明年の秋頃に至つて、始めて義を擧ぐるの得策なるを說きましたけれども野村、村田等は如何しても大和の同志を急に應援せねばならぬ事情を頻に述べ、長州人及び諸方の同志も往いて力を戮

はせるし、兵器なども供給して便宜を謀るからと申せば、平野も斯かる見込を以て已に往つてをるので、早く歸つて義を擧げるやうにと促しました。松田正人また同じく切に促しまして、田中軍太郎をして旨を啣み北垣と同行し、但馬に入つて說かしめました。然うして此時烏丸大納言豊岡大藏卿に依つて有栖川宮の令旨を請ふて下すの說も出れば、長州の藩主父子も、遠からず大兵を率ゐて上洛せらるゝ說も出たと云ふ話もあります。旁ゝ同志の意氣も大に振ひまして、義擧の議は始めて決しました。

十九日、國臣美玉及び肥後の入江八千兵衞、安藝の田中軍太郎、因州の橫田友次郎、山口守人、岩崎甚三郎等、並に國内三郡の同志、本多小太郎、中島太郎兵衞、北垣晉太郎、進藤俊三郎、西村哲次郎、太田甚右衞門、太田六右衞門、田路彥右衞門以下、總べて三十餘人。去る十四日の約に從ひまして、高田の中島太郎兵衞の家に會同しました。表向は猶ほ農兵組織の名義で、代官所の小川愛之助木村松三郎も來り臨みて周旋しましたが、重要の機密は二人を避けて與り聞かしめず、別に席を設けて評議をつくし、斯くて愈ゝ義兵を擧げて大和の同志に應援する策を決し、また諸般の部署及び各人の擔當する所を定めました。その概要凡そ左の通りでありました。

一、三田尻にをられる七卿中の一人を迎へて元帥とすべし。

一、十月十一日を以て事を擧るの期とすべし。

一、平野國臣は北垣晉太郎と同行し、三田尻に到りて元帥を迎へ來るべし。

一、美玉三平は大阪に出て近畿の同志を糾合すべし。

一、田中軍太郎進藤俊三郎西村哲次郎は京都に出でゝ、兵仗の準備及び運輸の事を擔當し、且つ來り會する同志の嚮導を爲すべし。

一、吉井定七は大和に赴き中山前侍從の兵と連絡策應の道を開くべし。

一、中島太郎兵衞、本多小太郎、太田六右衞門以下地方の同志、及び横田友次郎等は、各々適宜の方面に於て、擧兵の準備を整ふべし。

一、京攝の間にある同志及び兵仗は、總べて因州藩の名義を以て、來會し若くは運輸すべし。

一、大和若くは京都に異狀ある時は、京都出張の一行より、特使を以て但馬及び三田尻に急報すべし。

部署は大略先づ斯んなもので、義擧の策は全く決しました。然うして期日は最も短く迫つてをるので、衆は結束して互に相戒め、敏速に之を處せむことを謀り、各々奮ふて部署に就きました。

三田尻の四日

斯くて義擧の策は、十九日を以て全く決しますと、此時恰も幕府の捕手は、城崎の方より國臣を追尾して來て、頻に耳目を放ち物色するの狀があるので、國臣は一先づ急いで形跡を晦まさむと欲し、翌二十日の夜、僕熊藏一人を隨へて高田を去り、神子畑越の間道を取つて播州へ出で、中國路を陸行して西の方三田尻に向ひました。途中より鄕國の戶田六郎小田部龍右衞門等に贈つた書があります。

未二相變一被二追廻一候得共、于レ今天運に不レ盡候。然れば此度大和五條邊に於て大芝居存立候に付、坐本爲二雇立一、防州三田尻表へ罷下候。役者相揃次第には、來月十一日頃、顏見せ之筈に有レ之候。時節柄どうか大當てそうに被レ

存候條、御同志の御方には、賑々敷御見物の程奉レ冀候。草々謹言。

九月二十五日　平野二郎國臣

戸田六郎君
小田部龍右衛門君
喜多岡勇平君
中村哲藏君
久野五郎兵衛君
共他有志御中

此時の義擧は、大和の同志の應援を主として企はだてたもので、且つ頗る相應の成功を期待してゐたことも思はれます。日付に依つて考へると、これは廣島の邊で筆を執つた書と見えます。

北垣は熊野村に歸り、後るゝこと二日、二十二日に但馬を立ち、藝州の廣島に於て國臣と相會し、是より二人同行し、二十八日の天明、三田尻に着きまして、卽日招賢閣に出で、三條前中納言はじめ諸卿に謁し、西下して參つた趣意を述べ、また諸卿の帷幕に參する人々とも相見て相談をしました。折しも招賢閣の諸卿は、但馬の近狀を聞き、義擧の事起らむとするを知り、前日は特に眞木和泉守、宮部鼎藏轟武兵衛、土方楠左衛門、水野丹後等の諸人を召出して評議をせられ、先づ人を遣つて但馬の形勢を視察せしめらるゝに決し、淸岡半四郎後の子爵公張は命を受け、出石の多田彌太郎を伴

ふて將に發足せむとする時でしたが、國臣等の參つたので見合はせとなりました。

此時、諸卿は三田尻へ下られてより已に三十餘日、京都を出でらるゝ頃の心算とは頗る齟齬し、長州の內部には種々の事情を生じ、急に大兵を擧げて東上し、朝議の挽回を謀らるゝことは、容易に望まれぬ形勢となつて、大に望を失はれまして、十日前には眞木の獻策を納れ、奇兵隊を借りて東上せらるゝ策を立て、毛利家に相談を試みらる樣な場合ですから、但馬の義擧は、諸卿に於ても、內心最も贊同せらるゝ所で、此意を以て隨從の志士に協議を命じ、適々山口より來て候問せられた世子長門守定廣公にも謀られましたけれども、長州の藩議は飽くまでも愼重の道を取るを旨とし、急發輕動の事を可しとしませぬ。それに隨從の志士の多くは長藩の兵を借りて大擧東上するの策を講ずるに忙はしく、力を一方隅の義擧に致す暇のない有樣でありまして、土方楠左衛門などは、深く關係せられぬが好からうと云ふ說を唱へ、招賢閣の內外には、一時紛々として可否の論を生じました。

然しながら大和の義擧の潰敗は、諸卿に於ては、固より傍觀せらるゝに忍び難い情義もあつて、最も苦心してをらるゝ所で、また處々に義兵を起して幕府の鼎の輕重を問ひ、斯くて天下の形勢を動かし、時局轉換の端を開くのも、自ら一策たるを失はぬものとして、當時深く諸卿の信頼を受けた眞木も、但馬の義擧また必ずしも徒事と爲すへからざるを說きました。

そこで七卿中の一人澤主水正宣嘉卿は、國臣等の請を容れ、自ら招賢閣を脫し、往いて義擧の元帥となることを諾せられました。然うして三田尻に集つてをる諸方の志士、また奮ふて事を偕にし、澤卿を奉じて義を擧げむと誓ふ人多く、筑前の戸原卯橋、藤四郎、堀六郎、仙田淡三郎等、三田尻にあるもの首として應じ、奇兵隊總管の一人河上彌市及び白石廉作の徒、また同じく起つことを約しました。

國臣は北垣と共に三田尻に留ること四日、此間數ば諸卿に謁して意見を述べ、或は諮詢に答へ、招賢閣の內外にをる諸方の志士及び長州人とも應酬して、絕えず相謀りましたが、九月盡日には、三條公より世子定廣公に相談をせられた協議の回答を求めらるゝ內命を奉じ、特に許されて公の常用の愛馬に跨り、馳せて山口に參つて、久阪義助等を見て事を謀り、翌十月朔日は世子長門守定廣公に謁し、退いて老職の益田右衞門介贈正四位親施 淸水淸太郎贈從四位親知とも會し、長州は藩議として國臣等の決策を贊助すること能はざる事情、並に七卿一行の主從、及び長州人の之に關係するは、藩議としては飽くまでも不可とする趣旨を詳かにすると共に、義擧の一事は長州も深く同情を表する所で、毫も强ひて妨ぐるの意思なく、適當の時機と手段とを得れば、また必ずしも援助を辭するもので無いことを知りまして、意愈々決し、欣然として三田尻に歸りました。

北垣は國臣の山口へ參つてをる間に、戶原卯橘と一緖に三條公へ謁しますと、公は彼の大和の中山は自分の同志で、その義擧は此方でも知つてをるから、到底傍觀は出來ない、如何な議論があつても、自分等のうちの一人は、但馬に出張するから、安心をして宜しい、それは心配するに及ばぬと言はれました。そこで北垣も戶原も深く感激しまして、戶原は此時始めて諸卿の一人に隨ふて但馬へ行く意を決したのだと申します。然うして翌十月一日には、澤卿は北垣と戶原とを呼ばれまして、自ら脫走して但馬に赴かるゝよしを告げ、出發の用意を命ぜられたので、北垣は多田彌太郎を伴ひ富海に參つて、船宿の大和屋政助を賴み、三艘の快船を三田尻の問屋口に廻はすことを約し、三田尻に歸つてみると、國臣も山口より歸つてゐまして、山口では却々議論も多い所から、據なく久阪と相談をして、七卿中の一人御脫走と云ふことに極めたと申しまして、斯くて澤卿の脫走は決しました。

國臣は七卿の內より澤卿を奉じて元帥とする見込も立つて、愈々ふたゝび但馬を指して行くことになつたので、此處

の秋、福岡を出る時から連れて處々を歩き廻はつた僕の熊藏にも暇を遣つて歸らしめ、それに幾通の書を持たせて、家の父親吉郎右衛門、夙に懇情を蒙つた重臣の矢野梅庵、野村望東尼、それから小田部龍右衛門中村哲藏戸田六郎等の諸友に贈り、最終の決心を告げて今生の暇乞を述べ、猶ほ月形洗藏鷹取養巴江上英之進淺香市作筑紫衛森安平等の同志に向ては、時勢を論じ名分を談じ、壯烈の意氣、俊爽の見解、永く千百年の後を照らすに足る文字を遺しました。

著者は、我勤王の志士が、忙劇多事定に想ひやらるゝ三田尻の滯留四日の間、猶ほ斯かる幾通の筆札を作るの一日を餘し得たのを見て、その風懷の多きに駭きます。

永訣狀一

著者は我勤王の志士が、事破れ人捕はれ、やがて身を君國にさゝげた最終の苦節を述べむとして、今こゝに故郷の父親に贈つた永訣狀を先づ擧げて示すの機會を得ました。

これは國臣が三田尻を去つて但馬に赴く前一日、僕の熊藏をして齎らし歸らしめた幾通の書信の一ツで、夙から世の人にも知られてをるものですが、幸にして當時の原本の猶ほ存するのを見たのは、著者の最も喜ぶ所であります。

從二三田尻一一翰啓上仕候。益々御泰然奉二恐悦一候。一私儀去々月廿六日京師ヲ發但州ヘ罷下リ候處、又々京町奉行手ヨリ同心共外トモ十人計、探索ニ入込候處、今以爲二相知一候者有レ之、去月二十日之夜出立、山越ニ播州エ出、當所エ馳下り申候。尤兼而當所エ下り候義ハ、決策モ有レ之、旁々右之通ニ御坐候。此方ニ而ハ、三條公ヲ初、御脫走之七卿方ニモ追々拜謁、且長門守殿ニモ拜謁、山口ニ三條公ヨリ被レ命候御用ニテ、御馬拜借罷越、家老増田彈正清水

清太郎等エモ、追々出會仕候。最早此方ノ都合モ大概相調候ニ付、不日ニ但州エ罷歸り、義兵ヲ擧ケ、大和ノ應援、天下ノ大擧ヲ促シ待候筈ニ御坐候。此事ハ多端ニテ難レ盡ニ紙筆一、中旬迄ニハ必御耳ニ入候義可レ有ニ御坐一候。就テハ熊藏儀、却テ邪魔ト存候間、暇遣シ指返シ申候。永々付添、心ヲ添呉候ニ付、今日迄召連候得共、大事之場ニ臨ミ候テハ入用無レ之、且親父カ心配、其身ノ不本意ト存シ、右之通ニ御坐候。親元ヘ御返シ可レ被レ下候。東西奔走候義ハ、此者ヨリ可ニ申上一候。最早此期ニ臨ミ、

天朝之御爲、一命ヲ抛候上ハ、再拜顔之儀無ニ覺束一、萬一天運强候ハヾ、釆幣ヲ執テ拜顔可レ仕候。唯々正名公行ヲ以、天下後世ニ鄙名ヲ輝シ候處ヲ御歡被レ下、是迄年來我儘不孝之罪ハ、山々御免可レ被レ爲レ下候。此後之模樣ハ實功可レ奉レ入ニ御覽一候。恐惶敬白。

平野二郎國臣

十月朔日

尊大人様

大和の義擧に應援して、勤王の兵を擧げ、且つ時勢の轉換を促さうとした趣旨、君國の爲に萬死を分として策を決した覺悟、自ら文字の間に炳焉としてをります。僕熊藏の素生や人と爲りは、前に述べましたが、斯かる一小奴のこと迄も顧慮して忽にしなかつたのは、萬事に周到で情の深かつた心掛も、幾分か窺ひ知られます。

國臣は年少このかたの親友小田部戸田中村にも永訣の書を贈りました。これは『大王にさゝげあましし我命今こそ捨る時は來にけれ』といふ歌を書き添へてあつたと聞くばかりで、仔細の內容は傳はつてゐませぬけれども、大概それと

推し料られます。

去る秋のはじめ、京都を指して立出る折、一夜語り明して別れを惜んだ平尾山の阿婆さんにも、同じく三首の歌を寄せました。

いく度かすてしいのちのけふまでも
　のこるは神のたすけなるらん

大王にさゝげあましし我いのち
　いまこそすつる時は來にけれ

いひやらん言のはぐさはしげけれど
　筆にはえこそつくさゞりけれ

皇十月朔　　　　學習院書生
　　　　　　　　大中臣國臣

望東君

纔に三首の歌ですが、當時の心事は善く分りまして、皇十月朔と記して特に皇の一字を加へ、學習院書生大中臣國臣と署した所に無量の意義を留めてをります。

將に澤卿を奉じて走らむとする前一日で、忙劇多事の境に執つた匆々の筆、成る程それは餘る思を盡さなかつた筈で旁々唯三首の歌ばかりを寄せたのでありませう。中の一首は、小田部戸田中村哲藏などに贈つた書にも書き添へてあつ

たと云ふし、月形鷹取江上などの同志に贈つた書にも見えてゐます。蓋し最も己の意を得た作で、斯くは人毎に寄せたものと思ひます。いかにも當時の心情もあらはれて好い歌であります。

それから夙に淺からぬ眷顧を蒙つた重臣の矢野梅庵に贈つた書は、これも原本は今已に見ることは出來ませぬが、梅庵の弟尋六郎と云ふ人の話によると、文言のあらましは、此度私共は朝廷のために愈〻一芝居を思立つたに就ては、尊公は定めて幕府方からの討手として向はるゝで御坐らう。いづれ戰場に於て見參したいと云ふやうな意味であつたと申します。

矢野梅庵は相應に尊王の志を抱いた人で、筑前では勤王黨の領首と聞えまして、國臣も夙に出入をして眷顧を蒙りましたけれども、やはり公武合體論の一人で、幕府に對する態度は著しく違つて、說は常に合はなかつたので、斯かる意味のことを申したのだらうと云ふ話であります。

永訣狀　二

月形江上鷹取などの同志、即ち筑前で謂ふ所の勤王黨の錚々たる連中に寄せた書は、單刀直入して、我國に於ける君臣の名分は、獨り天皇と國民との間に存するを斷言し、大名と家來の關係は後の世の私事だと喝破し、月形鷹取はじめ一派の同志が、主從の關係を以て誤つて君臣の名分とし、動もすれば、殿樣が如何だの黑田家が如何だのと申して、根本の朝廷を第二の地に置くの謂はれなきを、飽くまでも責め鳴らしたのは、最も俊偉の見解と確乎たる信念とが現はれてゐまして、その勤王の志士として鞠躬盡瘁した言論行動の由つて來る所も、自ら瞭然としてをります。

各君御壯健奉レ賀候。天下之形勢定而御承知可レ被レ成如何御因循被レ成候哉、臣子之忍ぶ所にては有レ之間敷候。君臣ハ天地之公道、主從ハ後世之私事歟と發明仕候。六親叛而大孝顯れ、大道廢而有二仁義一ものに御坐候。

天朝立て各藩立、

神州有て各國有、何ぞ其末に泥ミて其基本を助けざらんや。今日之急務、〇之一つに在、鬼神も之を避ルト謂ハズヤ。區々として株兎の小計ヲナスハ小人也愚俗也。謹而豪傑之實功を見給フベシ。不日ニ一軍之兵勢ヲ擧動し、天下之耳目を驚シテ可レ入二貴覽一候。能目を拭耳を洗て十五日を待給へ。再會難レ期。匆々頓首謹言。

皇十月朔　　平野二郎國臣

鷹取養巴君
月形到君
江上英之進君
淺香市作君
筑紫守君
森安平君
其外英傑中

今しばし待てや都の花もみぢ
　御幸ある世となさでやむべき
若芽さす春なからめや神無月

大内山は紅葉するとも
大王にさゝげあましゝ我命
今こそ捨る時は來にけれ

國臣が此書に於て、思切つて豪勁壯烈の言を吐き、感慨淋離意氣軒昂の風を帶びてをるのは、蓋し當時の筑前藩情と、受信者たる一派の同志の態度とに交渉のあることで、內面に甚深の意義を含んでをります。今年の夏のはじめ、獄を出てより藩論の振作を謀つて餘力を遺さず、朝威の張ると共に、一時は筑前も勤王の議頗る行はれむとする模樣を示しましたけれども、八月十八日の政變起るに及び、また忽ち動搖の色を生じ、形勢頓挫しました。そこで國臣は書を鄕國の同志に寄せ、時事の急迫を告げ、蹶起藩を脫して力を君國に致すを勸め、苦言最も勉めたので、同志の間また奮發して意を決し、藩を脫せむとする者もありましたが、月形等は反對し、藩國を棄てゝ王事に趨くのは却て義を失ひ道を誤り、臣子の爲ずべき事でないと申して抑留しましたから、藩を脫して三田尻へ奔つたのは、藤四郎堀六郎仙田淡三郎等の數人のみでした。此書の言ふ所は、斯かる消息とも交渉があります。

書中特に〇を置いて一字を闕いたのは、蓋し斷の字で、受信者の熟慮反考に待つの趣旨からして故らに闕いたものと思はれます。旁〻日付の上に皇の一字を加へたのも、此場合に於ては、或は偶然でなくて、特に主張する意味のあつたのかも知れませぬ。

然うして急言疾語の下忽ち一轉して、再會難期の四字を點じ來つた處、また終に永訣を告ぐるの書でありました。

文久三年十月二日の夜、國臣等は愈〻澤主水正宣嘉卿を偸み出して三田尻を去りました。鄕國の人に贈る幾通の永訣狀を書いて、僕熊藏を返した翌日に當ります。

此夜、船の用意も疾く整ふて隨行の支度も已に成りました。やがて夜深け人靜まつて、豫ねて諜し合はせた時刻になると、國臣は藤四郎外二三の人を伴ひ、招賢閣の下に參つて佇み、澤卿今や出て來られるかと待ち受けましたが、暫しが間は寂然として然る樣子もないので、或は障はることの出來て思ひ止られたのではあるまい歟と、人々いづれも心配をしてゐますと、やがて閤の內には人の徘徊するやうなけはいで足音がします。斯くと知つた國臣は、忽ち聲やはらかに『七尺の屛風おどらば豈どか踰えざらむ羅綾の袂ひかば豈どか斷れざらむ』と、古謠曲の一句をうたひました。

それと聞いて氣が勇まれたの歟、卿は窓の格子を推し除けて脫け出で、格子諸共に地へ落ち下られました。人々寄つて扶け起し、藤四郎は近う進んでいざ召せと背を向けて負ひまして、一同は前後を護衞し、直に濱邊を指して下り、急いで用意の船に乘りました。

此時國臣は錦の直垂に小櫻威の鎧を着けてゐたと記した書物もありますが、餘りに芝居めいた話で、如何だらうと思はれますけれども、そこは一風も二風も異はつた人物で、時分は夜中でも、古への物語に出さうな晴れの業をするのですから、或は何か目新らしい裝束をして參つたのかも分りませぬ。その咄嗟の間に古謠曲の一句を思ひついて謠ふあたりは、勿論これは此人特有の面目で、好し來たと早速背をさし向けて公卿さんを負ふて急いだのは、これも藤四郎でな

くては出來ぬ藝當でした。藤は後に姫島の獄を打破つて望東尼を救出す折にも、自ら主となつて働いて成功しましたが、筑前では隨分人氣の惡い人ですけれども、斯かる活劇には是非居なくてはならぬ役者で、寔に面白い志士でありました。

それから國臣等が澤卿を偷み出して三田尻を去つた日は、恰も筑前の世子下野守長知公が、父君長溥公に代はつて力を國事に盡くさるゝつもりで、立花山城浦上信濃の兩家老、野村東馬立花采女の兩用人以下、いつもに異はつた多勢の供人數を隨へて上洛せらるゝ途次、三田尻の近傍宮市の驛に到着せられたので、國臣も疊のうちにはお供人數に加はつてをる朋友知人とも會ひました。

八月の末、京都を立退く頃までは、猶ほ黑田家に仕籍もあつて、退京の事情を重役の久野一角に屆けて置いたと云ふので、此頃も或は脫藩人ではなかつたかも知れませぬ。老職の立花山城は豫ねて親しく接見して議を獻じた人だし、また當時善く用ひられて機密に與つてをる喜多岡勇平も同じくお供をしまして、現に國臣と會ふたと云ふ話だけは殘つてゐますから、或は他の權要の人にも謁して、何か多少申述べた位のことは無かつたにも限りますまいが、然んな事蹟は別にありませぬ。夜に入れば澤卿を偷み出して走らうとする大事の間際で、孰れにしても緩くりとして話をする餘暇はなかつた筈と思ひます。

前の日に書いて鷹取月形などに贈つた書中に、宛名の見えてをる一人森安平、その外尾崎惣助萬代安之進あたりの同志も、やはり供人數のうちにゐました。尾崎惣助は維新の後には、臻と稱した人で、近年になつて世を去られましたが、その話によると、國臣は供方の旅宿を訪ねて參つて、尾崎のをるのを見付け、聲を掛けて外に呼出しまして、辭短かに時事の切迫を說いて蹶起を勸め、猶ほ堀六郎と齋田要七との兩人は、已に我說に聽くことに爲つてをると云ふ話をして、

急いで立ち去つたと申します。

此日、國臣は英氣颯爽として馬に跨つて來ました。馬は蓋し例の三條前中納言實美公の馬でした。成程世子の旅館の前では、鞍を下りて敬意を表しましたが、以前の足輕の時のやうな風などは、思も寄らぬことであつて、それは昂然として立派な態度で、上下多勢の供人數の眼にも著しく映じた模樣に聞えてをります。

これは多數の筑前人が、地行の名物男平野二郎の見納めで、國臣の方から申すと、余所ながら今生の暇乞をしたわけに爲りました。

澤宣嘉卿の脫走　二

國臣等は都合好く澤卿を偷み出して、即夜天氣の勝れぬのに、船頭を促し急いで三田尻を去りました。

三田尻の本港は道も近く便利も宜しいけれども、船の出入も多く自然人目を避けて行くには、都合が惡いので、問屋口と云ふ所から、北垣の手當をして置いた二艘の快船に、一同分れて打乘り、纜を解いたのは、夜深の二時頃でありました。

國臣北垣等と相盟ひ澤卿に從ふて同じく三田尻を出たもの二十七人。但馬の多田彌太郎、高橋甲太郎、伊豫の田岡俊三郎、深尾源次、水戶の川又左一郎、前木鈷次郎、關口泰次郎、大川藤藏、筑前の戶原卯橘、藤四郎、堀六郎、仙田淡三郎、尾張の三牧謙助、それに國臣と北垣と都合十六人、澤卿と共に第一船に乘りました。長州の河上彌市、白石廉作、長野熊之丞、久留晉三郎、和田小傳次、下瀨熊之進、井關英太郎、伊藤百合五郎、小田村信之進、及び氷田左衛門は、

思ひますが、記錄に見えてゐますから、暫く擧げて置きます。

此夜天色黑うして墨の如く、雨もふり風さへ起つて、航行頗る難儀でしたけれども、船頭梶夫を勵まして强ひて進み、翌三日の朝、上關に到る頃は、天氣の模樣愈々惡くなつて、逆風に雨も降り募つて船が進まぬので、北垣と戶原とは、別に輕舟を僦ひ先發して急行し、一行は船を棄てゝ陸に上り、山中の間道を取り、四日の夜那珂に到り、五日は那珂を去り岩國を經て新湊に出ました。別に輕舟を僦ふて先發した北垣戶原の二人も、風波の爲に進行を妨げられ、大嶋に假泊をして、五日の朝、新湊でふたゝび一行に合しましたが、戶原は是より復た一行に加はり、北垣獨り先發して急ぎました。因州の大村辰之助と長州の西村淸太郎との二人は、途より來つて加はり、第二船は十三人となりました。

一行は新湊で本船の回航して來るのを侍受け、五日の夜また船に乘りまして、六日の朝は、天も晴れ風も順となつたので、始めて帆を揚げて新湊を出で、七日は終日藝備の海を走り、七日の夕方、始めて播州の網干に着きました。

二日の夜、招賢閣では、三條公の家臣森寺大和守が起き出でゝ、外面の何となう尋常ならざる樣子を訝かり、異はつたことは御坐らぬ歟と取調べてみると、澤卿が居られず、跡には書置を留めてあつたので、それと始めて分つて、大騷はぎとなりまして、それは追ひかけて連れ戾らではならぬと云ふことで、急いで快船の手當を命ぜられ、東久世四條の兩卿自ら出らるゝ評議に決しましたが、潮の工合が惡くて即時に出船の運びもつかず。翌三日の朝早く、眞木土方の二人を從へ、奇兵隊六十人ばかりを具して船を出し、終日追ひかけられましたけれども、到底追ひつかれる模樣もないので、幕より船を返へし、夜半になつて三田尻へ歸り着かれました。此日錦小路賴德卿は昨日より山口の方へ往つてをられる三條公へ報告の爲めに轟武兵衞を連れて往かれました。三條公は、定めて愈々うまく脫走したかなと、密に思はれ

たのでありませう。

土方楠左衛門の回天實記に見えてをります。

同二日、晴、平野山口より歸り、久阪義助山口より來る。三條公畫比より山口へ御越になる、水野丹後御供す。是夜澤殿御脫走、諸藩浪士並奇兵隊の面々都合三十人許被ㇾ召具ㇾ御來船相成候由報知有ㇾ之、騷動不ㇾ大方ㇾ候。平野次郎內々請申筋有ㇾ之に付てなり。東久世殿四條殿御追跡可ㇾ相成ㇾ旨に付、早船仕立候樣申付候處、潮合不ㇾ宜由にて、暫時御見合せ相成る。

同三日、晴、早朝兩卿御出掛相成り、自分眞木泉州と奇兵隊六十人許御供す。終日追懸候へども、終に不ㇾ及、暮比より御引返、夜半比御歸着相成る。是日錦小路殿山口へ御越あり、轟御供なり。

東久世卿の公用雜記に錄せられた所も大同小異ですが、史談會速記錄第六輯に、後の東久世伯と毛利家の編輯員中原邦平とい問に問答せられた筆記も載せてあります。

中原君　それから三田尻御滯在中、平野が來て但馬の事をお說申したことがござります。其時は澤卿のみでなく、七卿ともあの一擧は御同意でござりましたか。

東久世伯　それは澤丈けの事で、けれども銀山の事件はやるが宜しいと云ふことは皆言ふた。四五人も居る者であるから、私共も行かうではないかと立つたが、さういふ輕擧暴動は善くないと云ふことでござりました。條公も御承知でもないでもなかつた、或は默許の樣な………條公は湯田へ行かれて三田尻は留守であつたが、其前に條公には言ふて居つたので。

中原君　さうすると御前には御承知でござりましたか。

東久世伯　私は知つて居る、格子を取つて出して、後で格子を嵌めて置いたのである。

中原君　あれから長州の有志が憤激して義擧するとか云ふ様なこともあつて、長州政府も六卿をば山口へお連れ申した様であります。

東久世伯　さう、諸國から入込むし山奥が宜いからと云ふことで、二三日逗留と云ふので氷上に移り、さうして逗留と云ふことになつた。

東久世伯も斯う言ふてをられるし、北垣も二十九日に三條公より自分等の中から一名は但馬に出張する、安心をせい心配に及ばぬと云ふ話を戸原卯橘と一緒に承はつたと申してゐます。旁々澤卿の脱走は他の諸卿も豫め納得せられたので、唯長州の政廳の異議を顧慮して、全く關係のない體を裝はれたものと見えます。

大和義擧の敗聞と進退の論議

澤卿一行の船は、五日の夜に新湊を出で、藝備の海を走ること三日三夜、八日の午後始めて播州の網干に着きました。初は飾摩の津に入る豫定でしたが、海上に思の外の日數を費し、その後の事情も全く分らぬので、先づ赤穗の城下に近い網干へ船を乘り入れまして、國臣は藤四郎を伴ふて上陸し、赤穗の市中を徘徊して、それとはなしに世間の動靜や、大和の消息を聞繕ふてみると、五條の義徒は先月の末に悉く打負け、或は討たれ或は捕はれ、大將の中山卿も行方知れ

ず落失せられたと云ふ噂區々ですから、大に驚いて望を失ひましたが、何分にも世上の風聞で取留めた話でもないので、猶ほ確としたことを問ひ質したいと思ひまして、室津の港の穗積なにがしと云ふは、姫路の志士として名を稱せらるゝ河合惣兵衞の一黨で、相應の心掛もある人と豫ねて聞及んでをる所から、態々訪ねて往つて大和の模樣いかにと話をしてみると、討たれた人や捕はれた人の名前なども粗ぼ分つて、赤穗の市中で耳にした噂は全く事實でありました。

國臣と藤とは、斯くと聞いて愈〻驚きまして、兎も角も今は早速評議をして此間に處するの策を講ずる外はないので、二人は直に飾摩の方へ參つて、港口より五六町ある新町に、一行の旅館の手當をして、二里を隔つる網干へは、使をやつて急ぎ飾摩へ廻船あるべき旨を告げ、斯くて待つてをりますと、翌九日の夕方になつて船は廻はつて來ました。

國臣は出でゝ迎へ、船を換へて川を遡ること五六町、取り敢へず新町の旅館に請じ入れまして、座定まり食終はるを待ち、大和の義擧は已に悉く破れて了つた次第を語り、是より後の措置を相談に及びました。一行の落膽失望は申す迄もありませぬ。

國臣は大和の義擧斯の如く已に破れて了つては、豫ねて談合した見込も全く齟齬を生じ、今は但馬に入つて義擧を企はだてゝも、志を遂げる望はない。されぱとて此儘ふたゝび三田尻に歸ることも叶ひ難ければ、殘念ながら二人三人づゝ思々に別れて諸所に隱れ忍び、更に時機を見て事を起すより外に良策はなからうと云ふ意見を述べました。思慮あるものは、孰れも心の內に贊同する模樣でしたが、河上彌市と戸原卯橘とは、それは以の外だと反對しまして、一旦志を決して出て來たものを、大和の敗軍に聞怖して逃げ隱るゝのは思も寄らぬ。但馬には義徒も多いと云ふから、往いて兵を擧ぐるが宜しい。それでも勝利を得なければ、潔く打死を遂げて名を後世に殘すばかりだ、斯くてこそ男子の本懷であると主張しまして、飽くまでも解散の說を容るゝ色はなく、少壯血氣の面々、また皆然うだ然うだと云ふ勢で、如何

しても抑制せらるゝ道はありませぬでした。

此時新湊より先發した北垣晉太郎が、野村和作松田正人の書を齎らして參つて、大和の義擧の潰敗した事實と、京都の同志の意見とを告げ、今は暫く解散して時機を待つの餘儀ないことを述べましたけれども、河上戸原等は固く執つて頑として聞入れませぬでした。

北垣は五日の朝、周防の新湊より一行に別れ、快舟を買ふて先發し、七日飾摩津より上陸し、但馬を指して急行する途次、屋形に於て進藤俊三郎に行會ひまして、その京都より野村松田の書を帶びて歸來し、本多小太郎と同じく屋形にゐた所からして、始めて大和の義擧の已に全く潰敗したことを知りました。野村松田は土佐の池內藏太が大和より逃げて來て事情を告げたし、また平岡四郎（後の北畠博房）も入京して田中軍太郎に語つたので、早く義擧の潰敗を審かにし、意を進藤に投げ書を齎らし歸らして但馬の事を見合はする策を取らしめ、澤卿はふたゝび三田尻に下らるゝ都合にもなるまいから、これは暫く因州に入つて潛居せられ、多數の同志中身を處する道の無いものは、走つて大阪の長州屋敷に投ずるが宜しいと云ふ意見でした。そこで北垣は本多進藤と相談をしまして、進藤は但馬に歸つて善後の措置を爲すことゝし、北垣は廻りて飾摩に到り、澤卿一行の船は網干にあるを聞き、轉じて網干に往つてみると、また船は飾摩を指して去つた後ですから、ふたゝび飾摩の方へ回つて、此夜始めて一行と會ひまして、進藤の齎らして歸つた書を出して、野村松田等の意見を告げ、澤卿は二三の近習を從へ、去つて暫く因州に赴かれ、他は分散して時機を待つの得策なるを述べ、豫定の通り但馬に入つて事を擧ぐるのは何の詮なきことを申しますけれども、河上戸原の二人は如何しても納得しませぬ。國臣また野村松田の意見を最も機宜に適した策として、北垣の說を贊成しましたが、戸原河上は何と言ふても聞入れず、少壯血氣の面々孰れも二人に同意して動かぬので、結局進退の決定は澤卿の裁斷如何となりました。然るに、澤

卿は一人進んで義に殉すれば、志を繼ぐもの十人興り、十人進んで義に殉すれば、志を繼ぐもの百人興る。事の成敗は今必ずしも問はぬ。唯衆と俱に進んで斃るゝのみと言はれたので、戸原河上の說が終に行はれました。

一行中の川又左一郎大川藤藏の二人は、此時澤卿が親近の人へ、予を奉じ進んで事を擧げむとする人々に向つて退步の議を言ふことは出來ぬ。寔に餘儀ない事情だと、密に苦衷を洩らされたよしを聞きまして、今一たび河上等を見て相談をしやうとしましたが、進發の事已に全く決して意を達せず、據なく强ひて同行したのだと申します。然うして考へると、此時の進退は蓋し河上戸原の主張强くして制するに由なく、澤卿も已むを得ずして從はれたもので、數日の後、その忽ち烏合の豪傑を棄て、夜遁げの奇劇を演ぜられたのも、深く怪むに足らぬわけでありました。

但馬の義擧と計劃の遺算

十日、國臣は夜來の決議を未だ盡さずと爲し、此日更に評議をするつもりでしたが、河上戸原等は、夜の猶ほ明けないうちより、早く船の支度を命じて川を遡るので、衆も勢留まり難く、分れて三團となり、後先して川を遡り、密に姬路の傍を通り、但馬を指して進みました。國臣は衆と別れ獨り後れて暫く新町に留りました。

北垣は衆と偕に新町を出ましたけれども、行先のことは、猶ほ心配に堪へぬので、途中より船を下り、急行して仁生野に到り、本多小太郎に會ふて事情を語り、一行を遮ぎり止めむことを相談しますと、本多また固より同意をしまして、一行の船の來り着くのを迎へ、今は但馬に入つて事を擧ぐるも萬成就する見込のないわけを述べて切言しました。衆は耳を傾くる模樣もなく、威焰甚だ壯で、本多北垣の背後には、斯かる怯懦の說を爲すものは、先づ斬つて棄てよと囂言

を放つ人さへありました。本多も怫然として色を作しましたが、形勢また如何とも爲し難きを知りまして、但馬に入つて咄嗟暴發するやうでは、大事忽ち破るゝを說き、今後の行動は、勉めて地方人の意見を用ひられたいと申しまして、北垣諸共に先導となり、此夜は屋形に至つて宿りました。屋形は但馬の生野を距ること三里半の所であります。

元來國臣等が、浮浪の志士を糾合し、地方の農兵を募集し、事を但馬の邊隅に起さうと企はだてた第一の目的は、前にも述べた通、先づ大和義擧の同志に聲援を與へて東西相策應し、自ら導火線と爲つて時局轉換を促成するにあつたので、已等の決擧の後には、七卿主從の一團と長州人との大活動の行はるゝのを期待してゐました。顧ふに、八月十八日の政變の當時は、一般の長州人も、憤激の情さながら烈火の如く、概ね皆即時に大兵を擧げて君側の姦を掃ひ、七卿を擁護して朝議の復正を謀るの意を抱かざるはなく、留りて京都大阪の間にあるものは、最も急激の計劃を立てました。是れ村田次郎三郎野村和作が松田正人等と相謀り、京都大阪より同志を派遣し兵仗を供給して相當の援助を與ふるを約し、頻に但馬の義擧を慫慂した所以で、國臣等の計劃も、主として此間の事情と關係してをります。前月の中旬に、北垣西村の二人が、藝州の田中軍太郎と同行して但馬に入り、大和の同志に應援するの急務を說き、速に義擧の決策を促した時の報告では、烏丸大納言豊岡大藏卿は有栖川宮の令旨を申し下され、六十餘名の浮浪の志士と、松田正人等二十餘名の因州人とは、但馬に參つて加勢をするし、大阪の長州屋敷より兵仗の供給もすれば、長州藩主敬親公父子は、七卿と相提携し、大兵を擧げて上洛せらるゝと云ふのですから、衆の意氣は方に振ひまして、策を決し義擧の期を定めたのでした。當時自ら此報告を聞いて奮起した入江八千兵衞などは、五十年の後になつて、猶ほ此報告の虛搆であつたことを唱へまして、遊說者の巧言としてゐましたが、善く當時の眞相を究めてみると、此報告には、相當の根據も理由もあつて、必ずしも遊說者の一時虛搆した說とは認められませぬ。謂ふ所の六十餘名の浮浪の志士は、翌元治元年の六月、

宮部鼎藏吉田稔麿等が用ひて事を擧げやうとして、池田屋の事變を生じた八十餘人の黨與と種類を同うした志士で、八月十八日の政變以後は、絶えず近畿の地方を出沒してをりました。松田正人等の一派二十餘人の全く空言でなかつたのは、生野の事起つた時、兵仗の輸送や同志の救護等に種々の助力を與へた因州人の行動より見ても分ります。野村和作が大阪の長州屋敷より兵仗を供給する約諾の實行せられなかつたのは、急に相談をして但馬の義擧を見合はすることに決した故で、始より實行の誠意なくして、約諾をしたものとは全く違ふてゐます。野村等の評議をして、但馬の義擧を見合はすことを決したのは、本國防長の內部に種々の事情を生じ、斯かる急激の行動を援助するは、最も困難を感じた爲でありました。

國臣等が澤卿を奉じて三田尻を去つた十月二日に、下野の岸上弘（贈正五位安臣、此時野田四郎と稱す）肥後の宮部春藏（鼎藏の弟、贈從五位增忠、此時田代五郎と稱す）の二人は、京都より來つて但馬に入り、中島太郎兵衛、太田六右衛門、入江八千兵衛、小山六左衛門と相見て、京攝の事情を告げ、暫く義擧を見合はせむことを求めましたけれども、各自ら十九日を以て決定した部署に就き、國臣北垣も已に西を指して出た後で、但馬にをる同志ばかりでは如何とも措置し難いので、岸上は此事情を報告する爲め京都へ歸り、宮部は狀を國臣等に告げ、善後の策を議するつもりで、三田尻を指して急行しましたが、此時國臣等は已に三田尻を去つてゐたので、途中に齟齬して意を遂げませぬでした。

國臣は三田尻に到りて、防長の藩論が、急發輕動の策に出るを好まいで、飽くまでも愼重の態度を取るを旨とし、京攝の間にをる野村和作村田次郎三郎等の企圖とは、頗る相違してをるのを認めましたけれども、適當の時機と手段とを得るに於ては、亦た必ずしも相應の援助を與ふるを辭せぬことを知りまして、同時に大擧東上の策は、三條公はじめ諸卿と隨從の志士との專ら計畫してをる所で、防長人の間また此說を贊する人の多いのを審にしました。然うして但馬に

事を起すのは、獨り大和の同志に聲援を與ふる許りでなく、或は長州の大擧東上を促すの動機ともならうと思ひまして、旁〻少壯の一團を伴ひ、澤卿を擁して三田尻を去つたのでありました。

ところが今や大和の義擧は全く潰敗し、主將中山前侍從の行方も分らぬと云ふ事實始めて明白となり、但馬に於て急いで兵を擧ぐる最要の目的は、こゝに大なる遺算を生じました。抑〻同志の糾合は、大和の應援を謀るを第一の趣旨とし、始めて勤王の兵を興した義徒の滅亡を傍觀するに忍びないから、倶に斃るゝまでも事を擧げて應援をしやうと云ふのでした。

然るに大和の義擧は、事態已に斯くの如く、全く潰敗して了つて、京都の同志も、一先づ見合せよと云ふ意見であるし、地方の人もやはり然うだとすると、但馬に入つて事を擧げても、何の望のないことは分り切つてゐます。そこで國臣は專ら解散の議を立てたのですが、戸原河上はじめ少壯血氣の輩は、飽くまでも反對の說を唱へ、澤卿また同意をせられたので、國臣の議は終に行はれませぬでした。

戸原河上等は主となつて衆を率ゐ澤卿を擁し、天の猶ほ明けないうちに、早く船を命じ、さつ〳〵と川を遡り行く勢となつて、國臣は暫く新町の旅館に留つて苦心焦慮しましたが、事情こゝに及んでは、勿論それは別に好き工夫もつき兼ねます。自ら澤卿を說き人々を誘ふて參つた形行からして、義固より棄て去つて、獨り自ら全ふすることは出來ませぬ。據なく急いで衆の後を慕ひ、一日後れて追ひつき、斯くてみす〳〵萬成算のない死地に投じました。此間の國臣の心事は、寔に諒とせらるゝのであります。

但馬の義擧 一

十月十日の朝早く、新町の旅館を出でゝ川を遡つた澤卿の一行は、仁生野より船を棄て、此夜は屋形に宿りまして、翌十一日は京都の貴人姉小路五郎丸の主從だと稱し、藝州藩の門閥月本將監の家臣高田七助山田助八郎の名義を以て、通行の先觸狀を發し、沿道の宿驛に人馬の準備を命じ、一通りの行列を整へて屋形を出でゝ進むこと三里餘、先づ生野近郊の森垣村に着きました。

森垣村は猶ほ播州神東郡の域内ですけれども、生野町を距ること十餘町で、こゝに延應寺と云ふ寺があります。本多小太郎小山六左衞門は嘗て此寺の住持に內談をして置いたと云ふので、白石廉作と川又左一郎とは先づ往つて住持を訪ひ、豫ねて本多小山の二人より相談をした京都の貴人姉小路五郎丸殿今日來着せられた趣を告げ、生野の代官所に掛合ひ、相當の旅館の都合調ふまで、暫く休息の席を貸されたいと申し込みますと、住持は前以て聞いてをることで、何の懸念もなく快く承諾しました。

然うすると間もなく、三十人ばかりの一行、下に居ろ〱〱〱と聲をかけて入つて來て客座敷へ押通りました。主將と覺しき人は、烏帽子狩衣の裝束、おのづから威容もあつて、尋常の貴人とも見えず、附き隨ふ面々、いづれも野袴を着け長刀を橫へ、或は鐵砲を携へたのもをれば、穗槍を杖づいたのもゐまして、世の常の行列とも思はれぬで、住持は膽を潰ぶして驚天し、これこそ噂に聞いた大和の落武者中山卿の一行ではあるまい歟と恐れ戰いて狼狽へましたが、今更斷はり得る事情でもないので、唯震ひあがつてゐたと云ふ話であります。

此朝國臣も追ひついて一行に加はりまして、延應寺に入ると、中島太郎兵衛、太田六右衛門、小山六左衛門、西村彌右衛門、宮本釆女、西村庄兵衛、習田甚兵衛、吉井定七はじめ、美玉三平、入江八千兵衛なども、追々馳せつけて來れば、伊藤龍太郎も劔道の門人十五名を連れて來まして、一行に加はりました。併しながら、但馬では、京都の方の報告に依り、義擧の策は一先づ全く見合はされたものと解し、諸種の準備をも停止してゐたので、澤卿一行の急に來着せられたのを聞いて驚くと共に、澤卿の一行は延應寺に着いて、來り集る人數の思の外に少く、且つ兵仗等の用意の全く調ふてをらぬのを知つて、大に望を失ひ、斯くては事を擧げても詮なければ寧ろ解散するのが宜しいとの說ふたゝび起りましたが、戶原河上等は、依然として縱令斃れても一たびは事を擧げねばならぬと唱へまして、進んで生野の代官所に迫らうとします。そこで國臣は澤卿に相談をしまして、本多小太郎を案内として白石廉作と川又左一郎とを遣り、澤卿の書を齎らし、先づ往いて代官所を借り、澤卿の旅館とすることを謀らしめました。

元來但馬の義擧に與つた地方の同志は、概ね皆代官所支配の公役を奉ずる農商で、代官以下の役人は、平素より幕府の職員として、同志の深く尊敬もすれば親昵もする人でした。就中代官の川上猪太郎は、豫ねて尊王の志を抱いてゐたと稱せらるゝ相應の人物で、且つ政治も宜きを得て頗る人望がありました。密に旨を屬僚に授けて農兵の組織を賛助し、また美玉三平及び國臣等を物色する捕手の耳目を障へ、陰に同志を庇保したことは、猶ほ極めて新な事實です。旁旁地方の同志と代官所との關係は、最も圓滑で、大和の義擧の始に於ける五條の代官鈴木源内とは、固より同視せられませぬ。殊に本多小太郎は素と江州の產ですけれども、久しく但馬にゐまして代官所の信任を受け、情誼の甚だ深い間柄でした。然うして此時川上は備中倉敷の代官所に赴いて生野には居りませぬでした。

そこで代官所を借りて澤卿の旅館とする評議となりまして、白石と川又とが使命を受けますと、本多は代官所の武井

庄三郎を己の旅宿姫路屋に請じ、密に事情を語つて相談をしました。武井は最も難色を帶びて、澤卿の表向の書を受領して取計ふとすれば、自ら相當の手續をして上の役所へ申出て認可を經なければならぬので、事甚だ面倒で難しい。寧ろ我等限りの周旋で適當の旅館を撰定し、滯留の便利を謀るのが宜しい。必ずしも强ひて代官所を借らるゝ必要はあるまい。唯暫く滯留せらるゝに足るならば、何處でも可からうと申しました。白石川又の二人また然うだと同意をして、延應寺に歸つて復命をしますと、澤卿等も納得して之を容れ、名を生野の見物に托し、衆を率ゐて延應寺を出で、武井の撰定した富豪丹波屋五郎右衞門の家に移られたのは、此日の晩景でありました。

時に澤卿は猶ほ姉小路五郎丸と稱し、國臣は佐々木將監と稱し、河上は南八郎と稱し、此他も多くは思々假稱の氏名を用ひました。

斯くて澤卿以下悉く生野の旅館に移られましたが、戶原河上等は猶ほ足れりとしませぬ。飽くまでも代官所を奪ひ取つて本營とし、據りて直に兵を擧げむとし、國臣等は、暫く穩かに事を處して時機を待つが可いと申しまして、此夜硬論軟論また紛々として起り、國臣と戶原とは、互に激語を放つて相爭ひ、怒聲外に聞ゆるの有樣となつて、澤卿は裁決が出來ないのに困つて窘窮の餘り、自ら腹を屠つて死なうと言はれたと云ふ程のことでした。

然うして硬論終に勝を制し、事を擧ぐるの議行はれまして、河上彌市は自ら部兵十人を率ゐて即時に蹶起し、代官所の正門を犯して侵入し、露刄を以て元締役の江川藤七郎を取圍み、直に家屋を明け渡し、且つ蓄ふる所の金穀武具を出さむことを迫りました。事變急に發して江川は如何する道もありませぬから、河上の言ふがまゝに都べて承諾しまして役所の內の文書は、他に移して保護を加ふるの自由と、兒女僕隷をして衣服調度を携帶して去らしむる猶豫とを求めました。河上等また悉く承諾し、その處置略ぼ了はるを待つて、全く代官所を占領し、狀を告げて澤卿を迎へたのは十二

日の曉でありました。澤卿は衆を率ゐて代官所に入り、定めて本陣とせられました。

是に於て、代官所の蓄ふる所を吟味し、鎧兜上下五十三具、鐵砲五十挺、大筒三挺、槍三十一筋、薙刀五振、乘馬一頭、並に金一千三百五十兩、米五十石を收め、同時に町内の商人を呼び出して、急に旗幟紋章の類を製せしめ、また米鹽酒醬の調達を命じ、斯くて陣營の形は稍や初めて成りました。

代官所の屬僚使丁、また概ね衆の意圖を承順し、勉めて事を處理しました。これは必ずしも獨り衆の威力を畏れた許ではなく、隣近諸侯の來援を待つの間、成るべく暴發の災害を避くるの趣意より出たのだと申します。

後日になつて、代官川上猪太郎の報告した文書によると、唯金千三百五十兩と米五十石とを交付した樣になつてゐますが、併せて所藏の武具を提供したのも事實でした。騷動鎭定の後、此種の武具は概ね代官所に復歸したので、報告には除外したのかとも思はれます。國臣河上等の一時着用した鎧兜の頗る美しかつたと云ふ話の殘つてをるも、此時收容したものと見えます。

國臣は始より解散の議を立て、前夜までも勉めて溫和の措置を說きましたけれども、事態の決裂こゝに至つては、萬死の大拙策を取つて、義を唱へ兵を擧げ、澤卿の最後に殉するの一途を餘すのみとなりました。これ寔に騎虎の勢止むべくもなかつたのでありました。

但馬の義擧　二

十二日、今や事態已に斯の如く、義擧の決行到底已むべからざる勢となつたので、一同は此日より急いで手を著け、

農兵の招募と輜重の經理とを謀りました。

先づ命を傳へて近傍諸村の庄屋組頭長百姓等を本營に集め、澤卿は營中の士四十餘人を陪座せしめ、威儀を整へて衆を引見し、自ら大意を告げられ、國臣は續いて公然卿の名を署された諭告文を朗讀し、猶ほ口頭を以て、幕府が數ば天皇の詔に背き、深く宸襟を惱まさせ給ふよしを說き、守護職松平肥後守等が、朝旨を矯めて正論の諸公卿を退け、御親兵を追ひ退けた爲め、今や天皇は姦賊の中に孤立し給ふことに及び、皇國の臣民たらむ者、身命を擲つて報効を謀るは唯此時にあれば、早く馳せ集つて大義を體し王事に勤めねばならぬと諭し、また衆は是より幕府の管領を觧いて朝廷の直轄せらるゝ臣民とし、地租は暫く半減し、帶刀は自由に任かするを告げ、衆は唯々として畏つて退きました。然うして農兵の招募を擔當したものは、思々に諸村落の間を奔走しまして、或は事理を說き或は脅威を加へて促したので、遠近相傳へて號令を奉じ、或は金穀を獻じ或は勞役を供して來り集り、競ふて志を致し力を盡くすもの、頓て數百人となり軍容漸く成り、人心また頗る振ひました。澤卿一同と評議をせられまして、各自の職掌を定め內外の任務を分たれました。國臣は多田彌太郎、河上彌市と共に評定衆の名を帶びて澤卿の帷幕に參謀となり、機務は國臣主として當りました。美玉三平、中島太郎兵衞、本多小太郎は節制方となつて農兵の指揮に任じ、戶原卯橘は專ら器械方の事務を管し、北垣晋太郎、黑田與一郎、太田悟一郎、長曾我部太七郎等は、農兵招集の事に當り、小國謙藏、小川愛之助等數人は、兵粮方となりました。小國小川は代官所の地役人でしたが、猶ほ糧食給養の事に當りました。藤四郎、三牧謙助は書役の名を以て文書の往復を掌り、高橋甲太郎、田岡俊三郎、深尾源次は、澤卿の近習になり、入江八千兵衞も、薙刀持として澤卿に近侍しました。

此外また各々擔當する所がありまして、進藤俊三郎は、野村松田の意を受け、義擧は一先づ見合はせらるゝつもりで

歸つて來ましたけれども、今や忽ち事を起すに決したので、兵仗を運輸する用を帶び、晝夜兼行して京都に向ひ、吉井定七は是より先き大和の同志と策應する爲め、一たび出て往きましたが、當時諸藩の合圍已に全く成り、如何しても同志に消息を通ずることが出來ないので、空しく歸つてゐましたから、これも近畿の義徒を糾合して迎へ來やうと、急いで京都に向ひ、福田元良は火藥購入の用を帶び、丹波を指して出ました。人々の奮ふて事に當り力を盡した情況自ら思はれます。

此日、澤卿の名を以て、衆に訓示せられました。十四日に軍伍を編成し、同日の夜此地を去り、丹波路を取つて京都に出で、中山前侍從の行方を索める、若し行方の分らぬ時は、前侍從を攻め圍んだ諸侯と一決戰を試みて死する。そこで一行の此地にをるのは十四日限りと知らねばならぬと告げられました。此日に斯ゝる訓示を出された理由は、明白でないですが、太田六右衞門木下市右衞門を使者として出石藩に差遣はされた事實から見ると、これ或は隣近諸侯の來襲を緩べ、その間を以て戰鬪の準備を整ふる策でありませう。

太田六右衞門木下市右衞門の二人は、命を奉じて使者となり、上書を齎らして出石藩を指して赴きました。此時太田は氏名を變じて荒川主計と稱し、木下は山本左近と稱してをります。

去八月十八日京都變動之義に付、三條西殿始御七卿、長州ぇ御下向に相成、段々宰相殿御父子共御相談之上、只管　朝廷ぇ御嘆願被ㇾ成度候に付、此度澤殿爲二惣代一上京被ㇾ致候處、當節柄嚴重に御固も有ㇾ之、自然不慮之義出來候而者、御歎願之主意も徹底致兼、且　朝廷ぇ對し奉り深く心配被ㇾ致候間、一先御家來京師ぇ被二差登一、御模様次第、即刻上京被ㇾ致候御心底に有ㇾ之候間、夫迄之處、生野代官所ニ滯留被ㇾ致候。尤隨從之者共末々ニ至ル迄、妄ケ間敷義無ㇾ之樣、急度被二申付置一候。自然御不審之義有ㇾ之候而は、如何敷被ㇾ存候間、此段内々被二申入置一候事。

十月十二日

澤主水正殿使者

荒川主計

山本左近

幕府古來の制度上、代官所には兵備がありませぬから、管內非常の警衛は隣近諸侯の責任で、生野代官所の警衛は、主として出石藩の擔當する所でした。是より先、出石藩は生野地方の民情平穩でないのを知り、士卒を派遣して不虞を戒めやうと提議しましたが、生野の代官所は、却て人心を動搖せしむるを慮り、暫く形勢を窺ふつもりで、一たび派兵の猶豫を求めた事情もありました。旁〻代官所の奪略せられたことを聞いて、第一に先づ兵を動かして來るものは、固より出石藩ですから、斯くは特に使者を遣つて、此趣旨を疏明したものと見えます。

併しながら一方には、公々然として最も急激な義擧の宣言書を發し、京都の守護職松平肥後守を罵つて、倶に天を戴かざるの讎と稱し、明かに幕府を貶斥するの意思を示してゐまして、斯の如く耳を掩ふて鈴を盜むやうな口實を以て出石藩を誑かし、安閑として代官所に落ち着いて居られぬのは、何人でも最も解り易いことです。それで太田と木下との齎らした使命は、或は出石藩の出兵を數日後れしめて戰鬪の準備を整ふるの策かとも見えるのですが、若し然うでなかつたとすれば、代官所の本陣では、硬軟の論が猶は全く決し兼ねて、一方には斯かる姑息の手段を取り、寸時の安を偷むことを謀つたものでせう。

國臣が代官所の本陣に於て朗讀し、且つ口頭を以て趣旨を敷衍したと云ふ宣言書は、即ち斯うであります。

檄

一、先年開港以來御國體を奉レ汚、小民共困窮に至り候を御憂慮被レ遊、度々關東へ攘夷之勅諚を被レ爲レ下候得共、
終に不レ奉ニ叡旨一、屢々朝廷を奉ニ蔑如一毒藥等を獻じ候處、依ニ
皇祖天神之保護一 玉體無レ恙被レ爲レ在候。然處去八月十八日、奸賊松平肥後守始僞謀之輩、禁門に亂入し、關白を幽閉し、公卿正義の御方々之參內を止め、御親兵を解放し、言路を隔絶し、恐多も
今上皇帝逆賊之圍中に被レ爲レ在、實に千秋一時之大厄を釀し、恣に三條公始毛利宰相父子を致ニ處置一候始末、不俱戴天之讎に候。嗚呼、率土之濱、誰人歟不ニ涕泣一哉。男子たる者、膽を張り身を拋つは此時に候。但馬國者人民忠孝之志厚く、南北朝之時節に茂、賊足利に與せず、皇威を揚げ國體を張り候條、被ニ
聞召一兼而賴母敷奇特に被ニ思召一候。早々馳集り大義を承り、 叡慮を尊奉し奸賊を退け可レ奉レ安ニ宸襟一候事。

文久三年亥十月十二日　　澤主水正宣嘉

但馬國舊家有志人々へ

文辭は粗雜ではありましても、但馬の義擧の義擧たる所以を、百世の下に炳焉たらしむる一種出色の好宣言で、當時の志士の感情と思想とは善く分ります。幕府の罪案として記した事實には、尠からざる誤謬を混淆してをるとしても、正々堂々として幕府を論難し、義徒を招募して事を擧ぐる理由を明白に宣言したのは、彼の大和の義擧に於ける同志の宣言と共に、最も注意せねばなりませぬ。これ蓋し德川氏の覇政行はれて以來、公然として幕府の罪を鳴らし、勤王の兵を起して討たうとした唱首で、國臣よりして視ますと、實に多年の素願でありました。

十三日は此宣言書を處々に掲示し、汎く地方の庶民をして義擧の趣旨を知らしめ、且つ榜例を更め三個條の規約を定めました。

掟

一、從二
天朝一被二仰付一旨可二相心得一事。
一、村中一和可レ爲二肝要一事。
一、火之用心肝要之事。

文久三年亥十月十三日　神　領

條目極めて簡素で、漢の高祖洛に入つて法三章を定めたのにも似てゐまして、第一に先づ天朝の事を掲げ出したのは、當時の義擧の面目、自ら躍如として現はれます。此外また同じく掲示せられたと云ふ宣告も殘つてゐまして、當時の義徒の企圖と意思とを知るに足るのであります。

掟

一、是迄關東支配の代官所は勿論、京都近傍の領地御高百萬石、　天朝守護の爲貢獻之事。
一、貢獻高百萬石の內、五十萬石は地元百姓に被レ下、是迄之定法半年貢取立之事。
一、定法建替之上は、以來地下百姓共　天朝御直民御家來同樣に御扱被レ下候。帶刀勝手次第、尤農業相勵、其暇には武藝心懸專要之事。

右者此節　神州御吉例にまかせ、御定被ㇾ置候。正義用修之輩、皇國尊奉之機節、若不居之者有ㇾ之に於而者、忽可ㇾ
加二天誅一者也。此旨難ㇾ有拜受可ㇾ致事。

亥十月十三日　　　神　領

前に收めた掟と共に、質直單純を極めたもので、實行の案としては、何の價値もない空想ですけれども、此種の諭告宣言の間に發露した尊王斥覇の感情と思想とは、浮浪の志士が草萊の農民と力を合はせて、討幕の兵を擧げむとした義擧の精神を示してをります。然うして斯かゝる質直單純の思慮を以て兵を起したのですから、一日にして計畫忽ち破れたのは、寔に餘儀のない事情でした。

此日、太田六右衞門、木下市右衞門の二人は、口上書を齎らして出石を指して行く途中、養父郡の米地村に於て、出石藩の荒川庄兵衞の人數に捕へられ、二人は使者たるを稱して辯疏しましたけれども、顧みられないで、直に拘を受けました。これは義徒の同志の囚はれた始であります。

但馬の義擧　三

義擧の同志が迫つて生野の代官所を奪ひ、定めて本陣とすると間もなく、隣境の諸藩兵を出して來り攻むると云ふ風聞があつて、十二日の午後には、此說は愈ゝ盛んとなりました。

そこで外は守卒を四境の要處に遣つて出入を警察し、内は專ら防守の策を評議しました。農民は多く集つても給與す

る兵器はなく、指揮を掌る部將も乏しいので、概ね用を爲しませぬ。加ふるに生野は自ら守つて敵を拒ぐには、極めて適しない地勢であるので、先づ他に相當の要害を撰んで本陣を移すが宜しいといふ評議となりましたが、澤卿及び卿の左右にをる人々は、始めより戰意のない所からして、評議は容易に決しませぬ。然う斯うするうちに、十三日の午前となつて、出石藩の兵は、已に生野を指して進み、姬路藩また遠からず兵を出さうとする情報が聞えました。そこで河上彌市は自ら出でゝ地勢を視察し、出石藩の兵の北より來るのを迎へて戰はむことを欲し、中島太郎兵衞を東道とし、三田尻から伴ふて參つた手兵十人と一隊の農兵とを携へて山口村に赴きました。地方の同志木村治平、宮本釆女、田次米吉郎右衞門、西村庄兵衞、西村五兵衞、藤井三郎右衞門、西村重右衞門、西村市郎治等の一團、檄に應じて生野に赴く途次、また山口村を通つて相會しました。

山口村は生野を北へ距ること二里許の所で、出石街道に當ります。妙見山といふ山があつて、地勢は頗る防ぎ守るに適してをります。河上等は、こゝに敵を迎へて一合戰をしやうと決しました。

此時國臣また自ら一方面に當り、姬路藩の兵の南より來るのを防ぐつもりで、先づ藤四郎三牧謙助の二人をして各〻一隊の農兵を率ゐ、播州口の要衝を警戒せしめ、己れは猶ほ本陣に留つて防戰の事を謀りました。

世の中はよし足曳の山櫻

ちるこそ花の心なりけり

これは當時の歌で、作者の決心を見るに足るものですが、第一の本陣の方では、國臣の苦心焦慮を無みして解散の說を退け、成敗は問ふ所でない、唯義の爲に戰ふて死ぬる許りだと大威張に威張つて、飾摩の新町より衆を率ゐて來られた元帥は、國臣などの重立つた人々には、聊かも知らせず、いつの間にか近習の士四五人をつれ、夜に紛れて落ち失せら

れました。
長袖者の議論ばかりの勇氣は、動もすると此れだから困るのであります。國臣も豐岡の拘囚中、嘗て一たび這裡の心情を語つて死處を失くしたことを嘆じました。
斯くて、但馬の義擧は三日天下となつて、忽ち瓦解しました。

澤宣嘉卿の奔竄と義擧の潰敗

澤卿の左右に近侍する高橋甲太郎、田岡俊三郎、深尾源次は、大事の遂げ難きを知り、諸藩の合圍未だ成らざるうらに、早く脫走するが得策だと申して、ふたゝび解散の說を唱へ、多田彌太郞、入江八千兵衛も同意でしたが、河上白石等は山口村にゐまして、獨り本陣の人ばかりで評議を決せられませぬので、澤卿は仙田淡三郎を使者として、山口村に急行せしめ、意を河上白石等に致して歸るを促されました。河上白石等は依然として死守の說を執り、未だ一戰をも交へぬのに、空しく解散が出來るものかと、頑として肯ずるの狀なく、却て澤卿が山口村に來て本陣を移さるゝことを促しました。仙田が生野に歸つて事の次第を復命すると議論また紛々として起りましたけれども、解散の議は終に行はれませんでした。そこで國臣は出でゝ播州口の守線に就き、藤四郎等と防備の事を謀りました、中島太郎兵衛、黑田與一郎、横田友次郎、本多小太郎、大川藤藏、木村愛之助、中條右京等は、美玉三平、戸原卯橘等と共に各ゝ擔當の事を執り、概ね出でゝ外にゐました。留つて本陣に居る者等は、元帥の特旨を以て賜つた慰勞の酒に飽いて醉臥しました。
夜に入ると澤卿は自ら往いて防備の情況を視察すと稱し、多田高橋田岡深尾入江の近習五人を隨へ、小國謙藏を東道

として、密に本陣を出でられたまゝ、時久しく移つても歸つて來られませぬ。已にして事を以て卿の居室を伺ふものがあつて、衣服調度が座上に取り散らされてをるのを見て、狀を衆に告げました。外に出てをるものは急ぎ馳せ歸り、醉臥してをるものは、愕き醒め、始めて卿の一行五人、密に落ち失せられたことを知りました。

元來今度の義擧の覺束ないことは、播州の飾摩に着いた當時より、全く知れ切つてゐたのを、澤卿が飽くまでも成敗は問はぬ、唯斃れて後の志を繼いで興るものを待つのみだと言はれるので、河上戶原等の硬論も行はれまして、こゝまで來て事を擧げたのです。然るに元帥はやくも出し拔いて落ち失せられては、衆は如何とも致方はありませぬ。人々今は死場所もないと云ふ事情になりました。

是より先、北垣晋太郎は農兵招集の用を帶びて己れの村に歸つてゐましたが、此日は山口村に到り河上等と事を談じて說が合はぬので、澤卿に謁して意見を述べやうと思ふて、夜に入つて本陣に來り、澤卿の落ち失せられたのを知つたので、衆と相謀り急使を馳せて事情を告げました。國臣等は報を聞いて馳せ回へり、直に一同の進退を協議しました。

北垣が晩年維新史料編纂會に於て講演せられた所によると、澤卿の落ち失せられた時、本陣に留つてゐたのは、戶原卯橘と横田友次郎と二人で、此二人が外に出てゝをる同志を呼び集めたのだと申します。

これも北垣の記憶によると、本陣の最終の評議に列したのは、國臣に戶原、横田、それから三玉三平、藤四郎、本多小太郎、中島太郎兵衞、及び北垣を加へて約七八人のやうです。しかし美玉は此時は山口村の方に參つてをる形跡も殘つてゐますので、北垣が美玉を數へられたのは、或は記憶の誤りでありませう。

此時、隣境諸藩が兵を動かして來り迫る噂は盛んに行はれてをるし、今また元帥は落ち失せられたので、人心は惶惑し、全く解體して了つて、腹を切る歟立退く歟と云ふことは、猶ほ多少の議論はあつた模樣ですけれども、國臣は居り

合はせた一同に向ひ、我々は澤卿の決心の堅いのに感服し、どこまでも卿と志を共にし死を同じくする覺悟で事を擧げた次第であるが、斯うなる上からは、我々のみ踏み止つて、犬死を遂げたとて何の詮もない、天下の事は今日に限らぬ。こゝで腹を切つて斃るゝよりも、お互に暫く別れて思ひ〳〵に隱れ潜み、後日を期して更に謀つたら、如何であらうと、涙を揮ふて相談に及びました。

一同も悲憤の情に堪へ兼ねて、慨然として暫くは答ふる言葉もありませんでしたけれども、然うかと云つて別に處する道もないので、結局いづれも遺憾ながら國臣の說に同意をしまして、一先づ解散することに決しました。然らば別れの酒を酌んで名殘を惜まうと云ふことになつて、臺所の方にあつた猪の頭を持出し、それを切り取つて下物として杯を差交はし、斯くて思ひ〳〵に志す方を指して立退きました。

國臣は最後まで居殘つて、諸事の後始末をなし、代官所の地役人を呼び出して、宿陣中厚い世話を受けたことを先づ謝し、改めて代官所を引渡す由を告げて返附の手續を遂げました。これらの處置は、國臣が後日までも但馬の地方に於て好い評判をせらるゝ話の種となつたもので、傍に太刀を持つた一人の子供を侍せしめ、己は將几に腰を掛け、威容儼然として代官所の地役人に應接したやうな噂も殘つてをります。裝束などのことは、別に話も傳はつてゐませぬが、平生より尋常に異はつた嗜癖を持つた人だし、評定衆佐々木將監としての最後の應接ですから、それ相應の考へをして、多少は晴れやかな風であつたかも知れませぬ。

藤四郎は國臣が竹馬の友で、三田尻より加はつて但馬の義擧に與みしたのです。藤の話として聞く所によると、生野で事を擧ぐる時、藤は播州口の防備に當り、十五人か二十人ばかりの農兵を預つて一手の頭となり、さながら十萬石の大名にも取立てられたやうな心持でをりましたが、大將先づ落ち失せ、烏合の兵忽ち散じ去つて、やがて危難身に迫ら

うとするのを知ると、急いで生野の本陣に馳せ回へり、元來極めて機敏の人物ですから、國臣と同じく此國の地理に昧いので、敵兵の守備線を避けて逃れ出るのは難かしく、躊躇逡巡しては到底生擒せらるゝ外はないと思ひまして、姫路藩の兵が未だ義擧の瓦解を覺らぬで、警戒の猶ほ疎なうちに、正面の播州街道を突破して逃れ出るのを得策としまして、國臣を促し、急いで倶に走らうとしました。國臣は貴公は然うして早く此處を立退きなさい、自分は猶ほ用もあれば考へもあるから、暫く後に殘つてをる、些しも心配には及ばぬと申して悠々として動かうとしないので、藤は疾聲その迂愚を罵りますけれども、如何しても聽かぬ所からして、餘儀なく堀六郎と仙田淡三郎とを伴ふて走り、竟に首尾好く逃れて免るゝことを得ました。

藤は後に數ば此時の狀を語り、國臣が己れの說に從はないで、自ら死地に投じたことを惜んでゐましたが、然かも動作の泰然自若として談笑平素の如く、毫も狼狽周章の風のなかつたのを嘆稱し、國臣が斯かる場合に從容として聊かも慌てず、然うして最後までも踏み止つたのは、多數の人に重んぜられ頭領として仰がれた英雄の貫目で、自分達の遠く及び難い所であらうと悟りまして、從遊の子弟に此の話をして、汝が輩英雄とならうと思はゞ、善く二郎を學べと申したと云ふことです。

これも國臣が代官所を立退く時の態度を想ふに足るでありませう。

生野の退去と就縛　一

國臣は代官所の本陣に居て、山口村の河上等の方へは黑田與一郎伊藤龍太郎の二人が馳せ往いて解散の事情を告げ、

二人は自ら郷導となつて河上等をして丹波の方を指して脱せしむる手筈を定め、一切の處置を終はつた後、因州の横田友次郎を伴ひ、最も後れて本陣を去りました。本陣を去るに臨み、咏んだ歌があります。

いくの山木枯もまだ誘はぬに

あたら紅葉のちり〴〵にして

我命あらんかぎりはいつまでも

なほ大君のためにつくさん

斯くて國臣は、此夜横田と相携へて生野を出で、間道を取り、途すがら熊野村を過ぎり、北垣晋太郎を訪ひますと、家に居りませぬ。轉じて北垣の叔父北村平藏の家を叩き、始めて會ひました。北村は國臣等の指して行く方を危險だと云つて、寧ろ丹波路を取つて京都へ出るが宜しいと說きますけれども、二人は聞入れませぬ。北村の家で食を請ふて飢を癒やし、横田と相謀つて、直に因州を指して走るを止め、一先づ城崎の溫泉場に至るの意を定め、北村叔姪と別れ、曉を犯して辭し去りました。

國臣等が、直に因州を指して走るの安全にして且つ捷路なるを棄て、故らに迂回して城崎を過らむとして終に囚虜の難を買ふたのは、城崎に先づ參つてをる同志があつて、それと相見て事情を審かにし、さて何とかするつもりの樣でした。横田が拘せられて後、鄕國の同志に贈らうとした書中に見えてをります。

國臣横田は北垣等に別れて熊野村を辭し去り、勉めて出石藩の警戒線に觸るゝを避け、神子畑の山道を越え、やがて網場村の境に入り、京屋といふ茶店に立寄り、暫ばし休憩をして、出でて少し行きますと、忽ち一組の人數の此方を指して來るのに行き會ひました。

これは豊岡藩の岩崎豊太夫の率ゐた兵隊であります。此日まで幕府は出石以外の諸藩に出兵の命令を下してゐませぬけれども、豫ねて臨機鎮壓の內意を受けた出石は、先づ兵を出して加勢を求めたので、豊岡も特に一組の人數を繰り出して警戒してをる折しも、斥候は國臣等が茶店に立寄つたのを窺ひ知りまして、只今浪士體のもの二人しか〳〵だと參つて報告をしたので、それを取逃してはと、人數は急いで來たのを神ならぬ身の國臣等は然うとは思も寄らず、人數の進んで來る方へ向いて參つて、忽ち出合つたのでした。

二人は斯くと知つてハツト愕き、急いで傍の小徑に入り、避けて通り過ぎやうとしましたが、先方では然うはさせませぬ。また直に先へ廻はつて立塞がり、鐵砲を構えて、若し駈け出しでもしたら、忽ち打放さうとする勢を見せました。今は是非がありませぬので、斯うと覺悟を極めて、ふたゝび立返へつて茶店の內に入りました。豊岡の人數は踵いて參つて四方より取圍みました。

組頭の岩崎豊太夫は、我れ先に進んで生捕らうとて罵り騷ぐ人數を制し、組下の一人を遣つて、言葉穩かに、氏名鄉國それから何處より來て何處へ行かれる歟と尋ねました。國臣は因州鳥取の神職竹島直記で、同藩の士と連立ち、城崎へ湯治に行く途中だと答へました。横田は鳥取の藩士東久太郎と名乘りました。

斯かる危難の場數に慣れた國臣、成程うまくは答へましたが、併かし相手は生野の浪人一揆が昨今ちり〳〵になつて落ち行くのを心得て警戒してをる人數であります。それに言語風俗も九州あたりとは全く違ふ山陰道のことです。出鱈目の申開きが例の通り役に立たなかつたのは、それは寔に已むを得ませぬでした。

豊岡の人數は、國臣が物言の九州訛で隣國の因州人でないのを先づ疑ひました。それに差出した名刺の用紙も、因州產とは違ふと云ふ所やら何やらで、その怪しい人物であることを、確かに見て取りました。それでも猶ほ直に手を下さ

うとはしませぬ。御兩人は城崎の方へ行かれるなら、道順にも當る、お尋したい次第もあるから、兎も角も我等は豊岡まで御同行申すで御坐らうと言出しました。

それは愈〻危境に陷るのですが、事態こゝに至つては勿論否と拒まれる理由もありませぬから、言ふがまゝに從ひまして、船に乘せられ丸山川を下りました。二人は引離されて別々の船に乘り、船は先きになつたり後になつたりして川を下りました。

何處かで二艘の船は、一たび間近くなつて並んで行きました。然うすると、横田今は愈〻斯うと覺悟を極めたものと見えまして、忽ち聲を掛けて、グズ〳〵してゐてはいけませぬと一言叫びましたが、國臣は横田の方を顧みて屹つと睨んだまゝ何とも言はなかつたさうです。

これは斬り死を遂げるには、猶ほ早いと思ふたのでありませう。

生野の退去と就縛　二

豊岡藩の人數は、國臣と横田とを別々の船に乘せて丸山川を下り、やがて豊岡の町に着きますと、取敢えず二人を二口屋といふ旅店に連れ込み、國臣を表座敷の一間に、横田を裏座敷の一間に入れ、二人の交通は全く差止めました。

それより內には給仕を附けて、それとなく監察を加へ、外には番人を置いて嚴びしく警戒をしてをるので、今は如何する道もなく、たゞ纔に未だ搦取られぬと云ふだけの身となりました。大事は已に全く去りました。

藩の役人は幾たびも詮議に來て段々の尋問をします。因州の神職とは名乘りましたけれども、因州の事情は一向知ら

ぬので、動もすれば答辯に差支へまして、最早言ひ逃る術も盡き果てました。そこで愈々斬り死と覺悟し、密に決心を横田に告げたいと思ふて書を認め、何とかして遣らうとしました。

今曉又々役人共參り、不審之廉不ㇾ尠、何分因州之義は不案内に付、口開き兼候義有ㇾ之候に付、何も同道之者と一應相談之上、別に秘し置候儀有ㇾ之候條可㆓申述㆒何樣一面談爲ㇾ致吳候樣申聞候處、重役へ屆候上ならでは、不㆓相叶㆒旨申而歸申候。迚も六ケ敷候間、彌々決心致本名を明し討手を受る歟、陣屋に寄する歟にて、切死は可ㇾ致候。此段御覺悟可ㇾ被ㇾ成候。不宣、

十月十五日　　　　　　　　平野二郎國臣

横田友次郎樣

桐にあそぶ鳳の心を竹にふし
　軒にすむ身のいかでしるべき

木枯もまだ誘はぬにおのづから
　あたら紅葉の散るはうらめし

今更に我身惜しとは思はねど
　こゝろにかゝる君が代の末

此日、横田も同じ決心をしまして、鄕國の志士に贈らうと書を作りました。

一筆申上殘候。小子事何卒天下一之逆賊を討平げ、

叡慮を安め奉らんと兼而存詰候。

然處此度澤主水正殿を迎參らせ、但州生野に於て義兵を擧候而、右姦賊共を誅戮之心得に候處、豈計らんや、入江新吾と申者之勸に依て、大將主水正殿落去せしめ參らせ候に付、迚も持耐へ難きを相計り、去十三日夜、陣所を明渡し、一統退散仕候。直に御國の方へとも存候得共、又先手に參る者より何角之樣子承り度、同國湯嶋之方へ參候處、豊岡侯之人數に出合、夫より同處迄案内にて、速船にて參り候處、所詮難レ免に付自盡仕候。急々御左右迄如レ斯御坐候。謹言。

十月十五日　　　　横田友次郎靖之

因州御有志中樣

大君のみことやすめん武士の
　けふの極りつれなかりけり

事なして死ぬるこの身はいとはねど
　心にかゝる大君の御代

醜草をなぎはらはんと思ひしに
　果さで死ぬることぞ悲しき

横田の書に謂ふ所の入江新吾は、即ち入江八千兵衛後の木曾源太郎で、當時横田等は澤卿の落ち失せられたのを、主として入江の進言より起つたと思ふてゐたと見えます。それから直に因州を指して走らないで、一先づ城崎へ行かうとし

た事情も此書で分ります。

國臣は書を作りて横田に致すの機會なく、横田また自裁をしないうちに、忽ち縛を受けて拘囚せられたので、此二ツの書は、共に豊岡藩の役人の押收する所となりました。

豊岡藩でも、二人を取押ふるには、餘程念を入れ大事を取りまして、柔術の師範役蔭山要八と劍術の師範役喜多村喜齋とを特に擇んで捕縛のことを命じました。そこで蔭山は國臣の方を受持つて、取押ふる手筈になつて、何氣なき體を裝ふて座敷に出で、話の相手などをして頻に隙を狙らふてゐますけれども、國臣は絕えず用心をして如何しても座側より刀を離しませぬ、これには蔭山も甚だ困つて種々苦心をしましたが、或る時、先生一ツ掃除をしませうと云つて、自ら起つて火鉢を片寄せますから、國臣は座を立ちあがつて、刀をチョイト床の上に置きました。然うすると蔭山は忽ち飛びつき、國臣の左の手を取つて投げました。國臣は倒れて硯箱か何かに甚どく頭を打當てました。はね返つて起き上がらふとしましたが叶ひませぬ。脇差に手を掛けましたけれども、拔くことが出來ませぬでした。そのまゝ殘念と一言云つて縛に就いたと申します。

裏座敷の横田は、烈げしく抵抗して働いた模樣ですが、これも結局喜多村喜齋に取つて押へられました。斯くて二人は重罪人の取扱を受け、足には枷を施されまして、一組の人數は交代して晝夜監守に勤め、警戒最も嚴重でした。然うして翌十七日は旅店二口屋より移されて郭內の假檻に入り、房を別にして禁錮せられました。假檻は豊岡藩が、二人の爲に去る十五日より急に工を起して造作した所でありました。此日政廳は特に內旨を下して夜具と足袋とを與へました。

國臣が一年ばかりの艱苦を嘗めた福岡の桝木屋の獄を放たれたのは、今年の三月盡日で、身一たび檻窓を出で自由を得ると、東奔西走して君國の爲に勤勞し、寢食の安を偷むの暇なきもの七閱月、今また囚はれて獄裡の人となりました。

同志の殉節と沒落　一

國臣等の本陣解散の後、猶ほ白日網場村の道を公行し、且つ茶店に休憩をして、深く顧慮しなかつたのは、蓋し出石藩の出兵のみを知つて、豐岡藩の早く此事あるを思はず、また途上の地理に昧かつた爲でした。然うして一擧に與つた幾多の義徒も、國臣等の囚虜となつた十四日を以て、或は自ら屠つて斃れ、或は捕はれて縛に就きましたが、就中最も悲壯の最後を遂げたのは、戸原卯橘、河上彌市、白石廉作等の一團十餘人でありました。

河上白石等は、三田尻より伴ふて參つた十人ばかりの手兵と二百人餘りの農兵とを率ゐて、十三日の朝山口村に來り、西念寺を宿陣として留り、妙見山に據り出石藩の兵を迎へて戰ふ考を定め、鐵砲槍刀等の武器を寄せ集め、糧食の用意を調へて、生野の本陣に會同せむことを促しましたけれども、本陣の人々は應じないで、却て生野の方へ歸れと促し、美玉三平や川又左一郎あたりが二三人來ました。然うして夜深になると、黒田與一郎伊藤龍太郎の二人馳せて參つて、澤卿落去せられ本陣は解散に決した事情を告げ、合圍の全く成らざるうちに、早く丹波の柏原を指して走り、それより大阪の方へ落るが宜しい、自分逹は案內をして行かうと申しました、河上等は猶ほ逃げ走ることを肯んじませぬ。美玉三平一人は、此地に空しく死するを愚とし、黒田伊藤と相携へて去りました。

天明けて十四日になると、戸原卯橘は生野より參つて加はりましたが、招募した一團の農兵は、悉く散逸して隻影もなく、村民また概ね逃げ失せて昨日のやうに用を爲しませぬ。そこで河上等は、一戰猶ほ難しく、全く死處を失ふたのを知りまして、始めて城崎の溫泉に赴くを名とし、耳目を避けて因州に走るの意を決し、各〻鎧甲を脫ぎ銃槍を棄て輕

裝して去らうとしまして、午後には妙見山を下りて山口村へ下り、人足の手當を命じますけれども、村民は多く逃げ失せてをるし、人心も變じたので、人足は調ひませぬ。そこに河上の僕德藏が威張つて頻に人足の手當を命じ、刀を引拔いて威張かしたと云ふ所からして、村民との間に喧嘩を生じまして、村民は密に申合はせ、德藏を打倒して縛るやうなことになつて、人心は愈々變じ、彼れは浪人ぢやない、盜賊だと罵る者さえあつて、村民は益々勢焰を加へ、盛に反抗しました。

此時同志も初は陰忍して勉めて衝突を避けた模樣ですが、村民の反抗は段々烈げしくなつて、羽淵村の元藏と云ふのは、庄屋を勤める位の相應な家の子で、相撲も取れば元氣も多い男ですから、眞先に進んで義徒に迫つたのを、大川藤藏は怒に堪へ兼ねまして、藪の蔭より飛出して一太刀を加へ、大袈裟に斬り棄てました。

但馬の義擧は、始から大和の義擧とは行動も大に違つて穩かで、數日の間に一人の人も殺さねば一戶の家も燒かなかつたのですが、義徒の爲に生命を失ふたのは、蓋し此羽淵村の元藏ばかりでした。

併かし元藏が斬られたので、村民の反抗は、威焰頓に强くなつて、裏道より妙見山に駈け上り、義徒の寄せ集めて置いた鐵砲火藥を取つて後より打放すもあれば、大石を轉ばし落しもします。それに生野の本陣に農兵として招集せられた人々も、追々に歸つて來て却て加勢をして、村民の數は次第に多くなりました。百姓とは云つても、人は多勢で、山の上下より鐵砲を射掛けまして、義徒の中には彈に中つて倒れた人も出來て、今は進退維れ谷まつて、如何する道もなくなりました。

そこで一同は愈々最後の覺悟をしまして、彈に中つて倒れた人を扶け立て、山伏岩といふ所の蔭に集り、刀で叢を刈拂ひ、そこに皆相並んで座はりまして、一人は起つて次々に衆の首を刎ね、十人の介錯を終はると、岩の上に立つて手

招きをしましたが、誰も近寄らうとする者もないので、自ら喉を貫き、十人の遺骸の裡に倒れて死にました。これは戶原卯橘であつたと申します。

此時、死する者、河上彌市人、（贈從四位正義、此時南八郎と稱す、長州萩の人、曾て奇兵隊總管の一人でした。歳二十二。）白石廉作（贈正五位資敏、此時白石良藏と稱す、長州竹崎の人、贈正五位白石正一郎の弟です。歳三十六。）長野熊之允（贈從五位政明、此時長野清助と稱す、長州萩の人、歳二十二。）下瀬熊之進（贈從五位賴高此時下瀬猛彦と稱す、長州萩の人、歳二十一。）小田村信之進（贈從五位敬、此時小田村信一と稱す、周防三田尻の人、歳二十六。）伊藤百合五郎（贈從五位恒德、此時伊藤三郎と稱す、周防三田尻の人、歳十九。）關英太郎（贈從五位忠國、周防吉敷郡索道村の人、歳十九。）久富豊（贈從五位通融、此時久留惣兵衞と稱す、周防佐波郡田島村の人、歳二十。）和田小傳次（贈從五位唯之、周防萩の人、歳二十九。）西村清太郎（贈從五位則義、長州萩の人、歳十八。）及び戶原卯橘（贈從四位繼明、筑前秋月の人、歳二十九。）の十一人、猶ほ同じく死んだものに、氷田左衞門日下部某の二人あつて、都合十三人と稱せられ、各種の記錄にも見えてゐますが、鄕貫氏名は確と分りませぬ。或は氷田は河内の人、名は晉、日下部は名は基、素と和歌山の藩士とも云ひ、また水戶の藩士長谷川潜藏の變稱だとも云ふだけであります。共に三田尻より澤卿に從ふた人の樣のやうです。山口村の故老の話に、妙見山の麓旅店清水仙次郎の家の上に當る山岸で、二人刺し違へて死んだと申すのは、蓋し此二人でありませう。

それから妙見山に於て、十人の同志を介錯したのは、河上彌市だとも云へば、戶原卯橘だとも申しまして、確とした說はないのですが、これも山口村の故老の話によると、戶原とするのが實を得てをるやうです、今は暫く然うとして置きます。

同志の殉節と沒落　二

川又左一郎――贈從五位水戶の人、は十三日の朝農兵募集の事を以て山口村に來て河上等と相合して談議せんとし、十

四日の朝大川藤藏（贈從五位本名小川吉三郎）の生野より來るに會ひ、倶に河上を見て相談をしやうとして行はれず、そこで山口村を去り、大村辰之助の尾し來るを伴ひ、三人先づ生野に歸らむとしましたけれども、同志早く縛に就けるものあるを聞き、途より回へつて木村愛之助に逢ひ、相約して一團四人となり、木村を東道とし丹後を指して走らむとしましたが、納座村の伊油谷に於て、農民の包圍する所となり、皆捕へられました。大川は縛を受くるを耻ぢ、自ら腹を屠りましたけれども、木村の爲に抑制せられて遂げず。後、創を病みて出石の獄中に歿しました。此日河上彌市の僕德藏また山口村の邊に於て捕はれました。これは山口村の農民より縛せられてゐますから、出石藩の手に引渡されたのでありませう。

中島太郎兵衞（贈從四位重孝、但馬の人、世々養父郡高田の大庄屋でした。此時石和太郎と稱す、死する時歲三十九。）は、義擧の瓦解した時、弟黑田與一郎と伊藤龍太郎とを山口村に遣り、已れは一先づ高田に歸つてゐますと、河上等は脫走を拒み美玉三平獨り弟と相伴ふて來たので、三人同じく長州へ赴くつものりで、十四日の朝、神子畑の間道を越えて播州の境に入り、宍粟郡木之谷を通り、獵人の要擊する所となり、美玉先づ銃丸に中り免れざるを知つて自殺し、次で中島また銃丸に中つて斃れ、黑田は兄を介錯して已れも自殺せむとしましたが、遂けずして獨り捕はれました。

中條右京（贈從五位基好、但馬の人、舊と吉村熊太郎と稱す。姉小路公知卿に仕へ、公の遭難の折、刺客と鬪ふて勇あつて名を世に知られました。死する時歲二十二。）長曾我部太七郎（贈從五位盛澄、阿波の人、舊と大阪中島の商人津島屋藤藏の店員でした、國臣に從ふて但馬に入りました。歲二十三。）の二人は、相伴ふて生野を去り、長州を指して走らうとして播州多氣郡の猪篠村を過ぐる時、農民の要擊する所となり、並に銃丸を受けて斃れました。本多小太郎（贈正五位素行、實名山元隆助、江州膳所の人、普化宗明闇寺の役僧として、但馬に居り、頗る名望がありました。元治元年七月二十日京都の獄に斬らる、歲四十六。）は名を寺用に托して驛丁を徵し、故らに儀衞を張つて播州街道を走りましたが、神西郡の福崎新村に於て姬路藩の怪む所となつて捕はれ、三牧謙助（贈從五位秀胤、尾州海西郡西條村の人、變名謙助、慶應元年正月京都の獄に瘦死しました。歲二十七。）は、義擧瓦解の時、病を森垣村の延應寺に養ふてゐまして、姬路藩の手に捕はれました。伊藤龍太郎（贈從五位祐之、丹波の人、劍客、慶應三年十二月十三日京都の獄に瘦

死しました。歲二十九。は、黑田與一郎と同じく山口村へ使者として參つて歸つた後、獨り代官所の本陣に留つてゐて、出石藩の手に捕はれました。

澤卿の一行六人の中、多田彌太郎贈正五位立德、但馬出石の人、元治元年二月二十八日出石藩の爲に殺されました。享年三十九。入江八千兵衞贈從五位初は旭健と稱し、後には木曾源太郎と稱しました。肥後の人、久く世に在り、大正朝の半ば頃に及びて館を捐てました。最終に贈位を賜はつた人であります。小國謙藏の三人は、途中に於て、或は相別れ、或は相失ひまして、高橋甲太郎贈正五位貞健、但馬出石の人、慶應元年長州再征の後長軍に從ふて戰死す、歲四十四。田岡俊三郎贈正五位久直伊豫小松の人、元治甲子の役に戰死す、享年三十六。深尾源次の三人、澤卿を扶けて播州の境に入り、室津より海を越えて伊豫の小松に渡り、終に難を免れました。多田入江小國の三人、また各〻脫して走りました。

藤四郎贈從五位茂親、筑前の人、堀六郎贈從五位義則、筑前の人、慶應元年十月、罪を福岡藩に得て玄界島に流罪せられ、翌年七月九日、島に於て斬られました、歲三十三。仙田淡三郎贈從五位正弘、筑前の人、贈從五位仙田市郎正敏の弟、元治元年四月二十八日、病んで三出尻に歿しました、歲二十七。前木鉎次郎關口泰次郎贈從五位知信慶、應元年十月十三日病歿 享年十八、播州街道を直行して巧に姬路藩の警戒を潛り、海濱に出て刀を拔いて漁船を脅かし、乘つて西へ走りました。

深く義擧の事に與つた地方の同志は、中島太郎兵衞の外、概ね捕はれて京師の獄に入り、然らぬものは、皆脫走して免れました。進藤俊三郎は朝來郡佐中村の人、進藤丈右衞門の弟で、此時始めて原六郎と稱しました。當時の義徒中、今日に生存してをる唯一の人であります。安藝の田中軍太郎と倶に、因州藩の記號を借り、七駄の兵仗を運輸して京都を出で、丹波の遠阪に至りて義擧の瓦解を聞きましたが、最早後へ引返へすことも出來ませぬので、危險を犯して行程を繼續して但馬の城内を過ぎ、濱阪より海路を取つて長州へ向ひましたけれども、天候が惡くなつて船では進めぬので、因州の鳥取へ上がり、荷物を附托して纔に逃れました。北垣晉太郎即ち後の國道男で、養父郡熊野村の人、此時は柴捨藏と稱しました。は三日三夜の間山中に臥し、十七日の夜四ケ山を越えて因州に走りました。

此外、地方の人は潛伏の便利多く地理にも明かなので、吉井定七贈從五位義之、養父郡矢名瀨町の人、商號志屋、此時三宅彌右衞門と稱しました。西村哲次郎

贈從五位正哲、養父郡八鹿村の人、此時太田次郎と稱しました小山六左衛門贈從五位喜昌、朝來郡梁瀬村の人、福田元良等、また皆脱して走りました。然うして資産の富むものは、財を惜まず役人に贈遺して連累の難を免れました。

翌十一月、幕府の目付戸川胖三郎、會津の廣澤富次郎等の一行數人、但馬に入つて義擧の事件を撿察した時、附き隨ふ面々は、隨分それは請托を擅ままにし　巨額の賄賂を收めて歸つたと申します。京都六角の獄に囚はれた但馬地方の人が、概ね翌年七月二十日の濫刑を免れたのも、また蓋し同樣の情實から起りました。

義擧の結末

京都の守護職松平肥後守は、浮浪の徒多く但馬の地方に出沒し、民情の頗る平穩でないことを知つて、命を出石藩に下して豫め警戒せしめました。それで出石藩は生野代官所の奪略せられた警報を得ると同時に、隣境の豐岡藩へも移牒して共に兵を出さしめ、姫路藩また生野の騷擾を聞いて警戒を加へましたが、しかし姫路豐岡宮津峰山柏原篠山の諸藩が、京都に於て、幕府より救援策應の命を受けたのは、孰れも十五日の夜でしたから、十四日までは出石豐岡の二藩の外、全く兵を動かさないで、事は落着を告げました。

義擧の瓦解した時、本陣に殘つてゐた所の米約六百二十一石、一千五百五十三俵で、これは諸村落より徵集したもので、代官所は令を發して各自ら持ち歸らしめました。現金は地方の同志が都合をして、兵器の準備その外の使用に充てたのを別とし、代官所の有金一千三百五十兩の外には幾何もなかつたのに、生野の町人より調達した飲食の料、什器の代等は、一々現金を仕拂ふたのが四百兩にも上りまして、また同志の間にも少しづゝ配當したので、餘す所は三四百兩

になつてゐたのを、澤卿の一行は悉く携帶して落ち失せまして、本陣に殘つたのは、纔に十餘兩許であつたと申します。それで此時に於ける義擧の瓦解する外はなかつた事情も推して知られます。

義徒の代官所を奪ひ取つた十二日の夜、伊藤龍太郞は地役人の木村松三郞、小川愛之助、小國謙藏はじめ十人ばかりを料理店の阿賀屋に招き、我輩は勤王の爲に此擧を企はだてた。君等も贊同して皇國の爲に力を盡されよ、然らば地役人は固より生野の町民は安全であるが、若し敵對せらるゝなら地役人は鏖殺にされ、生野の町は焦土とならう。宜く順逆を辨へ向背を誤つてはならぬと、儼然として申したので、何人も即答に困つて言葉もない所へ、山肉や酒を持出し、やがて他の浪士も參つて宴會となり、別に改めて加盟したと云ふことでもなく、地役人一同それなりけりに味方のやうにされて了つた話も殘つてゐます。然うして斯かる話をした人は、翌十三日は川又左一郞と農兵招集の爲め山口村へ參つたさうであります。

然かし農兵の招集は、必ずしも深く强制したのではなく、大概は一時の勢に乘じて競ひ起り、謂ふ所の群衆心理で、自ら好み自ら進んで來り加はつたのでしたが、義擧瓦解し事情一變しては、悉く皆强制を受けて招集に應じた風を裝ひまして、吉井定七、小山六左衞門、福田元良等は、飽くまでも參加を勸誘し若くは威迫したと云ふ所からして、多數の暴民は、相集つて吉井等の住宅家具を破壞しまして、出石豐岡二藩の兵が鎭壓するでなかつたら、暴民の狼籍は、更に測り難きものがあつたと申します。河上彌市等の一團十餘人を妙見山に包圍し、百姓一揆のやうな威熖で襲擊し、此等の義徒をして骸を並べて斃るゝの已むを得ざらしめたのも、また或は途々に恩も怨もなき落武者を遮ぎり、猪や鹿を射るやうに射たのも、縱令それは多少の命令使嗾を受けたとしても、尋常農民の所業としては、兇暴の頗る烈かつたのを感じます。然うして義擧に與つた幾十人の同志は、行動却て穩かで、但馬に入つてより、殆んど全く一名の人をも殺さ

なければ、また一戸の家をも燒きませぬでした。たゞ羽淵村の庄屋の子元藏が、大川藤藏より斬られただけに止ることは、前にも述べました。

義擧の當時、生野の代官所は、代官川上猪太郎の下に、手代の武井庄三郎、岩佐幸兵衞の二人と、手附の長谷川信太郎、寺田熊太郎との二人とがゐまして、此五人は江戸より下つて職務を執るもので、本格の役人でした。此外に地方の人より撰任せられた僚屬があつて、地役人と唱へました。義擧の記錄に散見する地役人木村松三郎、木村愛之助、小國謙藏は即ち是れで、地役人は猶ほ別に幾人もゐた模樣です。

木村小國等は、初より農兵組織の計劃に參した許でなく、代官所を占領して本陣と定めた後は、兵粮方となつて糧食の給養を掌り、或は村落を奔走して農兵の招集に當り、就中、小國は澤卿の主從五人と同行して生野を落ち失せました。これは平素地方の行政に與り、途中の地理と村落の事情とに通ずる所から、澤卿主從の立退を無難ならしむる爲め、自ら案内者となつて一時同行したやうにも思はれますが、併しながら到底威迫などを受け已むを得ずして起つた行動とは爲し難い情況も見えます。地役人のうちには、或は幾分か義擧の趣意を諒とする人もゐたのでありませう。

代官の川上猪太郎は、義擧の事變やがて生じやうとする數日前、生野を出て豫ねて兼帶してをる備中倉敷の代官所に赴き、事變の終はつて後、十日ばかりを經て生野に歸りました。間もなく幕府が怠慢を責めて職を解いたのは、敢て怪むに足らぬとしまして、當時の吏僚が一般に姑息因循で、唯專ら偸安無事を謀るを旨としたのは、滔々比々皆然うであつたので、川上も大和五條の同僚鈴木源內等の如く、浪士の爲に首を奪はるゝのを恐れて、自ら早く避けたのかも分り兼ねますが、しかし川上は元來相應の學問志氣をもつた人物で、且つ頗る尊王の大義を體し、外人の跋扈を憂ふるの情別けて深く、農兵の組織などは、最も贊同する所であつたとか申しまして、義擧を企はだてた人々も、概ね好く評して

をります。旁々その管内の事變を視ること恰も對岸の火災の如く、頗る冷然としてゐた理由は終に分りませぬ。唯川上の生野を空うして去つた所からして、代官所の僚屬をして、溫柔軟弱の態度に出るの口實を多からしめ、事變の甚だしき暴發を免れた情況の爭ひ難きを感ずるのみであります。

豊岡の獄

國臣横田の二人は、十七日郭內の假獄に移され、翌元治元年の正月五日まで、約八十日の間、豊岡に禁錮せられました。政廳の守衛警戒は最も嚴重で、足枷は終始解きませぬでしたが、取扱は士人の禮を用ひまして、待遇に情を盡しました。豊岡藩は嘗て幕府の命を受け、江戶の屋敷に櫻田義擧の一人大關和七郞を預つて監守した當時の先例を參酌して取扱ふたのだと申します。

國臣の始めて拘に就いた時、切死の覺悟を横田に告げやうとした密書を見まして、豊岡藩の役人は國臣の眞實の氏名を知りましたが、片田舍の小藩の悲さには、如何いふ素生來歷の人歟、それはチョット分り兼ねたので、伊豫の三輪田綱一郞贈正五位元綱が、足利將軍の木像の首を斬つて梟した一件の連坐人として、お預けの處分を受け、夏の末頃より豊岡禁に錮せられてをるのに就て內々尋ねました。

然うすると、三輪田は喫驚した樣子で、平野二郞國臣は筑前の產で、最も國學に精はしいと聞く、當時別けて高名の人だ、それが如何して此邊へは來たのであらうと云ひました。そこで役人も國臣の尋常でない人柄が始めて分つて、諸事の取扱振も變はつて餘程手厚くなりました。藩中には追々それと傳へ聞いて、密に筆紙を寄せ歌を求むる人もありま

した。

當時政廳の命で專ら二人を監守した小島武助は明治大正の政海に名を稱せられてをる一雄と云ふ人の父親で、相應に事理も解れば物の情を知つてゐたので、それは頗る心を盡して善く取扱ひまして、折々は酒陶を袖にして參つたり、話の相手をしたりして、懇に獄窓の幽鬱を慰めました。

或る時、國臣は小島に向つて、南八郎等の一手は如何なつたであらう、御承知はない歟と尋ねました。南八郎は即ち河上彌市で、これは唐の張巡傳に見ゆる南八男兒死耳の語を採り、此時の義擧に馳せ加はる折、斯くは自ら氏名を稱したのであります。

小島は河上戸原等十餘人が、骸を並べて妙見山に自殺し、壯烈の最後を遂げた次第を語りました。國臣は始めて此狀を知り、涕涙滂沱、慘然として、我輩恥を忍び垢を含みて逃げ走り、今斯かる見苦しき囚虜となつたのも、これ唯これらの人々と偕に存命へて他日ふたゝび大事を謀らうと思ふての故のことであつた、然ては人々は已に早く死んで了つて、我輩獨り徒に生き殘つてをるの歟と言つて慟哭しました。然うして、これと云ふも、原とは長州人が豫ねての約諾を違へて、兵を出さなかつた爲である、斯くばかり兵強く國富む雄藩で、數ば義を擧ぐるの機會を誤り、因循して今の有樣は如何いふわけぞ、天下の事も最早望はないと悲憤しました。

恨めしや但馬路かけてあだに散る

紅 葉 み ん と は 思 ひ こ さ じ を

これも蓋し此時の歌であります。

元來大諸侯の後援を借り、密に義徒を糾合して討幕の兵を擧げ、先づ王政恢復の第一歩を着けるのは、國臣の夙昔の

念願でした。然るに、去年は深く賴んだ薩摩人の異はつた行動に逢ふて望を失ひ、此度は長州人の躊躇逡巡を以て、また遺算を生じました。勤王の名を得た大藩雄藩も賴まれぬことを思ふて、斯くは悲憤したものと見えます。且つ妙見山に骸を並べて死んだ河上等の十餘人は、秋月の戸原の外は、悉く防長の人ばかり、また白石を除けば、皆三十歲未滿の少壯で、別けて河上は二十二歲の人、いづれも前途の多い後進の俊英でした。旁〻國臣の遺憾は殊に痛切を極めたのでありませう。

また國臣は嘗て小島に向ひまして、長袖者に誤られて死處を失ふた心事を語りました。國臣の豐岡に囚はれた日數は、八旬に及びましたが、此間歌を咏んだのは、餘り多く無かつた樣で、世に傳はつたものは十首を越えませぬ。三輪田綱一郞の日記も、幾分か收めてゐます。これも三輪田の日記に見えてをる一つであります。

我魂は但馬の國の神となり
大君おもふ人をたすけん

此歌の成つた時日は確かと分りませぬけれども、前後の情況から考へると、蓋し十一月の末より十二月の初までの間で、當時は心或は豐岡に於て處刑を受けるのを豫期したと覺えます。未死の魂を邊陬の土に埋めて、猶ほ永く皇家を護りたいと誓ふた壯烈の心事も自ら現はれてをります。また豐岡の獄中で咏んだ歌だと稱せらるゝ遺墨は、猶ほ別にもありますが、數首の外は、大概は舊時の作で、新に咏んだと認めらるゝのは極めて尠いやうです。豐岡藩の取扱が善く情を盡したのは、事實としましても、表向は猶ほ重罪人の身で、押送の期日決定するまでは足枷も依然として解かれぬのですから、自然筆墨の便を得ることも難しく、歌を咏んでも一々存錄する道は無かつたのであらうと思ひます。

それから猶ほ多少の話は殘つてゐます。國臣が假獄に移されないで、旅店の二口屋に拘せられてをる時、給仕として附けられた子供がありました。それは後に南條多七郎と稱した人です。

その南條の晩年、國臣の甥に當る田中雪窓と云ふ畫家に語つた趣を聞きますと、國臣は當時白襷に銀金具を打つた熊の毛鞘の太刀に義經袴の立派な支度で、それは却々威容儼として犯すべからざる風采で、子供心にも早く成人して一たびは斯かる武士にもなりたいものだと感じたのが根源となつて、結局は半人前位の武士にもなつたと云ふ話でした。服裝には特別の嗜癖もあつて、常に意匠を費した人だし、落武者とは申しても、白日公行して走る大膽の態度ですから、例の箒鞘の太刀や、義經袴は、猶ほ用ひてをつたかも知れませぬ。

また生野の本陣にゐた折は、卯花威の甲冑を著け栗毛の馬に乘つて往來をして、多く他の眼に留つたとも申し傳へられてをります。此等の模樣は、追々豊岡の方へも聞えて來まして、生野に事を起した人數のうちでも、格別な大將分の人であることも分れば、三輪田綱一郎の說などもあつたので、豊岡藩でも餘程注意をして手厚く取扱ふた樣にも見えます。

豊岡は山陰道沍寒の强い所、十一月三日より雪が降り出して連日已まず、寒威頓に稜峭を加へました。火を禁じた檻房に足枷を帶びた獄窓の苦痛は寔に想ひやられます。

豊岡の新年と押送

豊岡藩は國臣等を捕えますと、京都屋敷の留守居役を經て、守護職松平肥後守に具狀して指揮を請ひ、肥後守は正月

中旬を以て京都へ押送すべきよしを沙汰したので、豐岡では特に伊藤善藏喜多村協の二人を押送の主任としましたが、已にして所司代牧備前守は國臣等を押送して姫路藩に移付することを命じました。しかし京都六角の獄舍は方に滿員だと云ふので、押送の期は延びました。

十二月二十日、政廳は特に命を下して國臣等の足枷を解きました。これは押送の期漸く近づいた故であります。此日押送の主任伊藤善藏は國臣等の衣服に虱の生じたるを告げて、豫じめ準備した着物を下附せむことを請ひ、且つ國臣の行狀極めて謹愼なるを述べ、酒饌を給與せむことを求めました。政廳は評議して並に之を許し、酒饌は一汁三菜取肴二種の程度を以て給與せしめました。そこで國臣等は始めて衣食帶褌の類、總べて新しきを用ひ、且つ酒饌に飽きました。

當時諸藩の此種の囚人を取扱ふのは、隨分それは冷淡なもので、往々酷薄を極めたのもありました。然るに、豐岡藩が獨り斯の如く丁寧に國臣等を取扱ひ、禮と情とを盡して待遇したのは、老職に木下彌八郎と云ふ人才がゐまして、力を文武の敎育に致し、士氣を奬勵したからで、木下は元來尊王の志も篤く、國臣等に同情を表したのだと申します。間もなく累を藩主に及ぼすを慮つて職を罷めましたが、後ふたゝび出でゝ文武の事を總裁し、功蹟も著しく、近年に及んで正五位を贈られました。蓋し小藩には珍らしい人物でありました。

此月の二十七日になつて、京都の西町奉行瀧川播摩守より、何時にても國臣等を押送して差支なき旨を通達して來ましたが、姫路藩の都合からして、正月の初を以て移付することに決し、國臣等は豐岡の獄中に元治元年甲子の春を迎へました。此時の歌があります。

白雪はふるとしながら囚はれて

はるともわかぬ春はきにけり

ひとやには梅も櫻もなかりけり

ながき春日をいかにくらさん

地は山陰道の片田舎、別けて風寒く雪深い所です。假獄を監守する諸役人は、成程それは心を盡して善く遇ふてくれたと云つても、大概程度の知れたものです。三箇月に跨つた獄窓の起きふし、その艱苦無聊の甚だしかつたのは、自ら思はれます。

大内のやまべの霞うちはらひ

花ににほはん春風もがな

君が世の春の恵しあまねくは

かくれ櫻も花やにほはん

これも同じ頃の歌です。いかにも都の音づれを齎らす東風は吹いて來ましたが、山邊の霞をはらひ、隱れ櫻を匂はす好い春風ではなく、それは押送の命でありました。

新年第四日の夜、伊藤善藏は國臣等押送の期明旦に迫つたので、政廳の旨を受け、特に鄭重な酒饌を設けて祖安の意を致し、懇に惜別の情を語り、また筆墨を供へて記念の文字を求めました。國臣そこで筆を執り二首の歌をかいて謝しました。

栖川の深きなさけは忘れねど

むくいんことは命なりけり

ながらへん身とはもとより思はねど
　またもやと猶契るころかな

國臣豐岡の假獄に囚はれてより往々筆を執つて歌を書きましたけれども、嘗て眞實の名を署したことはなく、監守の人々また常に知らぬ狀を裝ふてゐました。然るに、此夜適〻自ら署して國臣の名を用ひたので、伊藤は陽はに怪む色をして、これは如何いふわけ歟と尋ねました。國臣は微笑して、今は實名を署さゞるを得ぬと申しました。

翌五日、國臣は蕭々たる春雨を犯し、伊藤喜多村以下護衞の士卒八十人に送られ、横田友次郎と檻輿を連ぬて豐岡を立ち、その翌六日には、生野の近郊森垣村を過ぎました。即ち澤卿の一行始めて生野に入らむとする日、暫く留つて評議をした所です。國臣は數月前のことを思ふて頻に感慨を催うし、一首の歌に懷を述べました。

いさぎよく消果もせで露の命
　のこり生野の身こそつらけれ

押送後の形行は、猶ほ急に明かでないとしても、詮議の上の運命は、自然それは推し測られまして、死後れて囚虜の身となり、重ねて此地を過ぐる心中の殘念さは思ひやられます。

七日は姬路に着きました。南朝の忠臣兒島備後守範長が、赤松氏の攻むる所となつて節に殉したのは、此國の印南郡で、範長の遺墳と稱するものは、今も猶ほ殘つてをります。國臣は當時の史書を讀んで善く知つてゐましたので、此日は想ひ出して咏みました。

苔の下みたまもあはれうけよかし
　時こそかはれ立つるまことを

八日は姫路の慈恩寺といふ寺に於て、横田友次郎と共に、豊岡藩より姫路藩に引渡されまして、姫路藩の役人中野頼右衛門、寺尾廣右衛門、山口八十三の三人、受取の手續を畢はり、直に獄舍に收容しました。此藩の手にて捕はれた本多小太郎、黑田與一郎、出石藩より移付せられた伊藤龍太郎、太田六右衛門、木下市右衛門、木村愛之助、大村辰之助等も、後先收容せられて同じく此獄にゐました。然うして姫路藩は世間普通の盜賊と一樣の檻房に押込めて取扱甚だ惡く、その汚穢きこと言葉に餘つたので、衆は此藩の不都合を鳴らし、頻に耐へ難きを訴へて苦情を申しました。それを國臣は諭しなだめて、斯かる恥辱や難儀を甞むるのは志士の常である。諸君此位の苦痛に辛抱が出來ないで如何せらるゝぞと云つて、また一首の歌を咏みました。

　　孤きても網代にねても大丈夫の
　　　日本魂なに穢るべき

十一日は横田友次郎、本多小太郎、黑田與一郎、伊藤龍太郎、太田六右衛門、木下市右衛門、木村愛之助、大村辰之助と同じく、八人檻輿を連ね、姫路藩の護送を受けて京都に向ひました。警衛の士卒幾百人、槍を列らね銃を肩にし、儀裝儼然として監守し、沿道宿驛の間、出てゝ觀る者路を塡めました。

十四日攝州の境に入り、風雲長に忠魂を弔ふ湊川のほとりを過ぎては、乘物のうちより伏し拜んで念じました。

　　なき魂もあはれと思へ湊川
　　　きよき流れの末をくむ身を

錦の旗を一方に樹てゝ勤王の魁となり、こゝに回天の基を開いて、元弘建武の中興永く遂げなかつた恨を少うするのは、これ實に國臣が夙昔の大念願で、凡そ十年の間、鞠躬盡瘁して鬢髮悉く白からむとする苦心焦慮を積みましたけれども、

悲哉身賤うして策用ひられず、人微にして力足らず、今は事全く志と違つて、徒に囚虜となりました。あれは古の忠臣を呼び起して英靈の照覽に待つの外はなかつたのです。豐岡で一たび捕はれてより、その咏み出る歌の、概ね皆悲哀切々の音を帶びて、多く誦するに堪へぬ思を起さしむるのも、また蓋し同一の心情でありました。

十六日都近うなつた、嘗て幾たびか來往した淀の川邊を過ぎては、

このたびはわきて身にしむ心地せり

まだ春さむき淀の川風

十七日は伏見より京都に入り、愈々六角の獄に投ぜられました。けふは但馬一擧の浪人が護送せられて、上つて來ると云ふので、洛外洛中は男女先を爭ふて出で、檻輿の連なり行くのを見ました、一行の過ぐる處は、人々群がり集つて雜沓しました。

いかならん身の行末は知らねども

けふは都に先つきにけり

京都の獄　一

國臣等一行の收容せられた獄舍は、洛西の大宮にありました。數ば維新史の上に現はるゝ名高い六角の牢は即ち是で、安政戊午の大獄このかた、幾多の志士が或は生命を失ひ、或は艱苦を嘗めた所であります。

檻房は總べて十二棟より成り、一棟は十八坪で、內十四坪は疊を敷き、夜は外より燈を照らし、護卒は格子の外にゐ

て晝夜絶えず監守しました。元來は裁判未決の被告人を拘留する假檻で、當時は專ら會所と唱へ、牢屋とは申しませぬでした。國事上の嫌疑者は、概ね皆こゝに收容せらるゝを例とし、他の尋常の獄舍とは、全く樣子を異にしました。一般の取扱は頗る寬大で、與力同心以下獄吏の囚人に對する應接言語も丁寧でした。且つ贈遺請託の弊習最も盛な時勢ですから、身分好く資財の多いものは、他の檻房にをる同囚、獄外の人とも、密に消息を相通ずる道はありました。

國臣此獄に囚はるゝこと七個月、追々解放せられた同囚の人や、獄吏獄醫等の物語も、世に殘つてゐまして、在獄中の事情は粗ぼ分ります。別けて參考の資料となるのは、當時自ら作つた幾多の吟詠と之に屬する詞書とであります。

國臣が此獄に入つた時は、大和の義擧に與みして生捕となつた伴林光平、安積五郎はじめ、久留米の連中だの、筑前の吉田重藏だのと云ふ二十餘人の義徒、いづれも處々方々より護送せられて來てをりました。此外にも、他の國事上の嫌疑を以て囚はれた志士、また多く集つて數棟の檻房に滿ちてゐました。然うして往々文字を好み詩歌に嫺らうた人もあつたので、互に應酬唱和して心事を語り欝悶を遣りました。

これらの人々は、同じ檻房ではなくても、それは壁を隔てゝ話をしたり、密に書を取り交はす機會もあつて、聊か消息を通じました。それに殉難の後間もなく、馬場德次郎などが、深い友情を以て事蹟や遺稿を搜がし求めて保存したので、永く天地の間に留りました。

國臣の詠んだ幾多の歌を見ると、當時の感懷は勿論、折々季節相應の花を得ては喜んだ樣子、さては同囚の志士と贈答した次第も善く分つて、寔に趣深く感じます。その護送せられて此獄に參つたのは、春の猶ほ淺い時分ですから、先づ歌に入つたのは梅でありました。

與力同心など數多して生野の事の始末問ひける序に梅の花乞ひける時よみて出しける

心あらば春のしるしに人知れず
　ひとやにおこせ梅の一枝

斯う頼まれては、それは情を解らぬ例にも言はるゝ司獄の小役人でも、眼をむき出して否とは申し兼ねたと見えまして、國臣の望は叶ひました。然うすると、隣房の伴林六郎、成程これは文藝の才もあつて、光平の名を世に知られた人です。その梅の一枝を乞ひ得たのを美しいと云つて、二首の歌を咏んで密に寄せました。

梅の花色をも香をも知る人の
　なしと知ればやつれなかるらん

此頃の風の便をしるべにて
　こゝにもかよへねやの梅が香

國臣は答へました。

いかに吹く風や隣につたへけん
　ひとやのうちにひめし梅が香

あはれ深い獄窓の小風流、贈る人將た贈らるゝ人の雅懷、おのづから想ひやられます。

安積五郎は文久二年の冬、肥後の高瀬で始めて相識つてより、交も厚く話も合ふて、嘗て同じく福岡地行の家に潜んだこともあれば、去年の秋は倶に大和の五條へも行つた人で、互に相思ふの情は尋常でありませぬでした。

　獄中にて梅をみて安積武貞におくる

もろともに袞ともみよ君が代の

春のしるしの梅の一枝

只これ微小な梅の花の一枝ですが、贈り來り贈り去つて、人品おのづから幾分を加へた感を生じます。

村井修理權少進（贈正五位政禮、尾張ノ人 慶應三年十二月十二日、此獄に斬られました、）隣房にをりました。國臣歌を贈つて村井を慰めました。

天つ日の光にやがてかはくらん

君がかつける波のぬれ衣

村井答へました。

かはくまも波のぬれ衣きてしより

月日をうみもわたるころかな

國臣は此頃自ら夙に志を立て力を國事に致した始末を詳に述へ、數十枚の覺書を作つて西の町奉行瀧川播摩守に出しました。蓋し審問に答へて具狀したもので、書中には、安政二年の秋、長崎に於て外人が幕吏と應接する狀の甚だ傲慢無禮なるを聞見し、始めて慷慨君國を憂ふる情を生じた次第を述べてあつたと申します。當時自ら此具狀書を閱みせられた會津の故老柴太一郎は、嘗て著者に斯かる話をせられましたが、具狀書は亡び失せて、今は世に殘つてゐませぬ。

去年八月十八日の政變このかた、朝廷の風色は全く變はり、嘗て志ある諸公卿の主唱に依つて出來た國事參政の職も、また已に廢せられました。國臣此獄に入つて始めて狀を聞き、憤慨の情を歌に托しました。

八重霞たてるを時と時からす

むらがり遊ぶ小田のたなもの

京都の獄 二

二月十六日、大和の義擧に與つた同志、伴林六郎贈從四位光平、大和の人、安積五郎贈從四位武貞、江戸の人、澁谷伊豫作贈從四位實行、常陸下館の人、安岡嘉助贈從四位正定、土佐の人、森下義之助贈從五位茂忠、土佐の人、田所騰次郎贈從五位重通、土佐の人、安岡斧太郎贈正五位直行、土佐の人、島村省吾贈正五位金英、土佐の人、澤村幸吉贈正五位行敏、土佐の人、土居佐之助贈正五位金英、土佐の人、尾崎健三贈正五位孝基、因州の人、深瀬繁理贈正五位維正、大和の人、酒井傳次郎贈正五位重威、筑後の人、荒卷羊三郎贈從五位眞刀、筑後の人、鶴田陶司贈從五位道德、筑後の人、中垣健太郎贈從五位幸雄、筑後の人、江頭種八贈從五位國足、筑後の人、岡見留次郎贈從五位經成、水戸の人、三浦主馬贈從五位、河内の人、尾崎濤五郎贈從五位靖、肥前島原の人、の二十人、町奉行に於て死刑の宣告を受け、即日執行せられ、伴林も安積も眞ツ先に斬られました。これは蟷螂の斧を揮ふて龍車に向ふの笑を免れなかつたとしても、兎も角も王政の恢復を第一の志として義兵を擧げた人々で、國臣は始より深く同情を表し、如何しても應援をせねばならぬと云ふ所からして、自ら但馬の義擧を企はだてた程のことです。就中筑後の酒井荒卷鶴田中垣江頭の五人は、萬延の頃より事を倶にした眞木和泉の子弟で、情誼も自ら特別ですから、國臣は哀慟して數首の歌に懷を述べました。

たぐひなく珍らしかりし初花を
　つれなくさそう比叡の山風

吹おろす比叡の嵐のはげしきに
　わかきの櫻ちりも殘らず

また

大丈夫の心の花はさきにけり
　ちりても四方に香はにほひつゝ
なき魂はよそになゆきぞ九重に
　八重に花さく時もあらなん
と思ふては、自ら慰めては見ましたが、さて嘆かずにはをられませぬ。
天地の神もあはれと思へばや
　晴れたる空の雨となりけん
此日風雨暴かに降り出して、天地晦冥さながら夜の如く、迅雷閃き渡りました。やがて、否自分とても遠からぬうちには、同じ運命の人となるのだと思ふては、また斯うも咏みました。
やがて行く道と思へばさしてまた
　さきだつ人を嘆かざりけり
寔に哀痛の極であります。
斯くて春は三月となつて櫻は幾たびか歌に入りました。
　また櫻を乞ふてまかりにさす
さゝやけきまかりの水にさす花の
　わづかに春のしるしをぞみる
然るにつけても、心は飛んで九重の天をかけりました。

山櫻みるにつけても大内の
　花をしぞ思ふ春ざめのそら
また自ら顧みて懐を述べました。
　いたづらに長き月日を送るかな
　　みやこの春の花もみずして
花瓶に折りてさゝれし山櫻
　散らんばかりのけふの身のうへ
蘆田鶴のつばさちゞめて巣にあれど
　雲井を戀はぬ日はなかりけり
とらはれと身はなりぬれど天地に
　恥る心は露なかりけり
やがて志士の憂多き獄窓の春は暮れて夏となりました。
長野芳齋の筑前志士傳には、國臣が生野に於て負傷し、此獄にて粗ぼ癒へたことを記してをられますが、然う云ふ痕跡は如何も認められませぬ。これ恐くは傳聞の誤でありませう。

京都大阪のあたりに居る同志の人は、國臣の此獄に囚はれたのを知り、その必ず死を免れざるを嘆げき、何とかして救ひ出す道はあるまいかと思ひました。併かしながら去年八月十八日の政變このかた、京都は公武合體の說盛に行はれまして、幕府の威權ふたゝび頗る振ふた時で、國臣は但馬の一擧の魁首として聞えてゐますから、草莽浮浪の徒の力では、固より如何することも出來ませぬ。筑前の藩論も、此頃は專ら公武の間に周旋して力を國事に致すを旨とし、世子下野守慶贊公は、去年の十月父長溥公に代はつて上洛せられたまゝ、此歲の四月の初までは、京都に留つてをられまして、扈從の士卒には、國臣の故舊知音も多く、中には平素交態も深く同志と稱せられた人もありますけれども、飽くまでも藩主の節制の下に行動する此種の人々が、力を國臣の救護に盡すのは、思ひも寄らぬことで、同情は抱きながらも唯低聲耳語して傍觀する許りでした。纔に京都の町人山中成太郎馬場德次郎は、密に薩摩の藤井良節(工藤左門)村山下總(北條右門)の援助を借りて何とかしたいと思ひましたが、藤井村山は、一昨年の伏見寺田屋の事變前後より、國臣等浮浪の志士と事を俱にする一派の薩摩人とは、全く方向を別にしまして、專ら公武合體を旨とせらるゝ島津久光公の意圖を承順するに忙はしく、去年八月十八日の政變には、會津人と結托して事を謀り、長州人及び浮浪の志士を驅逐した程であつたので、大和但馬の義擧を亂民の暴發と同視する見解を執りまして、國臣の行動に就ては、最も不滿の情を抱いてゐました。

たゞ藤井村山は、嘉永安政の頃このかた、國臣との交態は寔に深く、善く平素の心事をも知つてをる人で、國臣が福岡の獄を放たれる時にも、二人の周旋特に與つて力の多かつた程で、個人としての同情は、依然として存してゐましても、今や朝廷の風色も國臣の境遇も、福岡の獄に囚はれた頃とは、全く事情を異にしまして、藤井村山の地より、但馬一擧の魁首を庇護するやうな周旋は、到底それは望まれませぬ。そこで山中も馬場も策の出る所なくして止みました。

適ゝ薩摩人の間、また多く島津久光公及び公の謀議に參する權要に服せざるものを生じ、寺田屋の事變に漏れた義徒

の同志、漸く勢力を得まして、西郷召還の說を唱へ、公武合體の藩論を飜さうとする頃になつて、六角の獄を打破り、國臣を救出すの議、始めて薩摩人の間に起りました。

夏四月、京都に居る薩摩の永山彌一郞、篠原冬一郞、椎原小彌太等、主唱して決死の同志七八人を糾合し、六角の獄を打破つて國臣を救出さうと云ふ計畫を立てまして、逸見十郞太蒐めて十六、また奮ふて盟に加はり、人々甚だ壯としました。西鄕は狀を聞いて國臣を救出すの機會は別にあるからと申して、强ひて破獄の危險を冐す必要のないことを諭したので、此議は終に行はれずして止みました。

これは明治十年の戰後、今の頭山滿が薩摩に行かれた時、私學校の殘黨より聞いて歸られたので、始めて筑前人の間にも知られた事實ですが、また別に國臣と檻房を同うして六角の獄にゐた一老人の話として、世に傳はつてをる話があります。

此歲の春頃より絕えず酒食を國臣に差入るゝ人があつて同囚相分つて賞美するを例としました。また嘗て壹岐なにがしと稱する薩摩人は、自ら犯罪を裝ひ、捕はれて獄中に入り、密に帶ぶる所の書を國臣に示し相談をしまして、仔細に獄中の情況を視察した後、間もなく赦されて獄を出ました。これは破獄の相談をする爲でしたけれども、國臣は成功を危みて應じませぬでした。然うして其事が都べて西鄕の意より起つたことは、老人が獄を放たれてから、京都で薩摩人を叩いて親しく聞く所だと申します。

老人は八十餘歲の高齡を保つて久しく世にをつた人で名を繪江傳左衞門と稱したと云ふのですが、但馬の繪江傳左衞門は京都の獄に囚はれたことはないし、また慶應二年の夏に病んで死んだので、名は勿論それは間違で、他にも信じ難いやうなふしはあつても、永山篠原椎原等の破獄の計畫を立てた事實に照らしてみると、或は何等か多少の痕跡の存す

る話かも知れませぬ。

此歳は國臣と因緣のある薩摩人の京都に出たものも多く、寺田屋の事變に關係した永山彌一郎篠原冬一郎はじめ、當時の義徒も多く出てをりました。酒食を國臣に贈るやうな人は、必ずしも西鄕には限りますまい。西鄕が沖永良部島の謫居より召し還されて京都に入つたのは、三月の十一日でした。若し國臣に酒食を贈つた人が、果して西鄕だとすれば、それは此月の半ば以後の事實であらうと思ひます。

京都の獄　四

伏見寺田屋の事變このかた薩摩は久しく島津久光公の意圖を承順する小松帶刀、中山中左衛門、伊地知壯之丞等の一派、專ら藩政の機密を掌り、西鄕は流謫せられて南島にをります。大久保岩下伊地知等は、依然として地を保つてゐましても、勢力は振ひませぬ。藩論は公武合體を旨として行動し、長州人と相疾惡するの情互に甚だしく、大和行幸攘夷親征の詔勅出るに及び、京都の屋敷にをる高崎左太郎（後の男爵、正風）、高崎猪太郎（後の男爵、五六）、內田仲之助（政風）、奈良原幸五郎（後の男爵繁）等は、尹宮や近衛忠凞公の說に依り、大和行幸攘夷親征の詔勅が眞の叡慮でないことを知り、急に會津人と相謀つて八月十八日の政變を起し、長州人と浮浪の志士を驅逐して、謂ふ所の薩賊會奸の名を取りました。然うして薩摩が文久二年の夏より、專ら公武合體を旨として行動した結果は、徒に幕府の威力を增大し、朝廷の實權は、却て漸く減損し、動もすれば文久二年の夏以前の舊態に復せむとする狀を呈し、會津人が勢力を振ひ新選組が跋扈を極むるのは、純乎として純なる勤王論を抱持する一派少壯の薩摩人の到底拱手傍觀するに堪へざる所でした。加ふるに鄕國は英國艦

隊の來襲を受け砲火を交ふると共に、人心大に振興し、中央では大和但馬の義擧相踵いで起り、時勢漸く動かむとして、內外の事情自ら現狀を打破せねばならぬ氣運を生じまして、寺田屋の事變より暫く屈折してゐた西鄕派の薩摩人は、俄然として勢力を回復し、黑田了介清隆後の伯爵、川村與十郎純義後の伯爵、大山彌助巖後の公爵、西鄕信吾從道後の侯爵、等の一團數十人は、猛烈の態度を執り、大久保一藏伊地知正治に迫り、藩主茂久公に稟請せしめ、先づ權要第一の中山中左衞門を退け、藩論を更新して西鄕召還の道を開かむとし、京都では、西鄕を念ふの情切なる少壯の徒、永山彌一郞、篠原冬一郞、椎原小彌太、及び三島彌兵衞通庸後の子爵、柴山龍五郞景綱吉田淸右衞門等の一團數十人、盟を結びて西鄕召還の議を唱へ、議若し行はれざれば死も敢て辭せずと稱し、久光公の信任を得て專ら事を用ふる高崎左太郞高崎猪太郞の二人に迫り、吉井幸助友實後の伯爵、黑田嘉右衞門淸綱後の子爵、伊集院直右衞門兼寬後の子爵、また各〻力を此間に盡しまして、西鄕に始めて南島の謫居を出て、三月十一日京都に入つて薩藩の樞軸を握り、久光公は自ら局面を退かるゝの已むを得ざるを致し、四月十日京都を去つて歸國の途に上られまして、薩摩の藩論大轉換の氣運は全く熟しました。然るに、長州人及び浮浪の志士は、猶ほ此間の機微を詳にしないで、依然として公武合體の藩是を守る薩摩と認め、謂ふ所の薩賊會奸の見解を抱き、反目嫉視如何ともし難い勢となつて、結局禁門の一戰を交ふるの遺憾を生じました。

要するに、六角の獄を打破つて國臣を救出さうと云ふ計畫を立てた少壯の薩摩人は、西鄕派の後進子弟で、飽くまでも寺田屋の事變に斃れた有馬新七田中謙助等の遺志を紹述せむとする人々ですから、その國臣を救ふの策に想到したのは自然の徑路で、蓋し當路の權要に迫り、西鄕召還の議を決せしめたのと同一の意氣より起りました。

然うして此等の薩摩人は、眼前に會津人が勢力を振ひ新選組が跋扈を極め、頻りに勤王黨の志士を迫害するのを見ては、憤慨すること甚だしく、六角の獄に囚はるゝ幾多の義徒に對しては、最も深い同情を抱いてゐまして、彼の大和但

馬の義擧を亂民の暴發と同視する薩摩人とは自ら別でした。永山篠原椎原等の計畫した破獄の策は、また必ずしも獨り國臣一人を救ふの意圖にも限らなかつたかと思ひます。

たゞ斯かる破獄の計畫は、固より甚だしき冒險の策と云ふばかりに止まらず、國臣等の裁判を遷延すること半年の久しぎに及んだ幕府が、禁門の兵戰に乘じ、罪狀の輕重を問ふことなく、三十餘人を擧げて一時に斬つて了ふたのは、これは固より尋常人の意料の外で、西鄕が、後進子弟の計畫を抑制し、徐に機會の熟するのを待たしたのは、敢へて多く奇とするに足らぬわけであります。

京都の獄　五

此の頃また國臣は咏みました。

ちり殘る朽葉かくれの落椎の
　あるに甲斐なきこのみなりけり

奥山の谷の落椎ひろはれて
　世に出んことは人たのめなる

さそひ行く水の心にまかすめり
　身は浮草のうき沈みつゝ

五月に入つて、獄外より姫百合の花を村井修理權少進に贈る人があつて、村井は分つて國臣にも贈りました。そこで咏

みました。

人しれず愛でよと折りて送りにし
　花はひとやの奥にひめ百合

みるまゝに憂さをわすれつ姫百合の
　花はひとやと知らでさくらん

名にめでゝ最となつかしく見ゆる哉
　やさしく咲ける姫百合の花

身をつみて君が心をはかるにも
　なつかしからん姫百合の花

國臣は郷國の舊との養家小金丸氏に二人の女兒を遺してゐます。その殉難と同じ月に、長女は病んで歿しましたが、最も顧念の深い子でした。蓋し村井にも女兒があつたので、此間の情を言ふたものと見えます。村井また咏んで酬いました。

　姫百合の花なつかしき言の葉に
　　君が心の色もみえけり

また菖蒲の花を贈る人があつて咏みました。

　こさせつる人の心の花あやめ
　　あな珍らしき花の色かな

さをとめが立てる姿にともすれば

思ひまがふる花あやめかな

また獄外より同囚の太田六右衞門に消息を通ずる人があつたので、國臣は代つて詠みました。檻房無聊の間、世の音づれを聞いて喜んだ情が善く現はれてをります。

まつとしもあらぬ人やに郭公

あな珍らしきけさの音づれ

太田六右衞門、名は稚義、但馬朝來郡高田の庄屋で、賑恤を好みて人望を負ひ、また産を傾けて志士に交りましたが、中島太郎兵衞と最も意氣投合して事を謀り、首として義擧に應じ、澤卿の使者として出石藩に赴くの途次、捕へられて護送せられ、國臣と檻房を同うして京都の獄にをりました。常に紙筆の便の多い所からして、絶えず國臣をして歌を記さしめました。それで身は獄中に病みて死にましたけれども、その遺物は保存せられて世に殘つたので、國臣の歌も、幸にして傳はりました。

今や國臣の最後の一節を語らうとして、特筆大書せねばならぬ事蹟があります。それは此獄に於て神皇正統記を講じ、同囚の志士皆聞いて感奮興起せざる人はなかつたと云ふことです。

神皇正統記は、これ五百年前の時勢には極めて稀れな博學宏識と、救世の精忠大節とを以て、我が國史の上に隱れもない南朝第一流の名臣源淮后親房卿が、源平以後の武門武士の甚だしく無學文盲で、日本の國體歴史に昧く、滔々比々として皇室の尊嚴を忘れ、我れ先きにと競ふて覇者の號令を奉ずるを慨かるゝの餘り、滿目皆敵の間に孤軍を提げて嬰守せられた常陸關の城中、自ら筆を執つて著述せられたもので、神祖の　皇孫に賜つた天壤無窮の日本は、如何しても

正統の天皇の統治せられねばならぬ國家で、武門武士の威權を擅まゝにして私に偸むことの出來ない道理を闡明せられたのが、即ち神皇正統記であります。

國臣の學問は、勿論片手間の學問で、深く究め博く考へて此の書を講ずるやうな造詣はなくても、國史國典の一班は、夙に窺ひ得る所があつて、立國の淵源由來は、最も明快に解つてゐまして、自然その邊から、熾烈な勤王の感情思想を生じたのでした。我が國民の君主は、獨り京都にまします　天皇のみで、他に君主はない、大名と家來との間柄などは、單に主從の關係に過ぎぬ、それを君臣の何のと云ふのは、後の世の私事だと悟つて、己れは飽くまでも國臣である、國の臣であると信じてゐました。

また奈良朝の律令格式を講じては、我國の國家組織が平民的(デモクラチツク)、王制(モナルシー)であることを知つて深く感激し、やがて皇權の衰微したのを挽回するを國民一般の責任とし、自ら草莽の裡より奮ひ起つて、王政恢復の大志を立て、江戶の幕府を討つて覆さうと欲し、鞠躬盡瘁斃れて後ち已める人でした。

斯かる人が斯かる時に於て斯かる書を講じたのは、終に臨める勤王の志士としては、寔に意義の深く情緒の多い事蹟で、同四の人々の感奮興起したと云ふのも、當然と思ひます。

これは壯烈で悲慘を極むる國臣の最後をかざつて、永く一種の光彩を放つであありませう。

それから國臣は此の獄に於て、自國論と云ふものを書いたと云ふ話も、殘つてゐます。事實はどう歟。何だか福岡の獄中で幾多の著述をしたことの間違のやうで、著者は未だ斯かるものを見たこともありませぬ。しかし事實果して然うだとすると、獄裡別けて最後の獄裡に於て、猶ほ丹心を著述に留めむとした苦節は、歐洲や支那あたりの史上に著名な古の殉道者の風格もあつて、たゞ徒に慷慨悲憤して死する尋常一樣の志士とは違ひまして、從容として天命に安んずる

偉人の態度も偲ばれて、奥ゆかしく感じます。

六月五日の夜には、池田屋の事變が起つて、宮部鼎藏贈從四位增實肥後の人、松田重助贈從四位範義肥後の人、吉田稔麿贈從四位秀實長州の人、望月龜彌太贈從四位義澄土佐の人、杉山松助贈從四位律義長州の人、等二十餘人、新選組の襲ふ所となり、或は死し、或は逃れ、然うして古高俊太郎贈正五位正順播州の人、山田虎之助贈正五位彪長州の人、佐藤市郎長州の人、等は、前後捕はれて六角の獄に投ぜられました。

去年八月十八日の政變このかた、長藩の主從及び三條前中納言以下の諸卿は、或は陳情の書を上り、或は他の公卿諸侯に依つて數ば愁訴せられましたけれども、朝廷に於ては毫も顧みらるゝの狀なく、大擧東上の議、また種々の事情に支へられて久しく行はれませぬ。そこで宮部等は同志を糾合し、先づ火を尹宮の第に放ち、守護職を襲ふて君側の姦を掃ひ、朝廷の復正を謀らうと企はだて、密かに畫策したのを、守護職松平肥後守は偵察して之を知り、新選組をして手を下さしめたので、忽ち此の事變となりました。

續いて三條家の諸太夫丹羽出雲守、三條西家の諸太夫河村能登守は、各ゝ從者一人を隨へ、三田尻より上つて來て伏見の旅館にゐた　を捕縛せられまして、此月の十四日を以て、主從四人同じく六角の獄に投ぜられました。斯くて獄中の志士は追々世間の消息を得て、愈ゝ時事の日に非なるを見て憤慨しました。國臣も失望の情を述べました、

ぬば玉の闇路をたどる心ちせり
　身の行末はいかになるらん

また此頃の歌があります。

弓は折れ太刀はくだけて身はつかれ
　いきつきあへず死なば死ぬべし

大丈夫のつくす誠の大方は
　百代の後ぞ人に知られん
かばねには水つけ草むせ大君の
　御爲てふ名の世々にくちずは
御世守る心は猶もおくれねど
　つくさんことは命なりけり

獄醫桂文郁は國學も解れば歌道の心掛もあつた人で、善く國臣等の病を視て、懇に治を施しました。國臣は嘗て二首の歌をかいて與へました。

あさましや身は松が枝にあら縄の
　いく重もかゝるつたかづらかな
えみしぐさ志計梨亭道もわかぬかな
　その書く文字の蟹の横濱

大和の義擧に關係した同志は、數月前を以て槪ね先づ斬られて了ひました。國臣は幕府の追究を受くることも已に久しく、但馬の義擧に於ては、首謀の第一人ですから、早かれ晩かれ、死は到底免れぬ運命でしたが、しかし七月の中旬過ぎになつて、忽ち最後を遂げたのは、それは長州人や眞木和泉守などが兵を擁して上つて參つて、洛中に事を起した騷動の傍杖でありました。

禁門の戰

元治元年甲子の七月十九日、長州の老職益田右衛門介親施贈正四位、福原越後元僴贈正四位、國司信濃親相贈正四位、筑後の眞木和泉守保臣贈正四位等、三方より兵を進めて京都に入らむとし、幕府及び諸藩の兵は、力を戮はせて之を拒み、斯くて禁門の戰は起りました。

是より先き、去年八月十八日の政變このかた、急激少壯の長州人は、西遷の諸卿を擁する諸方の志士と偕に、絶えず大擧東上の說を唱へましたけれども、種々の內情もあつて、容易に行はれませぬ。今年の春より夏にかけて、幕府の行動を不滿とすること愈々甚だしく、大擧東上の說漸く勝を制せむとする勢ひになつてをる折しも、池田屋の變報が到りまして、議論全く決し、國司信濃、福原越後、益田右衛門介の老職三人は、各、一團の士卒數百人を率ゐ、眞木和泉守また浮浪の志士一隊を提げ、後先して東上し、山崎嵯峨伏見の三個所に屯營をして、數ば書を朝廷に上つて訴願し、朝廷は或は兵火の洛中に發するを慮り、一たび之を容れらるゝの評議もありましたが、一橋中納言慶喜公松平肥後守等、幕府方の人々、その强訴に類するを不可とし、先づ兵を退けて恭順の意を表すべしと命ぜられますけれども、長州人は命に從ふを肯じませぬ。然うして長州の世子長門守定廣公、三條前中納言以下の諸卿と同じく、更に大兵を率ゐて東上せらるゝ報が達したので、幕府方は急に先づ洛外の西軍を掃蕩するの評議を決しました。西軍また密か　此の狀を知り、自ら進んで機先を制せむと、國司信濃の一隊は嵯峨より、福原越後の一隊は伏見より、眞木和泉守の一隊は山崎より、各々進み、益田右衛門介は天王山に於て全軍を督し、國司信濃の部將來島又兵衛先づ洛中に入つて戰端を開き、諸隊相

次で三面より並に進んで奮闘し、浮浪の志士最も勉めましたけれども、幕府諸藩の兵また屈せずして應戰し、薩摩の銃砲最も威力を發揮しまして、西軍の三隊悉く敗れ、來島又兵衛政久贈正四位、久阪義助通武贈正四位、寺島忠三郎昌昭贈正四位、入江九一弘毅贈正四位、以下、長州の英俊概ね斃れ、諸國の志士また多く死しました。就中筑後の原道太盾雄贈從四位、半田門吉成久贈正五位、肥後の高木元右衛門成久贈正五位、內田彌三郎秀行贈從五位、は、國臣と萬延の頃より相交りたる同志で、筑前の中村恆次郎は、圓太の弟でしたが、孰れも皆節に殉じました。また國臣との情誼、特に深き筑前の藤四郎茂親贈從五位、吉田太郎正實贈從五位、及び堀六郎義則贈正五位、齋田要七尙義贈正五位、大神壹岐守繁興贈正五位、松田五六郎安定贈從五位、筑後の淵上郁太郎祐廣贈正五位、松浦八郎實敏贈正五位、池尻茂四郎懋贈正五位、等、また西軍に從ふてゐましたが、松田松浦池尻の三人は、一日を隔てゝ、眞木和泉守と倶に天王山で腹を切つて斃れ、他は總べて脫して走りました。

國臣が三十餘人の同囚と首を並べて悉く斬られたのは、來島久阪等の打死を遂げた翌日で、眞木が天王山で腹を切る前日でした。

長州人の戰が勝利となれば、自然國臣も救はれたでせうけれども、斯かる形行で致方もありませぬでした。

最後

今は愈ゝ國臣の最後を述べねばならぬ時となりました。

長州人や眞木等、諸隊は、十九日の一戰に全く敗軍となり、悉く西を指して引上げましたが、京都の方より見ると、山崎のあたりには、初めより戰に加はらぬ益田右衛門介の一隊もゐまして、いつ何時に攻寄せて來るかも分り兼ねます。

それに市中は戰が始まると間もなく、兵火が處々に起つて、延燒四方に及び、社寺民家多く燒け失せて焦土となりました。

翌二十日も昨日來の兵火は猶ほ已まず、消防する人手のないまゝに段々燃え擴がつて、物情騷然人心恟々でした。幕府の大目付永井主水正尚志東町奉行小栗下總守政寧西町奉行瀧川播摩守具擧は、火勢漸く六角の獄に迫らんとするのを見て、斯かる騷動を機會とし、破獄を企だつるものでも出來ては由々しき大事だ、寧ろ此際に處分するが宜しいといふ評議を決しまして、非常の臨機處置の職權を以て命令を下し、獄中の人を斬らしめました。そこで新選組の組頭近藤勇等は、自ら槍の露刄を携へた一隊數十人を率ひて來り、午後二時未の刻より五時申の半刻までの間に於て、人々を獄中より引出し、儈手を促して刑を行ひました。國臣は絶命の詩二首及び歌一首を留め、恭しく皇城の方を伏し拜んで斬られました。

龍鍬虎口寄二斯躬一。半世功名一夢中。他日九泉埋レ骨處。刑餘誰又認二孤忠一。

憂國十年。東走西馳。成敗在レ天。魂魄歸レ地。

みよや人嵐の庭のもみぢばは
いづれ一葉もちらずやはある

猶ほ別に二首の歌も、當時の辭世の作だと云つてゐます。確かに然うとも思はれませぬが記して置きます。

今更になにを惜まん大丈夫の
もとより君にさゝげぬる身を

ものゝふの思籠めにし一筋は
七代かゆともよし撓むまじ

孰れにしても、斯かる最後の節を期して豫ねて咏んでゐたものでせう。

斯くて國臣は一命を君と國とにさゝげて忠魂を皇城の地に埋めました。享年三十七。此の時身體瘦せ衰へて肉脫ち骨峙ち、鬚髮白きこと雪の如く、形容は宛も七十の老翁を見るやうに枯槁しまして、唯眼光の烱々として人を射るばかりであつたと申します。

此の日國臣と同じく難に殉ずるもの、丹羽出雲守贈從四位正雄、三條家の諸太夫、近江の人、河村能登守贈正五位季興、三條西家の諸太夫、京都の人、古高俊太郎贈正五位正明、池田屋の事件、播州の人、長尾郁太郎贈正五位景雄、足利將軍木像梟首の事件、京都の人、横田友次郎贈正五位靖之、但馬の義擧、因州の人、本多小太郎贈正五位素行、但馬の義擧、近江の人、古東領左衛門贈正五位需、大和の義擧、淡路の人、乾十郎贈正五位嗣龍、大和の義擧、大和の人、水郡善之祐贈正五位長雄、大和の義擧、河内の人、辻郁之助贈正五位茂、大和の義擧、河内の人、長野一郎贈正五位寛道、大和の義擧、河内の人、石川一贈正五位貞幹、大和の義擧、因州の人、嚴條坊亮親贈正五位、實名佐竹織江、間諜の嫌疑、豐前英彥山の人、敎觀坊成連贈正五位、實名藤山衛門、間諜の嫌疑、豐前英彥山の人、大村辰之助贈從五位包房、但馬の義擧、周防の人、木村愛之助贈從五位脩量、一名片山九市、但馬の義擧、丹波の人、吉田重藏贈從五位良秀、大和の義擧、筑前の人、保母健贈從五位景光、大和の義擧、肥前島原の人、原田龜太郎贈從五位一廣、大和の義擧、備中の人、田中楠之助贈從五位祐信、大和の義擧、河内の人、辻本傳兵衛贈正五位勝定、大和の義擧、河内の人、横田正兵衛贈從五位順宜、長藩通謀の嫌疑、京都の人、內田太郎右衛門贈正五位直一、間諜の嫌疑、長州の人、山田虎之助贈從五位彪、間諜の嫌疑、長州の人、村上俊平贈從五位彥、池田屋事件の連累、上州、境町の人、川勝寛治贈從五位、丹羽出雲守の連累、三條家の平侍、丹波の人、南雲平馬池田屋事件の連累、上州野田の人、中倉才次郎吉村寅太郎の從僕、大和の義擧、土佐の人、吉田五郎池田屋事件の連累、越前敦賀の人、吉川菊治河村能登守の連累、三條西家の平侍、鶴松尾崎健三の從僕、大和の義擧、和州十津川の人、常助太和の義擧、和州十津川の人、即ち國臣を合はせ、都べて三十三人

世には斯うした話も殘つてをります。

此の日は常例の通り一々刑場に引出して首を切つては、却々手數も掛つて埒はあかぬし、また危險でもあると云ふ所からして、倫手は檻窓の外より長い槍を差延べて突殺したので、人々は愕き叫んで狹まい獄內を、彼方此方と避けて逃

げ廻つて、天井に飛び付かうとするもあれば、壁にしがみつくもあつて、それは實に殘酷を極め悲慘を極めました。然うして國臣はさすがに國臣で、斯くと見ると、自ら起つて檻窓へ近く進み寄り、請ふて辭世の詩歌を窓の外へ差出し、それから謹んで拍手合掌し、恭しく大君のまします方を伏し拜み、さて外面へ向き直り、從容として胸を押しひろげ、徐に聲を掛けて可矣と言ひました。儈手は槍を差延べて突きました。二突き突いて息は絶えたと云ふのであります。狹ばい同獄の內には、殺されないで濟んだ人も、猶ほ數多をつたし、如何に非常の場合だと云つても、斯くまでも亂暴を極めた措置はなからうと思はれます。それは當時近く此の狀を知つてをる村井修理權少進が、就二於刑壇一斬レ之と記したのでも分ります。しかし世には斯う云ふ話も行はれてゐますから、その話だけを今こゝに申して置きます。

また當時大目付町奉行の命令は、兵火が堀川以西に及んだら、平野二郎及び江戸表へ伺中の重罪人は總べて斬り、他は解放せよと云ふ趣意でしたが、兵火の未だ堀川以西に及ばないうちに、早く斬つて了つたし、黑田與一郎だの、太田六右衞門だの、但馬の義擧に關係の淺からぬ人は、此の時の刑を免れ、孰れの事件にも格別の關係ありとは思はれない僕隷農夫の輩は却て斬られ、且つ總べて何等の宣告をも用ひず、裁判未決のまゝ、辭を非常の事變に託して處分を加へたので、當時の人は密かに議して濫刑と申しました。同獄の村井修理權少進は、まのあたりに此の狀を見て憤慨し、所感の詩を作つてをります。

山崩河裂國將レ淪。劫火執子飛二蒿輪一。火焰焦レ天天地赤。濫刑斬盡赤心人。

都人感泣紫人心。夜渡二太湖一船欲レ沈。忠義一蓬薩摩海。霜風刺レ骨緊レ於レ針。

村井は猶ほ別に二首を作つて特に國臣の死を哀みました。

諷詠揚々氣滿レ顏。吟鋒銳レ於レ拔二東關一。不レ須搖落待レ風散。一揆歌寒紅葉山。

眞木和泉守は戰敗れて一たび天王山に引上げましたが、諸隊は士氣已に去つて後た戰ふ見込はありませぬ。今度の一擧は眞木の最も熱心に主張した所で、且つ昨日の進擊も主として眞木等の說が行はれたのですから、特に敗軍の責を負ひ、二十一日の曉に自ら腹を屠つて斃れ、松山深藏贈從四位正夫、土佐の人、、千屋菊次郎贈從四位孝健、土佐の人、、能勢達太郎贈正五位成章、土佐の人、、安藤眞之助贈從五位强恕、土佐の人、、廣田精一贈從四位執中、下野の人、、岸上弘贈正五位安臣、下野の人、、小阪小次郎贈正五位雄宗、肥後の人、、宮部春藏贈正五位増正、肥後の人、、西島龜太郎贈正五位賴秋、肥後の人、、加屋四郎贈正五位時雄、肥後の人、、中津彥太郎贈從四位眞義、肥後の人、、酒井庄之助贈正五位直則、肥後の人、、池尻茂四郎贈正五位懋、筑後の人、、松浦八郎贈正五位寬敏、筑後の人、、加藤常吉贈正五位任重、筑後の人、、松田五六郎贈正五位安定、筑前の人、、の十六人、また苟も生くるを欲せず、眞木と骸を並べて同じく死しました。眞木は終に臨み、强ひて大和の大澤逸平を促し、長州に往いて狀を告げしめ、且つ歌を三條公等の諸卿に贈りました。

大山の峰のいはねに埋めけり
　　わが年月の日本魂

萬延元年の秋、國臣始めて眞木を筑後水田の幽居に訪ひ、倶に肝膽を披いて王政恢復の大事を談じてより方に五年。去就時あつて處を異にし、離合動もすれば常なかつたのですけれども、互に數ば危地を踏み、逆境を越えて毫も志を渝へず、終始一貫して苦節を全うし、今また幾んど日を同じうして王事に殉じ、並に永く忠魂を近畿の地に埋めました。寔に珍らしい因緣で、史上稀れに有るの偉觀また美觀と云はねばなりませぬ。

國臣東奔西走して君國の爲に鞠躬盡瘁すること多年。忠烈汎く播し名聲最も著はれてゐたので、獄に斃れた訃音が諸方に傳はると、天下の尊王の大義を辨へた人は、豫ねて識ると識らぬとに論なく、齊しく哀悼し、嘗て獄を同じうして深く國臣の人物志操に敬服してをつた丹波の福田源光齋と云ふ人などは、その殉難を傷んで飲食喉を下らず、やがて憔

悴して死んだやうな噂さへありました。

此の時は筑前も相應の士卒を京都に出してゐまして、十九日の實戰には與りませぬけれども、中立賣門を守りました。竹馬の友小田部龍右衞門も、筑前の屋敷に勤めてをりまして、翌日斥候として出でゝ天王山の情況を探り、鳥羽まで歸つて參つて、國臣等の處刑を受けたのを始めて知りました。涙を揮ふて京都の方を望むと、延燒の勢は猶ほ已まないで、炎焔天に漲つてゐたと云ふことです。

やがて國臣の訃音は鄕國に聞えました。筑前にも同志とか朋友とか名のつく人は、隨分それは多かつたのですけれども、實際に於て、國臣の人物を深く識り、國臣の心事を解して、眞の知己者と云はれるのは、蓋し平尾山の女歌人と草萊馬市の農岡部諶助とで、岡部は去年の夏に病死をして國臣の殉難を哭するの苦痛を免れましたが、望東尼の哀慟は言葉に餘りました。その始めて殉難のことを聞かれた時、夜もすがら書きつけられた十二首の歌にも哀絕慟絕の情は溢れてをります。豫ねてより代つて死にたいと祈つても、老の命を神は享けられぬかと理ぜめで嘆かれました。女歌人の情は最も二首の歌に現はれてゐます。此歌に多少の憤慨の意を含むところは、自ら哀慟の極つたことを示してをります。

かねてより君に代はれと祈りつる

老 が 命 を 神 は う け ず や

老らくの塵よりかろく棄てはてゝ

い ら ぬ 命 は と る 人 も な し

國臣が王政復古の盛運を見ないで、明津維新の前四年に於て、身先づ儈子の手に斃れたのは、成程遺憾の極みでしたが、併しながら一方から熟〻考へると、猶ほ數年の餘命を保つてゐたとて、更に大なる活動をして、多く君國に貢獻する機會を生じた歟、如何歟と思はるゝ事情もあつて、京都の獄に死んだのは、蓋し最も時と所とを得たものでした。

國臣の死んだ元治元年は、維新の史上では、頗る重要な時勢の大轉換を見た歲で、薩長の兩藩は、京都に於て一たび兵を交へ、やがて第一征長の役となつたに拘らず、兩藩聯合して幕府に當らねばならぬと云ふ氣運は、始めて漸く此間より起つて來ました。また兩藩は並に前年を以て、外國の艦隊と戰ふた爲め、自然兵制を改革し實力を養ふの必要を深く感じまして、士氣人心も著しく變じ、旁〻確乎たる藩是を立てたので、四年の後に於ける王政復古の大勢は、早く此の間に定りました。

維新前の時勢も斯うなると、天下の大事は、兵馬金穀の實力に富む雄國巨藩でなければ、如何とも爲し難いことも明かに分つて、赤手空拳を揮ふ浮浪の志士の活動する舞臺の幕は已に落ちました。祖先傳來の銳利を誇つた刀槍は、到底銃砲の威力と爭はれぬ時代となりました。國臣が此の上猶ほ永く世に生き殘つてゐたとて、阪本龍馬中岡愼太郞の徒と相伍して、薩長の聯合を謀つて骨を折る歟、兩藩の幕賓となり客將となつて力を盡した程度に止まりませう。鄕國筑前の藩情でも一新して、後に負ふ勢力でも出來ない限りは、元治元年以後の時勢に於て、國臣の活動する場所は極めて乏しく、筑前の藩情は明治維新の間際まで、形勢依然として因循姑息でした。或は慶應元年の獄に引つかゝつて首を斬ら

れたかも知れませぬ。そこで天下の人が倶に瞻る京都の獄を殉難の場として、永く忠魂を皇城の地に埋めたのは、最も時と所とを得たと申すのであります。

また明治維新の後、猶ほ久しく世に在つたとして、薩長の内閣に伴食宰相の名を留むる歟、或は幾たびの政變に關係し、國事犯を以て身を終つた歟に過ぎまいと思ひます。夙に勤王の志士として著はれ、明治維新の後まで生き殘つた人の末路晩年をみると、大概それは分ります。或は意外に圓滿の終りを遂げ、宮中の大官になつて、平野子爵家か平野伯爵家かぐらゐは出來て、地行の足輕が格別の出世をしたと云つて、近所隣の爺さん婆さんを羨しがらせる樣なことは無いに限らぬとしても、それは維新中興の歷史と交渉の多い國臣の人物事功の上には、何等の重さを加ふるものとは申されませぬ。

要するに、明治維新の中興を距ること頗る遠く、薩長人などの尊王論も、猶ほ甚だ微弱で、大抵は藩士としての一個人の主張であつた頃より、國臣は專ら勤王の大義を唱へ、別けては赤裸々の討幕論を立て、家を忘れ身を棄てゝ奔走周旋し、斯くて國論の振興を助け、時勢の回轉を促し、王政恢復の氣運を開拓するに與つて多大の力がありました。これ即ち國臣の國臣たる本來の眞面目で、眇たる一介の浪人志士を以て、殉難の後四年を經て成るを告げた明治維新の大史實と交渉の深い所以も、主として是に存してをります。

明治維新の史實は、我々日本の國民が今方さに遭遇しつゝある現時代の發端で、歷史としては猶ほ頗る新しきに過ぎますから、此の間の事實を觀察する人も、種々の黨爭の情や複雜した念を混淆して、動もすれば公平の判斷を誤り、斯かる大史實と交渉の深い國臣のやうな志士の人物事功も、猶ほ十分に認識せられぬのを感じますが、然かし段々と年所の積むに從ひ、今日よりも更に幾層の鮮明と價値とを加へるであらうと思ひます。

遺骸の發見

元治元年七月二十日の午後、國臣等三十餘人、六角の獄に於て、處刑を受けると、遺骸はお土居西の仕置場に移され、當時の獄吏松田就正小島吟次郎の二人、密かに相謀り、遺骸の氏名明かに且つ身分あるもの十三體は、特に長壙を掘つて順次に排列し、瓦片に氏名を朱書し、各體に添付して埋め、他の氏名身分の分らぬもの二十體は、普通刑死者の例に依り、少し隔てゝ大竅を掘り、一ツに取集めて合はせ埋めました。

爾來四年の間は、幕府の威令猶ほ行はれましたが、やがて明治維新の世となり、洛東の靈山に殉難者の忠魂を祭るの典を擧げ、各〻氏名を錄して碑石を樹てましたけれども、これは招魂の表で、埋葬した墓とは別ですから、遺骸の所在は、始めより詮考を費しませんでした。加ふるに幕府の獄吏たりし人は、努めて當時の事實を隱蔽し、言明するを避けたので、國臣等の埋骨の地域も、全く世に知られず、依然として假葬せられた舊獄の刑場に遺棄せられたまゝ、十餘年の久しきを經過しました。

明治十年の春、京都府の勸業課は、塵芥の類を化成して肥料を製造する事業を創め、二條の西にある舊獄の刑場、及び接續してをる荒蕪を收用し、製造所を設け化芥所と稱することに決し、主任者吉井義之、自ら人夫を督し、用地を整理してゐますと、域内の邊隅荊棘の叢生した所の椋樹の下に、一つの隆起した地があつて、元治甲子の歲に處刑を受けた志士の遺骸を埋めた跡だと稱せられてゐました。發掘して見ると、果して骨骸壘々として現はれ、殊に平野次郎の名簽を朱書した瓦片も出ました。そこで愈〻殉難者の遺骨と云ふことを知り、靈山の招魂社に告げましたけれども、招魂

社は單に弔祭を行ふ趣意より成るもので、遺骨の處分に關係はない理由からして、此の事に當るを辭しました。

當時は西南の兵亂方に始めて起り、天子京都に御駐輦あらせられ、出入頻繁公私多端で、人は概ね顧念此の事に渉る暇のない折柄でしたが、吉井義之は但馬の義擧にも深く關係し、嘗て大和の同志と策應する爲め、衆に推されて出掛けた定七で、國臣との因縁も淺からぬので、殉難者の遺骨、固より忽緒に附すべからざるを思ひまして、他の淨境に移さむと欲し、當該の官廳に具狀して許可を受けましたけれども、遺骨の數も多く、相應に改葬の經費を要し、鄙職自ら辨ずる資力が無いので、多少の義捐を同僚知人等に求め、國臣等三十餘人の遺骨を合はせて收拾し、上京區下立賣御前通西へ入行衛町にある淨土宗の小刹竹林寺の境内に移して葬りました。

當時は殉難の志士を尊敬するの風氣、未だ今日の如く盛んならず、各所の寺院は、久しく遺棄せられた遺骨を嫌ひまして、地を與へて收葬することを許しませぬ。竹林寺は最も窮乏を極めた貧寺で、定つた住職もなく、近傍の見性庵といふ小庵に往む尼村上秀訓の兼帶して住持してをる頃であつたので、秀訓尼に幾分の報酬を贈つて承諾を得、且つ此の寺の本寺の認可を經て移し葬り、舊と刑場の跡にあつた地藏尊の石像を運び來つて墓の上に安置し、また傍に殉難の志士だと云ふことを表識した木標を建て、斯くて近傍より四五人の僧尼を招請し、聊か追弔の法會を修し、始めて收葬の事を了りました。これ實に明治十年の三月で、國臣等殉難の時を距る已に十四年の後でした。

爾來また三十餘年、子孫故舊の來り弔ふて香火を手向くるものも無ければ、寺では數ば住持を代へ、後は移葬の由來をも知らず、嘗て安置した地藏尊の石像も、殉難者收葬の由來を表識した木標も、何時の間にか取り除けられまして、埋骨の地點すら、容易に認むべからざる狀となりました。

適ゝ明治四十二年の夏に及び、舊と京都府の勸業課長の職を奉じた明石博高と云ふ人は、東久世通禧伯の撰せられた

靈山にある國臣の墓の誌文中に、君之被レ刑也、莫ニ收葬者一、故不レ詳ニ遺骸所一レ在と記されたのを讀み、往年の奉職中に聞いた收葬のことを想ひ起し、國臣の遺骸の在る所を調査したいと思ひましたけれども、改葬した寺名の記憶なく、吉井義之は早く世を去つて、調査の手掛も得難く困つてをると、當時の同僚吉川永三郎に、それは洛西の竹林寺だといふ記憶が殘つてゐまして、發見の端緖ふたゝび開けました。

洛西には、竹林寺と稱する寺が二個所あつて、相距ること遠からず、東の方は淨土宗の西山派で、人は東の竹林寺と稱し、西の方は同じ淨土宗でも黑谷派で、人は西の竹林寺と稱してをります。國臣等の遺骨を收葬したのは即ち東の竹林寺であります。

西の竹林寺の住僧芝谷貫順は、明治十年の法會には參與して讀經したので、當時の記憶が多少は殘つてゐまして、略ぼ埋骨の地點を指示しましたが、表識の木標は取り除けられて、已に久しく無いし、且つ指示する地點は土塀の下に位してをるので、それと確むる道もなく、一先づ後日の詮議を期して終りました。

然るに、翌明治四十三年の十一月十八日、住職小澤眞道は、土塀に近く沿ふて樹木を植ゑやうとして、深く地を掘りますと、骨骸が多く露はれ出ました。急いで事の由を前年の捜訪者及び寺の檀徒に告げ、相集つて檢査をしましたら、頭蓋骨の破片大小十二個、頸骨上下七個、手肢の幹骨二百三十個を算し、碎骨の斷片は猶ほ無數ありました。即ち芝谷貫順が指示した地點に恰當し、嘗て刑場の跡より改葬した遺骨であることは疑ふべからざる事實となつたので、人々は相議して鄭重に收拾を加へ、二個の陶壺に納れ、重ねて原地に埋め、また假りに五輪の塔を安置し、且つ標榜を建設して、香火を薦め鎭魂の式を擧げました。

斯くて、國臣の遺骨は、ふたゝび發見せられました。明治十年の收葬の時を距ること三十一年。元治甲子の殉難の時

を距ること、實に四十八年の後に當ります。

遺骨の發見に意を用ひ力を盡した人々は、殉難者の五十周年忌を期し、碑表を立つる計畫でしたが、間もなく世を去つた人なども出來まして、停頓してをる折しも、黑木實妙と云ふ筑前人は、自ら資を捐てゝ碑表を立て始めて體裁を整へました。即ち三十餘人の殉難者を合葬したもので、國臣單獨の墓といふのは別にありませぬ。

維新の後、遺族近親は兄都甲宣和の先塋の裡に、嘗て馬市の岡部謙助の家に留めて置いた小袴と始めて生れた時の命帶とを埋めて小さい墓を設けましたけれども、これは參拜の便を圖つた假墳であります。

大正五年の冬の初、大正天皇陸軍の大演習御統監の爲め、驛を福岡に駐めされた折は、眞の墓があるなら侍從を御差遣になりたい叡慮のやうに伺はれましたが、それは無いので、子孫を行在所に召出されて祭祀料を賜はりました。

死後の光榮

國臣殉難の後、四年を經て維新中興の世となり、太政官は先づ國臣等の事蹟を調査して提出すべきことを福岡藩に達せられ、明治二年には、藩は朝旨を奉じ、諸方の殉難者と同じく、石に國臣の氏名を勒して京都の靈山に建て、また福岡の東郊千代松原に招魂祉を設け、靈を祀つて忠節を旌表し、且つ遺族に家祭の料として、永世年々白銀二十枚を與ふる旨を達し、明治四年には、養家小金丸氏に留めた遺子六平太をして、國臣の後を嗣いで別に一家を立てしめ、班を進めて士族とし、また食祿を給しました。

次いで明治十五年、舊友知音相謀つて京都の靈山に祭典を行ひました時は、朝廷は特に祭祀料を賜はり、國臣の生前

嘗て深く欽仰した久邇宮朝彦親王、また特に歌を咏んで賜はりました。

斯くて十年を閲し、明治二十四年には、特旨を以て正四位を贈られ、續いて官幣大社靖國神社に合祀せられ、年々勅祭を蒙るの人となりました。

これは朝廷より與へられた光榮のあらましで、民間の事業としては、明治四十四年に、幾多の筑前人は、餘烈遺芳を顯彰するの趣意を以て、福岡に平野國臣先生顯彰會を組織し、東京に支部を設け、東西相應じ志を同じくし力を戮せて事業を經營し、大正四年の冬に至つて、福岡荒津山の公園に、巨然たる大銅像を建て、鄕閭の地行西町には、追慕の碑を、また誕生の地には記念の碑を、各〻建てまして、今は孰れも地方の偉觀を成してをります。續いて翌大正五年には、傳記及び遺稿の印行も竣りまして、平野國臣先生顯彰會の事業は全く成るを告げ、國臣の餘烈遺芳は長へに顯彰せられました。

國臣世を去つて、將に七十年ならむとし、その純忠至誠の苦節は、天下の人の遍く感賞して已まざる所で、光榮を蒙ること斯の如く、顯彰せらるゝ斯の如く、また幾多の文書に宣傳せられ、無數の詩歌の題材となり、勤王の志士としての名聲は、兒童走卒も皆善く知りまして、今は幾んど何等の遺憾もないやうですが、閱歷行實の仔細に於ては、猶ほ鮮明を缺くものも多く、中には甚だしく事實を失ふてをるものもあります。これは後の人の追々に研究をして是正せねばならぬことで、著者は我が平野國臣傳も、聊か此の間の缺失を補ふに足る資料とならうと思ふて筆を擱きます。

跋　言

平野國臣傳の著者は、今こゝに始めて跋言を作るの機會を得ました。

國臣が慨然として志を立て、自ら奮ふて力を國事に盡すやうになつてより後の資料は、隨分それは他の世間にも殘つてゐますけれども、その以前の事蹟は、筑前の地方でなければ、全く分らぬことで、採取も困難ですが、著者は幸に此の地方に久しく寓托し、國臣の二人の同胞はじめ、幾多の朋友知音とも、その人々の生存中、數ば相見て、或は記錄を出して示し、或は質問に答へ、幾多の便宜を與へられたのを第一の仕合として、筆を此の傳に着けました。

煩瑣の議論を交へた下手の長物語、その諸君を苦しむることの甚だしかつた代りには、國臣の一生の事蹟は、大概先づ備はつたやうでも、實際は却々以て然うでなく、研究の足らぬ所も猶ほ數多あります。容貌風采は如何とか、性行嗜癖は如何とか云ふやうなことは、折々に述べましたけれども、それは第二として、勉めて勤王の事蹟を主としたので、自然不十分を免れまいと思ひます。

それから國臣が名分の解釋に於て、他の筑前の勤王家、就中月形洗藏と見る所を異にしたことや、奈良朝の律令格式を講ずるに及び、我日本の國家の組織が、平民的王制（デモクラチツクモナルシー）なるに感激しまして、それが一つの動機となつて、熾烈の勤王論を唱へたことなどは、頗る興味の深い題目ですけれども、これは特別の考察を加へねばならぬし、多くは議論に涉りますから、概略に止めました。

世間の國臣の閱歷行實を記した幾多の文書と對照せらるゝ人は、恐らくは著者の微意を諒とせらるゝでありませう。

昭和四年九月十五日印刷
昭和四年九月二十日發行
昭和九年三月二十九日再版發行

平野國臣傳
（定價 金參圓八拾錢）

著者 春山育次郎

發行者 下中彌三郎
東京市日本橋區吳服橋三ノ五

印刷者 關口一男
東京市日本橋區吳服橋三ノ五

發行所
東京市日本橋區吳服橋三ノ五
振替東京二九六三九番
株式會社 平凡社
電話日本橋(24) 二一五七番 二一五八番 二一五九番

河田製本　　共立社印刷所・印刷